

平成26年 第1回定例会

東 御 市 議 会 会 議 録

平成26年 2月17日 開会

平成26年 3月20日 閉会

東 御 市 議 会

平成26年東御市議会第1回定例会議事日程（第1号）

平成26年2月17日（月） 午前 9時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 市長施政方針演説
- 第 5 議案第41号 教育委員会委員の任命について
- 第 6 議案第42号 公平委員会委員の選任について
- 第 7 議案第 1号 平成26年度東御市一般会計予算
- 第 8 議案第 2号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計予算
- 第 9 議案第 4号 平成26年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計予算
- 第10 議案第 5号 平成26年度東御市後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 議案第 3号 平成26年度東御市介護保険特別会計予算
- 第12 議案第 6号 平成26年度東御市水道事業会計予算
- 第13 議案第 7号 平成26年度東御市下水道事業会計予算
- 第14 議案第 8号 平成26年度東御市病院事業会計予算
- 第15 議案第 9号 平成25年度東御市一般会計補正予算（第5号）
- 第16 議案第10号 平成25年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第13号 平成25年度東御市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第11号 平成25年度東御市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第12号 平成25年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第14号 平成25年度東御市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第15号 平成25年度東御市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第16号 平成25年度東御市病院事業会計補正予算（第2号）
- 第23 議案第17号 東御市まちづくり審議会条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第18号 東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第20号 東御市税条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第21号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第22号 東御市就学指導委員会条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第23号 東御市社会教育委員条例の一部を改正する条例
- 第29 議案第24号 東御市集会施設条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第25号 東御市保育所条例の一部を改正する条例

- 第31 議案第26号 東御市児童館条例の一部を改正する条例
- 第32 議案第27号 東御市高齢者センター条例の一部を改正する条例
- 第33 議案第31号 東御市障害者支援施設条例の一部を改正する条例
- 第34 議案第19号 東御市特別会計条例の一部を改正する条例
- 第35 議案第28号 東御市商工業振興条例の一部を改正する条例
- 第36 議案第29号 東御市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第37 議案第30号 東御市公共物管理条例の一部を改正する条例
- 第38 議案第32号 東御市加沢地区共同園芸施設条例を廃止する条例
- 第39 議案第33号 東御市羽毛田勤労者会館条例を廃止する条例
- 第40 議案第34号 第2次東御市総合計画基本構想の策定について
- 第41 議案第35号 北御牧学校給食センター改築工事請負契約の締結について
- 第42 議案第38号 市有財産の譲渡について
- 第43 議案第39号 市有財産の譲渡について
- 第44 議案第40号 市有財産の譲渡について
- 第45 議案第36号 市道路線の認定について
- 第46 議案第37号 財産の処分について
- 第47 請願・陳情の報告

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	櫻井寿彦
10番	平林千秋	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	清水新一
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	依田俊良
20番	青木周次		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
総務部長	齊藤英世	教育長	牛山廣司
産業建設部長	北沢達	健康福祉部長	武舎和博
上下水道局長	橋本俊彦	市民生活部長	山口正彦
教育次長	清水敏道	総務課長	掛川卓男
企画課長	岩下正浩	市民課長	塚田篤
病院事務長	加藤英人	子育て支援課長	岩田広子
生涯学習課長	横関政史	代表監査委員	竹内春彦

議会事務局出席者

議会事務局長	白倉仁志	書記	西澤浩
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（青木周次君） 皆さん、おはようございます。

記録的な大雪の中、また、交通状況の悪い中、大変ご苦労さまです。

会議に先立ちましてお知らせします。柳澤旨賢君、窪田俊介君が車渋滞のため、遅れる旨の連絡がありましたのでご報告します。なお建設課長と農林課長が雪害対策のため、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告します。

ただいまから平成26年東御市議会第1回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（青木周次君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（青木周次君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、依田政雄君、柳澤旨賢君を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（青木周次君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの32日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から3月20日までの32日間に決定しました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（青木周次君） 日程第3 諸般の報告をいたします。

監査委員から平成25年12月実施分、及び平成26年1月実施分に関する例月出納検査結果報告書が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承を願います。

◎日程第 4 市長施政方針演説

○議長（青木周次君） 日程第4 市長施政方針演説を願います。

市長。

○市長（花岡利夫君） おはようございます。

立春も過ぎて、ようやく厳しい寒さも和らいできたやさき、上空の寒気と放射冷却の影響で厳しい冷え込みとなり、南岸低気圧に起因して2週連続での大雪となりました。

今回の降雪は、特に関東甲信各地で史上最多を更新するなど、猛威を振るいました。当市におきましても、80センチにも達する記録的な大雪により、交通機関が混乱し、寸断されたほか、様々な場面に影響が及びました。そのため、小・中学校の臨時休校、保育園の臨時休園をいち早く決定したほか、図書館や文化会館等、各種施設等の臨時休館、更には週末に予定していた行事、イベントの中止を余儀なくされました。

主要幹線については委託業者に、生活道路に関しては各区を中心に除雪に当たっていただきましたが、現在もなお県道、市道の通行止めは解消されず、日常生活にも支障を来しております。完全復旧に向けて全力を傾注するとともに、本日、雪害対策本部を設置し、被害状況の調査を開始しております。

議員各位、市民の皆様方のご協力を切にお願いいたします。

本日ここに、平成26年東御市議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては何かとご多端のところ、ご参集を賜り、ここに開会できますことに深く感謝し、御礼申し上げます。日ごろより市政の運営に際しましては、特段のご理解とご協力を賜っておりますことに、重ねて御礼を申し上げます。

今般、定例会に提案いたします議案は、平成26年度東御市一般会計予算など全部で42件でございます。いずれも重要にして必要不可欠な議案でございますので、何とぞよろしくご審議の上、ご同意、ご承認、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

東御市は、この4月に平成16年の合併により新市が発足してから10周年の区切りを迎えます。まさに新市の基礎づくりをする揺らん期から、一体感の醸成に向けて様々な施策を展開した成長期を経て、今次さらなる飛躍を期した発展、安定期へと進化し、変ぼうを遂げる途上に差しかかっております。

平成26年度は、合併特例債の適用最終年度に当たり、継続してきた大型プロジェクトが一旦帰結する年となりますが、これまでの歩みをとどめることなく、確実に進めるとともに、この10年間の来し方を検証・総括し、新たな10年の行く末を見据えて始動する年、そして真の東御市らしさを全面に押し出した特色ある施策に取り組む年、そんな区切りとなる大切な段階の1年であると認識いたしております。

市が節目の年を迎えるとともに、私自身、今春には2期目の市政が任期の折り返しを迎える年となりますので、次なる段階へ踏み出す契機にしたいと考えております。そのためにも時代の変化を的確にとらえ、市の直面する喫緊にして重要な諸課題に対しては、因習や前例、固定観念にとらわれることなく、真に市民が希求し、市民益にかなうことが何なのかを模索し、必要な議論を重ねる中で市民の皆様とともに考え、よりよい結論を導き出してまいりたいと考えております。

また、2期目にあたって掲げました持続可能な美しいふるさと東御市づくり、小学校区単位の地域づくり、東御暮らしに誇りの持てるまちづくりを具現化するため、市政の主役は市民であることを改めて強く心に刻み、従前にも増して現地・現場を重視し、市民の目線に立ち、声なき声に耳を澄ませ、市政運営に取り組んでまいりる所存でございます。

国が推し進める地域主権改革に関しては、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指しており、義務づけ、枠組みの見直しや基礎自治体への権限移譲が順次行われてまいります。

こうした国の動向にも留意しつつ、将来のまちづくりの一翼を担っていただく市民力、地域力の支援に力を注いでまいります。

さて、日本の政治・経済の情勢につきましては、政権交代による第2次安倍内閣により、大胆な金融緩和、機動的な財政出動、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢による政権のもと、円安や株価上昇の動きがうかがわれ、長年にわたり日本経済を苦しめてきたデフレにも変化の兆しが見えてきました。

輸出の持ち直しと家計所得や投資の増加により、景気は緩やかに回復基調にあり、更にその動きが確かなものとなることが期待されます。業種によっては消費税増税前の駆け込み需要が追い風になる中、アベノミクス効果により一定の成果が出ておりますが、まだまだ地方への波及を実感できない状況にあります。

国の借金は既に1,000兆円を超えており、財政状況が不透明な中、自治体運営は今後とも厳しい状況に変わりはなく、なお一層の努力をしていかなければなりません。

また、昨年9月には、2020年オリンピック・パラリンピックの開催都市に東京が決定し、その経済波及効果も多く期待が寄せられております。

一方、3.11東日本大震災から既に1,000日が過ぎた現在においても、被災地では災害公営住宅や集団移転先の整備の遅れ、更には福島第一原子力発電所での汚染水漏れや除染対策の遅れなど、依然として深刻な状況が続いております。

加えて、4月から消費税が増税となること、更には特定秘密保護法が十分な議論がなされないまま成立したことなど、国民生活に対する不安や政治に対する不信感が存在しています。

このような中、当市におきましては、県をはじめとして関係機関と連携を密接に図りつつ、鋭意情報収集に努めるとともに、国の新しい政策に迅速かつ柔軟に対応してまいります。

平成16年4月の合併により誕生した東御市は、平成25年度までの10年間を計画期間とする第1次東御市総合計画において定めた「さわやかな風と出会いの元気発信都市」を基本理念としてまちづくりを進めてまいりました。

この間、市では急速に進展する少子高齢化社会への対応や長引く景気の低迷等による厳しい財政状況のなど、様々な課題に直面してまいりました。地方分権がまさに実行段階を迎える今日、自治体が自らの判断と責任によって、持続可能な自治体経営を進めるため、市民と行政の共通・共有の

まちづくりの指針として、平成26年度から平成35年度を計画期間とする第2次東御市総合計画「とうみ夢・ビジョン2014」を策定いたしました。「人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ」を将来都市像として掲げ、幸せが実感できるまちづくりを実現するため、6項目にわたるまちづくりの基本目標のもと、21の施策を設定し、更に細分化した64の施策を推進してまいります。

この計画を実現するに当たっては、特に次の2点を重視して進めてまいります。

まず1点目は、市民参加と協働です。計画の内容を共有することはもちろん、自助、共助、公助の役割分担の実践です。個人がやるべきこと、地域がやるべきことを明確にした上で、市民参加と協働により取り組みを進めてまいります。

2点目は、基本計画の成果を明らかにすることです。すべての施策には目標値を設定していますので、行政評価システムにより評価し、計画の進捗よく状況を公表してまいります。

私が市長に就任以来、公約に沿って、この間に取り組んでまいりましたまちづくりの一端を振り返ってみますと、舞台が丘公共施設整備事業による新しい市役所の竣工と、市役所に併設した図書館の開館、助産所の開所、市民病院人工透析室の増床、コミュニティFM放送局の開局、保育園の1地区1園化の推進、ワイン特区の導入と千曲川ワインバレー構想、観光ビジョンの策定、食育の推進と食の掘り起こしプロジェクト、福祉医療費の適用年齢の引き上げ、市内温泉施設の用途による特化、歴史的風致維持向上計画の認定、海野宿滞在型交流施設整備工事の着手等、各般にわたり取り組んでまいりました。

更には企業の誘致、男女共同参画推進条例の制定、田中駅南口整備事業等、多分野にわたるまちづくりに携わってまいりました。

これらの諸施策に取り組む、推進する中で、次の段階へとつながる貴重な教訓を得てまいりました。常に現場に出向き、市民の目線に立ち、声なき声に耳を澄まし、市民益を旨とし、よりよい未来を志向して進んでまいりました。

また、行政が行ういかなる事務事業に関しても、必要な議論を惜しまず、確固たる説明責任を果たすことの大切さを改めて痛感いたしました。

私が就任当初に申し上げた「愛するふるさと東御市のために、今、何をなすべきか」という愛郷と献身の思いを改めて心に命じ、初心を忘れることなく、市民の皆様が安全と安心を実感できる暮らしの実現を目指して、自立したまちづくり、健全な財政運営を進めるとともに、今後も率先垂範、リーダーシップを発揮して物事に対処し、「小さくともキラリと光る持続可能な東御市」づくりのために、誠心誠意努めてまいり所存でございます。

これまで慎重に温めてきた夢のある話題を直視し、方向性を見出す千載一遇のチャンスに恵まれました。長野県は日本を代表する良質なワイン生産県として近年、その評価は高まりつつあることに加え、全国でもワイン市場は拡大の傾向にあることから、今後更に発展していく可能性があります。また、ワイン産業はすそ野が広く、様々な産業を有機的に結びつけて地域活性化につなげられ

ます。まずワイナリーはワイン用ブドウを栽培する1次産業、ワイン用ブドウを加工・醸造する2次産業、更にワインを販売する3次産業までも手がけることができます。これらを合計して6次産業としての効果とあわせて、豊かな自然、いやしの環境と相まって、観光への効果が期待できます。

このように長野県の良質なワインの生産と、ワインにまつわる環境を整備することで、県内外から多くの人々が訪れることを目指すのが、「信州ワインバレー構想」です。ワインバレーは、4つのワイナリー集積地域に大別され、千曲川ワインバレーに属する当市は、平成20年のワイン・リキュール特区の認可以降、着実に生産を拡大しており、市内3ワイナリーが連携した「東御ワインフェスタ」が開催されるなど、近隣に先駆けてワインによる地域おこしが始まっています。

今後市では、ワイン用ブドウの栽培区域を拡大し、新規参入者の受け入れ条件の整備を通して、ワイナリーとブドウ畑が地域全体の力を引き上げ、観光資源、農・商・工連携による他産業への波及を期待する同時に、千曲川ワインバレーの先駆者として中心的役割を担ってまいりたいと考えます。

標高1,700メートル以上に位置し、首都圏からの移動時間が2時間30分、宿泊施設も充足されていることから、湯の丸高原が高地トレーニングの適地であるとして、日本水泳連盟の関心が高まっています。

去る1月22日、文部科学省において上田市、小諸市を含む近隣6市町村長の連名により、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた上信越高原国立公園エリアにおいて、湯の丸高原に国による競泳用長水路プールの建設を含めたトップアスリートを養成するための高地トレーニング環境の整備のための要望書を下村大臣に提出してまいりました。

また、2月14日には、市内各種団体の皆様から、市を挙げての誘致活動の推進に関する要望をお受けいたしましたことから、早急に全市的な組織体制での推進を検討してまいります。今後は長野県や日本水泳連盟等の関係機関や団体にご参加いただいた組織体制を構築し、施設建設に向けた各種活動の方向性について協議、検討を進めてまいります。

湯の丸高原に高地トレーニング施設ができて、合宿が盛んになれば、市民がトップレベルの選手のわざと力に触れる機会になります。スポーツに興味を持ち、親しむことで健康増進活動が活発になります。また周辺地観光とスポーツイベントを融合したスポーツツーリズムにより、観光の振興と交流人口の増加など、当市への経済効果が期待されます。東御市で育ったトップアスリートがオリンピックに出場し、金メダルをとってくれる、そんな光景を夢見ながら、誘致活動に取り組んでまいります。

これから今後10年の基本方針と、夢を実現させるための取り組みを踏まえ、平成26年度に取り組む主要な事業について、第2次東御市総合計画基本構想案に掲げるまちづくりの基本目標6項目に沿って申し上げます。

まず1つ目、「豊かな自然と人が共生するまち」づくりのため、新エネルギーの活用とごみの減量・資源化を進めてまいります。新エネルギーについては、当市の立地条件を生かした太陽光、木

質バイオマス等の環境に優しい新エネルギーへの転換を促進します。特に太陽光発電システムに対する個人住宅、企業への補助金を継続し、再生可能な新エネルギーの活用の推進を図るとともに、新エネルギーの促進もあわせて推進します。

次に、ごみの減量化については、東御市一般廃棄物処理基本計画に基づき、可燃ごみ排出量に対して平成27年度の目標を年間4,468トンとし、現状より10%減らすことを目標に取り組みを進めています。この減量化目標を達成するため、当市においては生ごみの分別収集と堆肥化处理に取り組むこととし、生ごみ処理施設にあっては、平成29年度の稼働を目指し、建設工事に着手してまいります。

市民の皆様には、ごみの発生抑制と分別ルール徹底に一層のご理解とご協力をお願いいたします。

2つ目に、「安全、安心の社会基盤が支える暮らしやすいまち」づくりのために、住環境、道路環境の整備と、災害に強い地域づくりを推進します。良質な居住環境を確保するため、市営住宅日向が丘団地の建替えに一部着手します。老朽化している平屋17棟、68戸を取り壊し、新たに10棟51戸分を建設するもので、平成31年の完成を目指します。

市民生活の利便性の向上と地域の経済活動を支えるため、道路網の整備は欠かせません。海野バイパス新設工事については、平成24年に工事に着手して以来、全体計画延長630メートルのうち、352メートルの工事を実施してまいりましたが、平成26年度内の開通を目指して、残り278メートルの工事に取り組んでまいります。

県・東深井線の道路新設工事については、舞台が丘地区における市民の交流や防災に寄与する基幹道路として、延長326.5メートルの一部に着手し、平成28年度の開通を目指します。

次に、災害に強い地域づくりの一環として、農業用ため池の耐震調査と雨水排水路の整備を実施します。ため池施設の耐震性調査については、3.11東日本大震災の教訓から、池の堤体の耐震性を調査し、必要により補強を行うもので、災害発生時に及ぼす影響が大きいと思われる田楽池、和池等の大規模なため池から実施し、27年度以降は優先度に応じて調査を実施してまいります。

雨水排水路の整備については、豪雨の際、常田地域において浸水被害が発生していることを踏まえ、雨水排水路の整備工事の設計に向けた調査測量を実施し、順次着工に向けた準備を進めてまいります。

これらの事業を推進することで、水害に強い、安全な地域の形成を目指します。また、これらの社会基盤の整備を進めるに当たっては、豊かな自然環境と都市的環境が調和した秩序ある土地利用が不可欠です。このため5年に1度の都市計画基本調査を実施し、人口、土地利用、交通等の状況を把握する中で、平成27年度以降に予定する国土利用計画や都市計画マスタープランの見直し等に反映させるための基礎資料として整備します。

3つ目に、「子供も大人も輝き、人と文化を育むまち」づくりのために、東御市の次代を担う子どもたちの保育・教育環境の整備とあわせ、生涯学習とスポーツの推進に取り組みます。

まず保育園舎の整備については、市立保育園改築基本計画に基づき、1地区1園化に向けた建替えを進め、田中保育園の新築工事をこの3月に着工し、26年度末までにすべての建替えが終了することになります。安全、安心な教育環境の整備につきましては、小・中学校の体育館等の非構造部材の耐震補強工事に着手します。非構造材部材とは、躯体以外の天井材、サッシ窓、外壁などをいい、これまで調査、設計を進めてまいりましたが、27年度までの2年間で補強工事を終了させる予定であります。

学力の向上対策に当たっては、平成25年度から北御牧小・中学校で小中一貫教育をスタートさせ、コース別学習など、特色ある教育活動に取り組んでいるところですが、教職員から授業を通して学習に前向きに取り組む姿勢が身についてきていると評価されております。

こうした姿勢を確かな学力の定着につなげるため、一貫教育の検証を進めると同時に、不登校対策や地域の皆さんとの連携を視野に入れながら、東部中学校と東部地域4小学校においても連携を図りながら、小中一貫教育の実施に向けた検討に着手してまいります。

さて、中央公民館の増改築工事が3月中旬の竣工を間近に、その全容をあらわしてまいりました。新たに教育委員会事務局が一体となることに伴い、従来の教育課と生涯学習課がより連携を深め、課題を共有し、教育行政全般を広い視野からとらえて、問題解決に当たってまいります。また、改修にあわせて整備した講義室をはじめとするリニューアル後の中央公民館機能を十分に活用した講座を積極的に開催してまいります。従来の講座に加えて新たな講座を開設し、学びを通じて単なる個人の生きがいがづくりのみでなく、地域課題や現代的課題を深めながら、地域づくりをコーディネートできる人づくりに取り組んでまいります。

ここで新たな住民総参加型スポーツイベント、「チャレンジデー」のご案内をいたします。チャレンジデーは、世界中で実施されているイベントで、人口規模がほぼ同じ自治体同士が毎年5月の最終水曜日に15分以上継続して何らかの運動やスポーツをした住民の参加率を競い合うもので、今年は5月28日に開催されます。当市においてもスポーツによる地域の活性化とあわせて、住民の健康づくりのための一市民一スポーツを实践するためのスタートイベントとして取り組みますので、市民、企業の積極的なご参加をお願いいたします。

4つ目に、「共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち」づくりのために、市民一人ひとりの健康に対する意識の向上と地域の助け合いを基本とした福祉のまちづくりを進めます。行政は、自分の健康に関心を持ち、生涯を通じ健康的な生活習慣に心がける人を増やすため、市民の健康づくりの支援に取り組んでまいります。

まず日常生活を大きく変えず、簡単に実践できる健康づくりを気軽に始めてもらうため、新規事業として「プラス10ミニッツ」活動を推進し、市民の皆様の小さな変化を応援する健康的なライフスタイルづくりを提唱します。あわせて特定健診、健康づくりイベント、セミナーなどへの参加に応じてポイントを加算し、一定のポイントに達した方が様々な特典を獲得できる「健康マイレージ事業」を実施します。各種健康づくり活動を楽しみながら取り組んでもらい、これら健康増進事

業とあわせて生活習慣病予防を推進する中で、自らの健康状態や生活習慣を知ることが目的とした特定健診の受診率を50%と目標に掲げ、健康長寿の向上に取り組みます。

次に、支え合う地域福祉を推進するため、ひとり暮らし高齢者や災害時に援護が必要な人を日ごろから地域で見守ることを目的に、地域支えあいマップの作成を推進します。社会福祉協議会と市が連携して各区を訪問し、作成を支援してまいりますので、区においては地域の課題の解決を図ると同時に、互いに支え合う仕組みを構築していただきたいと思っております。

また、介護予防事業の推進と地域包括ケア体制の整備に当たっては、介護予防支援ボランティアを育成し、地域における運動教室の開催をお手伝いいただくなど、高齢者が自立して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指します。

更に障がいのある方の自立支援や高齢者が生きがいを持って生活できるよう、引き続き各種の福祉施策の充実を図ってまいります。

5つ目に、「地域の魅力を活かし、活力とにぎわいを生むまち」づくりのために、東御ブランドの確立と魅力ある観光地づくりに取り組みます。

まず地域にある商工業者が活力を取り戻すことが、地域の活性化につながります。商工会と連携し、後継者への事業継承や新分野のものづくりなどの研修事業を行い、企業のスキルアップを図るとともに、地域産業の再構築を支援します。

農業の振興に当たり、耕作放棄地が市内耕地面積の15%、450ヘクタールに達しており、大きな問題となっています。このため荒廃農地対策と東御ブランドのワインの増産を同時に戦略的に取り組むため、御堂地区の荒廃農地30ヘクタールに土地改良事業の導入を予定しています。ワイン用ブドウの一大産地化に向けたこの圃場整備を平成29年度の工事完了を目指して、具体的な計画づくりに着手します。

また、市の代表的な観光拠点の整備を進め、交流人口の増加を目指します。海野宿では、26年度早い時期の開業を目指し、歴史的価値のある古民家を改修し、滞在型交流施設整備を進めておりますが、このたびその愛称を「うんのわ」と決定しました。「うんのわ」とは、フランス語でくるみを意味するもので、海野宿の歴史とともにあるくるみを施設のシンボルとしていきたいと指定管理者から提案があったものでございます。伝統的建造物を公開・活用することにより、文化財への理解と文化振興が図られ、海野宿初の宿泊施設として地域の活性化と観光振興につながるものとして期待をしております。

あわせて海野バイパスが開通すると、交通量が増加することを踏まえ、観光客や通行者が気軽に立ち寄れるようバイパス沿いにトイレ付きの駐車場を整備してまいります。これら海野宿観光の条件を整備することで、現状より1万人多い年間22万人を超えるお客様を迎え入れたいと考えております。

6つ目に、「市民と共に歩む参画と協働のまち」づくりのために、地域づくり組織を再構築し、市民参加の仕組みをつくります。小学校区単位の地域づくり組織の取り組みは、この活動を通じて

地域コミュニティの再構築と自立した地域を目指すものです。これまで滋野地区の「しげの里づくりの会」の発足に続き、北御牧地区においても新たな組織の概要が見えるまでになってまいりました。また柵津地区においても、組織化に向けた具体的な議論が始まっていることから、これら3地区については地域づくり支援員を地区公民館に配置し、地域における課題解決等を支援してまいります。なお和地区及び田中地区においても、地域づくり組織再編成の体制が整った段階で、支援員を配置してまいりますので、今後も具体的な議論を進めていただくためのお手伝いもさせていただきますと思います。

また、女性の視点や経験が様々な分野で必要とされている今の時代にあって、地域や職場においてそれらが生かされ、男女がともに参画することのできるまちづくりを市民との協働を図りながら推進してまいります。

第2次総合計画では、基本計画にある施策の実現に向け、従来の総合計画策定市民会議に続き、新たに総合計画推進市民会議を設置します。市民会議では、市民と行政が役割を分担して取り組むための協働の推進だけでなく、計画の進ちょく管理にも協働の手法を取り入れることを模索するなど、市民参画のけん引役を担っていただきます。

第2次総合計画とあわせ、第3次行政改革大綱に基づく取り組みが始まります。職員においても人件費コストを含む行政改革の必要性を認識し、既存の業務内容や業務手順の見直しとあわせて、効果的な業務を遂行するために職員の能力開発や資質向上のための研修を行い、人材の育成を図り、行政運営の能率向上を進めるスタートの年として位置づけております。

次に、平成26年度各会計にかかわる予算編成の基本的な方針につきまして申し上げます。

我が国の経済情勢は、国の月例経済報告などによると、安倍内閣が掲げる三本の矢による一体的な取り組みの施策効果から、家庭や企業のマインドが改善し、消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がっております。先行きにつきましては、輸出が持ち直しに向かい、各種政策の効果が下支えする中で、家計所得や投資が増加し、景気の回復基調が続くことが期待されます。

消費税引き上げに伴う駆け込み需要及びその反動が見込まれておりますが、年度を通して見れば前年度に引き続き堅調な内需に支えられた景気回復が見込まれ、好循環が徐々に実現していくと考えられております。

県内の経済状況においても、消費行動の改善傾向などにより景気が緩やかに持ち直しているとされております。

このような情勢の中、平成26年度予算編成に当たりましては、先に述べました第2次総合計画及び平成26年度重点施策と主要事業を念頭に置き、健全財政の堅持を旨に、最小の経費で最大の効果を上げるよう行財政の簡素・効率化を図りながら、一層の経費の節減、合理化と財源の重点配分に徹し、事業評価なども活用し、事務事業の選択と集中を行い、市の間断なき発展を期すこととして編成をいたしました。

一般会計の歳入につきまして、市税においては土地価格の下落等による固定資産税の減収を見込

む一方、景気が緩やかに回復しつつある中で給与所得の増加及び国内外の経済情勢の改善に伴う企業業績の回復等により、個人市民税及び法人市民税は前年度に比べ7,500万円の増収を見込み、また地方交付税などについては地方財政計画を踏まえ見込みました。

歳出については、経常的一般財源の枠配分と事務事業の見直しなどにより経常経費の抑制に努めるとともに、投資的経費については懸案事業や重点施策、主要事業を精査したところであります。

なお地方交付税の財源不足を補う臨時財政対策債にあっては、5億6,000万円、社会資本整備総合交付金事業をはじめ実施中の重点事業の財源に充てる公共事業等債、全国防災事業債及び合併特例債などにあっては10億5,800万円、基金繰入金にあっては11億2,800万円を見込んでおります。

その結果、一般会計関連の26年度末の起債残高は、過去の借りに係る償還の進捗もあつるものの、重点事業の推進に伴い前年度末に比べ1億5,000万円増の222億円を見込み、積立基金残高の合計は60億1,200万円となる見込みであります。

病院経営につきましては、引き続き経営の健全化を図っていくこととともに、佐久医療センターが3月にスタートすることにより、市民病院の位置づけが大変重要になってくるものと考えております。

それでは、本議会に提案いたします議案第1号から議案第8号までの予算案の概要につきましてご説明申し上げます。

一般会計の総額は148億9,500万円で、25年度当初予算と比べますと4億1,000万円、率にして2.8%の増となっております。その主な要因は、海野バイパス整備事業2億400万円、県・東深井線整備を含む舞台が丘公共施設整備事業8億3,000万円などの継続事業、また小・中学校非構造部材耐震補強整備事業2億4,900万円、消費税率引き上げの影響緩和のための低所得者や子育て世代に対する給付金事業1億1,500万円などによるものです。

歳入の主なものは、市税が38億5,900万円、地方交付税が42億円、国庫支出金が16億6,500万円、県支出金が7億4,600万円、基金繰入金が11億2,800万円、市債が16億1,800万円などとなっております。

一方歳出では、総務費が16億7,100万円、民生費が41億1,900万円、衛生費が11億6,100万円、土木費が27億8,900万円、教育費が14億9,900万円、公債費が17億900万円などとなっております。

特別会計は、4つの会計の総額で64億9,100万円となっており、25年度当初予算と比べますと1億2,100万円の減となっております。

その主な要因は、土地開発公社からの工業用地取得に備え、当初予算に計上していた工業地域開発事業特別会計が、土地開発公社2号業務の市への移管に伴う市による用地取得、造成の予定がないため、平成26年度当初はゼロとしたことによるものでございます。

また、水道事業、下水道事業及び病院事業の3つの公営企業会計の総額は64億9,400万円

となり、前年度当初予算と比べますと5億4,700万円の増となっております。

詳細につきましては、後ほどそれぞれ担当部長等から申し上げます。

次に、本定例会に提案をいたしますその他の議案につきまして、その概要を申し上げます。

議案第9号から第16号までの8件は、平成25年度一般会計をはじめ特別会計及び公営企業会計にかかわる補正予算でございます。

まず議案第9号 平成25年度東御市一般会計補正予算（第5号）でございますが、歳入歳出予算に1億1,257万9,000円を減額いたしまして、総額を198億5,504万4,000円とするものでございます。

その主なものは、上川原工業団地の土地売却収入及び減債基金へ積み立て、国の補正予算に伴うため池一斉点検事業等の実施、下水道事業会計繰出金の減額、公共施設等整備基金繰入金の減額などであります。

次に、議案第10号 平成25年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、過年度療養給付金の精算に伴う国庫負担金の返還金等の増額補正、及び後期高齢者支援金、介護納付金等の事務事業費の確定による不用額等の減額補正でございます。

次に、議案第11号 平成25年度東御市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、保険給付費に係る増額補正及び事務事業の確定による不用額の減額補正でございます。

次に、議案第12号 平成25年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、事務事業が発生しなかったことによる減額補正でございます。

次に、議案第13号 平成25年度東御市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、過年度療養給付金等の精算に伴う長野県後期高齢者医療広域連合への負担金等の減額補正でございます。

次に、議案第14号 平成25年度東御市水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、事業量及び事務事業の確定による収益的収支、資本的収支の減額補正、及び資本的支出の増額補正でございます。

次に、議案第15号 平成25年度東御市下水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、事務量及び事務事業の確定による収益的収支及び資本的収入の減額補正でございます。

次に、議案第16号 平成25年度東御市病院事業会計補正予算（第2号）でございますが、事務量及び事務事業の確定による収益的収入の増額及び減額補正、また資本的収入の増額補正でございます。

それぞれの詳細につきましては、後ほど担当部長等から申し上げます。

続きまして条例等の議案について説明申し上げます。

議案第17号 東御市まちづくり審議会条例の一部を改正する条例から議案第33号東御市羽毛田勤労者会館条例を廃止する条例まで、全部で17件ございまして、そのうち15件は既存条例の一部を改正するもの、また2件は当該施設の設置目的が果たされたことにより、公の施設の管理

区分の整理に伴い廃止するものでございます。

議案第34号 第2次東御市総合計画基本構想の策定についてにつきましては、市民と行政の共通、共有のまちづくりの指針として、平成35年度までの10年間を計画期間として策定するに当たり、条例の規定により議会の議決をお願いするものであります。

また、議案第35号につきましては、北御牧学校給食センター改築工事に関する入札の結果を受け、工事請負契約を締結するに当たり、条例の規定により議会の議決をお願いするものであります。

また、議案第36号 市道路線の認定については、道路法の規定により議会の議決をお願いするものであります。

また、議案第37号から議案第40号については、財産の処分、市有財産の譲渡について、条例の規定並びに地方自治法の規定により、それぞれ議会の議決をお願いするものであります。

それぞれの詳細につきましては、後ほど担当部長等から申し上げます。

議案第41号及び第42号は、人事案件として教育委員会委員の任命と、公平委員会委員の選任について、それぞれ地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地方公務員法の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほど申し上げます。

本定例会に提案いたします議案の概要は以上のとおりでございます。何とぞ慎重なるご審議の上、ご同意、ご承認、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成26年度の予算案と新年度に取り組む重点施策を披れきし、あわせて本定例会に提案させていただきます議案の概要について申し上げます。

今次、まさに時代は大きな転換点を迎え、次々と新しい課題に直面してまいります。こういう時代だからこそ、新しい課題、そして難しい課題に対し、逃げることなく、勇猛果敢に立ち向かっていかなければなりません。先行きの見えにくい厳しい時代にあって、本市が置かれている状況を的確に判断し、その上で私たちは東御市ならではの魅力を最大限に引き出し、相乗効果を発揮させなければなりません。市政発展に果たすべき市長の職責の尊く重い使命を念頭に置き、いま一度原点に立ち返って、虚心坦懐、声なき声に耳を傾け、ご意見を真摯に受けとめるとともに、私たちの先人が知恵と勇気を振り絞り、絶えず挑戦を続け、守り、育み、大きく成長させてきたこの愛するふるさとを、市民の皆様とともに、更に充実、発展させていくことこそ、そしてこのまちに生まれてよかった、このまちで暮らしてみたい、いつまでも住み続けたい東御市となるべく、引き続き粉骨砕身、努めてまいることをここにお誓い申し上げます。

市民の皆様並びに議員各位におかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、本定例会に当たっての施政方針とさせていただきます。

◎日程第 5 議案第41号 教育委員会委員の任命について

◎日程第 6 議案第42号 公平委員会委員の選任について

(上程、説明)

○議長(青木周次君) 日程第5 議案第41号 教育委員会委員の任命について、日程第6 議案第42号 公平委員会委員の選任について、以上2議案を一括議題とします。本2議案を書記に朗読させます。

○書記 定例会議案の55ページをお開きください。

議案第41号 教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所、東御市大日向369番地。

氏名、直井良一。

生年月日、昭和25年4月18日。

略歴、東洋大学卒業。信州ハム株式会社常務取締役。現東御市北御牧小学校評議員。現東御市北御牧小中一貫教育推進委員。

続きまして57ページをお開きください。

議案第42号 公平委員会委員の選任について。

下記の者を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所、東御市布下198番地。

氏名、大熊節男。

生年月日、昭和24年2月3日。

略歴、信州大学卒業。佐久市立望月小学校長。現佐久市教育委員会学校教育課スクールメンタルアドバイザー。

○議長(青木周次君) 本2議案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(花岡利夫君) ただいま上程となりました議案第41号 教育委員会委員の任命につきまして、提案説明を申し上げます。

現在、教育委員として在籍いただいております中八重原の岩下欣弘委員が、5月18日で任期満了を迎え、その後任として、ただいま書記が朗読のとおり、新たに大日向の直井良一さんを委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会のご同意をお願いするものであります。

直井さんは、北御牧小学校学校評議員、北御牧小中一貫教育推進委員会副会長を務められ、青少年育成に広い見識をお持ちであり、人格高潔で教育委員として適任であると考えて、新たに教育委

員として任命をいただく提案をいたすものであります。

なお新教育委員の任期は、平成26年5月19日から4年間でございます。

よろしくご審議いただきまして、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。
続きまして、議案第42号 公平委員会委員の選任につきまして、提案説明を申し上げます。

公平委員会は、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する処置の要求を審査し、判定し、必要な処置を講じるほか、不利益処分の不服申し立ての裁定等を行う委員でありまして、3人の委員をもって組織することとされております。

また、委員は人格高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関して識見を有する者のうちから、議会の同意を得て選任することとされております。

現在、公平委員として在職いただいております八反田の渡邊弘文さんの任期が5月23日で満了を迎え、その後任として、ただいま書記が朗読のとおり新たに布下の大熊節男さんを委員として選任したいので、地方公務員法の規定に基づき、議会のご同意をお願いするものであります。

大熊さんは、望月小学校長をはじめ教育現場での経験が長く、現在は農業委員も務めておられ、人格、識見ともに公平委員に適任と考えております。

なお新公平委員の任期は、平成26年5月24日から4年間でございます。

よろしくご審議いただきまして、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

◎日程第 7 議案第 1号 平成26年度東御市一般会計予算

(上程、説明)

○議長(青木周次君) 日程第7 議案第1号 平成26年度東御市一般会計予算を議題とします。
本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(齊藤英世君) おはようございます。ただいま上程となりました議案第1号 平成26年度東御市一般会計予算につきまして、提案説明を申し上げます。

平成26年度東御市一般会計・特別会計予算書1ページをお願いいたします。

議案に入る前に、平成26年度会計別予算総括表をご覧いただきたいと思います。

平成26年度一般会計予算は、148億9,500万円で、前年度に対しまして4億1,000万円、率にして2.8%の増額となっております。下欄の一般会計・特別会計の予算総額は213億8,608万2,000円で、前年度に対しまして2億8,887万5,000円、1.4%の増加となっております。

5ページをお願いいたします。

議案第1号 平成26年度東御市一般会計予算。

平成26年度東御市の一般会計の予算は次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ148億9,500万円とし、第2項款項の区

分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額につきましては、第2表債務負担行為によるものでございます。

第3条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、第3表地方債に示すとおりであります。

第4条、一時借入金の借り入れの最高額は20億円と定めるものであります。

第5条、歳出予算の流用につきまして、給料、職員手当等及び共済費についてのみ、同一款内の各項目間の流用をすることができることを定めるものでございます。

6ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算の歳入であります。款1市税38億5,988万9,000円、款2地方譲与税1億5,800万1,000円、款3利子割交付金500万円、款4配当割交付金700万円、款5株式等譲渡所得割交付金10万円、款6地方消費税交付金4億円、款7ゴルフ場利用税交付金900万円、款8自動車取得税交付金2,000万円、款9地方特例交付金1,000万円、款10地方交付税42億円、款11交通安全対策特別交付金450万円、款12分担金及び負担金2億6,845万7,000円、款13材料及び手数料1億7,066万3,000円、款14国庫支出金16億6,584万4,000円、款15県支出金7億4,669万2,000円、款16財産収入1億853万円、款17寄付金171万円、款18繰入金11億2,846万1,000円、款19繰越金5,008万円、款20諸収入4億6,227万3,000円、款21市債16億1,880万円、歳入合計148億9,500万円であります。

8ページの歳出をお願いいたします。款1議会費1億4,985万7,000円、款2総務費16億7,135万4,000円、款3民生費41億1,982万1,000円、款4衛生費11億6,192万5,000円、款5農林水産業費5億2,295万6,000円、款6商工費7億1,400万7,000円、款7土木費27億8,957万3,000円、款8消防費5億1,302万2,000円、款9教育費15億310万6,000円、款10公債費17億528万2,000円、款11災害復旧費409万7,000円、款12予備費4,000万円、歳出合計148億9,500万円であります。

10ページをお願いいたします。第2表債務負担行為の期間、限度額等の定めでございます。

初めに、東御市土地開発公社の平成26年度事業資金の債務保証でございまして、限度額を1億1,910万円、浅間山麓総合開発株式会社の土地購入等の借入資金の損失補償につきましては、限度額1億1,720万円、公共事業用地取得事業費、県地区用地につきましては期間を平成26年度から28年度までとし、限度額を3億9,050万円とするものであります。

11ページをお願いいたします。第3表地方債の内訳であります。災害援護資金貸付金350万円、臨時財政対策債5億6,000万円、合併特例債7,090万円、施設整備事業債910万円、公共施設等債7億720万円、防災対策事業債2,660万円、公営住宅建設事業債6,190万

円、学校教育施設等整備事業債 830 万円、全国防災事業債 1 億 7, 130 万円のそれぞれの限度額であります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記述のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

次に 13 ページからは、予算に関する説明であります。15 ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書の総括であります。

歳入から申し上げます。予算の構成比と前年度予算額との増減率等を示したものであります。歳入予算の構成比が大きいものから申し上げますと、款 10 地方交付税が 28. 2%、款 1 市税 25. 9%、款 14 国庫支出金 11. 2%、款 21 市債 10. 9%、款 18 繰入金 7. 6%、款 15 県支出金 5. 0%であります。

前年度予算額に対する増減率では、款 1 市税で 1. 9%の増、款 10 地方交付税は増減なし、款 14 国庫支出金で 10. 7%の増、款 18 繰入金で 30. 8%の増、款 21 市債は 7. 8%の減となっております。

16、17 ページをお願いいたします。歳出予算の構成比では、款 2 総務費が 11. 2%、款 3 民生費が 27. 7%、款 7 土木費が 18. 7%、款 9 教育費が 10. 1%、款 10 公債費が 11. 5%となっております。

前年度予算額に対する増減率では、款 2 総務費で 37. 4%の減、款 3 民生費 4. 6%の減、款 4 衛生費 7. 9%増、款 5 農林水産業費 10. 9%増、款 6 商工費 7. 7%減、款 7 土木費 41. 8%増、款 9 教育費 36. 8%の増となっております。

続きまして事項別予算について申し上げます。42、43 ページをお願いいたします。

歳出から申し上げます。事項別予算の構成は、左から本年度、前年度、比較、本年度の財源内訳、説明、事業概要となっております。ここからは主な事務事業につきまして、予算科目の目を中心に説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

款 1 議会費目 1 議会費 1 億 4, 985 万 7, 000 円で、228 万円の減額となっております。議員報酬、手当及び負担金で 259 万 4, 000 円の減額であります。議員共済の負担率の変更によるものでございます。(3) の議会事務局諸経費 630 万 6, 000 円の増額は、議長車の更新などでございます。

44、45 ページをお願いいたします。款 2 総務費目 1 一般管理費 8 億 7, 043 万円で、1, 899 万 2, 000 円の増額であります。

46、47 ページをお願いいたします。(3) で職員退職手当基金積立金の 608 万 8, 000 円の増額につきましては、病院事業会計に係る職員分などの増によるものでございます。

(6) 一般管理諸経費の増額のうち、49 ページをご覧いただきたいと思っております。節 13 委託料ですけれども、社会保障税番号制度に伴うシステム改修委託料 214 万円がございます。この社会保障税番号制度についてでございますけれども、既にご案内のとおり個人の情報を同一の情報であると確認を行うための社会基盤であり、効率性、透明性の確保、利便性の向上、公平公正な社会実

現に向けて国民全員に個人番号を割り当てる制度で、現在の予定では27年秋には通知カードを市民に郵送する必要があることから、26年度から電算業務などのシステム改修を始めるものでございます。かかる経費につきまして、事業事務ごとに関係科目に計上してあります。

なお、このシステム改修委託料の今回予算化してあるものの総合計は6,570万円であります。ところどころに出てきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

52、53ページをお願いいたします。最下段の目2文書広報費8,290万円、5,588万4,000円の減額でございます。58ページをご覧いただきたいと思ひます。58ページの上段になりますけれども、(6)有線テレビ事業費6,160万5,000円の減額であります。25年度実施の伝送路光ケーブル化工事の減、及びとうみケーブル事業に係る上田ケーブルビジョンへの指定管理者制度移行によるものでございます。なお指定管理料は754万7,000円を見込んでおります。

次に、目3財政管理費545万5,000円、344万2,000円の増額であります。財務会計システムの更新に伴うリース料等の増によるものでございます。

目4会計管理費は386万5,000円あります。

60、61ページをお願いいたします。目5財産管理費は1億5,510万円、9億9,986万4,000円の減額であります。

62、63ページをお願いいたします。(6)調査管理事務諸経費449万3,000円の減額は、市役所庁舎、勤労者会館及び旧商工会館の仮設事務所等に係る光熱水費などの減であります。

66、67ページをお願いいたします。(8)庁舎施設整備事業費8億6,494万円の減額につきましては、25年度実施の中央公民館改築工事などの完了による減でございます。

68、69ページをお願いいたします。最下段に(15)合併振興基金積立金がございまして、1億3,512万5,000円の減額となります。

次のページをお願いいたします。70ページの上段でございますが、目6企画費4,336万3,000円で、42万5,000円の増額でございます。

(4)協働のまちづくり事務諸経費では155万8,000円の増額であります。地域づくり支援員を祢津地区へ設けるための報酬の増であります。

72、73ページをお願いいたします。目7諸費4,539万6,000円、704万9,000円の減額であります。

76、77ページをお願いいたします。(8)防犯灯設置事業費849万円の減額で、集落間及び区内の防犯灯のLED化を図るための工事費及び設置補助金でありますけれども、設置基数の減によるものでございます。

78、79ページをお願いいたします。目8交通安全対策費は680万2,000円で、1万9,000円の増額であります。

80、81ページをお願いいたします。目9情報化推進費9,754万4,000円で、1,1

95万5,000円の増額であります。

(2) 庁内LAN事務諸経費1,242万3,000円の増額は、庁内LAN用のパソコン等リース料の増でございます。

82、83ページをお願いいたします。目10生活環境費4,446万1,000円、1,576万7,000円の増額であります。主な内容は86、87ページをお願いいたします。一番上に(6)地球温暖化対策推進費がございますが、1,501万4,000円の増額でございます。電気自動車用の充電設備を公共施設等に整備していくこととし、25年度の「道の駅 雷電くるみの里」に続きまして、26年度では中央公民館駐車場に設置するための工事費などがございます。

目11滋野財産区費につきましては、193万6,000円であります。

88、89ページをお願いいたします。目12田中財産区費につきましては、9,000円あります。

次に項2徴税費目1税務総務費1億646万3,000円、1,075万円の減額であります。主な内容は、90、91ページをお願いいたします。(4)税務総務事務諸経費で759万8,000円の減額でありまして、25年度に行いました航空写真撮影委託料等の減でございます。

92、93ページをお願いいたします。目2賦課徴収費5,026万8,000円、595万5,000円の増額でございます。(1)賦課事務諸経費で207万7,000円の増額でありますけれども、社会保障番号制度に伴うシステム改修委託料の増の一方、25年度に実施しました固定資産評価替土地不動産鑑定委託料の減などによるものでございます。

94、95ページをお願いいたします。(2)徴税事務諸経費387万8,000円の増額は、97ページをご覧くださいと思います。社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託料の増がございます。一方、長野県地方税滞納整理機構負担金の徴収実績割の減などがございます。

地籍調査費につきましては、事務事業の所管がえによる皆減でございます。

次に項3戸籍住民登録費目1戸籍住民基本台帳費1億355万円、1,675万7,000円の増額であります。(2)戸籍住民事務諸経費で939万2,000円の増額であります。次のページをご覧くださいと思います。99ページの上の方でございますが、住基システム機器保守料、及び住民基本台帳システム改修業務委託料の増などがございます。これにつきましても社会保障番号制度に伴うシステム改修の関与をしている内容でございます。

次に100、101ページをお願いいたします。項4選挙費目1選挙管理委員会費561万1,000円、82万7,000円の増額ですけれども、社会保障・税番号制度に伴いますシステム改修委託料などがございます。

目2選挙啓発費は24万9,000円になります。

102、103ページをお願いいたします。目3長野県知事選挙費は1,680万2,000円で、26年8月31日に任期満了を迎えるための選挙執行費であります。

104、105ページをお願いいたします。目4長野県議会議員選挙費は292万8,000円

で、当該議員が27年4月29日に任期満了を迎えるための選挙執行費でございます。

なお農業委員会委員選挙費及び参議院議員選挙費につきましては、25年度に執行された選挙執行費の皆減でございます。

次に項5統計調査費目1統計調査総務費772万2,000円で、359万9,000円の増額につきましては、周期センサス統計調査費及び国勢調査費などの増でございます。

108、109ページをお願いいたします。項6監査委員費目1監査委員費2,050万円、130万5,000円の増額で、臨時職員の賃金等でございます。

次に款3民生費。

○議長（青木周次君） ここで15分間休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時45分

○議長（青木周次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） それでは引き続きお願いします。

108ページでございます。一番下段でございます。款3民生費目1社会福祉総務費11億5,106万4,000円、1億8,914万4,000円の増額でございます。

112、113ページをお願いいたします。下の（5）障害福祉事務諸経費831万7,000円の増額につきましては、社会保障関係のシステム改修でございます。

114、115ページをお願いいたします。中ほどに（8）障害者自立支援介護給付金3,317万5,000円の増額につきましては、自立支援給付費の増によるものでございます。

116、117ページをお願いいたします。（10）地域活動支援センター事業費につきましては、外部委託し実施するための委託料などでございます。

118、119ページをお願いします。下段の（24）国民健康保険特別会計繰出金は2,759万9,000円の増でございます。

120、121ページをお願いいたします。中ほどに（28）臨時福祉給付金費7,350万円の皆増につきましては、消費税引き上げに係る低所得者に対する措置として行われる給付金の給付事業に要するに費用でございます。

122、123ページをお願いいたします。（29）子育て世帯臨時特例給付金費4,200万円の皆増につきましても、消費税引き上げに係る子育て世帯に対する措置として行われる給付金給付の事業に要する必要でございます。

なお障害者自立対策特別対策事業費につきましては、法の改正による移行のため事業措置が終了したことによる皆減でございます。

次に、目2老人福祉費5億3,044万8,000円、2,907万8,000円の増額ござ

います。124ページをお願いいたします。(1)老人福祉事務諸経費211万1,000円の増額は、高齢者福祉施設用地の賃借料でございます。128、129ページをお願いいたします。

(14)介護保険特別会計繰出金は、給付費の増などによりまして、2,788万9,000円の増額でございます。

130、131ページをお願いします。目3医療給付金5億4,208万6,000円、2,938万6,000円の増額であります。医療費の増減のほか、(1)医療給付事務諸経費171万3,000円の増額につきましても、社会保障関係のシステム改修委託料などがございます。134、135ページをお願いいたします。(11)長野県後期高齢者医療広域連合負担金1,395万2,000円の増額、及び(12)後期高齢者医療特別会計繰出金849万円の増額などがございます。

次に、目4国民年金費244万6,000円、159万9,000円の増額につきましても、社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託料などがございます。

136、137ページをお願いいたします。目5福祉年金費548万5,000円、10万5,000円の減額につきましては、児童福祉年金の減によるものであります。

次に、目6福祉の森費3,653万7,000円、109万5,000円の増額でございますが、高齢者センター及び総合福祉センターの運営管理経費の増でございます。

138、139ページをお願いします。目7母子父子福祉費895万8,000円で、149万7,000円の増額でありますけれども、(1)母子・婦人相談員費で26年度から母子自立支援にあわせまして、婦人相談業務を行うための相談員の賃金などの増でございます。

140、141ページをお願いいたします。△で御牧の家管理費の皆減がございますけれども、当該施設を25年度中にみまき福祉会に譲渡したことによる減でございます。

次に目1児童福祉総務費3,610万9,000円で、113万円の増額につきましては子ども・子育て支援事業計画策定のための子育て支援審議会委員の報酬等でございます。

142、143ページをお願いします。目2保育園費8億794万1,000円で、4億4,362万円の減額でございます。

144、145ページをお願いいたします。(2)保育所運営事業費で1,131万3,000円の増額でありますけれども、加配の必要等に伴う保育士の賃金、園庭用芝生維持管理費の増などがございます。

148、149ページをお願いします。(3)広域入所委託事業費で837万9,000円の増額でありますけれども、当該児童の増でございます。(4)私立保育園運営委託事業費468万4,000円の増額につきましては、保育所運営委託料の増でございます。最下段に(11)保育園建設事業費がございますけれども、4億5,843万3,000円の減額です。和保育園及び田中保育園の建設工事費などの減によるものでございます。

150、151ページをお願いいたします。△で西部保育園諸経費につきましては、保育園統合

による皆減でございます。

目3児童館費は3,305万7,000円、14万1,000円の増額でございます。

152、153ページをお願いします。目4子育て支援費4,721万3,000円、776万4,000円の減額であります。(1)で子育て支援センター運営諸経費423万7,000円の減額につきましては、臨時職員賃金などの減でございます。154、155ページをお願いします。(5)で放課後児童クラブ事業費378万8,000円の減額がございますが、契約職員賃金の減でございます。

156、157ページをお願いいたします。目5児童扶養手当費につきましては1億2,937万6,000円で、170万2,000円の増額であり、これにつきましても社会保障関係のシステム改修委託料でございます。

次に目6児童手当費5億4,256万1,000円、1,284万4,000円の減額につきましては、対象人員の減によるものでございます。

158、159ページをお願いいたします。項3人権同和対策費目1人権同和対策総務費629万1,000円、76万9,000円の増額につきましては、人権と暮らしについての意識調査に係る賃金等の増と、161ページの上段になりますけれども、部落解放同盟協議会補助金の減額などでございます。

目2人権同和対策事業費3万9,000円は、地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計繰出金でございます。次の目3人権啓発センター運営費は2,866万4,000円で、780万2,000円の増額ですが、一般職員給与費の増などがございます。

164、165ページをお願いします。中ほどです、目1災害救助費は850万円でございます。次の目1生活保護費は1億9,892万2,000円で、199万4,000円の増額でございます。

166、167ページをお願いいたします。説明欄に生活保護事務処理システム改修業務委託料がございますけれども、これにつきましても社会番号等のシステム改修に係るものでございます。

下段の項6男女共同参画費目1男女共同参画推進費412万4,000円、198万1,000円の増額でございます。

168、169ページをお願いします。款4衛生費目1保健衛生総務費1億6,389万8,000円で、164万8,000円の減額でございますけれども、一般職員の給与費の減でございます。

172、173ページをお願いいたします。中ほどに目2予防費1億2,008万円657万7,000円の減額であります。(1)予防接種事業費で947万7,000円の減額につきましては、個別予防接種委託料の減であります。(2)検診事業費309万1,000円の増額は、各種検診データ処理委託料で、社会番号等のシステム改修に係るものでございます。

174、175ページをお願いいたします。目3母子衛生費3,786万5,000円、92万

6, 000円の増額でございます。176、177ページをお願いいたします。(2)乳幼児フォロー事業費は172万円の増額でございます。25年度から県からの移管事業で実績による増でございます。(3)妊婦健診事業費は112万2,000円の減額で、妊婦一般検査委託料の減でございます。

次に目4環境衛生費で52万6,000円、2万4,000円の増額でございます。

178、179ページをお願いいたします。目5保健センター費994万7,000円、93万2,000円で、光熱費の増によるものでございます。

目6健康づくり推進費は1,417万5,000円で、327万3,000円の増額でございますが、(2)健康教育、健康相談事業費において新規事業としまして施政方針でございましたけれども、ウォーキングマップを作成しまして、ウォーキングポールなどを使用したイベントの開催や健康マイレージなどを含む健康づくり事業の増でございます。

目7食育費につきましては464万3,000円、4万9,000円の減でございます。

180、181ページをお願いいたします。下段の項2清掃費目1し尿処理費8,229万3,000円、114万円の増額でございます。182、183ページをお願いいたします。(2)で川西保健衛生施設組合負担金は当該施設建設に係る償還金などの減によるものでございます。

(5)合併処理浄化槽整備事業費補助につきましては、施設設置数の増加見込みによる補助金の増額でございます。

次に目2じん芥処理費は5億175万円で、9,353万5,000円の増額でございます。186、187ページをお願いいたします。(4)でごみ分別収集費318万円の増額でございます。ごみ指定袋制作委託料などの増によるものでございます。(6)ごみ減量リサイクル事業費1,308万8,000円の増額は、生ごみリサイクル施設建設のためのコンサル業務委託料などでございます。また最下段にあります(7)川西保健衛生施設組合負担金の減額につきましては、ごみ処理施設に係る費用の減でございます。188ページをお願いしたいと思います。(8)上田地域広域連合負担金の増額につきましては、東部クリーンセンターに係る負担金でございます。

項3病院費目1病院事業会計繰出金2億742万5,000円、788万円の減額につきましては、企業債償還は増額しますが、電子カルテシステム導入、保守などによる減でございます。

目1上水道費は1,932万3,000円、137万5,000円の増額につきましては、佐久水道企業団の簡易水道維持負担金の増でございます。

款5農林水産業費目1農業委員会費につきましては2,949万3,000円で、44万6,000円の増額でございます。

192ページ、193ページをお願いいたします。目2農業総務費2億3,503万1,000円、1,186万4,000円の増額で、一般職員給与費の職員異動による増などでございます。

198、199をお願いいたします。目3農業振興費6,116万1,000円で、348万2,000円の増額でございます。(1)農業振興事務諸経費は、25年度補正予算で実施しております

起業支援型地域雇用創造事業の増がございますが、農業振興地域整備計画の変更業務委託料の減により、減額となっております。204、205ページをお願いいたします。一番上でございます。

(7) 新規就農者総合支援事業費300万円の増額でございます、青年就業者の増によるものでございます。

目4畜産振興費327万9,000円、49万8,000円の増額につきましては、207ページをお願いいたします。節23償還金利子及び割引料で、肉用牛飼育型基金県負担金の精算金などでございます。

次に目5農地費1億2,971万1,000円で、569万4,000円の増額でございます。

(1) 農地事務諸経費で、神川沿岸土地改良区基幹水利施設ストックマネジメント事業費の増によるものでございます。(2) 市単独土地改良事業費の増額は、208ページをお願いいたします。最上段にございますが、同じく(2) 市単独土地改良事業費で、ため池耐震性調査等の減額の方、御堂地区荒廃農地復旧事業推進貸金及び県営事業負担金では、県営経営体育成基盤整備事業御堂地区事業と、県営ため池等整備事業による増額でございます。

次に目6県営土地改良事業対策費は871万7,000円、目7農業災害対策費は4万円でございます。

項2林業費目1林業総務費114万7,000円、92万6,000円の増額でございます。210、211をお願いいたします。(1) で農林事務諸経費の増額につきましては、林道登記測量委託の増でございます。

目2林業振興費5,437万7,000円、2,866万2,000円の増額でございますけれども、(2) で松くい虫防除対策事業費の増額につきましては、松くい虫古損木伐倒や保全松林緊急保護整備の委託などの増によるものでございます。

212、213ページをお願いいたします。款6商工費目1商工総務費は6,963万6,000円で、429万3,000円の増額でございますが、(4) 商工総務事務諸経費で、土地開発公社から移管されます工業団地用地に係る管理費のほか、214ページになりますけれども、八重原にあります工業用水用井戸、居泊深井戸ポンプの入替え工事費の増などでございます。

次に目2商工振興費2億9,203万3,000円で、198万4,000円の減額でございますけれども、216ページをお願いいたします。一番上に(3) 商工業振興助成事業費200万円の減額などが理由でございます。

次に目3労政費につきましては2,192万9,000円で4万8,000円の減でございます。

目4観光費1億4,326万9,000円、7,572万円の減額でございますが、220、221ページをお願いいたします。前のページからの続きで(2) 湯の丸高原観光対策事業費になりますけれども、地蔵峠駐車場の舗装整備工事を25年度に引き続いて行いますけれども、施工量の減などによる減額になります。(3) 海野宿観光対策事業費では、新設の海野宿駐車場整備工事関連の増額がございますが、重要文化財建造物等公開活用事業改修工事の完了に伴い減額となっております。

す。

目5 勤労者会館費は192万4,000円で、14万8,000円の減額でございます。

222、223ページをお願いいたします。目6 交通対策費6,457万円、130万5,000円の減額でございます。(2) 交通対策諸経費では、しなの鉄道が行います生活交通改善事業に対する負担金の減などがございます。

目7 温泉施設運営費1億2,064万6,000円、1,493万5,000円の増額でございます。224、225ページをお願いします。各施設の修繕工事のほか、光熱費の高騰や消費税の増などに伴う指定管理料の増額などがございます。

款7 土木費目1 土木総務費1億1,724万8,000円、3,976万7,000円の増額でございます。226、227ページをお願いいたします。(1) 一般職員給与費3,331万4,000円の増額となっておりますけれども、25年度までは土木費の項ごとに人件費の予算配分を行ってございましたけれども、事業による人件費の配分、把握が必要なくなってきたことから、事務の省力化のため土木費の人件費を1つの科目に統合したことによる増でございます。(2) 土木総務事務諸経費の増減につきましては、地籍調査に係る予算を組織の変更に伴い総務費から土木費に科目がえしたことによるものと、229ページの説明欄にございますが、有料道路通行料金負担軽減事業の増がございます。

230、231ページをお願いいたします。目1 道路橋りょう総務費989万3,000円、896万円の減額でございますけれども、一般職員給与費の科目がえによるものでございます。

232、233ページをお願いいたします。目2 道路維持費8,707万3,000円、501万円の増額でございます。(2) で道路維持管理費で497万6,000円の増額につきましては、市道の除雪に係る費用の変更によるものでございます。

236、237ページをお願いいたします。目3 道路新設改良費11億5,942万4,000円、6億6,104万5,000円の増額でございます。(1) で市単独道路改良工事費は、常田新張線歩道整備工事の減によるものでございます。(3) 社会資本整備総合交付金事業6億9,022万4,000円の増額につきましては、(3) 海野地区・県地区整備事業の用地購入費及び補償費の増によるものでございます。238、239ページをお願いいたします。(4) 道路ストック総点検事業1,300万円の皆増でございますけれども、道路の舗装のり面、擁壁、橋りょう等の総点検に要する費用でございます。

項3 河川費目1 河川総務費100万3,000円で、1,000万円の減額でありますけれども、排水路整備事業費で西川下流排水路整備工事の減でございます。

項4 都市計画費目1 都市計画総務費138万2,000円、2,187万1,000円の減額につきましては、240ページになります。一般職員の給与の科目がえによるものでございます。

目2 公園費143万9,000円、1,204万5,000円の減額につきましては、公園整備費の皆減で、公園施設長寿命化計画の策定業務の完了によるものでございます。

目3街路費43万円でございます。

242、243ページをお願いいたします。目4都市計画事業費12億4,912万8,000円、8,716万2,000円の増額は、245ページの都市計画図の更新及びデジタル化事業委託料の増と、下水道事業特別会計繰出金の増でございます。

次に目5緑化推進費は1,105万円です。26万円の増額になります。

246、247ページをお願いいたします。項5住宅費目1住宅管理費1億3,471万4,000円、1億915万1,000円の増額でございます。内容は248ページをお願いいたします。

(4)で公営住宅建設事業がございます。日向が丘団地の建替え事業に係る増でございます。また(5)公営住宅ストック総合改善事業では1,200万円の皆増でございますけれども、市営住宅長寿命化計画に伴う施設修繕でございます。

次に目2建築指導費1,450万円、2,950万円の減額でございますけれども、250ページ、道路後退用地整備事業につきまして縮小、及び住宅リフォーム助成事業の廃止による減でございます。

目3住宅対策費228万9,000円、185万5,000円の増額につきましては、(2)市有宅地維持管理事務諸経費の皆増でございますが、土地開発公社から移管される分譲住宅団地用地に係る管理費の増になります。

次に款8消防費目1常備消防費3億8,555万9,000円、745万6,000円の増額につきましては、上田地域広域連合負担金で25年度に引き続きまして無線のデジタル化と本部庁舎改築などに伴う負担金、及び公債費負担金の増によるものでございます。

目2非常備消防費7,559万3,000円、781万9,000円の増額でございます。252、253ページをお願いいたします。(2)で消防団運営費711万1,000円の増額がございます。消防団組織検討委員会の開催賃金及び団員の福利厚生事業の拡充としまして、市内温泉施設利用券の配付のための経費の増などがございます。

254、255ページをお願いいたします。最下段の目3消防施設費4,332万7,000円、284万7,000円の増額でございます。256、257ページをお願いいたします。(1)で消防施設整備費131万7,000円の増額につきましては、消火栓の更新工事の増でございます。また消防詰め所や消防庫の工事補助につきましては、新張区と御牧原南部区でございます。(3)消防団備品費187万6,000円の増につきましては、消防ポンプ及び軽積載車等の購入に係るものでございます。

目4水防費は57万2,000円で、2万円の増額でございます。

目5防災対策費582万7,000円、431万3,000円の減額でございますけれども、25年度に実施しました水消火器の購入や緊急告知放送用湯の丸送信所の工事の事業完了などによる減でございます。

260、261ページをお願いいたします。目6自主防災費211万4,000円、65万7,

000円の増額でございます。262ページの(3)自衛消防隊活動費でございます。消防団姫子沢部が姫子沢区自衛消防隊に移行する費用の増でございます。

次に款9教育費目1教育委員会費226万1,000円、75万2,000円の減額でございますけれども、教育委員会組織の変更に伴う科目がえによる減でございます。

目2事務局費1億4,261万6,000円、806万2,000円の増額でございます。264、265ページをお願いします。(2)で一般職員給与費の増のほか、(4)学校教育事務諸経費の減額につきましては、教職員住宅解体工事費の減などでございます。270、271ページをお願いいたします。一番上でございます。(6)学力向上対策事業費636万9,000円の増額につきましては、臨時職員賃金の増で、小中連携教育対応講師及び専科講師等の増でございます。

次に項2小学校費目1学校管理費2億8,178万8,000円で、1億1,946万5,000円の増でございます。274、275ページをお願いします。下段の(4)小学校修繕事業費1億1,748万3,000円の増額につきましては、次のページになりますけれども、説明欄にございますが、非構造部材耐震補強工事でございます。26年度におきましては滋野、柵津、和及び北御牧小学校で実施します。また田中小学校は教室増築工事がございます。それらの増でございます。

278、279ページをお願いいたします。目2教育振興費3,856万8,000円、615万2,000円の減額でございますけれども、次のページで(2)で教育振興諸経費においてパソコンリース料の減などがございます。

次に項3中学校費目1学校管理費2億2,277万8,000円で、1億3,986万1,000円の増額でございます。286ページ、287ページをお願いいたします。(6)中学校修繕事業費1億3,912万9,000円の増額でございます。非構造部材耐震補強工事でございます。26年度は東部中学校で行います。目2教育振興費3,405万円、114万2,000円の増額でございます。

288、289ページをお願いいたします。(2)で教育振興諸経費144万6,000円の増額でございますが、パソコンリースの増でございます。

次に項4社会教育費目1生涯学習まちづくり費1億36万7,000円、119万3,000円の減額でございます。次の290、291ページをお願いします。一般職員給与費の減のほか、(5)生涯学習まちづくり推進費で生涯学習カレンダーの作製方法の変更による減などがございます。

最下段になりますけれども、目2公民館費8,825万6,000円、3,684万6,000円の増額でございます。292、293ページをお願いします。下段になりますが、(4)で公民館学習講座運営費250万円の増額でございますが、294、295ページをお願いします。説明欄にございますけれども、中央公民館の講義室を利用して、いきいき生涯学習塾、及びまちづくり講座の講師謝礼などがございます。(6)分館施設整備事業費で3,917万3,000円の

増額で、各地区公民館の耐震改修、または施設整備事業に対する補助金でございます。296、297ページをお願いいたします。(7)地区公民館管理諸経費168万4,000円の増額につきましては、祢津公民館のトイレ改修などの施設修繕の増でございます。一番下段、(11)青少年広場等整備事業費667万1,000円の減額につきましては、各区の青少年広場の整備の減による補助金の減額でございます。

298、299ページをお願いいたします。目3で青少年教育事業費942万円、142万円の減額でございます。次の300、301ページをお願いいたします。(2)青少年健全育成事業費150万円の減額でございますが、青少年育成市民大会を隔年で行うためによる減額でございます。

目4人権同和教育費280万7,000円、30万7,000円の減額につきましては、備品購入などの減でございます。

302、303ページをお願いいたします。目5中央公民館費2,296万5,000円で、1,784万5,000円の増額でございますが、施設維持管理経費につきまして25年度は改築中のため減額しておりましたけれども、新装開館による増でございます。

304、305ページをお願いいたします。目6図書館費で7,664万4,000円、172万9,000円の増額でございます。306、307ページをお願いいたします。(4)図書館事務諸経費210万6,000円の増額につきましては、臨時職員の増員に伴うものでございます。

308、309ページをお願いいたします。目7文化財費1,506万1,000円、48万円の減額でございます。(2)文化財事務諸経費の213万8,000円の減額につきましては、25年度に実施しました東町歌舞伎舞台修理事業が完了したため補助金の減でございます。310、311ページをお願いします。(3)で文化財施設維持管理費252万6,000円の減額につきましては、文化財解説案内看板整備が完了したことによる減でございます。また(4)自然文化財保護対策事業費418万4,000円の増額につきましては、313ページの説明欄をご覧くださいと思いますが、池の平高山植物保護整備事業で、池の平コマクサ園の保護柵整備でございます。

次に目8海野宿費3,057万4,000円、166万4,000円の増額でございますが、(3)で海野宿関係諸経費、27年度に東御市が開催地予定の全国伝統的建造物群保存地区協議会大会に係る準備作業に伴う増でございます。

314、315ページをお願いいたします。目9埋蔵文化財発掘調査費625万2,000円で、100万円の減額につきましては、中曽根親王塚古墳試掘調査測量委託料の減などがございます。

316、317ページをお願いいたします。目10で文化振興費1億1,503万8,000円、732万3,000円の増額でございます。318、319ページにございますが、(2)で文化会館指定管理費192万5,000円の増額につきましては、光熱水費、消費税などの増によるものでございます。(4)絵画館施設管理運営諸経費135万円の増額につきましては、25年度に行いました照明用LED購入の減と、絵画館職員の賃金の増などがございます。320、321

ページをお願いいたします。(6)で文化会館維持管理費385万4,000円の増額につきましては、館内のトイレの洋式化及び展示室カーペットの張りかえでございます。

次に目11読書施設運営費は178万4,000円で、24万4,000円の減額でございます。

322、323ページをお願いいたします。項5保健体育費目1保健体育総務費2,231万4,000円、435万7,000円の減額でございます。(2)で、保健体育事務諸経費にございます、一番下になりますけれども、高地トレーニング施設推進、チャレンジデー実行委員会補助金100万円でございます。施政方針でも触れておりますが、住民総参加型スポーツイベント、チャレンジデーに係るもので、地域コミュニティや健康づくり、一人スポーツの推進と高地トレーニング施設誘致の高揚を図るものでございます。次に324、325ページをお願いいたします。

(6)市民の森スケート場負担金の254万4,000円の減額につきましては、スケート場改修に係る起債償還の終了による負担金の減でございます。またエコロピアの森諸経費及びせせらぎ公園諸経費につきましては、科目の組みかえによる皆減でございます。

目2学校給食運営費1億6,912万4,000円、4,444万8,000円の増額につきましては、施設修繕や高熱水費等、運営管理費のほか、328ページをお願いいたします。最下段になりますけれども(6)給食センター建替え事業費3,326万2,000円の増額でございます。北御牧小学校配膳室増築工事費などでございます。

330、331ページをお願いいたします。目3体育施設費1億2,043万9,000円、4,197万4,000円の増額につきましては、指定管理料などの増によるものでございます。

款10公債費目1元金は14億6,100万5,000円で、2億8,138万2,000円の増でございます。332、333ページをお願いいたします。目2の利子につきましては2億4,427万7,000円で、1,397万7,000円の増額でございます。

款11災害復旧費目1農林水産施設災害復旧費は150万円であります。

334、335ページをお願いいたします。目1公共土木施設災害復旧費259万7,000円でございます。

また款12予備費は4,000万円でございます。

336ページをお願いいたします。給与費明細書について申し上げます。

初めに、1の特別職でございますけれども、下段の比較の欄で申し上げます。まず長等の共済費1万3,000円の減につきましては、負担率の変更によるものでございます。また議員の共済費259万4,000円につきましても同様でございます。その他の職員138人の減につきましては、北御牧地域審議会委員や各種選挙の投票管理者、立会人の変動などによるものでございます。また報酬1,993万2,000円の増につきましては、再雇用嘱託員、地域づくり支援員及び統計調査員の増などによるものであります。また、その他手当38万6,000円は、通勤手当の増、共済費の278万3,000円は、社会保険料の増でございます。

337ページであります。2の一般職(1)総括でございます。比較欄の職員数では2人の増

でございます。また給料は164万3,000円の増額で、職員手当は下表のとおり増減でございます。職員の変動に伴う諸手当や退職手当の減でございます。また共済費の増は予算上の負担率の変更によるものでございます。次のページをお願いいたします。(2)給料及び職員手当の増減額の明細でございます。339ページをお願いいたします。(3)給料及び職員手当の状況でございます。26年1月1日現在の一般行政職の平均給料月額が29万713円で、前年同期と比較しまして1万6,233円の減額となっております。また各種手当を含めました平均給与月額につきましては32万7,139円で、同じく前年に比べますと1万3,947円の減額となっております。

342、343ページをお願いいたします。債務負担行為に係る調書でございます。初めに過年度決算に係るもの、12件でございまして、345ページまで記述してございます。

346ページにつきましては、当該年度に係るものでございます。東御市土地開発公社の平成26年度事業資金の債務保証1億1,910万円、浅間山麓総合開発株式会社の土地購入等の借入資金の損失補償1億1,720万円であります。また公共事業用地取得事業費、県地区用地につきましては3億9,050万円でございます。

348、349ページをお願いいたします。地方債に関する調書でございまして、右下の枠になりますけれども、当該年度末現在高見込額につきましては222億8,022万7,000円の見込みでございます。

次に恐縮でございます、18ページにお戻りいただきたいと思っております。18ページの歳入について申し上げます。

款1市税項1市民税目1個人につきましては11億8,400万円で、2,900万円の増、目2法人につきましては2億7,860万円で、4,600万円の増で、合計14億6,260万円、前年度比較で7,500万円の増額でございます。個人市民税につきましては、租税収入額調べや給与所得の収入見通しによりまして、当初予算比較では増額になります。また法人市民税では、前年度実績及び企業業績の回復見込みなどによりまして増額と見積もりをしたものでございます。

項2固定資産税の目1固定資産税につきましては18億6,500万円で、800万円の減額でございます。家屋は新築の増加から増額見込みでございますけれども、土地及び償却資産につきましては下落傾向でございまして、減額見込みでございます。

国有資産等所在市町村交付金につきましても、減額でございます。

項3軽自動車税につきましては7,750万円で、50万円の増額でございます。近年の傾向としまして四輪乗用車の増加によるものでございます。

項4市たばこ税につきましては2億1,700万円で、たばこ税率の見直しによりまして500万円の増額でございます。

項5入湯税につきましては345万円で、5万円の減額、項6都市計画税につきましては2億1,500万円で、200万円の減額でございます。

款2 地方譲与税項1 地方揮発油譲与税につきましては4,800万円で、200万円の増額、項2 自動車重量譲与税につきましては1億1,000万円でございます。

項3 地方道路譲与税につきましては1,000円でございます。

次のページをお願いいたします。款3 利子割交付金は500万円でございます。

款4 配当割交付金については700万円で、400万円の増額でございます。

款5 株式等譲渡所得割交付金は10万円で、90万円の減額でございます。

款6 地方消費税交付金は4億円で、1億円の増額でございます。これは消費税の引き上げに伴うものでございます。

款7 ゴルフ場利用税交付金は900万円で、100万円の減額でございます。

款8 自動車取得税交付金は2,000万円で、1,100万1,000円の減額でございます。

款9 地方特例交付金につきましては1,000万円で、300万円の減額でございます。

款10 地方交付税は42億円でございます。

款11 普通交通安全対策特別交付金は450万円で、30万円の減額でございます。

款12 分担金及び負担金目1 農林水産業分担金で300万円、240万円の増額でございます。

22ページをお願いいたします。項2 負担金目1 総務費負担金7,263万7,000円、目2 民生費負担金1億9,188万円、目3 農林水産業費負担金53万5,000円、目4 災害復旧費負担金5,000円、目5 衛生費負担金40万円で、土木費負担金は皆減でありまして、合計が2億6,545万7,000円、52万1,000円の増額でございます。

款13 使用料及び手数料項1 使用料目1 総務使用料が526万2,000円、目2 民生使用料で1,179万6,000円、目3 衛生使用料で4,000円、目4 農林水産業費使用料で27万円、24ページで目5 商工使用料で905万円、目6 土木使用料で6,634万2,000円、目7 教育使用料で844万1,000円、合計は1億116万5,000円で、4,495万円の減額となっております。

項2 手数料目1 総務手数料1,655万9,000円、目2 民生手数料1万2,000円、目3 衛生手数料5,269万9,000円、目4 土木費手数料22万7,000円、目5 農林水産業手数料1,000円、合計で6,949万8,000円、149万5,000円の増額でございます。

款14 国庫支出金目1 民生費国庫負担金で8億5,492万8,000円であります。

26ページをお願いいたします。目2 衛生費国庫負担金80万円、目3 教育費国庫負担金930万円、合計で8億6,502万8,000円で、2億3,525万8,000円の増額でございます。

項2 国庫補助金目1 民生費国庫補助金1億5,870万9,000円、目2 衛生費国庫補助金771万円、目3 土木費国庫補助金4億7,140万8,000円、目4 教育費国庫補助金9,260万4,000円、目5 総務費国庫補助金6,469万3,000円、28ページをお願いいたします。合計で7億9,512万4,000円で、7,354万4,000円の減額でございます。

項3委託金目1総務費委託金24万円、目2民生費委託金545万2,000円、合計で569万2,000円で、9万4,000円の減額になります。

款15県支出金項1県負担金目1民生費県負担金3億4,744万9,000円、目2衛生費県負担金40万円。合計で3億4,784万9,000円で、1億1,993万9,000円の増額であります。

項2県補助金目1総務費県補助金は1,000円、目2民生費県補助金は1億2,686万2,000円、30ページをお願いいたします。目3衛生費県補助金515万6,000円、目4農林水産業費県補助金1億3,511万3,000円、目5土木費県補助金232万5,000円、目6教育費県補助金62万5,000円、目7電源立地地域対策交付金640万円、目8合併特例交付金3,200万円、目9商工費県補助金1,427万7,000円。合計で3億2,275万9,000円で、2億50万1,000円の減額でございます。

項3委託金目1総務費委託金6,926万5,000円であります。

32ページをお願いいたします。目2民生費委託金531万9,000円、目3土木費委託金150万円。合計7,608万4,000円、800万2,000円の増額であります。

款16財産収入項1財産運用収入目1財産貸付収入7,885万7,000円、目2利子及び配当金で1,886万5,000円。合計で9,772万2,000円で、6,612万5,000円の増額でございます。

項2財産売払収入目1不動産売払収入565万2,000円、目2物品売払収入で515万6,000円。合計で1,080万8,000円で288万8,000円の増額でございます。

34ページをお願いいたします。款17寄付金目1寄付金は171万円であります。

款18繰入金目1基金繰入金11億2,810万1,000円で、2億6,576万3,000円の増額でございます。項2財産区繰入金は36万円であります。

款19繰越金は5,008万円でございます。

款20諸収入項1延滞金加算金及び過料で200万2,000円あります。

項2貸付金元利収入目1医療費貸付金元利収入100万円、目2衛生費貸付金元利収入6,000万円、目3商工費貸付金元利収入2億7,808万3,000円、目4教育費貸付金元利収入は19万2,000円。合計で3億3,927万5,000円で41万3,000円の減額であります。

項3雑入目1納付金94万8,000円でございます、36ページをお願いいたします。目2雑入1億1,964万7,000円で、合計は38ページ、39ページになります。合計額は1億2,059万5,000円で、183万9,000円の増額でございます。

項4市預金利子1,000万円でございます。

項5収益事業収入目1商工費収益事業収入40万円ありますが、これは海野宿滞在型交流施設指定管理に係る納付金及び収益還元金でございます。

次に款21市債目1民生債350万円、目2臨時財政対策債5億6,000万円、目3合併特例債7,090万円、目4総務債4,470万円、目5土木債7億3,040万円であります。

次のページをお願いいたします。目6商工債1,300万円、目7教育債で1億9,630万円、合計で16億1,880万円、1億3,690万円の減額でございます。

次に、平成26年度の予算に関する説明資料がお手元にあるかと思えます。これにつきまして概要を申し上げます。

2ページをお願いします。平成26年度一般会計歳入歳出予算総括表と、3ページには歳入歳出予算構成比のグラフを示したものがございます。あと4ページには、平成26年度の歳入歳出予算の概要でございまして、款ごとに主な事務事業を記載し、所管名を付記してございます。

6ページをお願いいたします。平成26年度の主な拡充事業の一覧表でございます。初めにハード事業の主なもの、7ページではソフト事業の主なものを記載してございます。また同じ8ページの下段には、縮小事業等の一覧がございます。9ページにつきましては、土地開発公社から一般会計へ移管するものの一覧でございます。10ページは歳入歳出予算の目的別財源内訳表を、11ページにつきましては歳出予算の性質別財源内訳表、次の12ページにつきましては歳出予算の性質別款別の一覧表でございます。また13ページにつきましては、平成26年度歳出予算の性質別前年対比表、下段につきましては歳出予算性質別構成比をグラフ化したものでございます。

14ページでは、当初予算の24年度から26年度までの3カ年の推移を示したものでございます。また15ページでは、平成26年度の市税の総括表でございまして、下段にはグラフ化したものがございます。

17ページをお願いします。平成26年度起債残高見込み一覧表でございます。18、19ページは本年度計画しております起債の状況でございまして、20ページからは主要事業の説明資料でございますので、ご覧いただきたいと思えます。

33ページをお願いいたします。33ページには基金現在高の一覧表でございます。一般会計関連では14の基金でございます。下段の合計、26年度末現在高は60億1,279万6,000円と見込んでおるところでございます。

34ページには、特別会計関連の2基金でございます。内容についてはご覧いただきたいと思えます。

以上、議案第1号 平成26年度東御市一般会計予算につきまして提案説明を申し上げました。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 8 議案第 2号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計予算

◎日程第 9 議案第 4号 平成26年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計予算

◎日程第10 議案第 5号 平成26年度東御市後期高齢者医療特別会計予算

(上程、説明)

○議長（青木周次君） 日程第8 議案第2号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計予算、
日程第9 議案第4号 平成26年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計予算、
日程第10 議案第5号 平成26年度東御市後期高齢者医療特別会計予算、以上3議案を一括議
題とします。本3議案に対する提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） ただいま一括上程となりました議案第2号、議案第4号及び議案
第5号につきまして、提案理由をご説明いたします。

最初に、平成26年度予算書の353ページをお願いいたします。

議案第2号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計予算でございます。

平成26年度東御市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ33億2,830万円とする。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流
用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内での経費の各
項の間の流用ができるということでございます。

続きまして359ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書でございます。26年
度の予算額は、25年度予算額に対しまして4,470万円、1.3%の減を見込みました。予算
額の構成比と前年度予算額との増減を示したものでございます。

歳入の構成比の多い順から申し上げますと、款6前期高齢者交付金25.1%、款3国庫支出金
10.4%、款1国民健康保険税19.4%、以下繰入金11.9%、療養給付費交付金8.9%
の順でございます。

また、前年度予算額に対する増減率では、款10諸収入を除きますと、款4県支出金4.8%の
減、款3国庫支出金4.3%の減、款9繰入金3.7%の減、款5療養給付費交付金と款7共同事
業交付金がそれぞれ1.4%の増などとなっております。

次のページをお願いいたします。歳出の構成比の多い順から申し上げますと、款2保険給付費6
8.6%、款3後期高齢者支援金等13.4%、款7共同事業拠出金9.3%、以下介護納付金5.
9%、保健事業費1.3%の順となっております。

また前年度予算額に対する増減率では、款1総務費26.6%の増、款2保険給付費1.4%の
減、款3後期高齢者支援金等0.8%の増などとなっております。

次のページをお願いいたします。歳入でございます。款1国民健康保険税目1一般被保険者国民

健康保険税 5億7,106万円、目2退職被保険者等国民健康保険税 7,417万円、全体で483万円の減額でございます。これは主に被保険者数の減少や被保険者の所得見込み等を勘案いたしまして見積もったものでございます。なお26年度も国保税の利率の改正はございません。

款2使用料及び手数料目1督促手数料30万円。

款3国庫支出金項1国庫負担金目1療養給付費等負担金4億7,700万5,000円、目2高額療養費共同事業負担金1,500万円、目3特定健康診査等負担金553万円。

項2国庫補助金目1財政調整交付金1億8,050万円でございます。

次のページをお願いいたします。款4県支出金項1県負担金目1高額医療費共同事業負担金1,500万円、目2特定健康診査等負担金553万円。

項2県補助金目1財政調整交付金1億6,835万1,000円、目2健康増進事業費補助金15万円。

款5療養給付費交付金目1療養給付費交付金2億9,700万円。

款6前期高齢者交付金目1前期高齢者交付金8億3,400万円。

款7共同事業交付金目1高額医療費共同事業交付金5,100万円、目2保険財政共同安定化事業交付金2億3,700万円。

款8財産収入目1利子及び配当金58万1,000円。

款9繰入金項1他会計繰入金目1一般会計繰入金1億6,730万4,000円、2,759万9,000円の増額でございます。内訳は説明欄のとおりでございますが、その他繰入金3,800万円は税率を据え置くために法定外の繰り入れを行うものでございます。

次のページをお願いいたします。項2基金繰入金目1国民健康保険財政調整基金繰入金2億2,825万8,000円、25年度当初予算より4,269万4,000円の減額を見込みました。

款10諸収入項1延滞金加算金及び過料は合計で50万1,000円。

項2雑入は合計で5万8,000円。

款11繰越金目1繰越金2,000円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。款1総務費項1総務管理費目1一般管理費1,848万3,000円、国民健康保険事業の運営に要する費用でございます。目2連合会負担金144万6,000円、国民健康保険団体連合会に対する負担金でございます。

次のページをお願いいたします。項2徴税費目1賦課徴収費960万2,000円、国民健康保険税の賦課徴収に要する費用でございます。

項3運営協議会費目1運営協議会費24万8,000円、国民健康保険運営協議会に要する費用でございます。

次のページをお願いいたします。款2保険給付費項1療養諸費目1一般被保険者療養給付費17億7,383万円、目2退職被保険者等療養給付金2億940万2,000円、目3一般被保険者療養費1,686万2,000円、目4退職被保険者等療養費157万円。おめくりいただきまし

て目5審査支払い手数料685万1,000円。

項2高額療養費目1一般被保険者高額療養費2億1,357万9,000円、目2退職被保険者等高額療養費3,345万円、目3一般被保険者高額介護合算療養費100万円。おめくりいただきまして、目4退職被保険者等高額介護合算療養費50万円。

項3移送費目1一般被保険者移送費20万円、目2退職被保険者等移送費20万円。

項4出産育児経費目1出産育児一時金1,890万円、被保険者の出産に係る一時金の給付で、出生児1人当たり42万円を支給するものでございます。

次のページをお願いいたします。項5葬祭諸費目1葬祭費300万円、被保険者の葬祭に係る給付費で、1人当たり5万円を支給するものでございます。

項6結核精神諸費目1結核精神給付費554万8,000円。

款2の保険給付費は全体で前年度比3,219万1,000円、1.4%の減額となっておりますが、過去5年間の決算、決算見込みから伸び率等を考慮いたしまして見込んだものでございます。

款3後期高齢者支援金等目1後期高齢者支援金4億4,500万円、目2後期高齢者関係事務費拠出金4万円。

次のページをお願いいたします。款4前期高齢者納付金等目1前期高齢者納付金32万8,000円、目2前期高齢者事務費拠出金4万円。

款5老人保健拠出金目1老人保健医療費拠出金15万5,000円、目2老人保健事務費拠出金3万円。

款6介護納付金目1介護納付金1億9,500万円。

おめくりいただきまして、介護保険に係る拠出金でございます。款7共同事業拠出金目1高額医療費共同事業拠出金5,750万円、こちらは1件80万円を超える高額医療費の共同事業に係る拠出金でございます。目2保険財政共同安定化事業拠出金2億5,300万円、こちらは1件30万円を超え、80万円以下の高額医療費に対する保険財政安定化事業に係る拠出金でございます。目3その他共同事業拠出金1万円。

款8保健事業費目1特定健康診査等事業費4,004万6,000円。おめくりいただきまして、こちらは特定健診、特定保健指導等に要する費用でございます。項2保健事業費目1保健衛生普及費157万2,000円、こちらは保健運営に係る健康事業に要する費用、おめくりいただきまして、保健事業に要する費用でございます。

款9基金積立金目1国保財政調整基金積立金58万1,000円、国保財政調整基金の利子積立金でございます。

款10諸支出金項1還付金及び還付加算金目1一般被保険者保険税還付金360万円は、更正決定等に伴う還付金、目2退職被保険者等保険税還付金50万円は、過年度保険税の還付金でございます。

款11予備費目1予備費1,581万7,000円でございます。なお予算に関する説明資料で

は30ページでございます。後ほどご覧いただきたいと思ひます。

以上が国保会計でございます。

○議長（青木周次君） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（青木周次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 午前に引き続きまして、提案理由をご説明いたします。予算書435ページをお願いいたします。

議案第4号 平成26年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計予算でございます。

平成26年度東御市の地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ124万2,000円とする。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

続きまして、439ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書でございます。

26年度予算額は、25年度予算額に対しまして100万5,000円、44.7%の減額でございます。

おめくりいただきまして、次のページの歳出につきましても同じでございます。

この事業のために借り入れております起債発行のうち、3本の償還が25年度末で終了することに伴い、公債費が100万円ほどの減額になっております。なお、すべての起債の償還が終了するのは33年度末でございます。

次に442ページをお願いいたします。歳入でございます。款1県支出金項1県補助金目1住宅新築資金等貸付事業県補助金11万4,000円、これは貸付金回収のための事務費に交付されるものでございます。

款2繰入金目1一般会計繰入金3万9,000円。

款3諸収入目1住宅新築資金等貸付金元利収入108万9,000円、内訳は右側のページのとおりでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。款1公債費目1元金88万5,000円、目2利子20万4,000円、住宅新築資金等貸付事業債の元利償還金でございます。

款2総務費目1一般管理費15万3,000円でございます。

おめくりいただきまして、次のページをお願いいたします。地方債の調書でございます。右側のページの一番下でございますが、住宅新築資金等貸付事業債の26年度末の残高見込額は566万2,000円でございます。

続きまして、予算書451ページをお願いいたします。

議案第5号 平成26年度東御市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

平成26年度東御市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,404万円とする。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

この会計は、主に市で徴収いたしました後期高齢者医療保険料を長野県後期高齢者医療広域連合へ納付するための特別会計でございます。

続きまして455ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書でございます。26年度予算額は25年度予算額に対しまして3,474万円、13.4%の増でございます。

おめくりいただきまして、次のページの歳出につきましても同じでございます。

平成26、27年度の後期高齢者医療保険料率の改定が予定されておりますことから、広域連合へ納付する保険料の増額を見込んだものでございます。

次のページをお願いいたします。歳入でございます。款1後期高齢者医療保険料目1特別徴収保険料1億4,700万円、目2普通徴収保険料6,630万円。

款2使用料及び手数料目1督促手数料1万5,000円。

款3繰入金項1一般会計繰入金目1事務費繰入金978万6,000円、目2保険基盤安定繰入金7,022万9,000円、こちらは保険料軽減分の繰入金でございます。

款4諸収入項1延滞金加算金及び過料目1延滞金5,000円。

項2償還金及び還付金目1保険料還付金70万円、目2還付加算金5,000円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。款1総務費目1一般管理費936万4,000円。後期高齢者医療制度の運営に要する費用でございます。

項2徴収費目1徴収費33万8,000円。後期高齢者医療保険料の徴収に要する費用でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金目1後期高齢者医療広域連合納付金2億8,353万4,000円。長野県後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料及び保険基盤安定負担金でございます。

次のページをお願いいたします。款3諸支出金目1保険料還付金70万円、目2還付加算金5,000円。

款4予備費目1予備費9万9,000円でございます。

なお予算に関する説明資料では、32ページでございます。後ほどご覧をいただきたいと思いま

す。

以上、3議案につきまして一括して提案理由をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

◎日程第11 議案第 3号 平成26年度東御市介護保険特別会計予算

(上程、説明)

○議長(青木周次君) 日程第11 議案第3号 平成26年度東御市介護保険特別会計予算を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長(武舎和博君) ただいま上程となりました議案第3号につきまして、提案説明を申し上げます。

引き続き予算書の393ページをお願いいたします。

議案第3号 平成26年度東御市介護保険特別会計予算でございます。

平成26年度東御市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによるもので、第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額はそれぞれ28億6,750万円とするものでございます。

また第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項ごとの金額は、次のページからの第1表歳入歳出予算によるものでございます。

次に、399ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書の総括表でございます。歳入における本年度予算額及び款ごとの構成比につきましては、ご覧のとおりでございますが、歳出予算の保険給付費や地域支援事業費の財源としまして、保険料と公費の負担割合がおおよそ50%ずつという介護保険制度の基本的な仕組みがございます。そういった中で、保険料の財源といたしましては款1の第1号被保険者の保険料と款5の第2号被保険者の保険料に相当する支払基金交付金が該当するものでございます。また公費負担の財源につきましては、款3の国庫支出金と款4の県支出金、それに加えまして款7繰入金の一部が市の公費の負担分に相当する予算でございます。

続きまして、次の400ページにございます歳出の総括表をご覧ください。本年度予算額及び款ごとの構成比につきましては、同じくご覧のとおりでございますが、最下段の歳出合計28億6,750万円は、前年度に比べて1億4,950万円、5.5%の増額でございます。

主な歳出といたしましては、款2の保険給付費27億2,469万5,000円が全体の95%を占めております。この科目は要支援、または要介護に認定された方々への介護サービス給付費でございまして、その内訳は居宅介護や地域密着型サービス、いわゆる在宅系の介護サービス給付費、これが約半分の5割を占めております。また施設入所にかかわるサービスにつきましては4割、その他の給付費が1割という状況となっております。

なお、この保険給付費は前年度に比べて1億4,526万2,000円の増額となっておりますが、そのうちの7割以上が在宅系の介護サービスの給付費の増額を見込んだものでございます。

また款3の地域支援事業費7,916万4,000円につきましては、介護予防事業や配食サービス事業など、主に市の地域包括支援センターが行っている自主事業に充てる予算でございます。

次に参りまして、402ページをお願いいたします。ここからは歳入予算の明細となりますが、目の名称と本年度予算額につきまして申し上げます。

款1保険料の第1号被保険者保険料5億1,754万6,000円は、65歳以上の方々に納めていただく保険料でございます。右のページでございます特別徴収保険料は被保険者が受給している公的年金から天引きを行うもの、また普通徴収保険料は納付通知等を送付することにより納めていただく保険料でございます。

次に款3国庫支出金でございますが、介護給付費負担金4億9,620万7,000円と、その下でございます調整交付金1億6,876万7,000円は、ともに介護サービス給付費にかかわる国の負担分で、地域支援事業交付金1,139万6,000円と1,105万1,000円は、それぞれ介護予防事業及び包括的支援事業任意事業にかかわる国の負担分でございます。

次に、款4県支出金でございますが、介護給付費負担金3億8,931万9,000円は、介護サービス給付費にかかわる県の負担分でございます。地域支援事業交付金569万7,000円と552万5,000円は、それぞれ介護予防事業、及び包括的支援事業任意事業にかかわる県の負担分でございます。

次に款5支払基金交付金でございますが、この交付金は40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料に相当するもので、介護給付費交付金は7億9,016万2,000円、地域支援事業支援交付金は1,321万9,000円でございます。

次をお願いいたします。上から2段目でございます款7繰入金でございますが、一般会計からの繰入金といたしまして、介護給付費繰入金3億4,058万7,000円は、介護サービス給付費にかかわる市の負担分ということでございます。地域支援事業繰入金569万8,000円と552万6,000円は、それぞれ介護予防事業、及び包括的支援事業任意事業にかかわる市の負担分でございます。また、その他一般会計繰入金5,513万8,000円は、介護認定事務費、また一般管理事務諸経費などの財源となる予算でございます。その下の基金繰入金は4,572万8,000円を介護保険支払準備基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、款9諸収入でございますが、最下段でございます雑入564万1,000円の主な内容は、配食サービスの利用者負担分でございます。

次をお願いいたします。ここからは歳出の予算の明細でございますが、網掛けがなされております目の名称、それと本年度予算額につきまして申し上げます。

初めに、款1総務費でございますが、一般管理費1,641万4,000円は、印刷製本費や郵便料、また介護保険の電算システムにかかわる改修委託料や使用料などが主な内容でございます。その下の賦課徴収費34万4,000円は、保険料の徴収事務にかかわる費用で、最下段でございます介護認定審査会費3,810万6,000円は、介護認定事務を行っている上田地域広域連合

への負担金でございます。

次をお願いいたします。介護保険事業計画策定費32万4,000円は、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の印刷製本費でございます。

続きまして、款2保険給付費でございますが、項1介護サービス等諸費につきましては、要介護1から5の認定を受けた方々を対象とした介護サービス給付費でございます。初めに、目1居宅介護サービス給付費11億40万円は、いわゆる在宅介護を支援するためのショートステイですとか、訪問、通所などによる各種の介護サービス給付費でございます。

目2特例居宅介護サービス給付費1,800万円は、こちらは市町村等の保険者が認めた施設基準による居宅介護サービスの給付費でございます。

また最下段の目3地域密着型介護サービス給付費1億9,800万円は、原則として市内在住の地域住民のみを対象に介護サービスの提供が行われる給付費でございます。

次をお願いいたします。目4特例地域密着型介護サービス給付費1万円は、要介護認定前に行う地域密着型の介護サービス給付費で、目5施設介護サービス給付費9億7,464万円は、特別養護老人ホームや老人保健施設などへのいわゆる施設入所サービス給付費でございます。

目6特例施設介護サービス給付費1万円は、要介護認定前に行う施設入所サービス給付費でございます。

次をお願いいたします。目7居宅介護福祉用具購入費396万は、在宅における日常生活を支援するため、福祉用具の購入等にかかわる給付費でありまして、目8居宅介護住宅改修費816万円は、在宅における日常生活を支援するための軽微な住宅改修にかかわる給付費でございます。また目9の居宅介護サービス計画給付費1億4,040万円は、ケアマネと言われるいわゆる介護支援専門員によるケアプラン作成にかかわる給付費でありまして、最下段の目10特例居宅介護サービス給付費1万円は、要介護認定前に行うケアプラン作成にかかわる給付費でございます。

次をお願いいたします。中段より少し上にございます項2介護予防サービス等諸費でございますが、この予算につきましては要支援1または2の認定を受けた方々を対象とした介護サービス給付費でございます。この給付費は、これまで説明いたしました要介護1から5の方々に対する介護サービスとほぼ同じ内容でございますので、事業概要の説明は省略をさせていただきます。

初めに、目1介護予防サービス給付費は8,316万円、目2特例介護予防サービス給付費は12万円、目3地域密着型介護予防サービス給付費は660万円でございます。

次をお願いします。目4特例地域密着型介護予防給付費は1万円で、目5介護予防福祉用具購入費は72万円、目6介護予防住宅改修費は480万円でございます。

次をお願いいたします。目7介護予防サービス計画給付費は1,152万円、目8特例介護予防サービス計画給付費は1万円でございます。

続きまして、項3その他諸経費の審査支払手数料262万5,000円でございますが、この予算は国保連が行っております介護給付費の審査手数料でございます。

次に、最下段にございます項4高額介護サービス等費でございますが、この給付費は1カ月間の利用者負担額が所得に応じて定められた上限額を超えた分について、利用者に給付するものでありまして、目1高額介護サービス費4,920万円は要介護の認定者を対象としたものでございます。

次の420ページになりますが、目2高額介護予防サービス費50万円は、要支援の認定者を対象としたものでございます。

次に、項5高額医療合算介護サービス等費でございますが、この給付費は医療費と介護給付費を合算した年間の利用者負担額が所得に応じて定められた上限額を超えた分について、利用者に給付するものであります。目1高額医療合算介護サービス等費570万円は、要介護認定を受けた方、目2高額医療合算介護予防サービス等費10万円は、要支援の認定を受けた方を対象とした給付費でございます。

次をお願いします。項6特定入所者介護サービス等費でございますが、この給付費は施設入所やショートステイなどで発生する食費や居住費等の自己負担額、これについて所得に応じて軽減した分を事業者に給付する費用でございます。

初めに、目1特定入所者介護サービス費1億1,400万円は、要介護の認定者に対する軽減した分を事業者に給付するものです。目2特例特定入所者介護サービス費180万円は、市町村等の保険者が認めた施設基準で要介護の認定者に対して軽減した額を事業者に給付するものです。また最下段の目3特定入所者介護予防サービス費12万円は、要支援の認定者に対して軽減した額を事業者に給付するもので、次の424ページにございます目4特例特定入所者介護予防サービス費12万円は、市町村等の保険者が認めた施設基準による要支援者への軽減した分を事業者に給付するものでございます。

次に、款3地域支援事業費でございますが、この予算につきましては高齢者の介護予防と日常生活の自立支援を目的に、原則保険給付費の3%以内で市町村が独自に取り組む事業でございます。

初めに、目1介護予防2次予防事業費3,945万3,000円は、要支援・要介護状態への移行防止を目的としてリスクの高い高齢者を把握し、その方々に介護予防サービスを提供していく事業で、各種の委託料が主なものでございます。また目2介護予防1次予防事業費618万4,000円は、こちらはすべての高齢者を対象に、介護予防の重要性についての普及啓発、また介護予防にかかわる実践活動などを行う予算でございます。

次をお願いいたします。目1任意事業費1,981万9,000円は、配食サービスや家族の介護支援等にかかわる各種事業を行う予算でございます。目2包括的支援事業費1,370万8,000円は、市の地域包括支援センターがケアマネジメント事業などを行うための予算でございます。

次をお願いします。中段以降にございます款4基金積立金、款5諸支出金、また次の430ページにございます款6予備費につきましては、ご覧のとおりでございます。

以上、議案第3号につきまして提案説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜り

ますようお願い申し上げます。

◎日程第12 議案第 6号 平成26年度東御市水道事業会計予算

◎日程第13 議案第 7号 平成26年度東御市下水道事業会計予算

(上程、説明)

○議長(青木周次君) 日程第12 議案第6号 平成26年度東御市水道事業会計予算、日程第13 議案第7号 平成26年度東御市下水道事業会計予算、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

○上下水道局長(橋本俊彦君) ただいま一括上程となりました議案第6号及び第7号につきまして、提案説明を申し上げます。

なお昨年12月、全員協議会でご説明申し上げましたとおり、平成26年度予算から新公営企業会計制度により作成をいたしました。これを機に縦の様式といたしました。

別冊の平成26年度東御市公営企業会計予算書の4ページをご覧ください。

最初に、議案第6号 平成26年度東御市水道事業会計予算について申し上げます。

第1条、平成26年度東御市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水戸数1万1,624戸。

(2) 年間総給水量308万7,289立方メートル。

(3) 1日平均給水量は8,459立方メートルを予定しております。

(4) 主な建設改良費、水道施設改良及び拡張工事で1億6,441万5,000円を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

収入では第1款水道事業収益で7億5,884万9,000円、支出では第1款水道事業費用で7億4,306万9,000円を予定しております。差引当年度経常利益1,578万円を見込むものであります。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

収入では第1款資本的収入3,810万7,000円、支出では第1款資本的支出4億3,862万7,000円を予定しております。

括弧書きをご覧ください。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億52万円は、損益勘定留保資金3億9,162万7,000円、当年度消費税資本的収支調整額889万3,000円で補てんするものです。

5ページをご覧ください。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものです。上下水道料

金等取り扱い業務委託に係る平成26年度契約、平成30年度まで債務負担を定めるものです。

第6条、水道事業の企業債につきましては1,500万円を限度額として借入れをする予定をするものです。起債の方法、利率及び償還方法につきましては、記載のとおりでございます。

第7条、一時借入金の減額につきましては3,000万円を定めるものです。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合の第1款水道事業費用の各項を定めるものです。

第9条、議会の議決を経なければ流用することができない経費について、職員給与費6,319万5,000円とするものです。

第10条、他会計からの補助金については、旧簡易水道に係る企業債、元利償還分及び児童手当等の一般会計からの補助は689万1,000円とするものです。

第11条、棚卸資産の購入限度額を3,766万4,000円と定めるものです。

続きまして、6ページからの水道事業会計予算に関する説明書につきまして申し上げます。

7ページから13ページにつきましては、予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表です。後ほどご覧ください。

なお予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、新制度に伴い従来の資金計画書から様式が変更になったものです。

14ページは、平成25年度予定損益計算書です。平成25年度末に予想される水道事業の経営実績を示したものです。下から3段目、平成25年度末の純利益は3,614万9,586円を見込んでおります。

15ページから19ページは、平成25年度末の予定貸借対照表、給与費明細書です。後ほどご覧ください。なお19ページ下段に債務負担行為に関する調書を掲載しました。

20ページから21ページをご覧ください。注記でございます。新制度に伴い、会計に関する基本的な方針を掲載することが義務づけられましたので、ご覧ください。

次に22ページ、予算参考資料の説明を申し上げます。23、24ページの実施計画明細書をご覧ください。

収益的収入でございます。項1営業収益6億9,964万8,000円につきましては、目1水道収益6億7,350万円、前年度より増の主な内容は消費税の改正によるものです。目2受託工事収益2,200万円です。通常のほかに海野バイパス関連に伴う受託工事を見込みました。

項2営業外収益5,920万1,000円につきましては、目3長期前受金戻入5,674万8,000円は、新制度に伴い補助金等により取得した固定資産の償却制度等の変更によりまして、新たに収益化されたものです。

次に25、26ページ、収益的支出をご覧ください。項1営業費用5億8,389万9,000円につきましては、目1原水及び浄水費は9,561万8,000円です。前年度より増の主な内容は消費税の改定によるものです。目2配水及び給水費は8,836万8,000円です。前年度よ

り増の主な内容は、節賞与引当金繰入額が新制度に伴い義務化されました。また節修繕費におきまして平成25年度は修繕引当金を充てるための予算を組みましたが、26年度は通常のとおり予算化するもので増額となっております。

27、28ページをお願いいたします。目3受託工事費は2,200万円です。通常のほかに海野バイパス関連に伴う工事費を見込んでいます。

目4総係費は7,135万9,000円です。前年度より増の主な内容は消費税の改定に伴うものと、総係費におきまして上から4行目、節賞与引当金繰入額が新制度に伴い義務化されました。また29、30ページをご覧ください。節貸倒引当金繰入額も新制度に伴い義務化されました。目5減価償却費は3億419万円です。新西入水源の完成により、建物、機械類の新たな減価償却費の発生と、新制度によりましてみなし償却制度が廃止されたことにより増となります。目6資産減耗費は218万6,000円です。前年度より減の内容は、平成25年度は上下水道庁舎移転に伴い除却費を計上しましたが、26年度はその分減となります。

項2営業外費用につきましては1億4,921万6,000円です。前年度より増の主な内容は消費税の改正によるものです。

項3特別損失は995万4,000円です。目1固定資産売却損210万円につきましては、滋野駅南段下の川原田耕地と呼ばれています水田地帯に現在、使用していない井戸用地があります。この用地を売却するに当たり、売却損が発生するためです。

次に31、32ページ、資本的収入をご覧ください。項1企業債1,500万円につきましては、老朽管の布設替工事に対するものです。

項6固定資産売却代金40万円は、先ほど収益的支出におきまして説明申し上げたことに関しましての井戸用地の売却代金です。

次に33、34ページ、資本的支出をご覧ください。項1建設改良費目1配水設備改良費1億2,480万5,000円です。主なものは節委託費で2,200万円、新規に施設耐震化実施設計委託料を見込みました。また節工事請負費9,260万円におきまして、新規に八重原配水池緊急用発電機設置工事を計上しております。

目2配水設備拡張費は450万円です。25年度で新西入水源の築造工事がありましたが、26年度はありませんので減になります。目3固定資産購入費は3,511万円です。

項2企業債償還金は2億7,421万2,000円です。

以上、平成26年度水道事業会計予算の内容につきまして説明を申し上げます。

続きまして、議案第7号 平成26年度東御市下水道事業会計予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の36ページをご覧ください。

第1条、平成26年度東御市下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 計画処理人口、公共下水道2万1,700人、特定環境保全公共下水道2,240人、農業集落排水1万1,200人、コミュニティプラント等2,224人を予定しております。

(2) 主な建設改良費では、下水道施設の改良及び拡張工事2億773万5,000円を予定しています。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入では第1款下水道収益15億8,437万9,000円、支出では第1款下水道事業費用15億6,237万8,000円を予定しており、差引当年度経常利益2,200万1,000円を見込むものであります。

第4条、基本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入では第1款資本的収入で5億6,543万6,000円、支出では第1款資本的支出10億5,930万9,000円を予定しております。

括弧書きをご覧ください。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億9,387万3,000円は、損益勘定留保資金4億7,949万円、当年度消費税資本的収支調整額1,438万3,000円で補てんするものです。

37ページをご覧ください。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限定額を定めたものです。上下水道料金等取扱業務委託に係る平成26年度契約、平成30年までの債務負担を定めたものです。

第6条、下水道事業の企業債につきましては3,000万円を限度額として借入れを予定するものです。起債の方法、利率及び償還方法につきましては、記載のとおりです。

第7条、一時借入金の限度額につきまして10億円を定めるものです。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合の第1款下水道事業費用の各項を定めたものでございます。

第9条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費8,446万1,000円とするものです。

第10条、雨水処理費、資本費及び児童手当等のための一般会計からの補助を受ける金額は7億249万8,000円とするものであります。

続きまして38ページ、下水道事業会計予算に関する説明書について申し上げます。

39ページから45ページにつきましては、予算の実行計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表です。後ほどご覧ください。なお予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、水道同様新制度に伴い資金計画書から様式が変更になったものです。

46ページは、平成25年度予定損益計算書です。平成25年度末に予想される下水道事業の経営実績を示したものです。下から3段目、平成25年度末の純利益は1億3,257万5,367円を見込んでいます。

47ページから51ページは、平成25年度予定貸借対照表、給与費明細書です。後ほどご覧ください。

ださい。なお51ページ下段に債務負担行為に関する調書を掲載いたしました。

52ページから54ページをご覧ください。注記でございます。新制度に伴い掲載が義務づけられました。ご覧ください。

次に55ページ、予算参考資料の説明を申し上げます。

56、57ページの実施計画明細書をご覧ください。収益的収入でございます。項1営業収益4億9,609万円につきましては、目1下水道使用料4億6,625万3,000円、前年度より増の内容は消費税の改正に伴うものです。

目3その他営業収益におきまして、雨水事業運営費負担金を新たに計上いたしました。

項2営業外収益10億8,828万9,000円につきましては、目2補助金7億249万8,000円、公債費利子及び減価償却費に充てるための一般会計からの繰入金の前年度に比べ9,076万8,000円減となります。

目3長期前受金戻入3億8,315万9,000円につきましては、新制度に伴い補助金等により取得した固定資産の償却制度等の変更によりまして、新たに収益化されるものです。

58、59ページをご覧ください。収益的支出でございます。

項1営業費用11億9,911万7,000円につきましては、前年度に比べ増の主な内容は消費税の改正によるものと、60、61ページをご覧ください。目4総係費において節賞与引当金繰入額及び貸倒引当金繰入額が新制度に伴い義務化されたことによることと、62ページをご覧ください。目5減価償却費におきまして新制度に伴い、みなし償却制度が廃止されるため、3億1,606万1,000円の増となります。

項2営業外費用3億5,610万3,000円につきましては、目1支払利息は前年度に比べ企業債償還利子が減、また目3消費税は改正に伴います増となります。

次に64、65ページ、資本的収入をご覧ください。主なものとしまして項2出資金4億7,148万9,000円につきましては、前年度より増の内容は起債償還における元金の増によるものです。

66、67ページ、資本的支出をご覧ください。項1建設改良費目1建設事業費2億608万5,000円につきましては、前年度より増の主なものは消費税の改正によるものと、新制度により賞与引当金繰入額の義務化、また節委託料におきましては汚水施設設計委託料に東部浄化センター長寿命化計画の策定、雨水施設設計委託料に常田地区の調査費を計上しました。

項2企業債償還金は8億5,157万4,000円です。

以上、議案第6号、第7号の2議案を一括説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木周次君） 日程第14 議案第8号 平成26年度東御市病院事業会計予算を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（加藤英人君） ただいま上程となりました議案第8号 平成26年度東御市病院事業会計予算について、提案説明申し上げます。

引き続き別冊の平成26年度東御市公営企業会計予算書をお願いいたします。68ページからになります。先ほどの水道事業会計同様、公営企業関係の会計制度の改正によりまして、病院事業会計予算書を作成したところでございます。よろしくお願いをしたいと思います。

それでは69ページをお開きいただければと思います。

第1条、平成26年度東御市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量でございます。

(1) の病床数につきましては、市民病院で60床でございます。

(2) 年間患者数及び分娩者数でございます。市民病院の入院で1万8,615人、1日平均51人。外来で7万8,175人、1日平均295人。透析で7,020人、1日平均実数で45人。みまき温泉診療所で1万4,650人、1日平均50人。助産所分娩者数を165人、月平均13人を見込んでおります。

(3) の主な建設改良事業でございますが、市民病院の照明器具取り替え等で846万6,000円、市民病院、みまき温泉診療所、助産所の医療機器等整備で7,212万6,000円でございます。

次に第3条及び第4条、予算についてでございますが、独立採算性の原則に基づきまして予算編成をさせていただきます。

最初に、第3条の収益的収入及び支出でございます。病院事業収益、病院事業費用ともに23億9,541万3,000円でございます。

次に第4条の資本的収入及び支出でございます。資本的収入が1億1,465万7,000円、支出が2億9,579万4,000円を予定しております。なお資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億8,113万7,000円は、損益勘定留保資金1億7,979万8,000円、当年度消費税資本的収支調整額133万9,000円で補てんをするものでございます。

次に第5条、企業債でございます。限度額が7,200万円、利率は5.0%以内でございます。

第6条の一時借入金につきましては5億円を限度とするものでございます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、第1款病院事業費用のうち各項の流用について定めたものでございます。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費、公債費とし、記載をしました額とするものでございます。

第9条の棚卸資産購入限度額は4億8,191万8,000円と定めるものでございます。

続きまして71ページの病院事業会計予算に関する説明について申し上げます。

72ページ、73ページは予算実施計画書でございますので、後ほどご覧をいただければと思います。

次に74、75ページは資金計画書から予定キャッシュ・フロー計算書に様式を変更したものでございます。後ほどご覧をいただければと思います。

次に76ページからになります。76ページから78ページ、80ページ、81ページは26年度と25年度の予定貸借対照表が記載してございます。病院事業としての公営企業の財政状況や貸借対照表の様式で表示したものでございます。比較対照してご覧をいただければと思います。

続きまして79ページになります。25年度の予定損益計算書でございます。前年度の終わりに予想される病院事業の経営成績を損益計算書の形で表示してございます。当年度の純損失といたしましては、下から3段目の4,886万2,847円を見込んでおります。

続きまして82ページから86ページにつきましては、給与明細書でございますので、後ほどご覧をいただければと思います。

87ページから89ページは、新公営企業会計制度に伴いまして会計に関する基本的な方針を掲載することが義務づけられましたので、注記で表示してございますので、後ほどご覧をいただければと思います。

90ページからは予算参考資料でございます。91ページをご覧をいただければと思います。

最初に収益的収入でございますが、款1病院事業収益項1医業収益目1入院収益で6億1,429万5,000円を見込みました。前年比6,679万5,000円の増として、本年度の病床利用率を85%といたしました。目2外来収益で13億2,267万円でございます。前年比2億1,684万8,000円の増としてございます。これは病院の外来患者、透析患者数の増を見込んだところでございます。

目3他会計負担金で3,834万1,000円でございます。前年比511万2,000円の減でございます。これは地域医療再生基金からのシステム保守に要する経費補助金の減でございます。目4その他医業収益で2億7,767万7,000円で、前年比739万1,000円の増でございます。これは分娩費、人間ドック、健診等でございます。

続きまして項2医業外収益で、目2他会計負担金、一般会計からの負担金で1億2,642万7,000円を計上いたしました。これは国からの不採算地区病院の運営に要する経費等でございます。

続きまして93ページからは、収益的支出でございます。款1病院事業費用項1医業費用といたしまして23億285万1,000円を計上いたしました。

前年度と比較した主な支出につきましては、目1給与費では87ページの注記でご説明しております賞与・法定福利費の引当金の翌年度分の計上、それから嘱託医の増等で1億1,827万4,000円の増、95ページになりますが、目2材料費では入院患者増に伴う薬品等の増によりまして6,374万1,000円の増、目3経費では医療機器の更新に伴う保守委託料のほか、消費税

率アップに伴う増、貸倒引当金の計上等で2,339万2,000円の増でございます。

それから97ページになりますが、目4減価償却費では器械備品等の増によりまして2,673万7,000円の増額でございます。

99ページをご覧ください。項3特別損失目1過年度損益修正損で、前年度賞与引当金と不納欠損で5,198万4,000円でございます。

次に101ページをご覧ください。資本的収入について申し上げます。款1資本的収入項1企業債目1企業債でございますが、器械備品の購入で7,200万円でございます。

項2出資金目1他会計出資金で、市からの出資金で4,265万7,000円を計上してございます。これは企業債の償還元金分でございます。

次に103ページでございます。資本的支出でございますが、款1資本的支出項1建設改良費目1施設整備費では、市民病院照明器具取り替え等で846万6,000円、目2有形固定資産購入費では病院、診療所、助産所での器械備品の購入でございまして、7,212万6,000円、目3リース資産購入費では収益的支出の賃借料で今まで計上していたものを、会計制度の改正によりまして資本的支出により814万7,000円を計上いたしました。

項2企業債償還金目1企業債償還金として1億4,705万5,000円、項3他会計借入金償還金目1他会計借入金償還金で6,000万円を予定しております。

以上、平成26年度東御市病院事業会計予算について、ご説明申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第15 議案第9号 平成25年度東御市一般会計補正予算（第5号）

（上程、説明）

○議長（青木周次君） 日程第15 議案第9号 平成25年度東御市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） ただいま上程となりました議案第9号 平成25年度東御市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案説明を申し上げます。

東御市一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、施政方針の中でもありましたが、年度末に当たりまして各事務事業とも執行額の見込みが定まったことによりまして、これらを精査する中での調整を図ったものでございます。

議案第9号 平成25年度東御市一般会計補正予算（第5号）。

平成25年度東御市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,

257万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198億5,504万4,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、第2表地方債補正によるものでございます。

2ページから4ページまでは、第1表歳入歳出予算補正でございます。

5ページをお願いいたします。第2表地方債補正であります。公共事業等債で、補正後の限度額を4億6,530万円とするもので、1億2,080万円の減額でございます。なお起債の方法、利率、償還の方法等については、記述のとおり変更はございません。

7ページから9ページまでは省略させていただきまして、20ページをお願いいたします。

歳出から申し上げます。これからの説明につきましては、増減額の大きいものを重点的に説明申し上げます。

款1議会費目1議会費528万5,000円の減額でございますが、議員共済組合の負担金率の改定に伴う減などがございます。

款2総務費目1一般管理費790万5,000円の減額は、(2)で一般職員給与費で職員共済組合の負担率の改定などに伴う減と、22ページの上段になりますけれども、(3)で職員退職手当基金積立金の減などがございます。目2の文書広報費1,100万9,000円の減額につきましては、(6)になります。有線テレビ事業費で光ケーブル化工事電柱強化改修工事の補償金の減などがございます。

24、25ページをお願いいたします。目5財産管理費3,556万3,000円の増額でございます。(6)の庁舎管理事務諸経費は554万1,000円の減で、市役所庁舎に係る高熱水費などの不用額でございます。

26ページをお願いいたします。(8)庁舎施設整備事業費2,820万円の減額につきましては、中央公民館改築工事費及び子育て支援センターの備品購入や場内工事に係る不用額でございます。

(10)財政調整基金積立金以降利子の積み立てでございます。その中で(11)減債基金積立金の中に6,500万円がございますが、これは上川原工業団地売却分を当該基金の今後の対応のために積み立てるものでございます。

28、29ページをお願いいたします。目6企画費179万1,000円の減額でございますが、上田地域広域連合負担金の確定に伴う減などがございます。目7諸費の減額につきましては、防犯灯の設置事業確定に伴う減でございます。

30、31ページをお願いいたします。目8交通安全対策費の減額につきましては、事業確定に伴う交通指導員の報酬等の不用額でございます。目9情報化推進費157万3,000円の減額につきましては、庁内LAN用のパソコンリースの減などがございます。目10生活環境費273万

9, 000円の減額は、(6)地球温暖化対策推進費で太陽光発電施設導入補助金の事業実施に伴う不用額などでございます。

32、33ページをお願いいたします。目11滋野財産区費及び目12の田中財産区費については、いずれも基金積立金の増額でございます。

項2徴税費目1税務総務費の減額につきましては、人件費の減額でございます。目2賦課徴収費280万8,000円の減額は、課税処理業務委託料の減で、申告相談電算システムの改修がなかったことに伴う減などでございます。

34、35ページをお願いいたします。目1戸籍住民基本台帳費224万7,000円の減額は、住基ネット機器の更新時期の変更によるリース料の減などでございます。目1選挙管理委員会費の増額につきましては、職員共済組合負担金でございます。目1統計調査総務費の減額につきましては、次の36ページになります、各調査事業の県委託金の確定に伴う減などでございます。目1監査委員費の減額につきましては、職員手当の減などでございます。

款3民生費目1社会福祉総務費143万4,000円の増額につきましては、職員手当や38ページになりますけれども、地域福祉基金の積み立てなどによるものでございます。目2老人福祉費423万円の減額は、(12)になります、要介護者家庭介護者慰労費及び(14)でございます、介護保険特別会計繰出金の減が主なものでございます。目3医療給付費875万9,000円の減額は、次の40ページになりますが、各種医療費の実績見込みの増額と、(11)で長野県後期高齢者医療広域連合負担金の医療給付費の減が主なものでございます。目5福祉年金費の減額は、外国人高齢者特別給付費の減でございます。

42、43ページをお願いいたします。目6の福祉の森費の減額につきましては、施設内の草刈り等の委託料の減でございます。

項2児童福祉費目1児童福祉総務費の減額につきましては、臨時職員賃金などでございます。目2保育園費284万円の減額でございますけれども、広域入所委託及び私立保育園運営委託が実績見込みによる増減でございます。

44ページでは(12)保育園建設事業費の増がございますが、田中保育園上下水道負担金でございます。

目3の児童館費につきましては、県補助金の確定による財源補正でございます。

目4子育て支援費747万9,000円の減額につきましては、(2)子育て支援センター管理諸経費で、東部子育て支援センターの光熱費の減でございます。

46ページをお願いいたします。(5)で放課後児童クラブ事業費で、臨時職員の賃金等の減がございます。

目5児童福祉手当費495万4,000円の減額は、実績見込みによる減であります。また目6児童手当費1,758万円の減額につきましても、実績見込みによる不用額でございます。

目3人権啓発センター運営費の減額についても、実績見込みによる減と、県補助金の確定による財

源補正でございます。

48、49ページをお願いいたします。目1男女共同参画推進費の減額につきましては、事業実施に伴う不用額でございます。

款4衛生費目1保健衛生総務費695万7,000円の減額は、50ページをお願いいたします。上段でございます一般職員給与費と上田地域広域連合の負担金で、大星斎場に係る負担金の確定に伴う減などがございます。目2予防費499万3,000円の減額につきましては、(1)予防接種事業費の日本脳炎、子宮頸がん予防ワクチンなどの接種の減、それと(2)検診事業費で感染症予防事業費等国庫負担金の過年度精算による増などが主なものでございます。

目3母子衛生費227万1,000円の減額は、52ページになりますけれども、妊婦健診事業の実績見込みによる減などがございます。目5保健センター費につきましては、灯油代等の実績見込みによる増でございます。目7食育費は栄養士の時間外勤務手当の増でございます。

目1し尿処理費880万7,000円の減額でございますけれども、上田地域広域連合及び川西保健衛生施設組合それぞれの負担金の確定に伴う減でございます。目2じん芥処理費5,518万5,000円の減額は、54ページになりますけれども、中ほどに(7)で川西保健衛生施設組合及び(8)上田地域広域連合それぞれの負担金の確定に伴うものでございます。

目1病院事業会計繰出金2億790万2,000円の増額につきましては、経営健全化及び減価償却費等に係る繰り出しでございます。

56、57ページをお願いいたします。目1上水道費の減額は、職員の児童手当の減でございます。

款5農林水産業費目1農業委員会費の減額につきましては、農地農家台帳システム運用サポート業務委託料の確定に伴う減でございます。目2農業総務費の減額は、水田農業構造改革補助金及びサンファーム作業員賃金などの減でございます。

58、59ページをお願いいたします。目3農業振興費332万円の減額につきましては、経営体育成支援事業補助金の対象者の減によるものなどがございます。

目4畜産振興費の減額は、借地料の減でございます。

項5農地費3,081万5,000円の増額は、60ページ、次のページの上段説明の欄をお願いしたいと思います。長土連の負担金につきましては、台風18号による事業増、それと神川沿岸土地改良区につきましては、事業変更による増などがございます。また、ため池耐震性調査及び一斉点検委託料につきましては、国の25年度補正予算に伴い増額するものでございます。目2林業振興費224万5,000円の減額は、松くい虫対策等事業実施に伴う不用額でございます。

款6商工費目1商工総務費は、職員の時間外勤務手当の増でございます。目2商工振興費1,000万円の減額は、62ページの(3)になりますが、商工振興助成事業費の融資あっせん保証料の実績見込みによる減でございます。

目4観光費の減額は、地蔵峠駐車場の舗装工事の確定によるものでございます。目6交通対策費

は財源補正であります。目7温泉施設運営費2, 180万円の増額は、芸術むら公園の芝刈り機の更新による購入費、それと温泉施設指定管理に係る光熱費の高騰などによる委託料の増でございます。

款7土木費目1土木総務費は、職員の時間外勤務手当の増でございます。目1道路橋りょう総務費は、事業実績に伴う不用額の減額でございます。

64、65ページをお願いいたします。目2道路維持費は財源補正でございます。目3道路新設改良費4, 498万7, 000円の減額は、66ページになります、(4)の社会資本整備総合交付金事業で、それぞれの事業の事業費の確定見込みによる減額等でございます。

目1都市計画総務費は、基金の積立金の増額などでございます。目2公園費については、施設長寿命化計画策定業務の確定による不用額の減額でございます。

68、69ページをお願いします。目4都市計画事業費につきましては1億1万563万3, 000円の減額で、下水道事業会計における起債償還に減債積立金の充当ですとか、減価償却費の減などによりまして、当会計への繰り出しの減額でございます。

目5花と緑のまちづくり事業費は、緑化推進補助金及び苗栽培委託の確定見込みによる減額でございます。

目1住宅管理費につきましては、日向が丘団地に係る事務の費用確定に伴う減額でございます。

次のページ、70、71をお願いいたします。目2建築指導費484万5, 000円の減額につきましては、住宅リフォーム補助金の実施確定見込みにより、不用額でございます。目3空き家対策費の減額は、ホームページ作成委託などの不用額でございます。

款8消防費目1常備消防費2, 446万6, 000円の減額は、広域消防職員の退職に伴う退職手当特別負担金の減と、広域消防本部の無線デジタル化に係る負担金等の減によるものでございます。

目2非常備消防費1, 015万9, 000円の減額につきましては、72ページになりますが、退団者退職報償金の減などがございます。目5防災対策費は、放射線測定装置購入費の不用額の減でございます。

款9教育費目1教育委員会費は、学校評議員の報酬のなどの減でございます。目2事務局費227万1, 000円の減額は、教職員の健康診断等手数料や教職員住宅解体工事費、及び臨時職員の賃金の不用額でございます。

74、75ページをお願いいたします。目1学校管理費275万4, 000円の減額は、臨時職員の社会保険料の減などがございます。目2教育振興費980万1, 000円の減額は、76ページになりますけれども、パソコンリース料の減、それと就学援助や就学奨励の対象人員の減によるものでございます。

項3中学校費目1学校管理費につきましては、臨時職員賃金の減額などのほか、(4)で東部中学校管理諸経費で、新年度におきまして学級増が予想されるという中で、机、椅子等の購入費の増

でございます。

目2教育振興費508万6,000円の減額につきましては、78ページになりますけれども、パソコンリース料の減と、就学援助費の減などによるものでございます。

項1社会教育費目1生涯学習まちづくり費につきましては、次の80ページになります。国際交流団体、日韓親善むくげ会の補助金の減などでございます。

目2公民館費につきましては、財源補正のほか、市民大学講座あっせん手数料の確定に伴う減額などがございます。

目3青少年教育事業費につきましては、審議会委員の報酬の減と、青少年広場等整備補助金の確定に伴う減額でございます。

82、83ページをお願いいたします。目6中央公民館費につきましては、中央公民館の新装オープンを3月16日に予定しているため、光熱費等管理費の1カ月分を増額ものでございます。

目8文化財費につきましては、東町歌舞伎舞台修理事業に対しまして、県の補助がされたことに伴い、市の補助を減額するものでございます。

目9海野宿費につきましては、資料館の冊子等の印刷代が不用額でございます。目11文化振興費につきましては、臨時職員の時間外勤務手当の増でございます。

項5保健体育費目1保健体育総務費につきましては、スポーツ教室等の開催回数の増に伴う増額でございます。

84、85ページをお願いいたします。目2学校給食運営費につきましては、調理師の保菌検査委託料の減などでございます。目3体育施設費につきましては、修繕工事の不用額の減額でございます。

86ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。まず特別職の表の下段の比較の段でございますけれども、報酬の減額につきましては、各種審議会、委員会の委員及び統計調査員等の報酬確定による減でございます。また議員の期末手当の減額は、予算上の支給の相違によるものでございます。共済費は追加費用率などの確定による減でございます。

87ページの一般職の(1)総括の比較欄の給料は職員異動に伴うもので、職員手当の増は下段の表の職員手当の内訳のとおりでございます。また共済費の減につきましては、負担率の変更に伴うものでございます。

88ページは職位手当の増減理由でございます。また89ページは平均給料及び平均給与の月額等の比較でございます。

90、91ページをお願いいたします。地方債に関する調書ございまして、表の一番右下の合計欄でございますけれども、当該年度末現在高見込額につきましては221億2,243万2,000円であります。

それでは歳入へ戻りますので、10ページをお願いいたします。まず款1市税項1市民税でありますけれども、個人は給与等の所得の増額等によりまして3,000万円の増、法人に関しまして

は業績回復傾向により6,000万円の増でございます。

項2固定資産税は、土地及び償却資産の増によりまして3,600万円の増額でございます。

款9地方特例交付金につきましては3万5,000円の減額でありますけれども、交付額の確定によるものでございます。

款12分担金及び負担金項2負担金目1総務費負担金116万3,000円の増額につきましては、職員退職手当基金積立金負担金でございます。目2民生費負担金2,261万5,000円の増額は、保育料の実績によるものであります。目3農林水産業費負担金4万1,000円の減額につきましては、畜産基地建設事業に係る国有地借地料負担金の減でございます。目6衛生費負担金48万5,000円の増額につきましては、未熟児養育医療費の個人負担分でございます。

款13使用料及び手数料目1総務手数料で30万8,000円の増であります。目4農林水産業使用料で19万5,000円の減、目7教育使用料では50万円の減、それぞれ実績見込みによるものでございます。

項2手数料につきましては、総務手数料で税の諸証明手数料4万円の減でございます。

12、13ページをお願いいたします。款14国庫支出金項1国庫負担金、合計で1,239万円の減額でございます。民生費国庫負担金及び衛生費国庫負担金の事業確定に伴うものでございます。

項2国庫補助金目1民生費国庫補助金は1,184万円の減額ですけれども、子育て支援交付金の減で、安心子ども基金に移行したものでございます。目2衛生費国庫補助金、目4土木費国庫補助金、目5教育費国庫補助金につきましては、事業実績に伴うものでございます。目7総務費国庫補助金3,079万4,000円は、地域の元気臨時交付金でございます。

項3委託金目1総務費委託金は、中長期在留者居住地届出等事務委託金の実績によるものでございます。

款15県支出金項1県負担金、合計で341万3,000円の減額は事業確定に伴うものでございます。

項2県補助金目1総務費県補助金は、支所に設置しましたまき等ストーブの実績によるものでございます。

14、15ページをお願いいたします。目2民生費県補助金1,221万8,000円の増額は、社会福祉費関係は実績に伴う増で、児童福祉費のうち安心子ども基金事業は、子育て支援交付金からの移行によるものでございます。目3衛生費県補助金204万円の増額は、地域医療再生事業補助金で、市民病院大規模災害時対応整備事業の確定に伴うものでございます。

目4農林水産業費県補助金のうち、ため池に関する補助金の増額は、国の25年度補正予算に伴うものでございます。

項3委託金の増額は、県民税取扱事務委託金及び統計調査の実績によるものでございます。

款16財産収入項1財産運用収入は、財産貸付収入で503万円、及び利子及び配当金で1,3

44万5,000円の増額でございます。

16、17ページをお願いいたします。項2財産売却収入のうち目1不動産売却収入6,500万円につきましては、上川原工業団地の土地売却収入でございます。

款17寄付金は、ふるさと寄付金及び一般寄付金でございます。

款18繰入金項1基金繰入金3億1,204万円の減額でございますが、職員の退職手当基金繰入金の減のほか、公共施設等整備基金繰入金で、中央公民館改築工事及び海野地区、県地区整備事業などに係る減額でございます。

款19繰越金は、滋野財産区に係る増額でございます。

款20諸収入は、事業の実施に伴う増減でございます。

18、19ページをお願いいたします。目4市預金利子につきましては、241万1,000円の増額でございます。

款21市債項1市債は総務債で2億800万円の減で、土木債では8,720万円の増でございます。

以上、議案第9号 平成25年度東御市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第16 議案第10号 平成25年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

◎日程第17 議案第13号 平成25年度東御市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

（上程、説明）

○議長（青木周次君） 日程第16 議案第10号 平成25年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第17 議案第13号 平成25年度東御市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） ただいま一括上程となりました議案第10号及び議案第13号につきまして、提案理由の説明をいたします。

最初に、特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第10号 平成25年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成25年度東御市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,532万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,850万5,000円とするもの
でございます。

今回の補正の主な内容は、年度末を迎え、国保税や国庫支出金、県支出金等の見込み及び事務事

業実施に伴う補正でございます。

2ページから7ページは省略させていただきます、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。款1国民健康保険税目1一般被保険者国民健康保険税459万円の減、目2退職被保険者等国民健康保険税30万円の減でございます。主に被保険者の減少と所得割の減少によるものでございます。

款3国庫支出金項1国庫負担金目1療養給付費負担金104万8,000円の減、これは実績見込みに伴う減額でございます。

項2国庫補助金目1財政調整交付金34万4,000円の減。

款4県支出金項2県補助金目1財政調整交付金26万7,000円の減。

款5療養給付費交付金目1療養給付費交付金11万6,000円の減。

款8財産収入目1利子及び配当金96万円の増、基金利子収入の増額でございます。

款9繰入金項1他会計繰入金目1一般会計繰入金66万6,000円の減、保険基盤安定繰入金の減額でございます。

次のページをお願いいたします。項2基金繰入金目1国民健康保険財政調整基金繰入金8,280万1,000円の減。

款10諸収入項2雑入目1一般被保険者第三者納付金399万8,000円の増、交通事故等の一般被保険者第三者納付金でございます。目2一般被保険者返納金77万7,000円の増、目2退職被保険者等返納金13万9,000円の増、目6指定公費負担、医療に係る国負担額6万1,000円の増。

款11繰越金目1繰越金1億952万3,000円の増、前年度の純繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款1総務費項1総務管理費目1一般管理費222万6,000円の減、目2連合会負担金11万9,000円の減、事務事業実施に伴う不用額の減額補正でございます。

項2徴税費目1賦課徴収費53万7,000円の減。

項3運営協議会費目1運営協議会費6万8,000円の減。

款2保険給付費項1療養諸費目1一般被保険者医療給付費、目2退職被保険者等療養給付費。おめくりをいただきまして目3一般被保険者療養費につきましては、財源補正でございます。

款3後期高齢者支援金等目1後期高齢者支援金170万2,000円の減。

款5老人保健拠出金項1老人保健医療費拠出金目1老人保健医療費拠出金15万1,000円の減。おめくりいただきまして目2老人保健事務費拠出金1万1,000円の減。

款6介護納付金目1介護納付金197万5,000円の減。

款8保健事業費目1特定健康診査等事業費9万8,000円の増。特定健康診査保健指導国庫負担金の過年度精算金の増額補正でございます。

款9基金積立金目1国保財政調整期金積立金96万円の増、利子積み立てに伴う増額補正ござ

います。

次のページをお願いいたします。款10諸支出金目3国庫支出金等返納金3,105万7,000円の増、過年度の療養給付費国庫負担金の確定に伴う返還金の補正でございます。

以上が国保会計でございます。

続きまして、補正予算書の51ページをお願いいたします。

議案第13号 平成25年度東御市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)でございます。

平成25年度東御市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ376万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,553万7,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、年度末を迎え、保険料の見込み及び事務事業実施に伴う補正でございます。

52ページから55ページは省略させていただきまして、56ページをお願いいたします。

歳入でございます。款1後期高齢者医療保険料目1特別徴収保険料1,100万円の減、目2普通徴収保険料147万円の増、合計953万円の減額でございます。長野県後期高齢者医療広域連合から示された保険料の確定によるものと、見込みよりも普通徴収により納める被保険者が多かったということでございます。

款2使用料及び手数料目1督促手数料2万円の減、款3繰入金項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金27万5,000円の減、目2保険基盤安定繰入金97万円の減。

款4諸収入目1延滞金2万8,000円の減。

款5繰越金目1繰越金706万円の増、前年度の純繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。款1総務費項1総務管理費目1一般管理費33万5,000円の減。

項2徴収費は財源補正でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金目1後期高齢者医療広域連合納付金342万8,000円の減。長野県後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料及び保険基盤安定負担金の減額補正でございます。

以上、議案第10号及び議案第13号につきまして、一括して提案理由をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

◎日程第18 議案第11号 平成25年度東御市介護保険特別会計補正予算(第3号)

(上程、説明)

○議長(青木周次君) 日程第18 議案第11号 平成25年度東御市介護保険特別会計補正予

算（第3号）を議題といたします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） ただいま上程となりました議案第11号につきまして、提案説明を申し上げます。

引き続き特別会計補正予算書の21ページをお願いいたします。

議案第11号 平成25年度東御市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成25年度東御市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるもので、第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ589万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ27億4,500万円とするものでございます。

また2項といたしまして、歳入歳出予算の款項ごとの補正額並び補正後の金額につきましては、次のページにございますが、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次に25ページにございます歳入歳出予算補正事項別明細書について説明いたします。

総括の部分は省略をさせていただき、28ページをお願いいたします。今回年度末を迎えるに当たり、これまでの事務事業実施に伴う介護保険給付費などの補正を今回お願いしておりますが、その財源となる歳入の補正明細でございます。

款1保険料の第1号被保険者保険料は、65歳以上の方々に納めていただく保険料で、744万2,000円の減額。

款3国庫支出金の介護給付費負担金は、現年度分の210万円と、過年度分の確定による242万円を合せまして452万円の減額補正でございます。

また、その下の調整交付金は67万4,000円の増額で、地域支援事業交付金は114万6,000円の減額補正でございます。

次に款4県支出金の介護給付費負担金は131万2,000円の増額で、地域支援事業交付金は57万3,000円の減額補正でございます。

次に款5支払基金交付金でございますが、40歳から64歳を対象とした第2号被保険者の保険料に相当する科目でございますが、この介護給付費交付金は現年度分の304万5,000円と過年度分確定による240万5,000円を合せまして545万円の増額補正でございます。

次に款6財産収入の利子及び配当金は、介護保険支払準備基金の利子として7万円の増額、最下段にございます款7繰入金は、一般会計からの繰入金として介護給付費繰入金が131万2,000円の増額、次のページに参りまして地域支援事業繰入金が57万3,000円の減額、そしてその他一般会計繰入金が右側のページにございますが、認定事務費の繰入金として227万6,000円の減額、その他の事務費繰入金として50万円の増額補正でございます。また、基金からの繰入金といたしましては、介護保険支払準備基金繰入金が406万9,000円の増額補正でございます。

続きまして32ページをお願いいたします。ここからは歳出の補正明細でございます。科目名に

つきましては網掛けがなされております目の名称を申し上げます。

款1総務費の一般管理費50万円は、介護保険の電算システムの改修に要する委託料の増額補正、それから介護認定審査会費227万6,000円は、上田地域広域連合への負担金で、実績に伴う不用額の減額補正でございます。

次に款2保険給付費でございますが、この科目の補正につきましては介護保険サービスの給付実績に伴いまして増額、または不用額の減額を行うものでございます。

初めに項1介護サービス等諸費につきましては、要介護の1から5の認定を受けた方々への給付費でございますが、目1居宅介護サービス給付費は3,000万円の増額、目3地域密着型介護サービス給付費は600万円の減額補正でございます。

次のページに参りまして、目5施設介護サービス給付費、いわゆる施設入所費でございますが、1,459万7,000円の減額、目8居宅介護住宅改修費は80万円の増額、目9居宅介護サービス計画給付費はケアプランの作成にかかわる給付費でございますが、100万円の減額補正でございます。

次のページをお願いいたします。ここからは項2介護予防サービス等諸費でございますが、要支援1または2の認定を受けた方々への給付費でございます。目1介護予防サービス給付費が250万円の増額、目3地域密着型介護予防サービス給付費は250万円の減額、目5介護予防福祉用具購入費50万円の増額、目6介護予防住宅改修費は80万円の増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。款3地域支援事業費でございますが、この科目は高齢者の介護予防と日常生活の自立支援を目的に市町村が独自に取り組む事業でございますが、いずれも事務事業の実施に伴う不用額の減額補正でございます。目1任意事業費では、右側のページにございますが、配食サービス事業委託料220万円の減額、成年後見制度利用支援事業扶助費が30万円の減額でございますが、その下の目2包括的支援事業費では臨時職員の社会保険料が40万円の減額補正でございます。

次に款4基金積立金でございますが、介護保険支払準備基金積立金が利子分の積み立てとして7万円の増額補正でございます。

以上、議案第11号につきまして提案説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第19 議案第12号 平成25年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算
(第1号)

(上程、説明)

○議長(青木周次君) 日程第19 議案第12号 平成25年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） ただいま上程となりました議案第12号につきまして、提案説明申し上げます。

引き続き特別会計の補正予算書の41ページをお願いいたします。

議案第12号 平成25年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正では、土地開発公社の工業団地用地につきまして3月末までに売却が見込まれないので、歳入歳出それぞれ2億5,966万円全額を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ0円とするものでございます。

以下内容については省略させていただきます。

以上、ご提案申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（青木周次君） ここで15分間休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時02分

○議長（青木周次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第20 議案第14号 平成25年度東御市水道事業会計補正予算（第2号）

◎日程第21 議案第15号 平成25年度東御市下水道事業会計補正予算（第2号）

（上程、説明）

○議長（青木周次君） 日程第20 議案第14号 平成25年度東御市水道事業会計補正予算（第2号）、日程第21 議案第15号 平成25年度東御市下水道事業会計補正予算（第2号）、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

○上下水道局長（橋本俊彦君） ただいま一括上程となりました議案第14号、第15号につきまして、提案説明を申し上げます。

別冊の東御市公営企業会計補正予算書の4ページをお願いいたします。

最初に、議案第14号 平成25年度東御市水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

第1条、平成25年度東御市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成25年度東御市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支の予定額を次のとおり補正する。

収入で第1款水道事業収益で60万4,000円を減額補正し、計6億7,647万1,000円に、支出で第1款水道事業費用を60万4,000円減額補正し、計6億6,840万6,000円とするものです。

第3条、予算第4条本文かつこ書中4億3,302万1,000円を4億3,602万1,000

0円に、4億1,412万3,000円を4億1,712万3,000円に改め、資本的収支の予定額を次のとおり補正する。

収入で第1款資本的収入で7万2,000円を減額補正し、計2億7,330万3,000円に、支出で第1款資本的支出を292万8,000円増額補正し、計7億932万4,000円とするものです。

第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費67万6,000円減額補正し、計5,724万3,000円とするものです。

次に5ページをお願いいたします。水道事業会計補正予算に関する説明書について申し上げます。

6ページから12ページにつきましては、補正に関する実施計画、資金計画、予定貸借対照表、給与費明細書です。後ほどご覧ください。

13ページをお願いいたします。実施計画明細書です。

収益的収入款1水道事業収益項2営業外収益目2補助金で、児童手当の減少に伴う補助金60万4,000円の減額補正をするものです。

次に収益的支出款1水道事業費用項1営業費用目2配水及び給水費で、児童手当の減により60万4,000円を減額補正するものです。

14ページをお願いいたします。

資本的収入款1資本的収入項3補助金目2他会計補助金で、児童手当の減少に伴う補助金7万2,000円を減額補正するものです。

次に資本的支出款1資本的支出項1建設改良費目1配水設備改良費で、児童手当の減により7万2,000円を減額補正するものです。

項2企業債償還金目1企業債償還金で、企業債償還元金の増により300万円の減額補正をするものです。

続きまして16ページをお願いいたします。

議案第15号 平成25年度東御市下水道事業会計補正予算(第2号)でございます。

第1条、平成25年度東御市下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条、平成25年度東御市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支の予定額を、次のとおり補正する。

収入で第1款下水道事業収益で818万8,000円を減額補正し、計12億5,016万8,000円に、支出で第1款下水道事業費用を57万6,000円減額補正し、計12億2,162万1,000円とするものです。

第3条、予算第4条かっこ書中5億4,217万3,000円を6億4,961万8,000円に、5億3,549万8,000円を4億9,977万4,000円に改め、減債積立金1億4,316万9,000円を加え、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入第1款資本的収入で1億744万5,000円の減額補正により、計を3億3,568万8,

000円とするものです。

第4条、予算8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(1) 職員給与費57万6,000円減額補正し、計7,666万2,000円とするものです。次に17ページをお願いいたします。下水道事業会計補正予算に関する説明書につきまして申し上げます。

18ページから24ページは補正予算実施計画、資金計画、予定貸借対照表、給与費明細書です。後ほどご覧ください。

25ページをお願いいたします。実施計画明細書、収益的収支の明細でございます。

今回の補正は、平成24年度下水道事業会計決算に基づく一般会計補助金の減額補正が主でございます。

収益的収入、款1下水道事業収益項1営業収益目3その他営業収益で、コミプラの運営費負担金247万4,000円の減額補正。

項2営業外収益目2補助金で、起債償還利子分60万円、減価償却費分、計453万8,000円、児童手当分で、計57万6,000円、合計571万4,000円の減額補正をするものです。

次に収益的支出、款1下水道事業費用項1営業費用目4総係費で児童手当の減による57万6,000円を減額補正するものです。

26ページをお願いいたします。資本的収入の明細でございます。

資本的収入の補正につきましても、平成24年度下水道事業会計決算に基づく一般会計の出資金及び負担金の減額補正であり、平成24年度の未処分利益剰余金を積立金としました減債積立金1億4,316万9,000円を補てん財源として充当することにより、一般会計繰出金の縮減を図るものでございます。

款1資本的収入項2出資金目1他会計出資金で1億487万8,000円、項4負担金及び分担金目2他会計分担金で256万7,000円、合計1億7,444万5,000円の減額補正をお願いするものです。これによりまして収益的収入と資本的収入を合わせた下水道事業会計に対する一般会計からの繰入金は1億1,563万3,000円の減額となります。

以上、議案第14号、議案第15号の2議案を一括して説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第22 議案第16号 平成25年度東御市病院事業会計補正予算（第2号）

（上程、説明）

○議長（青木周次君） 日程第22 議案第16号 平成25年度東御市病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（加藤英人君） ただいま上程されました議案第16号 平成25年度東御市病院事

業会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

公営企業会計補正予算書の27ページからになります。

今回の補正の主な内容を申し上げますと、歳入では当初見込みました入院患者数及び外来患者数、自費診療収益等の減、減価償却分と経営健全化のための繰り入れ、それから地域医療再生事業交付額の増でございます。

最初に28ページでございます。

第2条、業務の予定量でございますが、次のように補正をお願いするものでございます。

(2) 年間患者数、市民病院の入院患者数を1,825人減らし1万6,425人、外来患者数を5,340人減らし6万9,420人に、みまき温泉診療所の患者数を1,752人減らし1万2,848人をお願いをするものでございます。

(4) の1日平均患者数ですが、市民病院の入院で5人減らして45人、外来で20人減らして260人、みまき温泉診療所で6人減らし44人をお願いするものでございます。

第3条の収益的収入でございますが、予定額を次のとおり補正をお願いするものでございます。

第1款病院事業収益第1項医業収益で、減額の2億586万2,000円、第2項医業外収益で、増額の2億586万2,000円でございます。

第4条、資本的収入でございます。第1款資本的収入第2項出資金で204万円の増額をお願いするものでございます。

29ページから34ページにつきましては省略をいたしまして、35ページをご覧いただければと思います。

35ページ、実施計画の明細書でございます。収益的収入の款1病院事業収益項1医業収益でございます。2億586万2,000円の減額でございます。目1入院収益で5,475万円の減額、目2外来収益で1億4,996万8,000円の減額でございます。これは入院患者数を1日50人、外来患者数を1日280人、診療所で1日50人見込んでいましたものを、市民病院の入院患者数で1日45人、外来を1日260人、そして診療所を1日42人に減らすものでございます。

目4その他医業収益で114万4,000円の減額でございます。これは自費診療収益を現状に合せたものでございます。

項2医業外収益目2他会計負担金でございますが、2億586万2,000円の増額補正でございます。これにつきましては一般会計の負担金でございます。減価償却費分及び経営健全化に伴う繰入増でございます。

次に36ページでございます。資本的収入で款1資本的収入項2出資金目1他会計出資金で204万円の増でございます。これは地域医療再生基金事業交付額の増でございます。

以上、平成25年度東御市病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 2 3 議案第 1 7 号 東御市まちづくり審議会条例の一部を改正する条例

◎日程第 2 4 議案第 1 8 号 東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第 2 5 議案第 2 0 号 東御市税条例の一部を改正する条例

(上程、説明)

○議長(青木周次君) 日程第 2 3 議案第 1 7 号 東御市まちづくり審議会条例の一部を改正する条例、日程第 2 4 議案第 1 8 号 東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第 2 5 議案第 2 0 号 東御市税条例の一部を改正する条例、以上 3 議案を一括議題とします。本 3 議案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(齊藤英世君) ただいま上程となりました議案第 1 7 号、1 8 号及び 2 0 号につきまして、提案説明を申し上げます。

議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 1 7 号 東御市まちづくり審議会条例の一部を改正する条例につきまして、説明申し上げます。改正の概要につきましては、別冊の条例案に関する資料により説明させていただきますので、別冊の資料 1 ページをお開き願いたいと思います。

まず 1、条例の名称でございますけれども、東御市まちづくり審議会条例の一部を改正する条例でございます。

2、改正の理由でございますが、他の条例との整合を図るための改正であります。

3、改正の概要でございます。審議会の所管課について規定した条文を削除するものであります。

当該審議会の庶務を担当しております部署につきましては、現行では総務部企画課でございます。当市の条例において、各種審議会等の庶務を行う部署を条例化しているのはこれのみで、ほかの審議会等については規則や要綱等で規定しておるのが現状でございます。市議会で議決をいただかなければならない条例としての同等の位置にあります市組織条例は部について定めており、課以下の組織は規則で定めていることから、条例定めの一統を図るため、当該審議会の所管課を規定した条文を削除するものでございます。

4、施行日につきましては、平成 2 6 年 4 月 1 日であります。

2 ページは当該条例の新旧対照表でございます。下線の部分が改正部分であります。説明は省略させていただきます。

次に、議案書 3 ページをお願いいたします。

議案第 1 8 号 東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明いたします。

改正の概要につきましては、やはり別冊の条例案に関する資料 3 ページをお願いいたします。

まず 1、条例の名称でございますけれども、東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を

改正する条例であります。

2、改正の理由でございますが、公職選挙法等の一部改正により、市選挙管理委員会が任命した指定病院等における不在者投票の外部立会人の報酬の額を定めるとともに、市において雇用する嘱託員の報酬を定めるための改正でございます。

3、改正の概要でございますけれども、(1)としまして、指定病院等における不在者投票の外部立会人を任命した場合は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の額を準用する規定を加えます。現行では投票管理者や投票立会人等に関しまして、同様の定めで実施しているところでございますけれども、このたび不在者投票の公正な実施確保のために外部立会人という新たな職務ができて、この職務に従事していただいた場合の報酬の措置でございます。

次に(2)嘱託員の報酬の規定を加えます。これは一般職員に関することであります。25年度から公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられていることに伴い、無収入期間が発生しないよう職員の雇用と年金の接続を図ること、及び定年退職者の経験と能力を活用していくため、当面定年退職者が公的年金の支給開始年齢まで再雇用を希望する場合は、嘱託員として任用するための措置でございます。

4、施行日は平成26年4月1日であります。

4ページ、5ページについては、当該条例の新旧対照表でございまして、下線の部分が改正部分でございます。説明は省略させていただきます。

次に、議案書の7ページをお願いいたします。

議案第20号 東御市税条例の一部を改正する条例につきまして、説明申し上げます。

改正の概要につきましては、同様に別冊の条例案に関する資料の9ページをお願いいたします。

条例の名称でございますけれども、東御市税条例の一部を改正する条例であります。

2、改正の理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律などの施行に伴う改正であります。

3、改正の概要でございます。(1)個人住民税の公的年金等からの特別徴収制度に関する取り扱いについて、所要の規定の整備を行うものでありますが、本徴収額と仮徴収額の税額の平準化、転出入によりまして特別徴収の中止などが今、起きているわけですが、そういったことの改善を図るものでございます。

(2)金融商品に係る損益通算範囲の拡大及び公社債等に対する課税方式が変更されるなど、金融所得課税の一本化に関する規定の整備が行われたことから、条文中の規定を整備します。

(3)平成28年1月1日以後に受ける割引債の譲渡益及び償還差益について、住民税5%の税率による申告分離課税の対象となるものでございます。

4、施行日につきましては、平成28年1月1日であります。ただし改正概要の(1)公的年金特別徴収に関しては、平成28年10月1日、(2)金融所得課税の一本化に関しては、平成29年1月1日であります。また改正後の規定の適用に関しましては、必要な経過措置を設けます。

10ページからは当該条例の新旧対照表でございまして、下線の部分が改正部分でございまして、説明は省略させていただきます。

以上、議案第17号、18号及び20号につきまして説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第26 議案第21号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(上程、説明)

○議長(青木周次君) 日程第26 議案第21号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長(山口正彦君) ただいま上程となりました議案第21号につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案書は11ページをお願いいたします。別冊の条例案に関する資料により説明させていただきますので、資料の29ページをお願いいたします。

1の条例の名称でございまして、東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございまして、

2の改正の理由でございまして、地方税法の一部を改正する法律並びに地方税法施行令の一部を改正する省令の施行に伴い改正を行うものでございまして、

3の改正の概要でございまして、金融商品に係る損益通算範囲の拡大、及び公社債等に対する課税方式が変更される等、金融所得課税の一体化に関する規定の整理が行われたことから、国民健康保険税の課税対象所得の範囲を見直すとともに、引用する条項のずれを整理する等、所要の改正を行うものでございまして、

4の施行日でございまして、平成29年1月1日でございまして、

5のその他でございまして、改正後の規定の適用に関し、必要な経過措置を設けるものでございまして、

30ページから36ページにつきましては、条例の新旧対照表でございまして、説明は省略させていただきます。

以上、議案第21号につきまして、提案理由をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

◎日程第27 議案第22号 東御市就学指導委員会条例の一部を改正する条例

◎日程第28 議案第23号 東御市社会教育委員条例の一部を改正する条例

◎日程第29 議案第24号 東御市集会施設条例の一部を改正する条例

(上程、説明)

○議長(青木周次君) 日程第27 議案第22号 東御市就学指導委員会条例の一部を改正する

条例、日程第 2 8 議案第 2 3 号 東御市社会教育委員条例の一部を改正する条例、日程第 2 9 議案第 2 4 号 東御市集会施設条例の一部を改正する条例、以上 3 議案を一括議題とします。本 3 議案に対する提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（清水敏道君） ただいま一括上程されました議案第 2 2 号、第 2 3 号及び第 2 4 号の 3 議案につきまして、提案説明を申し上げます。

議案書の 1 3 ページをお願いいたします。

議案第 2 2 号 東御市就学指導委員会条例の一部を改正する条例でございます。説明は条例案に関する資料で申し上げます。資料の 3 7 ページをお願いいたします。

条例の名称は、東御市就学指導委員会条例の一部を改正する条例でございます。

2、改正の理由でございますが、現在の就学指導委員会は障害のある幼児、児童の適正な就学を図るため、就学時と進学時に、その就学先を判断、指導する機能を有しておりますが、政令の改正によりまして、より早期からの教育相談及び支援並びに就学先の検討、そして就学後も一貫した支援、助言を行うなど、委員会の機能を拡充するための条例の改正を行うものでございます。

3、改正の概要は、委員会の名称を「教育支援委員会」に改め、あわせて「心身障害児」を「障害のある幼児、児童及び生徒」に、「特殊教育」を「特別支援教育」に改めるものでございます。

施行日は平成 2 6 年 4 月 1 日でございます。

3 8 ページ、3 9 ページは新旧対照表でございますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。次に、議案書 1 5 ページをお願いいたします。

議案第 2 3 号 東御市社会教育委員条例の一部を改正する条例でございます。

資料は 4 1 ページをお願いいたします。

1、条例の名称は、東御市社会教育委員条例の一部を改正する条例でございます。

2、改正の理由は、社会教育法の改正に伴い、条例で定めることとされた社会教育委員の委嘱基準を定めるための改正でございます。3、改正の概要は、委嘱基準を定める省令に基づき、社会教育委員の委嘱の基準を定める条文を追加するものでございます。

施行日は、平成 2 6 年 4 月 1 日ございまして、改正後の規定の適用に関し必要な経過措置を設けるものでございます。

4 2 ページは新旧対照表でございます。

次に、議案書 1 7 ページをお願いいたします。

議案第 2 4 号 東御市集会施設条例の一部を改正する条例でございます。

資料は 4 3 ページをお願いいたします。

1、条例の名称は東御市集会施設条例の一部を改正する条例でございます。

2、改正の理由は、市の公共施設である集会施設として設置した田中コミュニティーセンター、ふれあいコミュニティーセンター、及び婦人活動促進施設の 3 施設につきまして、一定期間を経て

所期の設置目的を達成したことから、主たる利用者であるそれぞれの区に譲渡することとしたため改正を行うもので、3、改正の概要は、施設の一覧表からこれらの3施設を削除するものでございます。

施行日は、平成26年4月1日でございます。

44ページは新旧対照表でございますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

以上、一括上程されました議案第22号、第23号及び第24号までの3議案につきまして、提案説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第30 議案第25号 東御市保育所条例の一部を改正する条例

◎日程第31 議案第26号 東御市児童館条例の一部を改正する条例

◎日程第32 議案第27号 東御市高齢者センター条例の一部を改正する条例

◎日程第33 議案第31号 東御市障害者支援施設条例の一部を改正する条例

(上程、説明)

○議長(青木周次君) 日程第30 議案第25号 東御市保育所条例の一部を改正する条例、日程第31 議案第26号 東御市児童館条例の一部を改正する条例、日程第32 議案第27号 東御市高齢者センター条例の一部を改正する条例、日程第33 議案第31号 東御市障害者支援施設条例の一部を改正する条例、以上4議案を一括議題とします。本4議案に対する提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長(武舎和博君) ただいま一括上程となりました議案第25号、26号、27号及び31号につきまして、提案説明を申し上げます。

議案書の19ページをお願いいたします。

議案第25号 東御市保育所条例の一部を改正する条例でございます。

条例の改正の概要につきましては、別冊の条例案に関する資料により説明させていただきます。

45ページをお願いいたします。

初めに、改正の理由についてですが、2点ございまして、1つ目は和保育園と西部保育園の統合、移転に伴いまして、保育園の位置が変わったことによるもの、2つ目は保育園の定員に関しまして平成26年度の入園申込者の状況等により、実情を踏まえた人数に見直しを行うため所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要でございますが、統合、移転後の新しい保育園の名称を「和保育園」とし、その位置を「東御市和8017番地2」に改めるとともに、田中保育園と和保育園の定員につきましては、それぞれ170人に改正するものでございます。

なお施行日は、平成26年4月1日でございます。

次のページからは新旧対照表を載せてございますので、下線の部分が改正の箇所となります。後

ほどご覧をいただきたいと思います。

続きまして、議案書の21ページをお願いいたします。

議案第26号 東御市児童館条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要につきましては、条例案に関する資料でございます、47ページをお願いいたします。

改正の理由についてでございますが、平成26年4月1日付の組織機構改正に伴う事務分掌の変更によりまして、児童館の運営管理業務を教育委員会が補助執行することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要でございますが、教育委員会が児童館の管理運営を行えるように改正するもので、施行日は平成26年4月1日でございます。

次のページからは新旧対照表でございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

続きまして議案書の23ページをお願いいたします。

議案第27号 東御市高齢者センター条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要は別冊資料の49ページをお願いいたします。

初めに、改正の理由について申し上げます。本条例におきましては、2つの高齢者センターが設置されており、そのうち昭和57年に建設された高齢者センターみまきにつきましては、市発足時の平成16年4月1日から指定管理者制度に基づき、運営を行ってまいりましたが、建物の老朽化等により高齢者センターとしての供用を廃止することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要につきましては、高齢者センターみまきに関する規定を削ることとし、施行日は平成26年4月1日でございます。

次のページからの新旧対照表もあわせてご覧いただきたいと思います。

続きまして、議案書の31ページをお願いいたします。

議案第31号 東御市障害者支援施設条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要につきましては、条例案に関する資料の67ページをお願いいたします。

初めに、改正の理由について申し上げます。市内3カ所の障害者支援施設につきましては、平成21年10月1日から指定管理者制度に基づき運営を行ってまいりました。今回、指定管理者の更新時期を迎えまして、今後は同制度によらない運営を行うこととし、本施設への指定管理者制度の適用の廃止をすることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要につきましては、指定管理者制度にかかわる事業内容の規定を削り、当該施設の利用者の範囲及び使用料の規定などを改正するもので、施行日は平成26年4月1日でございます。

なお次のページからは新旧対照表を載せてございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

以上、議案第25号、26号、27号及び31号につきまして、提案説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

-
- ◎日程第34 議案第19号 東御市特別会計条例の一部を改正する条例
 - ◎日程第35 議案第28号 東御市商工業振興条例の一部を改正する条例
 - ◎日程第36 議案第29号 東御市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
 - ◎日程第37 議案第30号 東御市公共物管理条例の一部を改正する条例
 - ◎日程第38 議案第32号 東御市加沢地区共同園芸施設条例を廃止する条例
 - ◎日程第39 議案第33号 東御市羽毛田勤労者会館条例を廃止する条例

(上程、説明)

○議長(青木周次君) 日程第34 議案第19号 東御市特別会計条例の一部を改正する条例、日程第35 議案第28号 東御市商工業振興条例の一部を改正する条例、日程第36 議案第29号 東御市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、日程第37 議案第30号 東御市公共物管理条例の一部を改正する条例、日程第38 議案第32号 東御市加沢地区共同園芸施設条例を廃止する条例、日程第39 議案第33号 東御市羽毛田勤労者会館条例を廃止する条例、以上6議案を一括議題とします。本6議案に対する提案理由の説明を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長(北沢 達君) ただいま上程となりました議案第19号、第28号、第29号、第30号、第32号及び第33号について、提案説明申し上げます。

議案第19号 東御市特別会計条例の一部を改正する条例につきましては、議案書の5ページをお願いいたします。

条例の概要につきましては、別冊の条例案に関する資料で説明いたしますので、資料の7ページをご覧ください。

改正の理由は、平成26年4月1日から東御市土地開発公社が工業用地の造成・分譲業務を廃止することに伴い、同業務を市が行うための改正でございます。

改正の概要は、工業地域開発事業特別会計に、工業用地の造成を加えます。

施行日は、平成26年4月1日といたします。

次ページは、条例の新旧対照表でございます。改正する箇所は、改正案、現行にそれぞれアンダーラインで示してありますので、ご確認ください。

次に、議案第28号 東御市商工業振興条例の一部を改正する条例につきましては、議案書の25ページでございます。

条例の概要につきましては、同じく条例案に関する資料で説明いたしますので、資料の55ページをご覧ください。

改正の理由は、平成26年4月1日から東御市土地開発公社が工業用地等の造成・分譲業務を廃止するため改正を行うものでございます。

改正の概要は、事業所等の新設、増設事業における助成対象から、東御市土地開発公社を削りま

す。

施行日は、平成26年4月1日といたします。

その他としまして、改正後の規定の適用に関し、必要な経過措置を設けます。

次ページからは、条例の新旧対照表でございますので、ご確認ください。

次に、議案第29号 東御市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、議案書の27ページでございます。

条例の概要につきましては、同じく条例案に関する資料で説明いたしますので、資料の59ページをご覧ください。

改正の理由は、道路法及び道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正の概要は、1つ目として、道路占用料の減免について、道路法施行令の引用する条項が削除されたことに伴い、規定の整理を行います。

2つ目として、別表の道路占用許可対象物件に、太陽光発電設備等を追加します。

3つ目として、道路法施行令の引用する条項に移動が生じたことのほか、所要の改正を行います。

施行日は、公布の日といたします。

次ページからは、条例の新旧対照表でございますので、ご確認ください。

次に、議案第30号 東御市公共物管理条例の一部を改正する条例につきましては、議案書の29ページでございます。

条例の概要につきましては、同じく条例案に関する資料で説明いたしますので、資料の63ページをご覧ください。

改正の理由は、道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正の概要は、道路法施行令の引用する条項に移動が生じたことのほか、所要の改正を行います。

施行日は、公布の日といたします。

次ページからは、条例の新旧対照表でございますので、ご確認ください。

次に、議案第32号 東御市加沢地区共同園芸施設条例を廃止する条例につきましては、議案書の33ページでございます。

条例の概要につきましては、同じく条例案に関する資料で説明いたしますので、資料の75ページをご覧ください。

廃止の理由につきましては、東御市加沢地区共同園芸施設は、同和地区の農業振興、農家の合理化、及び技術の改善を目的に設置されましたが、設置から11年が経過した現在、施設を管理する部落解放同盟東御市協議会により所期の目的が達成され、市の財産として管理する必要がなくなったため、同条例を廃止するものです。

施行日は、平成26年4月1日といたします。

次に、議案第33号 東御市羽毛田勤労者会館条例を廃止する条例につきましては、議案の35ページでございます。

条例の概要につきましては、同じく条例案に関する資料で説明いたしますので、資料の77ページをご覧ください。

廃止の理由は、当該施設は羽毛田工業団地内の事業所及び周辺住民の研修、従業員の福利厚生等を目的に利用されてきましたが、現在は周辺地域住民の使用がなく、公の施設としての要件を満たさなくなったため、条例を廃止するものです。

施行日は、平成26年4月1日といたします。

以上、6議案一括して提案説明申し上げましたが、ご審議のご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第40 議案第34号 第2次東御市総合計画基本構想の策定について

(上程、説明)

○議長(青木周次君) 日程第40 議案第34号 第2次東御市総合計画基本構想の策定についてを議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(齊藤英世君) ただいま上程となりました議案第34号 第2次東御市総合計画基本構想の策定につきまして、提案説明を申し上げます。

議案書の37ページをお願いいたします。

議案第34号 第2次東御市総合計画基本構想の策定について。

第2次東御市総合計画基本構想を別添のとおり策定することについて、地方自治体第96条、第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

第2次総合計画の策定につきましては、市民と行政が心を一つにして、ともに目指すべき東御市を市民との協働によってつくりたいとの思いから、市民の声を反映した計画とすることを基本姿勢に取り組んできたところでございます。当計画を審議いただくための機関でありますまちづくり審議会へは、昨年10月に諮問を行い、精力的に審議を賜り、1月23日に答申をいただいたところでございます。

また、パブリックコメントや地区別説明会の開催を通じ、市民の皆様から意見をいただき、それらも計画に反映していただいたところでございます。

それでは別冊になりますが、第2次東御市総合計画基本構想のつづりの1ページをお願いいたします。

本基本構想には、まちづくりの基本理念、将来都市像、基本目標を示してあります。まちづくりの基本理念であります、平成18年に定められました市民共通の根本的姿勢を示す市民憲章を基本理念として位置づけております。そして10年後の目指すべきまちの将来都市像を「人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ」として、「自然の恵み、農山村の潤いに育まれてきた個性

豊かな文化と美しい郷土に愛着と誇りを持ち続け、心あたたまるふれあい、いきいきとした活動によって、人と人とを結び、誰もが笑顔で暮らし続けられる幸せが実感できる都市を目指します」としております。

2ページをお願いいたします。ここから4ページまでは、まちづくりの基本目標であります。将来都市像の実現に向けまして、6つの基本目標と21の政策を掲げております。

また、もう1冊、第2次東御市総合計画基本構想の附属資料というつづりがあるかと思えますけれども、そのつづりにつきましては計画の概要、東御市の現状と特性について分析した計画策定の前提となります附属資料でございます。

資料の1ページでございますけれども、計画策定の趣旨と、計画の構成と期間について記載しております。

本計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されております。計画期間につきましては、基本構想が平成26年度から35年度の10年間であります。基本計画の前期計画は、平成26年度から30年度、後期計画は31年度から35年度までのそれぞれ5年間であります。また実施計画は、3カ年ごと、毎年のローリングを行います。

2ページの計画構成図をお示ししてありますけれども、本議会ではこの大きな枠のうちの基本構想についてご審議をいただくこととなります。

3ページをお願いいたします。東御市の現状と特性について記載してございます。12ページまでに、市の概要、人口推移・推計、土地利用、財政状況及び社会環境の変化と市の課題を掲げております。

以上、議案第34号 第2次東御市総合計画基本構想の策定につきまして、提案説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第41 議案第35号 北御牧学校給食センター改築工事請負契約の締結について

◎日程第42 議案第38号 市有財産の譲渡について

◎日程第43 議案第39号 市有財産の譲渡について

◎日程第44 議案第40号 市有財産の譲渡について

(上程、説明)

○議長(青木周次君) 日程第41 議案第35号 北御牧学校給食センター改築工事請負契約の締結について、日程第42 議案第38号 市有財産の譲渡について、日程第43 議案第39号 市有財産の譲渡について、日程第44 議案第40号 市有財産の譲渡について、以上4議案を一括議題とします。本4議案に対する提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長(清水敏道君) ただいま一括上程されました議案第35号及び第38号から第40号

までの4議案につきまして、提案説明を申し上げます。

議案書の39ページをお願いいたします。

議案第35号 北御牧学校給食センター改築工事請負契約の締結について。

北御牧学校給食センター改築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、東御市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、北御牧学校給食センター改築工事。

契約の方法、一般競争入札。

契約の金額、3億3,726万円。

契約の相手方、長野県東御市鞍掛18番地、株式会社竹花組東御支店、支店長、木村啓二。

次に、49ページをお願いいたします。

議案第38号 市有財産の譲渡について。

市有財産を下記のとおり譲渡することについて。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、譲渡する財産 所在地、東御市田中98番地2。

名称、田中コミュニティーセンター。

種類、平成10年建設の建物。

構造及び面積、鉄骨造2階建て、床面積752.37平米。

譲渡価格は無償。

譲渡先は、東御市田中98番地2、田中区でございます。

次に51ページをお願いいたします。

議案第39号 市有財産の譲渡について。

前の議案と同様に、議会の議決を求めるものでございます。

譲渡する財産、所在地、東御市八重原3533番地646。

名称、ふれあいコミュニティーセンター。

種類は平成11年建設の建物。

構造及び面積、木造平屋建て、床面積は173.07平米。

譲渡価格は無償で、譲渡先は東御市八重原3533番地646、芸術むら区でございます。

次に53ページをお願いいたします。

議案第40号 市有財産の譲渡について。

こちらも同様に、議会の議決を求めるものでございます。

譲渡する財産、所在地、東御市御牧原1404番地1。

名称、婦人活動促進施設。

種類、平成10年建設の建物。

構造及び面積は木造平屋建て、床面積238.49平米。

譲渡価格は無償で、譲渡先は東御市御牧原1404番地1、御牧原北部区でございます。

以上、一括上程されました議案第35号及び第38号から第40号までの4議案につきまして、提案説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第45 議案第36号 市道路線の認定について

◎日程第46 議案第37号 財産の処分について

(上程、説明)

○議長(青木周次君) 日程第45 議案第36号 市道路線の認定について、日程第46 議案第37号 財産の処分について、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する提案理由の説明を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長(北沢 達君) ただいま上程となりました議案第36号及び第37号につきまして、提案説明申し上げます。

議案書の41ページをお願いいたします。

議案第36号 市道路線の認定についてですが、道路法第8条第2項の規定により、市道路線の認定をお願いするものでございます。

認定路線及び区間につきましては、田中123号線は151.8メートル、東御市加沢字久保田956番4地先から、同じく957番7地先まででございます。

田中145号線は、16メートル、東御市常田字ヤクシ406番4地先から、同じく406番1地先まででございます。

田中148号線は、31.4メートル、東御市常田字コヲロソイ772番1地先から、同じく763番10地先まででございます。

和334号線は、32.3メートル、東御市海善寺字大門田396番12地先から、同じく396番13地先まででございます。

北御牧ライスセンター西線は、277.9メートル、東御市八重原字白水平3533番978地先から、同じく3533番967地先まででございます。

いずれも市道としての認定要件を満たしております。

次ページからは、認定路線の位置を番号順に示した図面でございますので、ご確認ください。

次に、議案第37号につきましては、議案書の47ページをお願いいたします。

議案第37号 財産の処分について、提案説明申し上げます。

この議案につきましては、上川原工業団地内で現在、IPDロジスティック株式会社が市と賃貸借契約をしている土地を取得したいという申し出があったことに伴い、売却するものでございます。なお2月7日に土地売買の仮契約を締結しております。

それではご説明いたします。工業用地として土地を処分するため、東御市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決をお願いするものであります。

売却の相手方は、長野県東御市羽毛山744番地37、IPDロジスティック株式会社、代表取締役、岩下貴。

売却する土地の表示及び価格につきましては、東御市加沢字池ノ尻88番12、宅地、2,635.58平米。

同じく大長田122番14、宅地、666.11平米。

同じく字上川原138番31、宅地、2,079.72平米。

合計は地積が5,381.41平米、価格が6,500万円でございます。

位置につきましては、次ページでご確認ください。

以上、2議案一括して提案説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第47 請願・陳情の報告

○議長（青木周次君） 日程第47 請願・陳情の報告をいたします。

本定例会において、2月10日までに受理したのは陳情5件です。写しはお手元に配付したとおりです。本陳情については、後日上程し、所管の委員会に付託します。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（青木周次君） 本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時05分）

平成26年東御市議会第1回定例会議事日程（第2号）

平成26年3月3日（月） 午前 9時 開議

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 一般質問（代表）
- 第 3 議案第43号 平成25年度東御市一般会計補正予算（第6号）
- 第 4 議案第44号 田中保育園建設工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第45号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	櫻井寿彦
10番	平林千秋	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	清水新一
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	依田俊良
20番	青木周次		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
総務部長	齊藤英世	教育長	牛山廣司
産業建設部長	北沢達	健康福祉部長	武舎和博
上下水道局長	橋本俊彦	市民生活部長	山口正彦
教育次長	清水敏道	総務課長	掛川卓男
企画課長	岩下正浩	市民課長	塚田篤
建設課長	関一法	農林課長	寺島尊
病院事務長	加藤英人	子育て支援課長	岩田広子
生涯学習課長	横関政史	代表監査委員	竹内春彦

議会事務局出席者

議会事務局長	白倉仁志	書記	西澤浩
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（青木周次君） おはようございます。

開会に先立ち、お知らせします。総務部長から予算に関する説明資料の一部に誤りが認められたため、その修正説明の発言を求められております。これを許可します。

総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） おはようございます。

大変恐縮でございますけれども、平成26年度一般会計予算書等に誤りがございましたので、おわび申し上げますとともに、訂正をお願いするものでございます。

大変申しわけございません、よろしく願いいたします。

訂正内容をお手元にお配りさせていただきました。議員各位あてになっております用紙で、訂正の概要を説明させていただきます。

予算書等は後ほど確認をお願いいたします。

まず書類名が、平成26年度東御市一般会計・特別会計予算書で、348、349ページの地方債の現在高見込みに関する調書の表中の合計欄に、記載の数値が集計誤りのため、訂正をお願いいたします。

次に平成26年度予算に関する説明資料の17ページで、平成26年度末起債残高見込一覧表があります。今回から、新たに発生します第三セクター等改革推進債につきまして、状況を明確にするため内書表記をしておりますけれども、内書きした数値を各所に重複加算し記載してしまったものでございます。

次に、平成26年度東御市公営企業会計予算書の中にあります予算に関する説明書の、水道は19ページ、下水道は51ページでございますけれども、いずれも債務負担行為に関する調書で、平成26年度予算に計上している金額も加算してしまったための数値の訂正でございます。

次に、病院事業会計に関しまして87、88ページでございますが、賞与・法定福利費引当金に関する記載事項で、「3月」と記載すべきところを「4月」と記載したもの、それと特別損失につきまして、別途記載がありますけれども、当該記載を削除すべきものをしなかったための訂正でございます。

幾つかございまして、大変申しわけございません。今後、このようなことのないよう細心の注意を払ってまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青木周次君） 次に、本定例会の一般質問については、会派の代表による質問と、個人による質問を3日間にわたり行います。

申し合せにより、代表質問は議員の質問時間が45分以内、個人質問は議員の質問時間が30分以内と時間制限を設けて行うこととなっています。

なお代表質問については、1回目の答弁終了後に会派内の質問調整のため、必要に応じて10分

間の休憩をとることといたしますので、お含みください。

これから本日の会議を開きます。

(午前 9時00分)

◎議事日程の報告

○議長（青木周次君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 諸般の報告

○議長（青木周次君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に規定された「市長専決処分事項報告書」が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承を願います。

◎日程第 2 一般質問（代表）

○議長（青木周次君） 日程第2 一般質問を行います。

これより会派の代表による質問について、順番に発言を許可します。

質問番号1 高地トレーニング構想について、質問番号2 災害に強い地域づくりについて、質問番号3 ごみの減量化施策と今後の課題について、質問番号4 安全・安心な教育環境の整備について。太陽と風の会代表、9番、櫻井寿彦君。

櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 改めておはようございます。議席番号9番の太陽と風の会の櫻井寿彦でございます。会派を代表し、質問をさせていただきます。

多くの夢と感動を与えてくれた第22回 冬季五輪オリンピック ソチ大会が、17日間にわたる熱戦が繰り広げられ、23日に閉幕となりました。

日本選手団が獲得したメダル数は、金メダルが1個、銀メダルが4個、銅メダルが3個の合わせて8個のメダルを数え、長野冬季オリンピックの10個のメダルに次ぐ好成績を残されました。改めて活躍をされた長野県出身の選手の皆さんと、日本選手団のご検討に敬意を表したいと思います。

また、7日からはパラリンピックが開催されます。活躍を期待したいと思います。

一方で、2月14日から15日にかけての記録的な大雪は、多くの農畜産用パイプハウス等の倒壊を招く大きな災害となり、ブドウ棚やイチゴ、花きなどの被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、今後国や県、市からの支援策などをご活用いただき、一日も早い復興を願っております。

それでは、通告に基づきまして、市長の施政方針と平成26年度の重点施策の中から、4項目について質問をいたします。

最初に、高地トレーニング構想について質問をいたします。昨年12月に、湯の丸高原高地トレーニング構想誘致についての基本的な考え方が議会へ示されました。その内容として、高地における競泳用トレーニングプール施設は現在、国内には整備がされておらず、国内のトップアスリートはアメリカのアリゾナ州で高地トレーニングを積まれている状況にあるといたします。

日本水泳連盟は、選手の肉体的、経済的負担軽減のため、国内に高地トレーニング施設の整備を強く望んでいる状況から、東御市として湯の丸高原に競泳用長水路プールを誘致したいというものでございました。

トレーニング施設を国につくっていただくを基本的な考え方として示される一方で、応分の負担の可能性も示唆されましたが、次の4点についてお聞きをしたいと思います。

まず1点目は、1月22日の日に、文部科学省へ競泳用長水路プールの建設を含め、トップアスリート養成の高地トレーニング施設環境整備の要望書を、関係する東御市、上田市、小諸市、軽井沢町、御代田町、群馬県嬭恋村の6市町村合同で提出されましたけれども、要望書の内容と文部科学省からはどのような感触を得られたか、お聞きをいたします。

2点目は、国内にも誘致を検討されている地域があるとお聞きしますが、具体的にはどこか、また湯の丸高原の優位さは何かをお聞きいたします。

3点目は、長野県の支援態勢はどのような状況にあるかでございます。

4点目は、誘致には積極的な取り組みが必要とされ、誘致活動はここ1、2年の短期決戦であると私なりに考えます。専門チームの組織化を図り、誘致活動をされてはと考えるが、いかがか。また、アメリカのアリゾナ州に先進事例が存在するわけであります。実際にトレーニング施設を目で確かめて、施設の規模や設備など、情報収集を把握されてはいかがか、お聞きをいたします。

あわせて大切なことは、市長は施政方針の中で、周辺地観光とスポーツイベントを融合したスポーツツーリズムにより観光の振興と交流人口の増加など、当市への経済効果が期待されると述べられましたが、市民への誘致に伴う経済効果など、客観的な判断材料の提供は欠かせないと考えるが、いかがか、お聞きをいたします。

次に、災害に強い地域づくりについて質問いたします。

冒頭も申し上げましたけれども、2月14日から15日にかけての記録的な大雪は、百年に一度、あるいは百二十年に一度とも言われ、私の自宅の庭先では82センチの積雪を記録いたしました。

この大雪により、長野県東北信のライフラインでもある長野新幹線や上信越高速自動車道の高速交通網、更に身近な国道18号線など、幹線道路としての交通機能が完全に麻痺をし、物流のストップはもとより、市民生活や経済活動にも大きな影響を与え、及ぼす結果となったわけであります。

その中で、若干救われたことは、大雪が週末の金曜日、土曜日に当たったため、休日の企業が少なからずあったことであります。それでもなお県商工労働部の発表では、物流の遅れ、操業停止、ラインの一部停止、操業時間の短縮など、7割の企業が影響を受けたと発表されました。

また、県産業政策課によると、製品の出荷遅れや従業員が出社できない状況が県内全域で起きたと言います。

そのような状況の中で、市内においては関係者の賢明なご努力により、除雪作業が進められ、20日ごろには普段の生活ができるまでに復旧がされました。除雪の指揮をとられた区長さんをはじめ区の役員や、多くの市民の皆様、そして懸命な除雪作業に当たられた市内事業者の皆様に、敬意と感謝を申し上げると同時に、改めて豪雪地域で生活されている皆様の大変さを痛感する1週間でもありました。

一方で、大雪により市内の農畜産用生産施設、いわゆるパイプハウスではありますが、多くは倒壊し、それに連鎖するように巨峰の棚の被災や花き、イチゴなどにも被害が及び、大きな打撃を受ける結果となりました。

今回の記録的な大雪は、前ぶれもなくやってくる地震、集中豪雨などの自然災害を含め、市民が安心して住める環境づくりは、大きな行政課題の1つとして考えるが、次の4点について質問をいたします。

まず1つ目でございますが、今回の記録的大雪から得た教訓と見えた課題をどのようにとらえているかであります。

2点目は、交通が完全に麻痺する中で、救急搬送などの必要要請にこたえることはできたかあります。

3点目は、地震時におけるため池の耐震調査が予算計上されましたが、調査対象となる基準はあるのか、またどのような工法が考えられるのか、お聞きをいたします。

4点目は、豪雨時における対策として、常田地積の排水対策の着工に向けた準備とあるが、実施時期はいつ頃を見込んでいるか、お聞きをいたします。

3項目でございますが、ごみの減量化施策と今後の課題について質問をいたします。

上田地域広域連合では、統合クリーンセンターの資源循環型施設の建設計画が示され、場所選定の取り組みが現在されている状況にあります。

そのような状況の中で、東御市は「東御市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、可燃ごみの排出量に関して、平成27年度の目標値を年間4,468トンと定め、現状より10%減らすことを目標に取り組みを進めるとあります。

そこで2点についてお聞きをいたします。

まず1点目でございますが、ごみの減量化達成のため生ごみの分別収集と堆肥化処理に取り組み、生ごみ処理施設を平成29年度の稼働を目指すとあるが、候補地の選定作業はどのような状況か、また生ごみの分別と収集方法など、ごみの減量化に向け、市民への周知は今後どのように考えているか、お聞きをいたします。

2点目は、北御牧地区の東部クリーンセンターへの搬入時期はいつごろになるかでございます。それに伴う今後の課題は何かをお聞きいたします。

最後に、安全・安心な教育環境の整備について質問をいたします。小学校、中学校の体育館などの非構造部材の耐震補強工事に設計委託料を含め、2億4,900万円という多くの予算計上がされました。その内容と田中小学校の校舎増築についての4点について、質問いたします。

1点目は、非構造部材の耐震補強をするに至った経緯と、耐震補強は具体的にはどのような工法がとられるのか、また財源の内訳についてお聞きをいたします。

2点目は、平成17年の工事対象とされる学校と、予想される事業費についてお聞きをいたします。

3点目でございますが、今回の耐震補強は他の自治体でも実施されているのかどうか。

最後の質問でございますが、今回、田中小学校の普通教室棟の増設は児童数の増加によるものかをお聞きいたしまして、1回目の質問といたします。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） おはようございます。高地トレーニング構想についてのご質問につきまして、お答えいたします。

初めに、1月22日に文部科学省に提出した「トップアスリートを養成するための高地トレーニング環境の整備のための要望書」の内容と、国の感触はであります。浅間山麓菅平高原に位置する東御、上田、小諸、軽井沢、御代田、嬭恋の6市町村が一带のエリアとして、高地トレーニング構想における施設の設置、または機能の充実を進めるに当たり、関係する自治体の施設整備に対する支援について、1月22日に文部科学大臣に要望をしたものであります。

要望の際の懇談では、文部科学省のスポーツ青年局長は、全国からの要望も多いが、できることはサポートしたい、これが今後検討していく上でのスタートです。浅間地域としてまとまった高地トレーニング施設整備をするという考え方はすばらしいことであり、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて地方発展のために、どんな支援ができるか、連絡をとり合ってまいりたいなどの発言をいただいたところであります。

続きまして、国内で誘致を検討している地域は具体的にどこか、また湯の丸高原の優位性は何かありますが、国内の高地トレーニング場では、飛騨御岳高原高地トレーニングエリアや、蔵王坊平アスリートヴィレッジなどがあります。いずれも文部科学省指定ナショナルトレーニングセンター高所トレーニング強化拠点施設として、陸上競技を主とするエリアであり、飛騨御岳高原エリアでは、オリンピック合宿誘致に向けた推進体制の整備を始めたとお聞きしております。

なお日本水泳連盟が把握している中では、高地環境での競泳用プールについては、具体的に名乗りを上げている地域はまだないと聞いております。

また、湯の丸高原の優位性であります。首都圏から高速道路、または新幹線を利用して、いずれも2時間30分の移動時間で標高1,750メートルの高地環境でトレーニングができる立地条件に加え、スポーツ選手の健康管理に欠かせない医療体制も整った地域である点が優位性ととらえております。

何よりも日本水連が高く評価されていることが、最大の優位性と考えております。

次に、長野県の支援態勢はどのような状況にあるかですが、長野県知事及び長野県教育長あてに過日要望書を提出する中で、文部科学省への要望に係る施設整備に伴う県の支援、協力についてお願いをしたところであります。

2月28日に開催しました「東御市湯の丸高原高地トレーニング施設検討委員会」の検討委員に長野県からは伊藤学司教育長に就任をいただいております、今後も県の支援・協力を得ながら、ともに知恵を出し合い、進めてまいりたいと考えております。

次に、専門チームの組織化や海外への視察派遣、市民への客観的な判断材料の提供についての考え方ではありますが、専門チームの組織化は現在まで関係する部署が役割分担をし、情報共有を図りながら進めております。

今後の動向を踏まえながら、必要に応じて連携する部署の拡大を図る中で対応したいと考えております。

情報収集の把握のための海外への視察研修ではありますが、世界の競泳選手がトレーニングに使用しているアメリカ・アリゾナ州フラッグスタッフなどの視察を通じて、実際の高地環境や運営状況を現地で確認することは、施設誘致を進める東御市としましても、必要なことであると認識しております。

今後の誘致活動の進展によって、検討させていただければと考えます。

また、市民への客観的な判断材料の提供についての考え方ではありますが、施設建設の考え方として自治体や企業などが事業主体となり、国の補助金を活用する中で、建設することが通常一般的な手法ではありますが、今回の誘致はあくまでも国に建設をしてもらうための新たなシステムの構築を国に要望しておるものでありますので、市の負担や運営主体、誘致に伴う経済効果などについては、現段階では全く白紙の状態であり、説明できる状況にありません。市民の皆様には、今後の動向を踏まえ、説明を申し上げる中で、誘致活動を進めたいと考えております。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 質問番号2、太陽と風の会代表、櫻井寿彦議員の「災害に強い地域づくりについて」のご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

まず初めに、2月14日から16日に降り続いた記録的大雪に当たり、市民の皆様におかれましては連日除雪、排雪等の対応に当たっていただき、この場をお借りして感謝を申し上げます。ありがとうございました。

上信越自動車道及び国道18号の通行止めの影響による渋滞とあわせて、積雪量の多さから市内の幹線や生活道路の除雪作業も追いつかず、交通、流通等への影響も多大であったこと、また農業用ハウスの倒壊などによる農作物被害等もあり、市民生活に大きな影響をもたらしております。

ご質問の今回の記録的大雪から得た教訓と見えた課題をどのようにとらえているかについてでございますけれども、まず除雪対応でございますが、市では幹線道路を中心に除雪における出動基準

に至った場合には、直ちに除雪作業を実施することとして、市内業者と契約を締結しており、今回も14日から除雪作業を行っていましたが、降雪量が多かったこと、また立ち往生した放置車両等により除雪が進まない状況もあったため、更に遅延が生じた状況となりました。今後は除雪業者との連携を強め、道路状況の情報共有が必要であり、更にその情報を迅速に伝えていくことが課題であると考えております。

一方、生活道路等においては、区単位により区長を中心に消防団、PTAはじめ区民による地域コミュニティーの共助による除雪が行われ、通学、通勤路の確保に努めていただいたこと、また高齢者等や要支援者宅へも民生委員を通じていち早く対応していただき、組織機能の役割も果たされていることに地域力の大切さを感じたところでございます。

また、情報収集については、今回は市内を巡回して情報を得ることができない中、区長からの情報収集を中心行いました。

なお職員地域づくりサポーターによる情報収集も試みたところでございますけれども、公務と地域での活動と大変なところであり、もっと早い段階からの活用が必要と感じております。

一方、情報の提供に関しては、エフエムとうみや緊急メール配信、ホームページにより行い、特にラジオによる提供は番組内随時対応の他、時刻を定めた定時放送を行っていただきました。

また、職員参集についてでございますが、市内全域にわたり道路、公共交通機関が麻痺する中、警戒第2態勢から災害対策本部設置に至る中、職員が登庁しました。日ごろ非常時に備え、登録制メールシステムを活用した職員招集訓練を行っておりますが、このたびは連絡がついても登庁できない職員もあり、職員も被災者になることを想定した職員体制の見直し、及び登庁手段の検討が必要と考えております。

今回は週末に起きた災害でありました。再び襲うかもしれない大雪に対し、今回の対応を教訓に非常時に備える所存でございます。

次に、交通が完全に麻痺する中で、救急搬送などの出動要請にこたえることができたかについてでございますが、上田地域広域連合消防本部東御消防署によりますと、救急出動態勢について2月15日早朝から18日朝までの間は、救急要請宅までの緊急交通路の確保や搬送支援活動を行うため、通常3名による救急隊に加え、支援隊2名が出動し、対応してまいりましたが、現在は通常の態勢に戻っているとのことでございます。

また、当市の救急出動については、2月14日から21日までの8日間で36人の方を各病院に搬送したとのことでございます。救急搬送した36人の事故種別につきましては急病が23件、市内病院等からの転院搬送が6件、一般負傷が6件、その他が1件であり、大幅な遅延が生じた事例もあったものの、救急車内での傷病者の方の急変や人命にかかわる事例もなく、すべての方を病院収容したとのことでございます。

なお火災出動件数につきましては、19日の朝に1件の出動要請があり、東御消防署からはタンク車、ポンプ車、水槽車等が出動し、他所からの出動も加わり、消火活動を行っております。

このたびは記録的な大雪であり、悪条件の中ではありましたが、出動要請にこたえられることができたと報告をいただいております。

次に、ため池の耐震性調査が予算計上されたが、調査対象となる基準はあるか、どのような工法が考えられるかについてでございますが、国の耐震性点検計画調査事業の採択基準としましては、決壊した際の被害想定面積が7ヘクタール以上、かつかんがい受益面積が2ヘクタール以上の農業用ため池となっております。市では、平成24年度から国、県の補助を受けため池の耐震化に係る調査に取り組み、平成24年度は深井池、平成25年度は四ツ京大池と長峰池を加え、耐震性の解析業務を行っているところでございます。今後は国の採択基準をもとに、堰堤の老朽化の程度や下流に家屋等が多く、決壊した際の被害額が大きいと想定される緊急性の高いため池から順次計画的に調査を進めてまいりたいと考えております。

次に、どのような工法が考えられるかでございますが、ボーリング等の調査に基づいた耐震性の解析結果により工法が変わってきます。耐震性不足の主な要因が築堤材料にある場合には、堰堤を取り除き基準を満たす材料で新たに築造する工法、主な要因が堰堤の厚みの不足にある場合には、押さえ盛土工法により堰堤を補強するなどの工法が考えられます。今後耐震化工事を進めるに当たっては、受益者負担金等の課題がありますので、ため池管理者と調整をしながら、有利な事業の導入を検討してまいりたいと考えております。

次に、常田地域の排水対策の着工に向けた準備とあるが、実施時期はいつごろを見込んでいるのかについてでございます。豪雨の際、常田地域におきまして浸水被害が発生している付近には、幹線排水路がない状況であります。このため幹線排水路整備を公共下水道事業で行ってまいります。幹線排水路の整備区間は県諏訪神社西の国道付近から、県道東部望月線を越えて城ノ前区付近を經由し千曲川までの約600メートル区間を計画しております。予定といたしましては平成26年度に地形測量を行い、地形図を作成するとともに、県道横断部やしなの鉄道横断部の施工方法について関係者と協議を行ってまいります。

平成27年度には、社会資本整備総合交付金事業の採択を受けて、基本設計を行い、28年度にはこの基本設計をもとに詳細設計、用地測量を行う予定であります。

工事の実施については関係者との協議成立後の平成29年度以降での着手を考えておるところでございます。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） おはようございます。質問番号3、太陽と風の会代表、櫻井寿彦議員のごみの減量化施策と今後の課題についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、生ごみリサイクル施設の候補地の選定作業はどのような状況かでございます。可燃ごみを減らすための生ごみの資源化は喫緊の課題でございまして、平成29年度の生ごみリサイクル施設の稼働開始を目標に計画を進めておりますが、25年度中に候補地を選定する必要があることか

ら、市の所有する用地の中から検討いたしました。

建設候補地の絞り込みにつきましては、防災や自然環境保全、生活環境、埋蔵文化財等の観点から、土地利用にかかわる法規制を考慮し、候補地を5カ所に絞り込みいたしました。更に土地利用規制との整合性や搬出入車両の通行の影響、周辺環境、近隣への影響、収集運搬効率などを比較検討し、総合的に評価した結果、生ごみリサイクル施設の建設に最も適した場所として、東部クリーンセンター東御市不燃施設敷地内を選定いたしました。

次に、生ごみの分別方法と収集など、ごみ減量化に向けた市民への周知についてでございます。生ごみリサイクル施設の建設計画を進めるとともに、生ごみの分別方法や収集など、生ごみリサイクルシステムの構築に向け、現在、検討を進めております。また来年度には生ごみリサイクル施設の基本構想、基本計画の策定を予定しておりますので、これらについて環境審議会においてご審議いただき、ご意見をいただいた上で決定し、26年度中には市民との協働を基本に据え、当市のごみ処理システムの再構築を進めてまいりたいと考えております。

次に、北御牧地区のごみの東部クリーンセンターへの搬入の時期と、これに伴う課題でございます。東部クリーンセンターへの搬入の時期につきましては、北御牧地区のごみを搬入処理している川西保健衛生施設組合の川西清掃センターが、現在、進められている佐久地域統合クリーンセンター建設により30年度以降は廃止、解体される予定のため、29年度から北御牧地区のごみを東部クリーンセンターへ持ち込む方向で上田地域広域連合や川西保健衛生施設組合など、関係機関と協議を進めております。

なお、これに係る課題でございますが、まず1つとして現在、上田地域広域連合の規約上、ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務のうち、東部クリーンセンターにつきましては旧北御牧地区を除くこととなっていることから、関係市町村のご理解をいただく中で、広域連合規約を改正する必要があります。また北御牧地区のごみの分別方法を見直す必要がありますので、先に述べましたごみ処理システム再構築の中で検討を進めてまいります。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） おはようございます。質問番号4、太陽と風の会代表、櫻井寿彦議員の安全・安心な教育環境の整備についてのご質問につきまして、教育長にかわりお答えをいたします。

平成7年の阪神・淡路大震災を機に、建築物の耐震補強が叫ばれまして、特に学校施設につきましては地域の宝である子どもたちの学舎であるとともに、災害時には避難所の役割もあるため、早急な対応が求められましたことから、東御市では耐震診断に基づき平成22年度までに全小・中学校の施設の耐震補強工事を終えたところでございますけれども、平成23年3月の東日本大震災、この折に天井材や窓ガラスなどの破損による被害も甚大でありましたことから、これらのいわゆる非構造部材の耐震補強が喫緊の課題と今日なっているところでございます。

ご質問の1点目、新年度予算に計上いたしました各小・中学校の非構造部材耐震補強工事の内容、

工法及び財源内訳でございますが、小学校費におきましては滋野、祢津、和及び北御牧小学校の体育館の照明器具の交換、バスケットボールの補強、窓ガラスの飛散防止フィルム張り、校舎外壁のクラック等の補修、並びに北御牧小学校ランチルームの軽量天井への張りかえ工事、中学校費におきましては東部中学校の体育館、武道場、昇降口、多目的ルームの軽量天井への張りかえ、飛散防止フィルム張り、照明器具交換工事を行う計画でございます、小・中学校合計の新年度の事業費は設計費を含め約2億4,900万円でございます。

財源につきましては、国の防災機能強化補助金が3分の1ございまして、補助の残りには元利償還に係る交付税算入率が80%の有利な起債、全国防災事業債を100%充てることができます。

2点目の平成27年度の補強工事につきましては、田中小学校体育館の軽量天井への張りかえ、照明器具交換、飛散防止フィルム張り、北御牧中学校体育館の照明器具交換、音楽ホール等の軽量天井への張りかえ、照明器具の交換を予定しております。

非構造部材耐震補強に係る総事業費につきましては、平成27年度の事業費が未確定でございますけれども、2カ年度合計いたしまして約4億円を見込んでいますところでございます。

3点目の他の自治体の取り組み状況についてでございますけれども、文部科学省では平成27年度までの非構造部材の耐震補強工事の完了を全国の市町村に求めているところでありまして、市町村の負担割合が合計で13.3%という大変手厚い財政措置もとられておりますので、この27年度の完了を目指す自治体が多いと思われるところでございますけれども、長野県教育委員会からは各市町村の状況についての情報はいただいておりません。

4点目の田中小学校の普通教室の増築理由でございますが、児童数の増加によるものではございません。現在、田中小学校では各学年3クラスの計18クラスと、特別支援学級3クラスの合せて21教室が必要なわけでございますけれども、実際には20教室しかないために、特別支援学級のうち1教室を間仕切りして2教室分として合計3教室を確保しているという状況でございます。今後の児童数はほぼ横ばいの見込みでございますけれども、特別に支援を要する児童数については増加傾向にありまして、更に特段に留意する必要性も高まっているということから、特別支援教室分の1教室、1部屋を今回増築させていただき、対応したいというものでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（青木周次君） 櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） それぞれお答えいただきましたが、会派調整は行わず、再質問をいたします。これからは一問一答方式で行いますので、ご承知をお願いいたします。

最初に、高地トレーニング構想について質問いたしますが、浅間地域としてのトレーニング施設の発想は、文部科学省からも先ほど答弁ございましたが、高い評価を得られたとのことであり、市長は高地トレーニング施設はあくまで国に建設してもらう新たなシステム構築の考え方が今、示されたわけであります。私も市長が思い描くとおりに国による建設が実現したら、それに勝るものはないと思っております。

市長も同じ考え方だと思いますけれども、今回の高地トレーニング構想の誘致には、市内にある公益財団法人身体教育医学研究所の存在は非常に大きいものと考えます。特に身体教育医学研究所の名誉会長である武藤先生は、ロサンゼルス、それからソウル、バルセロナ、各オリンピックで水泳のチームドクターを務められたとお聞きしております。そのときのソウルオリンピックでバサロ泳法を用い背泳の100メートルで優勝されました鈴木大地さんは現在、日本水泳連盟の会長に就任されているわけであります。更に2020年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定され、多くのメダルが期待される競泳選手の強化策は、国においても必須の課題であることは間違いなく、市長が施政方針で述べられた千載一遇のチャンスそのものだと私も思っています。

今回議会へ高地トレーニング構想の検討委員会のメンバーが示されたわけでありますが、メンバーは先ほど申し上げた武藤先生をはじめ鈴木大地日本水泳連盟会長、4大会のパラリンピックに競技選手として出場いたしまして20個のメダルを獲得された成田真由美さん、そして長野県教育長の伊藤学司さん、そして競泳王国日本の復活者とも言われる青木剛日本水泳連盟の副会長、それから更には篠原邦彦さん、長野県水泳連盟の理事長、そして市長という、そうそうたるメンバー7名が今回の検討委員会にメンバーとなったわけであります。それでも市長が考える国に建設していただくというハードルは、かなり高いように私は感ずるわけですが、湯の丸高原の誘致に向けての市長が考える秘策というのはあるのでしょうか。ハードルはかなり高いと思うのですが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 今回の長水路プールの高地への建設ということは、日本水連にとっては40年来の悲願だったというふうにお聞きいたしております。また多くのメダル獲得が期待され、そして要求されるという2020年東京オリンピックに向けて、体調万全に整えて高地トレーニングをして、東京に向かうということの中で、時差のある外国での高地トレーニングというのは非常に大きなハンディがあるというふうに言われておるところであります。どうしても日本になければならない施設であるということでもありますので、水連を先頭に国の方に強い要望をとともども行っていく、実現に向けて努力したいというふうと考えております。

○議長（青木周次君） 櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 国を動かすには地元の熱意と受け入れ態勢は絶対条件であることは申すまでもないわけであります。そして市だけの誘致活動はもともと私の経験からして非常に厳しいものがあるということは承知しています。その中で、今回検討委員会のメンバーに長野県の教育長が入られたということは、国に対してもよいインパクトを与えたものだと私も考えています。

市長は昨年12月1日に、公益財団法人日本水泳連盟の関係者が湯の丸高原へ視察に訪れた際、市も応分の負担をしたいということを述べられておりますけれども、応分の負担とは施設建設時における応分の負担、これを指すのか、あるいは施設ができ上がった後のランニングコストを含めた応分の負担を指すのか、それについての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 応分の負担という考え方でありますけれども、国に施設をつくっていただくということは現時点において手を挙げているのは東御市だけでありますけれども、今後全国のそういうエリアでも手を挙げられる可能性がありますし、そういう中で誘致の条件をどちらがより有利な条件を示すことができるかということは、国でつくっていく場合にもあるというふうに考えております。

また、国事業においても、例えば新幹線等もそうですけれども、地元負担というようなものも絶えず議論になってくる可能性があるということでもありますので、それを排除するものではないということでありまして、全く一銭も出さずにつくってくれということを国に要望していこうというわけではないということを市民はじめ関係者に申し上げたということでございます。

○議長（青木周次君） 櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 私も応分の負担というのは、ある程度やむを得ない部分があるかと思っています。

それで先日の2月28日、第1回の湯の丸高原高地トレーニング施設検討委員会が開催されたと新聞報道されました。秋ごろまでには施設の概要を固めたいと委員長に就任された日体大の総合研究所長の武藤先生の意向が、コメントとして載っていましたが、検討委員会として今後どのような取り組みがされるのか、また初の会合に全委員が出席されたのか、それについてお聞きしたいと思います。

また、概要書の作成などの実務的な作業、これはどこが行うのか、今回の検討委員会で決まったのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） まず最初に、検討委員会、最初は2月9日を予定しておりましたけれども、降雪のため延期をさせていただいて、28日に開催させていただいたものであります。県議会の開催中ということがありまして、伊藤学司教育長に関しましては出席がままならないということで欠席されました。

それから検討委員会では高地トレーニング施設の基本構想及び計画に関することとして、施設の必要性、求められる施設の要件、国や関係機関等に働きかけるための方策、地域住民等への理解、支援を広げるための方策、また施設の整備運営の方針に関する事などについて意見をいただき、具体的な作業を作業部会でまとめるという考え方であります。話し合われた中で、まずイメージを固める、形を固める、そして最後に内容を固めていくということがまずやるべきことであるというふうに指導を受けました。

そういう中で、いろいろなご提案をいただいて、最終的にはトップアスリートのためのスカイツリー型の施設ではなくて、底辺の広い、より多くの皆さんがご使用でき、使っていただき、いろいろな形で活用が考えられる底辺の広いピラミッド型の施設を目指して行って、この湯の丸から日の丸

をセンターポールへ揚げていくのだという施設にしていきたいということでございます。

○議長（青木周次君） 櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 私も今回の高地トレーニング施設ができることを大いに期待している1人なんです。誰もが心配する課題とすれば、やはりいろいろ市の財政負担が伴ったときの対策、課題だと思っています。そういう中で、先ほど作業部会でイメージを固める、形を固める、内容を固めると、そういう内容の方針が出されたということで、これが基本的には秋ごろ、秋までにとということだと思いますけれども、それで先ほどの答弁の中で経済効果等は白紙の状態であるという答弁がございました。近々、当然市民説明会等もあるわけございまして、やはり誘致活動を引き続き積極的に進めることはもちろんでありますけれども、同時に並行してやはりそういう、アリゾナへ行きますともう先進事例があるわけあります。そういう中で先進事例に学び、それらの経済効果等も含めた内容等について、積み上げていくことは大切なことだと思いますけれども、若干秋ということでございますので、時間的な余裕があるかと思っておりますけれども、そういうものに対して裏づけすることに対して今後どのように対応されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） まず先進事例の視察に関してどういうふうに考えているかということであります。国内にも幾つか先進事例というか、これは平地でありますけれども、例えば東京都北区のJ I S S 体育施設でありますとか、富山県にある公益財団法人富山県体育協会が運営します富山県総合体育センターの50メートル温水プールというものがございまして、1月末に企画課、建設課及び身体教育医学研究所の職員により今後の計画につなげるための視察等を行っております。

国外に関しても、何とか機会をとらえてご理解をいただきながら、関係者を派遣できたらなというふうにも考えております。

○議長（青木周次君） 櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） よく百聞は一見にしかずということがございますので、ぜひ、やはりここでお金かけるうんぬんではないのです、やはりこれからのこと非常に重要ですので、アメリカといえども視察に行ってくださいことを希望しておきたいと思っております。

昨年10月に、一般財団法人の浅間山麓スポーツ医学研究所が設立したわけあります。事務局はJ A 長野厚生連の小諸厚生病院内に設置されました。法人の長期構想に、高峰高原に400メートルトラックとグラウンド、及びそれから湯の丸高原に室内施設プールの整備がその計画に盛り込まれました。また2月26日には、浅間山麓菅平高原エリア高地トレーニング推進協議会が設立されて、市長が会長に就任されたわけあります。6市町村が連携し、それぞれの自治体が誘致を進めているスポーツ施設について、国や県へ要望活動を展開する組織と理解をしています。更に今回の東御市湯の丸高原高地トレーニング施設検討委員会の初会合が開かれたということで、このように多くの団体が設立される中で、湯の丸高原高地トレーニング構想の国や県などへの要望活動はどこが中心になってこれからやっていくのか、また市単独での要望活動はあるのかどうか、それについてお

聞きしたいと思います。

それから今回、それらの団体が設立されたことによって、高地トレーニング構想の実現に向けて着実に前進が図られたと理解をしてよいか。市長とすれば基本的にはもう要望しているわけですから、可能性としてはどのくらいの確率で考えられているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） まず、いろいろないい情報も悪い情報もすべて情報を集中して管理し、チーム全体で事に当たることと、担当が事に当たるべきことをしっかりと区分けして、各々が各々の力を発揮するということが実現に向かったの最短の方法論であるというふうに考えております。全体で高地トレーニングのよさでありますとか、またいろんな種目がどのような使い方ができるかというような形の中で、市民や県民のご理解をいただいたり、国の支援をいただいたりというエリア全体のかさ上げというような活動と、今、湯の丸で水連と東御市が計画しております競泳用の高地トレーニング用の長水路というものに関しては、水連と東御市が共同で陳情を重ねていくということが必要かというふうに思いますけれども、まず日本水連がこれからは国に必要であるということをしかりと行っていただいて、必要なら国としては考えざるを得ないという状態の中で、ぜひ必要なものをつくっていただくという場所として東御市を選んでいただくということを運動を強めていくというような格好になろうかというふうに思っております。

したがいまして共同でやっていくわけでありまして、水連は水連としての要望をし、我々はそれに対して適地として必要な活動を強めていくということになろうというふうに思っております。できるを信じて最大の努力をやっていきたいというふうに思っております。前へ進んでいるというふうに現時点では理解いたしております。後退することも必要かもしれませんが、目的に向かって全体として前に進んでいきたいというふうに考えております。

○議長（青木周次君） 櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 1998年に長野冬季オリンピックが開催されました。あのときにMウェーブだとカスパイラルとか、様々な施設競技ができたわけですが、基本的にはあの施設は国が50%出したというようなことが言われています。今、東御中央公園に市内で一番大きな体育施設ですね、第1体育館がありますけれども、あの第1体育館は13年に完成をいたしました。先日お聞きしたところ、アリーナの大きさですが、縦が57メートル、横が38メートルとこのことであります。ですから日本水連が求めています50メートルの8レーンというのは、ちょうどああいうのが入るのですね。そうするとあの当方で約9億円という事業費でした。そんなことも参考にさせていただいて、紹介させていただきました。

引き続き関係者のご努力によって市民にとってベストな方向に進むことをご期待申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

次に、災害に強い地域づくりについて質問をいたします。先ほど総務部長の答弁の中で、今回の記録的大雪から得た教訓と課題について答弁がございました。道路情報の共有化と、その情報をい

かに迅速に対応していくかという問題、それから国や県との情報共有が十分でなかったという点、そして職員の登庁手段の検討の必要性等があったと。それから地域力の大切さといういい面もあったわけでありますが、何かお聞きするところによると大雪で非常招集がかかって、職員はスキーで来たということをちょっと聞いたのですけれども、私もそれはありかなと思うのですね。もう交通が麻痺していますから、ある程度そういう意味ではやはり歩くことは不可能ですよ、80センチ降っていると。そういう中では今後の課題に検討していただけたらと思っています。

ただ、災害の種類によっても違いますので、それについてはやはり今回の教訓を生かしていただいて、以降の非常時に備えていただければ、そんなことをお願いしておきたいと思います。

1点だけ質問したいと思いますが、救急搬送の出動要請について再質問いたしますが、18日の朝までは救急要請があった場合、救急隊と支援隊が出動されたとのことでありましたけれども、1件の出動要請に対し救急車と指令車の2台で救急搬送に当たられたということか、またあの雪道の悪条件の中、特に搬送でご苦労された事例はどのような事例があったのか、また、この間、不幸にも1件の火災が発生をいたしました。大雪により時間がかかった旨にとれる新聞報道がされたわけでありますが、実態はどのような状況だったか、お聞きをしたいと思います。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 答弁の中で救急隊と支援隊のお話をさせていただきましたけれども、消防署に確認する中でございますけれども、18日の朝までの間の救急出動につきましては、救急隊に加えまして支援隊が指令車で出動しております。今回記録的な大雪の中で、上田広域消防本部では、速やかに緊急対応の措置を講じて万全を期したということでございますけれども、その1つとしてはそのような対応があったということでございます。

また、15日早朝から18日朝までの間につきましては、救急要請宅までの進入道路や住宅内の除雪と、搬送支援活動等の緊急出動を行うため通常の当直者、8名態勢で行っておるのですけれども、そこに3名の職員を増員した態勢であったということでございます。出動の際にはただいま申し上げたような出動態勢をとっておったということでございます。

この対応のために、連続2日間勤務をしなければならない署員がおったり、また今、スキーでの登庁ではございませんけれども、15日には渋滞のために市外からの職員3、4時間かけて徒歩で出勤したということも聞いております。また18号が麻痺した数日間は、署から建設課に連絡をとり合いながら通行規制状況と逐次除雪状況を確認しながら、進入路の可否を判断しまして出勤したということでございます。

各ところで大型自動車等の接触事故等が多発しておりまして、緊急車両が進めない状況で数ルートを迂回しながら現場到着したということでございます。

また、この間に火災が1件発生してしまったわけでございますけれども、この関係につきましては署によりまして出動から浅間サンラインを経由して寺坂の区内のメイン市道から北側の市道に回り込みまして、火災現場の直近に到着するまで時間にしまして8分ほどかかったということござ

います。浅間サンラインのちょうど時間帯が出勤時間にも重なっておりまして、浅間サンラインの渋滞によりまして通常より約2分ほど遅くなったということでございますけれども、区内は除雪がされており、大幅な遅れではなかったという判断をされております。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） あとつけ加えさせていただいて、課題としてやはり放置されておる車両が何台かあったと。やむを得ないという状況もあるかもしれませんが、しっかりとロックしてあったりするようなことがありまして、この緊急時における対応として考えていかなければいけないと。

それからもう一つ、幹線道路ではあるけれども道路幅が狭い部所で、家から出れなくなるから雪をかかなくてくれという要望が幾つかありまして、そのことによって通行が非常に困難な幹線道路が出てしまったということに関して、市民の理解を得ながら、緊急車両の通行も含めて、まず幹線道路においては車両の通行を確保したいということでもありますので、ぜひご理解いただいて、まず幹線道路での車両の通行を確保する中で、市民生活が一日も早く通常の状態に戻るよう努力しますので、ぜひ雪はかかせていただきたいということをお願いしたいと思います。

○議長（青木周次君） 櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 大雪の中でありまして、非常に消防隊員というのは非常に大変さを想像できたわけでございますが、改めて敬意を表したいと思います。

今回の大雪で、パイプハウスの農畜産用施設の多くが倒壊をしたわけでございます。市内における農畜産用生産施設などの倒壊件数、被害は何件発生したのか、そしてまた農作物などの被害面積、あるいは被害額はどのような状況であったか、わかる範囲でお聞きしたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 今回の大雪によりまして被害状況でございますが、現在、確認できているもので農畜産用生産施設の倒壊件数につきましては217棟、被害面積にしますと6万2,279平米です。農産物の被害につきましては、イチゴが46アール、ブドウ園につきましては106アール、畜産物被害といたしまして交通障害により搾乳を出荷できず廃棄した総量が7.8トンとなっております。被害額につきましては、農業施設、農産物を合せると現時点でおおむね2億6,500万円となっております。

○議長（青木周次君） 櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） パイプハウス等が217件ですか、非常に大きな被害が発生したわけでございます。今回、市は農作物の生産施設ハウス再建のために資材購入に要する費用に対し70%の補助を実施する旨、支援策が示されたわけでありまして。

一方、国においても農業用パイプハウスに対し再建や修理費に加えて、撤去費用まで広げ、費用の30%の補助、また果樹栽培では被害を受けた栽培棚をつくりかえるための資材費など、設置に

かかる費用の補助が示されたわけであります。ぜひこれらの補助制度を市はJAなどととも被害を受けられた農家の皆さんへ早急に支援態勢がとれるようにとってほしいと考えるが、いかがか。また廃棄された乳牛が先ほど7.8トンという話がありましたけれども、何らかの支援策はとれないだろうか、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 今回の被害におきます農家の皆さんへの最終的な支援につきましては、現在、国の制度の採択要件等の詳細が示されておりませんので、今後情報収集に努めながら、市の制度とあわせ、極力農家の皆さんの負担が軽減されるよう制度設計してまいりたいと考えております。

また、搾乳等、今後の生活等の関係もございしますので、現在、市の方で用意しております生活資金等の融資制度もございしますので、その辺も踏まえながら今後従来どおりの営農が再開できるように支援してまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 今回突然の大雪だということで、農家の皆さんも多く戸惑いがあったかと思っています。そういう中で被害でございしますので、迅速に対応できることを改めてまたお願いをしておきたいと思えます。

次に、ため池の耐震度調査についての質問でございしますが、調査対象としてかんがい面積が2ヘクタール以上、また市独自の基準として堤体から漏水や下流に人家がある場合も対象になるということでしたけれども、採択基準の条件を満たしているため池というのは市内に何カ所存在するのでしょうか。また耐震補強工事を行う受益者負担というのはどのようなものになるか、お聞きをしたいと思います。

また、1級河川成沢川の上流に河川を横断する形で堤体が築造されて和池があるわけですね。特殊な池の構造の池であり、和池の耐震性調査の優先度を上げなくともよいのか、お聞きしたいと思います。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） まず最初に、国の耐震性点検計画調整事業の採択基準を満たしているため池についてでございしますが、市内に全体で168カ所のため池がございします。そのうち対象となるのは42カ所でございます。

また次の耐震補強工事に伴います受益者負担金につきましては、国等の採択基準によって、規模等によって変わってくるわけですが、現行ではおおむね10から15%程度でございします。しかしながら耐震補強工事は農業生産の増や施設の管理費の削減につながらず、ため池の受益者に対する効果が薄い等もございします。その点を踏まえながら、受益者負担率については今後調整していきたいというふうに考えております。

次に、和池の取り扱いについてでございしますが、優先度としては高いということで認識しており

ますので、以前より県へお願いしてきた経過がございます。その結果、このたび国の経済対策の対象となりましたので、今回の3月補正にため池耐震性調査委託料として田楽池も含め計上しておりますところがございます。できる限り早くに調査に着手したいと考えております。

○議長（青木周次君） 櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 常田地籍の排水対策についてお聞きしたいと思いますが、この調査は平成23年度の予算であの地域の排水対策の調査がされました。たしかあのときに望月県道のサン薬局のところで、今の断面に対して恐らく3分の1の排水能力しかないという結果が出たように記憶しています。それから国道18号線で7分の1程度の断面しかないというようにちょっと記憶しているんですが、そういう形の中で今回のように百年に一度、百二十年に一度という大雨が来たとき、考えれば非常に不安を感じるわけですね。

そういう中で、先ほど29年度から着工したいという話でしたが、予想以上に時間がかかりますね。もっと1年に2つの調査をやるとかして、1年でも早く着工できるよう最大限の努力をしてほしいと思うが、その辺の考え方はいかがでしょうか、お聞きしたいと思います。

4月から組織改革がされて、今まで公共下水道事業を導入しての排水管路については下水道局が担当していたわけですね。そこへつなぐ雨水排水は産業建設部が担当していました。今回の組織再編で都市整備部がそれを両方できるようになったわけであります。やはり組織再編のメリットを十分生かしていただいて、やはり災害に強い地域づくり、スピード感を持って進めてほしいと思うがいかがか、これについて答弁を求めます。

○議長（青木周次君） 上下水道局長。

○上下水道局長（橋本俊彦君） ただいま常田地域の早期着工と、組織再編のメリットを生かして災害に強い地域づくりをしてはの再質問につきましてお答えいたします。

常田地域の排水路対策については、地元の協力をいただく中でできるだけご要望におこたえできるよう努力してまいります。4月から組織が再編されることにより、公共下水道事業と雨水排水事業が同じ部内で行えることになります。より効率的、効果的な施工ができると考えております。

○議長（青木周次君） 櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 先ほど申し上げたように、市は排水調査をしました。その結果、断面不足が明確にわかったわけです。ですからできるだけ早く地元の要望にこたえるように市も全力を挙げて取り組んでいただきたいということを改めて要望しておきたいと思います。

次に、ごみ減量化施策と今後の課題について質問いたしますが、ごみの減量化は燃やせるごみの30%を占めると言われる生ごみが袋に入っているわけがございます。これが減量化には大きな鍵を握っているように思います。そして生ごみ処理施設を平成29年度から稼働する計画がある中で、生ごみをごみステーションに出すとき、それぞれの家庭でいかに水を切って出していただくかということが成功の鍵を握っているように私は感じています。

先進事例などが既にあるかと思えますけれども、水切りができる器具などはあるのかどうか、お

聞きしたいと思います。また、もしそれらの器具等については価格的にはどのくらいするのか、もし参考にお持ちでしたらお聞きしたいと思います。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 生ごみの堆肥化を進める上で、最も重要なポイントは生ごみ以外のものがまざらないように分別するとともに、水切りをしっかりといただくことでございます。

「市報とうみ」にも掲載しておりますが、木曾広域連合や長和町などでは住民のご協力によりこれが徹底されております。木曾広域連合などでは台所の三角コーナーが柔らかい材質で、手で絞れるものや、バケツが二重になっていて内側がメッシュ状のかごになっているものなどを導入し、水切りが簡単にできるようになっております。水切り器具の価格でございますが、メーカーによりいろいろございまして、三角コーナーで600円くらい、バケツで1,000円から2,000円ぐらいのものがあるようでございます。市といたしまして、どういったものがあるのか、生ごみリサイクル施設の基本構想、基本計画を策定する中で研究してまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） これについての実施時期にはまだ若干の猶予があるわけでありますが、やはり市民の皆さんに協力いただく中で、生ごみの分別収集を実施いただくには、やはり先ほどバケツ式で1,000円から2,000円というお話がございました。市からの無料配付等も含めて、十分考慮していただく中で、多くの市民の皆さんに受け入れやすい方法をぜひ検討していただきたい、そんなことをお聞きしたいと思います。

そして生ごみの分別収集は全市的に一斉に取り組むをするのか、あるいは1区を試行的に実施をして、その結果等を見て段階的に全市へ導入する方法も考えられるが、市の考え方についてお聞きしたいと思います。

また、平成29年度から北御牧地区のごみを東部クリーンセンターへ持ち込む方法で検討すると答弁が先ほどございました。燃やせるごみの分別で東部地区と北御牧地区で大きく異なる点はあるか、お聞きをしたいと思います。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 最初に、水切りの器具の無償配付というご提案でございますが、今後十分検討してまいりたいと考えております。

次に、生ごみの分別収集の実施方法に関するご質問でございます。市内の農村部では多くの家庭でコンポスト等で生ごみの堆肥化、減量化に取り組んでいただいている状況でございます。また電気式による生ごみ処理機器などで自家処理されている皆様もおられますが、今回計画している生ごみリサイクル施設につきましては、まず第1段階、試行的に生ごみを自家処理できない方を対象にしたいと考えておまして、住宅周辺に畑等のない市街地を中心に、分別収集をお願いし、その後、段階的に全市へ導入する方法について検討したいと考えております。具体的にどこの地区からということとは26年度で策定する生ごみリサイクル施設の基本設計の中で、市に適したよりよい方法を

検討してまいりたいと考えております。

次に、燃やせるごみの分別で東部地区と北御牧地区で大きく異なる点はどのようなことがあるのかというご質問でございます。東部地区と北御牧地区ではプラマークのないプラスチックの道具系プラスチックと汚れ容器包装プラスチックの出し方が大きく異なっております。具体的に申し上げますと東部地区は道具系プラスチックは透明のビニール袋、汚れた容器包装プラスチックは専用のごみ袋を使用しておりますが、北御牧地区はこの両方のごみをそれぞれ燃えるごみ袋を使用して分別して出していただくようお願いしてきております。このごみの出し方の違いは合併時からの大きな課題でございます。両地区の異なる点につきましては、現在、整理しておりますが、北御牧地区のごみの東部クリーンセンターへの持ち込みについて、上田地域広域連合等関係団体との調整を行う中で、環境審議会等のご意見をいただきながら検討を進め、分別の統一化に向け市民の皆様のご理解とご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） ここで15分間休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時42分

○議長（青木周次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） ごみの減量化について、最後の質問をしたいと思います。家庭系の燃えるごみの取り扱いについて、東部地区は平成15年10月からごみ袋の代金と、それから持ち込み処理料を上乗せいたしまして、家庭系ごみが30リットル当たり50円となっております。また北御牧地区は川西保健衛生施設組合搬入のために、持ち込み処理料が上乗せされていないという状況の中で、30リットルが21円という単価になっているわけでありまして、今回、上田地域広域連合を構成する市町村も、それぞれの市町村が合併をする機会に、市町村ごとに料金の統一化が図られてきた経緯があるわけですが、今回北御牧地区が平成29年度から東部クリーンセンターへ持ち込む方向が検討されている中で、料金の統一化について図られてはと考えるのがいかか、お聞きしたいと思います。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 北御牧地区のごみの東部クリーンセンターへの持ち込みを検討する中で、料金の統一化を図ったかどうかというご質問でございます。可燃ごみ等の袋の料金が異なっていることを初めとする1市2制度の解消は合併時からの大きな課題となっております。北御牧地区のごみの東部クリーンセンターへの持ち込みを検討する中で、上田地域広域連合等関係団体との調整を行うほか、環境審議会等のご意見をいただきながら検討を進め、料金の統一化に向け、調整を図ってまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 合併協議の1市2制度というのは永年の課題であったわけですが、これはなから解消できるかなと思っていますけれども。

安心・安全な教育環境の整備について質問いたします。今回田中小学校と東部中学校の2校の体育館だけ軽量天井への張りかえとの答弁でございましたが、2校の体育館はつり天井の構造だったということか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 東部中学校、田中小学校の体育館、つり天井であったか否かというご質問でございます。お答えについてはちょっと事情がございます、これまでも学校施設の体育館についてはつり天井はないというふうに議会で何度かご説明を申し上げてまいりました。それはそれで正しいのですが、実は昨年8月に建築基準法施行令が改正されました。これは言うまでもなく東日本大震災を受けまして、それぞれ特に体育館等の施設をより強固にしなければいけないということで基準が改めて示されたものでございます。建築基準法でございますので、この4月1日の施行ということで、この春以降に建築される建物について適用される基準という意味では、学校、田中小学校、東部中学校とも既にある施設でございますので、建築基準法の対象外、既にありますので、ということではあります。文部科学省から学校体育施設につきましては先ほども申し上げましたが、子どもたちが日常使う施設だけでなく、避難所としての重要性に鑑みまして、基準法ではなく文科省として27年度までにそれに準じて改修をせよという通知が参りました。そういった意味では今回の建築基準法に準じて改修すべき建物という意味では、つり天井扱いに昨年からの認識でございます、これも現在、手厚い財政措置がある中で対応したいということでございます。

すっぱりとあるかないかということではなくて、恐縮でございますが、そういった経過がございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（青木周次君） 櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 体育館は多くの児童や生徒が一堂に集まる場所でもあり、災害時における広域避難所にも位置づけられている施設であるわけであり。そのため安全性の確保は不可欠と考えます。

しかしながら田中小学校、東部中学校の体育館の建築年数は他の小・中学校の体育館と比較しても比較的新しい施設なんですね。今後も学校施設の建設に当たっては、やはりデザイン性よりも機能性と安全性が重視された設計に心がけていただくことを要望としておきたいと思っております。

最後に、総務部長にお聞きしたいと思っておりますが、国においては大きな地震や火災等が発生すると、先ほど教育次長にあったように、建築基準法だとか消防法がその都度改正がされてまいります。というのが今までの実態でございました。今回は学校施設の非構造部材の耐震補強工事が実施されるわけですが、市が所有する建物で今回のような耐震補強工事を必要とする建物は存在するかどうか、わかっていたらお答えをお願いいたします。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 学校施設以外でそういう施設が存在するかということでございますけれども、今、教育次長からも答弁がありましたように、建築基準法の改正によりましてこの4月に施行予定でございます。これらによりますと規模等でいきますと第1体育館などが努力義務の中に入ってくるのかなというところございまして、社会体育施設等につきましては、26年度の予算で診断調査をやる予定になっております。

また、天井等のみでなくして、エレベーター等のことに関しましても、規定がされてくるかなというところございまして、それらにつきましては今後耐震診断の方法ですとか、建築確認の審査基準などを確認しまして実施していきいというところございまして、また改修につきましては、際しましては今回、学校教育施設は手厚い支援があるわけですがけれども、財源等につきましても各省庁の状況を把握しながら、対応していきたいというふうにご考えておるところでございます。

○議長（青木周次君） 櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 質問を終わります。

○議長（青木周次君） 質問番号5 北御牧地域のこれからについて、質問番号6 安全・安心を守る消防団や交通安全協会（指導員）の扱いについて、質問番号7 高地トレーニング構想について、質問番号8 市長の市政運営について。さわやかな風の会代表、12番、井出進一君。

井出進一君。

○12番（井出進一君） 改めましておはようございます。議席番号12番、井出進一です。通告に従い、今回はさわやかな風の会を代表して質問をいたします。

まずは、このたびの大雪で近所のお年寄りに、「わしの生きている間で初めてだ」というほどかつて経験のしたことのない未ぞ有の豪雪となり、道路網が寸断され、物資の供給が滞り、除雪や排雪の作業が続き、市民生活に多大な影響が出ました。特にパイプハウスの倒壊など農業関係の被害額が2億6,500万円にも上ったと報道されました。春先の育苗作業への影響が心配される所です。被災されました多数の皆様にご心からお見舞いを申し上げます。

そんな中、市長を筆頭に市役所ではいち早く雪害対策本部を立ち上げ、現場の対応を判断、指示しながら連日早朝から夜遅くまで、情報の収集と発信に努め、的確に対応をしていただきましたし、現在も引き続きその任に当たっていただいています。職員の中には、自らも被害に遭いながら、命がけで対策本部に駆けつけ、公務に専念する者がいたり、更にはJAの要請を受け、先週から交代で倒壊したハウスの撤去作業にも当たられているとお聞きし、その献身的な対応に敬意と感謝を申し上げます。

今回の災害に関して、一般質問でも多数の会派、個人で取り上げられていますが、しっかりと検証をし、今回の教訓をもとに次への備えを万全にさせていただくことをお願いするものであります。

さて、今回、私は会派の仲間と相談し、市民の皆さんがこの時期本当に関心を持っていると思われる事項を2つ、そして毎度おなじみでございますけれども、自らの経験を踏まえた事項2つに絞

りました。議場に来られていないけれども、CATVやFMラジオの向こうで熱心に見て、聞いてくれている地域の応援団の皆さんの声を代弁する形で一般質問させていただきます。いつものように出し惜しみもせず、自分らしく、はつらつとした会派の名に恥じないよう、さわやかな一般質問をさせていただきますので、市当局の誠意を持った答弁をよろしく願いいたします。

では、通告に従いまして最初に北御牧地域のこれからについて伺います。

この春、4月には合併が10年目を迎えます。この間、旧東部町と旧北御牧村は一体感の醸成が進み、平成の大合併で誕生した新東御市は、県下で同じように合併を経験したどの市にも増して順調に進んできたと思います。そして「小さくともキラリと光る」存在を十分に発揮していると誇りに思います。10年を区切りに、次に進むに当たって地域皆さんの不安を解消しておく必要から、何点かの質問をいたします。

1つとして、市長が将来を見据えて推進している小学校区単位の地域づくりに関して、北御牧地区でも検討組織が立ち上がり、昨年4月からは支援員も配置していただきました。合併10年、全市的に地域のことは地域での風潮が強まってくると思いますが、今後の北御牧地域の振興はどうなりますか。

2といたしまして、市役所の機構改革に関して12月定例会に関係条例の改正が提案され、可決しました。それに伴い、組織規則も改正されることとなり、北御牧庁舎にもその改正が及ぶこととなります。そのため支所長が不在となり、現行の係の状況も変更になると伺っています。合併10年をめぐりとした約束事だったかもしれませんが、新年度からの支所の機能と体質、現在の北御牧庁舎はどうなりますか。

3つ目といたしまして、北御牧地区独自でやっているイベントや行事は今後どのようになるのでしょうか。合併後の北御牧地区の懸案として今でも残る1つが、地域で行う行事やイベントが続けられるのか、合併前から21回も続く火のアートフェスティバルは今後も同じ形で継承されるのか、夏祭りみまきドカンコはお盆の風物詩として帰省客を交えた伝統あるイベントとして皆が存続を願っています。また北御牧地区独自の分館対抗の球技大会や敬老会も行政の力を借りながら続けていくことを強く望むものです。今後はどうなるのか、お伺いをいたします。

4つ目ですけれども、今で北御牧地域のことについて3点にわたって質問してきました。議員の立場として、個人的には折に触れて最低限の状況は把握しているつもりですが、こうした転換期に当たって直接影響の及ぶ事項に関して、地域の皆さんにはいつ、どういう形でお知らせされますか、お聞きしたいと思います。

次に、安全・安心を守る消防団や交通安全協会（指導員、補導員）の扱いについて伺います。

私が議員活動とともに大切に考え、ライフワークでもあります消防団、交通安全協会等、ボランティア的な組織に関する質問を改めていたします。様々な職業を持つ消防団員たち、火災、災害時の出動、火災予防、警防、警備活動など、休日の夜間だけでなく仕事を休んで出動する自らの生活を犠牲にした献身的な活動が行われています。このたびの豪雪に際しても、その存在価値を存分に

示してくれたことは地域に住む誰もが認めるところです。消防団員は地元の事情に通じるとともに、ボランティアとは異なる特別職の地方公務員として教育・訓練を受け、災害時には昼夜を問わず地域住民を火災、その他の災害から守るための活動を行い、常備消防である消防署を補完する重要な役割を果たしています。

今日、災害が複雑多様化し、常備消防を補完する消防団の活動はますます重要になっており、消防団活動を充実させることこそが地域の安全・安心を確保するための第一歩であると確信しております。

消防団と同じように、ボランティア的な組織、交通安全協会があります。全市的に組織化され、市民の皆さんの安全・安心に直結する交通安全に関しては、市においても事務所を持ち、年間を通じて様々な活動が繰り広げられています。消防団、交通安全協会とも、安全・安心の市民生活を下支えするという意味から、市にとっても最も大事な位置づけをしているものと考えます。

ここで質問いたします。1つとして、それぞれの組織は社会情勢の変化から、自ら自分が進んで入ることが少なくなってきたことが現状です。消防や交通安全に関して関連する委員会や内部での検討会議を持たれ、議論がされたものと思いますが、新年度に向け消防団や安全協会の人材確保をどうしますか。

2つといたしまして、私は以前の一般質問で次のように質問しました。危険を顧みずに安心して活動するための裏づけとして、出役時における待遇はどうなっていますか。いずれもほぼ無償、地域のために尽くしている消防団、交通安全協会の皆さんの活動は皆が評価し、称賛してあるべきものと考えます。どちらも行政のみで対処できない部分であり、市ではそうしたボランティア的組織の継続と充実を図るために、何らかのメリットを考えるべきではないでしょうか。

そこで今回の新年度予算編成に当たり、消防団や安全協会の待遇改善はどのような形にされましたか、お聞きします。

3番目ですが、昨年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されました。条文の内容としては、消防団員の処遇改善のため活動の実態に応じた適切な報酬・手当の支給に関して、地方公共団体には必要な措置を講ずることが義務づけられました。いささか遅かった感じがしますが、国もようやく重い腰を上げてくれたものと歓迎いたします。そこで東御市消防団の報酬、新年度からはどういう扱いになっていますか、お聞きします。

4つ目といたしまして、消防や交通安全に関して奉仕の心を持つ多くの仲間を背景に、私自らライフワークとの思いから今までに何度も一般質問で取り上げ、その都度担当部長から前向きな答弁をいただいていたところであり、仲間とやりがいを感じています。そこで今回、新たな10年を見越して市民とともに作成した次期総合計画では、消防や交通安全についてどういう扱いになっていますか、お聞きします。

次に、高地トレーニング構想についてお伺いいたします。

この問題に関しては、我が会派ではいち早く推進の立場を示し、過去の議会でも同僚議員が何度

も質問を重ねてきました。昨年12月定例会以降、市長の招集あいさつや施政方針でも特別扱いがされ、市としての取り組む意欲がうかがえます。年が明けてからは報道の扱いも日に日に大きくなり、市民の間でも話題となることが多くなってきました。

しかしながら市民に対して「市報とうみ」の新年号で概略だけが示された程度で、まだまだ情報が十分に浸透しているとはいえないと感じています。今議会はそんなことから多数の会派、個人により複数の質問が通告されています。既に先陣を切って太陽と風の会での質問がありましたが、さわやかな風の会では視点を変えて質問をしますので、よろしくお願い申し上げます。

1つとしまして、報道によると昨年の秋からこの間に、幾つかの会が設立されています。今後の活動を推進していくに当たり、近隣市町村と共同で行う分と、東御市が独自で行う分の線引きはどうなっていますか。

2として、市内には様々な団体がそれぞれの趣旨や目的に沿った活動をしています。報道によると2月には体育協会はじめ8団体が誘致活動の推進を市に要望したとなっています。水泳プールが与えてくれる恩恵は、観光や教育、健康分野にも広く及ぶものと思われまますので、今後はそうした各種団体や市民を巻き込んだ誘致運動をどう進めていきますか、お聞きします。

3といたしまして、今回の施政方針において市長は千載一遇のチャンスとして、大きな夢を託すビッグプロジェクトと位置づけをされています。新年度に関連予算も計上されていますが、前例のないことに挑戦することでもあり、まだまだ試練の連続と感じています。正直なところ、見込みはどのくらいあるのでしょうか。

最後に、市長の市政運営について伺います。

市長は、平成20年4月に就任以来、様々な施策を打ち出し、着実に進めてこられました。今議会での冒頭、施政方針演説においても、数々の実績を示されました。舞台が丘整備事業に関しては多少の寄り道をしたものの、改めてこの6年という短い期間で実現された事業の多さに驚かされたところです。

そこで市長が政治家として市民と約束をした公約はどういう形で成果を見ているのかを別の視点からお示しいただき、そして2期目の任期がこの4月で折り返しを迎える今、残り2年の後半に向けて残された課題とぜひやり遂げたいことは何でしょうか。

以上、通告に基づき最初の質問といたします。各項目にわたりわかりやすい答弁をお願いします。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 質問番号5 さわやかな風の会代表、井出進一議員の北御牧地域のこれらについてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

まず合併10年、今後の北御牧地域の振興はどうなりますかでございますけれども、合併から10年が経過しようとする中で、東御市に求められることはさらなる一体感の醸成を図ることと、あわせて均衡ある地域の発展と振興に取り組むことであると考えております。とりわけ地域の振興につきましては、小学校区を単位とする特色ある地域づくりを提唱し、推進しているところでござい

ます。この取り組みには、様々な思いやニーズが混在しておりますが、総合的にとらえ、実践していくことが地域づくりの意義であり、この取り組みを進めることで地域の活性化を図ることが目的であります。

小学校区を単位とした地域の住民が情熱と大きな誇りを持ち、地域づくりに取り組む団体に対して市では補助金や交付金の交付、地域づくり支援員による事務支援等を行っております。市内5地区のうち、滋野地区では昨年発足しましたしげの里づくりの会による様々な地域づくりの取り組みが始まっており、中でも通学合宿につきましては子どもから大人まで多くの住民がかかわり、地域への愛着を深める事業として注目を集めたところでございます。

北御牧地区におきましては昨年来、検討が進められております新たな地域組織を早期に立ち上げていただき、まずは地域の事情に応じて何か1つ課題解決に取り組んでみることを大切であると考えております。

地域の振興は行政が住民の要望にこたえるだけでは図れません。地域のことは地域の住民が考えて取り組んでみて解決する、この活動の繰り返しが地域の活性化につながると考えております。その上でどうしても地域だけでは解決できない場合は、市との連携を模索していただき、必要により財政支援も視野に入れながら、協働事業による地域の活性化を下支えしていきたいと考えております。

次に、新年度からの支所の機能と体制はどうなるかでございますけれども、現在の北御牧庁舎では総合支所、商工観光課、北御牧公民館及び仮設事務所として生涯学習課が業務を行っております。26年度においては商工観光課及び北御牧公民館は現状と同様に北御牧庁舎で業務を行います。総合支所につきましては、現在は総合支所長を置き、支所市民係と地域振興係の2係体制ですけれども、市役所全体の組織の見直しの結果、新年度からは本庁市民課の組織機構に入り、支所市民係のみとなります。支所市民係は現在の機能を維持することを考えておりますが、その業務につきましては戸籍謄抄本、証明等の発行、戸籍の届出受付、住民票の発行、住所異動の届出受付、印鑑登録、印鑑証明の発行、それと庁舎各担当課への取り次ぎ業務となります。各種税証明の交付や名寄せ台帳、公図等の閲覧は本庁の税務課に、また国土調査関係業務につきましては、同じく本庁の建設課に一本化されます。

次に、イベントや行事はどうなるかでございますけれども、総合支所が事務局となっておりますイベントとして、火のアートフェスティバルにつきましては商工観光課に事務局を移管し、実施いたします。夏祭りでありますみまきニュードカンコと北御牧名立・友好協会の交流事業につきましては、地域づくり支援室を窓口としまして実行委員会と関係団体が主体的に運営できるようサポートして実施していきたいと考えております。また北御牧公民館が行っております敬老会や分館対抗行事は、現状のとおり実施する予定であります。

次に、地域の皆さんにはいつ、どういう形で知らせるかでございますけれども、既に1月に開催されました北御牧地区区長会でお知らせをしてありますし、また今月24日に開催予定の北御牧地

域審議会でも説明をしたいと考えております。市民の皆様へのお知らせは既に支所の窓口での掲示によるお知らせを行っております。また3月と4月1日発行の「市報とうみ」お知らせ版への掲載、更にエフエムとうみ、とうみケーブルテレビ、市ホームページを利用しまして周知を図ってまいります。

次に、質問番号6 安全・安心を守る消防団や交通安全協会（指導員）の扱いについてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

まず消防団や安全協会の人材確保をどうしますかについてでございますけれども、消防団員の確保につきましては各部団員による勧誘活動はもとより、区長の協力も得ながら団員確保に努めております。また成人式や春、秋の火災予防運動期間におきましては、団員募集のチラシ配付や桃太郎旗の掲出のほか、コミュニティFM、ケーブルテレビ、市報、ホームページなども活用しまして広報活動を行っております。更に市内に勤務する方の入団を図るため、消防団員の任用に関する条例を改正しまして、団員の確保に努めてきました。女性団員につきましては現在18人がおりまして、音楽隊員として12人、本部員として6人入団しております。音楽隊員につきましては音楽を通じて防災意識の普及など、本部員は式典や大会の運営などでそれぞれ活動いただいております。引き続き女性団員の確保も図っていきたいと考えております。

また、交通安全協会の人材確保につきましては、市としましては交通指導員、自治会、PTA等と連携を図り、地域の触れ合いを通じて各地域に根差した自主的な交通安全活動が行われるよう支援していきたいと考えております。

その中で、県、警察、市、その他交通関係団体等は地域における交通安全活動が効果的に推進されるよう指導、助言、資料提供等を積極的に行うとともに、相互間の協力体制を確立し、人材確保につなげたいと考えております。

次に、消防団や交通安全協会の待遇改善はされましたかについてでございますけれども、昼夜を問わず消防活動に従事する消防団員の福利厚生事業としまして、現在、活動中の事故や負傷などに備え、団員とその家族の生活を守ることを目的とする消防団員福祉共済に加入しておりますが、引き続き加入をしております。

また、平成26年度新規事業といたしまして、火災現場等での活動後の心身のケア、及びリフレッシュを図るとともに団員相互の結束を深めるため、市営の温泉施設利用につきまして無料券の配付を行うため予算計上をいたしました。

交通安全協会の待遇改善につきましては、様々な出役に対しまして補助金を交付しております。交通指導員につきましては、交通指導のほか、このごろの大雪に際しましては、登下校時の子どもたちの安全確保のため各学校の通学路で街頭指導をしていただきました。また市内におけるイベント等にはご尽力をいただいております。報酬は市の条例等に基づき出役に対しましてお支払いをしております。

いずれの組織も地域においてなくてはならない活動を担っていただいております。その献身的な活動

に對しましてこの場をお借りしまして感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございます。

次に、消防団の報酬、東御市はどのような扱いになっていますかについてでございます。消防団員の報酬につきましては、市の条例で団員の階級別に年額報酬が決められており、前期と後期の2回に分けてお支払いしております。

平成25年12月13日に公布され、同日付で一部規定を除き施行されました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律では、消防団員の処遇の改善のため活動の実態に応じた適切な報酬・手当の支給について、国及び地方公共団体は必要な措置を講ずることが義務づけられたところでございます。団員の処遇につきましては本法律の趣旨を踏まえまして、他市町村の取り組みなど情報収集の上、対処してまいります。

次に、消防や交通安全について総合計画ではどのような扱いになっていますかについてでございます。消防については第2次東御市総合計画、基本構想における政策の柱として、基本目標、安全・安心の社会基盤が支える暮らしやすいまちを掲げ、基本構想を実現するための施策として、地域消防体制の充実を示しており、具体的には前期実施計画で常備消防と消防団が連携を深めながら、市民、事業者、地域に対して消防団への理解を向上させることに重点を置いた広報活動により、消防団員の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

また消防団と自主防災組織の相互連携による消防団活動をサポートする仕組みの構築を推進するよう取り組んでまいりたいと考えております。

交通安全につきましても、安全・安心の社会基盤が支える暮らしやすいまちを基本目標として、交通事故等の発生実態の分析を踏まえ、きめ細かに効果的な抑止対策の推進に努めておりますが、最終的には市民一人ひとりが交通安全に対する意識を強く持ち、交通ルールの遵守等に努めることが大切だと考えておりますので、各種対策が一人ひとりの心に響くよう工夫を凝らし、熱意を持って取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） さわやかな風の会代表の井出進一議員のご質問にお答えします。

高地トレーニング構想について、初めに近隣市町村との共同で行うこと、東御市が独自で行うことの線引きはどうかについてでございますが、浅間山麓菅平高原エリアは、高地トレーニングにとって良好な環境を備えており、このエリアをアスリートのスポーツ合宿のメッカとして位置づけの中で、国への支援要望とともに国内トレーニングの適地として認めてもらうための活動について、周辺市町村と共同で行うものであります。2月26日には関係する6市町村による浅間山麓菅平高原エリア高地トレーニング推進協議会を立ち上げ、今後の広域連携による推進項目などを確認したところであります。

その中で、市町村独自の計画はあくまでも市町村により進めるものでありますので、東御市が取り組む湯の丸高原の競泳用長水路プールの誘致推進にあっては、かねてから国内高地にトレーニング施設の建設を望む日本水泳連盟など競泳団体等と連携する中で、早期建設の実現に向けた国への

要望活動について当市が独自に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、各種団体や市民を巻き込んだ誘致運動をどう進めていくかではありますが、先ほど議員がおっしゃいました8団体、現時点で9団体、体育協会、商工会、観光協会、上田法人会東御支部、東御市青色申告会、東御市青少年育成連絡協議会、田中商店街協同組合、東御市工業振興会、東御市建設業協会の9団体から、推進の要望をいただいております。

更に新年度で市民運動を進めるための予算を計上させていただいたところでございます。各種団体などによる市民運動推進のための実行委員会の組織化を進め、市民の皆さんに誘致の意義について理解を深めていただくとともに、誘致への地域の機運を高めるため、日本水泳連盟のご協力をいただく中で市民との交流の機会や地域の競技者や小・中学生の指導の機会を計画しながら、誘致活動を盛り上げていきたいと考えております。

次に、建設の見込みはどの程度あるかというご質問でございます。文部科学省への要望の際に、全国からの要望も多いとお聞きしております。このような中で、平成26年度の文部科学省スポーツ関係予算案では、スポーツ立国の実現を目指し、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催支援や国際競技力の向上に向けた人材の養成などを国家戦略として総合的、計画的に推進することを掲げた予算案としています。

オリンピック・パラリンピックにおいて、メダル獲得に向けた選手の育成や施設環境の整備など、国も県も東御市も立場は違えども同じ思いであります。建設の見込みの程度は現在はスタートしたばかりであり、何%というふうには何とも言える状況にありませんけれども、冷静に情報収集に努め、情勢を分析し、実現することを信じて夢は大きく持ち、誘致に向けて全力を上げて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、市長の市政運営について、2期目の任期が折り返しとなり、後半に向けて残された課題とぜひやり遂げたいことは何ですかのご質問につきましてお答えいたします。

早いもので私が市政をお預かりしてこの4月で2期目も2年が過ぎ、任期も折り返しを迎えます。この間、各方面関係機関等から温かいご指導、ご助言をいただきながら、市政運営の重責を担ってまいりました。平成20年4月の市長就任以来、一貫して奉仕の心を基本姿勢とし、ブレークスルーの信念に基づき、既存の概念や前例に頼らず、変革の勇氣を持って立ちどまることなく歩みを進めてまいりました。

また市民の皆様とお約束させていただいた公約の実現に向けて、誠心誠意努めてまいりました。T・O・M・I、TOMI大作戦、T、互いに支え合うまちに関しては、災害に強いまちを自助、共助、公助から推し進めてまいりました。具体的にはコミュニティFMの開設、東日本大震災の被災地への支援、河川改修等水害対策の推進、防災拠点としての舞台が丘整備事業の推進等が挙げられます。

O、お産ができるまちに関しては、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進めてまいりました。具体的には市民病院への産婦人科の設置と助産所とうみの開設、市民病院の人工透析室の

増設と医師の補充、保育園の統廃合と地元産木材を使用した園舎建替えの推進、中学校3年生までの福祉医療の無料化の拡大等が挙げられます。

M、魅力あふれるまちに関しては、地域のおいしさ、景観のよさ、災害に強い、子育てしやすい、住みやすいといった総合力としての魅力のアップを目指してきました。具体的には観光ビジョンの策定、全国レベルの食のブランド化やワイン特区の推進、歴史的風致維持向上計画の認定、海野宿滞在型交流施設整備工事の着手等が挙げられます。

I、移住者を誘うまちに関しては、情報発信力の強化に努め、住んでみたいまち、住みやすいまちをアピールしてまいりました。具体的には空き家バンクや土地開発公社の宅地の時価販売への取り組み、小規模住宅団地の取り組みや市営住宅の計画的な建替え、新規就農者やワイナリー開所希望者への支援等が挙げられます。

以上、取り組んでまいりました実績と背中合せで、地方分権が進み、自治体同士の競争が激化する時代において、残された課題、東御市が選択すべき道につきまして、私が認識しているのは次の項目でございます。

1つ、財政の健全性の堅持と行財政改革。2つ、協働のまちづくりにおける自助、共助、公助の原則。3つ、持続可能な循環型社会への取り組み。4つ、世界的レベルの6次産業化の推進、荒廃農地対策、森林整備、千曲川ワインバレー構想の実現に向けた責務の履行。5つ、高地トレーニング構想における東御市のかかわりと実現に向けての取り組み。6つ、エネルギー問題における地産の推進。7つ、防災道路、少子高齢化、健康長寿。

そのような中、ぜひともやり遂げたいことにつきましては、現在、進行形で目の前に大きな夢につながるビッグプロジェクトが幾つもあるわけであります。一言で言わせていただければ、持続可能な美しいふるさとづくりであります。初心に返って私の理想とするふるさと像の実現であります。それは親の子どもたちへの思いがいっぱい詰まったふるさと、世界に羽ばたく子どもたちが住みたいふるさと、いつかは必ず帰りたいふるさと、そしていつでも待っていてくれる美しいふるさと、それらを具現化することによって、東御市が小さくともキラリと光る市に近づくのだと自らを奮い立たせながら、今後も市政運営にまい進してまいる所存でございます。何とぞご理解とご協力をよろしく願いいたします。

○議長（青木周次君） 井出進一君。

○12番（井出進一君） 会派の打ち合せは先ほどの休憩時間に済ませたので、このまま質問を続けたいと思いますが。

それぞれの質問に対し、大変にわかりやすい答弁をいただきました。特に後半の2つの質問に対しては、市長自らの思いを込めた熱い答弁をいただきありがとうございました。

再質問と若干の要望事項みたいなものですが、したいと思います。

まず北御牧地域のこれからに関してですが、今後北御牧地域の振興に当たって区の合併、連合は避けて通ることができません。助成制度の期限が決められているのがネックとなり、取り組めない

箇所もあるかと思えます。助成制度の適用期限を延長し、場合によっては行政主導での合併、連合も必要と思われるので、地域づくりサポーター制度を充実させ、各区の実情をきちんと把握した上で性急にならず、慎重に進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

今まで歴代の所長が培ってきた地域の顔役は、今後誰が務めることになるのでしょうか。

続いて、安全・安心を守る消防団や交通安全協会の扱いですが、奉仕の心を持って市民生活を支えてくれる皆さんに対しては、相応の待遇が保障されるよう手当をお願いします。消防団や交通安全協会に市の職員が積極的に加入し、地域活動やボランティア活動を率先して経験することを強く望むところでございます。

続いて高地トレーニング構想に関して、今後の誘致活動に当たり最も大切な事柄の1つとして、市民の盛り上がりが必要だと思えます。今後市民への周知と組織化はどうなりますか、お願いします。お答えしてください。

それから次に、2020年東京オリンピック・パラリンピックのときに見たオールジャパンを今度はオール東御にかえて対処していかなければなりません。我々議会が果たす役割は何でしょうか。何かそちらに希望があればお聞きしたいと思えます。

最後になりますが、市長の市政運営に関して、市政運営を進める上で国や県との良好な関係を続けることが何よりも大切であり、市長は時々広い人脈を駆使して関係を築いてきました。今年は8月に県知事選挙が行われます。国政の安倍政権に関してはお聞きしませんが、阿部県政への評価と今後について、支障のない範囲でお答えいただければ、答弁をお願いします。

以上、会派の総意として再質問いたしますので、引き続き明快な答弁をお願いします。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 再質問にお答えする前にちょっと訂正を1件お願いしたいと思います、済みません。先ほど消防団に関する総合計画における具体的実施に対する発言の際に、前期実施計画と申しあげましたけれども、前期基本計画の誤りでございました。申しわけございません。

それでは再質問ですけれども、区の合併とか連合の関係につきまして、現在の助成制度の延長等が考えられないかということでございます。この制度をつくったときには区の合併、連合を促進するため期限を設けております。今、新たにいろんな補助制度や支援制度をつくるには、ある程度期限を設けてこの事案に限らず行っておるところでございます、促進を図るため27年度までというような今、期限を設けておりますけれども、実態によりましてその辺は期限に至る前に検証をして、対応していくものというふうに考えております。

また、行政主導でできないかというお話もございましたんですけれども、やはり区の合併におきましては地域の皆さんが課題をどのように解決していくかということが一番大事かと思えますので、地域の中で今、課題になっているものがあれば、それをこの区の合併などによって解決できるという判断であればそういったことをしていくものというふうに考えております。この取り組みをお願いしている中では、やはり区が維持、持続可能な区を今後していけるかどうかということが

一番大きなところでございます。区の役員をとりましても、少数の中ではなかなか同じ者が何度も担わなければならないというようなことの中で、合併というようなことも1つ考えられる手法ということでございますので、区の主導にお任せしたいということでございます。

ただ、財政支援的なことは市としては行っていきたいということでございます。

それと支所の見直しにおきまして、今後支所長はどのようになるかということでございますけれども、現在、今回の見直しにおきまして支所長という職名はなくなる予定でございます。見直し後の職務を担う者としましては、支所市民係が掌握します市民課長が担うものと考えておるところでございます。

次に、消防団へ市の職員の加入等についてでございますけれども、日ごろの活動の中におきましては市も、市役所も1つの事業所として地域の活動に対して積極的に加入し、活動していくものであるというふうに考えるところでございます。しかし今回の降雪等の際にもそうでございますけれども、実際に災害が起きたときに、身分が2つあるという中でどのように個々が対応すればよいかというところに際しましては課題もあるものというふうに考えるところでございます。したがって大きな災害に対する対応としましては、工夫をする必要があろうかと思っておりますけれども、日常の活動の中では積極的に市の職員は地域の活動に加入し、またボランティアとしての意識づけも必要というふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） まず初めに、再質問の市の職員を消防団に参加させるということに関して、極めて大切なことであるというふうに認識いたしておきまして、極力そのように市長の立場からもお願いし、なるべく多くの職員が参加するように努めてまいりたいというふうに考えております。

高地トレーニング構想の市民への盛り上げりをどのようにつくっていくのかということであります。今、一人一スポーツということの中で、市としてはこの間、スポーツへ親しむ中でいろんな子どもの育成や、そして健康を維持していくという形の中で、大切な要素であるというふうに考えておるところであります。それも含めて、5月の最終水曜日の、5月28日ですか、スポーツチャレンジャーへの取り組みを市を挙げてやってまいりたいと。15分以上継続して運動をやった市民の数を全国で同レベルの市町村の中で競い合うというイベントでありますけれども、まずこれに市を挙げて取り組みながら、スポーツと自分たちの生活とのかかわりを大切にしていけたらというふうに考えておるところであります。

また、その試みを行いながら、現在、要望をいただいている9団体のみならず、区長会やいろいろな団体へ呼びかける中で、市全体の誘致に向けた組織づくりを展開してまいりたいと。幸いにも中央公民館が3月16日からオープンいたします。日本水連の皆様方も、ぜひ市民に呼びかける機会があったら話をさせていただけるというお話もいただいておりますので、ぜひ多くのことをやっていけたらと。議会の皆様方に要望があったらというお話でございます。非常に僭越でございますけ

れども、物事は功罪、メリットとデメリットが存在するということであります。冷静にご判断いただいて、メリットはこういうものだと、デメリットはこういう点があるよと、いいことはこれだけあって、悪いこともあるんだと。いいことだけ語るのではなくて、デメリットばかりをはなから語るのではなくて、冷静に総合的に情報を提供いただくようお願いできたらということが希望でございます。

なお決まっていないことに挑戦しております。極めて見えていない中を、できるを信じて、最高の形態を求めて、国や県に対していろいろ勉強しながら前へ進んでおります。見えていない点、また現時点では確定していないことや、語れないことも多くあろうかというふうに思いますけれども、目標に向かってベクトルを同じくしていただければありがたいなというふうに思うところでもあります。スカイツリーのトップアスリートだけが潤うのではなくて、底辺の広い日本中の大学の水泳部は来たがりますよ、アジアに基本的には整った、昆明にあるという話もありますけれども、昆明は混迷しております、ニュースが流れましたけれども、また高さも足りないということがあろうございませぬ。アジア中からお客様をお迎えするそのような体制づくりも同時に時間がない中で同時進行で市民の皆様とおもてなしする体制づくりということに関しても、皆さん方と一緒に頑張っていかなければいけないというふうに考えておりますし、高地に滞在することが極めて心肺機能を上げて、健康にいいということでございませぬので、その研究資料をのぞきたいや浅間山麓スポーツ医学研究所の研究結果等も共有しながら、健康づくりに、県民全体の健康づくりにも寄与していきたいということで、底辺の広い地域づくり、そして市民の組織づくりをやっていくためにご協力をお願いできればありがたいということで、切にお願い申し上げまして、私の再質問への答弁にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

失礼しました。なお国、県とは良好な関係を維持しつつ、市がやろうとしている事業へお願いをしているところであります。今回、国の方では内閣改造も言及されているようでありますけれども、せつかく説明し始めているのになという思いもあつたりするわけであります。ご質問の知事にあらせられましては、やっとなここまで来ましたので、できれば継続いただいて、現在のここまで来た関係を更に高いものにしていくことが市民益にかなうことであるという認識を持っておりますので、個人的には発表されていませんけれども、継続していただければありがたいというふうな希望を持っております。

○議長（青木周次君） 井出進一君。

○12番（井出進一君） これで質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（青木周次君） 質問番号9 市長の施政方針と運営について、質問番号10 学校教育について、質問番号11 農業・林業の振興について、質問番号12 福祉・医療・介護について。信政会代表、13番、清水新一君。

清水新一君。

○13番（清水新一君） 信政会を代表して質問いたします議席番号13番、清水新一です。

質問の前に、2月14、15日の記録的な大雪に見舞われ被害に遭われました皆様に、この場をお借りしてお見舞いを申し上げます。

それでは、通告順に従って質問いたします。

まず市長の施政方針と運営についてであります。

本年で合併10年を迎える節目の年になりました。市長は、就任2期目となっておりますが、この間、大きな事業に着手されましたが、次の点についてお聞きいたします。

1つ、助産所の開所、コミュニティFMの開局、保育園の1地区1園化等、そして半世紀に一度と言われる舞台が丘公共施設整備等事業による庁舎の耐震改修、新しい庁舎の竣工と併設した図書館の開館、そして中央公民館の改修増築等々の事業が順調に進み、終結の見通しとなっておりますが、今後の東御市の方向についてお聞きいたします。

次に、大型プロジェクトによる事業も見通しがつき、残っている事業もありますが、財政について市税の中でも個人・法人税も上向きになっておりますが、合併特例債も本年度で適用最終年度となります。市から示された連結財務書類4表から、平成24年度の市の財政指標からおおむね目安の平均値におさまっており、健全な財政状況ということになるということです。また実質公債費比率も8.4%となっておりますが、本年4月から消費税も上がることから、市民生活が大変になるわけですけれども、財政バランスについてお聞きいたします。

次に、学校教育についてであります。

児童・生徒を取り巻く環境は時代背景もありますが厳しいものがあります。市では小中一貫教育の取り組みで今年度から北御牧地区で実施に移され、東部地区でも準備が進められており、また以前から進められております不登校、学力向上対策、そして地域で子どもを育む事業等々に取り組み、成果が上がっていると承知しておりますが、次の点についてお聞きいたします。

1つ、パソコン、携帯電話の普及から学校生活面としても児童・生徒の間で大変問題があり、このようなことからネットリテラシーの取り組みは市では早くから着手され、出前講座や学習会も実施されておりますが、学校現場での具体的な指導と課題がありましたら、お聞きいたします。

2番目に、教育の中で知育・徳育・体育のバランスのとれた教育が必要と言われますが、中学生の部活動については以前から検討課題として挙げられていたようですけれども、ここで朝の練習は原則として行わず、部活動の延長の社会体育は廃止するという県教委の考えが出されました。その後、県中学生期のスポーツ活動指示が出され、朝練の認める例外も放課後時間がとれない場合の判断も示されました。賛否両論があるようですが、生徒や保護者の考える中、どのような対応をされていますか、お聞きいたします。

3番目に、学力向上についてであります。平成23年度から取り組み、市内小・中学校でC R T標準学力検査を実施され、その結果を先生方から組織されている学力向上委員会が分析し、授業改善や個別指導法を立てるために役立っているとお聞きしていますが、具体的な内容と課題についてお伺いいたします。

4番目に、児童・生徒の体力についてですけれども、全国体力・運動能力・運動習慣等の調査、全国体力テストの平成25年の結果で長野県の中学2年生女子の生徒は、運動0が28.7%と全国平均を5.2ポイントも上回ったということですが、市の児童・生徒の体力について、どのように把握されているか、また結果からどのような対応を考えられているか、お聞きいたします。

次に、農林業の振興についてであります。

農政の大きな転換がなされようとしております。昭和45年から始められた減反政策の見直しと、それに伴う新しい補助事業が考えられています。またTPPの交渉結果も出ておりませんが、次の点についてお聞きいたします。

1つ、減反の見直しが5年後に廃止とされていますが、今までと違う内容と具体的にどう変わるのか、農業経営の皆さんはしっかり理解できるよう、早急に説明の機会を設けていただきたいと思いますが、その対応についてお聞きいたします。

次に、千曲川ワインバレー構想の取り組みの中で、耕作放棄地の解消の考えから農地の賃借で新しい農地中間管理機構の考えが出されていますが、今までの農地の集積の方法と賃借の違いについて、お聞きいたします。

3番目ですが、人・農地プランにつきましては一昨年アンケート調査をされ、それに基づき農地の集積や認定農業者、担い手、そして新規就農者への支援等も進められておりますが、集落単位ごとの集まりはこれから進めていくようで、営農団地や農地の集落集積等にも大きな、大切なものと考えておりますが、今までの取り組みと集落単位の説明会の予定がありましたら、お聞きいたします。

4番目に、林業についてですけれども、治山治水やCO₂削減の機能を持っており、県でも県民森林税から里山整備による除間伐や集積事業等による山林間の見通しもよくなり、太陽光も入るといようなことで、樹木の生育もよくなりました。また有害獣の緩衝帯ともなり、その上防護柵も設置されるなど、被害は著しく減少しましたが、今後農作物や果樹類等の被害軽減へも対策を考えなければいけないと思っておりますが、その対応についてお聞きいたします。

また、松林の松くい虫対策でありますけれども、毎年経費をかけられて樹幹注入や衛生伐、薫蒸処理でしょうか、それから枯損木の処理の事業を行っておりますが、この事業に対する検証を行われておられるか、また今後の対応についてお聞きいたします。

次に、福祉・医療・介護についてでございます。

長野県は男女とも長寿日本一ということですが、介護サービスを受ける人も、また認知症の人も増えてきているということでもあります。65歳以上の人口に占める割合も年々増加し、今、市では26.2%の高齢化率となっております。10年後には33.1%と、3人に1人という推計が出されていますが、また、この団塊の世代の人が後期高齢者の仲間入りをする年になる2025年に向け、超高齢化社会を迎えることとなります。高齢化のピークに入る前に向けての対応が急務と考えますが、次の点についてお聞きいたします。

1つ、健康長寿は理想であります、それには自分自身の体調管理に気をつけ、適度の運動と定期的な検診も必要と考えます。住民に対してどのような取り組みがなされるか、お聞きいたします。

2番目に、高齢化が進み、増大する医療・介護給付費の抑制を図る一方、在宅医療・介護サービスを手厚くし、高齢になっても住み慣れた地域で住まいや生活支援などが受けられる地域包括ケアシステムの考えが出されていますが、この周知を住民にどう伝え、地域との連携をどのようにとるか、お聞きいたします。

次に、市では認知症の人が増えていると聞いておりますが、どのような現状か、またサポーターの養成も行われているということですのでけれども、その取り組みについてお聞きいたします。

最後に、在宅医療・介護サービスが大切となっている中で、市民病院での医療や社会福祉協議会の役割、そして身体教育医学研究所との連携についての考えを伺います。

1回目の質問といたします。

○議長（青木周次君） 昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（青木周次君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

市長。

○市長（花岡利夫君） 質問番号9番、信政会代表、清水新一議員の市長の施政方針と運営についてのご質問につきましてお答えいたします。

まず今後の市政の方向についてであります、平成26年度の位置づけといたしましては、市発足10周年の節目の年であるとともに、合併特例債の適用最終年度に当たり、これまで精力的に取り組んでまいりました各種の大型プロジェクトが一区切りする年になります。しかしながらこれまでの歩みをとどめることなく、前に推し進めるとともに、この10年間を検証、総括し、新たな10年を見据えて始動する年、そして真の東御市らしさを前面に押し出した特色ある施策に取り組む年、そんな区切りとなる大切な段階の1年であると認識しております。

また、市が節目の年を迎えるとともに、私自身にとってはこの春には2期目の市政が任期の折り返しを迎える年となりますので、次なる段階へ踏み出す契機にしたいと考えております。地方分権が進み、自治体同士の競争が激化する時代において、東御市が選択すべき道につきまして、新たにかじを切らなければならない諸課題も山積しております。

まずは財政の健全性の堅持と行財政改革であります、三セク債を活用して土地開発公社の2号事業からの撤退を契機として、今後は販売方法を確立してまいります。

次に、協働のまちづくりにおける自助、共助、公助の原則の理解を浸透させることではありますが、滋野地区を皮切りに取り組みが進展しつつある小学校区単位の地域づくりを更に一步前に進めるとともに、中心市街地の形成を図ってまいります。そのためには人材を育て、若者の地域づくりへの

参画を促す仕組みづくりに着手してまいります。

次に、持続可能な循環型社会への取り組みであります。上田地域広域連合で取り組む統合クリーンセンターの建設に加え、し尿処理、ごみの減量化、生ごみの堆肥化の推進は待ったなしの課題としてスピード感を持って取り組んでまいります。

次に、千曲川ワインバレー構想の実現に向け、本市が担う役割をきちんと履行する中で、世界的レベルの6次産業化の推進、荒廃農地対策、森林整備にも取り組んでまいります。

次に、高地トレーニング構想に関しましては、千載一遇のチャンスととらえ、官民一体となったオール東御市の推進体制を早急に整えるとともに、エリア全体における当市のかかわりを明確にし、実現に向けた歩みを進めてまいります。

更にはエネルギー問題における地産の推進、防災、道排水路、少子高齢化対策、健康長寿、教育の多様化への対応等、取り組まなければならない施策は枚挙にいとまがありません。こんな中、自治体が自らの判断と責任によって持続可能な自治体経営を進めるため、新たに作成した第2次東御市総合計画「とうみ夢・ビジョン2014」を市民と行政が共有する市政運営の指針に据え、市民益を第一義とした施策を展開してまいり所存でございます。

続きまして、②財政の健全化の視点からの財政バランスについてでございますが、合併市町村の一体性の確立と均衡ある発展を総合的かつ効果的に推進するための合併特例債や、合併特例交付金をはじめ、社会資本整備総合交付金などを有効活用し、これまで合併後のまちづくりのために必要な公共施設などの整備を実施してまいりました。その結果、平成25年度末における市の起債残高は、一般会計、特別会計、公営企業会計を合すると約395億円の見込みでございます。なお起債の発行に当たっては後年度に負担する元利償還金について、交付税措置のある有利な起債を活用し、実質的な起債残高の低減に努めております。

一方、平成25年度末における一般会計の基金及び公営企業会計の留保資金を合せた残高は約68億円になると見込んでおります。また国の算定基準に基づき財政の健全性を判断するための健全化判断比率におきましては、平成24年度の実質公債費比率は8.4%であり、起債の発行許可が必要となる18%を下回っておりますし、将来負担比率も37.0%と早期健全化基準の350%を下回っており、健全財政の維持に努めておるところでございます。

○議長（青木周次君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 質問番号10、信政会代表、清水新一議員の学校教育についてのご質問についてお答えします。

まず1点目のネットリテラシー教育の具体的指導内容と課題でございますが、教育委員会では平成21年度にネットリテラシー教育推進協議会を立ち上げ、小・中学校の児童・生徒、保護者及び教職員向けに先駆的な取り組みを行っています。携帯電話やスマートフォンばかりでなく、ゲーム機や音楽プレーヤーを含むネット利用の安全対策については、児童・生徒自身のネットリテラシー、すなわちインターネットの情報を批判的に読み解き生かす、活用する力の育成とあわせて、子ども

ネット機器を買い与える保護者への教育・啓発も重要であります。小・中学校においては、小学1年生から中学3年生までのすべての学年でネットリテラシー教育計画を独自に作成し、学級担任のほかネットリテラシー教育推進協議会委員やセーフティネットアドバイザーにも参加いただき、それぞれ年間2時間から4時間の授業を行っています。

一方、保護者に対しては、啓発資料配付のほか、学年PTAや学級PTAへの出前講座、ネットリテラシー学習会、あるいは児童・生徒向けのネット授業参観などに参加を呼びかけておりますが、関心がまだまだ高くなく、ネット機器やアプリケーションの短期間での進化に大人がついていけない実情に大きな課題があります。

2点目の中学校の部活動についての学校や保護者の考え方につきましては、長野県教育委員会で長野県中学生期のスポーツ活動指針を策定するために、昨年の11月から12月にかけてパブリックコメントを実施しており、市町村単位でなく広く県民の意見を募り、また中学校教職員、市教育委員会との意見交換も開催され、多方面からの意見収集を行った結果、教育関係者、保護者及び一般県民からも活動指針案に賛成、反対の両論が多数寄せられたところでございます。

東御市教育委員会としては、中学校体育連盟との兼ね合いもあることから、上小地域教育委員会と連携をとりながら、県の指針に沿う方向で調整を図りたいと考えています。

3点目の学力向上対策につきましては、その診断材料として全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストとCRT、標準学力検査の2つに取り組んでおりますが、全国学力テストは国語と算数・数学の2科目であり、実施期間、判定時期が遅いことから、東御市では小学校高学年から中学1年まで4教科、中学校2、3年では5教科で実施されるCRT標準学力検査をより重視して、教職員で組織する学力向上委員会で分析と対応策の方向性を定め、あわせて学校内で情報を共有し、2学期からの授業改善に反映しております。

また、学力の向上には本年度から北御牧小・中学校で取り組んでいる一貫教育で手ごたえを得たことから、学力向上施策のさらなる推進を図りたいと考えております。

4点目、児童・生徒の体力について検証と対応はされているかについてでございますが、毎年長野県児童・生徒体力・運動能力調査により、小・中学校の全学年を対象に身長・体重測定のほか、握力、50メートル走、ボール投げなどの測定を行っております。各校では測定結果を検証し、県や全国平均を下回る結果となった分野を中心に、体育カリキュラムの中で重点的に取り組んでおります。

また、そのほかに小学校では「体力向上プラン2013」として、1校1運動を実施しており、特に田中小学校では身体教育医学研究所と連携して、屋内外運動場でのサーキットトレーニングを実施するなど、耐力向上を図っているところでございます。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 質問番号11、信政会代表、清水新一議員の農業・林業の振興についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、減反施策の見直しに伴う新たな補助事業と、農業者への説明についてですが、平成26年度においては新たな補助事業の創設はありません。廃止される補助制度としては、平成26年産米からの米価変動補填交付金と平成30年産米からの米の直接支払交付金があります。見直しされる制度としては、米・畑作の収入減少影響緩和対策において、意欲ある小規模農業者が制度に参加できるように一律の経営規模要件がなくなります。また水田活用の直接支払交付金について、麦、大豆、飼料用米など需要のある作物を生産し、水田をフル活用した農業者への交付金が更に上乗せされます。そのほかにも足腰の強い農業にするための制度改正が幾つかなされております。

農業者への説明につきましては、実行組合長会や農事部会長会にそれぞれ1月中旬と2月上旬に補助制度の説明会を開催いたしました。また農家の皆さんには、3月下旬にチラシを配付し、制度の周知に努めたいと考えております。

次に、農地管理機構による貸借の具体的な内容についてですが、現在、国では平成26年度新規事業として、担い手への農地集積と集約化により、農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するため、農地の中間受け皿として都道府県段階に農地中間管理機構（仮称）を整備し、活用を図ることとしており、長野県では農業開発公社がこの業務を担う予定です。同機構を通じて農地を貸借することにより、農地の貸し手への集積協力金や土地改良の負担金を含む管理保全に要する経費などに国からの支援があり、結果として貸し手にとっては貸しやすく、借り手にとっては借りやすくなります。

貸借の具体的な内容については、まだ要綱等が定まっていないので、今後明らかにされてくる内容を精査し、適用していく予定です。

市では現在、計画している沓津御堂地区の荒廃農地復旧事業において、同機構を通じた貸借を行い、受益者負担の軽減や農地の集積化を図っていきたいと考えております。

続いて、人・農地プランのその後の経過についてですが、昨年3月にプランの見直し後、計画を推進するため中心となる経営体へは、農業農村支援センター等関係機関とともに、農地の仲介や経営体育成支援事業の農業用機械等の助成などにより、経営体の強化を行っております。新たな経営体の確保については、農業委員会とともに認定農業者制度の周知や里親研修制度による新規就農者の育成を図っているところでございます。

また、今年度新たな取り組みとして、農地の流動化や集積化を促進するために信州うえだ農業組合と連携して、東部ぶどう部会員に対して今後の経営に関する営農意向調査を実施しております。取りまとめ結果は部会や地域及び規模拡大農家に情報提供するとともに、プランの作成の参考資料としても活用したいと考えています。

今後、これらの推進結果を踏まえ、3月中旬にプランの検討会を開催し、新たに中心となる経営体に位置づける農業者や農地の利用計画等の見直しを行う予定であります。

最後に、松くい虫及び鳥獣被害対策についてですが、引き続き薬剤による薫蒸処理、侵入防止用の電気柵への補助及びカラスおりによる駆除などの対策に取り組んでまいります。

本年度は特に松くい虫の対策として、急激な感染被害が見受けられる地区において、4月初めから伐採に着手できるよう事務手続きを行っているところです。また有害鳥獣駆除の中心的な役割になっている猟友会の皆さんへのさらなる活動の支援や個人による駆除を推進するための講習会の実施、箱わなの貸し出しを積極的に行うこととしています。

松くい虫及び鳥獣の被害防止策は、広域的な対策が必要であることから、県や近隣市町との情報交換や研究を重ねながら、適正な防除及び駆除に引き続き努めてまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 質問番号12、信政会代表、清水新一議員の福祉・医療・介護についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えします。

4点ご質問をいただいておりますが、初めに1点目の健康長寿にかかわる市の具体的な取り組みについてのご質問にお答えします。

健康長寿の実現に関しましては、大きく分けて2つの視点から取り組みを行っております。1つ目は健康増進の観点から、中高年を中心に生活習慣病の予防対策を推進する取り組みで、特定健診や特定保健指導の受診率の向上を図るとともに、子どもから大人までの幅広い市民に対しまして食育の推進を行い、また平成26年度からは新たな健康づくり事業を立ち上げる予定でございます。

2つ目は、介護予防の観点から、高齢者を中心に要介護状態への予防対策を推進する取り組みで、生活機能評価の実施により、運動器の働きに衰えの見える高齢者に対しまして、介護予防教室への参加をご案内し、適度な運動習慣を身につけることにより、身体機能の維持を図る取り組みを行っております。

続きまして、2点目の地域包括ケアシステムの住民周知と地域との連携についてのご質問にお答えします。

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、介護や医療などのサービスを提供している専門事業者の連携に加え、区の組織や民生児童委員、介護サポーター、ボランティア団体など、地域における様々な支援組織の連携を図ることも必要でございます。今年度におきましては、システム構築に向けた研究会を開催したところであり、今後はその結果を踏まえながら各地区において懇談会を開催し、地域包括ケアシステムの概念や考え方についての説明を行い、意見交換を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の認知症の介護の現状とサポーターの養成についてのご質問にお答えします。認知症の方を在宅で介護する場合、記憶障害に加えて徘徊や妄想などの症状があらわれると、福祉施設が提供する介護サービスを利用したとしても、介護を行う家族の精神的、肉体的な負担は相当重いものとなり、本人も含め心身ともにつらい思いをすることになります。このため介護者の負担軽減が図られるよう地域での支え合いの推進に加えて、介護者の精神的なケアを目的に家庭介護者の会を開催し、介護経験を持つ家族同士の情報交換や交流の場を提供したり、家族介護支援事業などを実施しております。

また、認知症サポーターの養成につきましては、平成22年度から5年間で1,000人のサポーターを養成する計画を立て、推進を図ってまいりました。実績といたしましては今年度までの4年間で1,130名余りのサポーターが誕生し、養成講座の講師役となるキャラバンメイトにつきましても46名を養成いたしました。

最後に、4点目の市民病院、社会福祉協議会、身体教育医学研究所との連携についてのご質問にお答えします。市民病院との連携につきましては、介護支援に代表されます高齢者福祉の分野において、定期的に在宅支援会議を開催しており、ほかにも障がい者福祉や生活困窮者対策などの分野におきましても、必要に応じて適宜情報共有を図っております。また社会福祉協議会とは、地域福祉の推進を中心に社会福祉全般にわたり、身体教育医学研究所とは介護予防や健康づくりの推進に関しまして密接な連携を図っているところでございます。今後におきましてもこの3つの団体との連携を更に深めながら、市の福祉行政、保健行政の施策推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 清水新一君。

○13番（清水新一君） それぞれ答弁をいただきました。会派の調整は行わず、このまま質問を続けさせていただきます。これからは一問一答でお願いしたいと思います。

それでは、市長からいろいろ答弁いただきましたけれども、中央公民館の改築工事が進みまして、3月16日にはリニューアルオープンで式典や内覧会も予定されているということですが、この工事の中で講義棟が増築され、この増築に当たりまして5地区の公民館といいますか、コミュニティセンターもあるわけですが、この整備もされている中で、この公民館の有効利用をすべきだという意見もありましたが、計画どおり事業が進みました。施政方針の中で、中央公民館機能を十分活用した講座を積極的に開催していきますとありますが、どのような講座の開設を予定しておられるでしょうか。また、5地区の公民館のさらなる活用をどのように考えておられるか、まず1つお聞きいたします。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 中央公民館につきましては、ご理解をいただきながら今月16日に竣工の儀式、市民の皆さんの利用については19日から予定をしているところでございます。ただいまご質問のございました中央公民館、とりわけ講義室につきましては様々なご意見をいただいたところでございます。各地区にある地区公民館、コミュニティセンターの活用をすることで足りるのではないかとといったご意見もあったということでの清水議員のご質問かと思っております。

今回できます中央公民館講義室の活用でございますけれども、そもそも講義室は講堂の利用が非常に多くございまして、以前ご説明をいたしました、年間約600回の使用がある。1日当たり2回、3回といった利用がありまして、使いたいのになかなか使えない、あるいはご年配の方の利用も多くて、机を出したりしまったりというのが非常に大変だといったようなこともございまして、150人規模の講義室をつくるに至ったという経過でございます。

中央公民館そのものは言うまでもなく代表的な公共施設でございまして、市民の皆さんにお使い

いただく重要な施設でございます。したがって今回整備をする中で、市民の皆さんが自主的にご活用いただくということが一番でございますけれども、市、教育委員会といたしましては、この活用策の1つとして市民大学講座を充実してまいりたいというふうに自来申し上げておりました。講座の内容そのものはこれからであろうかと思いますが、市民大学講座の在り方につきまして検討いたしましたところ、市教委が、あるいは公民館が一方的に企画するのではなくて、市民の各団体の皆さん、あるいは有識者の皆さんにお集まりをいただきまして、運営委員会を組織いたしまして、その要望、その皆さんの人脈等を生かす中で講座を今まで以上に開催したいという考えでございまして、その運営委員会につきましてはこれから立ち上げてまいりたいということでございます。

次に、各地区の公民館、こちらも前にもご説明をいたしましたが、相当数の利用がございまして、近年ですと田中は中央公民館が兼ねておりますので、ほかの4館合計いたしまして年間で5万6,000人ぐらいの延べ利用者数、あるいは本年度を見ましてもいきいき生涯学習講座で合計いたしまして約100講座、講座の会員が1,100人という現状でも非常に多くの皆さんにお使いをいただいているところでございます。今回はさらなるご利用をいただくためにはというご意見でございました。駐車場が狭い等の意見もございまして、それぞれの地区のコミュニティセンターは地区公民館の位置づけでもございまして、これまでは社会教育指導員と管理の方がいるという位置づけでありましたが、新年度からは地区の公民館長を地区館長として、またもうお一方は公民館主事、つまり公民館活動の主体となって運営をいただく体制にステップアップをするという考え方でございます。こういった中で、地区公民館は中央公民館との連携、あるいは各地区にございます分館活動との連携のまさに扇のかなめとなってご活躍いただけるものと考えておりますし、小学校区単位の協働のまちづくりの中で、特に滋野は既にスタートしておりますし、北御牧も準備が整いつつあるようにございますが、各地区での地域活動の拠点としての位置づけでもありますので、こういった会議等での活用も相当なされるのではないかと。双方合せましてこれで各地区に1つずつございます保育園、小学校を考えると、各地区のコミュニティセンター、あるいは地区館長等の地区公民館体制が各地区での保育園、小学校の支援の位置づけというものができ得るのではないかと期待をしておりますし、そういった意味での活用が十分なされるであろうと期待をしております。

○議長（青木周次君） 清水新一君。

○13番（清水新一君） 新しい講義棟ができるということに対しまして、関しまして、今、次長の方からこれからの考え方が示されたわけですが、この講義棟を有効に活用して今、計画にありますような区民の教育の場といたしまししょうか、活動の場といたしまししょうか、そういったものに広げていってもらえればありがたいなというふうに思っております。

次に、市の方向性について、先ほども答弁いただきましたけれども、これから継続している事業の取り組みも報告いただきました。

その中で、大型プロジェクトが見通しがついたということで、1つの考えに入れていただきたい

といひましようか、生活道路の拡幅と改修であります。これは各区の区長さんの方から長期計画や小規模土木事業で市の方に計画が出されているというふうに記憶しているわけですが、緊急的なところは改修ももちろんされているわけですが、各地区からの出されているものの長期的計画の上立って、計画的に改修する長さを長くするとか、そういったようなことについての対応をお聞かせいただきたいと思ひていますが、お願いいたします。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 生活道路の整備についてでございますが、生活道路につきましては区の長期計画に基づく要望箇所を市の小規模土木事業、あるいは市単独の道路改良事業で進めていくところでございます。今後の整備方針につきましては、これまでと同様に各区からの要望に基づき、緊急性、実現性の高い箇所から計画的に実施してまいりたいと思ひております。

なお小規模土木事業は各区からの要望が多いことから、26年度予算では前年度より500万円増額し、今議会に上程させていただきました。これにより1つでも多くの要望におこたえできたいと思ひております。

○議長（青木周次君） 清水新一君。

○13番（清水新一君） 生活道路は改修ということですから地権者の、広げるといふことについては地権者の同意は要らないわけですが、幹線道路についてはいろいろ拡幅計画も出されているわけですが、それについても今、申し上げました地権者の同意というやうななかなか大変な面もあるということですが、生活道路は今までの道路の改修ということなもので、今、部長からの答弁もありましたやうに、500万円の増額ということに対応するということは今、お聞きしたわけですが、それぞれの地区の優先順位というのですか、この工事の優先順位というはあるかと思ひますけれども、こういったものをヒアリングのとき等にこういうあれで増額しているから、もっと延長というやうなことも区長の方に伝えていただければありがたいと思ひているわけですが、そのお考えはどうでしょうか、お願いいたします。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 各区から要望のある中で、優先順位が区の方で上げていただいているわけですが、そういう中で市の方から500万円増額になったのでということですが、市とすれば全体の中でやはり見させていただく中で、最終的には決定させていただきたいというふうに考えておりますので、個別に今年増額になったからというやうな、ちょっとお知らせというのは特に考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（青木周次君） 清水新一君。

○13番（清水新一君） 先ほどちょっと申し上げましたやうに、長期的な計画といひましようか、年々こう、またこれからも増額されていかれるというふうに考えておるわけですが、そんなことで計画的に進めてもらいたいということでもあります。よろしくお願ひいたします。

次に、東御市の人口が10年後には2万8,500人ということの中で、高齢化率も33.1%

と推計されるということです。3人に1人が65歳以上ということになります。26年度の予算の中の扶助費でございますけれども、25年度予算と比較しますと、729万円がプラスになっているわけですが、こうした扶助費等の増額により経常経費の割合が高くなることと、合併算定による27年から5年間で約6億円の交付税が減額されるということでございますけれども、この財政の見通しについてお伺いいたします。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 清水議員の今後の財政の見通しということでございます。今、質問にもございましたように、人口減、それと高齢化率のアップというようなことでございますけれども、今後におきましても扶助費の増加というものは引き続いて見込まれていくだろうと思われま。また当市におきましては合併後の対応としての地方交付税の合併特例措置がなくなるということの中で、地方交付税の減額、今、議員がおっしゃられましたように減額がされていくということでございます。

そのような中で、まず扶助費等の増加に対応しましては、消費税の値上げによる地方消費税交付金の増額分等で対応していきたいというところがございます。また交付税の減額に当たりましては、今まで以上に市税等の自主財源の確保を図るとあわせまして、行政改革大綱などによりまして費用対効果の検討により、歳出の一層の削減を図るということで対応し、健全で持続可能な財政運営を引き続いて図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（青木周次君） 清水新一君。

○13番（清水新一君） これからも増えるということのようでございますが、健全財政の維持に努力していただけるようお願いしたいと思います。

次に、学校教育についてでございますけれども、先ほど教育長の方からネットリテラシーの取り組み、それから学校の対応について、なかなか大人がついていけないというようなお話もあったわけですが、テレビやゲーム機、それからインターネットに接する時間も減らすことも大事ななというふうに思っているわけですが、この中でやはりこれも家庭、保護者の協力がなくては学校だけではだめだというふうに思うわけですが、減らす時間がほかに、勉強時間が増えるというようなことにつながっていけば一番いいと思うんですが、そこらの考えについて教育長にお願いしたいと思います。

○議長（青木周次君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 大変子どもも重い課題ということでとらえているところでありますけれども、外で遊ぶ時間も少なくなる、家庭の中でどういうことをしているかということ調査したこともありますが、そういう中ではやはり何時間もゲーム等を楽しむ、あるいはそういったメディアですね、長時間見たりするというところでありますけれども、これは教育委員会の中では家庭教育力向上委員会を設置してございます。ここではそういった喫緊の課題を検討して、どんなふうにしていったらいいかという方向を出していくわけですが、具体的にはチラシなり啓発の内容を

書いたものを家庭に配付する、あるいはのぼり旗で啓発していくというような手をとっております。

市もそんなふうに取り組んでいるわけですが、県でもこういったことについての啓発のメッセージを発信しております。それは市教委でしっかり受けて、迅速に各学校にお知らせをしているところであります。そんな対応をしながら、徐々にではありますけれども家庭で約束をして、インターネット等、あるいは携帯等とかかわる時間を減らしていくと、家庭の約束を大事にしているというような取り組みをしているところであります。

○議長（青木周次君） 清水新一君。

○13番（清水新一君） 次に、部活動についてのことでありますが、朝練の廃止ということで、これに至るまでには先ほどもパブリックコメントというようなことで取り扱われたように見えますけれども、新聞報道なんかによりますと1,400件もの公募が集まったというようなことも聞いて、見ているわけですが、県教委もこの部活動の在り方については、この議論は出発点にしたいというようなことも教育長が言っているわけですが、先ほど私は市独自のこの検討委員会というものも設けられたかなと思ったのです。やはり上小地域ですとか、体育連盟の関係というようなことで、その関連もあるというようなことだと思うわけですが、それにつきましても東御市の学校自体のこの考え方というものもやはり持っておいた方がいいかなというふうに思っているわけですが、そういうことについてももしお考えがあったらお聞きしたいということです。

それと学力向上につきましては、テスト結果からの対応でいろいろ先生方の委員会もできているように見えますけれども、授業についていける原因はどの部分とか、いま少し丁寧に教えるところはどうかというようなことで、市では教育支援員とか、加配というようなことで大分市の方でも力を入れたり、教育委員会でも力を入れているわけですが、これでまだ完全に解決するところまでいかないかなと思われるのですけれども、今後重点的に取り組まれるような考えがあったらお聞きしたいということと、先ほど北御牧の小中一貫教育の中で手ごたえがあったというような答弁もあったんですが、その手ごたえというのはどういうものか、わかっていたらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（青木周次君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 1点目の中学校の部活動、朝練習、あるいは社会体育等々、今後の部活動の在り方について、どういうふうに取り組むかということでもありますけれども、まず1点目は朝部活の原則廃止ということについて、これはそういう方向が示されていますので、中学校の生活、生徒の健康ということが一番最初にあるかなということで、この指針が出ておりますので、そんな方向を大事にしながら、先ほどお答えしましたように、関係の皆さんと調整をしていくと。大事なのはこれまで大変ご努力をいただいた社会体育の皆さんであります。この中の指導者を仰いだり、あるいは社会体育として活動している部活が東部中学で9ほどございます。北御牧でもほとんどの部活動が社会体育と連携をしながら、これまで活動を進めてきております。回数は部活動によって違います。週1回社会体育を取り入れている部活もありますし、多いときには週3日というのもご

ざいますが、平均1回ないし2回延長して社会体育ということでやっている部活動が多いかなというふうな。これを県の方針でいきますと、運動部活動に一本化したいと、学校の部活動に一本化したいという方針が出ておりますけれども、ではそれだけでこのことが実施に移されるかということは大変難しいところがございます。ここを今後社会体育の在り方も十分踏まえて、学校の部活動の理想の形を検討していきたいということでもあります。

これまで両中学校に、この中学校の運動部活動の推進委員会がありますので、運営委員会がございますので、その皆さんとじっくり話し合っ、関連の皆さんとの調整もしていきたいというふう考えております。

2点目の学力向上の重点ということでもありますけれども、一番は学力状況調査等の分析をもとに、授業改善に力を入れていくところでもあります。このことはかなり一貫教育を進めている北御牧中学校では進んでおりますし、各校に若干まだ歩みがそろわないところがありますけれども、授業改善をしていくんだという視点はそれぞれの学校でございます。ここに重点を置いて進めてまいりたいと思います。

北御牧の小中一貫の成果、手ごたえということでもありますけれども、これはやはり一番は児童からのアンケートであります。わかるという授業になった、自分自身が理解できるようになったということで、多くのアンケート結果を得られているところであります。

この一貫教育の中では、推進委員会を設けて進めておりますけれども、このことも大分、1年目ではありますけれども、進んできているかなということを思います。地域の皆さんに入っていたの推進委員会でございますので、そうした活動を地域の皆さんに返していくという、そんなこともできるようになってきております。「みまきの学校」と題した情報誌を作成し、発信してくれたというようなこと、あるいはキャリア教育の一環として農作業を行う受け入れ農家の募集に協力をいただいている等、そういったいい面が出てきているかなというふうに思っております。

○議長（青木周次君） 清水新一君。

○13番（清水新一君） 今、北御牧で取り組んでおります小中一貫校の児童のこともありましたけれども、これからまた東部地区の小中一貫校も取り組まれるということで進めてもらっていることですのでけれども、この北御牧の取り組みを東部地区にも取り組む中で参考にさせてもらえればありがたいなと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、体力についてでございますが、当市には身体教育医学研究所がありまして、保育園や小学校での子どもの運動遊びから楽しみながら体を動かすという普及が図られていると聞いておりますし、現実に見せてもらっております。東御の子どもは元気な育ちを支えるネットワークでは、育ちをサポートすることから、小さいときから体力づくりが大切と考えられ、中学では運動しない生徒が多いという統計の中には、運動部の加熱が敬遠され、運動部に入らないという原因もあると聞いていますが、健康で運動することにより学力向上にもつながると聞いています。

そこでこの身体教育医学研究所との連携と、それから1校1運動というような話も今、出ました

けれども、その中で田中小学校の紹介もありましたが、ほかの小学校ではどのような取り組みをされ、種目と申しますか、どのような内容で取り組まれているか、お聞きいたします。

○議長（青木周次君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） お答えします。これまで同様、身体教育医学研究所とはしっかり子どもの遊びから運動へという中で、連携を深めてまいりたいと思います。これまでは田中小学校を主に入っていただきましたけれども、そのよさをやはり広めていく必要があるかなと思っております。継続して取り組みたいと思います。

1校1運動というようなことで取り組んでいるところの内容でありますけれども、田中小学校ではサーキットトレーニングを先ほどのように身体教育医学研究所と連携しながら、その在り方を追求し具体的に実践を広げております。ほかの学校でありますけれども、多くは縄跳び、長縄跳びと申しますが、それから短縄跳び、これを一定期間、あるいは運動会まで児童・生徒の活動として取り組んだり、業間に取り組んだりというふうにしております。それから東部中学では体育の時間2分前にランニングを開始して、授業に備えるということも取り入れております。北御牧中学ではこれまで歴史のあるというか、地域を1周する駅伝等に取り組んでいるという特徴ある活動をしております。そんなことで1校1運動というふうに考えております。

○議長（青木周次君） 清水新一君。

○13番（清水新一君） なかなか結果的にはそんなにすぐにはあらわれてこないと思うわけですが、続けての体力づくりと申しますか、こういう小さいときからの運動を通し、またそれが小中につながっていくような連携がとればいかなというふうに思っております。

それともう一つ、私、気にかけているところがあるんですけども、朝の登校とか下校もそうだと思うんですが、親が最近大分応援といっちはあれですが、通学のときに乗せていくというようなことを見るわけです。せっかく道路の拡幅もして歩道も確保され、それからグリーンゾーンというのですか、そういったことも各地に大分設けられているわけですが、それにしても上田でも大分続けて事故があったというようなことで、子どもが事故に巻き込まれたというようなこともあるわけですが、せっかく今も言いましたように通学路が確保され、またそういった地域の皆さんの応援もあるわけですが、集団登下校というようなことも学校ではやっておられるようなんですけれども、やはり朝の動き、それから放課後の動きというのも大事なというふうに私も考えています。私も2キロの道を登下校に通った経験があるわけですが、それが今、やはり足腰が強いかなんていうふうに思って、大分年をとってきたんですけども、そんなことでちょっと学校ではどのような対応をされているか、ちょっとわかっていたらお聞きしたいと思います。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 小・中学校におきます登下校についてでございます。これは厳然としたルールがございまして、距離によりまして自転車、中学校は自転車通学、あるいは小・中学校、遠方ではバスも許可されておりますが、大原則はやっぱり徒歩での登下校でございます。ただ、ご

指摘のように時として、あるいは状況によりまして親御さんの都合、あるいは部活等の都合で親が車で送るといったようなことも多々見受けられるということをごさいます、折に触れまして学校側ではルールをきちんと守るようということをお願いはしているところでございます。

ただ、例えば一昨年ですか、田中小学校のように車でお入りいただくと非常に交通上危険な道路もございまして、子どもを車で送ってきた親御さんが別の子どもをはねてしまうというような非常にあってはならないような事例もこれまでもございまして、特に朝方は送ってくださる親御さん大変急いでおりますので、非常に危険だということも含めて、ルールの徹底をお願いしているところでございます。

また、議員ご指摘のように、朝きちんと歩くということは生活のリズム、あるいは一定の体力についても効果がありますので、更に学校を通じましてルールを徹底してまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 清水新一君。

○13番（清水新一君） 次に農林業についての質問をさせていただきます。

5年後には減反が廃止されるということであるわけですが、これが今までのように減反目標が出され、その数値によって配分されるということで、これまでその5年までは続くということでしょうか。また農業所得安定対策の直接支払交付金というようなことで、金額も半分になる、10アール1万5,000円から半分の7,500円になるというようなことや、それから本年に新設される日本型の直接支払制度交付金というようなものもありまして、多面的機能支払いというような名前があるということをごさいますけれども、その中の取り組みで活動助成金として10アール当たり5,400円となるというような考えもあるようですが、この主食米を作付する農家には、10アール当たり今の7,500円と5,400円、1万2,900円というような考えでよろしいでしょうか。そこらのところで毎年この名前というのですか、いろいろ名前が変わりまして、農家も戸惑っている面もあるわけですが、このように名称が変わる中で今の数値的なことは確かかどうか、ちょっと私も不確かですが、農家の皆さんへの説明を3月下旬のことですが、準備が整いましたら早いうちに農家の皆さんに知らせて理解をいただくということですが、その考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 今年の減反施策にかかわります制度、金額についてですが、なかなか私も見ていてよくわからない部分も正直申し上げましてあります。そういう中で、やはりケース・バイ・ケースでいろいろと状況が変わるのかなというふうにとらえておりますので、また金額については改めて農林課の方に確認していただければと思います。

あといずれにしてもこの5年間で方向が変わってくる中で、こういう制度のお知らせ方法につきましては、今年はしっかりとパンフレットをつくって、予算どりもしてありますので、そういう中で周知活動をしながら、わかりやすいような資料をつくってやっていきたいというふうな考え

ております。そんな中でそれぞれ農家の皆さんに理解していただければありがたいというふうに考えております。

○議長（青木周次君） 清水新一君。

○13番（清水新一君） 作付に間に合うような対応をぜひお願いしたいと思います。

次に、耕作放棄地の対策のことですけれども、千曲川ワインバレー構想の中で、御堂の実例が出てきたわけです。ブドウを栽培するというようなことの中で、この土地の貸借を農地の中間管理機構で行うということでもありますけれども、貸し手、借り手のそれぞれ考えがあり、また負担金もなるべくかからないようにというようなことも説明されたわけですが、やはり収益がどのくらいになるとか、今の負担金もあわせてですけれども、そういう不安の面があると思うわけです。なものでこれが造成された後には公募といいましょうか、そういったような形で賃貸が始まると思うわけですけれども、その辺の関係者にはわかるように早い段階でお願いできたらと思っております。また、この30ヘクタールというような面積も聞いているわけですが、これだけの面積を栽培するとすると、やはり最終的な醸造所といいましょうか、ワイナリーでしょうか、そういったものも計画の中にあるかどうか、なかなか難しい面もあると思うのですけれども、その辺の進み具合はどんなふうになっているか、お聞きいたします。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 今回の御堂地区で行います荒廃農地復旧事業の関係でございますが、今までご説明した状況と変わっていないわけですが、今後事業計画等をつくっていく中で事業費がいくらになるとか、あと収益性がどんなふうになるというような営農計画を策定する中で、それぞれの内容が明らかになってきます。そんな内容を関係する皆さん、地権者の皆さんにご説明しながら、1人でも多くの皆さんに事業参加していただけるような形で事業推進していきたいというふうに考えております。

また、30ヘクタールすべてがワイン用ブドウになるかというのは今後の状況によりますが、いずれにいたしましてもそれなりきのワインが生産されるということになるかと思います。そういう中で、現状で醸造しておりますワイナリーの皆さん、3ワイナリーあるわけですが、その皆さんの施設を使ってということでは基本的には難しいというふうに考えています。そんな中で、今回のワインを市内で醸造していくということが今後の農業振興だけに限らず、他産業との連携もございまして、極めて大切なことではないかなというふうに考えております。そんな中では、今後のワイン振興の進ちょく状況を見ながら、ワイナリーというのですか、共同醸造所なりの取り扱いについては研究していきたいというふうに考えております。

○議長（青木周次君） 清水新一君。

○13番（清水新一君） この事業は大事な1つのモデルになるかなというふうに私も考えているわけですが、大きい面積でありますし、また地権者といいますか、周囲の皆さんからの要望も、いろいろ排水対策ということもやらなくてはいけないというようなこともあるようだけれど

も、ぜひこれが成功できるようなあれでよろしく対応していただければと思っております。

次に、人・農地プランにつきましてですけれども、アンケートに私も答えた記憶があるわけですが、農地の集積等、認定農業者、担い手、それから新規就農者の皆さんには、いろいろいつもこういう中で努力されて、また、この皆さんにはいろいろの指導といいたいまいしょうか、説明が入っていると思うんですけれども、私は集落単位の集まりといいたいまいしょうか、中でも兼業農家ですね。そういった皆さんへの対応が何か伝わってこないなというふうに思っています。農地の集積にはやはり兼業農家の皆さんの関係も大事だなというふうに思っているのです。そういうことで今、言う認定農業者や担い手の皆さんには、これで集積してやっていこうという考えはもちろんあれで、それを協力する兼業農家の皆さんもこれは大事だなと思っているんですけれども、そのとらえ方はどうでしょうか、お願いいたします。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 人・農地プランにおけます兼業農家の皆さんの関係でございますが、いずれにいたしましても農地を集積するということに対しては兼業農家の皆さんというのですか、農地を当面つくれなくなったとか、そういう皆さんのご協力なくして集積というのは図れないわけございまして、そういう中では兼業農家の皆さんにもこのプランの周知を図っていく必要というのは当然あると認識しております。ただ、今現在、進めている状況につきましては、先ほどもお話がありましたように認定農業者、あるいは新規就農者、ブドウ等の部会の皆さん等のグループにまず対象とした説明会を準備している段階でございますので、まずこの説明会を行った後に集落単位というのですか、そういう説明会を早い時期に開催したいというふうに考えておりますが、なかなかさくさくと進んでいないというのが現状でございます、そういう中では頑張っていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青木周次君） 清水新一君。

○13番（清水新一君） この人・農地のプランにつきましては、農業委員の皆さんの協力もぜひ必要かなと思ってお見せてもらっておりますので、その横のつながりもぜひ図りながらお願いしたいと思っております。

次に、林業についてでありますけれども、先ほども被害についての進んでいる場所は集中的に対応するというような答弁もあったわけですが、山というのはもちろん足場も悪いし急傾斜や岩場もあるわけです。毎年事業で予算をとってもらっているわけですが、何かこう後手後手といいたいまいしょうか、せつかく樹幹注入やいろいろやってもらっているようですが、その効果については失礼ですが、もう、どんどん広がっていくばかりで後手後手だなど見ているわけですが、あれでしょうか、林業の専門の試験場というか、そういったところで松くい虫の原因はわかっているわけですが、そういった何ていうのでしょうか、防除に対する研究といいたいまいしょうか、そういったものは行われているか、もしわかっていたらお聞きしたいことであります。

それでいろいろの対策といいたいまいしょうか、ここはマツタケの産地ではありませんけれども、マツ

タケの産地はこれは重要な問題だなというふうには、隣の上田市を見ていてわかるわけですがけれども、広域的な防除も必要ということも言われているわけですが、この松くい虫のもう少し突っ込んだ対策といいたいでしょうか、今、言った研究はどんなふうに進んでいるとか、もっといい方法はないとか、いろいろ考えられていると思うのですけれども、その辺の公のところの松くい虫の防除の研究等は行われているか、わかっていたらお願いしたいと思います。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 松くい虫対策の関係でございますが、なかなか効果的に進んでいないという状況を見ていただくとおわかりのとおり、なかなかうまく駆除する方法というものが、効果的に駆除する方法がないというようなことでございますが、いずれにいたしましても今、一番効果があるというものについては、樹幹注入ですとか、そういうものが効果があるのかなということでございます。

また、ヘリコプターを使って空中散布というような方法もあるわけですが、これにつきましては健康被害が発生する可能性があったりとか、また北御牧地区においてはオオルリシジミの幼虫に影響があるというようなことも懸念される等、いろんなことが心配される中では、近隣の上田市等も行っていないという状況の中では、なかなか難しいのかなというふうに考えております。

当市にはマツタケで収入を得ているという方は特にお話は聞いていないわけですが、現在、試験場等の関係でどんなような研究をされているかということについては、私の方では承知はしておりません。そういう中ではこの上小管内の県、あるいは地方事務所、近隣市、町等で現在、上田市の東山の上田市有林において、健全な松を伐採したりして、玉切り状態にしてどんなような状態で虫が侵入していくのかというようなことの調査は独自で進めております。そんなような調査結果なんかも参考にしながら、今後の対策につなげていきたいというふうに考えています。よろしく願いいたします。

○議長（青木周次君） 清水新一君。

○13番（清水新一君） 最後に福祉・医療・介護についてでございますけれども、今、国の方でも地域包括ケアシステムの構想についての、大事な問題ということで取り上げられているわけですが、この事業はなかなか、先ほども部長の答弁の中でありましたように、介護や医療、それから予防というようなことで、このほかにまた地域が支援するというようなこと、なかなか専門の人材といいたいでしょうか、そういった皆さんの確保も大事だというふうに考えております。それと先ほどの地域ボランティアの皆さんといいたいでしょうか、そういった必要も考えておりますが、なかなか人材確保となれば費用的なことも考えなくてはいけないということですが、市としての考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） システム構築のための人材確保ということですが、まず介護のサービスを提供する専門事業者、こちらに対する人材確保ですが、この分野におきまし

てはご案内のように離職率が非常に高いということもありまして、処遇改善とともにかねてからの課題であるということでもあります。

そういった中で、国におきましては介護雇用プログラム、または福祉介護人材参入促進事業等、人材確保にかかわる手立てを講じておりますし、賃金の改善についても対策を立てているというところでもあります。

こういった中で、現在、市といたしましては独自に対策を実施しているという状況ではございませんけれども、介護従事者の処遇改善につきましては、いわゆる介護給付費、それから介護保険料、こういったものとの関連も出てきますので、やはりこれにおいては国レベルの対策を望みたいというふうにご考えておるところであります。

それからもう1点、地域での支援組織の人材確保ということではありますが、こちらにつきましては介護ボランティアの養成講座の開催ですとか、また社会福祉協議会、こちらはボランティアに特化した育成や支援を行っている組織でもありまして、こちらとも連携を図って、更に活発化をさせながら、今後の人材確保を行っていくということでご考えておるところであります。

○議長（青木周次君） 清水新一君。

○13番（清水新一君） あわせて認知症についてですけれども、これもやはり地域では支えるということも大事なことだということで、これも早期発見やケアが必要だということでもありますけれども、認知症の高齢者の早期診断、早期対応というようなことも言われているわけです。そんな中で、厚労省の方でも症状の悪化前に集中支援をするというような専門家チームを2015年から設置するというようなことも言われているわけですが、先ほども認知症の皆さんのサポーターといいたいでしょうか、そういったことも市では取り組んでおられて、1,000人に上がる1,130人ですか、そういったような養成もされているということですが、この認知症についての対応について、市の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 認知症についてでございますが、ただいまお話がありましたように認知症は早期に発見して、適切な治療、それから生活習慣の改善等を行っていくことによって、その後の進展をおくらせることが、進行をおくらせることができるということはわかってきております。

したがって早期発見・早期治療が大切だということではありますが、現在、市での取り組みといたしましては、脳いきいき度チェックというものを毎週開催をしております。これに参加いただくことによって、早期に対応ということでもありますけれども、認知症につきましては、まさか自分がということ、なかなかそういう思いが強いこともありまして、発見が遅れるということでもあります。

そういった意味におきましては、やはりサポーター制度等もありますけれども、まず症状を正しく理解をしていただく、そしてこれについてはご本人はもとよりご家族等、周りにいる方もやはり

早い段階からの気づきを大切にすることが早期発見につながるということでございます。

そういったことから認知症については、市民一人ひとり自らの問題だというふうにとらえていただきまして、これまでの取り組みを更に推進していきたいというふうに思っておりますし、また、そういった兆候があらわれたときには、早目の受診をということでアナウンスをしていきたいというふうに思います。

それから議員からお話がありました認知症の初期集中支援チームという仕組みが新たに国の方では考えているということでございますが、市の地域包括支援センターの中にこういった医療系の専門職を配置して、こういったチームをつくっていくということにつきましては、当市の自治体の規模を考えますと、果たして現時点でそれが最良の策かというようなことも考えられますので、もう少し今後の動向等を注視して、今後の検討課題ということにさせていただきたいと思っております。

○議長（青木周次君） 清水新一君。

○13番（清水新一君） 在宅医療や介護サービスが大切ということですが、昨年、市民病院では院長が4月1日にかわれまして、結城院長になったということですが、市民病院の目指す役割が示されたわけですが、今後の医療体制として、診療体制として地域及び1次医療機関と、3次医療機関などの重要な役割と位置づけて、その中に訪問診療、それから在宅診療支援も考えられるというようなことも打ち出されているわけです。社会福祉協議会とか、それから身体教育医学研究所との連携もしっかりやっていくということも先ほど部長から答弁があったわけですが、この市民病院の役割というものも院長がかわられた中で、方向転換といいたいまいしょうか、考えが出されたと思うわけですが、これの考えについて部長なり、それから病院事務長、もしお答えいただけたらお願いいたします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 市民病院との連携の福祉サイドからということでございますが、連携という言葉をよく耳にするわけなんですけれども、連絡を密にとり合いながら、同じ目的に向かって協力をしながら進めていくということでありまして、介護という切り口から市民病院との連携を考えた場合には、議員おっしゃいましたように、いわゆる在宅介護の推進というところが一番かかわってくるころだというふうに思っています。

そういった中で、連携をする2つの要素といたしまして、1つは情報共有、これが大事だというふうに思っています。それからもう一つは、やはり適切な役割分担ということだと思います。

そういった中では、訪問と名のつくサービスが3つ重要なものがあるというふうに考えております。1つは、いわゆる介護のサービスとしての訪問介護、それからもう一つが訪問看護ということで、この2つはやはり介護側からのアプローチということになるかと思っております。そして3つ目が病院側からのアプローチということで、いわゆる訪問診療ということでありまして、やはりこの訪問と名のつく3つのサービスを充実させていくことが重要でありまして、これは市民病院に限らず市内の病院とも連携を図る必要があるかなというふうに考えておりますので、そういった意味での在

宅介護の推進という切り口で連携を図ってまいりたいということでございます。

○議長（青木周次君） 病院事務長。

○病院事務長（加藤英人君） 清水議員の在宅医療、それから訪問診療の関係の市民病院の立ち位置的な部分でございますけれども、現在、市民病院、そして温泉診療所で訪問診療を実施しておるわけでございますけれども、開業医の先生方はまだまだ少ない状況にありますので、地域の医師会の先生方と連携をする中で、継続をしていけるというような、強化を図っていきたいという部分が1つございます。

それからこのきょうからですか、佐久医療センターがオープンをしておりますけれども、1次と3次医療の中間の部分で当院のベッドも60床という、非常にわずかなベッドでありますので、この60をいかに有効活用するかというところになってきょうかと思っております。

そういう中でも寝たきりにならないとか、食事が自分でできるようにとか、そういうような在宅に向けた形の中でのリハビリを更に強化していかなければいけないのかなというふうに考えております。

それからやはり病院から在宅へということになりますと、いわゆる退院の出口となる部分というのは、病院側では患者支援部、いわゆる地域連携という部分があるんですけども、やはりその部分の強化、それから今度は受けていただく部分の関係の皆さんのところとして、社会福祉施設とか、訪問看護ステーションだとか、居宅介護の支援事業所だとか、いろいろあるわけですけども、そういう皆さんと顔の見える関係づくりをしていかなければいけないのかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（青木周次君） 清水新一君。

○13番（清水新一君） 東御市では市民病院、それから身体教育医学研究所、そして今の地域包括ケアシステムというような、こういったことも打ち出されてきている中で、こういうそれぞれの役割といたしまししょうか、今、病院事務長の言われましたように立ち位置といたしまししょうか、そういったことでよろしくこの東御市の介護、それから医療、そういった面でよろしくお願ひしたいと思っております。

最後にでありますけれども、これは答弁は要りませんが、この記録的な大雪に関しまして、ちょっと私の思いといたしまししょうか、話を聞いていただきたいと思ひます。農業に対する大きな中でもビニールハウスの損壊は甚大でありました。国、そして県、市を挙げて被災農家の支援をお願ひしているところであります。

なお行政やJAの職員の皆さん、そしてボランティアの皆さんが後片づけ等で応援があったということをお聞きしまして、感謝を申し上げるところでございます。

生活面への支障もありましたが、考えさせられたことといたしまししょうか、教訓といたしまししょうかありました。日ごろからお互いの助け合いといたしまししょうか、そういう考えが大切であるということとを改めて思い知らされたわけです。

昔といっても、平成の中へ入ってわずかだと思うのですけれども、雪降りといえば生活道路は自分の家の接するところは雪かきをし、通学路の確保は隣組の2戸半くらいを出て、主として雪かきをしたという経験があるわけですが、主要道は市で委託している業者、区内は大型の機械を持っている区長がお願いして、除雪を行っています。

今回は予想外の大雪でもあり、大変であったことではありますが、除雪の対応が遅れたということだと思います。ある区では、子どもの保護者はもちろんのこと、総出で通学路、生活道路の確保をしたというところや、区長の先導で、区長三役、消防団、民生児童委員等、各種団体が主導して通学路はもとより、ひとり暮らしや高齢者の方の除雪もされたということでもあります。

先ほど総務部長から、地域力というような話もあったわけですが、やはりこういうときに当たっては、この地域力が大切だということもわかりました。機械でなければ困難なところもあったわけですが、自分たちでできるところは助け合ってやっていかなければと反省したところでもあります。

この経験と教訓を無駄にしないよう、地域で対応を考えなくてはいけないところがあると思います。この教訓を忘れないで取り組んでいきたいと思っております。

終わります。

○議長（青木周次君） 質問番号13 舞台が丘整備事業の進捗状況について、質問番号14 防災対策について、質問番号15 財政について。高志会代表、15番、町田千秋君。

町田千秋君。

○15番（町田千秋君） 高志会の町田千秋でございます。ちょっと風邪ぎみなもので、声がいい声になっていますが、お許しをいただきたいと思っております。

高志会を代表いたしまして質問をさせていただきたいと思っておりますが、まず2月の14日、15日のかつて経験したことのないような大雪に見舞われまして、被害を受けられた皆様には心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

また、市職員、それから農協、建設業、消防団の皆さんはじめ大勢のボランティアの皆さん等に出勤していただき、除雪、排雪作業にご苦労をいただきましたことに対しまして、心から感謝と御礼を申し上げたいというふうに思います。

それでは通告順に質問をいたします。

まず最初の舞台が丘整備事業の進捗状況についてでございますが、東日本の復興や消費税導入前の駆け込み需要で建設資材の高騰や労働力不足が伝えられております。3月完成予定の中央公民館の耐震改築事業や舞台が丘総合整備事業、総額で約51億円の事業に変更など、影響はないか、まずお聞きをいたします。

次に県・東深井線の新設道路について、先日、文化会館や東部中学校のイベントの際は帰宅を急ぐ車で国道18号に至る道路が大渋滞となり、県・東深井線の早期実現の声が多く聞かれました。

ふだんですと中央公民館前の横断して車も帰ることができたというものです、一時的でしたけ

れども、そこが横断できれば一時的な混雑で済んだわけですが、あそこが工事のために通行止めになっていた関係で大渋滞になりました。そんな関係もありまして、不便さを実感した結果だと思っておりますが、県・東深井線の早期実現の必要性を感じた市民から、要望の声だというふうに私は受け取りましたけれども、県・東深井線の道路計画と見通しについてお聞きをしたいと思っております。

次に、防災対策について質問をいたします。

異常気象による大雨、大雪、台風、干ばつ、地震、竜巻など、春夏秋冬、季節を問わず想定を超えた災害が発生しております。3月11日東日本大震災以来、災害に対する意識が高まり、特に2月の2週にわたる大雪に対する対応については、市民の間からも今後災害に対する地域の対応策を改めて検討しておく必要があるとの意見を多く聞かれました。

国では、国土強靱化計画を現在、強靱化担当大臣を配置して検討していると新聞などで報じておりますけれども、東御市においても独自の東御市強靱化対策のようなものを検討する必要があると考えますが、市長の考えをお聞きしたいと思います。

防災対策については、ハード面とソフト面の検討が必要だと考えますが、特に市民生活に密着したソフト面であるインフラの1つに、水源対策があります。私は昨年3月の定例会の代表質問でもこの問題を取り上げ、東御市は深井戸から水をくみ上げさえすれば自然流下で東部地区全世帯に給水できる条件のよい地形に恵まれていると申し上げ、用水ポンプの非常電源を早急に設置するよう提案し、市長も理解をし、この予算は一般会計から計上するとの明快な答弁でありましたが、補正予算にも計上されず、そして26年度予算にも反映されておりませんでした。

議会は行政のチェック機関であると同時に、政策提言をして、市民の安定した生活のために行政と議会が両輪となって市政運営を進める使命も持っているわけであります。

これについて市長の考えをお聞きしたいと思います。

次に、財政問題について質問をいたします。

保育園の建設や海野バイパス、更に舞台が丘整備関連にした、市の中期にわたる財政の健全性については、全協などで示されているわけでありますけれども、平成26年度から平成35年度を計画期間とした第2次東御市総合計画の策定や、上田広域連合の総合ごみ処理施設の建設負担金、更には小諸厚生病院の建設負担金など、市直轄事業のほかに広域連合や近隣市町村との連携した事業の負担金等が考えられるわけであります。

今後の財政状況の見通しについて質問して、最初の質問といたします。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 質問番号13、高志会代表、町田千秋議員の舞台が丘整備事業の進捗状況についてのご質問について、市長にかわりお答えいたします。

初めに、3月末完成予定の中央公民館の耐震改築事業に影響はないかのご質問でございますが、中央公民館増改築工事につきましては、昨年3月議会で請負契約締結の議決をいただき、工事を進めてまいりまして、本体工事につきましては2月28日に竣工検査を行い、建物の引き取りが済ん

でおります。

現在は、備品の納入や表示サインの設置など、3月16日のリニューアルオープンに向けて準備を進めております。

建築資材や業務単価高騰の影響についても心配はございましたが、契約額どおりに無事工事を終えることができました。

次に、県・東深井線計画と今後の見通しについてでございますが、県・東深井線の延伸事業は市役所周辺の渋滞対策や、交通の円滑化及び駐車場の確保が主な目的と考えています。加えて防災拠点として機能するための幹線道路として位置づけ、舞台が丘地域一帯のまちづくりのため、事業を進めているところです。

現在、昨年9月に完了した詳細設計に基づき、用地折衝を進めております。地権者の皆さんには事業用地の譲渡についてご理解いただき、代替地等の要望に対する調整を行っているところです。

今後、土地売買契約が締結でき次第、求女川から西側の道路工事と橋りょう工事を発注し、工事に着工することになります。

平成26年度は、年度の早い段階で県と最終的な協議をし、用地補償についての契約事務を進めてまいります。契約締結後は、県で校舎等の実施設計、建替え工事、補償物件の解体を順次行い、市へ事業用地の引き渡しをしていただき、残っている区間の道路工事を市が実施し、平成28年度の事業完了を目指しています。

○議長（青木周次君） 上下水道局長。

○上下水道局長（橋本俊彦君） 質問番号14、高志会代表、町田千秋議員の防災対策についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

水道施設における停電時への備えにつきましては、町田議員からは以前よりその重要性についてご意見をいただいております。市としましても上下水道局を主体に検討を進めてきたところでございます。

災害時の給水拠点として、新屋、出場、大川、原口、八重原の5カ所の配水池を拠点と位置づけ、その水源であります深井戸に停電時に非常用発電設備が必要と考えます。

まず平成26年度におきましては、八重原配水池におきまして給水のための圧送ポンプを動かす非常用発電設備を整備する予定です。水道事業会計におきまして、今議会に予算をお願いしております。これにより八重原地域の給水は確保できると考えます。

また、本年度施工中であります新西入水源には、非常用発電機が設置されるため、大川配水池の水はこれにより確保がされます。

平成27年度及び平成28年度においては、新屋配水池において緊急遮断弁の工事に合せて新屋水源に非常用発電設備を計画しており、残りの出場・原口配水池の水源におきましては、平成29年度以降の実施を計画しております。

平成27年度以降の事業の財源につきましては、市も防災上の観点から検討してまいります。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 質問番号15、高志会代表、町田千秋議員の財政についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

第2次東御市総合計画は、今後10年間の新たな時代にふさわしい自治体経営を目指し、持続可能な市づくりに向けて市民と行政の共通、共有のまちづくりの指針として策定したものでございます。この総合計画の基本構想及び基本計画に掲げる施策の方向性に沿って、限られた財源を効果的、効率的に活用し、平成26年度当初予算において重点施策へ財源配分をしております。

次に、昨年12月定例会において、佐久総合病院佐久医療センター施設等整備事業等に対する財政支援に充当するため、上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部放棄の議決を賜りましたけれども、このことの支援につきましては平成25年度限りのものでございます。

なお小諸厚生総合病院の改築負担金につきましては、現在、考えておりません。

また、上田地域広域連合の統合ごみ処理施設、資源循環型施設に係る負担金につきましては、その都度広域連合からいただく情報によりまして、財政見込みをしているところでございますけれども、今後も進ちょく状況により対応してまいります。

次に、川西赤十字病院への運営費に対しては、平成25年度から29年度までの5年間にわたりまして、毎年800万円を財政支援することになっております。この負担に対しましては、特別交付税で全額措置される仕組みとなっております。

財政の健全化を判断する指標であります実質公債費比率は、平成24年度が8.4%であり、また将来負担比率は平成24年度が37.0%と、それぞれ基準を下回っております。今後は地方交付税の合併特例措置がなくなることにより、地方交付税の減額が見込まれますけれども、自主財源の確保を図るとともに、行財政改革、集中改革プラン及び定員適正化計画の取り組みや費用対効果の検証により、歳出の一層の削減を図ることで5年後、または10年後も実質公債費比率及び将来負担比率が基準を下回るよう努めるとともに、市民が安全と安心を実感できるような暮らしの実現のために、今後も有利な起債や補助金を活用し、健全財政を維持しながら、市民益にかなう施策を実現してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（青木周次君） 町田千秋君。

○15番（町田千秋君） それぞれ答弁いただきましたが、ここからは一問一答で再質問いたします。

ただいまの答弁では、地権者の皆さんは理解をしていただき、事業用地については代替地等の要望に対して調整を行っているとのこととあります。土地の買い上げ価格等については、市が当初見込みの買い上げ予定価格について、大きな変動はないか、お聞きをしたいと思います。また、県との最終協議についても、28年度完成をめどに協議を進め、順調に推移しているとの答弁でありました。全員協議会等で説明されました舞台が丘一帯の整備事業費50億6,000万円、この事業費について、今、明確な答弁がありませんでしたけれども、これについては大枠で変更があるのか

ないのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

また、地権者や県との最終的な契約締結ができないために、明確な答弁はできないと思いますが、おおよその見込みについて答えられる範囲で答弁をお願いしたいと思います。50億6,000万円が大きく上回るというようなことがあるかないかを心配して聞いているわけですので、明快な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 舞台が丘整備事業の関係の、まず用地取得費の関係の買い上げ単価でございますが、現在、当初予定していた見込んでおります単価でおおむね整理がつく予定で、地権者の皆さんとはお話をしているような状況でございます。

県との調整状況でございますか、特段問題もなく、計画どおりそれぞれ市は市の予算を、県は県の予算を今年度計画どおり計上されているというふうに聞いております。

また、全体の事業費につきましては、昨年12月に1度見直し、特に道路関係についての見直しをしたわけですが、それから状況は変化しておりませんので、今のところ上回る、現在の段階では上回る予定はございません。

以上でございます。

○議長（青木周次君） 町田千秋君。

○15番（町田千秋君） 当面は50億6,000万円を超えることはないということのようでありましてけれども、県・東深井線の事業費が約15億円だったと思いますけれども、これについては消費税が10%になる時点のときに工事が発注されるのではないかとというふうに思っておりますので、若干消費税分は上乘せの可能性は出てくるとは思いますけれども、その辺は今の答弁からは入っていないと思うんですが、10%ぐらいは、今現在、当初の見積もりは5%の時代ですから、10%になるとということになると5%は増えるはずであります。合計に対してそのぐらいは増えるのではないかとというふうに私は思っています。

この舞台が丘の整備事業はあと県・東深井線と、駐車場、新設道路と駐車場の整備で大体完了するわけです。地権者や県との交渉など、市の都合だけで事業推進できない面はありますけれども、精力的に取り組んでいただいて、一日も早い完成を期待しております。そんなことを要望をして、次の質問に入らせていただきます。

防災対策の関係であります。私は実は水道事業者であります関係で、東御市の水道施設、特に東部地区の水道施設につきましては、状況をよく知っていることから、水道施設の弱点について繰り返し説明を申し上げ、対策については訴えてまいりました。

昨年10月に八重原地区で中部電力の送電線事故によって、八重原水道の一部が5時間にわたって断水状態が続いたわけでありまして。これは以前に、もう既に去年の質問のときに、あそこは停電になると即断水になりますよという指摘をしておいたはずであります。そんな関係でこの停電をしたわけでありましてけれども、これを教訓にして、八重原水道に水道会計で1,000ほどのくらいの

発電機の設置を計上されました。これはそういうことを予定される前に、前もって手を打つのが防災対策なんですね。実際にこういうように現実起きてからやれば、これは災害対策になるわけです。防災対策としていつもお願いしているわけですから、喫緊の課題で取り組むべきだったというふうに思います。

最近の異常気象は、そういった想定をはるかに超える災害を引き起こしておりますので、国では国土強靱化担当大臣を配置して、強靱化計画を進めているわけであります。東御市も国や県と連携をとりながら、東御市独自の強靱化対策を検討する必要があるというふうに私は考えます。

地震が起きて津波が来て、ああ、これでは原発は危ない、そこだけを中心にそういう問題が起きる。今回、大雪が降ると大雪に対する災害対策だけを取り上げて問題にする、そういうことではなくて、一年四季を通していろんな災害が起きるわけですから、そういうものを総合的に検討する防災対策を検討するようなチームをつくって、今後も検討していく必要があるではないかと。

地方は、限られた財源の中で厳しい状況ではあります。市民の安全を第一に、優先順位を決めて、防災対策に取り組む必要があると私は考えます。

水源対策と防災対策については、市長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 町田議員のご質問にお答えします。

まず最初に、6月議会で私が答弁したときに、市の予算という言い方をしたというふうに受け取られておられます。少なくとも誤解を与えた答弁があったということかというふうに思いますけれども、私が市の予算と言ったときに、明確に水道予算と一般会計予算としっかりと把握して分けて、答弁できていなかったのではないかとというふうに考えておりますので、その点に関しましては水道事業会計で及ばないところに関しては、防災という観点から市も出資できるという考え方の中で答弁をさせていただいたということで、可能な限りは水道会計で持っていくことの方が可能な限りはいいのではないかと判断を担当も含めてしておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

それから想定外の災害ということは許されないということ、職員には申しております、歯を食いしばって今回の豪雪に対してもしっかりと対応するように指示したところであります。ただ、限られた予算の中で、持続可能な社会、持続可能な市政を運営していくということでもありますので、いろんな想定される多くの災害に対して、まず現時点では30年に一度の災害に対応させながら、費用対効果の中で更に想定される大災害に関しても、どのように対応していくかということが検討されるというふうに考えるところであります。

非常時に対して、予算的に1,000万円を超える非常電源の予算が必要になってきている。より有利な起債等が見込まれる場合は、一般会計で対応した方が有利と考えられる場合は、そのような対応もさせていただきますけれども、今のところそのような起債もないという形の中で、可能な限りで対応させていただいているということでありまして、給水車の出動も含めて、水道がとまっ

ときに最善の対応をしながら、なるべく対応できる整備をやっていくという形の中で、水道水源に関しましても、費用対効果の中で選択肢をまた図っていきたいということの中で、水道としてはなるべくとめないようにということで、可能な範囲で今、努力しているという状態でございますので、ご理解いただければありがたいというふうに考えます。

○議長（青木周次君） 町田千秋君。

○15番（町田千秋君） 今、市長から答弁いただいたわけでありまして、実はここにちょうど震災の起きる23年の直前に作成されました、平成23年2月に作成されました東御市水道ビジョンというのがあるんですね。これはその災害が起きる前に作成されている。それ以後、状況が大分国も地方も変わってきているわけですね。この中を見せていただきました。これは水源対策、電源に対しての対策はほとんど載っていないんですね。これについては緊急遮断弁が最優先に効果があるような掲載になっているわけです。

緊急遮断弁というのは、1基つけるのに1億の上にかかるんですよ。各深井戸のポンプに設置する発電機は1,000万もあれば据えつけられるわけです。費用対効果にすると1億円の緊急遮断弁が果たしてそれだけの費用対効果があるのかどうか、もしないとしたらこの1億円の緊急遮断弁を4カ所も5カ所もつけるというよりも、1カ所先送りをするなりして、その予算を使えば電源は5カ所も6カ所もつけられるわけです。そんなことからして、この水道ビジョンをもう一度見直す必要があるというふうに私は思います。そんなことも提言しながら、市民を災害から守り、安心して生活できる環境づくり、そして東御市に住みたくなるような魅力のあるまちづくりにこれからも努力をしていかなければいけないというふうに私自身が思っております。

防災については、今後も事件、事故、災害等の発生を未然に防ぐ努力をお願いして、これについて何か答弁がありましたら、水道局長、何か答弁したそうですけれども、お願いします。

○議長（青木周次君） 上下水道局長。

○上下水道局長（橋本俊彦君） ただいま町田議員から、緊急遮断弁についてのご意見をいただきました。今、ご説明いただきました水道ビジョンにつきましては、説明のとおり平成22年に作成をしております。国の水道の防災につきまして、配水池に対する防災対策としましてやはり緊急遮断弁ということを真っ先に出てきております。これにつきましては3.11以降もこの緊急遮断弁につきましては同じような位置づけとされております。東御市には現在35カ所の配水池があります。私どもの今のビジョンでいきますと5カ所の拠点を設けておりますが、出場の配水池には既に建設当時緊急遮断弁がついております。残りの4カ所に緊急遮断弁を設置することがビジョンにおいて計画されております。

それで1回目の質問にお答えしたときに、平成27年、28年度におきまして新屋の配水池に緊急遮断弁を設置する計画があるということを説明申し上げました。これにつきましてはまず新屋という配水池の位置づけなんです、重要な施設を抱えている配水池でもあるということ、この重要な施設ということはどういうことかということ、病院ですね、あるいは大きな避難所がある、市役所

は防災の対策本部になるというようなことで重要施設という形を考えておきまして、新屋の配水池に緊急遮断弁を設置することを今、計画しております。

しかし今、議員もおっしゃった形があります。東御市は東御市独自の考え方も持ってもいいのではないかというご質問をいただきました。これにつきましては3. 11以来防災面におきましては別の考え、またさらなる別な考え方が含まれておきまして、ビジョンを見直す際にはそのようなことを考慮してビジョンを変えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（青木周次君） 町田千秋君。

○15番（町田千秋君） 力説をすればわかってもらえるかなというふうに思いますので、何回か繰り返したわけですが、緊急遮断弁というのは本来は危険物につけるものなんですよ。ガスだとか石油類の関係はもう、ちょっとした揺れがあってもびしゃっととまる仕掛けになっているのは緊急遮断弁なんです。水道の場合に、どうしてこの緊急遮断弁がこんなにクローズアップされたか、ちょっとわからないんですけども、水道の場合はそんなに危険性がないわけです。割れても水が漏れるだけです。ガスだとか石油のように漏れたら最後、すぐ人命に損害を与える。今、旧道沿いに走っています都市ガスなんかは各個人の家メーター器のところには全部緊急遮断装置はついているわけです。だからコンロからホースが抜けたりして、大量に流れるとすぐとまります。それが緊急遮断装置なんですよ。水道の場合にはそんなのを1億円もかけてやる必要があるのかどうか、費用対効果を十分検討していただいて、それよりもっと、一番の水源の深井戸から水をくみ上げなければ緊急遮断弁つけても上から水が下ってこなければ使えないわけですから、その辺を優先的に考えてもらいたいというふうに思いまして、次の質問に入ります。

財政状況についても、先ほど答弁していただきました内容につきましては、全協などで説明を受けておりますので、理解をしております。今後新たに計画されます生ごみ堆肥化処理センター、それから広域的には先ほど答弁がありましたけれども、小諸厚生病院の負担金を考えていないということであるんですけども、小諸厚生病院が改築されるのに負担金を考えないって、負担金を出さなくていいなんてことは普通は考えられないと思うんですが、将来的にこれも見込まなければいけないということで、現在は考えられないということなのかどうか、その辺はわかりませんが、これは負担金、小諸厚生病院の負担金も当然予想はされるわけでありまして。

更に2月の2週にわたる豪雪による農業施設の被害、ついこの間の説明だと2億6,000万円というような説明でしたけれども、完璧に雪が解けて実際に最終的に調査が終わるともう少し被害が広がるのではないかなというふうに思っておりますけれども、この財政支援など、状況変化や4月より施行されます消費税による経済状況の動向によっても大きく要素が多分に変わる可能性があるわけでありまして。その辺は明確には答弁できないと思いますけれども、今までどおりの見通しで推移するのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 町田議員の再質問にお答えいたします。

まず具体的にお話がありました他団体組織への支援につきましては、それぞれ時々におきまして要請等がある中で対応させていただいておりますので、そういった状況を踏まえる中で先ほどのような答弁をさせていただいた次第でございます。

それと今回の豪雪等、予期せぬ負担が発生するわけでございますので、そのために財政調整基金ですとか、後で補正の関係提案申し上げますけれども、そういったことに対応するために基金も必要に応じて対応させていただいているという状況でございます。予期せぬものに対してはそういった形を緊急にとらせていただき、また予期せぬ状態であってもそれに対しましてはまた国、県等の支援等も考えられる場合もありますので、有効なものを選択させていただいて、対応させていただくということでございます。

したがって今後大きく見る中では、地方交付税の削減とかが出てくるわけでございますけれども、引き続いて健全財政を堅持するために、必要とする事業には重点配分をし、削減できるものにつきましては継続事業であっても見直しをさせていただきたいということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（青木周次君） 町田千秋君。

○15番（町田千秋君） それぞれ以上3件につきまして質問をし、それぞれ答弁をしていただきました。答弁内容については、若干不満は残っているところではありますが、私の意図するところを再度検討していただきまして、私は質問だけではなくて提案もしているわけですから、その辺も検討していただきまして、反映させていただければありがたいというふうに思います。

花岡市長となり、もう既に先ほども質問にありましたが、もう折り返して6年が過ぎたわけであり、舞台が丘公共施設一帯の事業をはじめ、数々の事業を実現してまいりました。これらの事業は長期展望する中で必ず市民益につながるものと信じ、私も敬意をあらわすところであります。しかし先にも質問したとおり、内外ともに様々な事業が新たに計画をされ、財政負担が伴ってまいります。市長の公約である議論を惜しまず、確固たる説明責任を果たし、健全な財政運営を進め、「小さくともキラリと光る持続可能な東御市」づくりに大きな期待を寄せております。期待をしながら私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（青木周次君） ここで15分間休憩いたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時25分

○議長（青木周次君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

質問番号16 市政の基本について一次期総合計画について、質問番号17 市政の基本について一日本共産党の予算要望への対応について、質問番号18 市政の基本について一日米軍事合同演習について、質問番号19 介護保険制度改変に対する市の対応について。日本共産党代表、1

0番、平林千秋君。なお平林千秋君から、質問番号16及び18に関し、事前に資料配付の申し出がありました。これを許可し、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

平林千秋君。

○10番（平林千秋君） 10番、平林千秋でございます。日本共産党を代表して質問いたします。

冒頭に私からも先の雪害による大きな被害を受けられた市民の皆様、とりわけ被害が甚大である農家の皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。私は14日降り始めて16日あたりからようやく動けるようになりまして、集落の雪かきのお手伝いや高齢者の安否確認等をやるとともに、農業被害のお宅を順次訪問して実情をお聞きしてまいりました。あれから2週間ですが、この間に2つの印象的なことがありました。

1つは、市が積極的に農業資材の7割を補助するという援助方針を出したことが、被災農家の皆さんに大きな勇気と希望を与えているということを目の当たりにしたことであります。被災直後に訪ねた農家のお宅は非常に暗い顔をしていまして、これからどうなるんだろうと、被害の大きさとともに後継問題、いつも念頭にあって、これ以上できないんじゃないかなという印象でお話しされた方が多かったです。先週同じ農家をお訪ねしましたから、表情が違いました。やはり市が打ち出した7割補助、そしてその後、国が撤去費用も含めて助成するというニュースを聞いて、これならできるんじゃないかということで、再興への決意を固めて取り組み始めたということでもあります。市のいち早い施策が皆さんの希望を広げるということを非常に印象強く受けました。

それと私のところにも、県下各地から同僚議員から、何で東御市がそんなふうになったんだという問い合せがありまして、いや、市長の決断が早かったからだよというふうにお答えしたんですが、やはり大きな被害の場合、直ちに必要なことを手を打つということがいかに重要なのかということに深く印象づきました。

それからもう一つは、人々の支援の輪の広がりやすぐに形成されたということだろうと思います。被害が大きくてこれからどうするんだといったときに、部落の方々、集落の方々、そしてボランティアの方々、親戚縁者の方々、そして更に市役所の職員、農協の職員、その方々がずっと自然のごとく支援に駆けつけていただいているということに、農家の方も励まされているということ、やはり3.11以後の社会的連帯、大事さというのがこういう場でも発揮されたんだなというふうに思いました。まだ復旧は始まったばかりでありますし、大きな被害を受けた農家の方々の起動に乗せるというのはこれからだと思いますけれども、やはり行政、そして議会、社会全体の役割が、これがもっと大きくなるんじゃないかというふうに思っています。そういうことにも私としても力を尽くしていきたいというふうに思いました。

それでは通告に従って4項目にわたってご質問をいたします。

第1の課題は、次期総合計画についてであります。今回提出されている第2次東御市総合計画は、今後10年の東御市の最上位計画となるものであります。今回の策定は、市民参加で行われたことが特徴で、仕上げられた市民会議の皆さん、関係者の皆さんに敬意を表したいと思います。

この総合計画は、「とうみ夢・ビジョン2014」、「人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ」として示され、6つの基本目標が掲げられております。

まず伺いたいのは、この総合的な展開として、東御市の人口はどのようになるのでしょうか。少なくとも減らさないことを目標に、各種施策を積極的に展開することが必要だと思いますが、基本構想策定ではどのように検討がされたかということでもあります。

第2は、総合計画作成過程で、市民目線で検討が行われ、市民会議提言として様々な意欲的な提案がなされましたが、総合計画にどのように反映されていますか。とりわけ農業振興策、子育て支援策、自然エネルギーの普及について伺います。

第2の課題は、日本共産党の予算要望への対応についてであります。

日本共産党東御市委員会及び同市議団は、昨年末に市長とお会いし、平成26年度予算編成に向けた重点要望を提出いたしました。これに対して1月中旬に回答は差し控えるとの回答をされました。例年丁寧な回答をいただいていたのですが、今回変更されたのはなぜかということでもあります。

第3の課題は、日米合同演習についてであります。

私は仕事柄、若いときこの安全保障問題を専門に取材してまいりましたが、この地域に移ってこのテーマで、この議会で質問するとは夢にも思わなかったんですが、質問をせざるを得ない事態が起きております。2月下旬から3月8日までの予定で、群馬県の相馬原演習場と新潟県の関山演習場を結んで、日米合同演習が行われています。沖縄基地負担軽減を理由に、全国に米軍基地と軍事演習を拡散するものであります。

今回の訓練は、沖縄基地の大型ヘリコプターなど海兵隊部隊170人が参加しております。この経路によっては長野県内、東御市上空の飛行や陸路による通行もあるのではないかと指摘もされております。当初予定されていた新型輸送機オスプレイ参加は、米軍の運用上の都合で見送られました。この合同演習は恒常化されるのが前提で、今後はオスプレイ参加もあり得ることになります。これまで米軍軍事演習や日米安保とかかわりなかった長野県や東御市にも、その影響が直接及ぼうとしているという事態であります。

そこで伺います。1、郷土の平和と安全のためにこの演習に反対する意思を表明してもらいたいということでもあります。

第2は、現に演習は進行中ではありますが、市民の安全のために同演習の情報を収集し、市民に知らせていただきたいということでもあります。

第4の課題は、介護保険制度の改変に対する市の対応についてであります。

社会保障改革プログラム法により、介護保険、健康保健、子ども・子育て支援など、社会保障制度の大改変が27年度実施で予定され、26年度はその施行の具体化が自治体でも進められます。介護保険制度の改変では、1、要支援1、2の方々の訪問・通所介護サービスが保険から外され、市町村の安上がりな事業に移行します。第2に、特養の入所は要介護3以上に限られ、それ以下は

排除されます。第3に、介護サービス利用料を年金収入23万円以上の方が対象ですが、1割から2割に引き上げられますなど、介護保険制度の根幹にかかわる大改悪です。住民の介護サービス低下と自治体負担の増大が心配されます。

そこで3点お尋ねします。第1に、今国会での該当法改定に当たって、市民の立場からサービスにつながるこの制度改変に反対の意思を表明してもらいたいということです。

第2、東御市の制度設計に当たっては、これまでのサービス低下にならないよう従前の対応をしてもらいたいということです。

3番目に、介護保険料の設定に当たっては、低所得者の負担軽減を図り、保険料徴収所得分の多段階化を図ってもらいたいということでもあります。

以上、最初の質問といたします。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 質問番号16、日本共産党代表、平林千秋議員の市政の基本についての中での次期総合計画についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに6つの基本目標の展開として、東御市の人口はどのようになるのか、また人口を減らさないことを基本構想策定ではどのように検討されたのかでございますが、今後の市の人口推移につきましては、昨年実施しました基礎調査のデータをもとに推計しますと平成30年には3万人を割り、基本構想の目標年次である平成35年度には2万9,000人を下回ることが見込まれておるところでございます。この人口減少課題につきましては、少子高齢化とともに全国規模で急速に進んでいることに加え、長引く経済の低迷やライフスタイルの多様化等も影響している背景から、一朝一夕に解決の糸口を見出せるものではございませんが、このたびの基本構想の策定に当たっては、バランスのとれた総合力のあるまちづくりが何よりも必要であるという認識に立って、保健や福祉、子育て、雇用や産業、住環境、地域のつながりなどを様々な分野における着実な施策推進と本市が持つ魅力や価値を効果的、効率的に展開する方向性を検討したところでございます。

人口増対策の取り組みにあっては、政策方針として定住人口を増加させ、にぎわいのあるまちを目指すを定め、I・J・Uターン移住者の誘導による定住の促進を施策に掲げる中で展開を図るものとしております。

次に、総合計画の策定に市民会議からの提案をどのように反映したかでございますけれども、とりわけ農業振興策、子育て支援策、自然エネルギーの普及についての反映はどうかであります。総合計画策定市民会議からの提言につきましては、市の裁量が及ばない法令や国、県といった実施期間等に制約がかかる内容、及び前期5カ年では反映することが困難な内容を除いて総合計画へ反映するよう努めたところでございます。

1つ目の農業振興策では、提言がなされた東御ブランド認定制度の確立について、市の重要な産業である農業の発展のため東御ブランドの確立と新規特産品の振興による安定した生産体制と農作物の市場の確保を図るものとし、目標値にブランド認定品目数を掲げ、市内の農業総額の増を目標

とする振興策に反映させたところでございます。

2つ目の子育て支援策では、提言がなされた子育て支援の核となる子育て支援センター機能拡充にあつては、発達相談及び生活技能訓練の充実を図る中で、施設の利用者の増加を目指すものとし、また、より豊かな育児教育、保育の実践の提言にあつては、運動遊びによる保育、発達支援の充実や食育の推進を図る中で、豊かな育ちの実現を目指すものとして、それぞれ施策に反映させたところでございます。

3つ目の自然エネルギーの普及では、提言がなされた自然エネルギーの活用について、市の立地条件を生かした新エネルギーの転換を促進し、普及拡大を図っていくものとし、市内の太陽光発電システム発電量の倍増を目指す振興策に反映したところでございます。

質問番号17 日本共産党の予算要望への対応についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

平成25年12月26日付で、日本共産党東御市委員会及び同東御市議団から、平成26年度予算編成への重点要望を書面でいただきました。その内容は、予算編成に当たっては12項目を反映することを要望し、平成26年1月中旬をめぐり文書で回答を希望する旨のものでございました。

本市における新年度予算編成は、前年の10月から予算要求、見積りの事務が始まり、1月に総務部長査定を経て市長の査定を受け、精査し、最終調整の上、2月の初旬に成案となるものでございます。12月末に提出された要望書に対して、その結果を1月中旬に回答をすることは容易でないことがあり、今までも苦慮して回答してきた経緯がございます。したがってこのたびは各種要望につきましては、議会の場でお答えすべき内容が多いことから、個別への回答は差し控えさせていただきます。また要望は意見として参考とさせていただきますと回答させていただいたものでございます。

質問番号18 日米軍事合同演習についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、郷土の平和と安全のために、この演習に反対する意思を表明してもらいたいについてでございますけれども、日米合同演習につきましては日米両国合意のもとで、陸上自衛隊の主要演習として毎年国内の防衛関係施設で実施されているものでございます。このたび2月25日から3月8日まで、新潟県の関山演習場及び群馬県の相馬原演習場で実施されている訓練につきましては、防衛省北関東防衛局から長野県と長野市を含む周辺3県6市町村に対し、訓練概要の説明があったと報道されました。これら訓練は、日米安全保障体制に基づくものであり、日本、アメリカ両国の責任のもと、関係自治体への事前説明を行い、安全対策を講じて実施されているものと認識しており、本市といたしましては賛否を表明する考えはございません。

次に、市民の安全のために同演習の情報収集及び市民周知についてでございますけれども、市民の安全・安心に支障が及ぶことのないよう常に情報収集は行ってまいりますし、必要な情報につきましては適時市民にお知らせしてまいります。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 質問番号19、日本共産党代表、平林千秋議員の介護保険制度改変に対する市の対応についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

3点ご質問をいただいておりますが、初めに1点目の介護保険制度の法改定に対する反対の意思表示についてのご質問にお答えします。今回、示されております介護保険制度の改革につきましては、昨年成立いたしました持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に沿った内容でございます。この法律は、平成24年に成立いたしました社会保障制度改革推進法に基づき設置された社会保障制度改革国民会議における審議等の手続きを経まして、その結果を踏まえた内容で制度改革が行われるものでございます。

県の市長会におきましては、今回の改革にかかわる市町村の財源確保等について、国への要望を検討しているところであり、今後とも受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図っていくためには、今回の制度改革はやむを得ない措置であると考えておりまして、市といたしまして反対の意思表示を行う予定はございません。

続きまして、2点目の制度設計に当たってサービスの低下を招かない対応についてのご質問にお答えします。要支援1、2の認定を受けた比較的軽度な要介護者へのサービスにつきましては、市町村の裁量で行う地域支援事業に移行する予定でございますが、現行制度のもとでご利用いただいている状況をしっかりと把握し、できるだけサービスの低下を招かないよう介護ニーズに十分配慮した効果的なサービスを効率よく提供できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

また、施設入所にかかわる要介護度の制限につきましては、施設への入所希望待機者が相当数いらっしゃる状況を考えますと、一般論といたしましては要介護度の重い方を優先して入所いただくことが自然の流れであるというふうに考えております。

最後に、3点目の介護保険料における徴収所得区分の多段階化についてのご質問にお答えします。先に申し上げました改革の推進にかかわる法律には、保険料にかかわる低所得者の負担軽減についても盛り込まれておりまして、市といたしましても平成27年度から始まる第6期介護保険事業計画の策定に向け、今後徴収所得区分の多段階化についての検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） それでは、ここからは一問一答をお願いします。

まず第2次総合計画についてであります。10年先をどう展望するかというのは、時代の流れが速い中でなかなか難しいことだと思います。次期総合計画で東御市の豊かな発展を展望する場合、市の人口のめどをどう見込むかは、市のまちづくり基本目標をどう具体化し、推進するかにかかわってくる問題だと思います。今、お渡しした資料にもありますが、東御市は近年人口減少傾向が続く中で、10年後に2,000人余りが減少すると推計されています。第1次総合計画後期計画においては、重点施策の基本方向として第1に「3.5万人から4万人が暮らす元気なまちづく

り」が掲げられました。現実問題としてこのように増やすという目標設定については、様々な意見があったところであります。次期計画の基本構想においては、こうした明示の目標設定はありませんで、基本計画の64ある個別施策のうち、第52番目に人口減少に歯止めをかけるとしています。これはI・J・Uターン移住者の誘導による定住促進の中でうたわれているものですか、私はこの目標自体が積極的な設定だと思います。しかし人口減少に歯止めをかけるのは、このテーマに限らず、基本構想で掲げる基本目標の総合的な推進、先ほど部長もるる説明しましたが、総合的な推進の中で展望できることだと思います。

人口の増減というのは社会的動態と自然的動態の2つの要素があります。この2つの要素の中で人口減を抑制するには、1つは社会的動態では住みよいまちづくりの推進の中で、東御市が住み続ける展望を持つこと、同時に農業、産業振興で雇用を創出し、魅力あるまちづくりの推進で東御市への移住を増やすことであります。また自然動態では、産み育てやすい子育て支援の充実と、そして生き生き長寿社会への施策の強化が必要になると思います。

私が見聞した1つの事例をご紹介します。兵庫県の西の外れに相生市というところがあります。ここは人口3万1,000人ほどで、東御市とほぼ同規模です。ここでも毎年300人の人口減が予想されていました。3年前の平成23年度からの第5次総合計画では、現状の人口を維持することを目標に掲げました。この目標に向けて子育て応援都市を宣言し、保育園の実質無料化、学校給食の無料化、中学までの医療費無料化、出産祝い金の創設など、思い切った子育て支援策と若者定住促進奨励交付金、新婚世帯家賃補助、転入者住宅取得補助など、移住・定住促進策をするとともに、企業立地助成事業で雇用促進を図るなど施策を展開しています。現在は、初歩的な成果を上げているということで、人口減少を食い止めつつあり、世帯数では1,000世帯余りの増加に転じています。これは1つの事例ですが、参考にはなります。

市長に伺いますが、東御市は資料にあるように上小地域では人口減少が最も少ないところであり、地の利、人の利があるところだと思います。東御市の特長を生かして基本構想及び基本計画の思い切った展開を図り、活力ある東御市を目指してはどうかと思いますが、市長はこの総合計画でどう展望されているのでしょうか。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 平林議員のご質問にお答えいたします。

まず長野県は220万人が10年間で、20万人ですね、人口減少ということが予測されています。大変な事態が日本全体で起こっているという状態であります。その中で、いろんな施策を展開することによって、いろんな前例があるわけであり、例えば定年した団塊の世代を受け入れるというような施策を積極的に展開した市もございまして、また積極的に衛星地域として、中心市があつてその周りに積極的に子育てと若者が定住して、そこから中心市に働きに行くというような展開とか、今、相生市の例を出されまされたけれども、ある種周りの市よりも優遇することを通して、人口増を図っていくというような、ある意味ではサービス合戦の、全体が減少に向かう中でサービ

ス合戦によって人口を維持していこう、増やしていこうという考え方では、やはり周りに迷惑をかけたり、いずれ財政面で行き詰まるという可能性を危惧しているところでもあります。

私自身としては、地域の総合的な魅力をアップすること以外に、やはり長続きしないのではないかと、大変苦しい道ではありますけれども、総合的なすべての施策をグレードを少しずつつよくする中で、この地域の魅力をしっかりつけて、それを上手に情報発信する中で、Uターン、Iターン、Jターンの方々に来ていただくということに徹していくということが重要であるという認識を持っております。総合計画を実現する、そのことが結果として人口増につながるということを確認しながら、住みやすい地域にしていきたいというふうに考えております。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） 私も基本的にはそうだと思っているんです。何か1つ、2つ目新しいことをやっても長続きしなければまちの発展にならないと思うんですよ。ただ、東御市の持っている優れたエネルギーというのはあると思うんです。子育て支援策でいえば、産み育てる環境というのが非常に整ってきている。助産所をつくったことというのは非常にインパクトがあるのではないかなというふうに私は思っているんですよ。それで今、小中一貫校も含めて、先ほど紹介がありました発達障がい児の支援だとか、東御市の売りになる、売りといっておかしいですけど、優れた施策が体系的に整っていると、整ってきつつあるというふうに思うんです。例えばそういうことは非常に大きな魅力ですから、パッケージで情報発信していくということも必要だと思いますし、それからこれから産業政策ではワインブレイ構想も含めてですけど、後でちょっと農業施策にも触れたいんですけど、東御市農業全体の底上げをどう図っていくか、産品を利用しながら、そういうことも今、持っている資源を活用していくという、そういう施策にもつながっていくと思っていて、そういうのも幾つか、東御市というのはこういうところだよというふうに、イメージを持って打ち出せるような政策展開というのが必要なんではないかというふうに思っています。ですから総合計画の総合的な展開と私が言ったのはそういうことであります。

私の横堰の経験をちょっと申し上げますと、この1月25日に横堰大交流会というのをやったんです。小さなグループですよ。横堰に住んでみていいねという魅力を感じた人が、このことを多くの人に知ってもらいたいと。自らそれを再認識するということを論議しまして、かなり呼びかけました。8つの分科会をやったんですが、延べで500人以上の方々が、横堰の人の情報発信を聞いていただいて、それに関心した人の中に横堰に住んでみたいなという感想を寄せてくれた人もいます。

こういう地域資源、それぞれの地域資源というのは各集落ごとにいっぱいあると思うんですよ。この前、田沢では「田沢マップ」というのをつくったということが紹介されていましたが、やっぱりお互いの地域でも、これ東御市へ住んでみたい、よくしたいという、そういうエネルギーを引き出すようなこともあわせて進めていけば、かなりエネルギーはあるのではないかなというふうにも思っていて、今後の具体化の中でその総合的な推進ということで、市民にイメージがわくよ

うな情報発信を、ぜひ市としてもしていただくようお願いしたいと思います。

それでは次に、総合計画策定市民会議の提言とのかかわりであります。農業振興策についてであります。先ほど部長から概略的な紹介があったんですが、農業というのは東御市でも基幹産業の1つでありまして、農家戸数は減少しているとはいえ市内世帯の23%が農業に従事しております。土地と景観の保全にも重要な役割を果たしています。その振興へ市民会議は、1つは全国に発信できる農業ブランドを確立する、2番目に豊かな農村環境を整える中山間農業を市民力で維持する、3番目に担い手農業者を支援し確かな農業をつくるの3つのテーマと9項目の具体的な方策を提言していました。

私が注目するのは、この中で東御市ブランド制度の創設や地産地消の拡大、東御レシピの策定などで、行政の役割として広く市民、企業などの事業者、有識者による協議会をつくり、制度設計を進めるよう提言しているということでもあります。つまり市民の英知を集め、展望を明らかにし、市民ぐるみで農業の振興を図っていかうというご提案だと思いますが、こういう視点は今後の展開の中でどのように生かされていきますか。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 平林議員の農業振興に関するブランド力をアップする策でございますが、いずれにしてもまちづくり、農業振興も同じでございます。基本的には市民の皆さんのご協力といいますか、自主的な活動の中で進めていくという場面の中で、市が基本的にはそれをサポートしながら市で行わなければいけない部分を積極的に行っていくという中で、ブランド力のアップを図っていききたいということで、いろんな場面で市外へPRですとか、そういうものについてはやっぱり市が行っていかなければいけないだろうというふうに考えております。また、実際にそういうブランド力を上げるのはやっぱり市民の皆さんに頑張ってもらいたいということが必要かなというふうに考えております。

そういう中で、今後も市民の皆さんと一緒に、農業振興に努めてまいりたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） ぜひ具体的な展開を図ってもらいたいと思うんです。農業者だけでなくやっぱり市民力で地域を盛り上げていかうという一環であろうと思うんですね。積極的な展開をしていただきたいと思います。

同時に、東御市の農業を展望する場合、これまで東御市の売りとしていた巨峰などのブドウ、八重原米、クルミ、白土ジャガイモ、スイートコーン、更にワインバレー構想によるワイン用のブドウの栽培とワイン醸造などとともに、基本食料となる麦や大豆、ソバなどを含め、東御市の地力を生かした、地の力ですね、地力を生かした農業全体の振興計画の策定を検討してはどうかということでもあります。担当者にお聞きしますと、東御市のまとまった農業振興計画というのは、合併直後の平成16年の農業基本条例の策定と、その実施計画しかないように受けとめております。この計

画は主に土づくり、農業基盤の強化が目的とされた目標の打ち出しになっております。今日求められているのは、東御市の優れた農産物を生かして生産を振興し、地産地消の推進、流通販売ルートを広げ、この中で荒廃地を解消し、後継者、新規農業者の導入を促進していくことだと思います。

例えば県内の須坂市では、「果樹王国」をキャッチフレーズに、農業と食の基本計画を策定し、生産・販売の開発、果物スイーツの開発、農村男女共同参画プランの策定など、農家、市民参加でプロジェクトを立ち上げるなど、総合的な農業振興策を図っております。長野県においても、2013年に「食と農業・農産振興計画」を策定しております。東御市自身が昨年4月に市が発表した次期総合計画策定に当たっての中間検証報告では、具体的な東御市農業振興策を策定する必要があると強調しているところですが、これを具体的に検討してはいかがでしょうか。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 東御市の農業振興計画でございますが、振興計画につきましては今、お話のあったとおり、東御市の基本条例は策定しております、その実施計画、行動計画は定めているところでございます。より具体的な農業振興策についての計画については、もう既に作成しなくてはいけないということで、昨年度から作業の方にはついているわけですが、なかなか平成25年度は非常に災害の多い年でありまして、春の凍霜害から始まりまして、干ばつですとか、いろんなこともございまして、なかなか進んでいないような状況でございます。

いずれにいたしましても基本計画も策定から10年近く経過し、現状と合わない部分も出てきております。また、国の農業・農村政策が平成26年度から新たに始まることもございますので、国の政策の内容も反映し、先ほどの県の振興計画とも整合を図りながら、農協など関係団体と調整して、東御市の実情の合った農業振興計画を作成していきたいと考えています。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） ぜひ推進していただきたいと思います。今の状況では何年度をめどに仕上げようと、そんなスケジュール、どんなスケジュールで考えていますか。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 振興計画のいつまでにまとめるかというご質問でございますが、まだ具体的にこの時期までというようなことは特に考えておりませんが、できるだけ早い時期にまとめたいというふうには考えております。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） ぜひ関係者の英知を結集して、いいものをつくっていただきたいと思います。

次に、自然エネルギーの普及について伺います。市長は今回の施政方針で、今年度の重点施策の第1項目に、新エネルギーの活用を掲げられました。次期総合計画の基本計画では先ほどご紹介がありましたが、地の利を生かした新エネルギーの活用促進を掲げて、5年後は住宅の太陽光発電で7,000キロワット、現状を倍加する目標を掲げています。大変結構なことだと思います。

そこで市民会議の提言では更に進んで、市内での新エネルギーの自給率100%を目指し、普及拡大する必要があるとして、新エネルギーを軸としたまちづくりを提案しています。新エネルギーの開発と普及への取り組みは、地球温暖化防止とともに3.11大震災、福島第一原発の重大事故から、原子力発電所に依存しない日本に向けて、どの地域、自治体でも取り組むべき重要課題となっていると思います。東御市は太陽光等の最良の条件に恵まれています。市民会議の提言を受け、私は以前にもここで提起したことがあります。東御市として改めて新エネルギービジョンや行政、事業者、市民が協働してエネルギーの地産地消を推進するエネルギー基本条例を制定するなど、自然エネルギーのまち東御へ理念と目標を明確にして、市の基本施策として積極的に展開してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 平林千秋議員のご質問にお答えいたします。

総合計画市民会議の提言を受けて、改めて新エネルギービジョンやエネルギー基本条例を策定するなど、東御市の恵まれた太陽光の条件を生かした施策を展開してはどうかというご質問でございます。市の新エネルギーに係る計画といたしましては、平成12年度に22年度を目標に新エネルギービジョンを策定し、住宅用太陽光発電施設の設置補助の創設と設置規模1,000キロワットを目標に取り組み、計画終了年度の22年度末には目標を大きく上回る実績がございました。その後、22年3月に策定しました東御市地球温暖化対策地域推進計画におきましては、再生可能エネルギーの利用促進を事業項目に盛り込み、太陽光発電や木質バイオマス発電等の普及に取り組んできているところでございまして、住宅用太陽光発電の実績は25年2月末現在4,071キロワットとなっております。このほか市には23年3月に策定しました東御市環境基本計画後期計画、とうみエコプランでございまして、27年度に目標最終年を迎えることから、27年度に新たに28年度から始まる10カ年の環境基本計画を策定する予定でございまして。

計画の策定に当たりましては、環境審議会等のご意見などを伺いながら進めることになると思いますが、今回の市民会議の提言を踏まえまして、エネルギーの地産地消の推進を計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） 今のご答弁だと、ビジョンとかエネルギー基本条例とかではなくて、現在のこのエコプランですね、この改定作業の中でというご答弁だったんですが、私は形態はいろいろあると思うんですよ。多くのところでは新しい施策の展開ということで、ビジョンをつくったり基本条例をつくって、それぞれの当該市町村の目標、旗印を掲げて推進しているところが多いんですね。

私は先ほどの総合計画ともかかわるんですけども、まちのイメージをどういうふうにつくっていくかということもかかわって、単独で計画、プランをつくってやった方が打ち出しやすいんじゃないかなというふうに考えて、先ほどの提案をしたわけですが、ただ、同時にエコプランの改定作

業の中で新しい市民会議の提言を踏まえて、積極的に展開すると、それは1つの考え方だと思うんです。形態は問わないと思うんです。ただ、考え方として今、自然エネルギーの普及にどういう基本的見地で取り組むべきなのか、取り組むのかと、目標をやっぱり地産地消、できるだけ100%を目指した賦存というのはあるわけですよ、前、紹介したことがありました、賦存はあるんです。それをどう活用して、新しい時代にマッチしたエネルギー政策を地域地域でつくっていくかということが大事でありまして、そういう視点を含めてエコプラン改定作業でやるにしても、そういう見地を踏まえて積極的な目標設定をして進めていただきたいというふうに思います。

全国でいろんな進んだ経験もありますので、ぜひそれを取り入れながら、東御市らしい新しいプランをつくっていただくようお願いしたいと思います。

次には第2の課題の我が党の予算要望の対応についてであります。私があえてこの問題をこの場で取り上げるのは、事は市民の要望に市がどう対応するのか、市議会の活動、議員や会派の活動にどう対処するのか、市政の基本にかかわる問題と考えるからであります。

市民の負託を受けた議員、あるいは会派が日ごろの活動で市民の皆様の要望をお聞きし、調査研究し、市政に届け、その具体化を求めていくことは最も基本的な活動の1つであります。その形態は議会の質疑を通じて行うこともあれば、住民の皆さんや諸団体の皆さんとともに請願・陳情することもあれば、直接市長に要請することもあります。同僚議員もごく当たり前のこととしてやっておられると思います。

私たちは土屋前市政のもとでも、花岡市政のもとでも、例年市の予算編成時に、市民の皆さんから寄せられた要望をまとめて次年度予算案に反映してほしいと要請してまいりました。これまで丁寧な回答をいただいております。かなり抜粋のものもいただいているんですけども、今回はこの1枚の紙をいただきました。わずか3行で、個別な回答は差し控えるという回答で、いささか驚いたわけであります。

先ほどの部長の答弁によると、予算編成上の実務的な事情だというご説明でした。しかしこれまでも同じ事情でありまして、今回、回答しないという回答をされたのは、何か特別な事情があったんでしょうか。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） まず平林議員の先ほどの自然エネルギーの問題に関しまして、国全体がエネルギー政策の中で自然エネルギーに関して4%程度を目途としているということでありまして、100%を市内で自然エネルギーで賄うということは、実際問題としては荒廃農地やすべての景観を無視して全部太陽光発電所にしない限り、非常に難しいということで、繊維学部の先生からご指摘いただいたことではありますけれども、実現不可能という認識を持っております。実現不可能な状態の中で、私はやはり今、日本が置かれている状況は古い火力発電所を再起動させて、何とかもっているという状況でありますので、少なくとも新しいエネルギー施策を国がしっかりと展開していかなければいけないし、地域も自らが消費している電力をどのように賄っていくかということ

に関して、自分のこととして真剣に考えていかなければいけない、その1つの方策の中で可能な範囲内の太陽光発電ということに関して適地であるということの中で、推進を図りたいというふうを考えておりますので、それによってすべての電気量を賄うというような考え方は少なくとも現時点で市は持っておりませんので、よろしく申し上げます。

それからちょっとしつこくなりますけれども、共産党東御市委員会と共産党東御市議員団の要望を12月26日に市長あて、私あてにいただきました。12月26日というのがどういう日付かといいますと、12月27日の前の日でございます。12月27日は今年は御用納めの日でございます。そして1月6日が今年月曜日ということで出発の日でございます。1月中旬までに答えなさいという要望でございます。実質的には1週間ないという状態の返事をしなさいという要望でございます。

それから項目は12項目でございます。更に12項目が23の細目に分かれております。そして23の細目が更に49の質問に分かれております。したがってダブっていたり、細目だけのところもありますので、58個の項目について答えなさいという要望でございます。しかも1月の初めというのは、ずっと12月中から各部が各課で来年度予算に向かって予算編成をして、それを1月の初めに部長と折衝をしていくという、それを取りまとめていくという時期でありまして、毎年この要望に関して検討を市長から指示されることが非常に苦痛であるという職員の悲鳴が、毎年何とかしてほしいという職員からの要望が上がっておりましたので、今回26日に細目について答えることは非常に困難な状況にあることを理解していただきたいというお願いをして、ただ文章でいただいたものに関しては、文章でお答えするというので、要望としてお聞きし、実際は2月の初めには予算が提示されますので、予算を見て必要なことがありましたら、議会でご質問いただきたいというお願いをしたところでございます。ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） まず自然エネルギーに関してお触れになりましたが、私も100%すぐということを行っているわけではないんです。市民会議の提言というのも、そういうことを求めているのではないと思うんですよ。やっぱり地産地消をどう進めるかという考え方で取り組もうではないかということなんです。字義どおり100%目指すか目指さないかということとは不毛な論議でありまして、地の利を生かして、どう積極的に市として施策を展開して、しかも全国的に見ても条件のいいところをどうやって市のイメージアップというか、まちおこしにつなげていくかと、そういう視点で取り組む必要があるなということだろうと思うんです。

先ほど、繰り返しますが、エコプランの改定の中でもいいんですけど、私は本当をいえば独自施策として打ち出した方がよりわかりやすいかなと思っていますけれども、それは計画の書き方です。それによって積極的に展開していくことができるというふうに思っていますので、つけ加えておきます。

それから予算要望に関連して、今、市長から説明がありましたけれども、予算編成上の実務的な

状況の中で問題があるとすれば、私どもはそれは十分考慮しなければいけないというふうに思います。ですから今後、その展開の中では今、市長が申されたことも踏まえて、対応していくようにしたいと思いますが、出した要望についての対応というのは、積極的にこれまでどおり対応していただきたいということをまずお願いしておきたいと思います。

次にお尋ねしたいんですが、実は今回の回答の中で私がこれと思ったのは、この各種要望につきましては議会の場でお答えすべき内容の多いことから、個別での回答は差し控えさせていただきますということにある点であります。このご回答の中では、先ほど市長が申し上げたような予算編成上の事務手続き的な状況ということは一切触れておりませんで、これだけむき出しにご回答いただいたんですよ。これ一般化しますと、各種要望については議会の場、議会の場といいますと定例議会というのは年4回、第1回議会であります、その場でしか対応しませんよというふうな印象の文章になっているということは、いかがなものかということなんです。

議員の活動というのは多様でありまして、意見、要望をまとめてご提示する場合がありますし、それから突発的な事態、例えば今回の雪害のような状況の中で、いろいろ要望をお聞きして、緊急に対応してくださいというふうに個別にお願いすることもございます。あるいはいろんな住民団体から要請を受けて、一緒に行ってやろうというふうに議員活動は多様になっておりまして、それは議会の場を通じてというだけでなく、多様な対応もあり得ると思うんです。そういうことをこの文面からは、何か一くくりで、議会の場というふうになっているのは、いささか問題ではないかというふうに思うんですが、改めて伺いますが、議会の場を通じてしか議員の皆さんの要望はお答えしませんというような、この文面からあらわれていることではないんですね。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 平林議員のご質問にお答えいたします。

当然、議員のご質問に関して答えることに関しては、答えていくべきというふうには考えております。ただ、文章をつくって、正式の回答にしていくとなると、やはり会議を開いて、それを答えてもいいかどうかということ全部やらなければ、やはり責任ある回答になりませんので、なかなかそういうことに関しては難しいかなど。また、予算編成の要望ということではありましたけれども、予算とはあまり関係のないイデオロギー的な要望等も含んでの要望であったりする面もあるので、予算要望という点に関しては、やはりお聞きして、そして反映できるものは反映させて、そして全議員に配付される最終的な、いろんなほかの項目と調整を図った上で、最終的に責任あるものが予算案として出てきますので、要望はお聞きして、予算に関しては予算案でお示した方がいいのではなかろうかという考えを持っておりますので、そのことに関してはご理解いただくと同時に、要望をいただければ可能な限りお答えすると、文章でいただければ文章でお答えするのが人としての在り方だろうというふうに考えておりますので、今回も三行半の失礼な文章になったかもしれませんが、そのことに関しましては、ご要望いただいたときに今年はやっぱり例年の状況下から見て、非常に困難であるということに関してお伝えした上で、そうさせていただきました。

ので、要望としてお受けするというごこととお許しいただければと思います。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） 私どもは予算編成時にまとめてお願いしたのは、予算編成ですから、できるだけ予算の中に反映してもらいたいと、それが行政の波に乗りますから、そういう意味合いでやっていることでありまして、私どもとやっています。他の会派はどうなっているかよく存じませんが、他の会派も立場としては同じだろうと思うんです。そういうことを積極的に受けとめていただきたいというふうに思っております。

先ほど部長も、市長も予算編成の実情のことも申されましたけれど、それは十分考慮して私ども対応してまいりたいと思います。

同時に、積極的に市民の要望を担う議員活動に積極的に対応するということが旨として、心していただきたいというふうに思います。

さて、次に日米合同演習についてであります。よもやこういう質問をこの場でするような事態になるのかなというふうに本当に思ったんです。先ほどちょっと申しましたけれど、この訓練は3月8日まで行われます。報道によれば28日に相馬原で自衛隊普通科連隊の200人と、沖縄の海兵隊170人が参加して、米軍ヘリで大型、かなり大きなヘリコプターなんですが、隊員を輸送し、敵地を想定した地点に送り込むヘリボーン訓練も行っております。

沖縄の海兵隊は、米軍の軍事作戦では侵攻先に真っ先に乗り込み、戦闘前線を築く任務を持った部隊であり、よく殴り込み部隊と言われているものです。

日本駐留軍隊は、日本の防衛とは全くかわりない侵略軍隊でありまして、こうした部隊の軍事作戦演習が、我が長野県土と上空を使って行われるのです。拠点基地は新潟と群馬県であります。防衛庁が長野県や幾つかの市に事前説明に赴いたのは、県土に密接なかわりがあるからであります。沖縄基地の負担軽減の名のもとに、沖縄県民が拒否している演習が、これは日米安保とほとんどかわりなかった長野県に持ち込まれる事態です。

先ほど部長の答弁で、日米が合意してやっているからということではありますが、日米で合意だといったって沖縄だって基本的には同じなんだよね。

そこで、あの演習に対して沖縄の人たちは我慢ならんという大きな運動が起きて、それで負担軽減という名目に全国に拡散するという事態であります。実際、直接に被害を受けている自治体が増えておりまして、それぞれの自治体では容認できないという態度表明をされております。

安保条約の是非についてはいろいろ議論があると思います。しかし今、目の前で起きている事態、しかも米軍の侵略機能強化の訓練に対して、県土の平和と、そして住民の安全の見地から、やはり容認できないという態度をきっぱり示すべきではないかと思いますが、市長の見解を伺います。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 平林議員のご質問にお答えいたします。

私は、戦後68年、日本の繁栄は安保同盟によって保障されてきたということに関して否定でき

ない面があるという認識を持っておりますので、沖縄だけに犠牲が集中している現状の中で、本土での演習はまかりならんというような要望に近い要望に関しては、いたしかねるということでご理解いただければと思います。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） そういうご答弁ですが、だから私は日米安保条約の是非にかかわらずというふうに申し上げたんですよ。今回、参加しているCH46ですか、ヘリコプターも墜落事故を起こして、住民に危害を与えたことがある、そういう前歴を持っている航空機であります。オスプレイが今後参加することになると思います。これまでの比でない状況というのは起きかねないという直接の問題と、やはり平和であるべき長野県土に、そういう軍事的な要素を持ち込んでほしくないというのが県民、市民の共通した思いであろうと思います。そういう見地からぜひ対応していただきたいと思います。

先ほど、もう一つは、部長はいろんな情報収集をして、知らせるべきは知らせるということでありましたけれど、私はお手元に地図を示しましたけれど、関山演習場と相馬原演習場で現在、行われて、ヘリコプターがどういうふうに動くかというのは、まだ米軍が運用上の秘密ということで、明らかにしていません。両基地を往復するという事態になれば、「信濃毎日新聞」が1月1日付の記事で出したんですけれども、こういう記事が出ておりました。相馬原駐屯地に司令部を置く陸上自衛隊東部方面第12旅団は、関山への移動について、「群馬県北部の水上方面から新潟県に入るケースが多いが、天候によっては長野県は通過する」、こういうふうに言明しておまして、過去12旅団のヘリコプターが北佐久郡軽井沢町、上田市、長野市などの上空を飛行したことがあるというふうに旅団が認めているという記事がありました。

これによりますと、このお示した地図のピンクのルートを通るんですよ。直接だと白根山の山岳地帯を通りますので、天候によっては危険だということで、ピンクのルートを通る可能性が非常に高いんです。私も若干取材した経験があるんですけど、大体航空機が低空飛行で展開する場合は、一番安全な道を通るんですよ。一番安全な道は川筋です。目標がはっきりしているから。そういうことで12旅団もそういうコースを通るんだよというふうに言っているんです。そうしますと東御市上空を通るという可能性があるんですよ。

これとは別に、先ほど先ごろの「信濃毎日新聞」の報道で、ジェット機の衝撃音が非常に聞こえるんだという記事がありました。それで米軍当局、自衛隊も問い合わせをして、米軍の可能性があると記事であります。最近そういう事例が非常に増えているんです。今度は両基地の演習というのは恒常的に行われるようになりますから、かなりの頻度でオスプレイも参加して行われるようになる可能性が高い、そういう事態でありまして、だから安保があるからしょうがないかというふうに言っていられない事態もありますし、やっぱり安全に対する関心ってありますから、ちゃんと情報収集して、市民に明らかにすることが必要だというふうに思います。

先ほど部長は収集していますという趣旨のご答弁だったが、今回の演習に関してはどんな情報を

収集し、どういう経路で市民に情報をお伝えしていますか。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 情報収集の関係でございますけれども、まず答弁の中でお話ししましたように、直接の説明は当市にはございませんでした。関係する自治体3県ですか、3県と4市1町1村に対しましては直接説明があったということでございます。当市の情報を得る方法としましては、県で今回、訓練に当たって防衛大臣あてに要請をしております、その状況、それとあと県の方から各市町村の防災担当課長あてに情報が出されております。

訓練の概要的な内容がファクス等で送られてくるという状況とあわせて、県では住民に不安を与えるようなヘリコプター等の飛行情報の提供をしてほしいという依頼があったということでございます。そのような状況でございまして、今現在、市民に直接市から情報発信している状況はございませんけれども、必要に応じてホームページ等で公表し、また情報提供を求めたいということでございます。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） ぜひ注目して、情報収集して必要な情報を開示するという対応していただきたいと思います。

最後に、介護保険制度の改定についてご質問をいたします。今回の改定は、制度の根幹にかかわる問題をはらんでおります。介護保険制度は、社会保障制度の重要な一環であり、国民の強制加入で保険料を納め、国基準で介護の必要性が生じたら介護サービスを受けることができるという仕組みです。

今回の改定は、国の財政状況が厳しくなったからということで、要支援の該当者に対し保険料を納め続けてきたのに、もう保険で見ません、市町村の自由裁量のサービス事業、専門職によるサービスではなくてボランティアで我慢してくださいという中身であります。国民の受給権をないがしろにするものだと私は思います。

また、国は、現在の要支援基準以下で自治体事業を設定するよう求めています。要介護1だと4万、月4万何がしですね、2だと10万何がしなんです、4万円以下ですべて設定しなさいというのが厚生労働省の指針であります。

サービス低下は免れませんし、現状維持をしようとすると自治体の持ち出しになるという問題が生じます。

東御市の要支援者認定者は300人余、介護認定者の20%に上ります。この人たちが保険サービスから排除され、市の総合事業で受け入れなければならないという大問題です。

そこで市長に伺いたいんですが、先ほど部長答弁では既に決まったかのような認識でのお話だったように思いますが、今度の制度改定はまだ決まっておりません。今、国会に提出されている医療・介護総合推進法の成立を待って実施されます。まだ審議にも入っておりません、これまでの経過では、国は要支援者への介護サービスを全部なくすことを検討していました。それに対して自

治体や介護関係者、国民の猛反対で在宅サービス以外は存続すると、ちょっと矛盾があるんですけど、在宅サービスは存在するということになりました。

市民の命と健康を守る立場から国に対し、国民の介護保険受給権を守るとともに、少なくとも1、国庫負担率を引き上げること、2、予防サービスを受けている要支援者が継続して同様のサービスが受けることができること、3、低所得者の負担軽減のために国の責任で財政措置をとること、4、介護従事者の処遇改善を図ることなどを求めていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 平林議員のご質問にお答えいたします。

先ほど、やはり地域づくりは10年先を見越して頑張らなければいけないというふうにおっしゃったとおりだというふうに思います。介護保険や健康保険等も、やはり10年先も続いていることがやっぱり極めて大切なことではなかろうかなというふうに思っていますので、受給者が増えているという状況を、限られた財源の中でどのように対応していくかということは、やはり議論をしっかりとさせていただいて、要望するべきものはしっかりと要望しながら、よりよい改革を続けていく以外にないというふうに考えております。市長会等でもまた議論になるところでございますので、いろんなところで検討をさせていただきながら、よりよい介護保険、また2025年度団塊の世代が後期高齢者を迎えていくという時代に備えてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければありがたいというふうに思います。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） 私も地域で支え合うことは非常に大事だと思うんです。同時に、社会保障制度として必要なサービス、国が約束しているサービスですから、介護保険というのは。それをきちんと担保するということは、やっぱりしっかり守っていく必要があると思うんです。私も地域で高齢者への、一緒に体づくりなんか各地で私もやっていますけれど、そういう市民的な努力がうんと広がると同時に、制度は制度として市民の安全を確保、図る制度として維持していくということが大事だと思います。

もう時間がなくなりましたが、少しはしよります。先ほどの市長、部長の答弁で、市町村事業を設定する場合、現行制度のサービス水準の低下を招かないようにしたいというふうに延べておられます。今、実施している高齢者ニーズ調査に基づいて、26年度内に第6期介護事業計画の策定が行われますが、この点をしっかり踏まえた制度設計をしていただきたいと思います。どういう対応をしようとお考えかをお伺いします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 要支援1、2の方の地域支援事業への移行に対応ということですが、まず1点、ご確認いただきたいのは、先ほどの私の答弁はできるだけサービスの低下を招かないように検討してまいりたいというふうに答弁をいたしましたので、ご確認をお願いしたいと思います。

介護保険につきましては、財源の話をちょっとさせていただきたいんですが、ご案内のように1つは保険料から50%の財源が入っているということでありまして、残りの50%が公費の負担という中では、国が25%、それから県と市が12.5%ということでありますので、いわゆる市の負担は財源的には8分の1を負担しているということであります。まず1点ここを押さえる必要がございます、係る地域支援事業、こちらの事業におきましても、市の負担率は同様でございます。一部高いところがありますが、ほぼこちらも8分の1の負担であるという、まず現在の制度の前提があります。

こういった中で、要支援1、2への介護サービスを地域支援事業に持っていくという今回、案が出ているわけですが、この場合はいわゆる財源の負担の率が今後どう変わっていくか、まだ見えない段階であります。そういった現在の段階での議論ということでありますので、こちらにつきましてははいま少しこの仕組みを細かく精査をして、提示された段階で市の負担がどのくらいになるかということを考えていかないと、現在では何とも言えないというところでありますので、できるだけ努力をさせていただくという答弁を申し上げたということでございます。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） サービスの中身、低下を招かないというのは2つの意味がありまして、量的な問題と質的な問題があるんですよ。介護保険のサービスというのは専門職が対応します。私も5年ほど経験があるんです。やっぱり専門職は専門職の技能を持っておりまして、一人ひとり細かく見ていけばかなりの程度で介護度を上げないような措置をとることができます。特に認知症の場合は早期に、先ほど答弁がありましたけれど、早期に対応するということが非常に大事でありまして、そこに専門職の役割があるんですよ。

今回、1、2の方々を市の総合事業に移した場合、その専門職が期待できないという面があるんですよ。そこをどう対応するかって問題なんです。単に家事サービスを提供するとか、見守り支援するとか、配食サービスをするとかというのとどまらない問題がありまして、そこで制度設計の中身が問題になってくるんです。

ですから先ほど6次計画でぜひ対応してほしいというのは、そういう内容も含んでいます。その点をよく検討して、マンパワーをどうするかという問題なんですよ。そこをよく検討していただきたいと思います。

時間ですので、最後に、介護保険の多段階化のことを申し上げます。

国も今度の改定の中で、低所得世帯に特別配慮する対応をしております、現在6段階ですが、2段階更に増やして対応するという、そういうのを示しています。それでもやはり上田市では現行6段階、国6段階のところを15段階でやっているのです、現行。それで激変緩和を図っていくという、そういうことです。

東御市の新しい設計においても、その辺も参考にしながら、国の制度十分活用すべきはどんどん活用しながら、更に独自施策で検討していただきたいと思いますが、その点を改めてご答弁を求め

ます。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 介護保険料の多段階化ということでございますが、まず65歳以上の方々に納めていただいている第1号被保険者の保険料ということですが、当市の基準月額というものがございまして、これがいつも報道等されて、それぞれ比較がなされるところでありますが、この第5期におきましては、ほぼ長野県の平均と同じ基準ということになります。東信4市で比べますと、小諸市に次いで2番目に安いというような状況で現在のところはあります。

そういった状況の中で、第6期の介護保険の事業計画が策定されるということで、これは今度27年の4月からの3年間の保険料ということですが、この保険料を算定するに当たっては、3年間の給付見込みの額、これを予測しまして、なおかつそれが保険料と公費の負担割合によって保険料が決まってくると、そういった仕組みの中での検討になりますので、多段階化につきましては、もちろん議員おっしゃるように低所得者への配慮というものは、極力行っていくべきというふうに考えますが、一方では基準月額というものもございまして、これが県内、全国的に見てどうなのかということもございまして、そういったことも踏まえながらの検討をさせていただきたいということでございます。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） あと1分ほどありますから。特養に関連しては、先ほど重度の方から順次対応していくということですが、現在、特養に入所する方の要介護1、2の方、待機者の要介護1、2の方はどのくらいおられますか。

○議長（青木周次君） 保健福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 要介護1、2で特養の待機者につきましては54人ということでありまして、全体では155人おるというような中での54人でございますので、約35%が待機ということなんですけれども、この要望というのは早いうちから要望しておこうということで、要望をお出ししていただいているものもありますので、この35%という数字が、果たして急を要する数字かということにつきましては、ちょっと考えるところがあるということでございます。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） 待機者で54人でありまして、今、入所者で1、2の方が15人おられます。合計69人ですね。これが制度的に出ていきなさいという、あるいは対応しませんよというふうになるんですよ。それで確かにいろんなご家庭のご事情がありますから、家庭で対応できる方もいらっしゃると思うんです。ただ、対応できない方もいらっしゃるんですよ。そのところを個別に対応しなければならないという事態が生じると思いますが、そういうことも考える必要があると思いますけれども、その辺はどういうふうにされますか。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） ただいまのご質問は、今度の制度改変の中で施設入所について、

要支援1、2がよろしいんですが、要介護1、2が除外される可能性があるということについてのご質問かと思えます。ちょっと調べましたけれども、現時点での法案では、すべてにおいて要介護1、2を排除するものではないということの中で、ある程度特例措置というものが求められる可能性があるというふうに聞いております。

それから現在、入所待機となっている方々もおられるわけなんですけれども、現実問題として先ほど申し上げましたが、緊急性の度合いなどがどの程度あるのかということと、もう一つは在宅介護の中でショートステイ、これにつきましては施設ではなく、在宅介護サービスの1つという位置づけになっておりますので、やはりそういったショートステイという制度も利用しながら、何とか在宅で介護を行っていくということをお考えいただくことも1つの選択肢であるというふうに考えております。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） そういうことを十分知っただけで質問しています。ですから個別に対応する必要があるんですということを申し上げたんです。そういう仕組みもやっぱりこの制度設計の中につくっていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（青木周次君） 本日の代表質問はここまでとし、通告に基づく残りの代表質問は明日4日の午前9時から、個人質問に先立ち行います。

◎日程第 3 議案第43号 平成25年度東御市一般会計補正予算（第6号）

（上程、説明）

○議長（青木周次君） 日程第3 議案第43号 平成25年度東御市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） ただいま上程となりました議案第43号 平成25年度東御市一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本日配付の東御市一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、2つの事業に係る繰越明許費、及び2月14日から16日にかけて発生しました記録的大雪による除雪や農業施設等の雪害に対応するためのものなどでございます。

議案第43号 平成25年度東御市一般会計補正予算（第6号）。

平成25年度東御市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,556万9,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ201億2,06

1万3,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、繰越明許費につきましては、第2表繰越明許費によるものでございます。

2ページは、第1表歳入歳出予算補正であります。

3ページをお願いいたします。第2表繰越明許費であります。

款3民生費項2児童福祉費の保育園建設事業費、田中保育園は、地盤改良工事に不測の日数を要したため、工事管理業務委託と建設工事費等を合せまして4億5,106万円を繰り越すものであります。

次に、款9教育費項5保健体育費の給食センター建替え事業費は、施設敷地選定等計画策定に不測の日数を要したため、工事管理業務委託と建替工事費等を合せまして3億9,738万円を繰り越すものであります。

5ページから7ページまでは省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。歳出から申し上げます。款2総務費目1一般管理費680万円の増額は、雪害対策に係る職員の時間外勤務手当等の増でございます。

目5財産管理費(8)庁舎施設背美事業費は、財源補正でありまして、地域の元気市町村交付金の充当額の確定に伴うものでございます。

(9)北御牧庁舎維持管理費50万円の増額は、駐車場等の除雪に要する委託料の増であります。

(12)公共施設等整備基金積立金1,448万1,000円の増額は、地域の元気市町村交付金事業の25年度充当事業の確定に伴い、残る交付金を積み立てて26年度施設整備事業に備えるものでございます。

次に、款3民生費目1社会福祉総務費34万6,000円の増額は、障害者自立支援法の改正に伴うシステム改修に要する委託料であり、この予算につきましては26年度当初予算に計上してありますけれども、このたびの国の25年度補正予算の対象となったため、前倒しで実施するものであります。

目6福祉の森費90万円の増額は、総合福祉センターの除雪に要する委託料の増であります。

目2保育園費100万円の増額でありますけれども、保育園の駐車場の除雪に要する委託料の増であります。

12ページをお願いいたします。款5農林水産業費目7農業災害対策費1億5,210万円の増額は、雪害による農業生産施設の再建資材費用に要する補助金で、かかる費用の70%以内の補助を予定しております。

次に、款6商工費目4観光費は、海野宿滞在型交流施設の運営のための寝具、食器、厨房機器等の備品購入に要する費用の増額で、同施設の工事請負費からの予算組みかえによるものであります。

款7土木費目2道路維持費7,260万円の増額は、除雪排雪に要する費用で、融雪剤の購入費

及び散布委託料の増、並びに市道の除雪委託料の増額であります。

また2. 14大雪対策協力交付金としまして、このたびの大雪に対し各自治会において生活道路などの除雪に多大なご尽力をいただいていることから、全区に対しまして人口、面積等に応じて交付するものであります。

14ページをお願いいたします。款8消防費目2非常備消防費84万2,000円の増額につきましては、消防団員の雪害対応出動に対する補助金の増であります。

款9教育費目2事務局費60万円の増額は、くるみ幼稚園の園児送迎用バスの車庫が雪により倒壊し、修繕に要する費用に対しまして規定の補助金交付要綱により2分の1を補助するものであります。

目3体育施設費540万円の増額は、中央公園内にあります施設の一部が雪害により倒壊、破損等をしたための復旧工事費であります。

次に、款12予備費1,000万円は、雪害などに早急に対応するため予備費充当が増えていることから、今後不足が生じないように増額するものであります。

17ページをお願いいたします。給与費明細書であります。一般職に係る変更比較で、時間外勤務手当等の増額に伴うものであります。

恐れ入ります、8ページにお戻りいただきたいと思っております。歳入について申し上げます。

款10地方交付税498万5,000円の増額は、普通交付税の当初分の確定によるものであります。

款14国庫支出金目1民生費国庫補助金17万2,000円の増額は、障害者自立支援事業の補助金であります。

款18繰入金項1基金繰入金2億6,041万2,000円の増額は、雪害に対する復旧費用などに当てるため、公共施設等整備基金及び財政調整基金から繰り入れるものであります。

以上、議案第43号 平成25年度東御市一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木周次君） ここでお知らせいたします。東御市議会会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。ご了承願います。

◎日程第 4 議案第44号 田中保育園建設工事請負契約の締結について

（上程、説明）

○議長（青木周次君） 日程第4 議案第44号 田中保育園建設工事請負契約の締結についてを議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） ただいま上程となりました議案第44号につきまして、提案説明を申し上げます。

本日お配りいたしました議案書第2号の1ページをお願いいたします。

議案第44号 田中保育園建設工事請負契約の締結について。

田中保育園建設工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、東御市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、田中保育園の建設工事で、契約の方法につきましては、一般競争入札による契約でございます。また、契約の金額は3億9,007万8,150円で、契約の相手方につきましては長野県東御市田中842番地、株式会社宮下組東御支店支店長、加藤正幸でございます。

以上、議案第44号につきまして提案説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 5 議案第45号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて

(上程、説明)

○議長(青木周次君) 日程第5 議案第45号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてを議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(齊藤英世君) ただいま上程となりました議案第45号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて、提案の説明を申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第45号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて。

下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

1、放棄する権利の内容は、上田地域広域連合ふるさと基金に係る出資総額1億7,576万9,000円のうち975万3,000円の権利の放棄であります。

2、権利放棄に係る相手方は、上田市上丸子1612番地、上田地域広域連合広域連合長、母袋創一であります。

3、権利放棄をする理由は、上田広域連合ふるさと基金の一部を平成26年度に実施する長野県上小医療圏地域医療再生計画に係る継続事業、信州大学等との連携による医師確保事業、医師研究資金貸与事業、病院群輪番制病院等救急搬送収容事業、病院群輪番制病院後方支援事業の4事業に充当するものであります。

この基金を取り崩す場合には、その都度出資する市町村の権利放棄の議決が必要になるものであります。

以上、議案第45号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することにつつま

して、提案説明を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木周次君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（青木周次君） 本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 5時07分）

平成26年東御市議会第1回定例会議事日程（第3号）

平成26年3月4日（火） 午前 9時 開議

第 1 一般質問（代表・個人）

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	櫻井寿彦
10番	平林千秋	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	清水新一
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	依田俊良
20番	青木周次		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
総務部長	齊藤英世	教育長	牛山廣司
産業建設部長	北沢達	健康福祉部長	武舎和博
上下水道局長	橋本俊彦	市民生活部長	山口正彦
教育次長	清水敏道	総務課長	掛川卓男
企画課長	岩下正浩	市民課長	塚田篤
建設課長	関一法	農林課長	寺島尊
病院事務長	加藤英人	子育て支援課長	岩田広子
生涯学習課長	横関政史	代表監査委員	竹内春彦
教育委員会委員長	下村征子		

議会事務局出席者

議会事務局長	白倉仁志	書記	西澤浩
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（青木周次君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（青木周次君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議長（青木周次君） 日程第1、昨日に引き続き、会派の代表による代表質問を行います。順番に発言を許可します。

質問番号20 災害に強い安全・安心なまちづくりについて、質問番号21 市民とともに歩む参画と協働のまちづくりについて、質問番号22 農業振興について、質問番号23 ともに支え合いみんなが元気に暮らせるまちづくりについて。ひまわりの会代表、2番、佐藤千枝さん。

佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 改めましておはようございます。今日も元気にまいりたいと思います。

議席番号2番、佐藤千枝でございます。今回はひまわりの会の代表質問を私、佐藤千枝が行います。

昨日3月3日は桃の節句、ひな祭りでした。おいしいケーキを召し上がった方たちもたくさんおられるかと思えます。そして今、市政発足10周年を記念する企画で、サンテラスホールで「とうみの雛まつり」が開催されております。毎日大勢の皆様がご来場いただき、盛況に開催されております。まだお越しになっていない皆様、たくさんのおひな様が笑顔でお迎えしておりますので、どうぞ足をお運びください。

それでは通告に従いまして、市長の施政方針に基づきまして次の4項目について質問をいたします。

災害に強い安全・安心なまちづくりについて、市民とともに歩む参画と協働のまちづくりについて、農業振興施策について、ともに支え合い、みんなが元気に暮らせるまちづくりについてお尋ねします。

今回冬季オリンピックが開催されたソチは暖かすぎて雪不足という中、2月14日から降り始めた雪は、観測史上まれに見る豪雪になり、県内各地で記録的な降雪となり、県内の高速道路や幹線道路や生活道路において大規模な停留、交通・流通障害が発生しました。今回の豪雪によりお亡くなりになりました多くの方々には心から哀悼の意を表するとともに、被害に遭われました関係の皆様に対しましても心からお見舞い申し上げます。

先日、93歳の高齢者の方に、今回の大雪についてお聞きしました。「いまだかつてない大雪だ」というふうにおっしゃっておいりました。この大雪は発達した低気圧と上空の寒気の影響で、1日間に降水量が68から85ミリに達し、これは県内降水量の1割に当たり、相当多い量だそうです。更にこれがほとんど雪にかわり、積雪量が増えました。今回の現象は温暖化ではなく、降らす要素と寒気が一致して今回のようになったものではないかとご当地気象予報士、小菅さんがおっしゃっています。

予想外の積雪に大勢の市民が驚きました。早朝から地域住民が自宅周辺や地域の雪かきに追われ、道幅が狭く、雪捨て場のない住宅地では道の両側に雪の壁ができ、車両が通行できない地域も発生し、住民がトラックに雪を積み、懸命な除雪が続きました。また地域のひとり暮らしや高齢者世帯の方の安否確認や、敷地内の除雪、物資の提供など、地域の底力を発揮されていました。

市から委託された事業者の方々や、それでも間に合わず関係事業者の皆さん総出動で、睡眠時間も惜しんでの除雪活動を行っていただきました。

農業被害においては、農業用ハウスの倒壊をはじめ農作物な畜産物等の農業被害が明らかになりました。建設被害では、雪の重みで家屋が壊れたり、車両等の屋根の崩壊、それに伴う自家用車の損壊等、甚大な豪雪災害に見舞われました。

去る3月2日は、しげの里づくりの会の呼びかけで、地元滋野の赤岩でイチゴ栽培を営んでおります田口さんのイチゴハウスの撤収作業に大勢の方たちが参加をし、約100人ほどのボランティアが集まり、その作業は夕方まで続きました。曇り空の中、水耕栽培ではなく土栽培の農家ということで、足元は土でぐちゃぐちゃになりながらも、泥まみれの中、一生懸命にその作業は続きました。そこで地域の皆さんの力を見せられた、そんな思いがしました。

これまでの降雪量からして予想もしない大雪の除雪対策にお互いにいらいら感を覚えながらも、地域住民が、除雪業者の方々が、地域の消防団が、そして災害対策本部である東御市がそれぞれの役割の中で懸命に対策活動に努められました。各自治会においても、自分たちにできることは進んで行おうと生活道路や児童・生徒の通学路の安全を確保するため、住民総出で道路の厚い氷をつるはしやくわがらでたたき割る作業に汗を流しました。

また緊急防災ラジオであるエフエムとうみにおいては、道路情報について地域消火栓や防火水槽の除雪の指示、独居老人の安否確認等、災害対策本部からのスピーディな情報提供に努めていただきました。

そこで今回の豪雪災害につきまして、次の点につきまして質問をいたします。

今回の大雪の被害状況をお尋ねします。雪害対策にどう取り組まれたのでしょうか。教訓をもとに今後のまちづくりにどう生かしていくのでしょうか。エフエムとうみからの災害対策情報の周知についてお聞きをいたします。

次に、市民とともに歩む参画と協働のまちづくりについてお尋ねいたします。

平成16年4月の合併により誕生した東御市は、今年4月には節目となる10年を迎えるとともに

に、持続可能な自治体経営を進めるため、今後10年のまちづくりの指針ともなる「第2次東御市総合計画—とうみ夢・ビジョン2014」を市民と共有し、市民とともに歩むビジョンを理念に、6項目の基本目標と21の政策、更に細分化した64の施策を市民とともに作り上げてこられました。策定に当たり、大切にしてきた視点として、自助、共助、公助の役割分担を担い、市民参加による協働で行うこと、策定された施策の目標値に対する評価と公表を行うことを重要視されています。

そうした中で、次の3点についてお尋ねします。

市民から寄せられましたパブリックコメントとは、どんな内容でしょうか。そして計画にどのように生かされたのでしょうか。

今後10年を展望する中で、公共施設整備についてはどのような計画を考えておられるのでしょうか。

第2次総合計画に基づいての評価や検証は、誰がどのように行うのでしょうか。

次に、農業振興施策についてお尋ねをします。

今回の大雪で交通が麻痺し、物流がストップし、スーパーやコンビニエンスストアに欲しい商品がほとんどない状態で、お米さえあれば何とかなると考えたのは私だけではなかったようです。お米ほど貴重な食料はないのだと改めて実感をしています。

平成25年、昨年12月には日本人の伝統的な食文化、和食がユネスコ無形文化遺産に登録されました。また京都府教育委員会においては、26年度に食育で重要な役割を担う学校給食を和食中心、特に米飯の見直し、和食主菜、一汁三菜、漬け物を見直す予算を計上したそうです。

このお米について、政府は農業基本政策の抜本改革についてを決定し、26年度から農業施策を大転換させようとしています。これまで日本において50年近く続けてきた米の生産調整、いわゆる減反政策について4年後の平成30年から廃止する方向で検討を進めています。減反に参加する農家に配る10アール当たり1万5,000円の定額補助金は、26年度から7,500円に半減され、減反廃止に合わせて30年度から支給を取りやめるという内容です。

生産調整はこれまで国民の主食であり百数十万人もの生産者がいる米の需要供給と価格を安定させる上で一定の役割を果たしてきました。農家も産地も国が示す計画のもとで生産を続けています。それを4年後に廃止し、生産量も価格も市場任せにするという米政策の大転換です。

一方で、75歳以上の基幹的農業従事者が10年前と比較して約2倍の59万人になるなど、急激に高齢化が進展しており、今後もさらなる高齢化と離農農地の発生が予想される現実もあります。

今回の米政策の大転換に伴う水田農家への対応について、次の2点についてお尋ねをします。

半世紀近く続けてきた減反政策を廃止する方向となっていますが、東御市における水田農家の経営実態をどのようにとらえているのでしょうか。

今後水田農家への振興策をどのように考えているのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、ともに支え合い、みんなが元気に暮らせるまちづくりについてお尋ねをします。

国がこれまで行ってきました社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律が昨年8月に閣議決定され、平成29年度までの改革のスケジュールが示されました。講ずべき社会保障制度改革の課題として、少子化対策、医療制度、介護保険制度、公的年金制度の4項目についてその概要が示されています。昨日の同僚議員からの質問で詳細を説明いただきました。国が示している地域包括ケアシステムとは、高齢者のニーズに応じ、介護サービス、予防サービス、医療サービス、見守りといった様々な生活支援サービスや住まいを適切に組み合わせて提供をし、24時間365日を通じて生活上の安全・安心・健康を確保できる切れ目のないケアの体制を、おおむね30分以内に必要なサービスが提供されるということを目的とする仕組みのことであります。

そして地域支援事業を進めるに当たり、充実すべき内容として在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実強化を挙げています。今回の改革スケジュールに基づいて東御市としての地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みはどのような内容かをお聞きします。

次に、認知症を有する人の暮らしを守るための施策推進についてお尋ねをします。厚生労働省の推計では、介護が必要な認知症の高齢者は2012年に全国で350万人、2025年には470万人に達すると推定しています。長野県の推計値によりますと介護が必要な認知症の高齢者は4万1,000人から2025年には5万9,000人に増えるとしています。高齢者の10人に1人が認知症であり、認知症は誰もが発症する可能性がある疾患です。認知症のために精神病棟に入院をしている患者数が5万人に達し、今なお長期入院し続けている現実もあります。

そうした中で、厚生労働省が認知症高齢者の急増を受けて高齢化が更に進むと現在の病院や介護施設、在宅サービスなどの体制では対応できなくなるため、施設が基本だったこれまでの施策から、住み慣れた地域で暮らし続ける在宅ケア中心へと転換を目指す認知症施策推進5カ年計画、オレンジプランが昨年4月にスタートしています。この計画の基本的な考え方は、これまでのケアとして認知症と診断された方の行動、心理的症状により危機が発生してからのいわゆる事後的な対応から、今後の目指すべきケアは危機回避、危機の発生を防ぐ早期事前的な対応に基本を置くという考え方です。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すという考え方を示しました。

こうした中で、認知症を有する人の暮らしを守るための施策推進について、東御市ではどのような計画をお持ちか、お尋ねをいたします。

次に、2013年、昨年12月4日、国会は特定秘密保護法をめぐる大混乱の中、一方、参議院本会議では障害者基本法や障害者差別解消法の成立に伴い、国内の法律が条約の求める水準に達したとして障害者権利条約の推進を承認し、今年1月20日付で国際連合事務局に承認をされています。世界で140番目の批准国になりました。

権利条約の批准は、他者との平等、分け隔てのない社会という理念により、憲法に次ぐ効力を

持って今後の新しいステージを切り開いていくものと確信しています。

我が国において、障がい者の権利の実現に向けた取り組みが一層強化され、人権尊重についての国際協力が更に推進されることとなります。障害を理由に悲しさや苦しみが生じない社会にしていかなければならないと思います。

障害者権利条約が批准されたことの実実をご存じない方も多いためと思いますので、国の障害者権利条約批准により障がい者への支援はどのように変わるのかについてを質問し、第1回目の質問といたします。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） おはようございます。質問番号20、ひまわりの会代表、佐藤千枝議員の災害に強い安全・安心なまちづくりについてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、大雪の被害状況についてでございますけれども、このたびはこれまでにない記録的な大雪となり、更には強風によって一晩のうちに除雪前の状態に戻ってしまった箇所など、除雪作業が追いつかず、長時間にわたり幹線道路や生活道路の機能が停止してしまいました。これにより多くの通行止め、渋滞及び歩行者通路の確保ができないといった状態が続きました。小・中学校、保育園の臨時休校・休園や社会教育施設をはじめとする公共施設の臨時休館、また市有施設の破損といった被害も発生し、市民生活に大きな影響を受けたところでございます。

また農業用ハウスの倒壊等によりまして、農作物の生産基盤に大きな被害をもたらしました。現在、これらの施設等の撤去、復旧作業が急ピッチで進められております。

次に、雪害対策への取り組みについてでございますけれども、市では14日の大雪警報発令を受け、事前態勢をとり、状況を確認する中で警戒第1次態勢を経て警戒2次態勢に移行後、15日には災害対策本部を設置し、情報収集、対策及び情報発信等を行いました。

まず除雪対応についてでございますけれども、除雪委託の出動基準に基づき市内業者により幹線道路の除雪作業を行いました。一方、生活道路等におきましては区長を中心に、区役員、消防団及びPTAの皆様をはじめとする市民による地域コミュニティの共助により除雪対応を実施していただき、生活道路、通学路等の確保に努めていただいたところでございます。

また上信越自動車道及び国道18号の通行止めにより、グリーンパーク通りや国道18号で渋滞が続き、車内で待避されている方の安全のため、飲食物の提供といった対応も行いました。これにつきましては近隣の住民からのおにぎり等の提供もあり、大変感謝されたとお聞きしております。

農業被害につきましては、農業用ハウスの倒壊、農作物への影響、畜産では流通等からの影響による搾乳の処分など大きな被害となり、今後被害調査を行った上で、可能な財政支援を行ってまいります。

市民への情報提供といたしましては、登録制メールシステムの送信、エフエムとうみでの放送及び区長宅へのファクス、メールにより、複数の媒体を活用した情報提供を行いました。現地へ赴

くことが容易でなかった状況の中、情報収集の手段の検討が今後必要であると考えております。

次に、教訓をもとに今後のまちづくりにどう生かしていくのかでありますけれども、今回の大雪で学んだことは、行政だけでは限界があり、住民の皆さんによるお互いの助け合いである共助が大きく貢献したことだと考えております。実際に行政において除雪の態勢や雪害時の高齢者の安否確認や支援を行うための態勢はありましたけれども、除雪が追いつかない地域においていち早く除雪を行い、地域の安全を確保したり、高齢者の安否確認ができたのは地域の皆さんであったと思います。このことはまさに市が目指しております協働のまちづくりの実践であり、自分たちの地域は自分たちで守るといった精神は、普段のまちづくりにおいても生かされるべきものだと思いますので、引き続きまちづくりにおける共助の大切さを唱えていきたいと考えております。

次に、エフエムとうみからの災害情報の周知についてでありますけれども、このたびの大雪による市民への災害情報の周知に関して、市では各部署からの情報を集約し共有を図るとともに、内容を精査した上で逐次ホームページ、メール配信@とうみ、CATV、エフエムとうみといった各種広報媒体を駆使して行ってまいりました。最初の2日間、土曜、日曜日は通行止めの路線や渋滞情報を含む最新の道路情報と除雪のお願いのほか、週末に予定されたイベント・行事の中止や保育園の休園、小・中学校の臨時休校、ごみ収集のお知らせとお願いといった週明け早々喫緊の事柄を中心に情報提供をいたしました。

また、雪害対策本部が設置された17日からは、引き続き最新の道路情報と除雪協力をお願いを中心に、日々変化する市内各施設の運営状況、各種交通手段の運行状況、保育園、小・中学校の状況や雪捨て場の確保等の情報を各媒体を通じて配信してまいりました。

特にエフエムとうみに関しましては、朝、昼、夕のラジオ市報とうみの定時放送に限らず、随時放送するとともに、17日の午後から20日の午前までの間は、特別に毎時枠、毎時55分から0時までの5分間を確保しまして、最新の重要情報を集中的に放送いたしました。15日から21日までの1週間に市からエフエムとうみに放送依頼した原稿の数は80件に上り、実際に放送された回数はその数倍に及び、コミュニティFM放送が災害時における情報伝達手段として重要な役割を果たすことを再確認したところでございます。

次に、質問番号21 市民とともに歩む参画と協働のまちづくりについてのご質問につきまして、市長にかりお答えいたします。

初めに、第2次総合計画に関して、市民から寄せられたパブリックコメントはどのような内容か、また計画にどう生かされているのかでありますけれども、パブリックコメントでは25名の方から26件の意見が寄せられたところでございます。その内容につきましては、基本計画素案に示す各施策の成果目標値のとらえ方、考え方に対する意見と、施策展開の方針、主要事業に示した内容に対する意見・要望に集約されるところであります。いずれの意見、要望につきましても、建設的なものが多く、意見を基本計画に反映し、あるいは趣旨をくみ取って計画へ反映した件数は19件で、意見の7割を基本計画素案の見直しに当たって活用させていただく中で、成案化を進めたところ

ろでございます。

次に、今後10年を展望する中で、公共施設整備についてはどのような計画を考えているかでありますけれども、一般的な公共施設に関しましては引き続き保育園の整備が計画されているほか、市営住宅日向が丘団地の建替え、北御牧学校給食センターの建替え、生ごみ処理施設の建設、更には学校体育館等における非構造部材の耐震化対策事業を計画しているところでございます。

また、社会資本整備としまして、道路、橋りょう、雨水排水路等につきましても個別の整備計画の策定や見直しを進める中で、内容を明らかにし、順次整備を進めていくものとしております。

次に、第2次東御市総合計画に基づいての評価・検証は、誰が、どのように行うかでございますけれども、第2次東御市総合計画では、それぞれの施策実現に向けて市民の参加と協働、及び基本計画の成果の2点を重視しており、まちづくりの計画を市民と行政が共有し、協力して目標達成を目指すことが大切であると考えております。

また、目標にどれだけ近づけたかを評価し、計画の実効性を高めることが求められていることから、基本計画に掲げる施策の進ちょく管理については、市民参加による総合計画推進市民会議を設置し、管理していくことを考えているところでございます。

市民会議の役割は、まちづくり施策の評価だけにはとどめず、施策を推進する上での課題や市民、または行政だけでは進めることが困難な取り組みなどについて、市民と行政が協働で検討し、解決策を見出し、具体的な実践行動へとつなげていこうとするものであります。これからのまちづくりには、市民と行政が力を合せて総合計画を推進することが大切であり、そのことによって「人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ」が実現するものと考えておるところでございます。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 質問番号22、ひまわりの会代表、佐藤千枝議員の農業振興についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

水田農家の経営実態についてでございますが、水田農家を区分せずすべての農家についての数値を公表している「2010農業センサス」によると、市内農家2,546戸の経営形態の内訳は、自家消費を主体とした自給的農家が1,069戸で42%、兼業農家が1,049戸で41%、専業農家が428戸で17%です。経営耕地面積では、2ヘクタール未満の農家が2,451戸で全体の96.3%です。農産物の販売金額を見ると、300万円未満の農家が2,414戸で94.8%です。

このことから農家の多くは経営耕地面積が少なく、また農産物の販売だけでは生計を立てられない中小規模農家であることがわかります。水田農家についても、土地を集積して効率的に作付することが必要な稲作のみで安定した収入を確保できている農家は少ないと推測されます。

次に、国の水田農業への振興策についてでございますが、昨年末に農林水産業地域の活力創造プランを決定し、農地利用の集積、集約化を加速させるための農地中間管理機構の制度化や経営・所得安定対策の制度改正などを行い、農業、農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指

しています。

市としましては、積極的にプランに基づく各種制度を活用することとし、県や農業協同組合、また市内農業団体などと調整を図りながら、また中小規模農家に留意し、市の重要な産業である水田農業の振興に努めてまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 質問番号23、ひまわりの会代表、佐藤千枝議員のともに支え合い、みんなが元気に暮らせるまちづくりについてのご質問につきまして、市長にかわりお答えします。

3点のご質問をいただいておりますが、初めに1点目の地域包括ケアシステムの構築に向けた市の取り組みについてのご質問にお答えします。

ただいま議員からお話がありましたが、地域包括ケアシステムは介護や医療などの各種サービスを提供している専門事業者によるネットワークの構築、それに加えて地域で様々な活動を行っている各種団体による地域支援のネットワーク、この2つの構築が不可欠となる仕組みでございまして、市の地域包括支援センターが中心となって進めている事業でございます。

今年度におきましては、システム構築に向けた研究会を開催し、地域での困りごとや課題等を集約し、分析を行ったところであり、今後は高齢者へのアンケートを実施するとともに、研究会の結果を踏まえながら各地区において懇談会を開催し、地域包括ケアシステムの概念や考え方についての説明を行い、意見交換を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の認知症の方の暮らしを守る施策推進についてのご質問にお答えします。認知症の方を在宅で介護する場合、記憶障害に加えて徘徊や妄想などの症状があらわれやすくと福祉施設が提供する介護サービスを利用したとしても介護を行う家族の精神的、肉体的な負担は相当重いものとなり、本人も含め心身ともにつらい思いをすることとなります。住み慣れた地域でいつまでも暮らすことができるよう、ご本人や家族を支えるための支援体制として、認知症サポーター養成講座を開催し、誰もががかかる可能性のある認知症への正しい理解を深めていただくとともに、介護者への精神的なケアを目的に、家庭介護者の会を開催し、家族同士の情報交換や交流の場を提供しておるところでございます。

また、市内17の事業所で構成しております東御市民間介護福祉事業所連絡会におきましては、徘徊の早期発見に向けた見守りネットワークが創設され、認知症高齢者の登録も始まっているところでありまして、隣組回覧等により市民一人ひとりが自らの問題として認知症への関心を高めていただく取り組みとともに、地域ぐるみでの見守り支援態勢の推進を図っているところでございます。

次に、3点目の国の障害者権利条約批准に伴う障がい者への支援についてのご質問にお答えします。

障がい者の権利に関する条約の取り扱いにつきましては、日本政府として平成19年に署名を行い、昨年の12月に批准承認を行ったところですが、この条約は国際人権法に基づいていることか

ら、障がい者の尊厳と権利を保障するという人権の視点に重点を置いているところが特徴であると感じております。

市の対応といたしましては、上田地域定住自立圏構想により上小圏域成年後見支援センターを平成24年4月に立ち上げ、圏域として障がい者の権利擁護の推進に取り組んでいるところでございます。

開所後2年近く経過している支援センターの活用につきましては、今回の権利条約批准を契機に、これまで以上に啓発と周知の徹底に努めてまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） それでは会派調整は行いませんので、このまま代表質問を続けます。

それぞれご答弁をいただきましてありがとうございます。これからは一問一答方式で質問をいたします。

最初に、災害に強い安全・安心なまちづくりについてお尋ねをします。被害状況につきましては、先ほど答弁をいただきました。災害発生から2週間以上たちまして、生活道路や通学道路は通常に戻りましたが、農業被害の報告件数はまだ少しずつ増えてきているように見えます。農業被害に遭われた農家への経費助成として、可能な財政支援を実施する方向で検討されているということですか、長野県や国へも陳情していただきながら、早目の対応をお願いするものですか。

特に生活道路の除雪に対する区等への支援金についても、どのようなお考えかをお聞きします。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 今回の大雪に対します区への支援の関係でございますが、この関係につきましては今回の大雪は今まで誰も経験したことのない積雪量であったということで、市単独では対処できないと判断し、15日土曜日に各区長あてに集落内の生活道路の除雪のお願いをしたところでございます。区によっては数回の除雪や排雪などを行った結果、業者への委託料がかさみ、区の財政運営上支障を来すところも出ていと推測しております。このような特殊な状況と、市が区へ除雪の応援を求めたこと等を踏まえ、市では今回の2月14日の大雪に限って対策協力金を全区へ支払うことを決定し、今回2号補正予算として計上したところでございます。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） それぞれの区でもたくさんの費用負担がありまして、今後どうなるんだろうという不安もある中での、今、ご回答いただきましたので、よろしくお聞きをいたします。

救急搬送についてお尋ねをいたします。芝生公園がドクターヘリポートに指定されておりますが、年間どのぐらい利用されているのでしょうか。そして今回の大雪のために救急搬送するためのドクターヘリが芝生公園に離着陸できず、東御市文化会館北側のライスセンターに離着陸したということをお聞きしました。その経緯についてお尋ねをいたします。そして今後同様の事態が生じた場合の対応はどのように考えているのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○**総務部長（齊藤英世君）** ドクターヘリの状況についてお答えいたします。まず年間の利用状況につきましては、ちょっと手元に数値がないので後ほどお答えさせていただきます。

今回の雪害におきましてのドクターヘリの関係につきましては、その前に現在、東御市におきましてドクターヘリの臨時離着陸場につきましては、小・中学校の校庭等をはじめ12カ所を定めております。今回の大雪に対しまして中央公園の芝生広場につきましては、除雪がなかなか進められない状況がございまして、芝生広場の利用が可能でないということと、また小・中学校の校庭におきましても除雪や圧雪された状況にないということのために、東御消防署では17日の早朝から臨時離着陸場の確保ということで、今、議員からもお話がございましたけれども、信州うえだ農業協同組合のライスセンター一帯の空き地部分を関係者にお願いしまして除雪作業を行っていただき、中央公園が利用できるまでの期間は臨時的離着陸場として利用できることとなりました。17日に署長の方からお願いしてある内容では、17日から2、3週間お借りしたいということをお願いしてございまして、現在もそれが続いている状況でございます。

今後このような事態が生じた場合の対応策については、もともとドクターヘリにありましては指定場所以外、先ほど市内では12カ所と定めておりますけれども、指定場所以外でも機長の判断によりまして地上の安全確保の措置が講じられた場合には、その場所に、農地や空き地などであってもその場所に臨時の場所として離発着するというようになっております。消防車両が地上支援部隊として出動するため、その都度の事態に応じましてライスセンターやほかの場所も含め、検討を行い、臨時の離発着場として確保を努めてまいります。

○**議長（青木周次君）** 佐藤千枝さん。

○**2番（佐藤千枝さん）** 経緯がわかりました。芝生公園は除雪ができないということで、なかなかそういう場所にドクターヘリポートがあるということが、ちょっと心配もありますけれども、新潟県の三条市ですが、ここは東御市と同じように運動公園、芝生公園がドクターヘリの発着場になっているということの中で、雪のない季節はその敷地のある芝生公園で発着場になっているんですが、雪が積もるとやはり隣にあります駐車場が発着場になるというふうになっているというふうにお聞きしました。どうしても芝生を傷めてしまうために除雪機が入れないのであれば、大雪でも安全を確保しながら、例えばコンクリートの駐車場等対応可能なドクターヘリポートの発着場の確保をするということ、それから機長の判断で臨機応変に対応するということですので、今後とも緊急対応に万全に努めていただきたいというふうに思います。

次に、防災ラジオに関してお尋ねをいたします。現在の防災ラジオの普及率から申し上げますと、手元にある資料では昨年9月30日現在で平均67.4%の配付率ということです。今回の積雪、災害情報の聴取率はどのぐらいなのかをお聞きします。

○**議長（青木周次君）** 総務部長。

○**総務部長（齊藤英世君）** 防災ラジオ、今回、先ほどの答弁の中で申し上げましたように、重要な情報手段としての位置づけがされたのかなという中でございますけれども、配付率でございます

けれども、この2月末現在の状況を申し上げます。世帯に対しましては67.9%の配付となっております。そのほかに公共施設とか、企業等にも配付しておりまして、全部では8,400台余りの配付となっておりますのでございます。

今回の災害をどのようにラジオからお聞きいただいているかということでございますけれども、防災情報、緊急情報は別ですけれども、通常ですと配付しているラジオ以外でも車載、カーラジオですとか、それぞれお持ちのラジオで情報は得られる環境にあるわけでございます。そのような中もでございます中で、前にも防災ラジオの聴取率のことが議会でも話題になっておりますけれども、これを調査する仕方というのは確立されておらないところがあります。テレビ等の聴取率ですと媒体によって聴取率が把握できるんですけれども、ラジオにおきましてはただいま申し上げましたようにいろんな聞く媒体が、道具がございますので、調査ができない。昨年、市の方で無作為に抽出しまして200人の方を対象に調査した経過がございます。ふだんの中でラジオを常に聞かれる方と、緊急のときにつけられる方というのがございまして、日常からラジオを聞いていらっしゃるというのは若干少ないのかなという結果でございました。

そんな中で、今回のことも教訓に、日ごろからラジオを聞いていただく形を周知していければということでございます。

また、防災ラジオにつきましては、常に電源を入れておく必要がございますので、そういったことにつきましてもコンセントを活用していただいて、利用いただくこと、それと外へ持ち出すときには乾電池使用ということになりますので、災害時には乾電池使用ですけれども、日常の中でコンセントの活用をということでございます。消費電力がそれほど大きいという内容ではございませんので、ぜひそのようにお願いしたいというようなことを周知していきたいということで、広報等もお知らせしているところでございます。

今後において、聴取率の状況を把握することとしましては、放送局の方でも計画をしておりますが、申し上げましたようにアンケート調査によっての手法でございますので、機会をとられてそこの辺を対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 今回の大雪で大変メール配信、それから防災ラジオが大活躍をしたというふうに思っております。その後、メール配信、あるいは防災ラジオの台数も増えてきたというふうにもお聞きしております。

私の住む地域ですけれども、昨年の防災の日に防災ラジオの緊急放送がよく聞こえなかったお宅がありまして、そのことをきっかけで区としてFM受信機のアンケートを行いました。受信機の配付状況、活用状況、機器の感度、不具合、要望、意見等、結果をまとめて、区長より担当課へ報告をさせていただきました。今回の災害を契機に、市民の1,000人ほど無作為ですけれども、アンケート調査を行っていただいて、防災ラジオの活用状況、意見、要望等を把握して、異常気象の中でも突発的な災害が発生し、予想されることが、いつ起こるかわからないことを市民も理解して

積極的に防災に取り組むこと、それからこれからの防災に備える対策としての防災ラジオ、メール配信の有効活用を今にも増して市民に広報していただきたいというふうに思います。

このことについてお尋ねしますが、これからの方向をお願いしたいと思います。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） これからの災害情報の提供についての考え方でございますけれども、市におきましての情報媒体、幾つかございますけれども、それらを駆使して、いろんな方法で同じ情報を発信していくということが大事ななというふうに思うところでございます。

それで特に26年度で取り組むものとして、1つ特徴があるものとしましては、今、携帯電話ですとか、スマートフォンが非常に普及しているという中で、今回も非常にメール配信をさせていただいたわけでございますけれども、これにつきましては情報を市側がつくりまして、加入している方に情報が伝達されるという状況なのでございますけれども、26年度に公共コモンズという仕組みが運用されるという段階になっていることから、当市におきましてもその組織に加入しまして、これは市が公共コモンズという仕組みの中に情報を入れますと、住民の皆さんはいろんな携帯電話だけではなくて、ラジオ、テレビとか、そういったところからも情報を得られる仕組みでございまして、得たい側が情報を時によって得られる仕組みということでございまして、そういったことをやることによりまして、今、携帯も例えばエリアメールなどの関係につきましては、なかなか携帯会社によってそれぞれ対応しなければならないということで、一斉に発信ができないというようなこともございますけれども、この公共コモンズをやることによって、そういったところも若干カバーできていくということもございますので、そんな方向を今後考えていきたいということでございます。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 今回の予期せぬ大雪によりまして、市道路の除雪が思うように進まなかった状況の中では、市におきまして恐らく市民の方々からの苦情や要望等、たくさん寄せられたと推察します。今回の豪雪災害においては、ここ東御市において幸いにも停電、あるいは断水といった非常事態にはなりませんでしたが、多くの市民が初めての大雪を経験をし、また近い将来発生するだろうことを踏まえて、豪雪災害対策について市民、行政がそれぞれの役割の中で自助、共助、公助の意識を上げて、災害時には迅速に機能する体制を今後も更に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、市民とともに歩む参画と協働のまちづくりについてお尋ねをします。

昨年12月の議会におきまして、第2次総合計画案に対しまして、東御市議会の3つの常任委員会から、今年1月7日付で意見書を提出しましたが、計画にどのように反映をさせていただいたのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） ただいまのご質問にお答えする前に、先ほどのドクターヘリの状況に

つきまして、数値がわかりましたのでお答えさせていただきます。

25年中、25年1月1日から12月31日まででございますけれども、市内での実績は19件でございます。そのうち大半が公園の芝生広場の活用でございます。

以上でございます。

ただいまご質問がございました今回の総合計画に対しまして、議会からも12月の定例会後、意見をいただいておりますところでございますけれども、その反映の状況でございます。委員会からいただきました意見につきましては、パブリックコメントと同様にすべてにつきまして再度精査をさせていただきます、基本計画素案の見直しを進め、その都度成案に反映したところでございます。

パブリックコメントも同じでございますし、議員さんからいただいた意見も目標値の設定に関しまして、個別施策における施策展開方針の内容をまちづくり目標値の整合性を図るとともに、その指標に当たっても可能な限り反映することということでございましたので、その辺につきましてはパブリックコメント同様に対応させていただいたところでございまして、ただ、その中でも指標であらわせない部分につきましては、効果をどうしてもあらわすことができない、とらえることができないものなどにつきましても、短期的、長期的、最終成果としまして、成果指標に段階を設ける中で間接成果をとらえるものとして対応させていただいております。

それぞれにつきましては、前期基本計画に変更をかけさせていただきましたので、ご覧いただければというところでございます。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 市民との協働というのがキーワードになるかと思っておりますけれども、今後も市民参加による総合計画推進市民会議を設置して、管理していくとの今、答弁でしたけれども、その構成人数と人選についてはどのように考えておられるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 総合計画の推進のための市民会議につきましてでございますけれども、まず今回総合計画を策定するに当たりまして、策定市民会議に携わっていただきました市民委員の皆さんを中心に、更にそれ以外の方にも参加を呼びかける中で、おおむね25人規模で組織しまして、任期につきましては前期計画の5年としていくよう考えておるところでございます。

策定市民会議の委員を中心に、推進市民会議を検討した理由につきましては、策定会議に参加されました57名の市民委員の方に対しまして調査を行った結果、15名の委員からぜひとも今後進ちょく管理にも携わっていきたいという意向が示されたことと、また、ほかに16名の委員から会議の時期、出席要請の条件さえ合えば参加したいという意向をもちいらっしゃる方がいるということがわかりました。

推進市民会議の構成につきましては、3部会を考えております。市民生活健康福祉部会、それと産業経済都市整備部会、子育て教育部会という形で専門部会を設置しまして、その中で今後の進ちょく管理ですとか、課題ですとかといったことを把握しながら進めていきたいということでござ

います。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 来年度より先ほどの総合計画推進市民会議において、評価や検証を行うということですが、その内容につきましては市民、あるいはこの議会において公表していただきたいということが要望としてありますが、その点はいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 総合計画の進ちょく管理につきまして、議会への報告でございますけれども、今も市政の評価、総合評価等を行っておるわけですが、特に新しい総合計画の中で、この進ちょく評価、検証につきましては市政の透明性を高め、説明責任を果たす観点から、また、市民協働のまちづくりを広く浸透させていく観点から、重点プロジェクトに掲げる32の施策について、毎年度まちづくり審議会と市議会へ報告を行い、意見を求めることと考えております。これらの意見を含めた上で、市民へ公表していくように考えておるところでございます。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 市民参加の市政運営をしていく上でとても大切なことだというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお尋ねをいたします。

平成26年度が合併特例債の適用最終年度になる中で、合併後の地域づくりを進める上、この10年間合併事業によるまちづくりはどのようにできたのでしょうか。そして今後予定している施設整備事業の実施に当たり、財源はどのように確保をしていくのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 合併10年間の中で、どのようにまちづくりができたのかというご質問でございますけれども、合併市町村の一体性の確保と均衡ある発展を総合的かつ効果的に推進するために事業展開をまいりました。その中で、合併特例債ですとか、合併特例交付金などを有効に活用しまして、合併後のまちづくりのために必要な公共施設の整備などを計画的に行ってきたところでございます。

合併特例債の事業分の発行限度額につきましては73億7,000万円ということでございまして、25年度末までの発行予定額が73億1,300万円であり、残り5,700万円につきましては、26年度予算、当初予算に計上させていただいております。

また、合併振興基金積立金の発行限度額は11億5,400万円ということでございまして、25年度末までの発行予定額が約11億4,000万円でありまして、残り約1,400万円につきましては、これにつきましても26年度予算で計上しております。

今後の事業展開についてのことでございますけれども、市税等の自主財源の確保ですとか、あと国、県等の有利な支援策を活用しまして、総合計画に掲げてございます基本構想及び基本計画の施策の方向に沿った重点施策へ財源配分を行いまして、また行政改革大綱、今、策定中でございますけれども、大綱ですとか集中改革プラン、それと定員適正化計画の取り組みをはじめ、費用対効果

の検討によりまして、今後一層歳出の削減に努めながら、健全財政を維持していきたいと。その中で施策展開をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） ただいまは詳しい数字や説明をいただきました。今後も市民益にかなう健全財政の施策推進に努力していただきますようお願いをいたします。

次に、農業振興施策について質問をいたします。経営所得安定対策の見直しに伴いまして、米の直接支払い交付金が1万5,000円から7,500円に半減されるが、市内では何戸の農家が交付を受けているのでしょうか。減額される交付金はいくらになるのでしょうか。対象農家の皆さんは大変不安に思っておられます。市としての対応はどうしていくのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 経営所得対策の関係でございますが、米の直接支払交付金を受けている農家数と減額される交付金額につきましては、平成25年度の実績はまだ集計されていないため、24年度の実績から見ますと交付金を受けた農家数は481戸で、交付された金額は3,587万7,000円ですので、単純に減額される率を半分として計算しますと交付金で1,793万8,500円となり、1戸当たりで平均で3万7,300円ほどと算定されますが、今回の改正の中で拡充される制度もございます。最終的には今年度の集計を待たないと正確な数値はわかりません。

いずれにいたしましても市としては影響の大きい農家を中心に、拡充される水田活用の直接支払交付金や産地交付金などの周知に努めまして、農家の受ける影響を最小限度にとどめるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） ただいまは地域の特色を生かす取り組みとして産地交付金を活用し、増額となるような取り組みをしていくという答弁をいただきました。この産地交付金というのはどういう制度でしょうか。そして市の取り組みをどのように進めていくのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） まず産地交付金についてでございますが、内容といたしましては産地の創意工夫を生かして需要に応じた水田農業が展開できるよう、飼料用米で多収性専用品種に取り組む場合や加工用米で複数年契約に取り組む場合に交付単価が追加上乘せされる制度でございます。

市としましては、より多くの農家が追加交付されるよう市が策定します計画には飼料用米や加工用米など、多くの作物を取り入れてまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 米政策の見直しにより、水田農家の振興策が図られてきておりますけれども、TPP交渉の影響もあり、今後は米販売価格が安くなると危ぐされています。その1つの方向として、これから東御市が誇る高品質のお米や野菜のブランド化、そして海外輸出できるぐらいたくさん農産物をつくることで、総合的な自給率を高めていけるのではないかとというふうに考えますけれども、その点はいかがでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 東御市におきます輸出への取り組みでございますが、昨年市内青年の農業者が中心となり設立した株式会社フードリンクが高品質なお米60トンシンガポールなどへ輸出に取り組んでいます。

市といたしましても、米等の品質向上に努めブランド化した農産物を海外へ輸出することは、農業の振興上有効な手段でありますので、この活動を支援してまいりたいと考えております。

しかしながら市単独による輸出の実施は難しいため、県や市内の農業関係団体とも連携を図りながら、また県内農産物のブランド化を促進するための信州首都圏総合活動拠点での活動や、県内農産物の輸出を促進する長野県農産物等輸出事業者協力会議の活動に積極的に参加し、輸出の促進を図りながら市内の農産物のブランド化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 水田農業は日本の農業と食糧の根幹であると、ある専門家はおっしゃっております。米政策に関しまして悲壮感はありますが、ピンチをチャンスにとらえて今後の農業振興施策を進めていくべきと考えますので、期待をしております。よろしくお聞きをいたします。

それでは次に、地域包括ケアシステムの構築に向けた市の取り組みについてお尋ねをいたします。先ほど地域包括ケアシステムの構築に当たり、今後は現在の地域支援事業を見直し、充実させていくということですが、東御市の現在の地域支援事業の取り組みの現状と課題は何でしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） ただいまのご質問の現在の地域支援事業の取り組みでございますが、メインは介護予防事業ということでありまして、要介護認定にならないようにするための事前の取り組みということでございます。骨や関節、筋肉など年齢を重ねるごとに運動器の機能が衰えていくということがありますので、それをできるだけ低下させないように取り組みを行っております。運動教室ですとか、筋トレ、プール教室等にご案内をして、個人の身体能力に応じた運動を行うことによって、要介護状態にならないように予防していただくということになります。

ただ、課題といたしますと、現在のところこの事業に参加いただいている市民の皆さんが、約300名から400名ということでございまして、もう少し参加人数をやはり増やしたいなという思いはございます。

それからもう1点は、いわゆるこれは予防するということは介護給付費の抑制につなげる目的が

大きくあるわけですが、やはり時間をかけないとこの効果というものはなかなか見えてきませんので、そういった意味では今のところまだ数字で効果をつかむところまでは至っていないというところでございます。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 今後国が示しています地域支援事業をどのように取り組もうというお考えでしょうか。そして新しい法律では、来年度から要支援1、2の方たちが介護保険制度から外れて、市町村の地域支援事業に移行することになります。そのことで大変不安をお持ちの市民の方もおりとお聞きしております。どのようになっていくのか、お聞きいたします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） ただいのご質問は、昨年12月に成立いたしました持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律ということで、その中で示されておる内容ということだと思います。

先ほど1回目のご質問のときに議員からお話がありましたが、在宅介護、在宅医療、介護予防、認知症という、この4点に介護の分野では重点を置いた内容でありまして、まさにこの4つを網羅することが地域包括ケアシステムへの構築につながるということであるというふうに理解をしておるところであります。

それから2つ目のお話がありました要支援認定をされている方たちの、この方たちにおきます地域支援事業への移行ということではありますが、これはこの中で盛り込まれておる内容でありまして、対応といたしましては現行制度のもとでご利用いただいている状況をしっかりと把握しまして、できるだけサービスの低下を招かないように、今後とも効率的なサービスを提供できるように検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 要支援1、2の方への介護サービスが市町村の地域支援事業に移行することにより、先ほどの答弁にもありましたが、サービスの低下やご本人、あるいはご家族への影響はないようにしたいということですが、その理由づけですね、根拠についてをお尋ねいたします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 今の介護保険の状況を少しお話をさせていただきたいと思っております。平成24年度の決算の数字で恐縮なのですけれども、いわゆる介護サービスを提供する介護給付費というものがございまして、この総額は27億7,700万円余りという、かなり大きな数字でございまして、その中で、要支援認定者への介護サービスの給付費は8,200万円という状況でありまして、3.5%のことです。また、この給付費にかかわる市の財源の負担率は昨日もお話ししましたが8分の1ということになりますので、おおむねこの要支援認定者への介護給付費の市の負担率は1,000万円と少しという計算になってきます。ですのでこの部分について地域支援事業に移行した場合に、今後どう市が対応していくかということですので、数字の面から見

ますとそれほど大きいとはいえない数字ではないかという部分もあり得るということでもあります。

これについては今後の財源負担の比率がどうなるかということに左右はされますけれども、現時点ではこういう状況にあるということでもあります。

それからもう1点は、予防と名のつく事業が2つございます。先ほど答弁しました地域支援事業の中に予防事業というものがございます。これは要介護にならないようにということですが、実はこの保険給付費の中にも介護予防サービスという給付費がございまして、これが要支援者、要支援認定された皆さんにお使いいただいている給付費でございまして、位置づけとすると予防という位置づけも入っております。すなわち要支援から要介護に重度化させないための予防も含めた給付を行っていくという事業でありますので、この事業を地域支援事業に入れて、予防というくくりの中で事業を展開していくという、そういった考え方もあるだろうというふうに考えているところであります。

いずれにいたしましても詳細な仕組みについては今後決まってくる中で、一番は財源の考え方、これがどうなるかによりましては介護保険料の算定にも影響を及ぼすところでもありますので、市といたしましてはできるだけ努力はさせていただきたいということでもあります。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 国の示す新しい方向に対して、まだ具体的になっていない中で、なかなか市町村でもそれを具現化していくのもまだ大変なのかなというふうにも思いますけれども、この事業を進めるに当たりまして、やはり地域の福祉力、あるいはボランティアや隣組組織、NPO等に支えられ、そういう支援を大いに増やしていただく中で、要支援1、2の方々が、あるいは身体的低下により要介護認定を受けなくても済むような、そういう施策を今後も講じていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

認知症を有する人の暮らしを守るための施策についてお尋ねをいたします。高齢化が今後更に進む中で、今までの認知症イコール施設から、認知症イコール在宅ケアへの大きな転換を図るという流れの中で、市町村の担当関係者の対応も大変かとは推察いたします。認知症の方がサービスを受けながら在宅で暮らしていくためには、当然地域住民の温かい理解と当事者やその家族を支える支援の仕組みが重要だというふうに考えます。

オレンジリングを取得された認知症サポーター養成講座を受講された方々が、市内に昨日の報告では1,130人ほどおられるということですが、これは認知症の方への理解者、あるいは支援者として東御市の財産ではないかというふうに考えます。そして心強いというふうにも考えています。自らの近い将来に備えたい、認知症を知りたい、認知症の家族を理解したいなどと認知症サポーター講座を受けられた方の思いはそれぞれですが、この皆さんはきっと地域で暮らす認知症の人たちへの支援の担い手になれるというふうに思います。他県においては、オレンジカフェとして地域の公民館を活用し、当事者の方やご家族の方とのサロンの場として楽しく活動しているところもあります。認知症高齢者を実際に介護されているご家族や、もちろんご本人のよりどころ

となるために身近な相談ができ、また支援を受けられる体制をつくっていく、そうしたことがやがて認知症の人に優しい東御市になるのだらうというふうに思います。どうか認知症予防の視点からも、プラス対応ができますような施策をとっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 先ほどサポーターというお話が出ました。1, 130人余りをこれまで4年の間に養成していきたくということではありますが、この皆さんの位置づけでございますが、何か特別なことをお願いしたいということではなくて、いつ自分に降りかかってくるかわからないこの認知症に対しまして、まず正しく理解をすること、そして偏見を持たないこと、この2つが大きな要素であるというふうに思っております。ですので1人でも多くの方々にこの認知症について理解をしていただくことが、やはり地域で支えていく原動力になるのではないかとこのように思っております。それぞれご自身の中でできる限りのことを行っていただくということで、日常的な気づきを大事にしたいというふうに思っています。

そうはいましてもサポーター養成講座をやってまいりましたので、そういう中ではこの皆さんに対しまして介護支援ボランティア養成講座というものがございます。もう少し進んだ活動をしてみないかということもございますが、こういった講座にもお誘いをしながら、実際に活動をしていただく方々を増やしていきたいという取り組みを行っておりますので、こちらとあわせてこの認知症に対する市の取り組みを進めてまいりたいということもございます。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 認知症の中に40代から患者が増えていると言われている若年性認知症についてお聞きをします。全国で3万8,000人の患者がいると言われています。長野県においても18歳から64歳における認知症の方が570人ほどいると推定されておりますが、こうした若年で発症する認知症が現役世代で発症し、高齢期の認知症に比べて症状の進行が速いことが多く、就労が困難になり、退職を余儀なくされたり、本人の介護の負担や子育てへの対応など、ご本人だけではなく家族の生活にも大きく影響してきているようです。

また若年で発症する認知症については、患者数が少ないことや、その方の年齢や症状の進行状態により利用できる障害福祉サービスや介護保険サービスが異なるなど、支援者側の情報の共有が十分には進んでおらず、本人やご家族への情報提供も不足し、制度のはざままで支援が届いていない方が多い状況にあるというふうに聞いています。

実際東御市においては、対応をどのようにしようとしているのでしょうか。また、その施策をお聞きいたします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 若年性認知症のことでございますが、これは若年性に限らず認知症は早期発見早期予防ということで、その進行をおくらせることができるということはお案内のと

おりでございますが、市では脳いきいき度チェックを毎週実施して、早期発見に努めているところなんですけれども、ただいま議員がおっしゃいましたいわゆるお若い皆さん、40代、50代の方だと思うんですけれども、こちらはなかなか参加していただけないというのが現実であります。特に若年性に関しましては、本当に働き盛りでありますので、まさか自分がという思いが非常に強いというふうに思います。私ももう、その年齢の範ちゅうであるというふうに感じておりますけれども、先ほども申しましたが、こちらの場合でもいずれにしてもやはり本人もそうですが、周りにいる家族、または職場、そういった皆さんのもう早い気づきしかないのかなというふうに感じています。そういうことでやはりちょっと物忘れが出てきたとか、そういうことが頻繁に起こるようであれば、やはり相談をいただく。ではどこへ相談だということであれば、やはり市の地域包括支援センターに相談をいただきながら、医療受診にもつなげていくという考え方しか今のところちょっとなかなか難しいということでもあります。

そしてこの対応につきましては、県の方でも事業を行っておりまして、いわゆる認知症のコールセンターですとか、あと若年性認知症の電話無料相談、こういったものも実施をしておりますので、なかなかこういった部分については広報等もされておらないところがありますので、いずれにいたしましても市の地域包括支援センターであります64の5000番に相談をいただくということでお願いをしたいと思います。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） もし私が身体的、あるいは知的低下により日常生活に支障を来すことにより、要介護認定を受けた場合、やはり様々な在宅サービスを受けながらも医療と介護サービスの連携の中で、最後まで自宅で暮らし、近隣の人たちとかかわり合いながら、人生を全うしたいとずっと思っています。ただし中には施設での入所を選択される方もおられます。そういう方々に対しましても、施設介護の充実もあわせて考慮をしていただきながら、次の第6期介護保険事業計画に反映していただきたいこと、それから住み慣れた地域で暮らせることが幸せと感じられる、そういう福祉に、優しい東御市となるような福祉施策を地域とともに進めていただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（青木周次君） ここで15分間休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時46分

○議長（青木周次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

質問番号24 施政方針について、質問番号25 消防団の処遇改善について、質問番号26 防災・減災等に資する国土強靱化基本法への地域計画の策定について、質問番号27 地域包括ケアシステムの推進について。公明党代表、依田政雄君。

依田政雄君。

○16番（依田政雄君） それでは16番、依田政雄でございます。公明党を代表して質問をさせていただきます。

まず質問に入る前に、2月の14日、15日に観測史上最高のこの未ぞ有の大雪に対し、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を願うものでございます。

それでは本日は通告に従い、4項目について質問をいたします。昨日より、また本日もありますけれども、同僚議員よりの代表質問に重複するところがあるかと思っておりますけれども、よろしく答弁をお願いをしたいと思います。

それでは、まず市長施政方針についてお伺いをいたします。

市長は、本定例会の冒頭、市政運営の流れにおいて、合併10年の来し方を検証・総括し、新たな10年の行く末を見据えた始動する年、そして真の東御市らしさを前面に押し出した特色ある施策に取り組むとし、そんな区切りとなる大切な段階の1年であると明言をいたしました。新年度への市政運営の決意を述べております。

そこで26年度重点施策のまちづくりの基本目標の、「豊かな自然と人が共生するまち」でのこの1つとして、生ごみ処理施設の建設についてお伺いをいたします、その内容についてお伺いいたします。

続きまして、「子どもも大人も輝き、人と文化を育むまち」での小・中学校体育館等の非構造部材の耐震化補強工事の小・中学校別の内容等について、また、その規模等についてお伺いをいたします。

それから、「共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち」での、健康マイレージ事業についてお伺いをいたします。

4点目でございますが、4月の消費税増税に伴って支給される簡素な給付措置、いわゆる臨時福祉給付金、また子育て世帯臨時特例給付金は、本人の申請に基づき行われますが、市の対象者数と対象者にどのようにお知らせをするかをお伺いをいたします。

それから先月の14日から15日からの観測史上未ぞ有の大雪に見舞われ、市民生活に大きな支障をこの大雪はいたしてきたわけでございます。除雪に関して、生活道路の復旧に関しては除雪事業者の皆さんによる、また市職員の皆さん、24時間昼夜での態勢での道路の復旧にご尽力をいただき、そのことに関しましては感謝と敬意をいたすところでございます。

このことに関しましては、同僚議員の方から質問等もございましたけれども、また各区においても多くの除雪に負担をしております。市の除排雪の財政支援と今後の豪雪対策について、お伺いをいたします。

それから2項目めでございますが、消防団の処遇改善についてお伺いをいたします。

近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、消防団の重要性が改めて注目をいたすところでございます。消防団は消防署とともに、火災や災害への対応などを行う消防組織法に基づいた組織であります。団員は非常勤務特別職の地方公務員と

して、条例により年額報酬や出動手当などが支給されております。火災や災害の発生時にはいち早く自宅や職場から現場に駆けつけ、対応に当たる地域防災のかなめであり、消防団員の皆様には心より敬意をいたすところでございます。この14、15の豪雪につきましても、消防団の皆さんのご苦労というものは非常に敬意をいたしているところでございます。

先の東日本大震災では、団員自らが被災者であるにもかかわらず、救援活動に身を投じ、大きな役割を發揮しました。その一方で、住民の避難誘導や水門の閉鎖などで198人が殉職し、命がけの職務であることが全国的にも知らされてきているわけでございます。

しかしその実態は厳しいものがあります。全国的に団員数の減少が顕著になっており、1965年に130万人以上いた団員は2012年には87万人に落ち込んでおります。その背景には、高齢化に加えてサラリーマンが多くなり、緊急時や訓練の際に駆けつけにくい事情も団員減の要因とされております。

こうした事態を受け、昨年12月に消防団を支援する地域防災力充実強化法、いわゆる消防団支援法が成立、同月13日に施行されました。地域防災力充実強化法は消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と定義し、消防団の抜本的な強化を国や自治体に求め、団員の処遇改善や装備品、訓練の充実に向けた予算が確保されました。消防団支援法のこの13条には、消防団員の処遇改善を国と自治体に義務づけることを定めております。そのほか消防団員の退職報償金も引き上げることとなり、年額報酬や出動手当の額の改善についても取り組む必要があります。本市における消防団支援法の施行に伴い、消防団の処遇改善の取り組みをお伺いいたします。

次に、3項目めでございます。防災・減災等に資する国土強靱化基本法での地域計画の策定についてお伺いをいたします。

公明党も掲げてまいりました防災・減災ニューディールの主張を反映した、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が2013年、昨年12月4日に成立をいたしました。巨大地震などの大規模災害が発生した場合、壊滅的な被害を逃れるための政策大綱が決定し、防災・減災の取り組みが本格的にスタートしようとしております。

政策大綱では、1つとして人命の保護、(2)国家の重要機能維持、国民の財産、公共施設の被害最小化、迅速な復旧・復興を基本目標として規定し、住宅密集地での大規模災害や市街地の広域浸水など、国として避けなければならない事態への対策を分野別にまとめております。

今後は、この政策大綱をもとに詳細な国土強靱化基本計画を今年5月に策定する予定ですが、更にこの同時期にはいわゆる市町村に対する国土強靱化地域計画の策定支援、いわゆる地域計画のガイドラインの策定等も開示される予定であります。また防災・減災等に資する国土強靱化基本法では、地方公共団体に対しても、先ほど申し上げましたけれども、この計画策定や策定施策等についての責務が明記されております。災害から生命を守る計画策定等に向け、東御市としてどのような取り組みを行うか等について、お伺いをいたします。

それでは、最後の4項目めでございます。地域包括ケアシステムの推進についてお伺いをいたします。

地域包括ケアシステムとは、重度の要介護や認知症になったとしても、住み慣れたこの場所で自分らしく生活できるように、地域全体で支える体制のことです。政府は現在、2025年に団塊の世代が75歳以上になる超高齢化社会を迎えることを見据え、介護だけではなく医療や予防、また住まい、配食などの生活支援がおおむね30分以内に提供できる環境づくりを目指しております。地域包括ケアシステムの構築は、世界でも類のない超高齢化社会は日本がまさにその世界でも類のない状況に突入していくわけでございます。今後の日本の社会保障制度の未来を決める大事な取り組みでもあるわけでございます。地域の特性に応じた対策が今、求められております。

そこでお伺いするわけでございますが、この東御市の地域包括ケアシステムの構築を目指して、確かな道筋を示すべき基本的な考えの取り組みをお伺いいたします。

以上、4項目の質問といたします。よろしく答弁を求め、第1回の質問を終わります。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） おはようございます。質問番号24、公明党代表、依田政雄議員の施政方針についてのご質問につきまして、私の方からお答えいたします。

初めに、生ごみ処理施設についてでございますが、東御市一般廃棄物処理基本計画のごみ減量化目標値達成のためには、可燃ごみ全体のうち約30%を占める生ごみの量を減らすことが喫緊の課題となっております。このために市内に検討委員会を設置し、生ごみリサイクル施設の建設計画をはじめとするごみ減量化に係る施設方針について検討を進めてまいりました。この方針内容に基づき、平成29年度をめどに生ごみリサイクル施設建設、東部クリーンセンターでの北御牧地区のごみの受け入れ、分別方法や収集方法の見直しなど、リサイクルシステムの再構築、清浄園廃止を前提とした上田地域広域連合資源循環型施設の建設推進、これに伴う東部地域し尿等の川西保健衛生施設組合衛生センターへの持ち込みなど、具体的施策を進めてまいります。

また、これらの推進に当たっては、市民協働を基本に据え、市民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら進めてまいります。

次に、小・中学校体育館等の非構造部材耐震補強工事についてでございますが、議員からも以前にもご指摘いただいておりますけれども、学校施設は児童・生徒の学習、生活の場であるとともに、災害時の緊急避難場所としての役割もあることから、その安全性確保が極めて重要であります。

当市の小・中学校においては、建築構造体の耐震補強は平成22年度までに完了しておりますが、25年度に非構造部材の耐震調査を実施した結果、各小学校体育館の照明器具、バスケットゴール及び窓ガラス、校舎外壁の一部、田中小学校体育館と北御牧小学校ランチルームでは天井、東部中学校体育館、武道場、北御牧中学校音楽ホールでは天井、照明器具、窓ガラスなどの耐震補強が必要であることが判明しましたので、平成26年度と27年度の2年間で非構造物の耐震補強工事をを行い、安全・安心な教育環境の整備を図りたいと考えております。

次に、健康マイレージ事業についてでございますが、この事業の目的は市民一人ひとりが普段の生活の中でご自分の健康づくりについて自ら考え、自ら楽しく主体的に取り組める環境を提供することにより、市全体として健康づくりに対する市民力の底上げを図っていこうとするものでございます。これもご提案いただいたところから出発しております。

内容といたしましては、特定健診の受診を含む各種の健康づくり事業への参加に関しまして、その健康づくり活動をポイント化することにより、あらかじめ用意された特典が受けられるというもので、運動習慣を身につける仕組みを提供することで、健康づくりへのモチベーションを高める効果があるものと期待をしております。

続きまして、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に係る対象者数とお知らせの方法についてでございますが、当市の対象者数につきましては臨時福祉給付金がおおよそ5,400人、子育て世帯臨時特例給付金が対象となる児童数でおおよそ3,800人を見込んでおります。また対象者への周知の方法につきましては、広報やホームページ等、できるだけ多くの広報手段を活用し、広く当該制度の周知を図るとともに、該当者と思われる方には申請書をお送りするなどの方法も検討し、申請漏れが発生しないよう、しっかりとした対応を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、除排雪の財政支援と対策についてのご質問でございますが、2月14日からのこれまでに類を見ない記録的な大雪では、幹線道路の除雪には東御市建設業協会の皆様に、各区の除雪をはじめとする区内の安全確保には区長を中心とした市民の皆様に連日の対応をいただいたところであり、感謝を申し上げます。特に市内各区におかれましては、区内の生活道路の除雪に多くの負担を割いて、献身的な対応をいただき、市として2.14大雪対策協力交付金により財政的な支援を行っていききたいと考えているところでございます。

今後の対策につきましては、今回の経験を踏まえ、災害全般への備えを見直し、強化するのはもちろんのこと、除排雪についても今回の対応を施政方針に掲げた自助、共助、公助の役割分担を実践した1つの事例として、今後の「安全、安心の社会基盤が支える暮らしやすいまち」づくりに生かすべく、市民の皆様と協働で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 質問番号25、公明党代表、依田政雄議員の消防団の処遇改善について、市長にかわりお答えいたします。

平成7年の阪神・淡路大震災や23年の東日本大震災等の経験を踏まえ、また近年局地的な豪雨、豪雪や台風等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から守る地域防災力の重要性が増大している中で、全国的に地域防災体制の確立が喫緊の課題となっているところでございます。

一方、少子化、高齢化の進展、サラリーマンの増加及び県、市町村の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となってきております。

このような中、市の消防団員の報酬及び出勤手当につきましては、市の条例に基づき支給をしているところでございます。現在、区の再編が一部で進行していることもあり、市消防団の団員定数や消防団組織体制等の在り方について検討してまいりたいと考えており、団員の処遇につきましても法律の趣旨を踏まえ、他市町村の取り組みなど情報収集の上、対処してまいります。

また、市消防団員の退職報償金につきましては、市の条例に基づき在職年数や階級に応じて支給をしております。在職年数につきましては、一部を除き5年以上勤務した団員から支給することとし、以後1年ごとに支給額を規定しており、勤務年数5年ごとに支給額が規定されている国の基準に比べ手厚い支給となっております。なお国においては、3月に消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令を改正しまして、消防団員の退職報償金を引き上げる等の処遇改善を予定していることから、市におきましても改正の趣旨を踏まえ、適切に対処してまいります。

次に、質問番号26 防災・減災等に資する国土強靱化基本法での地域計画の策定についての質問につきまして、市長にかわりお答え申し上げます。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法につきまして、議員からお話がありましたように昨年の12月4日に成立しまして、同月11日に交付、同日に施行されたところであります。また12月17日は、この法律における国土強靱化の推進に関しまして、関係する国の計画等の指針として位置づけられる国土強靱化基本計画のもととなる政策大綱が国土強靱化推進本部で決定されたところであります。

地方公共団体につきましては、この法律の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有することがこの法に定められております。

現在、国においては関係する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、国土強靱化基本計画の策定を進めているところでありますので、市の地域計画の策定や取り組み等につきましては今後の国や県の動向を注視するとともに、他市町村の取り組みなど情報収集の上、研究対処してまいります。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 質問番号27、公明党代表、依田政雄議員の地域包括ケアシステムの推進についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えします。

ただいま議員からお話がありましたが、この地域包括ケアシステムは2025年、平成37年に団塊の世代が75歳以上となり、介護ニーズのピークを迎えるに当たり、介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるよう、地域が一体となって包括的、継続的に取り組むべき在宅介護に重点を置いた仕組みでございます。

このシステムは、介護サービスの充実強化、医療との連携強化、介護予防の推進、多様な生活支援サービスの確保、住宅のバリアフリー化の促進という5つの視点による取り組みが必要不可欠であることから、1つには必要とされる専門的なサービスが提供できる社会基盤の充実が求められて

おります。

また、2つ目といたしまして、区の組織や民生児童委員、介護サポーター、ボランティア団体など地域の住民によって支えることができる様々な地域支援組織の連携も必要とされております。

このようなことから、本システム構築のためには介護や医療などの各種サービスを提供している専門事業者によるネットワークと、地域で様々な活動を行っている各種団体による地域支援ネットワークを市の地域包括支援センターがコーディネートをし、連携を図っていくことが必要であり、その実現に向けては社会福祉協議会の協力を得ながら、地域ケア会議の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

なお今年度の取り組みといたしましては、システム構築に向けた研究会を開催し、地域での困りごとや課題等を集約し、分析を行ったところであり、今後は高齢者へのアンケートを実施するとともに、研究会の結果を踏まえながら各地区において懇談会を開催し、地域包括ケアシステムの概念や考え方についての説明を行い、意見交換を実施してまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） それぞれ答弁をいただきました。ここで会派調整時間を設けなくて再質問をさせていただきます。続けさせていただきます。私は一問一答ではなく、一括質問一括答弁をするわけでございますけれども、それは通告のとおりでございますので、このまま進めさせていただきます。

それぞれ答弁をいただきました。何点かについて再質問をいたします。昨日より同僚議員の何回も言いますけれども、重複するところがあるかと思えますけれども、答弁をまたよろしくお願ひしたいと思います。私は今回4項目会派として質問を設けたわけでありましたが、その一つ一つについては非常にこれからの東御市のあるべき姿そのものでありますので、そのことについて質問をしたわけでございます。再質問をさせていただきます。

市長施政方針について、生ごみ処理施設の建設についてであります。市民協働を基本に据え、市民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら進めてまいりますという答弁でございますが、私はこのことについては非常に大切ではないかなというふうに思うわけでございます。

そこで質問をいたしますけれども、東御市にこれから東部クリーンセンター、東御市全体でそこへあれるわけですが、東御市の可燃ごみを10%減らすということが求められているわけでございますけれども、可燃ごみ全体のうち生ごみの量は30%と試算しているという答弁でございますけれども、生ごみのリサイクル施設の建設により、何%の減量を見込んでいるかについてお聞きをしたいと思います。

それから2点目でございますが、生ごみの収集運搬、またこれ分別方法についても大きく変わってくるかと思うんですけれども、その分別方法についてお伺いをいたします。

それから3点目でございますが、リサイクル施設で生産される堆肥があるわけですが、この利活用についてはどのように考えているかをお伺いしたいと思います。

それから建設に当たっての、建設でありますけれども、そのようにリサイクル施設ができるわけですけれども、それを市民にどのように周知をしていくか、行っていくかをお聞きしたいと思います。

それから次に、小・中学校体育館の非構造物耐震補強工事についてでございますが、この小・中学校体育館等の非構造部材耐震化については、私も過去において何回も質問をさせていただいてきたわけでございますけれども、安心・安全の教育現場の取り組みは私は非常に大切であろうかと思うわけでございます。未来の東御市をしょって立つ子どもたちのためでございますので、また答弁におきましてありましたけれども、26年度、27年度で改修工事を行う計画でとの答弁でありますので、私は速やかに完了できることを要望いたすところでございます。

そこで関連質問で1点だけご質問をさせていただきます。このことについても私、過去の質問の中で社会体育館についても調査をするという方向の答弁があったかと思うんですが、それにつきまして教育現場でも使用する東御市における社会体育館の非構造物の耐震化についての取り組みはどのように行っていくか、そのことについてお聞きをしたいと思います。

それから健康マイレージ事業についてでございますが、この事業についても昨年12月ですか、公明党会派の三縄雅枝議員の昨年の一般質問で提案し、その実現に至ったわけでございますが、その取り組みに敬意をいたすところでございます。

そこでこのことについて再質問をさせていただきますが、答弁の中で特定健診の受診を含む各種の健康づくりへの参加に対して、健康づくり活動をポイント化することにより、あらかじめ用意された特典を受けられるとの答弁でございますが、具体的に特典とはどのようなものかについて、お聞きをしたいと思います。

それから4点目でございますが、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金についての再質問いたしますけれども、当市においての対象者については臨時福祉給付金がおおよそ5,400人、子育て世帯臨時特例給付金の対象児童数がおおよそ3,800人、このような答弁でございますけれども、申告漏れのないように、しっかりとした対応をしていくとの答弁でございますが、私は今回の臨時給付金は、2つを含めて1回限りの給付金でありますので、漏れのないように特段の配慮を願うものでございます。また、私もいろいろ調べて、こういう問題も起きるのではないかなというふうに思うわけでございますが、例えば対象者に申請書を送る様々なケースがあるかと思っておりますけれども、特に今回の臨時福祉給付金の対象者は単身者の場合は課税対象者の被扶養者となっていないことが条件となっているわけでございますが、この確認はその方が地市町村にいる場合には非常に困難であるわけですが、確認ですね、困難であるわけでございますが、個人用の申請書案を見ていただければおわかりかと思っておりますが、扶養者についても申告していただきますが、他市町村の場合はその市町村が発行する非課税証明書を添付していただくというふうになっているかと思うんですが、このように非常に大変な手間がかかったり、事務も膨大でありますけれども、今回の制度は消費税の逆進性を補完する重要な制度考えておりますので、また市民の皆さんも楽しみにしておりますの

で、1人の申告漏れのないようにしっかりと対応をお願いいたします。このことについてお考えをお聞きしたいと思います。

それから除排雪の財政支援と対策についてでございますが、大雪に対する協力交付金の財政支援を行っていくという答弁でございますが、区の規模等にも違いがありますけれども、その辺についてはどのように配分していくかをお聞きしたいと思います。市に対してのやっていたことに関しては非常に敬意をいたすところでございますが、各区の規模等も違いますけれども、どのように配分をしていくのかを再質問したいと思います。

それから消防団の処遇改善であります。市の消防団員の報酬及び出勤手当については、市の条例に基づき支給、または退職報償金については市の条例に基づき在職年数階級に応じて支給しているという答弁でございますが、そこでお伺いをしたいと思います。東御市の条例では、非常に国のそういう支給対象と違って、細かくとられているということに対しては非常にいい退職報償金制度でございますが、今回の消防団の処遇改善と拡充を見ると、退職報償金の引き上げは全階級一律5万円引き上げ、また報酬は3万6,000円、それから出勤手当は7,000円となっておりますが、東御市の実態についてお伺いをいたします。

それから今回の消防団の支援法改正においては、自主防災組織の充実がありますけれども、その取り組みについてどのように行っていくかをお伺いしたいと思います。

それから3項目めの防災・減災等に資する国土強靱化基本法での地域計画の策定についてでございますが、市の国土強靱化地域計画の策定については今後の国や県の動向を注視するとともに、他市町村の取り組みなど情報収集の研究、対処をしておりますとの答弁でございますけれども、改めてその辺のところについては確認をいたすわけでございますが、この防災・減災等に資する国土強靱化法では、地方公共団体に対しての計画策定や施策について求めているわけでございますが、責務を規定しておるわけです。例えば地方公共団体の責務として、第4条には地方公共団体は第2条の理念にのっとり、国土強靱化に関して国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務が有すると、このようになっております。そしてまた国土強靱化地域計画につきましては、第13条におきましては市町村は国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができると、このようにもなっております。私には答弁にもございましたけれども、他市町村の動向を注視しながら進めていくという答弁でございますが、私はこの辺のところについては災害から生命を守る計画策定に向けては、東御市としても積極的に、様々なことがありますけれども、計画策定の取り組みを再度お伺いしたいと思います。

それから地域包括ケアシステムの推進でございますが、私は冒頭でも申し上げました。地域包括ケアシステムの構築については、団塊の世代が75歳以上となる2025年、平成37年でございます

が、めどに重度な介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体に提供される地域包括ケアシステムの構築が、私は未来の東御市のあるべき姿であるといっても私は過言でないと思うわけでございます。

そこで再度お伺いをいたすわけでございます。1点目として、今後認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築というのは非常に大事なんですけれども、それについて同僚議員の質問等でも答弁がありましたけれども、そのことについて構築をどう行っていくかをお聞きしたいと思います。

それから2点目でございますが、75歳以上の高齢化の進展状況は市内においても地域差があるか、それはあると思うんですが、それをどう対応していくか、地域においても5地区あるわけなんですが、その辺についてどう対応していくか、そのことについてお聞きをしたいと思います。地域包括ケアシステムは保険者である市が地域の自主性や主体性に基つき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要であるが、どのようにかかわっていくか、答弁でもございましたけれども、そのことについても再度お聞きをしたいと思います。

そして繰り返しますけれども、地域包括ケアシステムといっても東御市においても5地区が一律の形であるわけではないわけでございますが、今後の高齢化社会に対応するため、地域の実情と特色を生かして、医療、介護、福祉の連携体制を構築させていく必要があると思うが、どのように考えているかをお聞きしたいと思います。

以上、何点かにわたっての再質問をいたします。よろしく答弁を求め、第2回の質問を終わりにします。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 依田政雄議員の施政方針についての中のごみ処理施設について再質問にお答えいたします。

1点目の生ごみリサイクル施設で、生ごみの何%の減量を見込んでいるのかというご質問でございます。市の24年度の可燃ごみの実績は東部地区4,259トン、北御牧地区713トン、合計4,972トンでございます。市の一般廃棄物処理計画では、27年度までに可燃ごみを4,468トンまで減らす計画となっております。差引504トンを減量させることが目標値となっておりますが、この目標の達成が難しいという中で、生ごみリサイクル施設の建設計画を進めているところでございます。

生ごみリサイクル施設は29年度の稼働を目指しておりますが、24年度における27年度までの減量化目標値504トンを基準に見込みますと、生ごみのうちの約30%を生ごみリサイクル施設のほか、生ごみ処理機やコンポスト等により減量化したいと考えております。

2点目の生ごみの収集・運搬・分別の方法についてでございます。26年度に生ごみリサイクル施設の基本構想、基本計画の策定を予定しておりますが、その中で環境審議会等のご意見等をいた

だきながら、再構築を進めてまいりたいと考えております。

3点目の堆肥の利活用についてでございます。堆肥につきましては市民の皆様へ還元していくことで循環型社会の形成が図れると考えております。先進地事例では無料配付と有料販売の2通りがございます。販売しての収益が目的ではございませんので、有料販売にはあまりこだわらない中で検討してまいりたいと考えております。

4点目の市民への周知についてでございます。26年度に策定予定の生ごみリサイクル施設の基本構想、基本計画の内容を踏まえて、環境審議会等からご意見をいただき、29年度の生ごみリサイクル施設及びシステムの稼働に間に合うように市民の皆様への説明会を開催し、ご理解、ご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 依田政雄議員の2つ目の質問、非構造部材の耐震補強工事につきまして、小・中学校に続きまして社会体育施設はどのような計画かという再質問でございます。

小・中学校の施設につきましては、先ほど申し上げましたとおり最優先の実施ということでございまして、平成26年、27年度の2カ年度での実施でございますが、特に26年度には事業費ベースで約6割、できるだけ早くということで実施をする予定でございます。

社会体育施設につきましては、新年度予算に計上いたしました耐震診断を26年度実施をいたしまして、その結果によりまして順次できるだけ早く補強工事を行いたいと考えております。

特に体育施設につきましては、社会体育施設、例えば第1体育館等につきましては児童・生徒のスポーツ教室、あるいは中学校の部活動でも利用しておりますし、逆に小学校の体育館施設は学校開放で社会人も利用していると。相互に使い合っている部分もございますので、同時に施工するという事は難しい、どちらも使えなくなるような状態は避けたいということで、年次をずらしての耐震補強工事といたしたいと思っております。

いずれにいたしましても工事中は足場を組んで何カ月かにわたる工事となりますので、児童・生徒の皆さん、それから市民の皆様方には工事中ご迷惑をおかけいたしますけれども、できるだけ早く安全・安心の確保をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 再質問の中で、私の方からは健康マイレージ、それと臨時福祉給付金、この2点について答弁申し上げます。

初めに、健康マイレージの特典でございますが、今のところ考えておりますのは市内の温泉施設、またはアクティブセンター、温水プールですけれども、こういったところの利用券、それから万歩計などということで、健康づくりにかかわる特典を考えておりますけれども、それ以外にも普段の生活に密着した特典、もらってうれしいなと思われるようなものも順次考えていく必要があるだろうというふうに思っております。

それから2番目の臨時福祉給付金のことでございますが、これは議員ご指摘されましたように、

この給付金の受給資格があった場合でも、その方が被扶養者、すなわちどなたかに扶養されている場合につきましては、その方を扶養している人の受給資格というものも影響してくるということがございます。このいわゆる扶養と被扶養の考え方につきましては、ちょっと複雑な仕組みというふうになっておりますので、事務処理につきましても大変に手間のかかるものになるということが予想されます。したがって、いましてまず仕組みにつきましてはできるだけわかりやすく住民に周知を図るということと、市といたしましては事務処理も当然ながら適切に行いまして、申請漏れがないような対応をしてみたいというふうを考えております。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 依田議員の施政方針についてのうち除排雪に関しまして、2. 14大雪対策協力交付金の配分につきまして、私の方からお答えします。各区への予算額の配分につきましては、議員の方からもお話がありましたように、人口の多い区、区の範囲が広い区等がございますので、この点に配慮しまして基本額、その他人口、面積を加えた額を交付したいと考えております。なお人口については住民基本台帳、面積につきましては国勢調査による住むことが可能な面積、いわゆる可住地面積を基本に考えていきたいというふうを考えております。細部につきましては、今後最終調整を行いまして、最終的な各区の割り当てを決定していきたいというふうを考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 消防団の関係につきましてのご質問にまずお答えします。まず現在の消防団に係る団員の報酬ですとか、出動手当、それと退職報償金の関係についての当市の実態でございますけれども、報酬につきまして申し上げます。今、団長につきましては20万3,000円、副団長が15万6,000円、分団長は9万円、部長におきましては5万1,000円、ほかにも階級はございますけれども、ほかに団員は1万5,000円という報酬を定めております。また出動に関しましては火災と水害に出動した場合、4時間を1回としまして580円の出動手当の支給となっております。

報酬ですとか階級の設置ですとか、額におきましては、他団体の状況なども見る中では、それぞれ今までの経過等がございまして相違がございます。ちなみに上田地域の中では報酬額は階級的に一般的な階級をとらえていきますと、東御市が一番高い額となっておりますし、また出動手当に関しましては、他団体では支給がないという状況でございます。ただ、区域を越えていきますとそれぞれの区域におきまして今までの経過もある中で様々でございます。今回、国の指針も示される中で、見直し等につきましては先ほど申し上げましたように他団体の状況も把握しながら取り組んでまいりたいというふうにとらえて考えているところでございます。

それと退職報償金の関係でございますけれども、これにつきましても冒頭申し上げましたように、当市におきましては国で定める法律よりも、より細かく規定しておりまして、国では5年以上、5年刻みで退職報償金が決まっておりますけれども、当市では3年以上、1年刻みで金額を定めてお

るところでございます。

それで今回、法の改正の中で、議員からもございましたけれども、報償金の引き上げについて今月その関係の施行令が成立する予定でございます。国では速やかにこれを適用しろということでございます。当市におきましても、この状況を確認しまして、6月の市議会定例会で条例改正等につきまして予定をしておるところでございます。なお当市の場合、消防団員の退職日は4月1日ということにしておりますので、条例制定の結果でございますけれども、25年度退職の者にも適用ができるように経過措置等を設ける考えでおります。

次に、自主防災への取り組みでございます。消防団の必要性、部の必要性というのは今回の大雪の状態を見ましても明確になるところかと思っておりますけれども、これに対しまして当市におきましての取り組みでございますが、消防団の部そもそもが区ごとに設置するというふうには特に決めてございませんで、分団までは決まっておりますけれども、部におきましてはそれぞれの、特に合併前等の経過がございます。北御牧地区におきましては久保通の部の設置状況からしましても、区単位ということではなくて、複数の区を1つの部が請け負っているという状況が確立されております。東部地区におきましては、どちらかといいますと歴史的には区単位の経過があるかなというところでございます。それをカバーする措置としまして自主的に予防防災やら初期消火活動などのために自衛消防隊組織を設置を促しているところでございます。今現在5区にそういった組織ができております。引き続き団ですとか、自衛消防隊の未組織の区に対しましては編成をお願いしているところでございます。今年度におきましても区長さんがかかわられる中で、この内容の確認ですとか手続きの相談などの連絡もいただいております。

今後におきましても、自主防災への取り組み、また消防、防災組織ですか、別途お願いしているところでございます。そういったことも含めまして、自主防災への取り組みを促していくところでございます。

次に、強靱化計画の関係でございますけれども、これにつきましても、まず地域計画につきましては国との適切な役割分担を踏まえることということがございますし、あと国との基本計画との調和が保たれたものでなければならないというふうにも定められておりますし、また、この計画は各種計画、実際にある各計画の上位計画となるものと考えております。そういったことからしまして、今現在、国の動きに対しまして県の説明会が過日中央で行われたということでございますが、その自治体への説明等につきましては、まだありませんことも含めまして、先ほど申し上げましたように今後、国等の動向を把握しながら、他市町村の取り組みも情報収集して対応していきたいというところがございます。議員からいち早くということもございますけれども、申し上げました役割分担、調和が保たれたというような、法でもその文言が定められておる中で、県等の調整を図りながら行っていきたいというふうに考えているところがございます。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 質問番号27の地域包括ケアシステムにかかわる再質問2点いた

いただきましたので、お答えいたします。

1つ目は、認知症高齢者にかかわる地域包括ケアシステムとのかかわりということですが、これは認知症高齢者を地域で支える仕組みとしては、この地域包括ケアシステム、大変有効なものであるということにつきまして、私も全く同感であります。

構築に当たりましては、先ほどの答弁と一部繰り返しのになってしまいますが、1つはまずサービスを提供している事業者があります。それからもう一つは地域における様々な支援をする組織があります。いかにこの2つの組織を1つに連携をはかっていくかというところがポイントになりますので、そこについては市の地域包括支援センターがそのけん引役となって中心的に進めていくということでありまして、当然ながら社会福祉協議会とともにこの構築に向けては進めていくということでもあります。

それからもう1点の市内5地区のそれぞれ特性ということですが、このシステムにつきましては先ほど議員からも少しお話がありましたが、基本的には日常生活圏を30分以内という位置づけをしております、人口規模では1万人程度ということでひな形が国の方から提示をされているということでもあります。

こういった中で、当市の状況でございますが、3万人の人口規模、いわゆる郡部の市でありますけれども、広さの面では比較的効率がよい地域であるというふうに考えておりまして、国から示されているこの規模にこだわる必要かということも、今後議論をする必要があるというふうに思っております。

そういった中では、今後開催を予定しております地区ごとの懇談会、この中でご意見を賜りながら、市全体としてのくくりの在り方、それから地域ごとの実情や特性の在り方、この両方について検討しながら、市全体としてのやはり地域包括ケアシステムの仕組みづくりというものが必要だろうというふうに考えております。

○議長（青木周次君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） それぞれ再質問の答弁をいただきました。先ほど私、冒頭申し上げましたように、今回この4項目の質問については、これからの東御市のあるべき姿というふうにとらえて、再質問に当たって、そして再々質問に当たって質問させていただきます。

全体的に前向きな答弁であると私には感じられたわけでございますが、再々質問ではございますが、また要望も含めて再々質問をしていきたいと思っておりますけれども、2点にわたって行いたいと思います。

まず消防団の処遇改善でございますが、過日の新聞報道にもございました。「報酬を払わない消防団公表」なんて、こういう名目が出ているわけで、報道されたわけでありましてけれども、先ほどの答弁にもございましたけれども、国は消防団員1人当たりの報酬額を3万6,500円、1回の出勤当たり、申し上げましたけれども、7,000円の手当を支払うとして、自治体に渡す地方交付税の額を既に算定しているわけなんですよね、既に。ただ、実際の支給額は自治体が条例で定め

ることとなっておりますけれども、平均の年額報酬が2万5,600円、2010年度、1回の出動手当が2,562円、11年の4月、算定基準を大幅に下回っているのが現実だそうでございますけれども、東御市においても先ほど答弁のように、出動手当も少ないなというふうにちょっと感じるわけでございますが、でも国は実際、交付税として今回、その分については出す算定はしているわけでありますから、それに沿ってやっぱり十分対応できるように消防団の処遇改善をしていくべきではないかと思いますが、その辺のことについてお聞きをしたいと思います。

それから次に、地域包括ケアシステムの構築でございますが、また推進でございますけれども、様々な答弁の中でございました。私はやっぱりこれも本当に2025年、団塊の世代が75歳になっていく、後期高齢者になっていくという、非常に後期高齢者の皆さんが非常にこう、どう乗り越えていくか、ここが一番非常に大きなネックになり、ここを乗り越えることによって、あとはいいというわけにいきませんが、その方向に行く、いかに大事かというふうに思うわけでございます。この2025年には、社会保障費というのは日本全国で150兆円に近づくというふうな、このような報道もあるわけでございますが、そういったときに今回、東御市においても25年の4月の第1次東御市総合計画、後期基本計画の中の提言の中の、中間検証結果報告書の中、こういうふうになっておりますけれども、施策達成度評価報告書でございますが、そこにおいて市民病院と市内開業医との連携、健康福祉部と地域福祉サービスを担う社会福祉協議会や社会福祉事業者など、各機関の強化と連携を推進し、地域包括ケアシステムの仕組みづくりが課題であると、このように報告書にはなっているわけでございます。

この地域における一体感の取り組み、様々答弁ございましたけれども、この報告書の中では地域包括ケアシステムの取り組みが課題であるというふうに答申しているわけでありますが、再度この辺のところをしっかりと、再度改めてこの辺のところについてお聞きをしたいと思います。

以上、再々質問を終わります。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 消防団員の報酬等の処遇改善についての再々質問でございますけれども、今、議員からお話がありました、このごろ報道された内容の中で、消防団員の報酬の交付税単価についてでございますけれども、お話があったとおりでございます。これは交付税の算定単価ということでございます。団員は一般団員で3万6,500円、出動手当は7,000円というふうに定められておりますよということでございます。

今回、こういったこともございまして、あえて市の地方交付税、普通交付税に算入されている額を推計してみたところでございますけれども、24年度の状況でいきますと、推計額が1,076万円ほどになるかというところでございます。報酬、実際に24年度の報酬、出動手当の決算額は、1,735万1,000円ということでございます。すべてを交付税で賄うということではないとは思いますが、こういった結果でございますが、ただ、今回、こういったことが示される中で、やはり先ほども申し上げました今までの歴史的な経過の中で金額が定まってきているかなとい

うことがございますので、他団体の状況も把握しながら、処遇改善を対応していきたいというふうに思うところでございます。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 地域包括ケアシステムにかかわります関係機関や団体との連携強化という再々質問であります。市民病院と、それから市内の開業医を含めました医療機関につきましては、保健行政連絡会議というものをつくっております。通称医人会というふうと呼ばれておる組織がございます。それから市内の介護等を提供している福祉事業所でございますが、こちらは17事業所ございまして、東御市民間介護福祉事業所連絡会という組織をつくっております。どちらも市とは深いつながり、かかわりを持っている組織でございますが、特に事業所の方につきましては包括支援センターの職員も参加をして、定例的な会議に出ているというようなこともございますので、そういった意味ではやはり市の地域包括支援センターが仲介役となって連携を図る仕組みを進めていくということがベストな方法だというふうに思っております。

もちろん繰り返しになりますが、そこには社会福祉協議会のご協力もいただきながら、仕組みをつくっていくということでございますので、よろしくお願いいたします。

○16番（依田政雄君） では、終わります。

○議長（青木周次君） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（青木周次君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

これから個人質問を行います。順番に発言を許可します。

受付番号1 中学校部活動の朝練習廃止について、受付番号2 市民農園について。5番、蓮見喜昭君。

蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） 議席番号5番、太陽と風の会、蓮見喜昭です。今回も元気に一般質問を行ってまいります。

質問の前に、先月の今まで経験したことのない大雪災害について、被害を受けた方々、特にビニールハウス等で作物をつくられていて、被害を受けた方々、この場をお借りいたしまして心よりお見舞い申し上げます。更には連日のように除雪作業にいそまれた業者の方々、地域の子どもの通学路や生活道路確保のために除雪作業を日々された方々、そして市役所の職員の皆様、農協の職員の皆様、その他関係者の皆様、連日連夜にわたり本当にお疲れさまでございました。

それでは質問を始めます。今回は2点について質問をいたします。中学校部活動の朝練習廃止について、そして市民農園についての2点です。

まずは中学校の朝の部活動廃止についてですが、この質問については昨年末の一般質問、平成2

5年第4回定例議会でも質問した経緯がございますが、そのときは昨年末にスポーツ医療の専門家や体育教師らでつくる長野県中学生期のスポーツ検討委員会という委員会が、朝の部活動は原則廃止と、休養日を原則週2日以上設けるなどの報告書を長野県の教育委員会に提出されて、県教育委員会は今後県民の意見を聞きながら、その後、県内各中学校に指針を示すという話でございました。つまり長野県教育委員会の指針が当時私が一般質問をした当時では示されていなかったものですから、前回の一般質問のときに今後指針が示された場合に、改めてこの一般質問の場を質問させていただきますという、そういったことを申し上げた経緯がございます。

というわけで先月、2月13日、長野県教育委員会の定例会にて、県内公立中学校の運動部の朝練習、いわゆる朝練を原則廃止するということを含めた「県中学生期のスポーツ活動指針」を決めたという報道がございました。「信濃毎日新聞」に載っていた報道によりますと、バランスのとれた生活やスポーツ障害の予防をねらいに、県内の公立中学校運動部の平日の活動を合計2時間程度までとし、日没が早い時期などの例外を除いて朝練は行わない。もう少し詳しく説明すると、大部分の学校で年間を通して朝練をしているのは、全国いろんな学校がございますけれども、長野県が突出しているということでした。勝利至上主義に偏らない生徒の自発的な活動を促す指導を求め、週に2日程度を休養に充て、平日の練習は2時間程度、更に休日の練習は午前、午後にわたらない、そして朝練は原則として行わない、更には部活動の延長として行われる社会体育活動も見直すということだそうです。

この提言について、本当に多くの方々が様々な立場から、そして様々な考え方から賛成、反対を含めてあると思いますが、そこでここで質問しますが、この長野県教育委員会からの指針を受けて、市内中学校は今後どのような対応をしていくのでしょうか。

そして今回の中学校の部活の延長である社会体育も廃止とのことですが、私自身が社会体育というものを経験したことがなかったので、ちょっといろいろ調べてみたのですが、社会体育とはいわゆる部活動の延長の活動と言われているようで、中学校の主に運動部が団体などをつくって、普段の部の活動とは別に放課後の部活動ですとか、休日なんかに実施する活動で、団体とか保護者、もしくは地域の指導者等が運営するケースが多いようですが、実際の指導は部活動の顧問の先生がやったりすることもありたりするようでして、実質的な普段の部活動の活動時間をより確保するために、それがねらいのようなものだというふうに私は感じました。そしてこの社会体育、以前にゆとり教育が導入されてから、この社会体育が増えたということも聞きました。

そこでお聞きしますが、この社会体育、東御市においてこの社会体育の活動の現状はどのようになっているか、質問します。

続きまして、市民農園についての質問です。

農家でなくても人間にとって野菜や果樹などの農産物を育てるということは、楽しみながら農業をこの信州、東御市といったすばらしい環境のよい場所で行うことは、人生を実りあるものにしてくれると思いますし、いろんな意味で普段農業に従事されていない方も家庭菜園での農作業を通じ

て、もともと農耕民族である我々日本人が人間らしく生きるための喜びを与えてくれるような気がします。家庭菜園でつくる作物は、基本的に自家消費だと思いますので、形がおかしいものであったりですとか、お店で売っているものより大きさが小さかったりしても、自分で苦労して栽培したものですから、食べてみてとてもおいしく感じますし、幸せな瞬間を過ごせるわけです。

そして自分の畑や庭の片隅で行う家庭菜園がないような方、アパートなどで暮らしていないような方でも東御市ではよく広報誌等でも募集しているのを見かけますが、ふれあい市民農園という名前で市民の皆様が気軽に利用できる市民農園の利用者を募集されています。広報誌での募集要項を見ますと、現在はこのふれあい市民農園、市内各地区に設置されていて、その数が8カ所で78区画ですか、1区画が約100平米、利用料が年1区画3,000円ということでした。

そこで質問をいたしますが、現在、多くの市民の皆様が野菜づくり等を楽しみながら利用されているこの市民農園、現在の市内におけるこの市民農園の利用状況はどのようになっているのでしょうか。そして現在のこの市民農園の課題、今後改善しなくてはならない点等がありますでしょうか。

以上が私の最初の質問です。よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（青木周次君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 受付番号1、蓮見喜昭議員の中学校部活動の朝練習廃止についてのご質問についてお答えします。代表質問でもございましたので、現状でのお答えをしたいと思います。

この2月14日付で長野県教育委員会から「長野県中学生期のスポーツ活動指針」が示されました。この中では運動部活動の活動基準、運動部活動の延長として行われている社会体育活動の位置づけ、県教育委員会の役割、市町村教育委員会の役割等についての県教育委員会の考えが示されたわけであります。

東御市教育委員会では、2月24日に開催した定例教育委員会において、この指針を踏まえての運用について審議したところであります。運動部活動は仲間とともに競い、励まし、協力する中で公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど、生徒が心身ともに健やかに成長していく上で極めて重要な活動であると位置づけておりますので、指針に沿った内容で実施していくことを教育委員会で確認しました。

今後はそれぞれの中学校に設置しておりますスポーツ活動運営委員会を合同で開催し、学校間で歩調を合せ、更に中学校体育連盟との兼ね合いもあることから、上小地域で連携を図り、同じ歩調で進めてまいりたいと考えております。

2点目の部活動の延長としての社会体育活動については、両中学とも幾つかの部活動で行っていることから、これもスポーツ活動運営委員会において協議していく予定であります。なお、この協議には学校や保護者だけでなく、専門の立場から市体育協会や身体教育医学研究所にも参画いただけるよう依頼してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 受付番号2、蓮見喜昭議員の市民農園についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

1つ目の現在の市民農園の利用状況はどうなっていますかについてでございますが、市民農園は遊休農地の有効活用や耕作放棄地の解消を主な目的に、あわせて市民の皆さんが自然の中で気楽に土に親しみ、農作業を通じて触れ合いを深める場として平成16年に開設しました。現在、市内には11カ所、総面積は1万1,000平米、総区画数は78区画となっています。利用状況につきましては、2月末現在で76区画、59人が利用しており、あいている区画は2区画とほぼ満杯の状況でございます。

2点目の現在の市民の農園の課題、そして今後改善しなくてはならない点等がありますかについてでございますが、利用していただいている皆さんはマナーを守って適正な農園管理をされており、周辺からの苦情等は特に聞いておりません。市民農園は耕作放棄地の解消に役立つことから、市の広報等で利用の促進を図りながら、必要に応じて面積の拡大について検討してまいります。

○議長（青木周次君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） それでは再質問ですが、ここからは一問一答でお願いします。

まずは中学校の朝の部活動廃止についての再質問ですが、今回のこの長野県の教育委員会の指針は、様々な意味で注目度が高いと思います。何といたっても全県で一律の朝練廃止を求める内容というのが珍しいということが大きな注目を集める理由の1つだと思いますが、県教育委員会がこのことについて意見募集をされていましたが、大きな反響があって、県内外から1,500件以上の声が集まったと、そしてこの朝練廃止に関していろんな賛否両論あったということが新聞に載っていました。

そんな中で、今回この朝練廃止の指針は、朝練は廃止をするということを含んではいるものの、拘束力はないということとして、報道によると県教育委員会の教育長は各学校で速やかに内容を検討し、できるところから実行してほしいということを記者会見で述べたとありました。新聞報道をやっぴり見ていると、全県一律の見直しということに対して、練習時間は必要と朝練の継続を求める声も依然として根強いとございましたし、反対に今の中学生は部活動のおかげで週7日休みが全くない状態にある方もいらっしゃるので、朝練廃止は歓迎すべきと考えている保護者のコメントもありました。そういったいろんな関係者の話を総合してみると、まだ今後どうなっていくかちょっとわからない状態といたしますか、しばらくはちょっと手探り状態のような感じが続いていくような感じもいたしますけれども、そんな中で既に態度を表明し始めている県内の自治体もあるようでして、前回の一般質問でも例として挙げさせていただいたのですが、南信の下伊那郡の高森町では、町独自の検討委員会を発足させて、中学校の活動の活動基準を定めようと話し合っているということでした。前回の一般質問の中でも申し上げたのですが、この高森町の町長が12月の議会で発言したことなんですが、市町村の状況も違う中で県が一律に制限すべきでない、更に一定のガイドラインを設けた上で判断は市町村に任せて、問題があれば改めて検討すると。そして

たまたま今朝の「信濃毎日新聞」にも載っていましたが、高森町の町内唯一の高森中学校長が、今後教職員にアンケートをして、今後も議論していくというふうにあります。

そしてほかの自治体でも、例えば近くの千曲市の教育委員会が来月、つまり年度のかわる4月は朝練を継続して1学期末までにどうするか方向性を決める方針というふうにございましたし、松本市の教育委員会も保護者の意見を今後は聞いて、1学期中に朝練というものをつづけるかどうか結論を出すというふうに載っておりました。更に長野市のある中学校は、生徒への校内アンケートをした結果、8割が朝練継続を支持したということで、4月から朝練について自主練習、生徒の自主的な練習を認めていくようです。

こんな中で、東御市でもこういった検討委員会のような大きな組織が必要がどうか分かりませんが、今回のこの県教育委員会の指針は各学校ごとのスポーツ活動運営委員会のようなもの、そういった効果的な活動を検討するように求めているとありました。東御市でもこういった検討委員会のような組織、もしくは少なくとも保護者、生徒からの意向調査、聞き取り等を行って、現場の声を反映できるようにしたらと思うのですが、そういった取り組みについていかがお考えか、お聞きをします。

そして先ほどの答弁の中で、県の指針に沿って上小地域で歩調を合せるというお話がありましたけれども、東御市としては4月以降朝練をどうしていくか、そういった態度表明のようものはする予定があるかどうか、質問をいたします。

○議長（青木周次君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 再質問にお答えします。この4月からどうするかというようなことと、様々な今回の指針については大事にするところを示しているわけでありますので、この短時間の中ですべてその課題をクリアして、4月から正式にというか、これがベストだという形ではスタートできないというふうに見ております。したがって当面4月からどのように部活動をするかということ、これも1校で決めることではないと思います、公平性をやはり保っていく必要がありますので。

それから今回の指針の資料を見ますと、やはり中学生の健康、望ましい大きな学校生活という中で、どのように部活動を考えていくかということが大きくウエートを占めて示されています。中学生の生活を見ると、早い生徒で5時起きという生徒もいます。7時には登校するわけでありますので、その通学距離によって異なる、それを通年するということはかなり苦しいことかなと思います。朝の始まりはそういうことで、終わりは学校で部活動を終えて帰宅する、宿題を終えてでは何時に寝れるかという調査も行っておりますので、11時に寝ればいいのかなど、それを過ぎる生徒もいるという実態であります。

それから部活動への加入率が下がっているということは、自然減でなくて、女子生徒を中心に加入率が下がってきている実情、そこをしっかりと検討していかなければいけないと思いますし、この中学校だけでなく高校の部活動、スポーツに対する関心についても触れております。同じく女子生徒の運動に対する興味は非常に低いという形に示されています。こういったところで体力の問題

なり、そういった運動への関心、なぜ低くなるかというようなことについても十分検討していかなければなりませんので、当面4月の活動とともに、望ましい本当の部活動、中学校の生徒の生活をきちっと見直していくということは時間が必要かなということを思います。

その中で、保護者の意見と、しっかり関係する皆さんの意見をどのように聞いていくかということではありますが、代表を通してこの検討委員会で聞いていくということもあろうかなと思いますけれども、場合によっては再度市としての意見を聞いていくということもあり得るかもしれません。現状では代表でこのスポーツ条項にある運営委員会を合せた中に入っただいて、意見を聞き、調整をしていくということでもあります。

○議長（青木周次君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） 確かに4月までは時間があまりございませんので、ほかの市町村の教育委員会なども1学期末までに結論を出したいというようなことを言っておりましたので、できるだけじっくり議論をしていただき、できれば東御市としての独自性といいますか、東御市らしさができるようなものがあるなら、それをしっかり打ち出せるようにしていただきたいなというふうに思います。

そして部活動と一緒に先ほども質問しました原則廃止の社会体育に関してなのですが、社会体育に関しは私が中学生のときは今から30年くらい前ですけれども、そのころはずっと私も運動をやってまして、いわゆる体育会系で育ちましたので、毎日部活動にどっぷりつかっていて、朝練は当たり前というか、もう生活の一部になっていたもので、ただ、そういった社会体育という名前での活動はありませんので、ちょっと自分でもいろいろ調べたりとか説明を聞いても、あまり理解しづらいところがあったといいますか、ぴんとこないところも正直あったわけでございますけれども、ちょっと適切な言い方かどうかはわかりませんが、この社会体育というものは部活動の実質的な活動時間をより多くとるための本来の部活動の練習とは違う名前で行っている、ちょっと隠れみよ的な存在なのかなというふうにも考えてしまったところでもあるんですが、この質問に関して昨日の同僚議員の代表質問への答弁で、東部中学校には9つですか、そして北御牧中学校でほとんどの部活動で社会体育を行っているというお話がございましたけれども、そしてその活動内容も週1回のところもあれば、平均で週2、3回行っているところもあるとのことでしたが、県の方針ではこの社会体育は廃止して、運動部に一本化するということですが、そして東御市ではこの社会体育の運営委員会で調整して、社会体育というものの理想を踏まえて運動部に一本化するという話、昨日は答弁でされていました。

そこで、そもそもこの社会体育というものが必要だったのかどうか、ちょっと私、疑問な点がありまして、実際にそれが本当に必要だったのか、そしてこれからも必要なのか、東御市としてはどのように考えるのか、質問させていただきます。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 社会体育の必要性等につきましての再質問でございますが、議員ご指

摘のようにゆとり教育といった時代を背景といたしまして、こういった活動が盛んになって、今や定番になってきているという実情であろうかと思えます。本来の社会体育というのは、学校教育の場ではなくて、いわば社会教育の中で休みですとか夜間に大人が行う社会体育に子どもたちも加わっているようなものが本来の社会体育の形でございますけれども、現在の特に今、問題になっております中学校部活動を延長する形での主宰者はかわるけれども、参加している子どもたちはそのまま、また時には指導者もそのまま居残って延長して行う形での社会体育活動は、ご指摘のように隠れみの的なふうにも見えますし、それがまさに時間を非常に長くとることによりまして、子どもたちの疲労感ですとか、帰宅してからの時間にゆとりがなくなるといった意味で問題であろうということございまして、今回の県教育委員会の指針の中でも部活動を延長する形で主体者がすりかわるだけの社会体育活動は原則やめるべきだという指針が示されているということでございます。

ご指摘のように、市内の2つの中学校でもそれぞれ、部活によって週に1回であったり、5日間のうち3日間やっているところもあります。おおむね1時間半から2時間くらい部活動に続いてやっているというのが実情でございます。東部中学校につきましては、全18部活のうち運動部が14部活ございますが、そのうちの9つの部活で社会体育があります。それから北御牧中学校は4つの運動部がございまして、すべての部活で社会体育がありますが、このうちの2つの部活については先ほど申しました純然たる社会体育に参加しているというもので、それはいわゆる延長線上の社会体育ではございませんので、延長している社会体育は4つのうち2つと。いずれにしろ多数のクラブにおきましてそういった活動が行われているということで、先ほど教育長からお話を申し上げましたように、これだけの部分についていかがかということではなくて、中学生期の生徒たちの日常生活のスケジュールと申しますか、時間配分の在り方、とりわけ朝についてはご指摘のとおりでありますし、夕方につきましても部活動に、自由参加の部活動に参加する人たちに更に加重して行われている社会体育の在り方が非常に問題、あるいは一部逆に部活動をたくさんやれという保護者もいれば、逆にそれほど厳しいと申しますか、参加時間が長い部活であれば入れないということで、特に女子中学生の場合は部活の後に社会体育までやらなければレギュラーになれないような部活には参加できないということで、やりたい種目があるんだけど部活には入れないといった声もあります。そういった意味ではやはり賛否両論があるという実情でございまして、それらにつきまして県教委として現状を踏まえながら、変えていくべきだという提案がなされたという事態だというふうに認識をしております。

○議長（青木周次君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） 社会体育についてはよくわかりました。いろんな声、意見がある中で、いずれにしても県内市町村が、少しずつ態度を表明してきている県内市町村もある中で、慎重にぜひ検討していただきたいというのは言うまでもないですけれども、東御市においてもいろんな教職員、保護者、生徒さんの現場の声を聞いて、現場ができるだけ混乱しないようお願いしたいと思います。

続きまして、市民農園についての再質問でございます。先ほどの答弁の中では多くの方々が楽しみを兼ねて家庭菜園にいそしんでいるというお話でございました。結果、市民農園のニーズそのものが高くなっていき、市民農園の利用者、そして市内におけるこの市民農園の数、面積も増えていったのだと思います。この面積が増えることによって、全体ではすごく小さな面積かもしれませんが、市内遊休荒廃地の解消ですとか、市民の生きがいアップに少しずつ貢献をしてきたのではないかとこのように考えます。

先ほどの答弁の中で、東御市の市民農園はほぼ完売状態ということで、結構なことだと思いますけれども、この完売状態ということでまだまだ市民農園というものはまだまだ東御市内で伸びる要素があるのでしょうか。伸びるなら、この市民農園を更に予定があるのかどうか、お聞きします。

そして市民農園ということですから、当然東御市民の皆様が利用されると思うのですが、例えば東御市に別荘を持たれて、週末だけいらっしゃるような方ですとか、更には東御市内でお仕事をされて、ほかの市町村に住まれている方、つまり東御市に住民票を持たないような方でも何らかの形で東御市とつながっているような方も市民農園を利用するのができるのかどうか、お聞きします。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 市民農園の関係について、今後伸びる要素はあるのかというご質問でございますが、現在のところ市報等で広報、周知している中で今、用意してあります76区画内で基本的には2区画余っているという状況でございますので、これから大幅に伸びるというようなことはあまり考えられないのかなというふうに考えております。ただ、いずれにいたしましてもその辺の状況を見ながら、このたび計画しました総合計画の中でも市民農園の拡大というのは1つの計画に掲げてございますので、後期計画の中で掲げてありますので、そんな意味も含めまして市民の皆様には広報活動を引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。

また、市民以外で利用している状況はどうかということでございますが、その関係につきましては今、調べておりますので後ほどお願いしたいと思います。

○議長（青木周次君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） 今、市民農園がほぼ完売状態ということで、2区画余っているということで今後は大幅には伸びないということではありましたが、そういったあたりの分析も含めて、今後もしっかり広報活動の方もしていただけたらと思います。

さて、私の属する会派、太陽と風の会では、先月神奈川県南足柄市というところ、ここはまさかりかついだ金太郎のゆかりの場所です、金太郎でまちおこしをやっているような市なんですけれども、こちらに市民農業者制度というものについて視察をしてきました。認定農業者でもなく、新規就農者ではない市民農業者制度という言葉は、一見聞き慣れない言葉ではありますが、南足柄市で一般市民が新たな農業の担い手として農業に参入できる制度、そういった制度を実践されているわけです。

この南足柄市では、農業者の高齢化ですとか、後継者不足で遊休農地が増加する一方、認定農業

者など担い手の経営規模拡大になかなか結びつかず、一般市民の食や農業に関する関心というものが高まっていたそうなんです。この南足柄市の農業委員会は、神奈川県と検討を重ねて市民農業者制度の素案というものをつくって、この市民農業者制度は新規就農者の受け入れ制度とは違うものですから、2つのシステムを連係させながら、この南足柄地域全体の農業の活性化につなげていきたいということで、この制度をスタートさせたということです。

この南足柄市では、この2つの制度とは違う、いわゆる東御市と同じような市民農園制度、いわゆる特定農地貸付制度のような制度もあります。農園を利用する方式で農業を楽しみながら少しの面積で行いたいという一般市民対象のものなんです、私ども会派で視察に行ったときにお話を伺ったのですが、このいわゆる普通の市民農園からステップアップという形で、より多くの農地を耕作できる市民農業者制度というものは非常に興味深いものでして、つまり南足柄市でも新規就農者制度は当然あるのですが、この市民農業者制度というのは完全に就農してしまうのではなく、市の方でも新たな農業の担い手確保という中で、多様な方々に農業を目指していただきたいということで、この制度で3年間ほどですか、耕作経験を積んだ者は本人が希望したら新規就農者にステップアップできて、行政側としても様々なバックグラウンドを持った新たな担い手を確保して、遊休農地の解消や食料自給率の向上をさせるというのがねらいとのことでした。

ちなみにこの南足柄市では、10アール以上の面積で農業をしなくては農業者、新規就農者として認められないんですが、この市民農業者制度を活用すると3アール以上10アール以下、市民農園よりちょっと大きな規模ぐらいですかね、そういった面積の制約がついて、基本的にこの市民農業者制度を活用される方は、農業による自立を目指さない者に農地の貸付けを行うということで、農地の利用権設定も3年未満というふうになっていますが、もちろん更新は可能とのことでした。

そんな中で、私どもの感覚としては、市民農園と新規に就農する新規就農のその辺の間にある制度なのかなという感覚も受けたのですが、この市民農業者制度を利用して3年間経験を積み、本人が希望して農業委員会に申請すれば就農できる可能性があるということで、そもそもこの制度は定年された方に農業を楽しんでもらいながら、普通の市民農園よりは少し耕作面積の多い農地を耕作してもらおうということを想定したそうですが、農業委員会の事務局によると農業者としては若い世代、すなわち20代、30代、40代の希望者もあるというお話でした。

更にはこの市民農業者制度を通じて、南足柄市という市は東京から電車で2時間ぐらいですか、新幹線を使えばもっと速い圏内に位置することから、土日、休日の南足柄市での滞在というものを期待しているそうです。

そんな中で、仮にすぐ移住してくれなくても、週末等を利用して通っていただければ交流人口の増加につながるし、毎週末のように訪問していただいて、最終的にはその地を好きになったら将来的に完全移住してもらえるかもしれない、そんな期待もあるとは思いますが、週末だけその地に赴いて農業を楽しむ、この東御市の近郊の佐久市などでやっていますクライנגルテンに似た部分もあると思うのですが、もちろんいろんな方がこの地域の農業に興味を持つということは非常

に重要なことだと思えます。この市民農業者制度というのは、東御市でもいわゆる東御市にも既にある市民農園の制度を更に発展させたものだというふうに考えます。そういった中で市民農園、ただし普通の市民農園だけではなくて、この市民農園を発展させた形になると、荒廃農地解消ですとか、農業の新しい担い手をこの地域自体で育てていくという、そういった効果もある、新しいおもしろい取り組みだと思えますが、東御市もいろんな形でこの市民農園というものを発展させていく、そういったことについてどのようにお考えか、お聞きをいたします。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） まず先ほどの市民農園の市外の皆様がどの程度いるかということですが、全部で76区画中3区画が市外の方が使っていただいております、人数といたしましては2名でございます。

続きまして、南足柄市の市民農業者制度を東御市でもというようなことですが、議員言われるように荒廃地対策なり交流人口の増ですとか、そういうものを考えていったときには有効な手段かなというふうには考えております。ただ、今現在、市の新規就農者に対する受け入れ方針といたら大げさでございますが、基本的な方針がございます。いずれにいたしましてもこの農業、ご存じのとおりそんなに楽に収益なりが得られるような状況でございませぬ。したがってまして人の一生を左右するような、一生の仕事として農業をやるという強い意志を持っていただいた上で取り組んでいただくというのが成功への近道ではないかなというふうに考えております。

そういう中で、ご提案のあります市民農業者制度、市民農園からだんだんステップアップしてというようなことで、そういう徐々に就農に近づけていくという方法はあるかと思えますけれども、参考にはさせていただきますが、これを制度として取り組むという予定は現在のところはございません。

○議長（青木周次君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） 確かに農業は本当に一生農業でやっていくという強い思いがなければなかなか職業にするのは本当に大変なものだと思いますし、ただ、いろんな形でこの農業に入る人のチャンネルといいますか、窓口があってもいいんじゃないかなという思いで今回申し上げさせていただきました。

つまり今回の質問で私が申し上げたかったことは、市民農園というものはもちろん市民の皆様の健康維持ですとか生きがい、そして自身で収穫した農産物を自宅に持ち帰って調理して食べると、そういった実益を兼ねた趣味の世界のみならず、こういったシステムを育てていけば、わずかかもしれませぬけれども、先ほど申したように地域の荒廃農地解消ですとか、農業の担い手不足解消、そういったことにつなげていくことができる可能性を秘めているんじゃないかというふうに考えたわけなんです。つまりただの家庭菜園だけで終わらせてしまってもったいないのではないかと

いうふうに考えたわけです。

そこで最後に市長にお考えをお伺いしたいんですが、今までの農業になかった発想とか異業種か

らの参入とか、何年も農業一筋でやってこられた方と違う目線で新しいことに挑戦されるとは思うのですが、ただ、やみくもにいろんな方が急に農業をやると言っても、すぐやめてしまうとか、つまりすぐ離農されてしまっても困るので、やっぱり最初は気軽に楽しんで農業をすることができる家庭菜園からスタートをして、農業の楽しみ、作物を育てる喜びとかを学んでいただいて、実際にやってみて農業の楽しさも厳しさもある程度体験していただいて、それでもしっかりした覚悟を持って大きな耕作面積をやってみたいと思ってから、初めて就農に挑戦するということを農林課の方に相談していただくと、そういった形があってもいいんじゃないかなというふうに思うわけですが、つまり最初のスタートは市のあっせんで借りた市民農園でも、経験を積むにつれてより農業をやってみたいという本人の気持ちが出てくるかもしれません。そこで本人が希望すれば就農への道も開けると。実際にそんなに甘いものではないのは重々承知ではありますけれども、そういった道での就農の可能性というものをとじることはないんじゃないかなというふうに考えまして、そういったこともできる可能性があるよと言った方が、より目標を持って農業に取り組んでいただけるんじゃないかというふうに考えたわけです。

家庭菜園を日々のただの楽しみということでやっている方も、一定の経験を積んだ後、より大きな面積で就農を視野に入れてやるということ、いろんな夢が広がってくると思うのですが、市長は市民農園制度そのものについて、今後どのような可能性があるか、そしてどのようにお考えか、最後にお聞きをしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 新規就農者をどのような形で受け入れていくかということは、現在の市にとっても大きな課題であるというふうに認識しております。過去に入植された方はある意味では覚悟を決めて、財政的にも何とか維持しながら、歯を食いしばって経験を身につけながら、大変な農業に参画していくという決意を持って参画して、現在、多くの方が東御市の農業の一翼を担っていただいております。

だんだんそういう意味では、それだけの決意と財力を持った方が少なくなっている。逆にとても気軽に夢を見て、なおかつある程度収入のある職業についていて、片手間で楽しみながらワイン用のブドウでもつくってみようかしらというような方が来られるということで、命がけでやらなければだめなんですよという職員と、気軽に誰か人を雇ってでもやらせながら、ちょっと農業を遊んでみたいというような方と大げんかをして、私が怒られるという経験が幾つかありまして、そういう時代に入ってきているんだなという認識は持っています。

そのような方々がやはりある意味では道楽的な発想の中で、最も人生の最後のぜいたくを自然の中で味わいたいという方々をどう受け入れていくかということも1つの課題になっているというふうに認識しておるところであります。

ただ、南足柄市でやっていらっしゃる方法がいいのか、クラインガルテンの発展形態がいいのか、なかなかいい結果が得れていないというふうな認識も個人的には持っておりますので、東御市に

とって最もいい東御市農業の将来につながるいい方法で、新たな農業参画者を求めてまいりたいというふうに考えておりますので、今日の質問に直接的なお答えではなくて、検討の1つというふうにお答えさせていただくことをお許しいただきたいというふうに思います。

○議長（青木周次君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） この東御市では非常に人気のある市民農園ですね、今後もより多くの方々に親しんでいただき、そしてより市民にとって、市にとって実りのあるようになるような施策を今後に期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（青木周次君） 受付番号3 市民が「心身」共に元気に暮らせるためには、受付番号4 安心、安全なまちで子どもも大人も輝くために。8番、阿部貴代枝さん。

阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 議席番号8番、太陽と風の会、阿部貴代枝でございます。

初めに2月14日からの大雪の被害に遭われた皆様に、心からお見舞いを申し上げます。また、それぞれの場所にボランティア等の多くの力が結集されたこと、地域づくりのきずなが息づいているということを感じました。

さて、3月11日が参り、東日本大震災から丸3年が経過しようとしています。私は過日、南三陸町のすばらしい歌津をつくる協議会が、平成24年に発刊した「未来への遺言」という津波体験・新しいまちづくり作文集を読みました。未ぞ有の災害の記憶を風化させないように、小学生、中学生、高校生を中心に、津波体験と未来への思いを書いていただき、見聞集として発刊したものです。高校生が津波にのみ込まれる老人ホームに入所者を助けに行き、高台の高校までおぶって運んだ話、途中で息絶えた話など、生々しさが伝わる作文集です。読みながら、この大震災を私たちも決して忘れてはいけない、いつも応援する気持ちを持ち続けようと思いました。

一方、ソチオリンピックでは、若者の大活躍、多くのアスリートや関係者の活躍で、たくさんの感動をいただきました。3月7日から始まるパラリンピックを楽しみにしています。

本議会、合併後の新たな10年のスタートを切るのにとっても期待が持てる市長の平成26年度の施政方針をお聞きし、私たち市民も協働で地域のことに取り組まなければいけないと感じました。

このような中、何気ない日常生活の中に多くの不安、課題を抱えながら、懸命に生活している皆様がたくさんおられます。

そこで受付番号3 市民が「心身」共に元気に暮らせるためにはについて質問いたします。

初めに、平成26年度予算の中で、市民が心身ともに生きがいを持って健康で元気に暮らせるまちづくりのための新たな事業の取り組み、プラス10ミニッツ、健康マイレージ事業、住民総参加型スポーツイベントのチャレンジデーがあります。それはこれまで市の中ではどのような課題があつて、今回新規事業として取り組むのか、また、どのような効果を期待するものなのか、お聞きいたします。

2つ目、東御市食育推進計画、とうみ食育の里プランの第2次の推進計画ができました。第1次

5年間を実施した中で、見えてきた成果と課題はどのようなことがあったのか、それは2次計画にどのように反映され、推進されていくのか、お聞きします。

次に3つ目、地域では障がいを持ちながら頑張っておられる皆様が大量おられます。障がいの特性を知り、ともに元気に暮らすまちづくりのために、障がいについて市民への理解や支援をどのように深めているか、また子どもたちへ障がいについての理解をどのように進めているか、お聞きいたします。

次に、受付番号4 安心、安全なまちで子どもも大人も輝くためにをお聞きいたします。

家庭も地域社会も学校も、ともに大切な生活の場所で、そこは市民の皆様が安心して安全に輝いて暮らせるまちでなければなりません。今年に入って神奈川県や北海道などで、何件かの児童が数日間行方不明になる事件が起きました。安心していられるはずの自宅のそばでいなくなるなど、信じられないことでした。また、連日ネットやスマホによる事件の報道があり、便利である反面、ネットの怖さが目に見えるような社会であると実感します。

そのような社会で、女性の持てる力を十分に生かし、子どもも大人もすべての皆様が地域で生きがいを持って輝くまちであるために、みんなが知恵や力を合せることが大切だと考えます。そこで3項目の質問をいたします。

初めに、児童・生徒の安心・安全は学校で、地域で、どのように確保されているのか。

2つ目、学校では携帯電話やインターネット、スマートフォン、ゲーム機の正しく安全に使う知識や技術など、適正な使い方の指導をどのようにされているのか。

3つ目、東御市の農業や企業など、女性の持てる力を地域で生かすことや支援していること、また市役所内の女性の登用について、また市内の取り組みはどのようにされているか、それに対する課題は何か、お聞きいたします。

初めの質問は以上です。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 受付番号3、阿部貴代枝議員の市民が「心身」共に元気に暮らせるためにはのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

3点ご質問をいただきました。初めに1点目の生きがいを持って健康で元気に暮らすための新たな事業の取り組みについてでございますが、新たな事業への取り組みの経過につきましては、各種健診の受診率が市の目標を下回っていることや、健康長寿に向けて生活習慣病の予防対策などが課題となっていることから、市民の健康づくりやスポーツ活動への意識を高めることで、健康的なライフスタイルづくりを推進しようとするものでございます。

新たな事業といたしまして、プラス10ミニッツ事業は、毎日の生活の中で市民がプラス10分間の身体活動を無理なく気軽に楽しみながら続けていただくことで、健康づくり活動の推進を図るものでございます。また健康マイレージ事業は、特定健診の受診を含む各種の健康づくり事業への参加に関しまして、その健康づくり活動をポイント化することにより、あらかじめ用意した特典が

受けられるという内容で、運動習慣を身につけていただくための仕組みを提供するものでございます。また住民参加型スポーツイベント、チャレンジデーは、毎年5月の最終水曜日に全国各地で実施されているイベントで、同規模の自治体同士がその日に15分以上何らかのスポーツをした住民参加率を競い合うもので、25年度は全国で約100の自治体が参加したとのことであります。

これらの事業により期待される効果といたしましては、市民一人ひとりがふだんの生活の中で、健康づくりや体力づくりへのモチベーションが高まり、市全体として健康に対する市民力の底上げが図られるとともに、生きがい対策にもつながる取り組みであると考えております。

続きまして、2点目の東御市食育推進計画についてでございますが、まず第1次計画における成果といたしましては、保育園や小・中学校における食育への計画的な取り組みによりまして、子どもたちや保護者に食育の重要性が浸透し、以前よりバランスのとれた食生活、食習慣が身につけてきているものと感じております。また課題といたしましては、中高年を中心に生活習慣病にかかわる各種の数値が思わしくない結果となっており、このことは青年期のような早い時期からの食生活の見直しが必要であると感じております。

このような結果を踏まえ、第2次計画におきましては、2つのことについて重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

1つ目は、計画の推進母体である食育市民ネットワークや保健指導員の協力により、青年期以降の大人に対する食育の重要性について、その意識づけの推進を図ることであり、2つ目は、子どもたちが家族と一緒に食卓を囲んでともに食事をしながらコミュニケーションをとる共食の推進を図るものでございます。

本計画は5年間という中期計画のため、食育推進市民会議による進ちょく管理を適宜行いながら、ライフステージごとに設定したそれぞれの取り組みを着実に実施してまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の障がいに対して市民や子どもたちへの理解と支援を深めることについてでございますが、市では身体、知的、精神という従来からの3つの障がいのほかに、近年社会的に認知をされております発達障害についての理解を深めるセミナーを平成21年度から実施しておりまして、延べ1,100人を超える皆様が受講いたしました。また、心の健康づくりにかかわる取り組みに関連しまして、今年度は精神障がいについて理解を深めるセミナーも開催をしておりまして、今後できるだけ多くの方々に障がいについての理解を深めていただく機会を提供してまいりたいと考えております。

また、子どもたちに対しましては、小・中学校において総合学習や道徳、学級活動などの時間を利用し、市の社会福祉協議会が実施する出前講座で、車いすやアイマスク体験などの障がいの実体験や障がいのある方から直接お話を聞くなど、人権教育を根幹に据え、それぞれの個性を認め合って生きていく力を育む取り組みを行っております。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 受付番号4、阿部貴代枝議員の安心、安全なまちで子どもも大人も輝

くためにのご質問の1点目、2点目につきまして、市長、教育委員会委員長にかわりお答えをいたします。

1点目の児童・生徒の安心・安全は学校で、地域で、どのように確保されているのかについてでございますが、学校における安心・安全の確保は学校教育、学校運営を適正に行う前提であり、各校では地震、不審者、交通事故などの各場面に応じた危機管理マニュアルを策定して、有事の際の児童・生徒の安全確保に備えております。日常での安全確保の具体的な取り組みといたしましては、警察、消防や地域の皆さんにもご参加いただく避難訓練、学校遊具など施設・設備の専門業者による安全点検と改修、また実践的防災教育総合支援事業による設備整備や意識の向上などがございます。

学級運営の上では、学習習慣形成のための特別支援員、児童支援員の配置、学校応援団によるサポートなど、ハード、ソフト両面におきまして学校における児童・生徒の安全を図っているところでございます。

また、地域における安心・安全につきましては、通学路における子ども見守り隊、交通安全協会、交通指導員、青少年補導員、PTAや地域の皆さんによる通学指導、子どもを守る安心の家の登録などにより、地域の宝である子どもたちの安全確保に市民総ぐるみでご協力をいただいているところであります。

次に、2点目の携帯電話やスマートフォンの適正な使い方の指導について申し上げます。今の小・中学生の多くは携帯電話やスマートフォンだけでなく、ゲーム機や音楽プレーヤーでインターネットを利用しておきまして、これらの情報機器の進化は目覚ましく、また直感的に操作できることから、保護者よりも子どもたちの方が機器の扱いに詳しいといった実情もございます。

市では、児童・生徒自身のネットリテラシーを高めるために、小学校1年生から中学3年生までの教育計画を作成し、年間2時間から4時間ほどネットリテラシーの授業を行っております。学年ごとの指導内容といたしましては、小学校1年生ではテレビなどのメディア全般について、2年生ではゲーム機、3年生ではインターネットのルール、4年生では個人情報保護、5年生では著作権、6年生では性犯罪防止、そして中学1年生ではネットいじめ、2年生ではソーシャルネットワーキングサービス、3年生ではネット機器の安全対策につきまして授業を、国語、社会、道徳といった授業、あるいは人権教育、性教育と連係をさせながら行っているところでございます。

すべての学級担任がネットリテラシー授業を行うことができますように、所定の研修を受けたセーフティネットアドバイザー教諭が中心となって、具体的な授業案を作成いたしまして、各担任に活用いただいております。

またネットリテラシー授業を参観日に設定をいたしまして、保護者の皆さんにも参加を呼びかけたり、学習後のまとめを学年通信で各家庭へお知らせするなど、保護者への啓発にもあわせて努めているところでございます。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 阿部貴代枝議員の安心、安全なまちで子どもも大人も輝くための3番目のご質問につきまして、私の方からお答えさせていただきます。

初めに、市の農業や起業など女性の持てる力を地域で生かすことや支援していることについてでございますが、市としましては女性の農業などの産業や地域での活躍を促すために、子育て支援の分野で様々な施策を展開し、女性の社会参加の基盤づくりに力を入れているところでございます。また平成21年12月に男女共同参画推進条例を制定いたしております。

更に商工会や農業協同組合には、女性部が組織され、女性が地域の活性化につながる活動や起業のための、業を起こすための研修会などを行うことを支援しております。

市内には、長年の経験や女性の視点を生かして活動する多くの団体があります。特に豊かな農村社会をつくることを目指し、女性農業者を中心に地元農産物を活用した安全・安心な加工品の製造販売を行う団体である、味の里とうみや、味工房ゆらり、北御牧村味の研究会が組織され、それぞれ自立した運営がなされるようになってきています。

次に、市役所内の女性の登用についての取り組み、課題についてでございますが、男女雇用機会均等法の施行以降、育児休業制度の充実等により、雇用環境の整備も図られてきたことにより、女性の社会進出も進んでいます。市役所職員に関しても出産、育児を経て、復職することに理解ある職場であることを目指しております。

正規職員の約半数は女性職員であることから、女性管理職の登用比率を高めていく必要性は、考え方としては理解しております。ただ、人事におきましては男女を問わず公平、公正に能力、適性などを考慮し、適材適所により行うことも、また大切であります。したがって女性だから管理職に登用されないということは、あつてはならないと考えています。更に外部からの登用ということに関しましては、職員数が適正化により厳しく管理されており、困難な状況にあります。

これら登用に対する課題といたしましては、幹部はリーダーシップ、部下職員の育成、企画立案、対外的な折衝、情報の活用など、様々な能力が求められることから、男女ともに人材の育成が重要な課題と認識しています。

○議長（青木周次君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） ここらは一問一答で、また関連するものは合せて質問いたします。

幾つかの新規事業の実施を興味深くお聞きいたしました。

私は日常生活を送るのに健康はとても大切だとこのごろ強く感じています。本年度の新規事業のプラス10ミニッツの活動の10分間の運動や、健康マイレージ事業のポイント化の楽しみも、継続して積み重ねることの結果として、行く行く健診の数値も少しずつ改善が期待されるものと思います。市民の関心を寄せてもらう方法としては、非常におもしろい手法だなと考えます。そしてみんなで健康を共有できることの、そんな喜びが持てるようになればいいなと思います。

この2つの事業への参加呼びかけなどの、その手法を具体的にはどのように考えておられるか、また、そのポイント化に対する方法や特典などは、何を、どの程度、例えば商品化などをして検討

しておられるかをお聞かせください。先ほどもちょっとありましたが、まだ聞いていない方もいらっしゃるかと思いますので。ラジオとかそういうので。

また、毎年5月に1回というチャレンジデーの事業ですが、途端に年1回の市民の参加という、そういうことではなく、事前に何かの活動を積み重ねていく中で、全国の毎年の5月の競い合いになるのかと考えますが、実際の参加の呼びかけや方法、それを各自で行っていることの把握などどのようにされていかれるのか、また、今まであった一人スポーツとの関連性はどうか、お聞かせください。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 健康マイレージにかかわる再質問でございますが、最初にPRの仕方ということでございますが、もちろん最初にこの事業を始めるに当たっては、できるだけ多くの市民の皆様にもまず知っていただくということが大切だと思っております。当然のことながら、数多くの広報媒体を使うということはもちろんでございますが、各種団体等が集まる機会をとらえまして、そちらの方でもPR活動を行ってまいりたいというふうに思っております。

更にいわゆる健康づくりイベント、10ミニッツをやる場合でも、ある程度、機運を盛り上げるためにイベントなども活用しながら、その盛り上がりを図ってまいりたいということでございます。

それからマイレージの事業対象でございますが、健康診断の分野、それから健康づくりの分野ということで、こちらの方は教室ですとか講座などをピックアップしながら、こちらの対象事業も徐々に拡大をしていきたいというふうに考えています。

それに対しまして、ポイントがたまっていったって、特典を受けられるということになるわけですが、こちらは市内の温泉施設ですとか、アクティブセンター等の利用券、また歩数計等、それから後々には日常生活でも役に立つようなものを特典として考えていきたいということですが、まだ計画の本当に始まった段階でありますので、もうちょっと詳細なことにつきましては、既に取り組んでおります先進自治体等もございますので、そちらの事例も参考にさせていただきながら、少しでもよい仕組みになるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 2つ目の、チャレンジデーにつきまして、お答えを申し上げます。

住民総参加型のスポーツイベントというおりに、1日の中で15分以上の運動をした方の住民参加率を全国の同規模の自治体と一対一で競うという催しでありまして、日本では今年が22年目、22回目になるようであります。全国で100余りの自治体が参加しているということで、募集要項を見ますと、募集対象、幾つかありますけれども、私どもの方で該当するのはスポーツによる地域の活性化と住民の健康づくりを図りたい自治体に参加してほしいと。まさにこういったイベントであろうかというふうに思います。

市民の皆様への参加の呼びかけ、また実施の把握はどのようにするのかというご質問でございますが、市役所が広範にお知らせするだけでは参加が募れませんので、学校ですとか企業はもとより、

各種の団体、また地域ごとのグループでの取り組みが効果的であろうというふうに思っております。したがって呼びかけも、取りまとめもそういったグループ・団体ごとにまとめていただき、それを集計するという作業になります。これにつきましては、それぞれの団体の皆さん、代表の方々にお集まりをいただきまして、実行委員会を組織して具体的に5月に向けてまいりたいというものでございまして、中心的には市役所というよりも、体育協会としたいに中核的に役割を担っていただきたいというふうに考えております。

このイベントは毎年やるかどうかわかりませんが、本年5月にやるということで、今後の市民の皆様方のスポーツ、体力づくり、健康づくりのきっかけにしたいと、一人一スポーツの仕上げとして行うものではなくて、一スポーツもなかなか率からするとまだまだ高くありませんので、こういったイベントをキックオフイベントと位置づけまして、市民の皆さんに関心を持っていただくと、そういった位置づけで実施したいと考えております。

○議長（青木周次君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） いろんな方法で取り組みをされて、大勢の市民が参加するというのを期待しています。

今、ポイントの中で、何かをくれるという、そういうこと、くれるのではない、特典があるということなんですが、私はボランティアや講演会などに参加したところにも、そのポイントをつけていただいたら、参加するという、そういう外出するという、そういうことだって体を動かす、健康につながるということもあると思いますので、そんなことの検討や、それから特典にものをあげるということではなく、今のチャレンジデーではないんですけど、各区や各地域ごとの競い合い、ゲーム的な感覚を取り入れていただくのも何かおもしろいかなと考えました。さっきのチャレンジデーも、年に1回だけそうやってやるのではなくて、それぞれの場所で何かお互いに競い合いながらという、そういうこともおもしろいかななんて思っていました。その辺も検討していただくことで要望といたします。

次に、食育推進計画ですが、第1次で各種の事業を行ってこられました。私としては、あまり市民への周知広がりを実感できなかったんですけど、先ほどのご意見では子どもたちや保護者への取り組みが浸透し始めているということですので、引き続き効果が上がる第2次食育推進事業を行っていただくようお願いしたいと思います。

しかしこの計画の中で、青年期の早いうちにありますが、私は小さいうちからの食育がとても大切だと考えます。そして調査の調査票を見た中で、一番懸念されることは子どもの朝食のとり方です。朝の食事をとっている子どもの率は、平成19年度より少しは伸びておりますが、ただ、3歳、5歳児という小さいときに、ほぼ100%近く朝食をとっているにもかかわらず、小学校や中学校に上がったらだんだん、1割近くも食事をとらないなんていう、そういう結果が見られたり、また、バランスのよい朝食を食べている園児や児童が、この表の平均的に見れば半分ぐらいという結果があります。私も子どもに時々話しかけるのが大好きで、聞いたりするんですが、「朝ご飯食べてき

た？」と言えば、「ポケモンパンだけ」とか、「コーヒーだけ飲んできた」とか、そんなような答えも返ってきますので、この調査結果を見ながらしっかりと本当に食事をしているのかなど、ちょっと疑問が湧いたので、調査されたときどのような内容の質問の仕方をされたか、ちょっとお聞かせください。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 保育園や小・中学校でのアンケート調査というご質問でございますが、3歳児、それから5歳児につきましては、定期健診、それから保育園を通じまして保護者に回答をしていただきました。それから小・中学校におきましては、学校を通じてお配りをし、児童・生徒に記入をしていただいたということでございます。

質問内容といたしましては、朝食を食べているかの有無、いわゆるイエス・ノーで聞いている部分、それから食べている場合にはその内容も調査をいたしましたので、食事のバランスについての内容、それについての調べることもできたということでございます。

○議長（青木周次君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） わかりました。しっかり食事をしている人たちが半分ぐらいいるという、そういう格好かなと思いました。

次に、保育園や学校では、なかなか家庭で食べる機会のないひじきや豆類の献立など、子どもの健康をよく考えてくださって、本当にありがたい献立をつくっていただいています。うちの孫なんかは納豆を保育園の給食で、ネギとかつお節を入れて食べたらとてもおいしいと言って、今、小学校4年生の現在でもとても大好きです。日本の和食文化が世界遺産に登録されるほど貴重なものです。東御市の特色ある給食の提供として、この和食を中心とした給食の献立作成はできないか。例えば月に1回、スペシャル和食給食デーとして、地域に主に食されている献立を立てて、そのレシピを各家庭に配ったり、そしてその献立の調理実習を学校の調理室や地域や各区の公民館などでしていただく。もちろん東御市食生活改善推進協議会や保健指導員とか、各区の皆さんのお手伝いをお願いするわけですが、その中で調理実習をするということは、そのことにより若い世代にもほとんど食べられなくなってしまっているような和食が伝わっていくと考えますが、その辺いかがでしょうか。

そのときに地域を力をフル動員して調理実習をすることにより、多くのところで、いろんな人の触れ合いとか、人の役に立ったとか、思いやりとか、そんなようなことが一緒に湧くと思ひ、地についた食育推進の広がりになるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） ただいまのご質問、いわゆる和食文化の推進といえますか、浸透だと思ひますけれども、まず基本的に保育園ですとか、小・中学校での給食というのは、当然和食文化も取り入れた幅広い献立になっているということは押さえておく必要があるかというふうに思ひます。

その上に、毎月19日は食育の日、いわゆる「育」ということで、食育の日、それから給食週間ということもごございます。そういったところをとらえまして、地域食材を使った給食が提供されておるといことでありまして、保護者の皆様には献立表や「給食だより」等を通じまして、食材や栄養のこと、また規則正しい食生活のことなどを伝えているという状況であります。

今、ご提案いただきました、いわゆる料理教室等の開催による市民への広がりということでおりますが、これについては現在も各種の料理教室、また食べ方見直し塾等も開催されておりますので、そういった中で和食に特化した調理も行っていくという中で、の広がりはあるというふうにご考えております。

○議長（青木周次君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 和食を中心にやっていたらという、そんな感じが献立を見るとします。

その中でも特に若い人たちに伝えるとか、子どもたちが給食ばかりではなくて、家でも食べて、こういう健康にも留意できるような、そんなようなことということで、今、考えたんですが、今、おっしゃっている、そういうことをやっているというのはわりかしお母さんたちが、本当に参加、本当に知ってほしいようなお母さんたちが参加しているかどうか、その辺がちょっとわかりませんが、ぜひ食育推進のために、そんな調理教室などを回数を重ねていって、そういう文化が広がっていけばいいかなと思います。

それから先ほど話の出た、家族と一緒にコミュニケーションをとりながら、食事をするという、共食という、そういう言葉ですけど、これは非常に何か、聞いていてわからない気がします。皆さん、共食と字がわかりますか。多分共に食べるという、そういう字なのですが、なかなか初めて聞いたのでは説明を受けなければわからないと思います。

そしてこれは国で使っているとか、どこどこで使っている言葉かもしれませんが、東御市らしい取り組みのことを考えれば、東御市らしい言葉遣いをしたらいいと思います。そしてこの共食の、このことを小学校の子どもたちに、家族そろってご飯を食べるその標語とか、愛称とかを募集したらどうでしょうか、この共食という、こういうことに関して。そうしたら子どももそういうこともわかりますし、家族も、あ、そういうことをしているのかということで、本当に広く小学校全体にこの共食のことが広がると思いますので、今すぐにと言われても困ると思いますので、ぜひ検討していただくことを要望いたします。

それから次に、教育委員会委員長にお尋ねします。2月2日に行われました「青少年育成市民大会」の講師の陰山英男先生が、7つの習慣の話がされました。最も重要な話でした。多くの聞いてほしい年代の皆さんがちょっと少なかった講演会、私は非常にもったいなかったなと思います。この中で1週間に70品目を食べようと話されました。1週間、いろいろなものをバランスよく食べる、そうすると成績が上がるという話もされていました。

大人は自分の健康は自身の自覚に始まりますが、子どもはそうはいきません。家庭の中で家族の

影響が大です。保護者の好みで大きく食生活が変わります。生きる力のもとになるバランスのとれた食育が家庭内ではちょっと難しい現代ですので、学校の役割も私、大きいと思います子どものうちからしっかり学習する必要があります。でも学校の中では、時間的にも先生方の対応も難しいと思われるので、家庭の力がつくまで、教育委員会や学校側から地域にぜひ働きかけていただき、地域の力を活用されたいかがでしょうか。

それには年間の数日でも、土曜日の時間帯を活用する、それからその連絡調整役のコーディネーターを配置して、しっかりと子どものうちに食べることの意義など、実効性ある食育の推進を図っていただきたいと考えますが、学校現場に精通した委員長の立場で、いかがお考えになりますか、お聞かせください。

○議長（青木周次君） 教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（下村征子さん） 阿部貴代枝議員の再々質問にお答えいたします。

食育のことについて、お話いたします。各学校では、先ほどもお話出しましたが、給食週間といまして、1週間の間に食事の大切さを学年に応じて指導する週間を設けています。1月のこれは祢津、滋野、和の献立表なのですが、24日の日、給食週間の初日です。地域食材を使用したメニューと書かれておりまして、主食はおやき、すいとん汁、ニジマスの唐揚げ、千草あえ、和食ですね、というようになっております。それで子どもの好みのものでたくさん食べるのではなくて、低学年は赤、黄、緑というように色分けをしまして、全部にわたるように食べましょう。高学年が炭水化物だとか、たんぱく質、脂肪、ミネラル、ビタミンというように栄養素の働きも学習します。また毎月のこの献立には、献立名だけでなく赤の食品は血や肉になります、黄色の食品は働く力になる、緑の食品は体の調子を整えるというように分けて食品が書かれております。食材も大変見やすいようになっておりますので、これを家庭配付しております。しかしあまりお読みいただけないのではないかと思いますが、学校からのお便りも目を通していただきたいなと思っております。

更に栄養士が各学級へ、給食時の時間に回りまして、指導もしております。私もかつて給食の時間に子どもたちと一緒に数えてみました。先ほど陰山先生が1週間に70とおっしゃったというお話ですが、例えばご飯、切りこんぶ入り浅漬けの白菜、あるいは汁の中のニンジン、ダイコン、エノキダケ、たまご、ワカメ、小松菜というように、あと副菜の酢豚とか何とか、あるいはデザートと、こう、あります。というように食品を見ながら数えてみました。その日は何と17品目も入っております。普通はこれを数えますと、13ないし14品目入っております。もちろん調味料は数えておりません。学校給食だけでも1週間に40から50となります。更に大方の家庭では先ほどの話のようでなくて、母親の好みでなくて、成長期の子どもに大切な食事ですので、バランスのとれた献立を考えておられるのではないかと推測いたします。そうすれば家庭の分も合せば優に70はいくと思います。賢い子に育つのではないのでしょうか。

家庭での食事が大切なことは言うまでもありません。つけ加えますが、大雪で休校になり、学校へ出ていった日にもご飯、汁物、それから主菜、副菜がそろった給食が提供されまして、おいしく

いただいたそうです。ご飯にふりかけだけだったというのとは違いまして、大変ありがたくあったというお話です。東御市の本当に自校給食のありがたさを、よさを実感いたしました。

更に食事マナーも含めて、子どもたちに学習させております。学校からは地域に働きかけての講習会は、ちょっと無理です。いたしません。母親がフォローして子どもの食生活を考えていただければいいと思っております。

以上です。

○議長（青木周次君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 委員長、ありがとうございます。本当に学校給食は今、とても手をかけていただいて、人などもたくさん配置していただいて、本当にすばらしい、いいものがつくられております。ただ、1日の食事は3回ありますので、確かに教育委員会委員長さんがおっしゃる、そういうすばらしい保護者が東御市の中ではすべてだと私も思っておりますが、中にはいろいろな課題もあるかと思っておりますので、その辺は少しずついろいろ考えていっていただきたいと思っております。本当に今のお話はモデルですね、先生。給食はモデルではないですよ、いろんなことです。ありがとうございました。

それで私、昨日の清水次長の答弁で、えー、今年からすごいなと思えました。26年度から地区公民館に館長を置き、指導者を置くという、そういうお話です。これはさっき土曜日のことは考えないと先生おっしゃいましたが、この辺をうまく考えてもらえる、そういうコーディネーター役を今度置いてくださる指導者の方にやっていただき、食育ばかりでなくてぜひ地域と学校のつなぎ役、調整役をされて、地域の子どもたちが、子どもたちの声が本当に大きく地域に響く、そんな役割をぜひ果たしていただきたいと思って、何か昨日のお話を聞いていて、とても私、えっ、うれしく思いました。ぜひその皆さんをフルに活用していただきたいと思っております。

次に、障がいの特性を知り、ともに生きるすてきなまちづくりについてお聞きいたします。発達障害や心の健康づくり、精神障がいについての理解を深めるセミナーを開催し、いろいろ深めているとお答えがありました。本当にありがたいことです。私は時々精神に病気のある皆さんの親の会、陽だまりの会に参加しております。この会は2カ月に一度、第2月曜日に福祉センターで開催されております。陽だまりの会です。この陽だまりの会の皆さんは高齢な方が多く、なかなか活発な活動には結びつけません。この会の皆さんは一樣に、今は親というから何とか暮らせるが、親なきあとの生活などをとても不安に感じ、心配をしております。以前に質問したときに、精神障がいの手帳や通院記録などから、推定500人というほどという回答をいただきましたが、市内に暮らす皆さんの実態はどうでしょうか。他の障がいや病気と異なり、自分たちから社会に訴えことができにくいために、いろいろな必要な施策が遅れがちで長い間来ました。現代の社会の中で、精神に病気や心の病気、うつ病などが多く増えているという実態は、東御市内ではどうでしょうか。そのような皆さんへの事業の取り組み、施策などはどのようにされてきたのか、これから強化していかねければならない取り組みは何かをお伺いいたします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 精神障がいにかかわる市の取り組みというご質問でございますが、私も2年間福祉課長をしていたときに、この陽だまりの会には何回か参加をさせていただきました。いろんなお話をさせていただいたということでもあります。

この障がい福祉全般であります。この5年間の推移を見ますと、市でかかわっております在宅の障がいケース、これにつきましては5年前は190件だったんですが、今380件ということで、倍増をしております。そういった中で、当然市の扶助費も同じようにペースで増えてきているところでもありますし、これにかかわるケースワーカー、市の職員につきましても3名に増員をして、この数年間ずっと充実を図ってきたという経過が1つございます。

特にこの中でも、議員ご指摘のありました精神障がいのケースにつきましては、この5年間で2.2倍に増えてきたということもございまして、一番多い件数になっております。3つの障がいの中ではということではありますが、それにつきましてもやはり精神保健分野を担当している保健師との連携も図りながら、支援の充実を図ってきた結果だというふうに考えてございまして、これまでなかなか手を差し伸べることができなかった、閉じこもっていた方々に対しても以前よりはそういった意味では支援の手を差し伸べることができるようになってきたのかなというふうに感じております。

また、今後におきましては、障がい者、とりわけ精神障がい者を対象として外出支援ですとか、社会参加を目的に、これまで活動をしてまいりましたデイケア、それから地域活動支援センター、この2つの事業が今までございましたが、来年度からはこれを一本化させていただきまして、田中で毎日実施をするということで、更に強化を図る予定でございます。

ですので、この事業への参加も当初大分少なかったんですが、やはり徐々に徐々に増えてきたという経過もございますので、やはり今後も地道な活動をする中で、社会参加、表へなるべく出ていただくということについて、実施をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（青木周次君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 今、お答えを聞いたら、少しずついいふうに、いい方向に向いているという、そういうお話がありました。でもちょっとここ、原稿を書いたので言わせてください。以前に秋田県の「藤里町の挑戦」というのがありまして、「引きこもりを地域の力に」というNHKの報道がありました。ここは引きこもっている若者が大勢いるから調べてほしいという声があって、社会福祉協議会が実態をつかむために多くの皆さんに調査したところ、小さな町だったんですが、現役世代の約10人に1人が引きこもっていたという予想外の驚くべき実態が出たそうです。時間がないのでこの詳細のことは話をできませんが、東御市も本当に今、目に見えて、そういうところにかかわってきてくださる方は目に見えているからいいかもしれませんが、それ以外の皆さんのピラミッド型の下の部分の皆さんたちが本当に多いことが考えられます。精神に病気や障がいを持つ皆さんは、そればかりではなくて多くの疾患を抱えることも多くなってくることで、家から出てくる困難な状況も考えられます。生活能力の向上なども含めて、一人ひとりの実態に合せた接し

方がとても必要だと思います。27年度から障害福祉計画を立てる計画があると思いますが、みんながどんな問題を、どのような課題を抱えて、家族と一緒に、家族の中で苦しんでいるか、そういう実態をきちんと調査してから、把握してから、計画をぜひ立てていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか、もう一度お答えをお願いいたします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 新しい次の、新しいといいますか、次の計画ということでございますが、障害福祉計画につきましては、介護保険の方と同じでございます、3年に一度ずつの見直しということでありまして、今回は27年度から第4期の障害福祉計画が始まりますので、これは来年度、平成26年度に策定ということになります。当然のごとく当事者においてはアンケート調査を実施しまして、実態の把握と課題の抽出、現状分析ということを行うことはもちろんでございますが、この計画の策定委員会に当たります市の障害者総合支援協議会というものがございます。以前は障害者自立支援協議会という名前をつけておりましたが、法律が変わったことによりこのような名前に変えました。その協議会においてご議論いただくんですけども、その取り組みの1つといたしまして、4つの分野に分けてまして専門的にご議論をいただくというような予定で考えております。ですので今後の策定作業をする中で、ただいま議員からご指摘いただきました内容につきましても、しっかりと実態を把握して計画づくりに反映していきたいというふうに考えております。

○議長（青木周次君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 親御さんが他の市町村より遅れていると感じない、そういう施策の実施を望みます。市長がいつもおっしゃっている「市民の目線に立ち声なき声に耳を澄ませ」とおっしゃるその部分でよろしくをお願いいたします。

ちょっと時間がないので、次に児童・生徒の安心・安全についてですが、多くの皆さんに見守られているということがよくわかりました。ただ、さきに大きく報じられた連れ去られの事件についてなんですが、家庭や学校等では知らない人にはついていってはいけないときっと口を酸っぱくして話して下さっていると思いますが、これらの事件をきっかけに教育委員会では今回各学校に何か指示をされたか、注意喚起をされましたか。

また、市内の例えば果物や野菜のハウスの多く点在する中での通学路ですけれども、周辺から見えない場所もたくさんあります。今、その場所をここだと具体的に言うとなんて恐ろしいのと言えませんが、そんな見えない部分の箇所の安全点検はどのようにされ、安全通学はどのように確保できているとお考えでしょうか。

3点目、東京都では新年度予算に防犯カメラの設置を予算計上したそうです。先日、田中の商店街でも防犯カメラの設置が何かされたという報道がありました。通学範囲の広い東御市ではそのようなことはできないかもしれませんが、通学路の死角、見えない箇所などへの設置について検討されたことがありますでしょうか。

また、防犯的なことで地域の皆さんが見守りされている学校で、効果が見えていることがあれば

他の地域での見守り隊の参考事例になると考えますので、もう少し先ほどの答えだけではなくて具体的にお聞かせください。

また、学校側では市民の皆さんが日ごろどのようなところに気配りや行動をしていただければいい防犯になるのではないかと考えておられることがあれば、ぜひ市民の皆さん、もう、たくさん聞いておりますので、お聞かせください。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） ただいまたくさんの質問をいただきました。具体的なものから広範なといえますか、漠然とした質問もあったかというふうに思います。

1点目、昨今日本中、あるいは諸外国でも非常に悲惨な事件、とりわけ子どもたちが巻き込まれたような事件が本当に日常的に起こっているということで、大変憂慮する世の中になっているということでは、議員と同じように非常に悲しい思いをしているわけでございます。

市内の学校につきましては、直接この地域に関係のあること、あるいは重大かつ緊急性のあることにつきましては当然教育委員会といたしまして、平日、夜間、土日に限らず学校長に連絡をとりながら対応をお願いすることもございます。また重大でなくても一昨年でしたか、ある住宅地のそばに野ザルですね、サルが出て危険だというような話も、どこに出没するかわかりませんので、そのときは学校に連絡をして、それぞれ集団下校させたと、そんなようなことも年に何度かございます。時に応じまして教育委員会としてできることはし、また日常的には学校長が当然安全管理の責任者でございますので、学校長の判断により子どもたちに知らせたり、保護者にお伝えしたり、あるいはそういった下校指導をするようにしております。

2点目、通学路につきましては、先般除雪で確保できたという話もあれば、逆にハウスの陰、あるいは木陰等、危ないところもあるのではないかと、これはおっしゃるとおりでございまして、小学校、中学校、特に中学校は広いところから集まりますし、自転車通学等もありますので、それぞれの通学路がすべて安全・安心というわけにはまいりません。各学校ごとに多くの子どもたちが通る道路を通学路と指定をいたしまして、安心・安全通学路マップを学校ごとにつくっております。その地図の中に特に注意をするところ、交通上の注意をするところ、あるいは不審者等の注意をするところということで色分けをしながらお知らせをしております。

これで4月に新しく子どもたちを迎え入れる時期になります。とりわけ小学校1年、初めて学校に行く親御さんにとりましては、学校での勉強、お友達とあわせまして、無事に学校に行き帰ってこれるかというのがとても関心事、重大事でございます。学校に上がるに当たりましては保護者の皆さん、子どもと一緒に通学路を実際に歩いていただいて、また就学後は学校の教師も一緒に保護者と通学路を歩いて安全点検をいたしております。更に毎月一度、下校指導も行っておりまして、その都度危険箇所があればお伝えをするようにしております。

また、道路形状等で危険箇所につきましては、一昨年からですか、国交省、文部科学省の連名によりまして緊急安全点検をということで、7月から8月にかけて教育委員会だけではなくて道

路管理者と現場で確認をしながら、その改良についての打ち合せをいたしておりまして、順次その改善も図られているというところでございます。

3点目、防犯カメラでございますが、これは議員もおっしゃったとおり、つけ切れないという部分もございますし、つけたカメラの管理もできないということで、これまで検討した経過もございませんし、現時点では検討する予定もございません。

4点目、防犯的なことで効果があることということでありまして、特に子どもたち、小学校に上がりますとまず教えておりますのが、お聞きの方もいらっしゃるかと思いますが、「いかのおすし」という教えがございます。「いか」は知らない人について「いか」ない、「の」は知らない人の車に「の」らない、「お」不審者に会ったら「お」お声で叫ぶ、「す」不審者に会ったら「す」ぐに逃げる、「し」不審者がいたら大人の人に「し」らせる、ということをお小学校入りたてから、イカだから口を酸っぱくというわけではありませんけれども、教えまして、こういったことが身につくように、先ほどの安全点検等は地域や大人がすべきことでございますが、子どもたちも自らの身は自ら守れるような教育を学校でしているところであります。

最後に、市民の皆さんに気配りいただくことで防犯につながることは何かと、非常に難しい問題でございますけれども、従来議論になっております地域力、現代社会の中で核家族化が進む中で、おじいちゃんおばあちゃんと接することが少なかったり、隣近所の方々と子どもが大分疎遠になってきているといった意味で、地域力が落ちているというこの中でございますけれども、それを復活することしかないのではないかなど。保護者は当然自分の子どもたち、あるいは知り合いの子どもたちについては気配りをさせていただきますが、その少人数の目だけでは安全は確保できません。地域の皆さん、特に近所のおじいちゃんおばあちゃんも含めて、あ、これは何さんちの何ちゃんだというふうに見知りになっていただいて、朝もきちんとあいさつをして、そういったことが見守り、安心につながるのではないかと。そういう意味では、市が進めております小学校区単位の協働のまちづくり、地域づくりがまさにその考え方であろうというふうに思います。

先ほど初めてといたしますか、お褒めをいただきましてありがとうございます。各地区の公民館の考え方もまさにそこにあるわけございまして、協働のまちづくりの地域づくり支援員のほかに地区の公民館が学校や保育園を支える、そのかなめとなってほしいという意味で地区の公民館の機能強化を図りたいという考え方でございますので、そういった考え方で地域の宝である子どもたちを守っていければというふうに考えております。

○議長（青木周次君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 本当に通学路って、私、毎朝子どもと歩いていますが、ああ、ここはおっかないなと思う部分がいっぱいあります。集団下校といっても今、児童館や児童クラブがあって、子どもが1人で帰ってくるという話を聞くこともありますので、本当にこの部分はよく皆さんで考えていただきたいと思います。

また地域の皆さんは、子どもが帰ってくるような時間帯にしょっちゅううろうると、散歩などを

その時間帯に合せてやっていただければ私は本当に安心がもうちょっと確保できるかななんて思っております。

あと時間がなくていけないんですが、ネットのことなんですけれども、スマホなどの使い方のことなんです、本当にスマホやネットなど、現実世界のリアルさの中で本当に社会を変えたり人間関係の充実を望むなら、現実本当に汗をかいて、体を動かさせて、そういうことが大事だというお話を聞いたり、また携帯やネットの普及が子どもの人格形成に破壊的な役割を果たすとして、警鐘を鳴らしている専門家もいます。

昨年の調査でネットに浸っている時間が5時間を超える生徒が1割近くいるという、そういう報道がされたことがあります。東御市内の子どもたちの使い方の時間などの状況はどのような状況がありますか。また何か問題が起こったことなどがあればお聞きします。

それからもう続けてで申しわけないんですが、実は中野市の小学校でインターネットに接する時間を減らすメディアコントロールに取り組んでいるという、そんな話を聞きました。この学校のきっかけは、平成12年の生活実態調査をした結果、1日3時間以上もテレビやゲーム機に接している児童がいたと。高学年の子どもにとっては携帯やネットが身近になっていることがわかったということです。そのために毎月第2木曜日をメディアコントロールデーとして実践を呼びかけ、その結果、テレビを消したりしたことにより、お手伝いできたとか、家族と学校の話がたくさんできるようになったという、そんな感想が出ているそうです。

市で今、発行している「子どもたちをネットトラブルから守るために家庭のルールを守りましょう」という、そういう冊子がありますが、それは家庭の中で有効な効果をあらわしているのでしょうか。また市内全体でノーメディアデーなども決めておられ、効果が見えているか、この辺をちょっとあわせてお聞きします。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 3点ほどご質問をいただいたかと思います。議員ご指摘のようにネット、かつてはテレビはあまり見すぎないようにしようということでございましたが、今はインターネット、先ほどのゲーム機ですとか音楽プレーヤーも含めて、非常に子どもたちの中に浸透していることによりましての弊害というものが多くあらわれているということでございます。調査によりますと、全国平均、あるいは県平均と比べまして東御市の子どもたちの携帯、それからスマホの保有率は非常に低いのですが、ゲーム機を含めるとやはり相当数あるのではないかというふうに思いまして、それに費やす時間と、それからネットに浸っている時間は当然現実で外で遊ばせんし勉強もできないということで、二重の意味でやはり問題があるというふうに認識をしております。

それから2点目、トラブルなどはあったかということでございますが、これもアンケートをした中でやはり幾つかの問題がありました。小学生につきましてはネット関係で嫌な思いをしたことがあるという子どもが約3割、内容的には迷惑メール、あるいはチェーンメールというのが来て困ったということがあったようです。中学生になりますと約60%が経験があるということで、ほとん

どはチェーンメールであります。あるいはワンクリック詐欺、あるいは個人情報 leaked といったようなケースもありまして、特に個人情報等の本人や家庭ではなかなか技術的に解決できない問題につきましては、ネットリテラシー教育推進協議会にご相談をいただいて、そこで解決したという事例も年に数件ほどございました。まだまだ我慢していたり、そのままというような事例もございますので、本人はもとより保護者への教育が必要であるというふうに考えております。

それから3点目、他市での例等もございまして、ノーメディアデーといったものの取り組みはどうかというご質問でございます。市役所にもノー残業デーといったような、そういう啓発の機会がありますが、今のところは一斉にノーメディアデーということは考えておりませんで、教育委員会といたしましてはネットリテラシー教育の一環の中で、家庭でルールをつくりましょうということ掲げておりまして、「我が家のルール」という冊子をつくったところございまして、4月から各家庭に対しまして参観日、保護者会を通じて配付をして、その中で啓発をしてみたいというふうに考えておりますし、全体としては今回決定をいたします教育基本計画の中できちんと位置づけて対応してみたいと考えております。

○議長（青木周次君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 実態を聞いて、何かちょっと結構な割合があるということで非常に驚きました。

教育委員会委員長にお尋ねします。いろいろなことがある中で、学校でも家庭でも多くのことをいろいろ実践されているようですが、あふれる情報にどう接していくか、ネットをやるな、持たせるのではなく、生活を改善すること、ネットやスマホ以外にスポーツで汗をかくことや、もっと楽しい遊びや友達とのかかわりがあることを教えて、現実の生活へ自分を置く時間を長くするという、そんな指導も含めて、現実的にどういう働きがあれば健全な方向へと子どもが育つか、先生方、ご家庭とやっていかなければいけない、いく必要があると日ごろ考えておられることがあれば、お聞かせください。最後をお願いします。

○議長（青木周次君） 教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（下村征子さん） 阿部貴代枝議員のおっしゃるとおりなんです、全部はそれ、すぐには実践は無理でございますが、教育というものは風邪を引いて薬を飲んだからすぐ治るような、熱が下がったという即効き目があるというものではなくて、地道に実践していくことが大事だと思っております。

私が日ごろ思っていることを話させていただきたいと思います。私が思う日ごろ考えていることというのは、子どもたちともに学び、ともに支え合い、そして未来を担う子どもを育てたいなという、そういうことですが、そのためには先ほど次長が答弁しましたように、ネットにはまり込んだり、ゲームづけになって、外遊びをしないというのではなくて、時間を決めてというような、先ほど次長が言ったように我が家のルールをつくっていただいて、そして健全な方向へ持っていきたいと願っているところです。ネットリテラシー教育のことについても、学年を追って、先ほど発表が

ありましたとおり、これも推進していきたいと思っております。それにはまず基礎学力の定着、そして自立した社会人の育成、すなわちもう、たくましく生きる力を育てること、そう思っています。そして郷土愛の醸成、更に生涯学習の推進、地域文化の継承、そのことを推進していきたいと考えております。

そこで次に申し上げる4つの合い言葉を教育委員会でちょっと検討いたしましたので、それも考えていきたいなと思っております。

1番目に、あいさつは心を開く合い言葉。次長も先ほど言いましたように、あいさつ運動を始めたら不審者が出なくなったというのは、北信のある村のお話です。そのようにあいさつをすると、ああ、あの若い息子はどこんちの息子だよな、あれ、どこの息子だなというように、あいさつで心が開くし、結ばれていく。

2番目に、成長期、読書で与える心の栄養。

3番目に、自ら進んで結ぶ友とのきずな。外遊びもしましょう、ね。

それから4番目、先ほど申しました家族で守る我が家のルール。

この4つをご家庭では、大好きだよ、わが子だものという気持ちで見守っていただきたいと思えますし、母親の笑顔が一番だと陰山先生もおっしゃったとおり、人は愛情によって育ちます。私っていいなということが感じられる子どもに育てたいなと思っております。

以上です。

○議長（青木周次君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） ありがとうございます。本当に慈愛に満ちている女性ならではの考え、女性ならではの言葉、そういう本当に広まっていくことを考えます。市長、女性でも教育委員会委員長だからこんなにあれなんですけれど、本当にすてきな力を持った女性のそういう、あともう時間がないので、あとの質問はできませんけれども、ぜひこんなすてきな女性を育てていただくような、そんなような取り組みをやっていただきたいと思えます。

何かとても早しゃべりだったですけど、以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（青木周次君） 本日の一般質問はここまでとし、通告に基づく残りの一般質問は明日5日の午前9時から行います。

◎散会の宣告

○議長（青木周次君） 本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時05分）

平成26年東御市議会第1回定例会議事日程（第4号）

平成26年3月5日（水） 午前 9時 開議

第 1 一般質問（個人）

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	櫻井寿彦
10番	平林千秋	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	清水新一
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	依田俊良
20番	青木周次		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
総務部長	齊藤英世	教育長	牛山廣司
産業建設部長	北沢達	健康福祉部長	武舎和博
上下水道局長	橋本俊彦	市民生活部長	山口正彦
教育次長	清水敏道	総務課長	掛川卓男
企画課長	岩下正浩	市民課長	塚田篤
建設課長	関一法	農林課長	寺島尊
病院事務長	加藤英人	子育て支援課長	岩田広子
生涯学習課長	横関政史	代表監査委員	竹内春彦

議会事務局出席者

議会事務局長	白倉仁志	書記	西澤浩
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（青木周次君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（青木周次君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議長（青木周次君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。順番に発言を許可します。

受付番号5 若者の政治意識を育てるため子ども議会を検討したらどうか、受付番号6 祢津御堂地籍へのワイン用ブドウ団地造成計画はどのようなものか、受付番号7 舞台が丘整備にかかわる県・東深井線延伸に伴う高校との補償交渉はどうなったのか。7番、若林幹雄君。

若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） おはようございます。一般質問も3日目となりました。多少皆さんお疲れかもしれませんが、最後の日でございますので、よろしく願いいたします。

議員番号7番、太陽と風の会の若林幹雄でございます。

さて、これまでも多くの議員さんが触れられてこられました。先ごろの豪雪で皆様のお宅では被害などございませんでしたでしょうか。被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。今回の豪雪に当たりましては、除雪が追いつかず、危機管理の在り方に対して大きな課題を残しました。しかしながらそれぞれの地域で区長さんを先頭に、消防団の皆さんのお力もお借りして、生活道路の除雪に取り組んでいただきました。そのご努力に対しまして深甚なる敬意を表明いたします。

農業ハウスも大きな被害を受けました。私は大雪になった16日の朝、近所のブドウハウスを見て回りました。腰までの雪をラッセルしてたどり着きました。その時点で既に2軒が全壊、2軒が半壊という状況でした。1軒のハウスに入りますと既に屋根に雪がたまり、ご主人が雪を落としていたところでした。その後、間もなくしてそのお宅もつぶれてしまいました。中屋敷における加温ハウスでは10軒、1町6反が被害を受けました。

こうした被害を受けた皆さんは、当初何も手がつかない状況でした。農協の皆さん、そして市役所の職員の皆さん、ぶどう組合の皆さんの手で片づけが始まって、元気を取り戻してきていらっしゃいます。大勢の皆さんのご支援に対しまして私の立場からも感謝申し上げます。

この復興のために市としてもかつてない再建費用の70%という方針をいち早く打ち出し、後片

づけのために職員を派遣していただきました。こうした迅速な取り組みに対しましては、被害を受けた皆さんを励ますものでした。しかし再建のためにはまず目の前のハウスの片づけから始めなくてはなりません。こうした片づけへの支援もぜひお願いしたいと思います。

昨日の「信濃毎日新聞」におきましては、1面で「ハウス撤去農家負担ゼロ」、このように報じられていました。今日の新聞でも県の取り組みが紹介されています。国と県と市が協力して取り組んでいってほしいと思います。

また、滋野地区におかれましては、しげの里づくりの会、道の駅雷電くるみの里が広くボランティアを呼びかけ、3月2日にイチゴハウスの片づけを行いました。ボランティアに参加していただきました約100名の皆様に感謝を申し上げます。大きなつめ跡を残した豪雪でしたが、一方ではこのような新しい支え合いの取り組みも始まりました。この力を更に里づくりに生かしていければと思っております。

さて、私の今回の質問は3つでございます。子ども議会、そしてワイン用ブドウ団地造成計画、更に舞台が丘整備計画についてでございます。通告に従いまして質問いたします。

まず最初の第1点目でございます。若者の政治意識を育てるため子ども議会を検討したらどうかでございます。

この4月、東御市は合併10年を迎えます。この10年を祝って市内では様々な記念行事が計画されています。そんな中、私はこれからの東御市の将来を担う若者を育てるために、子ども議会の開催を提案したいと思います。子ども議会とは、日本政策学生会議の資料によれば、子どもたちが自分たちで問題を発見し、それを解決するために自ら考えて行動し、子どもたち同士で意見交換をし合い、行政とも意見のぶつけ合いをするという子どもの意見を表明する機会だといえます。選挙での若者の投票率の低さ、地域や他人への無関心など、若者の政治離れが指摘されています。このままだと地域を支える人材が育ってまいりません。若者に政治や地域に関心を持つ機会を与えるためには、子どものうちからそうした機会を与えて、一緒に考えることが何よりも必要だと思います。子ども議会は、そうした機会の1つです。

そこでお尋ねいたします。まず第1に、現在、長野県における子ども議会の実施状況はどのようなになっているのでしょうか。

第2としまして、子ども議会を実施されている自治体での評価、子どもたちの反響について、どのような認識をお持ちでしょうか。

次に、御堂へのワイン用ブドウ団地造成計画とはどのようなものかについてお尋ねいたします。

祢津御堂地籍のワイン用ブドウ団地造成計画が進められています。御堂とは祢津東町の北側の丘陵地帯のことです。ここには大日堂というお堂があることから、その北側の地域を御堂と呼んでいます。ここは以前も酒造メーカーによるワイン用ブドウ団地計画がありました。この計画は結局実を結ばず現在に至っています。

そんな中、長野県がワインによる地域おこしのための千曲川ワインバレー構想を立ち上げ、東御

市はその中核的存在と位置づけられ、ワイン用ブドウ団地計画が浮上してきたものでございます。この計画が実現すれば、市長がおっしゃるように30ヘクタールに上る荒廃農地が解消されます。ワイン栽培を目指している農業者を全国から呼び込むことができ、人口増にも貢献することができます。ブドウ栽培だけでなくワインの醸造と販売にまでつなげ、農業の6次産業化が実現できます。ワインによる産地形成が図られます。

こうした過程の中で、新しい雇用も生み出されてまいります。これまでの巨峰やクルミと並んで、ワインが東御市の特産品になり、観光振興が図られます。このようにこの本計画は、経済波及効果が高く、これからの東御市農業の屋台骨を支えるものになる重要な計画だと思います。私はこの計画が実を結ぶことを願っています。しかしながら不確定要素も多く見られます。

そこでお尋ねいたします。まず第1に、本計画の概要について、現在わかる範囲で結構でございますので、お答えいただきたいと思います。

第2としまして、地権者に対してアンケートを実施したと聞いています。どのような結果になったのでしょうか、ご回答ください。

第3に、現時点での課題は収支計画です。地権者と栽培者にとって十分採算のとれる計画となっているのでしょうか。

以上、3点質問いたします。

次に、舞台が丘整備にかかわる高校との補償交渉はどうなったのかについてお尋ねいたします。

本議会に対して、舞台が丘整備にかかわる県・東深井線を延伸するための予算が計上されています。これは長野県立東御清翔高校の敷地を買収し、道路と駐車場を建設するためです。計上されている予算は、東御清翔高校への補償費などです。舞台が丘整備事業もいよいよ最終段階を迎えています。

そこでお尋ねいたします。まず第1に、道路敷地取得に対する東御清翔高校との交渉経過と具体的な契約内容についてお尋ねいたします。今回計上された予算の中には買収する高校の敷地の用地代と、道路によって取り壊しになる高校の補償費が含まれていると聞いています。この補償費の中には、仮設校舎の建設費も入っているのでしょうか。

第2点目としまして、高校移転補償費などを含む舞台が丘整備計画の全体予算は当初計画内でおさめることができたのでしょうか。全体予算としては50億6,700万円というふうに言われています。また県・東深井線延伸にかかわる費用は15億円と言われていますけれども、この範囲におさまったのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

3点目に、県・東深井線の道路建設は今後どのような段取りで進められているのでしょうか。

以上、最初の質問といたします。よろしくご回答ください。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） おはようございます。受付番号5、若林幹雄議員の若者政治意識を育てるために子ども議会を検討したらどうかのご質問につきまして、市長にかわりお答えをいたしま

す。

1点目の長野県内における子ども議会の実施状況はどうかについてでございますが、全市町村の状況は把握しておりませんが、近年では県内19市の中で5市が子ども議会を開催したことがあるようでございます。教育委員会や学校が学習の一環として開催したケースが伊那市など3市、市の企画部門が公聴活動として開催したケースが佐久市など2市でございます。また町村におきましては、飯島町や麻績村などで、議会の啓発活動の一環として議会が主催したケースもあると聞き及んでおります。

2点目の子ども議会を実施した自治体での評価、子どもたちの反響についての認識でございますが、開催した各市におきましてはそれぞれの開催目的に効果があり、参加した児童や生徒もよい体験であったと、広報などで紹介されておりますので、一定の効果があることは私どもも認識しているところでございます。

東御市におきましても、平成21年度に東部中学校の3年生の社会科授業として、2クラスで代表生徒10名が議員となりまして、市長や教育長へ質問や提言を行う子ども議会を開催したことがございました。参加した生徒にとっては、市長に直接質問できたことで、地域に関心を持ったり、また地域を知るよい機会となったということでございます。反面、議会形式のために、実際に体験できる生徒が少数に限定されることや、自分で質疑を提案できるようになるまでに行政や地方自治につきましても事前学習を数日にわたり数時間必要とするために、ほかの授業項目を減らさなければいけないこと、また学校や教科の担任教師に相当の負担をかけたということなど、多くの課題がございました。

なお平成24年3月定例会におきまして、三縄議員の一般質問の中で、東部中学校2年生と回答しておりますが、3年生の誤りでございますので、ここに訂正をいたしまして、おわびを申し上げます。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） おはようございます。受付番号6、若林幹雄議員の柵津御堂地籍へのワイン用ブドウ団地造成計画についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、本計画の概要についてでございますが、平成26年度に事業計画を策定する予定で準備を進めている段階です。現在、地元や地権者の方々へ提案している本計画の概要は、荒廃農地化している御堂地区約30ヘクタールを市の重点施策である荒廃農地の復旧対策とワインの振興のため、県営土地改良事業により区画整理や農道、排水路整備などを行い、御堂地区一帯をワイン用ブドウの栽培を中心とした農地に復旧するものです。

次に、アンケート結果についてでございますが、地権者167名にアンケートを依頼し、2月20日現在、回収率は77%で、129名の方から回答をいただいております。アンケートでは、事業の参加の意向と意見、要望をお聞きし、参加の方は112名で全体の87%、不参加の方は13名で10%、どちらとも言えないという方が4名で3%となっております。また、意見、要望につつま

しては、事業への参加不参加を問わず、負担金に関することが多く出されています。負担金を軽減することで参加していただける方が増えると考えております。

次に、採算のとれる計画となっているかについてでございますが、農地を提供する地権者の方については詳しい補助制度が定まっていないことから、負担金の試算はこれからとなりますが、県営土地改良事業の導入や農地中間管理機構の制度を活用し、負担金の軽減に努めてまいります。また耕作者として参加する方については、農地の区画整理や集積によって作業効率の高い農地で栽培することができることから、有利な経営が行われるものと考えております。

失礼いたしました。受付番号7 舞台が丘整備にかかわる県・東深井線延伸に伴う高校との補償交渉はどうなったのかのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、道路敷地取得に対する東御清翔高校との交渉経過と具体的な契約内容についてのご質問でございますが、交渉経過につきましては不動産鑑定、補償算定の結果をもとに、県との協議を進めてまいりました。その結果、用地買収面積、用地単価、補償の範囲、補償費についてご理解をいただいているところです。

具体的な内容につきましては、今後も県との信頼関係を保ちながら協議を進める必要があることから、答弁は控えさせていただきます。

次に、高校移転補償費などを含む舞台が丘整備計画の全体予算は当初計画内でおさめることができたのかのご質問でございますが、全体の予算については現在、工事中の箇所や今後実施する工事、用地補償などもあります。現段階において総事業費の見込みに変更はございません。

次に、県・東深井線の道路建設は今後どのような段取りで進められるのかのご質問でございますが、現在、昨年9月に完了した詳細設計に基づき、用地折衝を進めております。地権者の皆さんは事業用地の譲渡についてご了解をいただき、代替地等の要望に対する調整を行っているところです。今後土地売買契約が締結でき次第、求女川から西側の道路工事と橋りょう工事を発注し、工事に着手することになります。平成26年度は、年度の早い段階で県と最終的な協議をし、用地補償についての契約事務を進めてまいります。契約締結後は県で校舎等の実施設計、建替え工事、補償物件の解体を順次行い、市へ事業用地の引き渡しをしていただき、残っている区間の道路工事を市が実施し、平成28年度の事業完了を目指しています。

○議長（青木周次君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 最初の質問に対しまして、それぞれご回答いただきました。これからの質問は一問一答方式で行いますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、子ども議会の関係でございます。先ほどの回答の中で、平成21年ですか、子ども議会を東御市で行ったという話がありました。私も子ども議会の実施状況について調べてみましたが、2010年の調査によりますと市議会が133議会、町村議会が全国ですけれど122議会で行っているようでございます。長野県内では先ほど5市というお話がありましたけれども、佐久市、伊那市、塩尻市、大町市とかとありましたか、最近では町村では宮田村、飯島町、麻績村

などでも実施しておりまして、そういった点ではだんだん広がってきているのかなという認識でございます。

先ほど同僚議員が前に質問したことに対して、訂正発言がありましたけれども、同僚議員が平成20年の9月議会だったと思うんですけれども、質問されましたね。そのときに市長は担当と相談しながら進めてまいる方向で行ってまいりたいという、そういう当時明確に述べておられました。その関係もあって平成21年9月に東部中学校では取り組んだのではないかなというふうに思っています。

先ほど来の話の中で、効果はすごくあるんだけれども、いろんな難しい面も多々あるんだというお話もいただきました。そこで多々あったからやめてしまったのか、問題があったけれども、その問題を何とかして克服して更に続けようと思ったのか、この辺のところをもう少しその辺の判断をお伺いしたいなと思っています。

それからもう一つは、確かにいろいろ調べてみますと結構お話がありましたように大変なんです。ただ、やるということだけならいいんだけれども、実際にそれによって子どもたちが教育的な効果をもたらすためには、事前学習がどうしても欠かせません。ですからそういった意味で学校教育という枠内で行っていくということに対して難しいのかなという思いを私も持っています。その辺のところでは先ほど広報の関係の中で企画を中心に実施しているという話もお話がありました。だからそういった意味では学校教育の中で、負担をかけない範囲でできないかという工夫をいろいろなところでやっているのかなという気がするんですね。

この件については、我々議会人としましても次の有権者といいますか、そういう若者を育てる意味におきましても、議会としても協力することはいくらでもできるかと思っておりますので、そういった困難だからやめてしまうというのではなくて、更に乗り越えていくにはどうしたらいいかという、こういう観点でお考えいただくといいのかなと思っていますが、その辺について1回こっきりでやめてしまったことは非常に残念なんですけれども、どのようなお考えがあったのか、ちょっとお話をお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 再質問にお答えをいたします。東部中学校で取り組みが行われた経過は議員ご指摘のとおり平成20年に市議会におきまして、ご提案がございまして、それを受けて市の教育委員会が東部中学校に投げかけをして、実施に至ったという経過でございます。また相当数の準備をいたし、実施された結果、一定程度の効果があったと。とりわけ実際に体験した子どもたちにとっては大変貴重で得がたい体験になったという総括がなされております。

あわせてましてモデル事業的に行ったものでございますので、プラス面だけでなくマイナス面、あるいは今後継続するに当たっての課題といったことも整理をしておりますので、マイナス面につきましては先ほど申し上げた点、幾つかございます。特に教育委員会として乗り越えがたい問題は、一部の生徒にしかそういった経験をさせることができないという点でございます。言うまでもなく

中学校1年から3年で、3年生というある程度習熟した段階で社会科の公民の授業として取り組んだわけでございますけれども、1学年300人いる子どもたちのうち、実際に質疑に立てたのは10人、また学習をした子どもたちも8クラス中2クラスだけということで、教育委員会といたしましてはそのような体験ができるのであれば、やはりすべての子どもたちにある程度均等な機会を与えてこそ教育であろうというふうに考えておまして、それにつきましては一部の生徒だけやってみるというのは、なかなか教育的な配慮とすれば乗り越えがたい課題であるのかなというふうに考えております。

また、子ども議会につきましては、全国で様々な事例がございますけれども、手法が確立しておられないのも事実のようでございます。学習の一環であったり、公聴であったり、あるいは議会の啓発であったり、またその他地域振興的にもやっているところもありまして、様々な手法がございまして、学校における教育の一環としての子ども議会の手法が確立していないために、当時やはり手探りでやったということで、相当な苦勞をしたということ、それには実施時期ですとかスケジュール、それから議場をどこにするか、当時は議場は使わずに、中学校の武道場を使って議会形式の机を並べてということであったようでございますが、そういった手法的にもなかなか手探りでやったということもございまして、なかなかその後、継続して実施するというわけにはまいらなかったという総括がなされております。

また、ご指摘のように教育の一環だけではなくて、市全体として公聴として、あるいは議員の皆様方にもご協力いただく中での開催ということも考えられるわけではございますけれども、この時期で新年度の中で教育委員会が主催、あるいは皆さんと連携しながらといったものは現在のところ考えておりません。また、よさそうな手法がございましたら、ご教示をいただきまして、検討したいというふうに考えております。

○議長（青木周次君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 教育委員会としての考え方を今、お聞きしました。確かに一部の生徒ではないかということは、教育委員会の観点からするといかんともしがたいというのがあるのかなという気がするんですね。全国のいろんな事例を見ますと教育委員会が主体でないような場合には、希望をとって夏休みを使ってやるだとか、それからどうしてもマンパワーが不足しますので、地域の大学生だとか、そういう方々の協力を得て、コーディネーターをつけてやるとかというようなやり方をいろいろ工夫しているようでございますね。

問題なのは、私は先ほど言っていますように、子どもたちのそういう意識をどう育てるのかということがすごく大事なのかという気がするんですね。今、滋野地区では協働のまちづくりを進めているわけですね。その中で大きな課題は、これからのまちづくりを支える人材をどう育てていくのかということだろうと思っています。今の子どもたちは地域の行事に積極的にかかわったり、あるいは自分たちの地域のことを考えたり、あるいは問題がある場合には自分たちで考えて、その解決策を探るといって、こういった経験はなかなかないわけなんですね。そうした事柄が地域に対する関

心をなくしたり、選挙の投票にも足を向けなくて、その結果、政治離れにつながっていくということになるのではないかなという気がしています。

子ども議会において、地域のことをよく知ってもらって、それでその解決策を考えて、市長に質問して答えてもらおうと。もしいい提案があれば採用していただく、そうした経験をぜひ子どもたちにさせてあげたいんですね。できればだからこの議会を使って、議場を使った方がいいかと思うんですね。こういう経験は子どもたちの成長にとって非常に有意義な効果をもたらす、これは教育委員会の方でも認めている点だと思いますけれども。質問した子どもたちは、このことを一生忘れないと思うんですね。こういう子どもたちの中から地域のリーダーだとか議員とか、あるいは未来の市長が誕生するのではないかなという気がします。

市長は、東部町時代に保科町長が取り組んだ未来塾の第1期生でございますね。保科町長が人づくりのために取り組んだその未来塾の塾生の方々は、今や東御市の様々な分野で活躍していらっしゃいます。東御市の未来を担う子どもたちのために、ぜひ子ども議会に対して前向きに取り組んでいただければと思うんですけれども。

そこで2点にわたってお伺いしたいと思います。1点目なんですが、最初から継続的にやっていくのはなかなか難しいというのであれば、合併10年の記念すべき年なわけですね、今年は。様々なイベントが計画されていると思いますけれども、その中に子ども議会の開催というものをに入れて、まず一歩踏み出してみるというところから始められたらどうでしょう。

2点目としまして、学校教育の中で難しいという点でありますけれども、私は何も学校教育にこだわる必要はないだろうと思っています。企画や地域づくりとの連携でもいいでしょうし、コーディネーターに議会が参加するというのも、協力するというのもいいのではないかなという気がしています。問題はやはり、やり方ではないのかなと思いますけれども、この点について教育委員会の意見をいただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） ただいま2点につきましてご質問をいただきました。言うまでもなく地方自治は民主主義の学校と呼ばれているごとく、子どもたちが社会人として育つ、まず足元、地域で、そことどれだけのかわりを持つかによりまして、社会において成長、活躍していけるかという原点であろうかというふうに考えております。

議員ご指摘のように、子どもの成長には実体験、経験が何よりでございます。昨日の地域での皆さんとの触れ合いといった生活体験や、こういった子ども議会のような場におきまして、社会の中での自分の立ち位置というものを確認できるということは、非常にすばらしい大変であろうと思いますし、でき得ればそういった機会が日々いろいろな場面で、市全域といわず各地域地域でも開催されればすばらしいことであろうかなというふうに思っております。

ご質問1点目、継続してということではなくて、ちょうど今、合併10年、昨年10月から今年の10月までの1年間を合併10年の記念の期間としておりますので、その記念事業の1つとし

てやったらどうかというご提案でございます。21年に実施したことを踏まえた中で、今のところ予定はございません。昨年10月合併10周年の年間事業を計画するに当たりまして、その時点では子ども議会という発案はございませんでしたので、今のところその計画があるわけではございません。

また、2点目、教育だけではなくて、やり方を工夫して実施できるのではないかとということでございます。やり方、手法につきましては先ほど申し上げましたように、様々なやり方があるかと思えます。また子どもたちに地域や政治に関心を持ってもらうということでは、議会という手法だけに限らず、会議形式であったり、講演会形式であったり、あるいは市長との触れ合い、「ふれあい市長室」もございますが、そういうところへ代表に来ていただく、様々な手法があるかと思えますけれども、やり方よりも重要なのは目的であろうかと思えます。合併10年の記念だからやるということではなくて、でき得ればやはり継続して子どもたちが育っていくために、そのときの一部の子どもたちだけが経験するような体験事業としてではなくて、これから東御市、あるいは日本の未来を背負う子どもたちが、でき得ればすべての子どもたちが体験できるような企画であれば素晴らしいわけでございますが、今のところ私もそういった手法、目的、一貫してこれならいけそうだという計画はないのが実情でございます。

○議長（青木周次君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 非常に後ろ向きな答弁でございまして、がっかりしました。確かに様々な問題があるかと思うんですね。ただ、こういう中で実際に経験、教育、一方的に教わるのではなくて、自分たちで考えてやっていくということも結構大きいかと思うんですね。

子ども議会を実施しました千葉市の子どもたちのアンケートというのがあります。その中で、自分たちの住んでいる千葉市に関心がありますかという質問に対しまして、最初の時点では、とても関心がある、関心があったということを含ませて68%だったんですけども、実施する中では90%までいったんですね。それから関心がなかったという子どもたち、それまでは32%いたんですけども8%になったという、そういうアンケートがあります。それから選挙権を持つようになったら選挙に行こうと思いませんかという質問に対しまして、絶対に行こうと思うとか、行こうと思うと合せて78%の子どもたちが回答しています。

こういったやっぱり効果、結構大きいのかなと思うんですね。子どもたちにとって普通の教育と違って、こういう場は一人前の社会人として処遇されているとみなされるわけですね。自分が市長に、市長が自分に対して答えてくれるということは、非常に大きいと思うんですね。

そういった意味で、大変だから実施しないというのは極めて残念でございます。具体的にどうしたら実施できるかということから、まず検討すべきだと思いますけれども、最後に市長からご所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 若林議員の再質問にお答えします。

教育現場としては、いろいろやらなければいけない選択肢の中で、現時点としては非常に困難であるという判断をしておりますので、それはそれで尊重すべきことかというふうに認識いたしております。

ただ、市としては、公聴広報活動ということに関して、市、地域住民の皆様方のご意見をあらゆる窓をあけてお聞きしたり、市が考えていることをお伝えするということが極めて重要な施策決定プロセスの中で課題であるというふうに思っておりますので、その一環として青少年や就学児童とのまちづくり懇談会等もやっていくということも検討課題の1つにはなるのではなかろうかなというふうに今、お聞きして考えたところでございます。

○議長（青木周次君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 今回の子ども議会の提案、実を結ばないわけですがけれども、今後ともぜひ子どもたちの育成という観点で、政治業務も含めてお考えいただければと思います。

次に、ワイン用ブドウ団地の造成計画についてお伺いしたいと思います。

私、今回のブドウ団地の計画について、採算性という観点で幾つか疑問があるわけですね。以前お聞きしましたら、総投資額7億円という話がありました。先ほど部長の方からもお話がありましたけれども、その負担額をいかに減らすかというのが課題だというお話がありました。結局のところ、補助金を入れたとしても、応分の負担は免れることはできないわけですね。この負担に最終的にはワイン用栽培をされるブドウ経営者の方にその負担が行くと思うんですけれども、そういった問題に対して果たして十分耐えられるかどうかというのが疑問なんです。

今、既に市内でも稲作農家があちこちの農地を借りて大規模経営をやっているじゃないですか。我が家でもある方にお貸ししているわけですがけれども、正直に言って田んぼが草にならなければ、もう、それで十分だという気持ちでやっております。だからそんなにたくさんのお金をいただいて、土地代としてもらっているわけではないわけですね。なぜそうかという、お貸しする土地が既に造成されてお金がかからないからなんです。今回新たに造成してということになると、負担が相当大きくなってきます。今回の御堂については一部山林化しておりますので、木の伐採とか、抜根という、根を抜くという作業が生じてきます。傾斜もきつくて、土どめ工事や雨水対策もあると聞いています。すぐその下は、祢津で東町、西宮などの住宅地なわけですね。

そういうことを考えると、御堂という、なぜ御堂にこだわるのかなという気がしているんですね。そうでなくてすぐワイン用ブドウができるような荒廃農地は、まだまだほかにもたくさんあるかと思うんですけれども、その辺のところはちょっとご意見をお聞かせいただきたいと思います。

それからもう一つは、いくら補助金を出すといっても、借地料をある程度高めに設定せざるを得なくなってくると思うんですけれども、果たしてそれで多くのブドウ栽培農家が来るかどうかという心配もあります。借りてもらえるのだろうか、この辺について、どうお考えなのか、ご意見をお聞かせください。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） まず最初の御堂地区に限らず、ほかの地区にももう少し条件のいいようなところがあるのではないかというようなご提案でございますが、なかなかまとまって土地を集めるということが非常に、権利関係等もございますので、そういう中では御堂につきましては現地を見ていただいたかと思いますが、そういう中ではかなり荒廃地化がされていますので、そういう中では先ほども草にしなくてもいい程度ぐらいで貸していただけるようなお宅も結構あるのではないかという中では、候補地としては一番まとまった土地ということと、あわせていいんではないかということで、今回事業として進めていきたいということで進めているところです。

また、いずれにいたしましてもいろんなところでの荒廃地化されているところがございますので、そういうところにつきましては御堂地区だけではなくて、実際にはいろいろなどころについても、研究しているところも幾つか、1、2ございます。そういう中で、全体として荒廃農地化を防ぐためのまとまった、作物をまとめたような形の中で、荒廃地対策をしていく必要があるのかということで今回、御堂地区を選定させていただいているということでございます。

あと2点目の事業費が高いので、それが結果的には借地料に影響してくるのではないかというようなことでございますが、今までお話ししております事業費7億円というような話につきましては、はっきり申し上げまして一番高いケースでお話をさせていただいております、その数字があまりひとり歩きされると非常に私どもとしても困るわけですが、そういう中で工法等もいろいろ研究しながら、最初、もう、今回の場合ですと作物が基本的にはワイン用ブドウということで、ある程度ターゲットを絞っておりますので整備方法にしても、今まで従来の形の整備工法ですと、要するに野菜もできます、果樹もできます、いろんな要するに作物に対応できるような整備をしてきたわけですが、今回に限ってはそういう作物に限定した整備方針、工法、要するに耕作できる土地の厚みですとか、傾斜ですとか、そういうものがある程度ターゲットを絞って整備ができることによって、事業費が抑えられるとか、そういうことも研究していかなくてはいけないなというふうに思っています。

そういう中では、事業費を下げるという努力も当然していきますし、また今、話題になっております農地管理機構も、いずれにいたしましても土地改良事業、今回のような事業に対しての負担金についても、この制度を活用することによって、支援していただけるというようなことが予定されておりますので、そういうものを合せていく中で、受益者負担金についてはある程度軽減されるのではないかというような予定はしております。

ただ、まだ現在、構想段階でございますので、26年度策定する事業計画の中で、そういう工事費も含めて、あるいはそういういろいろな補助制度、支援策も踏まえた中でなるべく、毎回申し上げていて申しわけありませんが、負担金の軽減をしていかないと議員の方からのご指摘もありましたような事業参加、事業が成り立たないというようなことになりかねないというふうには考えておりますので、そんな中で事業費、あるいは負担金の軽減に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青木周次君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 確かにこの事業は、造成費用の負担をどうするかという問題が大きな課題になろうかなと思っています。そういった点で、御堂ということに固まらなくてもほかでもいいのではないかなんて私なんか思っているわけなんですけれども、ぜひ補助費、いろんなものは使えるならばぜひ使っていただきたいなと思っています。

その次に、このワイン用ブドウに対して意欲を持って参入される新規就農者の支援ということについてお尋ねしたいと思います。市によりますと、ワイン用ブドウやワイン醸造に興味を持っていらっしゃる方は大勢いると、団地を造成しても借り手がいないということはないというふうなお話でございました。全国から引き合いがあるというお話でございました。非常にうれしいですね、やっぱりね。今、どこでも新規就農はなかなか苦しい中で、そうやって引き合いがあるということは、それだけこの地域に魅力があるということでございますので、すごくうれしく思います。

ただ、ワイン用ブドウの場合には、土地を借りてもすぐ収穫が見込めるわけではないわけですね。実際にブドウ苗を植えても、出荷するまでには4、5年かかりますよね。その間、収入が見込めないという話になります。ブドウの苗木代から始まりまして、いろいろな農業機械の購入等、様々な費用がかかります。生活費もかかってくるわけなんです。出荷できるようになったとしても、ワイン用ブドウの価格は生食用のブドウと比べて極めて安く、なかなか難しいという経営上の問題点もあろうかと思っています。これに対して巨峰などの生食用のブドウの場合には、成木の木を借りて、すぐブドウ栽培ができるわけですから、借りた年から収入が得られるという点で、ワイン用ブドウと比べて新規就農者、就農しやすさという点があるかと思うんですね。

そこでお尋ねしたいんですが、このワイン用ブドウの栽培や経営の採算性という観点で見た場合に、どのようなお考えをお持ちなのか、判断をお持ちなのかということをまず1つお伺いしたいと思います。

それから2つ目は、こういうワイン用ブドウに自分たちの未来を、人生をかけて東御市に行って挑戦してみようという、そういう方々が全国にいらっしゃるとすれば、そういう方々をやはり地域で支援していくという、そういう仕組みも必要だと思うんですね。従来の支援制度とは別な形のものが必要かと思っているわけなんですけれども、この辺について何か考えていることがありましたら、お聞かせいただければと思っています。私は、全国にいらっしゃったそういう方々をぜひ応援して、この地域の中でそれなりの成果を上げていただければすごくうれしいと思います。その辺でご意見をいただければと思います。お願いします。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） まず1点の新規で参入される方の採算性の問題でございますが、確かに作付してから実際に収入に入るまでの期間につきましては、その間の生活費等の関係につきましては心配な部分もございます。

それと2番目の従来の新規就農をする方に対しての支援策以外に、どんなようなことがあるかと

ということですが、この2点につきましては今、現在、農協の方ともいろいろな形の中でその辺の対策を講じていかななくてはいけないというようなことで、まだ最終的にはなかなか決まってはいませんが、今回農協が入っていただくことによって、その間の生活も含めた支援策について、いろんな形で研究していくということで、調整といいますか、相談をさせていただいているところでございまして、そういう中で畑だけつくって、ただ、さあ、どうぞというわけにはいかないという認識の中で、今後制度について検討していきたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（青木周次君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） ワイン用の苗を植えて、収穫になるまで4年、5年という年月がかかるということになってきますと、やはりその場合やはり働き口だとか、そういったことも含めて見ていかないと、なかなか生活が厳しいのかなという気はしておりますので、ぜひご検討いただければと思います。今後の課題だと思いますね。

ワイン用ブドウ栽培の将来性ということについて、市長は昨日、おとといの代表質問のときでしたか、共同ワイナリーの造成というお話をなさいましたですね、共同ワイナリーをつくるという。え、違う。そういうような回答の中で、共同ワイナリーというお話がありましたね。確かにそういった共同ワイナリーの建設ということも視野に入れていかないとなかなか採算性という点ではなかなか難しいというふうに思っています。そういった意味で、市長が答弁したのではないという話らしいんですけども、その前向きの、代表質問に対する前向きの回答は、すごい期待されるわけなんですけれども、そうした今後のワイナリー建設についての思い、それからそれを含めた地域の観光振興との、ワインを観光振興に生かすということについて、市長のお考えをいただければと思いますが、いかがでしょう。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 若林幹雄議員のご質問にお答えします。

まず青年就農給付金事業という形が創設されてきて、いろんな就農者、若い就農者が非常に苦労しながら農業に参入していくということを国も支援していくというシステムが導入されていて、当市でも多くの若者の就農が図られてきているということで、当初からの収入がなかなか見込めないということ、それから上田市のことでもありますけれども、陣場で20ヘクタールのワイン用ブドウがつくられているという状態で、既に地権者の方やなんか頑張られて、メルシャンやなんかに入っているという形の中で、可能性のある地域であるという大変高い評価をいただいているということで、全く前例のない規模の大きさに挑戦しているということではないだろうというふうに考えております。

そしてワインは何よりも6次化産業化の優等生というふうな認識の中で、国がファンドを組織しておりますし、また長野県も信連と八十二銀行を中心にしながら、地域のファンドもできているという形の中で、極めてそういう資金面でも6次化産業に向けた優位な施策がとられようとしている

ということであります。そしてそのファンドを利用して、県もワインアカデミーを開設して5年をめぐりに、ワインに参入する人の基礎的な学習を努めていただくということでありますし、ヴィラデストワイナリーを運営されている玉村先生も極めて、これからワインアカデミーという形の中で新規のワインに参入される、そういう人たちに対するいろんな経験を積んでいただくようなシステムが必要であるというふうにおっしゃっていますし、当然そのプロセスの中で新規のワイン用ブドウの生産者が自らワインづくりにかかわっていくという形の中で、現在は既存のワイナリーが引き受けて醸造を委託制度をされておるといふ形でありますけれども、昨日の部長の答弁の中でそういうものを持ち込んで、ワインづくりができる共同醸造所等も検討していかなければいけないのではないかという答弁が部長の方からなされたかなというふうに認識いたしておるところであります。

部長の方がこの事業に関しては責任を持って推進しておりますので、共同事業所等に関して行っていくと、そして御堂に関しては、過去20年に一度ずつ何とかここをしたいという地域の思いや、行政の思いがいっぱい詰まった地域でありまして、ここが美しく生まれ変わるといふことは、何ものにもかえがたい価値ある事業になるだろうというふうには認識いたしておりますので、財政的な支援も国、県にもお願いしながら、地元負担金がゼロに近づくように、行政として最大の努力をしていって、実現にこぎ着けていきたいというふうには考えておりますので、賛成と言われながら、本当に賛成なのかというふうには聞こえるようなご質問はやっぱりいかなものかというふうには私を感じました。よろしくお願いたします。

○議長（青木周次君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 私はこれだけ評価して、ぜひやっていただきたいというのを、そう言われると非常に心外なわけなんですけれど、あまり裏を見ないで、正直に表面のところを見ていただければありがたいと思います。

東御市の場合には、以前地ビールに取り組んだことがありましたね。地ビールに対しては振興公社さんが非常に大きなノウハウを持っていらっしゃる。そういった拠点施設も持っていらっしゃるし、そういう点ではワイナリーをやるのも、そういったことも1つ役に立つのではないのかなとお聞きしておりますし、共同ワイナリーということも最初から排除しないで取り組んでいただければとすごくありがたいと思います。ぜひこの施策が大きな実を結ぶことを私は願っておりますので、そのように対応をお願いできればと思います。

最後になりましたけれども、舞台が丘の問題について先ほどこれまでの補償交渉の内容等お聞きしました。最終的な計画、金額も当初計画内におさまるといふお話をお聞きしたんですが、市長の所信表明の年度方針の中で、舞台が丘公共施設の整備事業ということでは8億3,000万円という数字が載っております。それで具体的な数字等がわかりましたら、その辺も含めてお話しいただければと思いますが。例えば舞台が丘整備事業でいくらだとか、用地代でいくらだとか。それで全体でいくらだという話がわかれば、そうするとおさまったなとわかりますので、そこらをちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 舞台が丘の予算の関係でございますが、新年度の予算についてでございますが、26年度当初予算では、用地費と補償費で8億450万円を計上しております。債務負担事業費で3億9,050万円、合計で12億3,400万円を予算額として計上しておりますので、今までのご説明した中で補償費については全体で12億5,000万円ということでお話しさせていただいているかと思えます。

そういう中では、25年度の予算が3,900万円でございますので、合せますと、失礼しました、ちょっと数字を間違えました。済みません、訂正させていただきますが、26年度の当初で8億450万円、債務負担事業費で3億9,050万円、それと25年度の当初予算で3,900万円でございますので、合せますと合計で今現在12億3,400万円ということでございますので、昨年の全協でお話させていただいています補償費12億5,000万円、とりあえず今の段階では予算的にはおさまっているということでございます。

あと工事費につきましてもございますが、25年度当初予算で1億6,500万円、今後の工事を含めまして2億5,000万円でございますので、トータルで今の段階でも予算額としては15億円に変更がないということでございます。

○議長（青木周次君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） ありがとうございます。そういつていただくとすごく具体的にわかりやすいものですから、ありがとうございます。

それでは今後の道路建設について幾つかお尋ねしたいと思います。まず第1点は、東御清翔高校のグラウンドと校舎の間を通っている県・東中線についてでございます。計画では県・東中線を廃止して、高校に譲渡するというお話がございました。しかし地元区からは存続の要望も出ていたように思いますけれども、地元区との話し合いはついたのでしょうか。

第2点目としまして、新しい道路ができるということで周辺交通に様々な影響が出てくること予想されます。新しい道路は消防署のところで交差するわけですね。ちょうど消防署の出入口が近くにありますので、そういった緊急車両の出動に支障がないような取り組みが必要だと思えますけれども、どのようなお考えでしょうか。

第3点目としまして、この交差点はちょうど坂道の上に設置される形になるわけですね。このため県・東深井線を西側から行くと、消防署方面に走行すると、右から坂道を上ってくる車が見えにくいのではないかなと、ちょうどカーブしていますので。逆に右折しにくいという問題もあろうかと思えます。こういった危険性に対処するために信号機等の設置が必要ではないかと思えますけれども、この辺についてどのようなお考えをお持ちなんでしょうか。お願いします。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 今回の県・東深井線の事業推進する上で、県・東中線の東御清翔高校内の土地の関係につきましては、今現在、県区の方と最終的な調整を図っている段階でござい

まして、どのような形でまとまるかということは今の段階では決定していないような状況でございます。

あと消防署の前が今度新たな交差点になるわけですが、この関係につきましては公安委員会の方と事前協議を行っております、信号機につきましては18号との距離が短いというようなことで渋滞の原因になると予想されるため、設置は困難というような回答をいただいています。また歩道につきましては、地元、上田警察署と設置について協議するような指示がありましたので、今後工事を進める中で調整することになりますが、いずれにいたしましても今回の道路につきましては両側に新たに歩道を設置するというところでございますので、交差点の中で見えにくいとか、そういうことについては比較的影響が少ないのかなと、特に問題はないというふうに認識しているところでございます。

○議長（青木周次君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 県・東深井線の問題については、この間、多くの市民の方々が心配されまして、署名活動だとか、あるいは監査請求だとか、今までになかったような動きがありました。私はやっぱりこういう事業について、一つ一つ市民の了解の中で、お話し合いの進めていくことはすごく大事かと思っています。市長は今回の施政方針の中で、市政推進に当たっては声なき声に耳を傾けご意見を真摯に受けとめとおっしゃっています。ぜひ今後とも公共工事等については、それを旨として進めていただければと思っています。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（青木周次君） 受付番号8 高齢者福祉対策について、受付番号9 農地遊休化の防止対策について。3番、横山好範君。

横山好範君。

○3番（横山好範君） おはようございます。初めに、夕べからの天気予報、非常に大雪という話が出ていましたので、ぴりぴりしましたけれども、何とかよかったかと、こんな感じでございます。

このたび14日からの大雪は、統計史上最高の積雪量ということになりました。関係機関はじめ、市民皆様の懸命な努力にもかかわらず、除雪が思うに任せない、生活に大きな影響が出たところでございます。農業関係においては多数のパイプハウスが倒壊するなど、甚大な被害が発生をいたしました。被害を被った皆さんには心よりお見舞いを申し上げたいと思います。国、県においては支援策が検討されています。市でもいろいろお考えをいただいておりますけれども、早急に手厚い支援ができて、再建が可能となりますように今後ともよろしく願いをいたしたいと思っております。

それでは、通告によりまして質問をさせていただきます。まず高齢者対策についてであります。

厚生労働省の発表では、平成25年の平均寿命は長野県では男性が80.88歳、女性が87.18歳ということで、男女とも全国一というようなことになっています。日本の平均は男性が79.59歳、女性が86.35歳ということで、主要国のトップレベルとなっていますので、長野県は

世界一の長寿だと、こういうことになります。必然的に高齢者人口は多くなると、こういうことでございまして、元気で長生きは大変喜ばしいことだと、こんなふうに思っています。

しかしながら加齢とともに介護を必要とする人も増加をしてきます。誰もが安心して暮らしていける介護サービスを推進していくことは大切なことでもあります。一方で、健康な高齢者が地域においてその豊かな経験と知識を生かして、社会活動に参加し、生きがいを持って生活できる、こういう社会も求められているところでございます。団塊の世代が75歳となる2025年を目途に、住まい、医療、介護、予防、生活支援が連携を持ち、地域において一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が進められているところでございます。

そこで高齢社会が今後ますます進行するに当たって、3点についてお伺いをいたします。

1つ目は、高齢社会の東御市における現状と今後の予測についてであります。

2つ目には、高齢者の社会活動参加と生きがい対策の取り組みと、その成果についてであります。

3つ目は、地域福祉活動促進の取り組みとその成果についてお伺いをいたします。

2点目でございますが、農地遊休化防止対策についてであります。

農業の活性化のためには農地の有効利用を図り、遊休農地を極力減少させていくことが大切です。東御市においては先ほども議論がありましたけれども、全耕地の15%弱の450ヘクタールほどの遊休荒廃農地があるということでございます。この活用に向けては現在、関係団体が協調のもとに取り組みを進めておりまして、その成果が期待をされているところでございます。

遊休化し一旦荒れた農地を整備し、復活するということになると、その費用もかなりかかります。現場の農地情報をいち早く把握し、遊休化する前に利用方策を検討いたし、遊休化、荒廃化をさせない取り組みが求められると思います。農地は個人の財産であります。国民の食料等を生産するための貴重な土地であります。すべての農地が有効に活用され、安全な食料をはじめとする農産物の安定した生産を確保していくことの必要性が説かれています。農地遊休化防止のため、市としてはどのような対策に取り組まれているか、1つ目としてお伺いをいたします。

次は、水田は圃場整備をされ、機械化による大規模化が可能などところも多いことから、担い手農業者への集積が進んできております。また中山間地直接支払事業や、農地・水環境保全事業などの活用による遊休化防止効果も出てきていると思います。一方で畑地については、小区画の圃場が多く、傾斜地など条件として集積しにくいという状況があります。したがって耕作者が高齢化等により耕作しなくなれば遊休化する可能性が極めて高いということになります。こうした状況が進行した地域における畑作地帯の農地の遊休化を防止するためには、全耕作者が参加した集落営農活動を構築をし、集落全体で農地活用を図ることが有効であると考えられます。東御市における集落営農の実情についてお伺いをし、第1回目の質問といたします。よろしくお願いたします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） おはようございます。受付番号8、横山好範議員の高齢者福祉対策についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

3点のご質問をいただいておりますが、初めに1点目の高齢社会の現状と今後の予測についてのご質問にお答えします。

平成26年1月末現在の高齢者人口は8,278人で、総人口3万1,126人に対する高齢化率が約26.6%、前年の同時期に比べまして235人増加し、高齢化率は約0.9ポイント上昇いたしました。今後の予測につきましては、第2次総合計画策定時の基礎調査報告書によりますと、平成37年には高齢者人口が9,515人へと1,200人余り増加し、1万人に迫る勢いとなります。同時に高齢化率も総人口の減少とともに約34%にまで上昇すると見込んでおります。

また、この平成37年は2025年問題と言われておりますように、団塊の世代の方々が75歳以上の後期高齢者となり、そのピークを迎える時期となりますが、当市におきましても5,300人余りの方が75歳以上の後期高齢者になると予測をしております。

続きまして、2点目の社会活動の参加や生きがい対策の現状と成果についてのご質問にお答えします。

高齢者を中心に組織しております高齢者クラブやシルバー人材センターへの加入を促進し、様々なレクリエーションやスポーツ事業への参加と就労活動を通しまして、会員相互の交流を図るとともに、地域や福祉施設でのボランティア活動などの実施によりまして、やりがいと生きがいの対策に関しまして一定の成果を上げてきているものと感じております。

また、様々な分野の生涯学習講座や高齢者大学など、「ふれあい、たすけあい、学びあい、共に生きる」をスローガンに、中央公民館をはじめ各地区公民館で実施をされており、より多くの高齢者が自発的に学び続けることで生きがい対策の促進が図られているものと感じております。

最後に、3点目の地域福祉活動の促進に向けた現状と成果についてのご質問にお答えします。

市は、これまでも区や民生児童委員などを中心に、災害時要援護者台帳や支え合いマップなどの作成を通しまして、主に生活弱者への対応を中心に、地域での見守りや支え合い行動の推進を図ってまいりました。今般発生いたしました記録的な大雪に関しましては、道路の寸断や交通機関の混乱などにより市民の移動手段に大きな影響を及ぼしました。このような状況のもと、除雪作業に代表されますように市の対応、いわば公助ではカバーし切れない部分について、市民一人ひとりがそれぞれの立場でできるだけのことを行い、隣近所や地域、各事業所など、それぞれがお互いに協力をし、声がけなども行いながら助け合い、支え合う精神、いわば共助の精神が発揮されたからこそ、この局面を乗り切れたものと感じております。

今後も区の組織や社会福祉協議会、民生児童委員協議会などの各種関係団体と連携を図りながら、地域福祉活動の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 受付番号9、横山好範議員の農地遊休化の防止対策についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、農地遊休化防止についてどのような対策に取り組まれているのかについてですが、遊休

農地は単に農業生産に支障を及ぼすのみでなく、産業廃棄物の不法投棄や景観の悪化など、市民生活にも影響が生じることから、耕作放棄地の発生防止に努めることが重要と考えております。

まず毎年農業農村支援センターと農業委員会の共催で、農地を提供したいという方の相談を受け付ける農地相談会を開催しております。また農業農村支援センターでは、相談の受付を随時行っており、農地相談会を含め平成24年度の貸付実績は水田1.6ヘクタール、畑7.8ヘクタール、巨峰園1.9ヘクタールです。前年度と比較すると水田は0.6ヘクタールの減、畑は3.1ヘクタールの増、巨峰園は0.4ヘクタールの減となっており、貸付面積全体で2.1ヘクタールの増となっています。

そのほかの取り組みとしては、労働力を補うことで営農を継続してもらうため、農業農村支援センターがあっせんする農作業のお手伝いさん制度や現在、実施している信州うえだ農業協同組合と連携した東部ぶどう部会員への営農意向調査をもとに、規模拡大を希望する農家や新規就農者等へ農地を集約するような仕組みづくりを研究していく予定です。

耕作放棄地の解消には、それぞれの状況に応じたきめ細やかな対策が必要であることから、その位置と状況を把握するために農業委員会では9月から10月にかけて農地の利用状況調査を行っています。この調査結果をもとに、遊休地化が進む農地については個別に意向を確認し、農地の適正な管理・利用をお願いしているところです。

次に、集落営農組織はどのくらいあるかについてですが、東御市においては農業機械の共同利用や農作業受託を行う団体がありますが、共同で生産から販売までの農業経営を行う集落営農組織はございません。

○議長（青木周次君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） それでは、これから一問一答ということをお願いをしていきたいと思えます。

まず高齢者の福祉対策についてでございますが、26年1月現在の高齢者は8,278人ということでございます。そのうち介護を必要とする人というのは何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 平成26年1月末現在における65歳以上の方の要介護認定者数でございますが、1,528人ということでございまして、高齢者数に占める割合は約18.5%ということでございます。なお、この要介護認定者数の中で75歳以上の方の占める割合、これが9割を超えているという状況でございまして、やはり後期高齢の方が圧倒的に要介護認定になりやすいという現状でございます。

○議長（青木周次君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 現状の人数でいくと18.5%、1,528の方が介護を必要とするというような要介護という状態であるということでございまして、残りの6,750人になりますか、の81.5%ということですか、この皆さんは言ってみれば現元気な高齢者ということになると

ということであるかと思えます。行く行く、だんだん介護を要する状態というのは増えてくるということで、75歳以上になると90%の人が要介護者になると、こういうふうな形の中で、いつかはそういう状態が来るということであるかと思えますが、現在の高齢者、65歳以上の中では82%弱の人たちが元気であると、こういうことをございます。

こうした元気な高齢者が長く健康でいられると、こういうようなことが必要であるわけでございます。日常生活の充実とか健康づくり活動の推進とか、健康診断、スポーツ、自らの健康管理などを啓発していく取り組みが必要になると、こういうことになるかと思えます。

そこで2番目の社会活動参加、これは地域貢献活動というようなふうにも読みかえられるかと思えますが、高齢者クラブとかシルバー人材センター、ボランティアの活動とか学習活動などの取り組みを行っている、ということをございます。どのくらいの皆さんが参加をされているというような数字がもしありましたら、ちょっとお教えいただければと思えますが、よろしくお願ひします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 先ほどの答弁で、要介護認定者数の中で9割を占めているということであり。高齢者人口で9割ということではなくて、あくまで要介護認定をされた中で75歳以上の後期高齢の方が9割を占めているということをございますので、よろしくお願ひいたします。

では、ただいまのご質問にお答ひいたします。まず市の高齢者クラブ連合会でございます。46支部ございます。加入者は約3,400名という状況でございます。スポーツ活動、健康づくり活動、そして文化活動といろんな分野で参加をされているということであり。それからシルバー人材センターでございます。こちらは上田地域として広域で組織化をされておるということであり。広域全体では2,140名の登録がございます。そのうち東御市の管内では約300名の方が登録をされておると。就労状況といひますと約7割の方が平均的に何らかの就労に携わっておられるという状況であり。シルバー人材センターにおかれましては年2回草刈りによるボランティアもされているということをございます。また市内のボランティアの状況でございます。85団体ございます。約2,000人の方が登録をされており、それぞれの中で活動をされているということであり。

また、学習活動といひまして、今年度高齢者大学を卒業された方は55名おられまして、ほかにも通年を通して生涯学習講座が開かれておると。1,000人を超える皆様にご参加をいただいているという状況でございます。

○議長（青木周次君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） かなりの多くの皆さんがそれぞれ自分に合ったといひますか、そういった中で地域の活動に参加をされているという大変結構なことであるのではないかなと、こういうふうにいるわけであり。自分が地域に貢献できる、人のためになっているということを実感

するということが生きがいを感じ、元気に暮らしていく活力を得られる、そういったものになると思うわけであります。こうした地域、社会活動へ参加する取り組みを進めることが大事であり、引き続きいろいろな施策の中で支援を充実していく必要があると思うわけであります。

そうした中で、地域福祉活動でありますけれども、日常の生活地域における助け合いが福祉活動の基本であるというふうに思っております。昔と比べますと隣人のつながりが希薄になっていると、こういうことでございますけれども、今の高齢者の皆さんは高度経済成長時代を担って、非常に忙しい生活を強いられてきた皆さんであります。余裕ができた時間に近くの集落の集会場などに集まって、地域の身近な皆さんと交流をするという機会も割合少ないというのが実態ではないかと、こういうふうに思います。高齢者がお互いに地域の中で見守り合うことにもつながってくる身近な場所で、歩いて集まれるということで、多少の足の不自由だとかいろいろなことがあっても、ちょっと運動がてら寄っていかれる、こういうことが元気を保つ一助にもなるかと思っております。更に発展していけば、集落において集まっているところに子どもたちも寄り、学童保育というような形にもつながっていくような交流も期待できると、こういうことを考えるわけであります。

真田町にかりがね学園というのがありますが、これを創設するなど、福祉事業に功績のある岩見太市氏でございますが、著書の中でシニアライフを豊かにする3つの必要性ということを行っています。1つは会いたい人がいる、これ人間関係づくりだと思いますが、2つ目には行くところがある、居場所づくりですね、それから3つ目にはすることがある、存在感をつくる、の3つ、こういうことを言っているわけであります。介護を必要とし、介護保険を使ってしていく、いろいろ支援をしていく、支援を受けていく、こういう皆さんのほかに、何とか自分で動ける、そうした皆さんがそういった形で3つの必要性を自ら作り出す、そういったことが必要ではないかと、地域において必要ではないかと、こういうことを思うわけであります。

社会福祉協議会で行っております生き生きサロンという事業があります。これはこうした活動を支援する事業であるかと思っておりますが、この支援の内容やら、あるいは実施状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 生き生きサロンの実施状況ということでございますが、これは市の福祉センターの2階にございます高齢者センター、または地区の公民館を使いまして、区ごとに実施をしている事業でございます、社会福祉協議会が主催をしているということであります。

内容といたしましては、会食ですとか茶話会、それから場合によっては世代間交流ということで、子どもと大人の触れ合い、高齢者の触れ合いというようなこともなされておまして、年間では380回を超える開催がございます。参加者数も延べでございますが、9,000人に迫る勢いということで、大変活発な活動がなされているという状況でございます。

○議長（青木周次君） ここで15分間休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時46分

○議長（青木周次君） 休憩前に引き続いて、一般質問を行います。

横山好範君。

○3番（横山好範君） それでは引き続きお願いをしたいと思います。

生き生きサロンということで社会福祉協議会の方の事業としてあるということで、先ほどから申し上げていますように地域として高齢者が集う、そういった活動を支援する事業として非常に当を得た事業だというふうに私は評価をしているわけであります。実績と、それから区ごとで合計380回で9,000人ほどが利用していると、こういうようなご報告がありました。このことはまさに自助、共助の福祉活動であると、地域における福祉活動であると、こういうふうにとらえることができるかと思えます。高齢者が引きこもらず、家から出てみんなと交流をする、高齢者が元気で地域で活動をする、こういうことが地域を元気にする1つのことだと思います。福祉委員など、区の役員をはじめ専門知識を持った職員が支援を行う地域福祉の重点事業として、今後もう少しPRする等を含めて、拡大し、推進すべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか、最後にお伺いいたします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 地域福祉活動のさらなる推進ということでございますが、生き生きサロンをはじめとする多くの地域福祉活動につきましては、社会福祉協議会がかなりの部分で担っていただいている部分があるということで、その成果は絶大なものがあるというふうに考えております。

また、地域福祉活動の推進においては、今、お話がありました、区の組織をはじめ様々な団体の協力も必要であるというふうに思っています。このように地域にはいわゆる現役を退かれた方でありましても、先ほど議員からお話がありました、昭和の高度成長、そして平成に入ってからマイナス成長ということで、本当に激動の時代を過ごされてきた方々がまだまだ多くおられまして、ご活躍できるものというふうに思っております。そういった方が大勢いらっしゃるわけですので、地域においての積極的な取り組みをお願いしたいということではありますが、市といたしましても福祉部門の連携はもとより、小学校区単位の地域づくりという視点の中でもさらなる推進が図られるものというふうに考えておるところであります。

○議長（青木周次君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） それでは、次の課題に入りたいと思います。農地の遊休化防止対策でありますけれども、市の遊休化防止の対策実施ということで、農地相談会を行っているということでありまして、結構10ヘクタールを超す面積が活用されて、遊休農地化する前、荒廃化する前に活用されていると、こういうことであって、一定の成果が出ているかと思えますが、貸付希望との差があるわけでございますが、貸付希望があっても貸付ができなかったというような農地については、

どんなような理由が、主な理由があつてできなかったのか、その辺のことをお伺いをしたいと思います。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 農地を貸付希望された農地と貸付となった農地の差でございますが、24年度の状況で申し上げますと、希望された農地が13.1ヘクタールでございます。実際に貸付となった面積が11.3ヘクタールということで、実績としては86.1%というような状況でございます。この差につきましては、いずれにいたしましても借り受けする土地が飛び地であつたりとか、大型機械が入れないこと、また狭いこと等によりまして、なかなか借受者がいないというような形がございます。

いずれにいたしましても傾向としては貸付希望の土地は、高齢化等によりまして耕作できなくなり、その面積は増えているような状況であります。また借り受ける農家もそれほど多くないという中で、仲介しております農業農村支援センターでは担い手農家や新規農業者等へお願いするなどの苦勞をしながら、うまく貸付できるような形で進めているところでございます。

○議長（青木周次君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 貸付できなかった農地は条件が悪いということが一番であるというようなことのでございまして、飛び地であるということの理由もありますけれども、飛び地というのは隣にある人から見れば隣の農地になるので、その辺のところはちょっとどういう感じがよくわからないのですが、そういうようなことでもいろいろご苦勞いただいているということはわかりました。

先ほど来、農業委員会の方でもいろいろと調査をしながらやっているということでございますが、ちなみに平成21年に改正された農地制度では、新たに農業委員会の役割が強化をされてきているわけございまして、調査、指導とか、所有者が特定できない遊休農地については利用権を設定できるというような仕組みができてきたところでございます。すなわち新たに設けられた遊休農地対策として、農業委員会が果たすべき業務のポイントとしては、先ほどもやっているというようなお話もございましたが、農業委員会、毎年1回すべての農地の利用状況についての調査を実施すると、こういうことになってございます。2つ目には、遊休農地の所有者等に対する、うまく使っていないからどうだこうだということであるかと思いますが、指導とか、あるいはやっってくださいよというような通知とか、あるいはいろいろの勧告ですね、というような手続きを一貫して農業委員会が実施をして、遊休農地が出ないような対策を講じていくと、こういうふうな業務をすると、こういうことで特定されているわけでございます。それからまた先ほど申し上げました不在地主等の所有者が特定できない遊休農地については、利用権を本人の了解を得なくて、本人というか、わからないわけですから、所有者の了解を得なくて利用権を設定できると、こういうような形の中で、かなり遊休農地については農業委員会の権利といいますか、制度、事業が拡大をされてきていると、こういうことであります。農地相談会の実施と並んで、非常に重要な業務となっているわけございまして、農業委員の数も減少しまして、担当地域も大変広くなって大変な業務であるかと思ひます

が、先ほどご紹介がありましたけれども、そういった意味で再度農業委員さんの業務の改めてその3点の実施状況について整理をして、ご報告をいただければありがたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 農業委員の活動の関係でございますが、農業委員のまず遊休農地防止活動の関係につきましては、農地パトロールを農業委員の日常業務として行っているところですので。これは農地法に基づき年1回農地の状況調査を実施し、農地が適切に利用されているか、詳細について調査を行うことになっておりまして、その結果については個別に意向調査などを実施しているということでございます。

あと土地の所有者の指導につきましては、先ほどの個別の意向調査などに基づきまして、緊急に対応しなければならない案件につきましては、その都度調整に入っております。その際には農業委員が個別の仲介の相談に出向くこともあるということでございます。

あと農業委員会の方では調査に基づきまして、個別調査の方法につきましては別に意向調査票ということで、それぞれ25年度につきましては672通の調査票を発送して、232通の回答をいただいているということでありまして、そんな中でそれぞれ地域の中で地主の皆さんの方にお話をさせていただいているということでございます。

あと不在地主の対応についてでございますが、意向調査で貸付等がある場合は付近の営農者に照会するなど、また、隣接者からの通報、情報があれば随時郵送、もしくは電話にて対応をお願いしているところでございます。

あと農業委員が減少に伴いまして、農地パトロールに影響がないかということのご心配の件でございますが、これにつきましてはご指摘のとおり大変な状況の中で進めていただいております。そんなことで農業委員の活動を支援するというところで、新年度予算では農業委員サポート賃金ということで、延べ36人分の39万7,000円ほどを新たに予算計上させていただいているところでございます。そんな中で、農業委員の皆さんにつきましては、いろんな立場で荒廃地防止のために協力を願っているということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青木周次君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 少ない人数でかなりの業務量があるわけございまして、大変ご苦勞をいただいているということでございます。個別調査もなされているわけございまして、一番農地情報を把握している、情報を持っているのが農業委員会だというふうに私は思うんですけども、そういった中で農地有効活用のために貴重な現地情報が十分収集されているというふうに考えるわけでありまして。そういった成果をただいまお話がありましたように、支援センターをはじめ行政、あるいはJA等も含めて、みんなで共有をする中で、遊休農地防止に役立てていただくということが大切なことだと思うわけでございます。荒廃農地の復旧とあわせて、ぜひこれ以上遊休農地を出さないという取り組みに力を注いでいただきたいと思います、こういうことをお願ひをいたすわけで

あります。

それから集落営農というお話をいたしました。集落営農については、以前農業の協業経営というようなものを大分推進した時期もあったわけなんですけど、なかなか農家はほかの皆さんと一緒に経営をやるということが非常に苦手でありまして、うまくいかなかったという例がございます。そこで今回私が申し上げるのは、集落営農というのは、いろいろ国の制度の中で集落営農組織をつくって、補助金を受けるというような状況になった場合には、ちゃんとした組織をつくって法人化をしるというのが条件になっているというふうに思っていますけれども、そういった意味の集落営農でなくて、例えば従事者が高齢化をして担い手がいない集落で、ご希望の農家とか高齢農家を含めた皆さんの集落としての営農活動を、先ほど申し上げましたように水田地帯ではかなりの集積も進んでいまして、担い手もいるわけなんですけど、小さな畑の部分ではそういった組織がなかなか受けにくいというようなこともございますので、そういった集落ぐるみで農地の利用を進めていくと、そういうことが農地の遊休化の防止対策にもなりますし、地域の活性化にもなるんじゃないか、こういうふうに思うわけでありまして。従事者が大分みんな年をとってきたと、集落に活気がなくなってきたと、畑も大分草が多くなってきたというような状況もあちこちにあるわけでありまして。子どもも遠くに行って農業をやらないと、機械が高くて壊れてきたけれど更新もできないと、一生懸命働いても価格が安くて収入がないと、少し直売所に出してみてもあまり収入にならないと、こういうような中で営農意欲がだんだん減ってきていると、そういうような状況もあちこちに見えるわけでありまして。三人寄れば文殊の知恵というようなことも昔から言われておりますが、集落みんなの創意と工夫で活気のある集落に変えようという、そういうふうな意識がある集落ですね、集落、人、そういうところを中心に、モデル集落というようなものを設定して、法人化を目指す、そういった何といいますか、営農組織ではなくて、みんなで土地を守っていこうという、そういった集落の動きを助けるというような意味でモデル集落を設定して、具体的に働きかけを何らかの組織で、支援センターでもどこでもいいんですが、そういった組織で働きかけをしていくと、そういうこともしてみていったらどうかなと、こういうことを思うわけですが、その辺のお考えについて、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 集落営農といいますか、そういう地域で一体となった農業振興を図ったらどうかということでございますが、現在、市では担い手の皆さんに効率的に農地が集積できるような人・農地プランの推進を重点的に行っているところでございます。その中で、担い手の不足する集落については、今のような集落営農的なことについてもご説明を、地区の推進委員会でお話をさせていただいているところでございます。

しかし組織化するに当たっての課題は、それぞれ参加する方々の利害関係の調整等があるとともに、議員の方でもお話がありましたが、一番は地域をけん引するリーダーの存在ではないかなというふうに考えております。また、集落営農組織は、地域づくりの面からも非常に大切だというふう

に認識しておりまして、常に念頭に置きながら進める必要があるというふうに考えております。このため当面は中山間直接支払事業や農地・水保全管理交付事業に取り組んでいます集落、団体などが集落営農組織へ発展しやすいというふうに思いますので、これらの事業を推進する中で、特に課題となりますリーダーの資質を備えた方を発掘しながら、国等で開催されます研修会なんかにも参加を促すなどをしながら、集落営農組織が立ち上がるような形で市としても支援していきたいというふうに考えております。

○議長（青木周次君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 今日、私が質問した流れの中では、地域の高齢化が進む中で、社会、地域づくりとか、あるいは農業関係での対応について、ちょっといろいろ考えてみたわけでございます。自助、共助の仕組みの中で、できるだけ公的な金の支援も少なくしながら、みんなが元気に健康で暮らして活力ある農村地域をつくっていくと、こういうようなことを、それぞれ住民がみんなで考えていかなくちやいけない時期ではないかと、こういうことをちょっと提起をさせていただいたと、こういうふうにお受け取りいただければ大変ありがたいと思います。

農地・水環境とか、最後に直払事業等のお話もございましたが、これについては水田地帯を主体に組まれている事業でございます。畑地については当然対象になるわけですが、水田直接支払事業は東御市の関係は畑作地帯は、畑地は入っておりませんので、そういった意味では水田地帯ではそういったものを十分活用しながら、当初申し上げましたけれど、遊休化防止の役割も十分担っているのではないかと、こういうふうに思います。ただ、小規模の畑作地帯については何とかみんなで考えていかなくちやいけない時期ではないかなと、こういうふうに私は思いますので、そういったところはぜひ、いろんな意味で支援方策を考えていただければ大変ありがたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 大変申しわけありません、先ほど農業委員会の関係の中で数字に誤りがありましたので、訂正の方をお願いしたいと思います。

先ほどの中で、農業委員サポート賃金として延べ36人分というような形でお話しさせていただきましたが、63人分です。金額としましては39万7,000円ということでございますので、訂正の方をさせていただきます。大変申しわけありませんでした。

○議長（青木周次君） 受付番号10 子育て支援について、受付番号11 高地トレーニング用プール施設について、受付番号12 太陽光発電施設と景観について。1番、窪田俊介君。

窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 日本共産党の窪田俊介です。

まず最初に、先月の大雪で被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。また、除雪を昼夜を問わず対応していただいた皆さんにお礼も申し上げます。ありがとうございます。

それでは、質問に入らせていただきます。通告に従い、順に質問いたします。

まず、子ども子育て支援新制度にかかわって、東御市の子育て支援についての質問です。今回は学童保育の部分を主に質問していきますが、その前に前回12月議会からこの間に支援法に基づいて策定される東御市子ども子育て支援事業計画のためのニーズ調査が実施されました。そこでまずニーズ調査票の回収状況はどうかをお聞きします。

次に、前回あまり触れませんでしたけれども、新制度で学童保育の分野、つまり放課後児童クラブについても改正が行われています。放課後児童クラブなどの事業について、変わった主な点は設備や運営の基準について、今まで特段の定めがなかったところを、国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定するようになりました。また対象児童について、今までおおむね10歳未満の児童という限定のあったところが、小学校に就学している児童となりました。今後ニーズ調査の結果を踏まえて、この放課後児童クラブなど地域、子ども子育て支援事業の13事業についても事業計画を策定しなければなりません。小学校のお子さんがある家庭では非常に関心の高い部分だと思います。そこで児童福祉法の改定により、放課後児童クラブが小学校6年生まで対象範囲であることが明確化されましたが、市としてもそのようになるのか、伺いたいと思います。まだ省令や財源について明らかになっていませんが、現段階でのお考えを伺いたいと思います。

次に、高地トレーニング用プール施設についてです。既に同僚議員からも同じような質問がされていますし、この質問を通告した後に施設検討委員会での基本理念が発表されて、ちょっとピントのずれた質問もございしますが、通告どおり質問していきたいと思います。

まず、このプール施設がどんな使われ方をするものなのかという意味で、1つ目に、高地トレーニングは実際にどのようなサイクルで活用されるものなのか、ごく一般的に高地トレーニングをスポーツ選手がどんなタイミングで活用しているのか、お聞きします。

2つ目に、東御市で誘致しようとしているプール施設はどんな人が活用するのかという、そういう意味で、広報では競泳選手向けの高地トレーニング施設を誘致するとしていますが、トップアスリート用の施設ということか、お聞きします。

3つ目は、スポーツにかかわる国の制度などの現状についてです。東御市が想定しているのがいわゆる競技別強化拠点施設なのかなという、そういうふうな思い、そうした施設にかかわる今の国の支援の仕方について調べました。平成25年7月26日一部改正のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設指定要綱というのがあります。そこには最初の趣旨というところで、スポーツ基本法に基づき冬季競技、冬の競技ですね、海洋水辺系競技、野外系競技及び高地トレーニングについて、既存のトレーニング施設をナショナルトレーニングセンター、競技別強化拠点施設に指定するとしています。そして拠点施設の指定は、文部科学省の公募を原則として、公募によらない場合はその候補になる施設について、公益財団法人日本オリンピック委員会、つまりJOCに推薦を依頼するとなっています。そしてまたナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設の指定に係る条件というところでは、その第4項において文部科学省は指定施設本来の維持及び管理に要する一切の経費を負担しないものとするとしています。要するに今の国の制度では、競技別

強化拠点施設に関してではありますが、企業や自治体が用意した施設を召し上げて、その維持管理、ランニングコストにかかわる部分についても面倒を見てくれないのが基本姿勢のようであります。ちょっと冷たすぎるこの国の現状なんです、この状況についてどうお考えなのか、お聞きしたいと思えます。

次のテーマにいきます。太陽光発電施設と景観についてです。

最近大分県の由布市や長野県の佐久市で、太陽光発電施設などの設置に関して、景観保全や市民生活の影響に配慮しながら普及を進めるために条例を制定しています。主にはメガソーラーのような巨大施設に関するもののようではありますが、東御市にあまり当てはまらない部分もあると思えます。ですが再生可能エネルギーの普及促進を目指す上で、規制とまではいなくてもある程度ガイドラインは必要なのではないかと思っています。そこで東御市の現状についてまず確認したいと思えます。

1つ目として、東御市は大規模な太陽光パネル設置には周辺住民への説明、景観への配慮が必要として、建物の屋根への設置を推奨していますが、太陽光発電施設などの設置に関して何らかの規制は現在あるか、お聞きします。また、市内で太陽光発電施設の設置にかかわる周辺住民の苦情などはあるか、お聞きします。

以上で最初の一括質問といたします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 受付番号10、窪田俊介議員の子育て支援についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、1点目のニーズ調査票の回収状況についてのご質問ですが、今回のアンケートは就学前の子どもがいる1,237世帯と、小学校1、2年生の子どもがいる512世帯、すべての世帯を対象としてそれぞれ2パターンの調査票を作成し、ニーズ調査を行いました。回収状況につきましては、配布の方法を保育園や幼稚園、小学校にお願いをしたり、未就園児につきましては郵送により実施をした結果、就学前の子どもがいる世帯からは875件の回答があり、回収率は70.7%、小学校1、2年生の子どもがいる世帯からは450件の回答がありまして、回収率は87.9%という高い回収率でございました。

続きまして、2点目の児童福祉法の改定による児童クラブ利用対象範囲の引き上げについてのご質問にお答えします。

放課後児童クラブの利用対象年齢につきましては、おおむね10歳未満という児童福祉法の記述に基づき市の要綱も対象児童を原則小学校3年生までとしまして、児童クラブの運営を行ってまいりました。今回の改定では、この文言が削られることとなったため、利用対象範囲が実質的に引き上げられるというものでございます。これまでも一部の保護者からは、4年生以上の利用についてご要望をいただいております。関係法令に基づく施設の設置基準等の整合性や人員の配置など、実施に向けては解決すべき課題が多い法改定であると考えております。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 受付番号11、窪田俊介議員の高地トレーニング用プール施設についてのご質問についてお答えします。

初めに、高地トレーニングはどのようなサイクルで活用されるのかということであります。競泳用の長水路プールに関しまして、水泳競技のガイドラインでは、高地トレーニング期間は3から4週間が望ましいとされており、高地トレーニング終了後から低地に戻ってレースまでは1週間程度の調整期間をとることが高地トレーニングのサイクルであるというふうに述べられております。

この高地トレーニングから低地に戻ってくるサイクルの間に、移動が入ってくるということになりますと、ここで時差が起きるということで、日本で競技が行われる場合、この時差によって不利になってしまうということで、逆にいうとこの時差がない国内で練習を行うことができれば、非常に有利な状態で競技に臨むことができると、湯の丸からセンターポールへ日の丸をとということがキャッチフレーズとして出てきておるところであります。

なお高地トレーニングの頻度のご質問でございますけれども、アメリカのフラッグスタッフなどすべての高地トレーニング用の競泳プールが海外でありますので、その年間を通じた利用状況、利用頻度に関しては現時点では把握できておりません。

次に、誘致する施設はトップアスリート用の施設ということかではありますが、先ほど述べましたように国内高地に競泳用のプールがなく、海外遠征が余儀なくされていることから、選手の負担軽減とトレーニング頻度の向上を図るため、国内施設の建設は日本水泳連盟のかねてからの悲願ということでございます。現在、湯の丸高原に誘致する競泳用長水路プールに関しましてはイメージを固め、形を固め、内容を固めていくという段階であります。そのイメージを固めるということの中で、トップアスリートに限ったスカイツリー型の施設ではなく、多くの大学の水泳チームとか、また地元の競泳選手等も活用できるような、より底辺の広いピラミッド型の施設をイメージしていこうということを確認をされたところでございます。

次に、文部科学省は指定施設本来の維持及び管理に要する一切の経費を負担しないとしているが、どう考えるかということであります。まず最初に、私どもが現時点で目指していますのは、国立のトレーニングセンターであり、自治体、企業等が自ら施設を建設し、国の指定を受けるナショナルトレーニングセンターとは運営形態が別のものであるというふうに考えております。国立競技場の運営は独立行政法人日本スポーツ振興センターが行っています。現在、運営方法に関しては決定は当然しておりませんが、国立の練習施設の設置を要望しておりますので、新たにどうしていくかということに関しては、国との協議の中で決定していくということになろうかというふうに考えております。

なお議員ご指摘のナショナルトレーニングセンターの指定を得ることは、施設利用の向上や知名度のアップにつながるということで、大変価値のあることでありますけれども、トップレベルの競技者が同一の活動拠点で集中的継続的にトレーニング強化活動を行うための施設としては、国が掲

げるスポーツ立国の実現を目指すためにも、国が選手を育て、トレーニングする施設の維持管理についても支援があるべきものと思っております。

なお今国会において下村文部科学大臣は、国のこの運営に関する支援等に関しても、見直しが必要であるということに関して言及されたというふうに報告を受けております。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 受付番号12、窪田俊介議員の太陽光発電施設と景観についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

最初に、太陽光発電施設などの設置に関して、何らかの規制はあるかのご質問でございます。

東御市環境をよくする条例に基づく開発事業の届出が設置場所によっては必要となります。届出を必要としている地域については、市環境をよくする条例施行規則で規定しており、市道原口栗林線、いわゆる祢津線でございますが、その市道以北は規模を問わずすべてのものが対象となり、また北御牧地域では面積が1,000平米以上のものが対象となります。届出のあった開発事業につきましては、景観、農地、山林など、関連がある各課と協議した後、開発事業者と環境に関する協定を締結しております。

その協定に基づく協議事項として、他法令で必要な届出や申請を行うこと、また地元区へ事業説明し、区との同意事項を守ることなどを協議しております。

なお届出の対象について現在、市内全域で一般住宅の屋根及びその敷地内に設置するもの以外で、発電出力が10キロワット以上の再生可能エネルギー電気事業を対象とすることを、市環境審議会で審議し、施行規則の平成26年4月の改正を検討しております。

市では、豊富な太陽の恵みを最大限に生かすために、住宅用太陽光発電施設の普及に努め、地球温暖化対策を推進してまいりました。今後も市の恵まれた地域特性を生かし、自然、農村の景観に配慮しながら、住宅用発電施設をはじめ、大規模発電施設の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、市内で太陽光発電施設の設置にかかわる周辺住民の苦情などはあるかのご質問でございます。一般家庭の屋根に設置したものにつきましては、屋根の雪どめの上にパネルを設置したことから、積もった雪が道路に落ちてきたという苦情が1件ございましたが、先ほど申しあげました条例に基づく届出が必要な施設に対してはございません。

○議長（青木周次君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） ここからは一問一答で進めますが、ある程度まとまった内容はまとめて質問させていただきます。

まず子育て支援についてです。ニーズ調査の調査票の回収、大変高い回収率だったようなんですが、まだ集計中だとは思いますが、調査結果についての感想などを伺いたいと思います。

その前に、調査票で市独自で設けた内容というのがたしかあったはずですので、その内容も改めて紹介していただけたらと思います。

もう一つ、調査票の後半の子育てに関する意識や地域の環境についてとして、就学前、小学生、それぞれ設問を設けています。就学前、小学生、それぞれどんな特徴があるのか、ざっくりとでいいので紹介をお願いします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） ただいまの再質問でございますが、1点目は市で独自に設けた調査票の内容ということでございます。1つには、小学生の中でも特に低学年の放課後の過ごし方などについて調査をし、計画に反映をさせたいという意図がございまして、国から例示された調査票のひな形には就学前のものしかございませんでしたので、市独自で作成をしまして、今回小学校1、2年生を対象に調査をしたということでございます。

それからもう1点は、子育てに関する意識や地域の環境についてということで、この内容についての調査をしたかったということもございまして、就学前の調査票におきまして15問程度の設問を追加して、調査をさせていただいたというところでございます。

それから2点目のただいま申し上げましたその子育てに関する意識や地域の環境についての所感と申しますか、特徴でございますけれども、議員もおっしゃいましたが、回答の結果の集計がまだ行っている最中ということでございまして、すべてにおいて目を通したという状況ではございませんが、その中でちょっと感じ取れた、読み取れたところは、就学前、小学生両方ともおおむね同様の傾向なんですけれども、子育ての悩みにつきましては発育や食事ということよりも、教育や友達づき合いという方が心配をなさっている部分があったかなということでございます。それから環境の面につきましては、おおむね好意的な回答が多かったのではないかとこのところは感じているところでございます。

○議長（青木周次君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） ニーズ調査の結果については、またたしかインターネットでも集計した結果を提示されるということでしたので、また見ていきたいと思えます。

続いて、学童保育の年齢引き上げについて伺っていきます。

その前に、現状について幾つか伺います。現在の放課後児童クラブの施設ごとの児童数を教えていただきたいと思えます。そして環境という面で職員、現在の配置人数、職員のどのような資格を持っていらっしゃる方が職員でやっているのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） ただいまのご質問のまず放課後児童クラブの施設ごとの児童数でございます。市内の児童クラブは4カ所でございます。田中33名、滋野23名、祢津12名、和27名で合計95名という状況でございます。

なお新年度の児童数につきましては、まだ固まっておりますが、おおむね100名前後の人数で、そう変わりはないというふうに見込んでおります。

それから放課後児童クラブの職員の配置と資格ということでございますが、各児童クラブは2名

ずつ職員を配置しておりますので、4カ所で合計8名の職員がおるということであります。それから資格でございますが、保育士や幼稚園教諭資格、または小・中学校の教諭資格などということでございます。

○議長（青木周次君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 現状のこの数字、伺ったのは特に今度、まだ内閣府で検討中ではあるんですけども、職員の数、員数だったり、児童の数、そういったものが決まってくるんですね。小学校6年生までとなると、やはり子どもが増えて、現状40人以下ですから、2名ずつついていて手厚いのかなという感想を持ちました。

そこで先ほどの答弁の中で、解決すべき課題が多い法改正だとおっしゃっていたのですが、その内容について具体的に教えていただければと思います。恐らく年齢引き上げで学童の人数が増えるという可能性と、その対応として学童保育を実施する十分な施設や職員の確保ができるのかどうかという、そういうことではないかなと思っていたんですが、見通しはどうでしょうか。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 対象年齢引き上げによる課題といいますか、対応ですけれども、まず施設に関しましては先ほども答弁いたしました、設置基準との整合性ということもございまして、基本的に子どもの発達という面を考慮しますと、やはり高学年、4年生から6年生までの皆さんと、1年生から3年生の皆さんが同じ教室でということは、ちょっと厳しいものがあるのかなというふうに感じておまして、そういう意味では現在の学校の校舎の状況を勘案しますと、施設の確保については課題が多いというふうに答弁をさせていただいたということでございます。

それから職員の確保でございますが、先ほど申し上げました資格職ということでもありますので、その資格を持った方で、なおかつ児童クラブの場合は午後7時までの勤務ということになりますので、いわゆるまだ子育て世代の方々にご勤務いただくのは難しいということもございまして、やはり人員確保の面でも課題は多いということでもあります。

○議長（青木周次君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 先に何か、答えみたいなことを言ってしまって申しわけないんですけども、ただ、発達面でやっぱり低学年、高学年一緒というのは課題は確かにあるかもしれないんですけども、そのお子さんそれぞれで発達の状況というのは違うので、そのところをうまくサポートできるかどうかは課題かなと思っています。

やっぱり放課後児童クラブ、これがまだ基本的なところが決まってくるんですけども、子育て支援法の第2条で、子ども子育て支援の内容及び水準は、すべての子ども健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならないとして、そのほかにも市町村の責務としてはやはり量に対応するばかりではなくて、良質な教育、保育が求められている、そういう法律になっています。ですから審議会で恐らく議論されるのはもう少し先だとは思いますが、基本的には子どもたちの立場に立って、児童クラブについてもより支援の厚い状態をつくって

いただくようになればなということで要望して、この子育てについての質問は終わりにしたいと思っています。

続きまして、高地トレーニングの質問に移ります。トレーニングのサイクルについて、3週間から4週間、トータルで5週間ぐらいのサイクルで、目標とする試合に向けてトレーニングしているということです。個人的には高地トレーニングといったときに、本当にイメージで専門的な、本当に研究所みたいな施設で、そんなに人使わないのかなと思っていたんですけども、私も実際に市長がおっしゃるようにインターネットで調べていたら、頻繁に使われているようです。北島康介さんが所属するというか、コーチで有名な平井コーチですね、平井レーシングチームってトップアスリートのチームがあるんですけども、たまたまネット上でフェイスブックでその人たちのページがございまして、割と頻繁に行っているようです。昨年12月14日から、年を越して1月5日までフラッグスタッフに滞在して、また帰ってきて国内でレースに参加した萩野公介さん、400メートルの個人メドレー、帰ってきて日本の新記録を出して、また今度今、2月23日にそのチーム、主に東洋大のメンバーなんですけれども、23日に出発して、今はもうフラッグスタッフに滞在している。トレーニングの様子なんかもネット上にアップされています。

考えてみると、水泳のハイシーズンというのが4月から10月ぐらいなんです。4月にはもう日本選手権、水泳競技大会がもう用意されていて、その結果次第で年間のあれが決まってくるようなんですけれども。

そうするとこの高地トレーニングというのが、オフシーズンは11月から3月で、そういうところで基礎体力とか、そういうものをつける、技術の見直しをして、また4月に大会に臨むということなので、かなり本当に国内でできれば人は来るなと私も思いました、正直なところ。

ほかにも競泳ばかりかなと思ったら、トライアスロンの選手なんかも、やっぱり国内にあれば、いわゆる持久力系のスポーツの皆さんは、やっぱり本当に高地トレーニングが欲しいのかなと私は思いました。

ただ、こういう本当にニーズの多い施設だと、例えば東御市につくった場合、やっぱりトップアスリート、ものすごく来ると思います。ほぼ年間を通して使われる施設になると思うんです。当然今の冬の時期も使う、そういう施設になると思うので、冬の間、非常にやっぱり温度調整しなければいけないから、ランニングコストもかかる、そういう施設になるのかなと私は思います。

もう一つは、利用に関して、恐らくトップアスリートと同じ場所で一般の人が泳ぐということはないと思うんですけども、基本的には少なくとも2メートルか3メートルの水深のプールですので、水泳の力が中級以上でないと使えないという。ですからもし一般の人とか、ジュニアが使うのであれば、本当に別の施設をつくってあげないといけないと、そういうイメージが私は持っています。

先日、施設検討委員会で決めた基本理念のところ、市民の健康づくりに役立つ底辺の広い施設と決めたんですけども、本当にやっぱりそういう機能を持とうとするとかなり大規模な施設なの

かなというのが、私の中のイメージではあります。

ちょっと話が飛ぶんですけども、国のやっぱりスポーツをめぐる、そういう状況というのが本当に気になりまして、どういうふうになっているのかなと思って調べたんですけども、今年の9月に日本水連がJOCに、JOCが国へ要望している北区の味の素ナショナルトレーニングセンターの、その拡充について、日本水連としては五輪開催施設と同じ水深3メートルの競泳プールを新設してくれと求める、そういう考えを明らかにしています。また、11月には、JOCが今ある北区のナショナルトレーニングセンター近くに、新たな施設を建設して、利用できる競技数を増やす、そういうことを国に求めています。

同じ月に東京都と文科省が第2ナショナルトレーニングセンターを北区の現ナショナルトレーニングセンターに隣接することで一応意見は一致したんですね、一旦。

ほかにもパラリンピックについて、今年の9月から12月の間で、パラリンピック選手専用のナショナルトレーニングセンターをつくることを前提に、検討を始めて、新設場所は今のところ埼玉県所沢市の国立障害者リハビリテーションセンターなんかを今、視野に入れているようです。恐らく皆さん調べればすぐ出てくる話ですので。今度そこにも調査費がつけられたようです。

このほかに、今、第2ナショナルトレーニングセンターをめぐる、神奈川県横須賀市が先月ナショナルトレーニングセンター拡充施設の誘致に取り組むようになったそうです。

今の北区の味の素ナショナルトレーニングセンターでは、体操、競泳、レスリングといった競技が活用しているけれども、ライフルや馬術、セーリング、カヌーなど、海洋系、水辺系の練習施設はとどまっていないとして、第2トレセンを東京ではなくて横須賀へよこせと、そういう誘致を進めているようです。

日本各地でそういう運動が起こっているんだなというだけの話なんですけれども、済みません。

ちょっと私、気になったんですけども、日本水泳連盟さんの動きが気になるんですよ。施設検討委員会に入っていて、もちろん一緒にご検討いただいているんですが、水泳連盟さん自身はこの高地トレーニング用長水路を絶対必要だということで、JOCなり文科省に要求を上げたという記事はあまり見つけなかったんですが、実際のところ日本水泳連盟さんはどういう動きをしているのか、ご存じでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 日本水泳連盟の動きに関しましてお答えいたします。

ご承知のように、9月7日ですか、去年の。2020東京オリンピック・パラリンピックが開催決定直後、兼ねてから東御市が名乗りを上げていた湯の丸での長水路プールに関して、水泳連盟としても検討したいという連絡をいただきました。

理事会に向けて東御市の考えている要望書を水連に対して出していただきたいということでありましたので、慌てて提出させていただいて、求めに応じて12月1日に今、言われましたけれども、平井ヘッドコーチと、それから泉専務理事と、そして上野強化部長、常務理事がいらっしやいまし

た。

そして会長にもぜひ検討委員会に入ってください、現地も見てくださいというお願いをして、日程調整をして、2月9日に第1回の検討委員会を予定しておったところでもありますけれども、先の大雪で日延べになって、水連から早い時期の開催の要望もございまして、大変心配したんですけれども、2月28日に、県議会の関係がありまして、伊藤学司県教育長は検討委員会委員でありますけれども、欠席になりましたけれども、鈴木大地会長と、JOCの委員でもあります青木水連の副会長もいらっしゃっていただいて、なお作業部会員として泉専務理事も来ていただいたりというような形の中で非常に、建設に向かって水連としても本腰を入れていただいているというふうに感触を持っております。

今後、可能性が極めて高い地域であるという認識、返事をいただいておりますので、水連として下村文科大臣の方をお願いをされるという方向になってくるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木周次君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） あまり水泳連盟さんが直接現段階では国に働きかけているということはないということなんでしょうか。わかりました。

今回、施設検討委員会で市民の健康づくりに役立つ、本当に底辺の広い施設、そういう基本理念を固められました。武藤先生のお考えの中に、ある意味ではこうした今、国のトップアスリートしか支援していかないような、そういう支援の姿勢みたいなものにアンチテーゼがあるのかなという思いもします。同時に、やっぱりスポーツを通じて豊かな暮らしをどう築くのかという、そういうふうに問いかけているようにも私は思いました。

ただ、しかし今、この国の今の現状、制度的なものを見る限りでは、やはり今回基本理念で描いたようなものをつくろうとすると、なかなかできないのではないかなと私は思います。正直これ実現するには、どこかで建物は建ってもランニングコストなど、やっぱり市民の負担になってくるのではないか、そういうふうに私、考えているんですが、市長の方で国で建ててもらって運営でというところをおっしゃっているんですが、具体的な戦略というのはあるのか、もう一回お伺いします。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 窪田議員のご質問にお答えいたします。

まず1964年の東京オリンピックから50年が経過して、その経験が参考にならないということだというふうに思います。新たに2020年に向かって日本が何をやるかということ、ゼロからやるべきことをやっていかなければいけないんだというふうに考えておるところであります。

したがってそのための法律だとか、要綱だとかもないものが多いというふうに認識しております。なければつくらざるを得ないだろうというふうに思っています。

文科省のご説明では、既に1,000を超える地方公共団体が東京オリンピック・パラリンピックに向かっていろんな活動をされたり、希望を表明されたりというような動きがあるというふうに

言われております。この地域の特徴を生かしながら、2020年の東京オリンピック・パラリンピックにどう連動させて、経済的波及効果が全国に波及していくのか、そして日本全体がスポーツ立国として、この東京オリンピック・パラリンピックとどうかかわっていくのかということは、東御市のみならず、長野県、そして全国の地方自治体、都道府県の課題になっているというふうに考えております。

したがっていまだまだ見えないことはありますけれども、持続可能なものをつくっていくということの中で、知恵を出していきたいと。現時点では、東京オリンピック・パラリンピックのためにどうしても必要な施設という認識でございますので、それは国が責任を持つべきだという要望を私の立場ではお願いしているという状態でございます。

○議長（青木周次君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） ないものはつくる、本当にスポーツ立国という割には本当に確かにおかしい中ですので、市長も今、おっしゃっているのは正しいと思います。

ただ、いずれにしても現段階、検討が始まったばかりで、何も議論はできないと思いますが、市民の暮らしとスポーツ、また健康づくりという面で役立てていきたいということはわかるんですが、やはり施設をつくって、では得られる市民の健康づくりと、別の施策でその効果が得られないのかなというのもしっかり見ていく必要があるんじゃないかと。どうしてもやっぱり負担が出るんじゃないかということが頭にあるので、もちろんそういった検討をしっかりとすべきだと私は思いますので、この質問はここまでにしたいと思います。

続きまして、太陽光施設についての質問にいきます。先ほどの答弁の中で、届出の対象について市内全域で発電出力が10キロワット以上の再生可能エネルギー事業を対象とすることを検討しているといった内容があったんですが、そのことについてちょっともう少し詳しく教えていただきたいと思います。

届出の対象について、こうした改正をするに至った背景は何なのかということです、まず。

もう一つ、ちょっと発電出力が10キロワット以上の再生可能エネルギー施設というのが、ちょっと具体的にイメージできないので、もしどのくらいの大きさなのか、説明できればお願いしたいと思います。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 届出の対象について、改正の検討に至った背景は何かというご質問でございます。

東御市は全国でもトップレベルの日射量でございまして、太陽光発電には非常に適した環境にあります。

その自然エネルギーを活用した発電事業を一般住宅の屋根及びその敷地だけではなく、全量売電を目的とした小中規模の施設で行う事業者が増えており、現行の市環境をよくする条例施行規則では、届出の対象とはならないものが多数あると思われま

市では、自然豊かな環境や景観に配慮しながら、太陽光を利用した発電施設の推進を図る上で施設や発電、出力量の把握、また今後太陽光以外の自然エネルギー、例えば水力や風力など、そういったエネルギーを利用した発電施設の設置も考えられることから、今回の改正が必要と考えております。

もう1点いただきましたが、発電出力が10キロワット以上の太陽光発電施設の大きさでございます。一般的な屋根での、住宅の屋根ではほとんど10キロワット以下であります。住宅に設置されているものを参考にいたしますと、発電パネル40枚ほど、面積では約50平米が必要と思われれます。

○議長（青木周次君） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時01分

○議長（青木周次君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 午前中に引き続き、太陽光発電施設と景観についての質問を続けます。

先ほどの答弁で、太陽光発電施設に関係する苦情は、届出の必要なものでは苦情は来ていないということでありました。ただ、これは私の住んでいる周辺、つまり北御牧地域のことなんですけれども、1,000平米に満たない小規模な太陽光発電施設を設置された方があったんですが、その際、たまたまその設置されたところが住宅地の目の前で、もともとあった雑木林を切り倒して、急に建てたもので、周辺住民がびっくりしたということがございました。幸いそんなには騒ぎにはならなかったんですけれども、やはり事業者の方が事前に周辺住民への説明ということをしていれば本当によかったんですけれども、この今、届出する必要がないということであると、やっぱり似たようなご近所問題は頻発するのではないかなと、私は懸念をしております。

そこで今回この、先ほどお聞きした内容ですけれども、住宅の屋根への設置は別としても、現在より小規模な設備も市で把握して、周辺住民への説明が行われるようにする必要があるのではないかと考えているんですが、そのことについて答弁をお願いします。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 小規模な発電施設であっても、市で把握し、周辺住民へ説明が行われるようにすべきではないかというご質問でございます。

議員が言われるとおり、市でも諸規模な発電施設の把握をしなければならないと考えております。資源エネルギー庁が定めております再生可能エネルギー、固定価格買取制度では、全量を買い取りできる発電量は10キロワット以上となっていることから、届出の対象を10キロワット以上とすることで、小規模な発電施設の把握ができるようになると考えております。

また、市の環境をよくする条例施行規則では、市と事業者との間で、届出の際に協定を結ぶこと

になっておりますが、協定書締結の際に、事業概要について事前に地元区へ説明をすることも協定事項の1つとしておりますので、規則改正後は小規模発電施設であっても、地元区への事業説明が行われるものと考えております。

○議長（青木周次君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 事業内容を地元区への説明をされるようになるということでした。もう一つ、やはり佐久市のなどそのようなんですけれども、自然保全地区とか環境保全地区など限定された地域ではあるんですけれども、太陽光発電設備の設置規模を佐久市の場合は500平米のものは条例に従って住民への説明を求めたり、あと自然災害の発生を考慮して雨水排水の処理の指導なんかが行われるようになってきているそうです。やっぱり周辺で太陽光発電設備から流れた雨水で畑の泥が流れてくるとか、そういったこともあったり、それに似たようなことも多分起こるんであると思うので、東御市でもこうした施設規模は別としてこういったところの指導についても検討してほしい、必要だと思うんですが、そのところについてはどうでしょうか。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 太陽光発電施設の設置に際し、施設規模を問わず自然災害の発生を考慮して雨水排水処理の指導などを行うべきではないかということでございます。

市の環境をよくする条例施行規則が改正されますと、市内全域において10キロワット以上の発電施設を設置する場合は届出を必要とする地域となります。先ほどのご質問でもお答えいたしました、市と事業者との間で結ぶ協定書の中に、自然災害が起きないように雨水排水の適正な管理について盛り込んでいきたいと考えております。

○議長（青木周次君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 質問は以上で終わります。

○議長（青木周次君） 受付番号13 職員研修について、受付番号14 地域づくりサポーター制度について、受付番号15 市立図書館について、受付番号16 温泉施設について。19番、依田俊良君。

依田俊良君。

○19番（依田俊良君） さわやかな風の会、依田俊良です。4点について質問します。

まず人材育成としての職員研修の実態と在り方についてをお聞きします。

東御市が合併して10年がたとうとしています。私は市役所に様々な用事で来庁された方が、元気をもらい、笑顔で庁舎玄関を出られることが理想ではないかと思っております。

また、地方分権を実現する上で、自立的な自治体運営、市民参加の充実が重要であります。行政を取り巻く社会、経済環境の変化に伴い、地方行政に対する市民の関心と期待が一層高まる中、市政の担い手である職員は、地域の視点はもとより日本や世界を見る広い視野を有しながら、現状を的確に把握し、行政課題への対応、先見的に考え、行動していくことが求められています。

職員に課せられたこれらの責務を遂行し、今後ますます市政の充実を図るには、幅広い知識や見

識が必要であり、地域の特性を生かした政策づくり、それを事業化、実行していく職員の育成が必要であります。

そこでまず職員研修の実態についてお聞きします。現在、東御市役所ではどのような研修が、どのような目的で実施されているか、全体をお示ししていただき、その中で特に新人職員が一定程度ひとり歩きできるといえるでしょうか、職員として基本を身につけさせるための一連の研修を具体的に質問します。

続きまして、地域づくりサポーター制度について。

東御市では現在、小学校区単位での協働のまちづくりが進められ、成果の出ている地域もあり、市役所でも地域づくり支援室が設置され、地域づくり支援員配置も進められています。市長がいつも言っておられるように、将来東御市がどのような状況にあっても、地域が元気であるために小学校区単位の地域づくりが私も必要だと思っております。

自分たちの地域は自らつくっていく意識を持ち、行政職員がしっかりバックアップする共同体を構築する必要があります。地域住民と行政が対等のパートナーとして地域の課題を解決するとともに、地域の発展に向けた協働によるまちづくりを推進することが大切であると思います。

東御市には地域づくりサポーター制度があり、市が担当職員を定めて、各区を支援する仕組みがあります。サポーターの役割として、市との連絡調整を行い、区の問題・課題の解決に取り組み、区が自主的に行う地域づくり活動をともに支えていく仕事です。

地域づくりサポーターは機能しているかと以前にも同じ質問をいたしました。その当時の総務部長の答弁は、「地域づくりサポーター制度については各区の支援を担当サポーターが一律に強制的に行うのではなく、各区の必要性に応じて活動するという趣旨の制度ですので、それぞれの活動状況につきましてはまちまちのようではありますが、総体的に見た場合に十分に機能しているとは言いがたい部分がございます。しかしながら地域づくりサポーターは今後協働のまちづくりを推進していく上で、やり方によっては重要な機能を果たせる可能性のある制度だと考えますので、小学校区単位の地域づくりを目指す中で、その在り方を再検討したいと思っております」との答弁がございましたが、どのように再検討したかお聞きします。

続きまして、市立図書館について。

新しい東御市図書館も開館して2年目に入り、来館者も増加しているとお聞きしています。基本理念を「出会いを楽しむ 学びと創造の拠点づくり」として、乳幼児から高齢者まで、市民すべての自己教育に資するとともに、市民が情報を入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造にかかわる場であるとともに、市民交流の場として機能する図書館を目指して開館しました。

図書館は新しくきれいになりましたけれども、当然建物だけではなく内容が重要であり、利用者や社会のニーズにこたえ、サービス目標やコンセプトを住民参加で練り上げるとともに、十分な人手と資料、情報構築、そして運営方法が大切であると思っております。

図書館サービスとして貸出サービス、情報サービス、地域の課題に対応したサービス、多様な学

習機会の提供、ボランティア活動等の促進など、多様な役割が期待されています。市立図書館は開館前に立てた基本理念と4つの柱に基づき運営され、その目標に沿い具体的なそれぞれの事業を展開しているわけですか、その4つの柱から質問いたします。

1番、読書や学習活動を支え、出会いと交流を楽しむ図書館では、図書館の利用に際してハンディキャップをお持ちの方にも便利に使ってもらえるようなサービスの提供をどのように進めていくのか。

2番、市民の暮らしや仕事に役立つ図書館として、必要な本、特に郷土資料や行政資料の収集をどのように進めていくか。

3番、子どもたちを育てる図書館としては、ブックスタートに続くセカンドブックの実施をどのように考えているか。

4番、市民協働を掲げており、市民が参画できるような図書館運営の方向で具体的な仕掛けを考えているか質問いたします。

最後に、温泉施設について質問いたします。

合併して10年を迎えるに当たって、当時から課題となり、どなたかが赤字3兄弟とおっしゃっていました土地開発公社、市民病院、振興公社の経営については、順次改善は図られていると考えております。

まず土地開発公社については、道路、下水道事業等のライフライン、公共施設の整備や工業、住宅団地の造成により、雇用、産業、人口増加に大きな役割を果たし、東御市発展に寄与してきました。しかしバブル崩壊に伴う土地価格の下落や工業、住宅団地の販売が順調にいかなくなったことから、長期間にわたり土地を保有することは土地購入時と現在の価格差や、今後想定される金利の上昇を考えると、このまま放置すると土地開発公社の業務運営に支障を来し、ひいては債務を保証している市の財政にも影響が出ることが予想されます。このような中で、今回時限措置である第三セクター等改革推進債、通称三セク債を活用し、工業、住宅団地用地の買い戻しを行うとともに、土地開発公社のこれからの工業、住宅団地造成事業を廃止することは、公社だけではなく市の財政運営の健全化が図られ、問題を先送りしない適切な判断と評価しております。

また市民病院においても、新院長のもと、患者さんのための良質な医療の実践と市民の皆さんと手を携え、親しまれる病院を目指し頑張っておられます。

しかし市営の4つの温泉施設の経営改善については、御牧乃湯のコンパクト化による経費の削減などに取り組んでいることは承知しておりますが、施設の老朽化に伴う修繕費の増大、燃料費の高騰や温泉ブームのかげりなど、考慮すべき点もありますが、年々指定管理料は増加していると聞いております。何らかの対策を講じる必要があると思います。

そこでまず町村合併時から現在までの入館者はどのように推移しているか、また委託料はどのように推移しているか、お聞きします。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 受付番号13、依田俊良議員の職員研修についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、職員研修の実態はどうかでございますけれども、職員研修につきましては平成19年度に策定いたしました東御市人材育成基本方針の人材育成のための研修制度に基づき、直面する行政課題を解決していくために個々の職員の能力や組織の知力を高めることを目的に、多様な研修ニーズに応じる研修体系を確立し、自主研修、職場内研修、職場外研修に分けて実施しているところでございます。

そのうちまず自主研修といたしましては、自主研修グループ活動や職員同士の勉強会の支援としまして、先進地視察などを行っております。

職場内研修といたしましては、職員の資質を養う研修や全職員が共通認識を育む必要のある自治政策に関する研修といたしまして、公務員の倫理と使命研修、接遇研究、人権同和教育研修、法制執務研修、勤務評定研修、実務基礎研修、メンタルヘルスマネジメント研修、危機管理研修などを実施してきておるところであります。

職場外研修といたしましては、職員それぞれの職域に必要な基本的知識や技術を体系的に習得するため、長野県市町村職員研修センターによる係長研修、中堅職員研修、一般行政職員研修、新規採用職員研修や東信5市によりますJST研修等への参加、また職務上必要な高度専門的な知識、能力を習得するため日本経営協会などによる専門実務研修への参加などがあります。

このほか上田地域及び佐久地域の定住自立圏主催の研修につきましても、研修のテーマによりそれぞれ希望者を募り参加しておるところでございます。

また、他団体での長期実務研修といたしまして、毎年長野県へ派遣を行っておりますか、他団体との交流により広い範囲にわたる行政分野と高度化、多様化する市民ニーズに対応するため幅広く情報収集を行い、高い識見と広い視野を持った職員育成を目指しております。

次に、その中で特に新入職員の研修はどうかということでございますけれども、新規採用職員の研修につきましては、4月1日の入職前に職員としての意識の確立と職務上必要な最低限の知識及び技能を習得させ、職場への適応能力を養うための研修を行っております。

その内容といたしましては、地方公務員としての心構えや市の組織、職務、重点施策、人権同和教育、接遇、財務・予算、情報セキュリティ、例規公文書、情報公開・個人情報保護、庁内LANや財務会計システム操作などの研修等でございます。

また、入職後には長野県市町村職員研修センター主催によります新規採用職員研修に前期、後期それぞれ2日間参加し、前期では職務上必要な知識の習得、後期では半年間の実務経験をもとにして必要とする法令制度等についての基礎的な知識を習得し、職務遂行能力の向上を図っておるところでございます。

次に、受付番号14 地域づくりサポーター制度についてのご質問について、市長にかわりお答えいたします。

以前の一般質問の答弁に、制度を十分機能するよう再検討すると答弁があったが、その後はについてでございますが、地域づくりサポーター制度は市の職員が各区の担当となり、自治区の活動や地域づくりを支援する制度であります。しかしサポーター業務は各区への支援を業務命令により一律に行われるものではなく、各区の必要性に応じて活動するものであることから、個々のサポーターの活動に差があり、この制度が十分に機能しているとは言いがたい部分があることから、見直しを進めておるところでございます。

今日までの見直しにおいて、具体的な制度改正には至っておりませんが、各区における活用調査や職員の意識調査等を踏まえた今後のサポーター制度の方向性についてお示しさせていただきます。

これまで地域づくりサポーターは各区への情報提供や連絡調整などの活動支援のほか、課題解決や区の統合の相談などに関与してきましたけれども、今後は小学校区単位の地域づくりを推進する役割を担うものが必要であると考えております。5つの小学校区それぞれが特色ある地域づくりを進めていくためには、行政とのパイプ役にとまらず、地域内の意思決定の支援や協働事業のコーディネーターといった地域をマネジメントすることが欠かせなくなっております。このことから地区内のサポーターがチームとして連携し、地区の活動を支援できる環境や条件を整備してまいりたいと考えております。

なお地域づくりサポーター制度の所期の目的である協働のまちづくりを進めるには、地域との信頼関係も不可欠な要素だと思っておりますので、サポーターには日ごろから区長や地域づくり支援員との協調関係を築き、活動を通じてともに汗をかき、喜びや苦勞を共有できるよう、地域行事等への積極的な参加も促していきたいと考えておるところでございます。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 受付番号15、依田俊良議員の市立図書館についての質問につきまして、市長、教育長にかりお答えをいたします。

まず図書館利用に際して、ハンディキャップのある皆さんにも便利に使ってもらえるようなサービス提供をどう進めていくかでございます。

新図書館の建設に当たりましては、施設のバリアフリーにでき得る限りの配慮をしたところでございます。また、なかなか図書館においでになれない皆さん、また遠方の皆さんに対しましては移動図書館車しらかば号の運行、また高齢者や弱視の皆さんのために大活字本を設置してきておるところであります。

昨年7月には、視覚障がい者団体の方々から図書館のサービス内容につきましてご意見をいただきまして、今後も利用者アンケートや様々な機会をとらえましてハンディキャップのある皆さんのニーズの把握に努め、よりよいサービス提供に努めてまいりたいと考えております。

2点目の必要な本、特に郷土資料や行政資料の収集をどのように進めていくかについてでございますが、郷土資料につきましては出版数が少ないために購入できないような場合も多うござい

て、ホームページなどで寄付を呼びかけておまして、行政資料につきましても市内外の行政機関の発行状況などの情報収集に努めまして、資料の収集に努めてまいりたいと考えております。

3点目のブックスタートに続くセカンドブックの実施をどのように考えているかでございます。現在、市立図書館では10カ月時健診の際に、ブックスタート事業といたしまして20種類ほどの絵本の中から1冊ご希望のものを贈呈しているところであります。その後のフォローといたしましては、幼児と絵本事業といたしまして2歳児、歯科検診の際に絵本の読み聞かせや、読み聞かせのポイント、要領を記した資料を配布し、また、お薦め本の紹介を行っております。

また、今年度は利用者の希望が多い児童用の絵本、また児童図書を補正でお認めいただき、書籍を増やすなど幼児・児童対象の図書、読書環境の整備に努めているところであります。

セカンドブック事業につきましては、県内19市の中で現在4市が実施しているとのことでございますので、各市の実施状況を聞きながら、改めて必要性や効果を検証いたしまして、検討してまいりたいと考えております。

4点目の図書館運営に市民が参画できる具体的な仕掛けはありますが、図書館の運営にご意見をいただく図書館協議会に、学校関係者、社会教育関係者及び図書館利用者の10名の皆様方に委員としてご参加いただき、市民参加による運営をいたしているところであります。またエフエムとうみの図書館番組「おはなしのとびら」でのボランティアの皆さんによる民話の朗読、図書館行事や図書整理にも高校生、大学生など利用者の皆さんにもご協力をいただいているところであります。

新年度には、図書館の内側でございます中庭を利用してのエフエムとうみのサテライト放送や、ワイン講座といったようなものも企画をいたしておまして、さらなる市民参画と市民交流を図りたいと考えております。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 受付番号16、依田俊良議員の温泉施設についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

施設の運営状況はどのようになっているかでございますが、まず市内公共温泉4施設全体の入館者数の推移については、平成18年に旧東部町と旧北御牧村の振興公社が合併した後の数値で申し上げますと、平成19年度から24年度までの6年間で75万人から79万人台の間で、多少の増減はあるもののほぼ横ばいとなっています。安定した入館者数があるのは、4施設共通の11回券や半年、年間券の発行等により市民の方に健康づくり、コミュニティの場として多くの方にご利用いただき、喜ばれ親しまれているからだと考えています。

次に、市からの委託料の推移については、現在の委託料の算定方法になった平成21年度は7,880万円でしたが、昨年度は8,214万円と、その間の増減はあるものの、平成21年度を下回る年はなく、増加傾向となっています。委託料が増加している要因としては、温泉ブームのかげりによる市外からの入り込み客が減ったこと、回数券や年間券などの充実のため1人当たりの消費額が増えないことなどによる収入の減、施設の老朽化による修繕費や燃料費等の高騰による施設

管理費の増加などによる支出増が挙げられます。

今後も効率的で適切な施設の運営を行うとともに、誘客のための新しいサービスを考案し、利用者の意見をお聞きしながら、収益の増加に努めることにより経営の安定化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 依田俊良君。

○19番（依田俊良君） ここからは一問一答で再質問いたします。

まず職員研修の実態をお聞きしましたが、課題と対策がありましたらお聞かせください。どのようなところがうまくいっていないか、今後強化すべき点は何か、そしてその理由についてお聞きします。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 依田議員の再質問につきましてお答えいたします。

今、職員研修の課題と対策でございますけれども、人材育成基本方針の中では職務ごとに期待される役割や行動と能力に到達するため、職員の成長段階に応じた職員研修の方針を示しております。職務上の階級により能力の育成、開発、発揮と区分しまして、次へのステップのための各種研修を受講することにより、総合力を身につけていくこととしておるところでございます。

しかし現状を見ますと、すぐ明日から生かせる知識や技能の習得ということで、専門実務研修を受講する職員が多くなっております。自治大学校ですとか市町村アカデミーなどの3カ月、半年の期間をかけて広く将来的にも生かせる総合的研修には、自ら希望する職員はありません。また県等との人事交流も現在1年間の派遣を行っておりますけれども、募集に応募する者が少ないという状況にあります。

このような中、総合力を培う研修は職員の希望だけではなかなか進まないということで、組織の方から計画的、強制的に受講させるような仕組みが必要と考えておるところでございます。特に育成ステージが変わる節目、例えば係員から係長に、課長に、部長にと、そういう変わる節目のときには変わる前、変わった後、指定研修の受講を条件とすることも計画するところでございます。

また、ほかの機関での実践により、行政経営型に向けた組織能力の向上などを図るため、国の機関等に2名程度の職員を毎年コンスタントに派遣できるよう、現在、策定中の第3次東御市定員適正化計画では、そのための職員数を考慮した計画案を提案しておるところでございます。

なお職員研修参加は自助努力が必要でございますけれども、限られた職員数や財源の中、周りの応援や支援も大切であると考えます。特に上司はその配慮を心がける必要があると思っておるところでございます。

○議長（青木周次君） 依田俊良君。

○19番（依田俊良君） よいまちづくりを推進する上でも、職員が生き生きとやりがいを持って働く環境や職員意識の啓発が重要であります。来年度新たな試みの予定、または工夫しようとしている点がありましたら、研修に限らずお答えください。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 来年度の新たな試みの予定や工夫ということでございますけれども、まず研修の面から申し上げますと、25年度から早稲田大学マニフェスト研究所の人材マネジメント部会に3名の職員を参加させております。この研修は1年間の期間内で各自通常業務を行いながら参加する研修で、期間中で7回、延べ11日間の研修参加と、月2回から3回の職場内学習を行っており、26年度以降も引き続き3名の職員を参加させる予定でおります。

更にこの研修に参加した職員と研修中の職員とが自主研修グループを組織することを予定しておりまして、組織能力の向上につながっていくことを期待しております。

また、26年度で新たに東京財団の主催します市区町村職員を対象とした人材育成プログラムへの参加を予定しております。これは6カ月間の期間で、週末を利用した参加しやすいプログラム構成となっております。また期間中に9日間の海外調査も含まれております。

このほか3週間の短期ではありますが、地域政策の実践的企画立案遂行力を身につけるための研修参加も予定しております。

このように外部へ出向しての研修は、人とのつながりも生まれまして、受講後もそれが活かされることを大いに期待しているものでございます。

また、中央公民館に新たに講義室ができます。そういったことも活用した職員研修も企画したいというふうに考えております。

また、研修以外でございますけれども、若干申し上げますと総合計画の推進市民会議への参画がございます。これは26年度から向こう5年間実施予定でおりますけれども、市民との協働による施策展開の職員の意識啓発や政策形成能力の向上にも役立たせられたと考えるものでございます。

また、26年度におきましては、合併10年を経過した例年より若干大幅な組織の見直しを行うこととしております。その結果による分掌事務、担当事務の変更ですとか、総務と企画課、教育委員会などにおきましては職場環境の変化も良好な効果を生んでいくよう願うものでございます。

また、現在、いろんな考えがありまして、成案にはなっておらないわけですが、現在、実施計画の策定の機会に職員の企画が反映される場面があるわけでございますけれども、組織枠を超えた政策企画組織や定例研究会などにより、日ごろから情報の収集ですとか、共有が図られた企画提案がしやすい環境づくりや機会づくりを模索しているところでございます。

○議長（青木周次君） 依田俊良君。

○19番（依田俊良君） 阿部長野県知事は、職員に共感力、政策力、発信力を身につけようとおっしゃっております。市長の政治姿勢を職員に浸透させることで、市役所全体が効率的な住民サービスを提供できると考えますが、市長がそのためにつくった仕組みなり、日ごろ職員と接する上で心がけていることがありましたら、お聞かせください。特に各部の直接執行責任者である部長、課長への指示の仕方、管理職に望むこと、伝えたい思いがありましたら、お聞かせください。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 依田俊良議員のご質問にお答えします。

さすが阿部長野県知事は格好いいなというふうにお聞きしました。私の場合はそういうものではなくて、就任したときにお願ひしたことがございます。1つは、あいさつをしようということをお願ひしました。それから名札を左胸につけるようにということをお願ひいたしました。それから笑顔を大切にしてください、今年に関しても冬のシーズンが入る前にマスクをどうしようもないとき以外はつけなくて、しっかりと自分の顔に自信を持って笑顔を大切にしてくださいというお願ひをしました。もう一つ、会議で決めたことは会議以外では変えないということをお願ひしました。

基本的にこのことを6年前にお願ひして、どれだけできているかということは、絶えずみんなで検証していただきたいなというふうに思っています。基本的には会議を大切にしたい市政を運営したいという思いでありますし、会議とはやはりなぜそうするのかということに関して職員全体が共有していくことを旨としたいというふうに思っています。ありふれた言葉かもしれませんが、佐久間象山先生の愛弟子で「我が子を預けるに小林虎三郎してしくはなし」というふうにおっしゃって最も教育ということに関して高い評価を受けておられた、基本的には最後の米百俵で有名な小林虎三郎がつくった藩校、旧制長岡中学校になっていくわけですが、その愛弟子であられる山本五十六元帥が、「やってみせ、言ってみせ、させてみせ、ほめてやらねば人は動かさず」というふうに組織が動く真髓をおっしゃっておりますので、そのように自分も努めるように、そして幹部も同じように職員に接してくれたらなという思いで日々努めさせていただいております。

○議長（青木周次君） 依田俊良君。

○19番（依田俊良君） 職員も人件費コストを含む行政改革の必要を認識し、既存の業務手順の見直しとあわせて、効率的な業務を遂行するために、職員の能力開発や資質向上のための研修を行い、人材の育成を図り、行政運営の能率向上を進めるスタートの年として位置づけているとの施政方針が出されました。しっかりスタートしてください。

続きまして、地域づくりサポーター制度について、地域づくりサポーターに対する実態調査をしたとのことだが、どのような結果だったのか、また地域づくりサポーターに対して役割や任務などの研修はしているのか、お聞きします。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 地域づくりサポーターの実態調査の関係でございますけれども、活動調査は24年12月に実施しております。その結果、区の活動に対してかかわりが持てたサポーター、かかわりが持てなかったサポーター、いずれも半数ずつございました。

かかわりが持てたサポーターは、区と担当部署との連絡調整のほか、区の統合に関する相談ですとか、事務支援などを行ってまいりました。

一方、同じときに実施しました区長に対する自治会アンケートの中で、サポーターの活用に関す

る質問をいたしまして、その回答によりますと、活用している区と活用していない区はこれも半数ずつでございました。活用しない理由の多くは、担当課に直接相談することから、サポーターへの相談の必要がないと回答しております。

続いて、地域づくりサポーターに対しての研修でございますけれども、毎年年度初めに役割や小学校区単位の地域づくりの現状等に関する研修会を開催し、地域づくりに携わる意義を伝え、協働のまちづくりの職員意識の向上に努めておるところでございます。

○議長（青木周次君） 依田俊良君。

○19番（依田俊良君） 地域と地域づくりサポーターとの信頼関係は不可欠だと思いますけれども、そもそも区長会で総務部長が丁寧にサポーターを活用してくださいとお話をしておられました。新区長にサポーターは出向いてあいさつしているのか、お聞きします。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 新しい区長にあいさつができていくかということでございますけれども、新区長就任に伴いまして地域づくりサポーターにはそのことを周知したところでございます。ただ、実態をその後確認をとっておりません。

また、4月から職員の異動に伴いましてまたかわるサポーターもおりますので、このことにつきましては周知徹底をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青木周次君） 依田俊良君。

○19番（依田俊良君） そこはこちらから私がサポーターですと、慣れない区長さんもいますので、声かけてやったらいいと思います。

続きまして、小学校区単位の地域づくりでサポーターを活用していくとのことだが、地域づくり支援員との連携はどのように考えているか、お聞きします。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 地域づくりで地域づくりサポーターと支援員との連携についてというご質問でございます。小学校区単位の地域づくりにおける地域づくりサポーターの役割には、地区内の意思決定の支援や共同事業に参画することもあることから、地域づくり支援員との連携は住民の皆さんとの課題解決のための話し合いや対話を進め、その対策プランを作成するまでの地域づくりに関与し、ともに両職務とも担ってもらうことを考えております。

地域づくり支援員が住民とともに地域の振興や課題解決に向けた新たな組織の体制を検討したり、活性化のための新たな事業を企画実施するなど、住民主体の地域づくりを促す役割になっております。これが地域づくり支援員に求めているところでございます。一方、地域づくりサポーターは、地域づくりにおいて行政の専門的な地域や情報を行かしまして、新たな組織が発足するときの組織企画などの作成ですとか、新たな事業を行うときの補助制度などの情報提供を行うなどのことが可能なことから、お互いが地域づくりの役割を連携して担いながら小学校区単位の地域づくりを支援していくことができるといふふうに考えておるところでございます。

サポーター職員におきましては、公助の立場でなくて共助の立場で区と互いに接することがよいというふうに考えておるところでございます。

○議長（青木周次君） 依田俊良君。

○19番（依田俊良君） 今回のような、このような大雪の情報も各区にサポーターがいるので、しっかり活用できるようにしていただきたいと思います。また地域にとけ込むことにより、アンテナを伸ばして、地域の課題を把握し、職員の資質向上にもつながると思います。

続きまして、図書館について。図書館は直接サービス、間接サービスに当たる司書等のほとんどが委託職員、臨時職員で構成されていると思いますけれども、図書館サービスを一層向上するために職員体制の見直しは必要か、お聞きします。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 新図書館につきましては、開館以来1年半を経過いたしまして、かねてご報告のとおり利用者が相当に増えてきております。新しい図書館になりまして、土曜日、日曜日に加えて祝日の開館、また平日の開館時間も6時30分まで延長したということもございまして、開館時12名の職員体制でスタートをいたしました。早出、遅出、あるいは祝日の職員の出勤シフトをつくる中で、ある意味ではいっぱいいっぱいの状況でございます。12名の職員構成でございますが、正職員が3名、臨時職員が9名、また司書、あるいは司書教諭の資格の有無で申しますと有資格者が10名、資格のない職員が2名という構成でございます。

こういった状況を鑑みまして、さらなる図書館サービスの向上を図りたいと思っております、この春からは有資格職員を1名増員して対応してまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 依田俊良君。

○19番（依田俊良君） 先ほど一般職員の研修についてもお聞きしましたけれども、図書館ではどのような研修をしているか、ちょっと状況をお聞かせ願いたいと思うんですが。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 図書館職員の研修についてでございますけれども、県立図書館などが主催いたします公立図書館の初任研修に本年度は2名、それから技術、専門知識を習得するスキルアップ研修には都合5名、それから障がい者サービスに関する障がい者サービス研修には1名が参加しております。

また、近くの上田女子短期大学などで開催されました講座には4名が参加するなど、その都度機会を得て資質の向上に努めているところでございます。

なお市内の小・中学校図書館との連携も非常に重要でございまして、本年度は3回開催されました学校の図書館事務職員との会議には、市立図書館の職員も毎回参加いたしまして、その連携も図っているところであります。

○議長（青木周次君） 依田俊良君。

○19番（依田俊良君） 利用者の皆さんから、入館するに最初は迷路のようだというような声が

ありましたけれども、今は大分慣れてご利用いただいていると思います。

もっと利便性を高めるために、駐車場の確保やアクセスの向上を早急に図っていただきたいと思っています。

それ以外に、これから図書館の在り方について、もし課題があるようだったらお聞かせ願いたいと思いますけれども。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 今後の図書館運営にかかわる課題ということでございますけれども、先ほど申しましたようにおおむね所期の目的どおりに進められているのかなというふうに感じておりますが、先ほどご紹介もございました図書館の基本理念「出会いを楽しむ 学びと創造の拠点づくり」であります。この基本理念を達成するために4つのコンセプトを定めておりますので、改めてご紹介をいたします。

1つ目、読書や学習活動を支え、出会いと交流を楽しむ図書館。

2つ目、地域の情報拠点、暮らしや仕事に役立つ図書館。

3つ目、学校、家庭、地域との連携で子どもたちを育てる図書館。

4つ目、地域文化を創造し、市民協働による図書館。

これら4つのコンセプトを達成するために、職員一同改めて頑張ってもらいたいと考えております。

○議長（青木周次君） 依田俊良君。

○19番（依田俊良君） 続きまして、最後に温泉施設について質問いたします。

経營的には年間券の発行等で客単価が下がり、客単価が伸びていないことを改善することが課題かなと思いますけれども、利用状況を聞くと年間券で市民の皆さんが簡単に温泉を楽しむことができ、また交流の場としての役割を温泉施設は十分果たしているとは思っています。

温泉施設がもたらす効果としては、1つの産業の振興としての側面があり、特に雇用の創出にもつながっていますので、今後も引き続き振興公社も存続できるよう、温泉施設の管理運営を行ってもらいたいと思います。

しかしいくら地域振興に寄与するといっても、効率的な運営を行っていただき、市の財政の負担を最小限に抑えてもらう必要があります。管理委託料としていくらが適当かの判断は難しいですが、現在、進めている具体的な経營改善の方策はあるか、お聞きをします。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 温泉施設の経營改善の具体的な方策についてでございますが、平成19年度に市営温泉施設の在り方として、専門機関に施設の診断を依頼し、検討した結果、4つの温泉施設は存続させ、御牧乃湯はコミュニティセンターとして存続させることにしました。この方針に基づき、平成23年12月に施設をコンパクト化、リニューアルオープンしました。その結果、御牧乃湯の委託料はリニューアル前の平成22年度が2,561万6,000円であったもの

が、リニューアル後の平成24年度には866万円になり、1,695万6,000円を削減することができました。

また現在、誘客力の向上や周辺環境を含めた観光資源の魅力アップ、施設のユニバーサルデザインへの配慮、住民や観光客との地域交流施設の拠点となることを目的に、明神館の経営改善を踏まえた改築構想の検討を行っているところでございます。

一方、振興公社では、人件費を含めた固定管理費が平成21年度の2億8,800万円に対し、平成25年度は2億7,300万円と、この5年間で1,500万円ほどの削減を図るなど、経営改善に取り組んでおります。

○議長（青木周次君） 依田俊良君。

○19番（依田俊良君） 順次計画的に経営改善に取り組んでいることは評価できます。今後は各施設メリハリを持って進めるべきでありますけれども、明神館の次に検討すべきはゆうふる t a n a k a と考えます。近年、健康志向が高まり、また高齢者の介護予防としての施設の強化も望まれている中、市の中心であり、デマンド交通の中継点でもあり、市民が集まりやすいゆうふる t a n a k a を健康増進施設の中核的施設として活用してはどうか、質問いたします。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 実は依田俊良議員のご質問でございますが、ゆうふる t a n a k a の設立には、ぬくもりいっぱい愛着まち田中推進協議会の中で私もかかわらせていただきました。平成11年7月に健康増進施設としてオープンいたしまして、高齢者がいつまでも住みやすい温かさを持った田中という形の中で、当時銭湯がほとんど田中のまちから姿を消していったという形の中で、銭湯機能か健康増進施設かというようなことが大きく検討課題になりまして、基本的には個人的な感想としては、将来の負担軽減のためには銭湯機能ということが田中に失われつつある機能として、どうしても残してもらいたいという要望をしたわけでありまして、

健康増進施設というコンセプトの中で、当時画期的なフィットネスを活用して出発しましたけれども、出発時から経営的には非常に厳しい状況にありました。更にはフィットネスクラブが近隣市町村に専門的施設として多くできてまいりましたので、やはり市民の健康増進施設という位置づけをもう一度見直しながら、持続可能な施設運営に耐え得る施設にしていくために、振興公社、また身体教育医学研究所の協力を得ながら、どのような形態がいいかということに関して、明神館の次には t a n a k a を賛否あるかと思っておりますけれども、持続可能な温泉施設として残していくための苦渋の選択をしていかなければいけない時期が来ているのではないかとこのように考えておるところでございます。

それから振興公社の社長を就任以来、民間の感覚でもう一回見てみたいということで、兼務させていただいてまいりました。今後いろんな形で施設が老朽化している中で、施設の改修問題が課題になってくるという状況の中で、市長と運営母体が兼務しているということに関しては、若干問題もあるのではないかとこのように認識の中で、副市長に社長をお願いして、1月21日に株主総会

を開かせていただいて、私自身は兼務を解かせていただきました。最大株主の責任者として、また施設設置者の責任者として、よりしっかりとした立場から判断をさせていただくというような形と、それからより新しい社長には、身近に経営状況をチェックいただく、経営改善にご努力いただくということをお願いすると同時に、この間、私ができないでいた組織改編に関しても、検討していたものを実現するように指示したところでございますので、よりいい形での運営努力がなされるものと期待しているところでございます。

○議長（青木周次君） 依田俊良君。

○19番（依田俊良君） 3日間にわたる代表質問、一般質問はこれで終わりますが、部課長の皆さん、係長の皆さんは質問、提言等の内容を理解されていますので、一般職員の皆さんは情報を共有していません。目の覚めるような質問や提言があったと思うので、すべてとは言いませんけれども、職員の皆さんに伝えていただきたいと思います。終わります。

○議長（青木周次君） 以上で通告に基づく一般質問は、すべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（青木周次君） 本日はこれもちまして、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時03分）

平成26年東御市議会第1回定例会議事日程（第5号）

平成26年3月7日（金） 午前 9時 開議

- 第 1 議案第 9号 平成25年度東御市一般会計補正予算（第5号）
- 第 2 議案第43号 平成25年度東御市一般会計補正予算（第6号）
- 第 3 議案第10号 平成25年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第11号 平成25年度東御市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 5 議案第12号 平成25年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第13号 平成25年度東御市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第14号 平成25年度東御市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第15号 平成25年度東御市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第16号 平成25年度東御市病院事業会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第35号 北御牧学校給食センター改築工事請負契約の締結について
- 第11 議案第44号 田中保育園建設工事請負契約の締結について
- 第12 議案第17号 東御市まちづくり審議会条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第18号 東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第19号 東御市特別会計条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第20号 東御市税条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第21号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第22号 東御市就学指導委員会条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第23号 東御市社会教育委員条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第24号 東御市集会施設条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第25号 東御市保育所条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第26号 東御市児童館条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第27号 東御市高齢者センター条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第28号 東御市商工業振興条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第29号 東御市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第30号 東御市公共物管理条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第31号 東御市障害者支援施設条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第32号 東御市加沢地区共同園芸施設条例を廃止する条例
- 第28 議案第33号 東御市羽毛田勤労者会館条例を廃止する条例
- 第29 議案第34号 第2次東御市総合計画基本構想の策定について
- 第30 議案第36号 市道路線の認定について

- 第 3 1 議案第 3 7 号 財産の処分について
- 第 3 2 議案第 3 8 号 市有財産の譲渡について
- 第 3 3 議案第 3 9 号 市有財産の譲渡について
- 第 3 4 議案第 4 0 号 市有財産の譲渡について
- 第 3 5 議案第 4 5 号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて
- 第 3 6 議案第 4 6 号 権利の放棄について
- 第 3 7 議案第 1 号 平成 2 6 年度東御市一般会計予算
- 第 3 8 議案第 2 号 平成 2 6 年度東御市国民健康保険特別会計予算
- 第 3 9 議案第 4 号 平成 2 6 年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計予算
- 第 4 0 議案第 5 号 平成 2 6 年度東御市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 1 議案第 3 号 平成 2 6 年度東御市介護保険特別会計予算
- 第 4 2 議案第 6 号 平成 2 6 年度東御市水道事業会計予算
- 第 4 3 議案第 7 号 平成 2 6 年度東御市下水道事業会計予算
- 第 4 4 議案第 8 号 平成 2 6 年度東御市病院事業会計予算
- 第 4 5 請願・陳情の上程

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	櫻井寿彦
10番	平林千秋	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	清水新一
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	依田俊良
20番	青木周次		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
総務部長	齊藤英世	教育長	牛山廣司
産業建設部長	北沢達	健康福祉部長	武舎和博
上下水道局長	橋本俊彦	市民生活部長	山口正彦
教育次長	清水敏道	総務課長	掛川卓男
企画課長	岩下正浩	市民課長	塚田篤
建設課長	関一法	農林課長	寺島尊
病院事務長	加藤英人	子育て支援課長	岩田広子
生涯学習課長	横関政史	代表監査委員	竹内春彦

議会事務局出席者

議会事務局長	白倉仁志	書記	西澤浩
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（青木周次君） おはようございます。

開会に先立ちお知らせします。総務部長から、予算書の一部に誤りが認められたため、その修正説明の発言を求められております。これを許可します。

総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） おはようございます。大変恐縮でございますけれども、再び平成26年度一般会計予算書に誤りがございました。深くおわび申し上げますとともに、訂正をお願いするものでございます。誠に申しわけございません。よろしく願いいたします。

訂正内容につきましては、お手元にお配りさせていただきました。予算書は先ほど訂正をさせていただきます。

訂正の内容ですけれども、表記のとおり49ページの中段、及び最下段、並びに53ページの最上段であります。なお、この訂正により、事業内容や予算金額に変更が生じるものではございません。

原因ですけれども、予算書の印刷製本を外部委託しておりますけれども、外部委託した後に説明欄に1行を加える修正が発生しまして、そこを修正したところ行ずれによって複数のページに影響が及んでいるにもかかわらず、印刷製本の委託先には一部のページの変更しか依頼しなかったものでございます。複数の職員による確認の怠りがご迷惑をおかけすることとなり、誠に申しわけございません。よろしく願いいたします。

○議長（青木周次君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（青木周次君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお会議の質疑応答は簡潔に願います。

◎日程第 1 議案第 9号 平成25年度東御市一般会計補正予算（第5号）

（質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第1 議案第9号 平成25年度東御市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから質疑を行います。

10番、平林千秋君。

○10番（平林千秋君） 1点だけお伺いいたします。予算書の70、71ページの建設指導費、社会整備総合交付金事業の住宅リフォーム助成制度でございますが、これは予算額1,800万円

に対して370万円何がしかの減額補正であります。不用額の調整ということでございますが、25年度における補助金の実額と、それからそれに伴う工事費がいかほどであったのかということと、この事業は平成23年度、24年度の継続事業であります。各年度の合計助成額と、それに伴って起こした事業総額がどの程度になっているか。経済効果はかなりあると思われませんが、それをどう評価しているか、お尋ねします。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） ただいまの住宅リフォームの関係につきましては、建設課長の方から説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（青木周次君） 建設課長。

○建設課長（関 一法君） おはようございます。ただいまのご質問でございますけれども、まず25年度、まだ締めておりませんが、見込みということで補助のお金につきましては1,423万8,000円、それに対する事業費が1億2,638万6,000円となっております。あとそれぞれ住宅リフォームの関係につきましては、23年度から実施しております。今年で3年目ということでございます。23年度につきましては実績で補助の補助金が1,502万3,000円、それに対する事業費1億2,295万6,000円、24年度につきましては補助金が1,695万4,000円、事業費につきましては1億2,809万円となっております。

合計23から25までの、25は見込みも含めまして締めますと、補助金が4,621万5,000円、それに対します事業費が3億7,743万3,000円、俗に言います経済効果といいますか、3年でならしますと8.17倍、約8.2倍という経済効果が見られてきております。

このことから25年度でリフォームの関係につきましては、収束を図っていきたいという考えでございます。その理由につきましては、やはり景気の動向の調査の中から、やはり建設業関係は景気が上向きになっているという傾向の調査結果が得られております。そういう点からも、3年間から効果が認められたということで、市としてはここで収束を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） お示しのとおりでありまして、3カ年で4,600万円何がしで、3億7,700万円ちょっとで、経済効果といいますと8.17倍というご報告で、経済不況の中で積極的な役割を果たしたのではないかと思います。

そのこともありまして、国において今年度予算で50億7,000万円を投じて国として新たにリフォーム助成制度を事業化するという動きになっていまして、その目的も良質の社会資本ストックの形成、そして日本再興戦略の経済効果、経済促進効果ということを目的に挙げております。この質疑では補正予算の質疑でありますので、それ以上申し上げませんが、そのことだけは確認しておきます。

予算措置については、予算の中で審議したいと思います。ありがとうございました。

○議長（青木周次君） ほかにはございませんか。

17番、柳澤旨賢君。

○17番（柳澤旨賢君） 61ページですけれども、ため池の耐震性調査委託料が1,830万9,000円と、ため池一斉点検委託料で1,080万円ということで、ため池の検査をしてもらうと。大変これはよかったなというふうに思っておりますけれども、御牧原、八重原方面は特にため池がたくさんあるんですけれども、これ26年度も計画されていますが、この今の補正で上がったこの金額で、どのくらいの範囲のため池のいわゆる検査というんですが、点検はできるのか、お願いをしたいというふうに思います。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） ただいまのため池の調査関係につきましては、農林課長の方から説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（青木周次君） 農林課長。

○農林課長（寺島 尊君） ただいまのため池の耐震性調査でございますけれども、まず1番目といたしまして、田楽池の方のため池の耐震性の調査・解析というものでございます。それとあわせて和池、それにつきましてもため池の耐震性調査・解析業務でございます。

2番目ですけれども、もう1点震災対策事業ということで、水利施設の整備事業ということで、四ツ京大池、こちらの方の耐震化のための実施設計業務でございます。

3点目でございますけれども、ため池の一斉点検の方の委託業務が63カ所で1,080万円ということでございます。

田楽池につきましては390万円、和池につきましては540万円、また四ツ京大池につきましては874万2,000円ほどでございます。こちらの要する費用で補正をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（青木周次君） 柳澤旨賢君。

○17番（柳澤旨賢君） いわゆる点検ですよ。これ点検をして、例えば耐震不足だという結果が出たときに、耐震補強といいますか、土手の補強というのですか、をやるということになるんだろうというふうに思いますが、これはかなりの金額というか費用がかかると思うんですね。そのときに今、市の要綱である改良費の事業65%補助という要綱がありますけれども、結構の金額がかかる中で、あとの35%を改良区で見て、その仕事をやるということになると大変なのかなというふうに思うんですね。その辺の工事をしなければならないようになったときのことはどんなふうに考えているか、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 今の耐震補強につきまして、今後工事を実施していくということになりますと、かなりの場合によって事業費がかかるのかなということは考えております。

そういう中で、今回の耐震補強工事は通常の土地改良事業というのですか、土地改良施設の整備

と異なりまして、直接農業生産に結びついていかないという状況があります。そういう中で、工事をして地元負担がかかってくるということは、農家の皆さんとすると、受益者の皆さんからすると非常に負担しにくい部分になってくるのかなというふうに考えております。

そういう中で、今後実施していく中では負担金等についてはいろいろと調整をしながら、今後検討していきたいと、1つの検討課題ということで認識していますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（青木周次君） ほかに。

8番、阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 17ページ、寄付金のことでお聞きします。17ページ、2のふるさと寄付金17万円、このふるさと寄付金というのは、ふるさと納税の寄付金のこのことだという解釈でお聞きしますが、昨年比べて大分今年は、25年度少ないんですが、ふるさと納税のほかの市町村でやっているその寄付金だということでしたら、何かこの前の質問したときには、この寄付金は大分問題があるということをお務部長さんにお答えいただいたんですが、ほかの市町村でも何かいろいろ取り組んでいることがあるので、ぜひどういう問題があるかわかりませんが、問題とか、そういうのを精査したり検討したりしていただいて、何かこう、魅力ある、住んでみたいなと思われる、そういうことの発信にもなるし、来てみたいなという、そういうことにもなると思ひますので、何かぜひ工夫をして、寄付をたくさんしてもらえようことを考えていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 阿部議員からのご質問、ふるさと寄付金の関係でございますけれども、12月議会のときもお話しさせていただきました、それに対する対応につきましては、新年度予算をご覧いただければ対策をさせていただきます。対策といいますか、対応ですね。

当市のふるさと寄付金の状況、年々によって変化があるわけですが、今年度においてはこういった状況で、ちなみに4件ございました。この時点では4点ございました。このごろも申し出がございましたけれども、この時点では4件の補正となっております。ですので特に25年度、南信の方の市町村の話題、県の取り組み等もございまして、また参考にしながら26年度予算で対応していますので、よろしくお願ひいたします。

○8番（阿部貴代枝さん） わかりました、ありがとうございます。

○議長（青木周次君） ほかにございませんか。

18番、堀高明君。

○18番（堀高明君） 先ほど質問、柳澤議員から質問がありました61ページのため池の耐震性の件ですが、先ほどの説明の中では和池で590万円の予算がとってあるというふうにお聞きしたわけですが、和池についてはたしか5、6年前だと思うんですが、一部漏水が認め

られるということで、コンクリートミルクなどを注入して、億を超えるお金をかけてこれを改修したと思うんですね。それとの関連はどうか、まだ不備なのか、わかったらお願いしたいと思います。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 61ページのため池の関係につきましては、農林課長の方から説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（青木周次君） 農林課長。

○農林課長（寺島 尊君） 今回の和池でございますけれども、緊急性とか受益面積等によりまして、そういう危険性の高いところからということなんですけれども、今回、和池につきましては調査・解析業務を実施させていただきまして、その結果によりまして今後の整備等検討してまいりたいと。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 済みません、私の方から補足させていただきますが、今回の調査につきましては、あくまでも目的が耐震の調査ということで、前回やられた工事につきましては漏水なりをとめるということのためのセメントミルクというんですか、通称グラウト工事を施したということでございますので、今回は地震があった際、今の堤体で果たしてもつかもたないかという、それが目的になりますので、そういう中ではまた改めて調査ということで、ご理解の方をお願いしたいと思います。

○議長（青木周次君） 堀高明君。

○18番（堀 高明君） ご承知のように、この工事は昭和20年代に施工されたと思うんですね。地域の皆さんが出役して、言うなれば現在の工事から見ると相当稚拙な工法だというふうに私も理解しているんですけど、そういう面から設置した、特に和地区の一番てっぺんにあるわけですね。これがもし問題があるとすれば相当な影響を及ぼすというふうに考えますので、徹底した調査をお願いしたいと思います。

以上。

○議長（青木周次君） ほかにはございませんか。

7番、若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） では私の方から1点だけお聞きしたいと思います。31ページでございます。地球温暖化対策推進費で、住宅用太陽光発電施設導入補助金ということで223万9,000円が減額になっています。太陽光発電については従来、町としても積極的に取り組んでこられたということで、電力会社の購入金も徐々に減らされてくるということの中で、特に最近は大規模ソーラーの建設が多いわけなんですけれども、個人用の住宅のこういったものについて、結構ニーズが高いと思うんですけども、26年度予算にも多額のお金が計上されていましてけれど、ここで220万円減額になったということは、そういうニーズが少ないのか、あるいは使い勝手が悪い

のか、その辺のところを何か認識がありましたらお聞かせください。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） ただいまの住宅太陽光発電施設の補助金の関係につきましては、市民課長からお答えいたします。

○議長（青木周次君） 市民課長。

○市民課長（塚田 篤君） 住宅の屋根に設置する関係の補助金を出している関係で、私ども25年度までの実績ですが、4,050キロワットということで見えておまして、24年度までが3,361キロワット、それから25年度の実績が688キロワットということで、順調に推移しているというふうに認識はしております。ただし今回いろんな景気動向だとか、それから需要の動向とかありまして、今回こういう実績になったということを確認しておまして、来年度も今年度と同じ当初予算の1,500万円を見込んでいるということでもあります。

今後とも十分、地球温暖化計画等に基づきまして、十分推進をしていくということで考えているところでございます。

○議長（青木周次君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） ということはニーズは十分あるんだと、たまたま少なかったということなのか、ちょうど消費税の値上がりというのが目の前にありますので、住宅の建設に合わせて太陽光発電というのは結構身近でも感じているんですね。だけれどもやっぱりお金がかかるから、そこまではいかないということなんでしょうか。そうすると新年度予算をどうするかということも多分関連してくるかと思うんですけども、その辺の認識についてはどうでしょう。

○議長（青木周次君） 市民課長。

○市民課長（塚田 篤君） 少々の様々な理由があろうかと思えますけれども、今、議員おっしゃるとおりいわゆる状況をもう少し踏まえた上で、考慮した上で今後制度の見直し等が必要かどうかということは検討しなければいけないことだとは思いますが、今回の状況につきましては私どもが分析したところではやはり先ほどお話ししたような理由で、このような結果になったということでございますので、今後とも十分な広報等もする中で、できるだけ推進をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木周次君） ほかにはございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 議案第43号 平成25年度東御市一般会計補正予算(第6号)

(質疑、討論、採決)

○議長(青木周次君) 日程第2 議案第43号 平成25年度東御市一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

これから質疑を行います。

10番、平林千秋君。

○10番(平林千秋君) 農林水産事業、これは1億5,210万円の増額補正でありまして、発表されていまして被災ハウスの資材購入に7割助成ということで、素早い対応で非常によかったと思います。執行に関連して、何点か質問いたします。

これまでの発表であります7割助成であります、この具体的な中身ですね、各農家の原状回復の資材購入費用の7割という解釈でよろしいでしょうか。あわせてこの助成の範囲内に資材購入した場合、露地も含めてキットで販売しているというのがありますが、設定のための労賃、加工賃ですね、その扱いはどういうふうになっているのでしょうか。

これに関連してですが、国は追加措置でハウスの再建・修繕2分の1として、発表の文章の、プレスリリースの中で自治体が10分の4なら国の10分の5と合せて10分の9となり、農家負担は10分の1となるということをも明記し、わざわざ注釈しております。つまりこれは国の助成に市の助成が上乘せになるという解釈になると思いますが、それでよろしいでしょうか。その場合、東御市の助成は7割ということになって、単純計算でいくと10分の5プラス10分の7イコール10分の12と、単純に考えればですよ、ということにもなりかねませんので、そこはよく説明する必要があると思いますが、改めてご説明いただきたいと思っております。

それとこの被害の今度の1億5,200万円は、現状で把握する被害に対応したものと思われまます。時間がたって更に拡大、掌握して拡大することもあり得ますが、それに対する予算措置はどういうふうになるかということでもあります。

それから2点目、撤去費用の補助の要望が非常に強いものがあります。幸い国の追加措置で農家の負担がないように定額助成すると。地方負担分を含め10分の10相当を助成するというふうになりまして、県においては残りの2分の1について県が半分、各地方自治体で半分ということになっておりまして、自治体負担分については交付税で8割充当するという発表をしております。市においてこれを活用することになると思いますが、これについては追加の補正予算措置が必要になると思いますが、これらの対応をどうされるのでしょうか。この3月議会はまだ間があります

ので、その期間中に追加補正をされるおつもりかどうかということをお願いしますし、それから定額補助という国の方針によりまして、ハウスの形態によっていくらかという数字を示しております。それが実情に合うかどうかという議論はあるんですが、被災農家のご要望に応じて横出しで単価を上積みするというようなことはあり得るでしょうか。

それから3番目、国の補助措置はその他農作物に対する助成だとか畜産業に対する助成だとか、幾つか打ち出しております。総体として市が窓口になって助成事務をやると思いますが、補助の要綱ですね、いつごろをめどに発表して農家の皆さんにお示しすることができるかと、そのめどをお伺いいたします。

4番目ですが、農家が申請する場合、一定の書類が必要になります。写真を撮っておくとか、発注した経過を示すものとか、労賃の支弁がどのくらいなっているかと、幾つかの証明する書類が必要になりますが、どういうものが必要なかということをお知らせする措置をとるべきではないかと思えます。調べてみますと自治体によっては、こういう書類を用意してくださいということをおホームページで公にしたり、広報等で流している事例があるようですが、東御市の場合はどういふふうに対応されるか。

以上です。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 非常にたくさんのご質問なので、抜けているところがあったらご容赦をお願いしたいと思えますが、今回の農業施設災害についての関係でございますが、今回被害発生後、市では当初から農家意欲を下げないということで、早期に先ほどお話のありましたように市単独でパイプハウス等の資材に対して何十%以内を補助するというので、今議会に上程させていただいたわけですが、その後、先ほどお話のありました国、県による支援策が打ち出され、内容を確認すると、市で打ち出しましたパイプハウス等の復旧に対する材料費のみではなく、労務費を含む再建費、修繕費について市と協調することで先ほどお話のありましたように90%の補助を行うということでもあります。

また、撤去費については、国が示す基準額、先ほど議員の方では100%というふうなお話がありましたが、基準額ということでございますので、その基準額が果たして足りるか足りないかというのはまたそれは微妙な問題がありますけれど、基準額を市と協調することで全額支援するというのでございます。

更に生活・運転資金等の無利子貸付等の様々な支援策を国の方では今回打ち出しているということでございまして、詳細についてはまだ決まっておきませんので、その中でまた今後検討していくような形になるわけですが、このような状況の中で当初市で予定していた資材費70%よりも国の制度の方が被災農家に対しては大きな支援でありますので、基本的には国、県の制度に合せた制度設計に変更し、また市の実情に合せた支援も今後検討しながら、今回計上している予算により対応していきたいというふうにお考えしております。

そういうことでございますので、今後の幾つかあった中で、単価の上乗せについては一応国の制度を基準に考えておりますので、上乗せ等については基本的には無理かなというふうに考えております。また要項等の、めどはどの時期につくるのかというお話でございますが、国、県等の細かい要項等を見た上でこちら、市としても決定していくというようなことで考えております。そういう中ではまだいつまでということには達していない、なっていないわけですが、できるだけ速やかにつくっていききたいというふうに考えております。

したがって書類の作成等についても、どういう様式でやっていくのかということも今後、要項を定める中で検討していきたいということでございますが、いずれにいたしましても必要となる、事前に必要となる書類につきましては速やかに作成し、JAとも連絡をとりながら、農家の皆さんにはお知らせ、ホームページ等も使いながらお知らせをしていきいというふうに考えているところでございます。

あと先ほど全部足していくと10分の12だとか、そういう数字になるように誤解される方もいらっしゃるかと思いますけれど、基本的には10分の10以上の補助はあり得ませんので、10分の幾つになるかというのは、また国の制度と調整した中で進めていくような形になりますので、今時点では国の制度が発表されて、細かい部分まで示されていないという状況の中では、基本的にはその辺を把握した上で、最終的に市の要項等の制度を決めていきたいということでございますので、現在のところそんな対応をさせていただいているということで、よろしくお願いたします。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） ちょっと敷えんしてお聞きしますが、先ほど10分の12というのはあり得ないと思うんですけれど、自治体の運用としてはどういうふうになりますか、国は10分の5出しますよね。東御市は10分の7と発表しているんですけども、国が10分の5を出しますから、農家の皆さんにご負担がないようにということで、実態的には市の負担で10分の5で農家負担0というような考え方になるんでしょうか。東御市で言ったように7割補助というのは非常に反響を呼んでいますので、そのことを踏まえて具体的にどういうふうになるかというのをもう少しイメージがわくようにお話しください。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 具体的にいきますと、国の制度をそのままイメージしていただければと、その中で市として資材費、労務費、撤去費について国の制度の中でも地方公共団体が10分の4ですとか、そういう中で市が10分の2を負担するという形になりますので、そういう中で進めていくということで、当初お話しした資材費に対する10分の7というのは、基本的には消えるというんですか、それはないという形で整理していただければ結構だと思います。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） 済みません、しつこいようなんですけれど、今の部長のご答弁ですと、撤去費用も念頭にあってということになりますか。そうですね。予算としては10分の7の分を見るわ

けで、計算でいえば10分の2の部分が余裕があるというのか。それをもう少し広げて適用するというふうなお考えということに受けとめたんですが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） お答えします。まず国の制度として撤去費を自分で撤去した場合は110円、それから業者に委託した場合は290円とか、国で決めた基準があるんですね。それが実際にかかった経費とどう整合性があるかということに関しては、精査できていないというふうに思っています。だけれども国はその撤去費と、それから復旧するにかかる資材費プラス労賃を足したものの10分の5を面倒見るので、あとは自治体と県で10分の4を見るということで、統一した状況を求めているということですので、その制度に乗っかるということでもあります。

したがって国の基準に乗った状況でいきますと、一定の金額ではかられた撤去費が10分の10と、そして原状復帰のための復旧費に関して10分の9が、労賃も含めて10分の9が被災農家に補助されるということでもあります。

したがってそれより余分に市が何ができるかということに関しては、現時点においては発表できる状況にないということですので、7割補助するのが10分の2になったわけではなくて、労賃等を含む金額としては7割以内という形でまず発表させていただきましたけれども、通常ですと県がその2分の1を、そして国が3割を見てくれるというのが災害認定されたときの通常状況でありましたので、資材費に関して10分の10を想定される中で市は7割以内ということを即座に判断させていただいて、まずアピールさせていただいたと。それに加えて労賃をどうするかという議論に関して、国もしっかりと理解させていただいて、更に3割という通常状況でなく、特例として今回は労賃も含めて10分の5を国が見ますという早い判断をしていただいたということですので、その国の意思と、そして被災した地域全体のある程度のバランスということまで要求しているというふうに理解しておりますので、東御市だけ特別に余分にとということに関しては、現時点では判断できないということをご理解いただければと思います。

○議長（青木周次君） ほかに。

18番、堀高明君。

○18番（堀 高明君） 11ページの除雪委託料の関係でございますが、この数字でなくて、これに関連して質問をさせていただきたいと思います。

2月の中旬の豪雪の除雪につきましては、建設業者の活動によって課題は残したものの大きな影響もなく、影響を最小限にとどめて市民生活の影響が最小限にとどまったというふうに理解をしておるわけですが、そこで市では入札指定業者がおるわけですね。その皆さんが今回の除雪についてどの程度、どういう役割を果たしているのか、説明を願いたいと思います。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 今回の除雪につきましては、市内の業者の皆さんの多大なるご協力、ご理解の中で進めていただいたわけですが、その中で市内の指名参加願いが出ている業者の皆

さんの中で、除雪業者として登録というのですか、お願いしてあるのが、正式にお願いしたのが17社でございます。ただ、今回の除雪については、その登録していない業者にもそれぞれお願いしながら、特に雪の搬出の方についてはご協力をいただいているという状況でございます。

そういう中で、市内業者の皆さんには本当に変な苦情もなく、ご協力いただいておりますが、ありがたかったというような状況でございます。

○議長（青木周次君） 堀高明君。

○18番（堀 高明君） 指名参加願いを出されている業者が17社というふうにありましたが、今回の豪雪については、この参加願いを出していない個人と申しますか、小さい業者もたくさん協力しているわけですね。しかしこの指名参加願いを出している業者の中には、例えば重機を持っていないとか、そういう業者も複数おるわけです。そういう皆さんが今回の除雪についてどういう役割を果たしたかと、それをお聞きしているわけです。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 今回小さい、機械を持っていないという業者の皆さんの中でも、大概是バックホーですとか、トラックですとか、ダンプトラックですとかお持ちになっている業者については、今回の雪の搬出等で雪捨て場の方へ雪を運んでいただくなどの協力をいただいたり、バックホーで幅がというんですか、狭かったり作業効率としては悪い状況の中では、少しずつではありますが、除雪のお手伝いをしていただいた業者もあるというふうに聞いています。

○議長（青木周次君） 堀高明君。

○18番（堀 高明君） 深くは追及しませんが、せっかく市の指名指定をいただいている業者ですね、こういうときにこそ活躍してしかるべきだと思いますし、そのことを当局では把握しているのかどうか。このような雪の被害、これからはそんなに数多くあるものではないと思うんですが、やっぱり一朝有事のときにそういう皆さんも活躍してもらおう。今、お話を聞きますと車で雪の搬出をしたと、軽トラックで搬出するぐらいは知れたものですよ。私らから見るとそういう目で見ている部分もあるわけです。このことを承知して今後の対応をお願いしたい。

以上。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） ちょっと説明不足の部分若干補足させていただきますが、今回の除雪の態勢をどんなふうにとったかという話の中で、基本的には幹線道路、市の方で定めて除雪をやっている路線があるわけですが、そこについてはそれぞれ路線ごとに業者が決まっております、その担当の業者が進めているわけですが、そういう中では今回非常に大雪だったということで、なかなか作業効率が上がらないという中で、市の建設業協会がございまして、その協会の方と打ち合せをさせていただきながら、不足しているところについては除雪業者ではございませんが、会員になっている皆さんの方に応援をさせていただいて、そのバックアップというんですか、支援をサポートしていただいたというようなことで、除雪の方をしていただいたということでござい

まして、そういう中では建設業協会に入っている業者の皆さんのほとんどは市の指名業者でございますので、そういう中では業界挙げて今回除雪に対しては対応していただいたというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（青木周次君） 7番、若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 先ほどの農業対策補助金のことについて、一言お聞きしたいと思ひます。これについては先ほどの豪雪については産建としても視察しまして、前例のないことだと思ひますけれども、市の方にも要望書を上げておきました。そういう中で、今回90%というお話はすごいことだなと思ひて感服しています。この間、おとといも「信毎」で県も頑張るといふ話が出ていましたので、そういう点で市も頑張っていたとていただくといふのはすごくいいと思ひます。

9割補助の関係なんですけれども、市がそういう、市民がいいことを市ができるだけ安くできるということはいいいわけですから、ただ、そういう点では国や県の補助金を十分活用していただけたらと思ひています。

ただ、その中で何点かあるんですけれども、実は昨日ちょっとこの関係である農家に行ったんですね。そのときに復旧しなければいけないからもう発注しなければいけないと、発注するときには一応自分でお金を払わなければいけないわけですね。何千万からの負担が生じるということで、どうしようかといふ話もありまして、そういう中で利子補給のこともそうなんですけれども、農協の方と国、市としてもこういうちゃんと補助金は後からつけるよということで、農協との連携もうまくやっていたらいい、その辺のところもお願ひしたいと思ひています。

それからもう1点なんですけれども、今回労賃も含めてということで斬新な方向性が出されたわけなんですけれども、先般農政課で緑色のこういうチラシが配られまして、7割補助だと出ていたんですね。ぜひこの朗報をいろんな場面に続いて設定していただきたいと思ひています。農協だとかそういうところにある方はいいんですが、そういうところと関係ない方もいらっしゃるわけですから、そういうところはそういうネットから漏れる可能性がありますので、その辺についても十分対応をいただきたいといふことがお願ひしたいと思ひます。

それからもう一つ、今回の1億5,200万円の関係なんですけれども、これについては7割補助の関係で予算算定していましたから、今回の関係でなくて、特に予算措置がなくてもいいわけですね、これは範囲内でできるということでもいいのかどうなのか、それもちょっとあわせて確認していただければと思ひていますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 農業災害の関係につきまして、今現在、進めていく中では当然JAとも連携を毎日とりながら進めています。そういう中では、制度も今回変更していくということでございますので、そういう中ではJAとも連携をとりながら周知に努めてまいりたいと思ひますし、また先ほども申し上げましたが、ホームページの方でもそういう情報を流していくということも予定しておりますので、そういう中でも組合員以外につきましても、何らかの形で周知できるよ

うに、また企業的にやられているような農家につきましては、個別に連絡するなどしながら、周知の方を努めていきたいと思っております。

それと今回周知していく中で、すぐ着工しなくちゃいけないということがございますので、県の方と話をしている中では、本来であれば交付決定なりの手続きをして、着工していくというのが筋であります。今回の場合についてはそれについては問わないということで、事前着工はオーケーだというふうになっておりますので、今現在撤去費用も先ほどの話ではありませんが、補助対象になっていくということでございますので、そういうのもある中で、そういう許可というんですか、了解を得ている中で撤去についても今、進めさせていただいているということでございます。

ただ、いずれにしても補助金というようなことになりますので、できればいろんな場面で被害状況の写真ですとか、そういう証拠写真については皆さんの方の立場からもそういうアナウンスをしていただければ非常にありがたいかなというふうに思っていますし、また領収書等も同様でございますが、そういうことで各農家の皆さんの方には広報を通じてチラシを配付しているところでございます。そういう中で確認していただいて、なるべく早くできるところからやっていただくということが必要かなというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

また、予算につきましては、今回1億5,210万円ほど計上させていただいていますが、今回の制度の改正によりまして今後額が不足することも予想されます。基本的には国の制度といえども市の会計を通じてというような形になりますので、その辺につきましてはまた今後状況を見ながらご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（若林幹雄君） 了解しました。

○議長（青木周次君） よろしいですか。ほかには。

12番、井出進一君。

○12番（井出進一君） この13ページの大雪対策協力交付金1,100万円ですが、これ全区対象ということですが、配分の方法と配分の時期をお聞かせ願えればと思いますが、お願いします。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 除雪協力交付金につきましては、建設課長の方から説明申し上げます。

○議長（青木周次君） 建設課長。

○建設課長（関 一法君） 大雪対策協力交付金1,100万円でございます。中身につきましては、各区全区への交付金を定めております。基本額という均等分の一律、一定額プラスそこに人口別、または可住面積、各区では山林を持っているとか、そういうところがありますが、それをカットした部分のいわゆる住める地域という仮定をいたしまして、そこで計算をいたしまして、このような額ということで決定をさせていただいております。

また、交付金のご配付する時期でございますけれども、速やかにこれで交付していきたいと考えております。

○議長（青木周次君） 井出議員、よろしいですか。

井出進一君。

○12番（井出進一君） 速やかに、4月になれば8%の消費税がかかりますもので、その辺も、地区の会計さんが業者さんにお支払いするにはもう4月から8%が来られたら8%払わなければいけないわけなので、速やかにお願いしたいと思いますが、以上です。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 今のお支払いの時期ですが、いずれにいたしましても今回の交付金につきましては使い勝手のいいような形で制度設計をいたしましたので、4月どころかすぐにも払うような形で進めていきたいと思っています。そういうことをすることによりまして、区の運営なんかにも役立つのではないかとというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（青木周次君） 9番、櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 除雪の関連でございます。今回対策本部が早くできて、今回除雪については各区長へファクス等が6回、7回行っているかと思いますが、その中で対策本部から出たのは15日の8時26分第1報ですね。これは非常に対策本部ができて早かったということを認識をしています。

その中で、当然こういう記録的な大雪でございましたので、ただ、ちょっと気になるのは建設課から17日の日にファクスがやはり出ているんですね。これは生活道路の除雪についてということで、市では今回の大雪に対し補助金の予定はあり得ませんが、年のため除雪に要した費用に関する領収書等を保管していただくようお願いしますが、この文言が非常に区長さん方が困惑しているんですね。そういう形の中で今回、区の対応もそれぞれ区によっていろいろバランス感覚がずれたように思うんですが、これの文面でいきますと今回交付金、補助金にかわって交付金が出るわけですね。出ることになれば領収書も参考にプラスアルファしてもいいのではないかとというとらえ方もとられるんです。その点についてちょっとこの見解をお願いしたいと思います。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 今の17日の日に出した広報ですけれど、区長さんあてのお知らせですが、この時点では市の方も対策に追われている中で、「補助金の予定はありませんが」という文面をつけさせていただいているのは、非常に混乱している中で全然考えないわけでもなかったわけですし、ただ単純に領収書を保管してくださいというと、補助してもらえるのかなというふうな逆にとらえられるのも怖かったりする部分もありましたので、非常にわかりにくい表現だという部分については、おわびするところでございますが、そういう中で今回、実際に実績としてそれを対象として補助していくという考え方もなかったわけでもないんですが、それをしますとその領収書を集計したりとか、またあと実際には区によっては業者さんをお願いしたくても、してくれる業者さんがなくて、区の人材というんですか、ボランティアですか、おてんま仕事みたいな形でやっている区もあるという中で、非常に悩んだわけですが、基本的には一刻でも早く支援をしたほうがい

いんではないかということで、そういう中で今回交付金というような形になったという経過がございます。

そういう中で、わかりにくい文章で混乱を招いたということであれば、おわびするところでございますが、一応そんな意味合いもあって出ささせていただいたという、非常事態での中での作業でございましたので、若干不備な部分もあったかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（青木周次君） 櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 今回のこれだけの大雪でございますので、混乱を招くことは私の経験からして承知はする部分があります。ただ、どっちにしてもちょっと今回のこのファクスについては非常にあまりいい表現がなかった。これを区長さんは本当に真剣にとらえていますので、そういうものがあつたということだけ当局の方でも周知いただいて、やはりそれに対する疑問があつた場合は、区長さんに説明責任だけは果たしていただきたいと、そういうことを要望しておきたいと。

○議長（青木周次君） ほかに。

17番、柳澤旨賢君。

○17番（柳澤旨賢君） 13ページの農業資材の1億5,200万円の予算に関してということ質問をいたします。先般、私のところへ相談の電話が来たんですね。前につくったパイプハウスの業者に早速当たりましたと、そうしましたら早くて夏、ややもすると秋口まで待ってくださいということだそうですね。それで一部のハウスを段ボールを入れたりトレーを入れたり資材を入れたりして使っていましたと。それをややもして秋口まで雨ざらしにしておくわけにいきませんから、単管ですね、工事現場で使う単管なら手配できそうですと。だから1つのパイプハウスを撤去したところ単管でつくる予定ですと。単管だとやっぱりパイプハウスよりちょっと割高になるんですね。恐らく単管ですからビニールでなくて片屋根でトタンかなんか張って、雨をよけてということで早速につくりたいという相談だったんですね。いわゆる今回の最初は7割ということで、今日9割になりましたので、大変よかったというふうに思う。まだ7割ですので、再生産することの、つくり直したのに対して7割ですから、7割補てんできると思ひますよという言い方をしていたので、今度は9割ということ。

それともう一つは、単管になると今、言ったようにちょっと単価が高いんですね。それでそれを丸々払っておいて、1カ月か2カ月後に国と県と全部そろつたところで9割補てんされるという、なかなか資金的に大変だよという話なんですね。1億5,000万円からのここで補正予算を上げてもらいましたから、私が考えるにいわゆる見積書を農林課の方へ提出をした段階で、その5割ぐらいのものを、これだけの予算措置してもらいましたから、その時点でまずは一旦5割ぐらい即補助金を出してあげれば相手も助かるのではないのかなというふうに思うんですね。その辺のところはぜひそんなふうに、これだけのお金がありますから、1億5,000万円からのお金がありますから、その辺ぜひ、国や県は当然遅くなつてきますよね。だから9割までという金額はなかなか最終的な調整やいろいろが出てきますが、一旦は見積もりの段階で5割は市の方から、その建てる

お金を出しますよというふうにやってもらえればありがたいと思いますが、どんなものでしょうか。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 私の方から、1つははっきりいって今、お聞きした内容では非常に難しいなというふうに感じています。現時点で被害状況を一生懸命把握している状態であります。しかも補助対象となる部分がようやく国の方が、そういう農機具とか、機材を入れたビニールハウスに関しても、面倒面というか、加えた方がいいんじゃないかという判断をし始めていただいているという状態であります。したがって補助対象になる可能性が高いなというふうに今のお話をお聞きしました。ただ、別のものをつくる場合の単管であろうと、それが対象になるかということに関しては、非常に難しいというふうに個人的には考えます。ビニールハウスで復元することを国は想定しておりますので、グレードアップした場合には、例えば今回20ミリのハウスが壊れたけれども、もう二度とそういうことは嫌だということで25ミリにした、30ミリにしたというようなことに関しては、とりあえず20ミリで復元することに対する9割ということがまず対象になって、あとグレードアップした部分に関してはどのような助成をするかということは、今後の課題になってくるというふうに思います。緊急時ですので原状復旧ということに対して9割ということが前提になって制度設計が進んでいますので、正直いいましてほかのもので対応した場合は、自己負担になる可能性が極めて高いので、例がありましたら担当にお聞きしてお返事していただければありがたいなというふうに感じています。グレードアップした場合の助成もやっぱり市として検討せざるを得ないというふうには考えてはいますけれども、ケース、ケースで違う場合がありますので、担当にお聞きいただきたいということをお願い申し上げます。

○議長（青木周次君） 柳澤旨賢君。

○17番（柳澤旨賢君） ただいま市長の答弁もよくわかるんですよ。それは一理あることもよくわかるんです。でも先ほど申し上げましたように、早くて夏、ややもすると秋口ということですね。それで一部のパイプハウスを今、申し上げたように資材その他を入れてやっていたということですから、その辺は統一のものをグレードアップしたときの、そういうものをこれからきちんと詰めていってもらいたいというふうに思いますけれども、ただ、最低限前にあったパイプハウスのパイプがどのくらいで、ビニールがどのくらいでというのは即わかる話ですから、グレードアップした部分は別で、だから確認のために今、聞いているんですが、前にあったハウスを再度作り直した金額の9割は補償されるということではいいんですよ。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） そういうことなんですけれども、ほかのものと思えるような形のものにかわっているものに関しては、ちょっとケース・バイ・ケースでご相談いただきたい。例えば倉庫にしてしまったと、もうハウスは嫌だから倉庫にしまったと、でも再建費用の9割まではビニールハウスで再建したとして同じ機能の倉庫をつくったんだから、ビニールハウス分代の9割は出してねという主張もあろうかと思えますけれども、非常に難しいだろうというふうに考えますので、

ケースによってご相談いただく以外にないかなということと考えます。

○議長（青木周次君） 柳澤旨賢君。

○17番（柳澤旨賢君） 今、私が申し上げた事情が事情ですよね。早くて夏、ややもすると秋口ですという話ですから、その辺を考慮いただいて、統一のものの考え方の中で先ほど申し上げた前あったパイプハウスを再建した場合の9割はぜひ違うものをつくったとしても、その営農を続けるためにやる話ですから、そして資材がないということの中で、そうせざるを得ないということですから、今、前段で私が申し上げたものの9割はぜひ補助対象としていただくということで、検討をしていただきたいをお願い申し上げて、終わります。

○議長（青木周次君） ほかにはございませんか。

3番、横山好範君。

○3番（横山好範君） 私もちよつと同じような感じになってしまっただけなんです、13ページの農業対策補助金の関係なんですけれども、先ほどからいろいろ議論というか、ご説明がありますように国の方の大分対策が充実をしてきた中で、市の方もそれに乗って手厚い支援をしていただくとということであるかと思ひまして、大変ありがたいわけではありますが、そのほかに通常の被害対策事業で県単でやって取り上げております病虫害の緊急防除だとか、被害果樹の復旧資材の購入に関する助成だとか、苗の手当てだとか、そういったものも当然ありますので、そこら辺のところは中のものになりますが、栽培のそういった種類についてもぜひ忘れないで、施設だけでなくそういったところまで手厚い支援ができるように念頭に置いて進めていただきたいと。これは要望でございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 今回のいずれにいたしましても雪害につきましては、市の方としては災害というふうにとらえておりますので、市の制度の中にも災害の補助制度がございます。そういう中では今、議員の方からお話のありました関係の補助もございますので、そういう中で要望があれば対応していきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青木周次君） ほかにはございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 議案第10号 平成25年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

（質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第3 議案第10号 平成25年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第11号 平成25年度東御市介護保険特別会計補正予算（第3号）

（質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第4 議案第11号 平成25年度東御市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第12号 平成25年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算
(第1号)

(質疑、討論、採決)

○議長(青木周次君) 日程第5 議案第12号 平成25年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第13号 平成25年度東御市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

(質疑、討論、採決)

○議長(青木周次君) 日程第6 議案第13号 平成25年度東御市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第14号 平成25年度東御市水道事業会計補正予算（第2号）

（質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第7 議案第14号 平成25年度東御市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第15号 平成25年度東御市下水道事業会計補正予算（第2号）

（質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第8 議案第15号 平成25年度東御市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 16号 平成 25年度東御市病院事業会計補正予算（第 2号）

（質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第 9 議案第 16号 平成 25年度東御市病院事業会計補正予算（第 2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第 16号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第 16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 35号 北御牧学校給食センター改築工事請負契約の締結について

（質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第 10 議案第 35号 北御牧学校給食センター改築工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第 35号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第 35号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 議案第 44号 田中保育園建設工事請負契約の締結について

(質疑、討論、採決)

○議長（青木周次君） 日程第11 議案第44号 田中保育園建設工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

18番、堀高明君。

○18番（堀 高明君） 工事請負について、関連して若干質問をしたいと思います。公共事業につきましても、複数の議員から何回も地元の業者を活用すべきだというような意見が出されておるわけでございます。市では舞台が丘整備事業をはじめ保育園の改築事業等、大型事業が連続して行われているわけでございますし、今回また田中の保育園、前段可決されました北御牧の給食センター等あるわけでございますが、今までの事業の中で地元の下請け業者をどのくらい利用されているか、実態を把握しているかどうか、また、その場合下請け業者の名簿等の提出を受けているかどうか、質問したいと思います。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 堀議員のご質問に、下請け業者の関係でございますけれども、今回、この田中保育園関係では、特にそのところを事前に求めている状況はございませんし、また、事業によっても求めても実際に資料としての提出というのは、必要があるときにお願いしている。例えば庁舎のときには、そういったところも報告をいただいておりますけれども、ほかの関係については特に資料提供などを求めている状況でございます。

○議長（青木周次君） 堀高明君。

○18番（堀 高明君） 市では、実態を把握していないということでしょうか。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 今も申し上げましたように庁舎のときは、そういう形で把握をしましたけれども、ほかにつきましては特に資料として確認をとっているという状況ではございません。

○議長（青木周次君） 堀高明君。

○18番（堀 高明君） 先ほどの除雪等につきましても、地元の業者、非常に条件さえ整えば大事にしていかなければいけないと思うわけですね。したがって元請け業者に、できる範囲で地元を使うようにというような指導は発注者としてできると思うんです。ぜひ先ほどのリフォームも景気の上昇に向けて今回おしまいだというようなお話でございますが、こういう面からも地元の業者を支えてあげると。また、非常に大きな事業で、目立つ事業なんですよ、保育園にしても何にしても。その中で、やはり地元の業者が我々も使ってもらっているんだと、市のために我々貢献しているんだというような意識づくりが必要だというふうに考えます。

もう1点質問しますが、各保育園等、もう既に完成しているわけでございますが、新築して間もない施設で、その後、施設についてトラブルというものがあるのかないのか、あわせてお願いします。これで最後ですから、あまりこれ以上聞きませんが、よろしくお願いします。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 市が発注する事業に対しましては、大小関係なく地元の下請け、お願いする場合には地元の方の活用ですとか、あと資材につきましても地元で調達できるものにつきましては、調達をすべてお願いしているところがございます。特に業者研修を行うときにも、そのことは重ねてお願いしているところがございます。

ちょっと先ほど私の答弁の中で訂正をお願いしたいんですけども、下請け人の届出の関係につきましましては、様式上、届出の関係ですね、下請け人の届出の状況につきましましては、届出をしてもらう様式がありまして、出してはいただいていると。ただ、規模によって中身の確認、集計等まではしていないものがあるということがございます。

いずれにいたしましても地元の経済にも影響を及ぼすものでございますので、その都度お願いはしているということでもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 保育園の関係でございますけれども、順次建替えを行っている中で、北御牧保育園が平成18年の建替えということで、田中を除くと今、一番年数がたっている保育園になっておりますけれども、まだ10年もたたないということの中では、現状は建替えた保育園すべてにおいて何らかの不具合が出ているという状況はないということでありまして。

○議長（青木周次君） ほかにはございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第44号は原案のとおり可決されました。

お知らせします。これからの議案につきましては、委員会に付託される議案であります。自己所属委員会の担当部門に係る議案の質疑については、原則として委員会でお願いすることが例となっておりますので、申し添えます。

◎日程第12 議案第17号 東御市まちづくり審議会条例の一部を改正する条例

（質疑、委員会付託）

○議長（青木周次君） 日程第12 議案第17号 東御市まちづくり審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第17号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第13 議案第18号 東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

(質疑、委員会付託)

○議長(青木周次君) 日程第13 議案第18号 東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第18号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第14 議案第19号 東御市特別会計条例の一部を改正する条例

(質疑、委員会付託)

○議長(青木周次君) 日程第14 議案第19号 東御市特別会計条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) これで質疑を終わります。質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業建設委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第19号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

◎日程第15 議案第20号 東御市税条例の一部を改正する条例

(質疑、委員会付託)

○議長（青木周次君） 日程第15 議案第20号 東御市税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第20号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第16 議案第21号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(質疑、委員会付託)

○議長（青木周次君） 日程第16 議案第21号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第21号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

◎日程第17 議案第22号 東御市就学指導委員会条例の一部を改正する条例

(質疑、委員会付託)

○議長（青木周次君） 日程第17 議案第22号 東御市就学指導委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第22号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 18 議案第 23号 東御市社会教育委員条例の一部を改正する条例

(質疑、委員会付託)

○議長（青木周次君） 日程第 18 議案第 23号 東御市社会教育委員条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第 23号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 19 議案第 24号 東御市集会施設条例の一部を改正する条例

(質疑、委員会付託)

○議長（青木周次君） 日程第 19 議案第 24号 東御市集会施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第 24号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 20 議案第 25号 東御市保育所条例の一部を改正する条例

(質疑、委員会付託)

○議長（青木周次君） 日程第 20 議案第 25号 東御市保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第25号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

◎日程第21 議案第26号 東御市児童館条例の一部を改正する条例

（質疑、委員会付託）

○議長（青木周次君） 日程第21 議案第26号 東御市児童館条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第26号は社会福祉委員会付託することに決定しました。

◎日程第22 議案第27号 東御市高齢者センター条例の一部を改正する条例

（質疑、委員会付託）

○議長（青木周次君） 日程第22 議案第27号 東御市高齢者センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第27号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

◎日程第23 議案第28号 東御市商工業振興条例の一部を改正する条例

（質疑、委員会付託）

○議長（青木周次君） 日程第23 議案第28号 東御市商工業振興条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業建設委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第28号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

◎日程第24 議案第29号 東御市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

(質疑、委員会付託)

○議長(青木周次君) 日程第24 議案第29号 東御市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業建設委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第29号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

◎日程第25 議案第30号 東御市公共物管理条例の一部を改正する条例

(質疑、委員会付託)

○議長(青木周次君) 日程第25 議案第30号 東御市公共物管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業建設委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第30号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

◎日程第26 議案第31号 東御市障害者支援施設条例の一部を改正する条例

(質疑、委員会付託)

○議長(青木周次君) 日程第26 議案第31号 東御市障害者支援施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第31号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

◎日程第27 議案第32号 東御市加沢地区共同園芸施設条例を廃止する条例

(質疑、委員会付託)

○議長(青木周次君) 日程第27 議案第32号 東御市加沢地区共同園芸施設条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業建設委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第32号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

◎日程第28 議案第33号 東御市羽毛田勤労者会館条例を廃止する条例

(質疑、委員会付託)

○議長(青木周次君) 日程第28 議案第33号 東御市羽毛田勤労者会館条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業建設委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第33号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

◎日程第29 議案第34号 第2次東御市総合計画基本構想の策定について

(質疑、委員会付託)

○議長(青木周次君) 日程第29 議案第34号 第2次東御市総合計画基本構想の策定について

てを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第34号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第30 議案第36号 市道路線の認定について

(質疑、委員会付託)

○議長(青木周次君) 日程第30 議案第36号 市道路線の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業建設委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第36号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

◎日程第31 議案第37号 財産の処分について

(質疑、委員会付託)

○議長(青木周次君) 日程第31 議案第37号 財産の処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業建設委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第37号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

◎日程第32 議案第38号 市有財産の譲渡について

(質疑、委員会付託)

○議長(青木周次君) 日程第32 議案第38号 市有財産の譲渡についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第38号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第33 議案第39号 市有財産の譲渡について

(質疑、委員会付託)

○議長(青木周次君) 日程第33 議案第39号 市有財産の譲渡についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第39号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第34 議案第40号 市有財産の譲渡について

(質疑、委員会付託)

○議長(青木周次君) 日程第34 議案第40号 市有財産の譲渡についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第40号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第35 議案第45号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄 することについて

(質疑、委員会付託)

○議長(青木周次君) 日程第35 議案第45号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の

一部を放棄することについてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第45号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第36 議案第46号 権利の放棄について

(上程、説明)

○議長(青木周次君) 日程第36 議案第46号 権利の放棄についてを議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(齊藤英世君) ただいま上程となりました議案第46号 権利の放棄につきまして、提案説明を申し上げます。

本日お配りしてございます議案書(第3号)になりますけれども、お願いしたいと思います。第3号の1ページをお開き願いたいと思います。

議案第46号 権利の放棄について。

下記のとおり権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

1としまして、権利の相手方でございますけれども、長野県東御市県281番地2、東御市土地開発公社理事長、花岡利夫。

2、権利の内容は、東御市土地開発公社に代位して弁済した31億3,910万円のうち、東御市土地開発公社から弁済を受けた19億8,502万5,978円を除いた11億5,407万4,022円の求償権でございます。

3、権利放棄の理由は、東御市土地開発公社の業務の一部を廃止するためであります。

以上、議案第46号 権利の放棄につきまして提案説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(青木周次君) これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第46号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

ここで15分間休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時57分

○議長（青木周次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第37 議案第 1号 平成26年度東御市一般会計予算

（質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第37 議案第1号 平成26年度東御市一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

18番、堀高明君。

○18番（堀 高明君） この26年度の予算、特別会計につきましては、定例会初日に総務部長から懇切丁寧にとりような説明ではなかったような気がするわけですね。非常に言うなれば簡単な説明でございました。家へ帰って説明書を見れば理解できる部分も多いのかなというふうに見たんですが、この説明書も去年に引き続いて非常にまた簡単で、わかりにくい。したがってこの質問をすれば私の能力の中では30分ぐらい質問しても終わらないくらい、わからない部分が多いわけです。したがって今後この説明はともかく、説明資料はもう少し丁寧にできないものかと。その前の説明書は全部ひっくり返してみたんですが、非常にわかりやすい部分があって、今回の場合、去年に引き続いてでございますが、非常にわかりにくかったということをまず申し上げておきたいと思います。

まず、この4月からの消費税が上がるわけでございますけれど、この予算書は消費税3%増税をしたという想定の中で計画されているものかどうか、まずそれが1点お聞きしたいと思います。

それから62ページ、庁舎の管理事務諸経費があるわけでございます。昨年、前年より449万3,000円ほど少なくなっておるわけでございますけれど、常識的には庁舎が新しくなれば当然コストが高くなる。特に今回舞台が丘の整備事業の中では、図書館が立派なものできているわけで、当然のことながら維持費がかかるわけですね。そういう中で、庁舎全体のランニングコストがこの庁舎建設改築前と比べてどうなのか、調べてあるか、お聞きしたいと思います。

それから70ページですね、中ほどの委託料の中に、湯の丸高原高地トレーニング施設誘致の委託料が150万円あるんですが、どのような部分をどこへ委託するのか、わかったらお願いをしたいと思います。

それから192ページ、中段に農政係の関係でございますけれど、負担金・補助金で農業技術者

連絡協議会へ20万円支出してあるわけでございます。数年前より若干この補助金も増えて、特に農業問題いろいろ難しい中でいいことだなと思いますし、また農業技術者連絡協議会の東御市農業に対する果たす役割、非常に大きいものがあると思うわけでございます。しかしこの活動と申しますか、若干疑問を感じている部分もあるわけでございまして、そんな中でこの農技連の活動はどんな活動をされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 堀議員のご質問にお答えいたします。

まず上程のときの説明、大変わかりにくかったということでございます。教訓にして次、頑張りますというわけにいきませんが、伝えていきたいと思っております。

それとあと説明資料の関係なんですけれど、わざわざ説明資料をつくっているということは、予算書では表現できない部分をしているということでありまして、これにつきましては決算のときの説明資料等でもご指摘いただいている中で、これにつきましても改善をしていく必要があると。特に私個人的にも考えるところ、どうしても今、パソコン処理をしている関係で、前年のデータに上書きをしているという傾向が強くて、新たに何か資料をつくって加えて、それを議員さんにわかってもらいたいというようなふうなつくり方を果たしてみんなしているかというようなところ、また、その指示を私がちゃんとしているかという、ちょっと疑問なところもございまして、今のご意見、今後に生かさせていただければと思うところがございますので、よろしく願いいたします。

あと消費税問題でございますけれども、この4月から5%が8%になるというところでございますが、これにつきましてはすべての予算に対しまして影響を及ぼすものについては、8%で予算立てをさせていただいております。

あと62ページ、庁舎の維持管理の関係につきましては総務課長から、また70ページの高地トレーニングの委託の関係につきましては企画課長からそれぞれ説明させます。

○議長（青木周次君） 総務課長。

○総務課長（掛川卓男君） 予算書63ページにございます庁舎管理事務諸経費の中の庁舎の光熱水費等のランニングコストについてのご質問にお答えをいたします。

庁舎改築前と比べてどうかということになりますと、総額ですと、こちらに書いてあるのは3,600万円というふうに庁舎管理事務諸経費トータルでは書いてありますけれど、これ以外にもありまして、もろもろ含めると平成26年度では4,000万円ほどになります。改築前につきましては約3,000万円ぐらいでございました。面積が増えたりしているということの中、またエネルギー源もかわった、オール電化というような形になったということの中では、効率的な運営をしているということでございます。

前年度対比で400万円ほど減っておりますが、これは1年やった中で実績を踏まえての予算計上といたしましたという内容でございます。

以上でございます。

○議長（青木周次君） 企画課長。

○企画課長（岩下正浩君） 71ページ、湯の丸高原高地トレーニング施設誘致関連業務委託料150万円について説明をさせていただきます。

この業務につきましては、国への誘致活動を進めるに当たりまして必要な資料の作成、施設の基本的な計画を作成するに当たりまして、調査研究、そして建設検討委員会の開催に係る費用につきまして、公益財団法人身体教育医学研究所に委託をするものでございます。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 193ページの農業技術者連絡協議会の活動につきましては、農林課長の方から説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（青木周次君） 農林課長。

○農林課長（寺島 尊君） 農業技術者連絡協議会の補助金でございますけれども、まず農業技術者連絡協議会の活動ということでございますけれども、平成25年度におきましては赤米の除去作業と災害調査・復旧支援、地帯別作物エリア作成、現地調査でございます。あと生食用ブドウの圃場の意向調査、廃プラ回収等活動しております。

団体につきましては、市の農林課のほかに農業委員会、東信農業共済、JA信州うえだ、JA久浅間、JA農業改良普及センターの実務者によって構成する協議会であります。総会、作物、野菜、果実、畜産、花き、生活の各部会を組織いたしまして、農作物の災害対応や農業振興のために情報交換、意見交換を行っております。

以上でございます。

○議長（青木周次君） 堀高明君。

○18番（堀 高明君） 説明資料の関係は、能力の関係で私だけがわからないのか、また議員のそれぞれ、それとなく意向を聞いて、私だけだったらこのままでいいですし、そうでなかったらぜひ改善をしていただきたいと、こんなふうに思います。

それから庁舎の維持管理でございますけれど、当然これだけの施設をつくりますとランニングコストがかかるわけですね。そういう中で、今回前年よりマイナスの予算を組んであるということは、節約を図るのかというふうに理解しているわけでございますが、いずれにしても経費節減には努力をしていただきたいと、こんなふうに考えております。

高地トレーニングについてはよくわかりました。

それから農技連の関係でございますけれど、私は農技連は今、説明がありましたように市の農業のいわゆる専門家、専門部署、それから農協の専門部署、それから農業共済、あるいは農業委員会、いわゆるエキスパートの集団だと思うんですね。したがって意見交換はいいんですけど、もう少しこの地域をどうしたらいいかというようなことを検討をぜひしていただきたいと思うんですね。恐らく総会やなんかを見ても、市の活動、農協の活動、それを寄せ集めた資料が私はすべてだと思っているんです。もう少し独自の農業に対する真剣な取り組みというものを農技連には常に要望

したいと思うんですね。したがって、20万円で足りなかったら更に補正で上乗せして、活動していただくのか、存在価値をもう少しアピールしていただきたいと、これはお願いをして質問を終わります。

以上。

○議長（青木周次君） ほかにはございませんか。

14番、三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 5点についてお尋ねをいたします。

まず73ページであります。地域づくり支援員の件ですけれどもお願いいたします。以前に「お知らせ版」で地域づくり支援員、祢津地区の支援を募集しているというお知らせが出ました。これについてどなたかいらっしゃったのかということが1点と、あと各地区の地域支援員の皆様、このときの募集は1名だったので、祢津地区だけかなというふうに思うんですけれども、それぞれきちんと支援員の皆さんが整ったのかということをお聞きいたします。

次に201ページです。農政系の委託料中に起業支援型地域雇用創造事業委託料1,400万円あるんですけれども、これ、どういう事業で、どこへ委託するのかということです。それとその下の担い手支援系の減額1,400万円、ほぼ同額があるわけですが、これとの関係があるのかということです。このことではなくて、今、先ほど堀議員が説明書の資料のお話をさせていただきましたが、堀議員ではなくて私も全く同じように思っています。そのときの今の総務部長の答弁の中に、事業概要、そこで説明し切れなかったことだけを説明資料に載せているというお話だったかと思うんですけれども、もしそうであるならばこの事業概要の中にもう少し詳しく具体的なことを、多分私たちは具体的なことを知りたいというふうに思っていると思うんですよね。だからそういうことをもう少し詳しく載せられるスペースもありますので、ここのところの事業概要をしっかりとすれば、この説明、予算に関する説明資料もそれほど膨大なものにならなくて済むのかなというふうに思っておりますので、その辺に関してもちょっとお聞きをしておきます。

それから313ページです。下の方に海野宿関連諸経費というのがあるんですけれども、170万円、伝建協全国大会実行委員会補助金がありますが、これ、いつ行われるのかということと、予算計上170万円してありますので、どんなことを行いたいというふうに、もう計画をされておると思いますので、その辺の詳しい説明をお願いいたします。

それで320、321ページ、文化会館維持管理費があります。ここに施設等修繕費がありまして、トイレの洋式化というお話がありました。このトイレの洋式化、ここだけでなく説明書も見ても、いろんなところでトイレの洋式化、祢津もそうですし、予定をされておりますけれども、ここへ手すりはつくのかということをお聞きします。それとあと全部洋式にしてしまうのか、和式も残しておくのかということでもあります。

それから次の323ページです。下の方に高地トレーニング施設推進、チャレンジデー実行委員会補助金100万円ありますけれども、このチャレンジデーは一般質問、また説明の中でもあった

かと、市長のお話の中でもあったかと思うんですけども、この実行委員会に対しての補助はわかりますけれども、高地トレーニング施設推進、そこに補助金を出すというふうにはここからはうかがえるんですけども、そういう団体がどの団体なのか、この詳しい説明をお聞きいたします。

それから331ページです。下の方に工事請負費で中央公園ローラー滑り台改修工事費、中央公園ランニングコース改修工事費、中央公園芝駐車場舗装工事費、それぞれ多額の予算計上がされておりますけれども、これ、それぞれローラー滑り台のどこがどうで不具合なので改修をするのか、そしてまたランニングコース、どこがどうで改修をするのか、そして芝の駐車場の舗装工事ということなんですけれども、私は芝駐車場必要だという、芝であるべきだというふうに思っておりますけれども、これを舗装してしまうのかどうか、その辺の詳しいことをお聞きいたしまして、質問は以上です。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 三縄議員からも予算書の関係につきまして、ご意見をいただきました。予算書にあります事業概要、節等がいっぱいあるところは幅がとれるんですけども、なかなか1節や2節で終わっているところは、ここで消化するのもなかなか難しい部分もあるかなというところがございます。ちょっと考えるには、事業概要に説明資料のページでも付記して、そちらの方を見てもらうことで、より内容がわかるようにというような方法もあるかなと思います。

ただ、先ほど堀議員からもございましたけれども、議員さんの意向も確認して改善していく方がいいかなと思いますので、ちょっと時間をいただいて、工夫させてもらえればと思いますので、よろしく願いいたします。

それと73ページの地域づくり支援員の関係につきましては、企画課長から説明させます。

○議長（青木周次君） 企画課長。

○企画課長（岩下正浩君） それでは地域づくり支援員についてお答えをいたします。

まず地域づくり支援員でありますけれども、その任としましては地区におけますもろもろの地区の状況の調査でありますとか、各種団体に対する支援をするということになっております。ですから今、進めております小学校区単位の地域づくりの活動が進んでいる、もしくはこれから取り組まれる状況になったところに配置をしているというところでありまして、現在のところ滋野で、もう小学校区単位の、滋野の地区で里づくりの会ができておりますので1人、それと北御牧では今、具体的な検討に既に入っておりますので、北御牧に1人、そしてこの4月から祢津で具体的な検討にもう入っておりますけれども、4月からいよいよ本格的に協議を始める、調査等もしながら始めるということで1人を配置させていただくということでありまして、ですから和、田中につきましては現在、まだ具体的な小学校区単位のまちづくりに向け、そういう新たな組織づくりの協議等が始まっていないという状況でありますので、今後進ちょく状況を見ながら配置をするかどうか、また今後決定をしていきたいというふうに考えているところです。

祢津の募集した件ですけれども、応募していただいた方については複数名おいでになりました。

今後面接をしまして、4月1日から雇用し、配置できるよう面接をして候補者を決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 201ページの関係で、起業支援型地域雇用創造事業委託料費と、担い手支援系の前年度と比較いたしまして1,426万4,000円減額になっている理由につきましては、農林課長の方から説明しますので、よろしく願いいたします。

○議長（青木周次君） 農林課長。

○農林課長（寺島 尊君） 起業支援型地域雇用創造事業委託料でございますけれども、起業後10年以内の企業を支援するための緊急雇用事業でございます。市のワイン振興促進のために市内2つのワイナリーが新規に雇用するワイン用ブドウの栽培、醸造等の希望する方、延べ4人の9から11カ月分の賃金、諸経費に対する委託料でございます。

金額につきましては、25年度から継続で100%県の方の補助金を活用しております。

それと担い手支援系の方の減額の分なんですけれども、これが担い手の方から上の農政係の方へ移ったというものではございません。これはもう農政係の方で計上しておるものでございます。

以上でございます。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） ご質問313ページ、全国の重伝建の全国大会の点でございますけれども、全国に約100ございます重要伝統的建造物群保存地区が年に1回集いまして、研修、あるいは現地調査等をするものでございまして、平成27年の5月に海野宿が当番ということで予定されておりまして、今年5月には福井県の若狭で大会がございます。相当大規模な全国大会、全国大会ですので規模が大きいことから、1年前には準備を始めなければいけないということで、実は既に地元海野区をはじめ準備段階に入っております、今年5月若狭に赴き、またその後実務的なことを詰めるための実行委員会をきちんと立ち上げてということでございまして、その実行委員会に対する補助金であります。

経費の内容といたしましては、若狭に赴くためのバス代ですとか、会議の賃金、それから宣伝等も相当必要になりますので宣伝費、あるいは看板の代金等を27年度に向けて26年度にある程度調べたいという経費で都合170万円を計上してございます。

残りの質問、文化会館、チャレンジデー、それから中央公園の各施設の内容につきましては、生涯学習課長からお答え申し上げます。

○議長（青木周次君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（横関政史君） 最初に321ページのサンテラスのトイレの関係でございます。現在、サンテラスホールには男女合せて32基のトイレがありまして、そのうち洋式については10基ということでございます。利用者の方からは大変要望がございますので、今回11基につま

して洋式化を図る予定でございます。暖房便座、ウォシュレット機能付きのトイレへの更新を予定しております。

なお手すりにつきましては、身障者用のトイレが別にごございますし、和式のスペースの中で洋式の便座を交換というスペース上の関係がございますので、手すりについてはつける予定はございません。

続きまして、323ページの関係でございます。高地トレーニング施設推進とチャレンジデー実行委員会補助金ということで、合せた形で100万円になっております。これにつきましてはまず今年の5月28日のチャレンジデーに向けての実行委員会を組織する予定でございます。現在の時点では案でございますけれども、体育協会、スポーツ推進委員会、各地区区長会、老人クラブ、小・中学校保護者会、PTA、商工会、身体教育医学等々の皆さんにお願いして、実行委員会を組織いたしまして、5月28日のチャレンジデーに向けて準備を進めてまいりたいと。

その以降につきましては、高地トレーニング構想に向けての市民の機運を高めるといような形で、同じ皆さんにそちらの方の誘致の関係の市民の実行委員会という形に移行をしまして、進めていきたいというふうに考えております。

331ページの関係でございます。中央公園ローラー滑り台の改修につきましては、ローラー滑り台は平成10年に建設した滑り台でございます。大変市内外から人気のある滑り台でございます。建設から大分経過しておりますので、ローラー部分の摩耗が非常に進んでおりまして、ローラー部分の改修とあわせてタワー部分の改修を行う予定でございます。

あとランニングコースの関係でございますけれども、こちらにつきましてはゴムチップの関係のひび割れが大分目立ってきておりますので、そちらの改修を予定しております。

芝駐車場の舗装工事というふうにご書いてございますけれども、これは具体的にはグリーンパーク通りから駐車場へ抜ける通路の舗装が大分傷んでおりまして、入り口部分につきましては既に改修済みでございますけれども、その残りの部分の通路の舗装を計画しております。

以上でございます。

○議長（青木周次君） 農林課長。

○農林課長（寺島 尊君） 先ほどの農林課の担い手支援係の減額分1,426万4,000円でございますけれども、これにつきましては農業振興地域整備計画の変更業務委託料が平成25年度で終了いたしまして、その金額が、その整備計画の変更見直しが終わりましたものですから、この金額が減っております。

以上でございます。

○議長（青木周次君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） それぞれ答弁いただきまして、理解をしたものもありますが、再度質問をさせていただきたいと思っております。

予算書の関係ですけれども、そういう総務部長の答弁ですとやっぱり議会として、ではどうい

ような方向で資料の説明があったらいいのかということも話し合う必要があるのかなというふうに思った次第でありまして、また今後議会の中での課題としていきたいというふうに思いました。

あと文化会館の維持管理であります。トイレの改修の件で手すりはつけられないというふうに言っていたんですけれども、私ごとになりますけれども、本当にちょっとしたことで右足が多少不自由になったという期間がありました。今、完全ではないんですけれども、その期間、やはりトイレに手すりがあることの重要性を切実に感じた次第であります。我が家にも何カ所か手すりをつけたという経過がございました。やはり何でしょう、いわゆる健常者、私がこれ何もなかったら多分そんなことには気がつかなかったと思うんですけれども、ほんの少し不自由でもやはりつかまりたい、支えが欲しいというのが本当に切実なんです。そういう意味で、もう少し、もしあれでしたらやはり障がいを持った皆さんの声を聞いていただいて、本当に手すりが必要がないのか、あるのか、その辺もぜひご検討いただければというふうに思いました。ぜひそれはつけていただきたいなというふうには思っております。

それとここの文化会館に関連してですけれども、こういう状況の、少し不自由という状況の中で、文化会館のおひな様のつるしびなの展示があつて、それを見にいったんですけれども、裏側といいましょうか、西側といいましょうか、駐車場に車をとめました。あそこは全部階段なんです、入っていくのに。本当に階段の上り下りというのが足が少し不自由な方でも大変だなというのを、今回実感をしました。上りは何とかいいんですけれども、やっぱり下りがとても不安なんです。思ったのは、階段に一番文化会館寄りの階段には、もう、すごく太い手すりはあったんですけれども、あと真ん中とあと西側、学校側というか、そこには階段があるんですけれども、手すりがないんです。あそこにもぜひ手すりをつけていただいた方が、本当に杖をついた方、多く高齢者の方、見ますし、足が少し不自由だという方はたくさんいらっしゃると思うんです。私はあそこの階段、もう本当に数え切れないほど上り下りしていますけれども、いまだかつて手すりが必要だというふうに感じたことはなかったんです。だから多分皆さんもそういうふうに思っているかと思うんですけれども、やはり本当にこういう状況になって初めて、ああ、あそこに手すりは絶対に必要だというふうに思いました。ぜひこれは、今、言ってやりますではなくて、本当に検討していただけるかどうか、それも早急に検討していただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それからチャレンジデーの実行委員が、今度は高地トレーニングの誘致をする実行委員になるというお話ですけれども、いろんな団体で、商工会、いろんな9団体の皆さん、また議会も誘致の活動に積極的に取り組もうという思いもありますので、チャレンジデーの実行委員の皆さんが誘致のそこへ行って、どういう活動をするのかなというふうに、スポーツ関連というお話だったんですけれども、その辺のちょっと具体的なこと、イメージみたいなものがあれば、お話を聞かせていただきたいと思えます。

芝公園のいろんな改修ですけれども、本当に芝公園へ行きますとあのローラー滑り台は大人も子

どもも本当に楽しそうに滑っております。私はとてもあそこの高さには上れないなというふうに思うんですけれども、やっぱりローラーに限らず、相当高いので、やっぱり安全性、今まで事故等聞いたことはありませんけれども、もう一回こういう機会ですので安全性ということでもチェックをいただけたらなというには思いました。

またランニングコースですけれども、本当にひび割れが相当ありますが、これは本当に当初からすぐひび割れてきたなというふうに私なんかはあそこを歩いていて思うんですけれども、やっぱり検討していただいて、経年というのものもあるんですけれども、ひび割れない工夫はないんでしょうか、割れちゃうんでしょうかね。

あと駐車場の関係では、芝生駐車場うんぬんではなくてということで理解をいたしました。

質問についてお答えいただければと思います。

○議長（青木周次君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（横関政史君） では文化会館のトイレの関係でございますけれども、いわゆるスペースの改修ができない範囲で手すりがつかないかどうか、ぜひ検討して進めてまいりたいと考えております。あわせて西側からの通路の手すりにつきましても、早急に検討してまいりたいと考えております。

あとチャレンジデーの関係でございますけれども、具体的にどういう活動かということでございますけれども、いずれにいたしましても市民総意でこの大プロジェクトにつきましても、盛り上げていくということを知らしめていくためにも、今、お話がありました議員の関係の皆さんにも加わっていただければぜひ加わっていただいて、それぞれのお立場で市民への啓もう、普及を図っていただきたいということで、いろいろなチラシの作成ですとか、そういった機運を高めるためのいろいろなアイデアをちょうだいしたいというような実行委員会になればというふうに考えております。

あとローラー滑り台につきましても、業者の安全点検は日々行っておりますけれども、改修にあわせて更に改修すべき点は安全確保に努めていきたいと考えております。ランニングコースはどうしても、ランナーのひざを守るためにどうしてもクッション性のある素材を使うために、どうしても傷みが早く来るのかなというふうには考えておりますけれども、新たな技術もいろいろ進んでいると思いますので、なるだけ長もちするような形での改修ができればというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木周次君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 1点だけ、ぜひということをお願いしておきます。文化会館のトイレの手すり、あと階段の手すりについては、本当に早急をお願いをしたいということを強くお願いをして、質問を終わります。

○議長（青木周次君） ほかにございませんか。

8番、阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） あまり難しいことではないことなんですけれど、何点かお願いいたし

ます。

59ページ、さっき補正のところちょっと混乱、混用した質問をしてしまって、別の質問をしようと思って、ちょっと間違えてしまったので、また改めて59ページのふるさと納税謝礼、この20万円はどのようなことを検討されているか教えてください。私も24年度にふるさと納税した方で東京に住所がある方に、もう、こういうのができるようになったから、また今年は納税してねと言ってしまったので、ちょっとお聞かせください。

それから269ページ、一番下の不登校対策事業費の19の負担金の関係なんです、これ24年度からこの支出、負担金が始まっていますね。何かまだ最近の負担金なんです、不登校児童・生徒の支援体制の確立事業負担金1万2,000円、すごく少ない金額なんです、その下のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー活用事業負担金9万7,000円、ちょっとこの中身、具体的にどのような形の負担金で、これを出しているのか、何かこれを負担金を出したことによって、どのように何かいろんな効果というか、実績なんていったらおかしいんですけど、何かが見えているかどうか、その辺ちょっとお聞かせください。

それから次のページなんです、271ページ、917地域で子どもを育む事業費の関係で、7の賃金なんです、家庭の教育向上力を図る委員会が昨年1万2,000円が2万7,000円に増額され、また下の2つ、幼保小中連携推進委員会賃金、新しくなったんですね、26年度。その下の中学校区連携教育準備委員会の賃金も新しく今回この項目に加わりました。このような委員会、何か上の新しいのはちょっと大きいんですが、上の委員会、協議会がとても少ない賃金なんです、年何回開催されているのか、そして開催したことによって各学校では何かこう、やったことがあるとか、効果があるとか、内容的にうまく活用されて何かいったかなという、そんなようなことがあればお聞かせください。

あとこの中には、学校の先生たちは入っていらっしゃるのか、先生たちは公務員だから賃金は出ないで、参加だけされているのかどうか、ちょっとその辺、お聞かせください。

それからその下の19の学校応援団活動交付金80万円、これ昨年と同じなんです、こういう応援してくださる皆さん、民生委員にしてもPTAとか地域の方たちにしても、たくさんいらっしゃるかと思いますが、何かこの80万円が私は少ないかなと思っているので、市内全体でどのような形でこの交付金を交付されているのか、内容的にボランティアっぽい部分の交付金だとは思いますが、ちょっと内容的なものを教えてください。

それから295ページなんです、生涯学習・スポーツ系の報償費の関係で、いきいき生涯学習塾の講師の謝礼140万円、それからまちづくり講師の謝礼100万円ですか、入っているんですが、中央公民館の講義室ができたことで、またいろんな活用をするための謝礼かと思いますが、この金額が出ているので、このような予定でということで予算を立てたと思いますが、具体的なことがお聞かせいただければ、お聞かせください。

そして私、多分これリーダー育成とかという、そういうような部分もまた答えで言われるのかな

なんて初めから想像するんですが、せっかくできた講義室、今まで通っている皆さんはまたいろんな研修とか講座ができるので喜んで、はつらつと参加されると思いますが、それ以外にあまり出てこない皆さんもどんどん取り入れてやっていただきたいと思いますが、その辺何か考えている妙案があるかどうか、お聞かせください。

それからこの間、教育次長の説明で、各地区の公民館に館長を置かれ、そして指導員を1名と言われたときに、私、勝手に、では館長が1名、それから指導員が1名で、今、指導員が1名のところを2名になると、そういうふうに解釈したんですが、その解釈が正しいか合っているか、お聞きすることと、それから291ページに社会教育指導員の賃金はありますが、公民館長を置かれるとすれば、もう1名増えるはずなので、私はそういうふうに解釈しているんですが、それは総務費かどこか、そっちの方から出ているのか、それから今、例えば滋野の場合、具体的には社会教育指導員と支援員と、お2人いらっしゃいますね。それでもう1人公民館長になって、また指導員が増えるという話になれば、その住み分けみたいなのはどういうふうにやられるのか、今2人でも何かどうかなんてちょっと、うまくいっていないというわけではないですけど、もう1人増えたときにどのような仕事の分担とか、あれしていくのか、全体にそまりながらみんなで行っていくのか、今、支援員は支援員で里づくりの会を中心にやっていただいているので、ちょっとその辺のことをお聞きします。

それからさっきこれは要望でいいんですが、321ページの文化会館のトイレ、洋式化の11基洋式化するトイレのことなんですが、私、そこそこ体格がいいせいか、洋式のトイレのところって意外と狭くて、使いにくいことが非常にあちこちで多いんです。例えばドアをあけるときの滋野公民館のトイレ、一番気に入っているんですが、外へドアをあけられるようになっているんです、結構スペースが広いものですから。そうするとこの便器のところでは自分が何か操作しなくてもいいんですが、中には洋式のトイレ、中に大体戸があくようになっていて、スペースをしっかりとってもらわないと、自分が動きながら便器に触りながら、戸をあけて出てしめるという、そういうところが結構あちこち、和式から洋式にかわったときにそういうことが多々あって、私は洋式トイレをできるだけ利用しないようにしているんですが、だからスペースをしっかりとった、いい改修をしていただきたいと、そういう要望で、それは終わりです。

以上です。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 阿部議員の59ページのふるさと納税、謝礼に関連しての26年度の対応につきましては、企画課長からお答えいたします。

○議長（青木周次君） 企画課長。

○企画課長（岩下正浩君） ふるさと納税20万円についてお答えします。

まず、ふるさとへの思いを、言い方はちょっと悪いかもしれませんが、ものでつるというような、そういうやり方がいいか悪いかというところは疑問が残るところでございます。ただ、ほ

かの自治体を見ますと、現にそういう自治体が増えているわけでありまして、東御市が埋没しないために、また市の宣伝にもなるという、そういうことを効果として始めるものでありまして、一定額以上の寄付をいただいた方に対しまして、四半期ごとにそれを取りまとめまして、市の季節の特産物をお礼として差し上げたいというふうに考えております。大きくはそんなところでお答えとさせていただきます。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 詳細な質問を何点かちょうだいいたしましたので、順次お答えをいたします。

まず269ページ、下の方の学校教育係というところにございます、失礼しました、19節の不登校児童・生徒負担金、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー負担金がございますが、上田定住自立圏の中で行われている事業への負担金ということでございまして、少額ではございますが、それぞれ効果があると認識をしております。このような事業につきましては、当然市としても事業を行っておりますが、広域連携する中で、相互に情報を交換したり、あるいはスキルアップするという中で、有効な事業であると認識をしております。

次に271ページ、地域で子どもを育む事業費の中で、家庭の教育力、それから幼保小中、それから東部中学校の準備の経費とありますけれども、それぞれ会議は必要な会議でございまして、ほとんどが議員ご指摘のように仕事の中で、市の職員ですとか、学校の先生がお集まりいただくときに経費は発生いたしません。例えば家庭の教育力ですと、これはPTAの皆さんに出席いただいたときの賃金ということで、経費が必要な部分だけお支払いするというので、このような少額の経費であります。それぞれ事業につきましては、昨今非常にといいますか、とても重要な事業でございまして、少額といえどもこういった会議によりまして事が進められるという意味では必須の事業であると認識をしております。

同じく271ページ、19節になりますが学校応援団活動交付金でございます。これもご指摘のように各小・中学校で大活躍をさせていただいております、とりわけ不登校対策、また一部では学力向上にも大変ご貢献をいただいております。応援団の皆さん基本的にはボランティアということで、金額では申せない実績を上げていただいていると思っております。こちらの交付金につきましては、活動の中で必要な材料の実費の部分をこの交付金で賄うということですので、金額的にはこのくらいで今のところ足りていると認識をしております。

それから295ページの生涯学習講座につきましては、後ほど生涯学習課長から申し上げますが、地区公民館の地区館長の設置につきましては、一般質問の中で私のちょっと説明が不足であったかとは思いますが、人員の増は伴わないとたしか申し上げたような記憶がありまして、具体的に申し上げますと、現在、各地区にあります社会教育指導員、この皆さんは公民館の仕事ではないんですね。生涯学習課長の傘下で、社会教育のための指導をするお立場でございますけれども、その皆さんをもって今度は公民館、公民館には中央公民館館長がいらっしゃいますが、館長の部下として各

地区の公民館活動を束ねるという役割をお持ちいただくという意味で、賃金は増額になりませんが、仕事は増えるといいますか、広がるということで、人員が増えるわけではございません。

また、各地区公民館のうち、独立した滋野、祢津、和には管理をしていらっしゃる、女性の方がお手伝いでいらっしゃいますが、今は清掃ですとか、施設管理というのだけが仕事でして、こちらも実は公民館の仕事を担っているわけではございませんけれども、一般質問でお答えをいたしましたように、各地区での活動がこれからより重要になるということで、公民館主事という仕事、公民館の仕事を地区館長の指示によりまして補う、中央公民館の館長の指示に従い地区活動をし、なおかつ各区の分館長ですね、の取りまとめを中間的にしていただくという意味で、今いる指導員と管理の方を地区館長と公民館主事というふうにそれぞれ仕事を広くするといいますか、パワーアップするという位置づけにするという意味合いであります。

○議長（青木周次君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（横関政史君） 私の方から295ページの公民館の講座の関係についてご説明いたします。

報償費の関係でございますけれども、上から2番目のいきいき生涯学習塾の関係につきましては、今年度につきましてはご案内のとおり公民館の増改築工事でできていなかったものを、新たに復活するもので、また今月中旬には、各家庭の方に講座のご案内を配付いたしますけれども、35講座を予定しております。

その下のパソコン講座につきましては、中央公民館のリニューアルに合せまして、今まで古かったパソコンをソフトを更新しまして、最新式のソフトのパソコンを導入いたしますので、それを活用して講座を考えております。

その下のまちづくり講座の関係でございますけれども、これにつきましては地域づくりコーディネーターの育成を目的に、新たに始めたいというふうに予定しております。内容的には学識経験者や地域づくり活動の実践者等による講義ですとか、先進地等の研修等を通じまして、地域づくりのノウハウ、行政の仕組みや行政とのかかわり方を学ぶことによりまして、将来的には行政と地域の橋渡しとなるような、まちづくりのコーディネーターになり得る人材の育成を図ってまいりたいと考えております。

あと中央公民館においていただけない方々への対策といたしましては、今の報償費の一番下にある各地区のいきいき講座、これは各地区公民館で開催する講座の関係でございます。こちらの地区公民館の講座をご利用いただくほか、各分館の方にも先ほど言いました地区公民館長の方でいろいろアドバイスをいたしまして、各分館の方でもいろんな講座ができるようなご相談には乗りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと要望でいただいたトイレの関係でございますけれども、現在は内開きの状態になっておりますけれども、今回の改修に合せまして外開きの扉の改修にする予定で計画しております。ですので触らないでいけるかなと思います。

あと参考までに、祢津公民館の方につきましても洋式化を予定しておりますけれど、そちらの方も合せて外開きの扉に改修する予定でございます。よろしく願いいたします。

○議長（青木周次君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） ふるさと納付基金の関係ですが、確かにものごとつるとか、そんなことはあれかもしれないけれど、でも取りかかりはそんなことでもいいかなと思って、いろいろなことをわかってくださるということは、いいと思います。ぜひインターネットのあれなんかも見て、あ、行きたいなとか、私、実はほかのところでもちょっとやっているんですけど、そのところへ行きたいなとずっと思っています。なかなか実行できませんが、そういう意欲も持てるということで、ぜひよろしく願いします。

あと地区公民館の館長さんのあれ、1人増えてすごく地区がうまくいくのかななんて思っていたら、でも今、例えば午前中お掃除をやってくださる方が、一日勤務ということで、半日増えるという、そういう解釈だと思うんですが、今でも例えば滋野地区の場合の方は、お掃除とか管理だけのように見えますが、いろいろなことをやるというときは、もう土日、夜関係なく結構来てくださっていますので、ぜひ今、おっしゃられたように一日フルに賃金を出して、活用して、動いていただけるようになればいいなと聞いていて思いました。

それから先ほどの271ページの委員会とか協議会の関係なんですが、私、今回何でこんなつまらない質問をしたかという、実は先日の代表質問のところ、私は具体的に言いませんけれども、委員会はこういう委員会をやっている、保護者にも研修している、桃太郎旗を掲げているなどという、そういう説明がありました。ただ、そういうものはどのくらい動いているか、私はその説明だけではよくわかりませんでした。このこういう委員会とか、こういうことをどんどん、こんな少ない賃金ではなくて、どんどんたくさんやっていただいて、本当にやっているんだという委員会をしっかりとやって、こうやって効果がちゃんと出ているというように、わかるぐらい、何回も委員会、協議会、こういうのをしっかりとやって、しっかりとというか、予算をつけてどんどんやっていただきたいという、そういう意味で今回この部分を質問させていただきました。本当に実感としてわかる、効果がわかる、そんな会議を持っていただきたいと思います。

また、先生とか役場の職員はいいなんて言うてはいけないんですが、先生たちも、もう今はそれだけでなくもたくさんの方のお仕事を抱えている中で、今、私、言ったように何回も会議に例えば出てくるという話になると、またいろんな負担がかかるので、その辺は賃金とかそういうことではなくて、別の形で一生懸命会議に出てくる、一生懸命地域の子どものためにやってくれるという、そういう意欲がわいてくるような、そんなような手立ても考えられないかなと思って、要望として考えていただければと思って、今回この質問をしました。

以上です、お答えは要らないです。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） ただいまのお話の中で、1点だけまだ誤解があるようでございますの

で申し上げたいと思いますけれども、社会教育指導員の今の勤務体制、それから管理をしている臨時職員の勤務体制、時間は現状と同じでございます。時間を増やすということではなくて、先ほど申し上げましたように仕事の内容を広くして、質を高めて活動していきたいという考え方でありませう。

○議長（青木周次君） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（青木周次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑をいたします。

10番、平林千秋君。

○10番（平林千秋君） それでは歳入歳出にわたって、何点かお尋ねします。

まず歳入について3点伺いますが、1つは18ページ、19ページの歳入の細目でございますが、個人市民税、法人市民税の税収でございますが、個人市民税については11億8,400万円、2.5%増、それから法人市民税は2億7,860万円、19.8%と、かなり大きく見積もっているんですが、この見通し、根拠はどういうことでしょうか。市長は施政方針の中で、経済情勢について触れて、アベノミクスで上昇傾向と言われているけれども、地方への波及は実感できない状況であるというご認識を申されましたが、これが税収見通しの中でどういう展望を持っているかということをお伺いしたいと思います。

それから22、23ページの民生費負担金でございますが、このうち公立保育園の保育料、これこの費目の民生費負担金では全体としてマイナス査定というふうになっておりますが、この中で保育料についていえば新年度から軽減措置がとられます。これはかねてから保護者の皆さんや私たち日本共産党も要請してまいりましたことがようやく実現し、全体の縮減を図るとともに、多段階化ということが長年の懸案だったんですが、今回措置していただきまして、喜ばれております。

そこで伺いたいんですが、改定の内容ですね、概要をお示しいただきたいと思います。全体として市民負担はどの程度軽減されるか。平均でということと、それから歳入全体での減少ですね。つまり市民負担分の軽減、それがどのくらいになるかということでもあります。それからこの軽減措置について、市民の皆さんへの周知はどのようにされているか。

それから歳入の3番目は、これはページでどこの項目に該当するかあれなんですけれども、国の交付金の収入についてであります。それで国においては、昨年末の補正予算の追加措置で、がんばる地域交付金というのが導入されました。このがんばる地域交付金、東御市への割り当てはどの程度になるかということをお示しいただきたいと思います。その割り当てられたこの交付金の活用方法について、今度の予算の中ではどのように反映されているかということをお伺いします。

それから歳出にわたっては何点かでございますが、87ページの太陽光発電に関連してお伺い

たします。この予算を見ますと住宅用補助金が1,500万円、それから太陽熱の高度利用15万円と、前年と同額であります。先ほど補正予算のところでは若干質疑がありましたけれども、市長の施政方針で重点施策の第1に自然エネルギーの普及ということで、具体的には太陽光の普及ということを考えておられました。ただ、予算額からすると昨年並みということでありまして、ここら辺重点施策と挙げた中での予算措置、つまりどういう施策を拡大普及のために展開していくかと。補助金の額としては同列であっても、どういうふうに普及していくかという戦略があるかと思いますが、そのことについてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

それから電気自動車充電設備118万円が計上されておりますが、中央公民館の部分だと思っておりますが、昨年の道の駅で補正措置しましたけれど、今回新たに中央公民館。今後この普及をどのようにしていくかという計画をお持ちだと思いますが、その計画をお知らせください。

それから166ページですかね、生活保護費に関連してであります。1億9,200万円、前年比でマイナスを計上しております。それで1つは、25年度の実績値といえますか、これも勘案しただろうと思われそうですが、26年度の相談件数、それから受理件数、それから保護決定件数、これをお知らせいただきたいと思っております。先ほど経済見通しとも関連するんですが、市民生活の状況というのは依然として厳しいというのが私の認識でありまして、今後、この1年間、どういうふうになるかという点を非常に注目されるところであります。必要なものには必要に対応するということが原則であります、そこら辺の考えをお聞かせください。

ただ、ちょっと状況が変わりますのは、昨年、生活保護法の改定といえますか、私からいえば大改悪なんですけれども、申請の窓口、申請が手続きをより厳しくしたという改定が行われました。今まで口頭で言っても受理するといったんですが、法文上で文書申請と書類添付を原則とするということが盛られたり、申請者の親族に扶養義務をお願いするために、親族の収入や資産の調査を福祉事務所等が行える仕組みを導入しました。これは去年、法案審議のときに大問題になりまして、国会でかなりのやりとりがありました。その結果、文書でなくても申請の意思があれば確実に申請書を渡す、それから口頭で意見、意思を表明すれば、そこから受理し、審査が始まる。それから扶養照会のことで、いろんな調査が厳しくなったんですが、その調査の中で、すべて記載されていなくても扶養は要件でなく、保護の可否の判断に影響しないということも国会答弁で明確にされております。つまり水際で法文の規定がありましたけれども、この法文をたてにして水際でやってはいけません、区別するのはやってはいけませんというのが政府の認識ですと。申請については従前どおり受け付けるようにいたしますというのが、繰り返しての答弁でございました。

全国でいろんなケースが出ているようですが、東御市においては従前どおり対応するのかという点をお伺いしておきたいと思っております。

それと168ページになりますが、衛生費の衛生費管理ですね、保健衛生。それでこの費目に市民の健康づくりの施策が集約されていると思っておりますが、市長は施政方針で健康づくりを重点に置くということで、新規事業としてプラス10ミニッツ、健康マイレージとかということを示されま

した。この具体化は178ページ、179ページの健康教育保健相談事業というところに該当すると思いますが、この中で健康づくり事業委託300万円、これはプラス10ミニッツと健康マイレージを指しておりますが、改めてこの事業内容、これは一般質問の方で触れられましたが、もう少し具体的に予算に即してお知らせください。

この運動は、今年度予算措置が新たに盛り込まれたわけですが、今年度限りなのか、継続して行うのか、そこら辺をお聞かせいただきたいと思います。

それから健康づくり運動で、171ページに保健補導員さんの関連経費が盛られています。これは全体としてマイナス査定というふうになっておりますが、健康づくり運動、このプラス10ミニッツにしても健康マイレージを展開するにしても、保健補導員さんのご協力が非常に大事だと思います。予算額から見てどうかということがあるんですけども、補導員さんのご協力を広げていくという点で、どのような方針をお持ちでしょうか。

それと全体として、施政方針で特定健診受診率50%を目指しますということを改めて強調されました。それで3年前から見るとかなり前進しているというふうに思われますが、現状は42%程度でしたか。今年、26年度、どこら辺までアップしようかという目標値をお持ちだと思いますが、この目標値と、それに至る取り組み、それをどのようにお考えでしょうか。

ちょっと飛びますが、277ページ、小学校修繕費、287ページ、中学校修繕費に普通教室の天井扇の予算が計上されております。これ私、当然直後にこの問題を取り上げてまいりましたが、多分これで年次計画の最終年度に当たって、全教室に普及するというふうになると思いますが、現状をお知らせください。

それからもう1点、最後ですが、310ページに自然文化財保護対策費884万円が計上されておまして、前年度比2.6倍。これは池の平高山植物保護整備事業であります。具体的に事業内容をお聞かせください。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） それでは平林議員の、まず18ページの税収関係の見通しと根拠ということでございます。

予算書は当初予算と比較しておりますので、25と26年比較しておりますので、先ほど議員もおっしゃられたような伸びに両方ともなっておる状況でございます。これが単純に当初予算同士で比べますとこういう伸びでございますけれども、先ほど議決いただきました25年度の補正ですね、これは決算見込みで補正を組ませていただいておりますので、それと比較しますと住民税の中の個人も法人も若干25よりは下がる見込みをしております。

25がなぜ、では逆に当初よりも伸びたかというところでございますけれども、1つは住民税の方につきましては、個人の方につきましては当初の見込みをかたく見ておりましたということが大きいかなと思います。個人の所得の関係については、若干は上向いているとしても、大きな変化はなく、あと税制改正によっての影響もあるかなというところでございます。

法人の方に関しましては、これは企業業績の回復によるところがあるかなというふうに思っております。

ただ、25の決算見込みと26との比較では、若干消費税問題等も問題とっては失礼ですが、消費税のことも影響し、若干見込みを低くしてあるという状況でございます。

それともう一つ、この25年度の国の補正予算で創設されましたがんばる地域交付金につきましては、総務課長から答弁させます。

○議長（青木周次君） 総務課長。

○総務課長（掛川卓男君） 続きまして、がんばる地域交付金についてのご質問にお答えいたします。ご質問の内容といたしますと、いくらぐらい東御市に割り当てがあるのかという点と、その活用方法はというご質問でございました。

このがんばる地域交付金というのは、先ほど議員も説明がありましたが、平成25年度の国の補正予算で創設された交付金でございまして、アベノミクス効果の全国への波及が求められる中で、景気回復が波及していない、財政力の弱い市町村が行う地域活性化に向けた事業に対して創設したというふうに国で説明してございます。

その予算規模といたしますと、国での予算規模として870億円とされております。

この件につきましては、2月下旬に県の市町村向けの説明会がございまして、そこでの内容、お話しですと、具体的な対象事業等につきましては、3月中に県から示されると。また、その際に地方負担額調べという調査が来るというスケジュールでございます。

ということでございまして、東御市の平成26年度の当初予算には計上してございません。今後のその示される内容を確認いたしまして、対応していきたいと存じております。

以上でございます。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 87ページの住宅用太陽光発電施設導入補助金の関係で、1,500万円ということで昨年と同額、市長の重点施策として取り組んでいる中で、ちょっといまいちというか、少額ではないかというようなことで、もっと戦略を持ってやったらどうかというご質問でございます。

市といたしましては、地球温暖化対策としまして自然エネルギーの中でも東御市はとても恵まれている中で太陽光発電ということで、普及に取り組んでおりまして、今後ともその姿勢は変わりはありません。ただ、今、住宅の太陽光の設置工事費が、単価が大分安くなってきておりまして、市としましては一応25年度と同額ということでございますけれども、今後ともこういった東御市の地域特性が生かせるように、太陽光発電の普及に取り組んでいきたいと考えています。

あともう1点、電気自動車の充電設備の関係につきましては、市民課長からお答え申し上げます。

○議長（青木周次君） 市民課長。

○市民課長（塚田 篤君） それでは議員ご質問の電気自動車充電設備の整備方針はというような

ことにつきまして、私の方からお答えしたいと思います。

平成25年6月、昨年6月に、長野県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンというのが県の方で策定されました。これに基づきまして、当市では8台の目標が県の方から示されたということございまして、昨年12月には私ども市としての整備方針を決めまして、この8台につきましては、うち2台を民間ですが、残りの6台を市の公の施設を中心に整備を進めるということで、毎年1台程度を整備を進めていきたいということで、方針を示させていただきまして、今回、26年度の予算で計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 太陽光発電の推進の関係につきまして、若干つけ足させていただきます。商工観光課の方の予算で事業用太陽光発電システム設置に対しまして、補助金の利子補給を行っているところでございます。利子補給については5年間行うということで、利子の補給率は1.8%以内、年額100万円が限度として行っておりまして、26年度におきましては4社ほど予定しております。また24年度の実績では1件、25年度の見込みでも8件というような状況で今、進めておりますので、そういう事業所に対しても支援する中で太陽光発電については推進していくということでご理解のほどをお願いいたします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 最初の歳入の関係で、保育料の引き下げの関係でございますが、こちらの方は後ほど子育て支援課長の方からお答えを申し上げます。私の方からはそれ以外の部分について答弁いたします。

ページを追って説明いたしますが、最初に167ページの生活保護費にかかわる部分でございますが、今年度の実績ということでありまして、2月末までの11カ月間という中で、相談件数がおよそですが50件、それから申請と開始につきましては9件ということでありまして、昨年に比べますと相談が約半分、それから申請・開始につきましては3分の1という状況でございます。ですのでこういった状況を踏まえた上で、来年度はほぼ今年度並みの当初予算にしたということでありまして、ですので今後の情勢についても大きな変化はないだろうという想定の中で、予算組みをさせていただいたということでありまして。

それから申請等の窓口にかかわる業務のご質問でございますが、まず最初に生活困窮にかかわる相談に来られたときには、当然内容を聞きながら相談記録表をつくりまして、その中に申請の意思があるかないかを必ず丸をつけるような形で相談に乗りまして、もちろんその場であると言えば申請書は書いていただくんですが、大体初回からもう申請しにきましたという方は普通はおられません。まずこういう状況なんですけどもどんな支援があるんですかというふうな相談に来ることが多いわけでありまして、現実とすれば2回、3回と重ねている中で申請をするということでありまして、こちらの方とすれば相談者の意思に沿った形で書類の提出をいただくというような事務でありまして、

昨年の法改正等の話がありましたが、福祉事務所の事務とすれば今も変わらず申請者の意思を尊重しますし、また扶養義務調査につきましても、行いますけれども、あくまで強制ではありませんという中で事務を進めているということでもあります。

それから次に171ページでございますが、これの下の方にあります保健補導員の活動でございますが、保健補導員につきましてはここにある23万円は、市内5地区に2名の理事がおられますが、その理事の方たちへの報酬ということでございます。

次の173ページの上段の方に、事務交付金ということで115万円の予算がございますが、こちらの方が1世帯当たり100円で換算したものを世帯数に応じて各区に事務の交付金としてお支払いをしております。それからその上の27万5,000円というのが、5万5,000円ずつ5地区の保健補導員の会計に直接こちらは補助金として出しているということでございますので、個人個人の活動費というのは区への交付金、区の会計を経てそれぞれの保健補導員さんの方に支払いが行われているという流れでございますので、主な業務といたしましては、いわゆる健診にかかわる一切の配付物ですとか、それから勧誘等を一生懸命やっただいておるんですけれども、活動のそれに対する交付という意味では、ただいま申し上げたような中でお支払いをしているというような形でございます。

それから今後の活動でございますが、いわゆる健康づくり事業をこれから進めていくに当たっては、もちろんこの方たちにご尽力いただきますし、特定健診の今後の推進についても当然今まで以上をお願いをしていくというふうに考えています。

それから次に179ページ、下の方にあります健康づくり事業委託料の300万円でございますが、事業としますと1つは健康マイレージということで、こちらの方はいわゆるポイントカードをつくるもの、それから特典ということでプレミアムをつけるわけですが、そちらの方の予算ということで、およそ80万円ぐらいを見込んでおります。それから残りの220万円はプラス10ミニッツという方の事業費に充てる予定でございまして、いわゆるウォーキングマップをつくったり、あとポールウォーキングを推進しようという考えもございまして、いわゆるポールを購入して拠点、拠点に置いてウォーキングを楽しんでいただくというようなことがありまして、こちらの事業につきましては身体教育医学研究所への委託をしながら、推進を図っていきたいというふうに考えております。

それから事業の継続性ですけれども、当面3年間ということがあるんですけれども、やはり長く継続していくことに意義がありますので、マイレージ事業等についてはその後も継続はしていきたいという考えは今のところ持っております。

それから最後に、特定健診でございますが、国保会計の方で処理をさせていただいておりますけれども、24年度の最終数値が43.2%だったということでありまして、今年度は少なくともこれを下回らない数字になりそうだという中で、現状はそんなところであります。26年度につきましては45%という目標を立てて進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（青木周次君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩田広子さん） それでは保育料の会計について、私の方から説明させていただきます。

子育てしやすいまちの実現に向けて、保育料の階層を細分化し、子育てにかかわる保護者の軽減負担を図るということで行ってまいりました。応能負担分原則に基づいて、そして所得に応じて保育料が支払われるわけですけれども、これまでより公平性の高い保育料の体系になるようにということで検討いたしました。

その内容ですけれども、今まで13階層に分かれていたものを18階層として見直しをかけました。その中で、一番減額の少ない方は100円程度、それから400円くらい、そして一番高い方は、一番たくさん減額される方は9,500円くらいという数字も出ております。平均値というのはわからないんですけれども、一番人数の多い8階層から13階層の皆さんは、かなり2,800円、5,600円、そして先ほど言った9,500円くらいの減額になっております。

増額になっている方は本当に最高額を支払っていただいている方だけになりますので、9割以上の方が減額になると見込んでおります。

それで今年度の予算ベースですけれども、公立保育園とそれから私立保育園を合せて一応500万円くらいの減額を見込んでおります。

それからどのように周知をしたかということですが、ホームページに載せさせていただいたり、それから市報の「お知らせ版」にも掲載いたしました。また保育園の掲示板にも張らせていただいています。なので今現在、保育園に通っている保護者の皆さんに関しては、もう承知されたものかなと思っております。

以上です。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 277ページの小学校費、普通教室天井扇496万円、それから287ページ、中学校費の普通教室天井扇154万5,000円、ご指摘のとおりこれもちまして長年ご心配をいただきました普通教室の天井扇は完了となります。当然のことながら新年度予算、執行できるようになりましたら早目に手立てをいたしまして、今年の夏には間に合うように工事を完了させたいと考えております。

それから313ページ、自然文化財保護対策事業費のうちの池の平高山植物保護整備工事費でございますが、池の平といいますか、三方ヶ峰に2カ所ございますコマクサ園、三方コマクサ園と見晴コマクサ園、延長は140メートルと90メートルでございます。金網のフェンスになっておまして、これが従来非常に不評であるということと、それから必要性が相当程度低くなっているということを鑑みまして、景観の問題、それからコマクサは当然保護しなければいけませんけれども、撤去してもいい時期に来ているという判断でございまして、金網のフェンスを撤去いたしまして、

通常ありますようなグリーンロープの柵につけかえをするという事業でございます。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） 重点的に再質問いたします。市税収入については推移を見守りたいと思います。ただ、ここの景気動向といいますのは、先ごろのGDPの発表でも思ったように伸びなかったということで、うんと注目されておりまして、これで4月の消費税増税で、腰折れになるのではないかというようなことも言われていますので、そうならないように願うんですけども、それがもろに市の財政に響いてくるという状況になりますので、注目したいと思います。

保育料改定についてお示しがありましたけれども、これは保護者から非常に歓迎されておりまして、よかったと思います。それで今、周知について幾つかの方法をとっておられますが、やっぱり子育てしやすい東御ということの重要な一環だろうと思うんですよ。ソフトの面でもいろいろありますけれど、東御市で欠けているのはやっぱり経済的支援をもう少しやってほしいという願いが非常に強い状況の中で、今回の措置をとられたということは非常に積極的だと思いますし、子育てしやすい東御の1つのいい方向として、うんと積極的に押し出したらいいんじゃないかと思っていますので、いろんな機会を通じて、そういう問題として、単にお金だけでなく、そういう考え方の問題として提示したらいかかというふうに思いますので、担当の方で頑張ってくださいと思います。

それからがんばる地域交付金については、これからのことです。国の方の方針が示されて、箇所づけがこれから、具体がこれからになります。これは非常に調べたところかなり有利に使えるお金であります。公共事業に、地域活性化に必要な公共事業を実施する市町村に対して、財政力に応じて最大4割配分するというものでありまして、地方負担分について補正予算債というのを活用して、それは全額交付税措置されるという仕組みでありまして、地方負担分が公共事業の充当分としてではなくて、一般的な施策にも使えるという仕組みなんです。だから東御市にどのくらい配分になるかは、これから国に聞いてみないとわかりませんが、億単位で多分使えるお金になるんじゃないかなと思われまますので、これは決まってからの額ですけど、積極的に事業を勘案して財源確保に努めていただけたらいいなと思います。

それと太陽光補助金についてですが、先ほどご答弁がありました。予算にしたものについて市民の皆さんに十分ご活用できるようにしてもらいたいわけですが、一般質問でも関連して取り上げただんですけども、やはり東御市の自然環境をどう生かしていくかということの課題を、市民の皆さんと共有するということが大事だろうと思うんですよ。額をどうするかということだけでなく、そういうまちづくりの考え方の問題として、自然エネルギー問題を市民の皆さんに提起していくという考え方で積極的に推進していただきたいと思いますが、改めてこの辺を伺っておきたいと思えます。

先ごろの一般質問のご答弁でも、もう少し理念を明確にした環境プランの策定過程というのがありますけれども、そういう作業の中でも市民に積極的に情報を発信するようにはしていただきたいと

思います。改めてお伺いしておきます。

それから生活保護に関連してですが、先ほど実情のご報告がありました。申請の実態からすると半分程度ということになっていると。これは本当に市民生活が改善しているのならいいんですが、もう少し実情を推移を見る必要があると思います。これに対する対応については、従前どおり対応していくというお答えで、ぜひそういう姿勢を貫いてほしいと思うんですよ。

実は去年問題になりましたね、保護者に対する通知文書の中で、親族の扶養を前提とするという文章がありまして、これは国会でも大問題になって、厚生労働省が補正措置を直ちにとりました。東御市はどうかというと東御市はそうではなくて、保護を優先するという従前の文書で対応していたということがあります。それは業者の文書をそのまま使ったという手抜きなのが長野市、上田市などで起きて大問題になったわけですが、担当者が気がついてそうされたのか、いや、昔から使っていた文章を使って難を免れたか、どちらかだと思いますけれども、性格が一番、保護行政を進める上で基本的な問題になりますので、確かに法改悪があって大変な事態だと私は認識しているんですけれども、現場の方でやっぱり生活保護法、憲法25条に基づく制度だという精神に立脚して、ぜひ対応していただきたいと思います。そのお考え方を改めてお伺いしておきます。

以上であります。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 市の恵まれた自然環境を生かしながら、もっとそういったことを活用して取り組んだらどうかということでございますが、昨日も地球温暖化対策推進地域協議会というのがございまして、そこでいろいろこれからのそういった温暖化に向けたいろいろご議論をいただきました。これからもそういった協議会ですとか、あと環境審議会というのはいろいろ市民の皆さんにお加わりいただいて取り組んでいただいている内容もございますので、今後も市民との協働の中で、自然エネルギーの活用に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 子育て支援にかかわる部分については、議員おっしゃるように保育料の引き下げといういわゆる経済的な部分のみならず、ソフトにおいてもということも含めて、PRの強化に今後とも努めたいということで、人口施策もございますので、そういうことで進めたいと思います。

それから生活保護につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり従前より福祉事務所としましては、そういう形で仕事を進めてきておりますので、今後とも変わらず相談者の立場に立った仕事を進めていくようにしたいというふうに思いますし、また条例等いろいろな改正が来た場合にも、今回本当に当市とすればそういう形で扶養の義務のところはよかったわけですが、今後ともそういうところもよくよく気配りしながら事務を進めていきたいというふうに思います。

○議長（青木周次君） 総務課長。

○総務課長（掛川卓男君） 先ほどのご質問の中のがんばる地域交付金について、若干補足説明を

させていただきたいと思いますが、先ほど説明した中で、県の説明によれば、がんばる地域交付金につきまして、国の予算870億円ということの中で、東御市に割り振られるといたしますか、見込まれる金額とするとどんなふうと考えられるかということをご説明いたしますと、平成25年度において地域の臨時交付金という制度がございましたけれど、これについては国の予算として1兆4,000億円ほどでございました。これに関して東御市で交付決定になってきているのは約1億3,000万円ほどでございます。1兆4,000億円に対して1億3,000万円ほどということからすると、870億円に対して東御市で対応になるのがどのぐらいかということ、ある程度見込めるかなという感じはしているところであります。

それと交付の限度額の関係といたしますか、補助率の関係なんですけれど、先ほど議員の説明、お話の中では4割補助というお話でございました。これも県の説明によりますと財政力指数によって補助率が変わってくるということございまして、要するに財政力指数が高いほど補助率は低いよということでもあります。そういう中で最大4割というお話の中で、東御市の財政力指数からすると、東御市の財政力指数0.476というような数字です。ということの中でその中では中位というようなことで、4割まではとてもいかないということが見込めます、というような状況であります。

それから補助裏といたしますか、一般財源で対応する部分については、補正予算債が対応というお話ですけど、県のお話ではその交付税措置率は5割というお話でございました。ということも踏まえて、また今後、県から示される内容を確認して、対応してまいりたいということでございます。

以上でございます。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） 最後に1点だけ、今のがんばる地域交付金についてですが、具体的な国の要項は3月に示されるということでありまして、対象事業をどういうふうに行っていくかということが一番問題になると思いますので、国の方針をよく精査して、東御市でどう活用できるかということをご検討いただきたいと思います。総額は先ほどお示したように870億円という全国的な枠がありますけれど、使えるものはどんどん使っていくという形で検討したらいかかというふうに思いますので、改めて申し上げます。

それともう一度、さっき言い忘れたんですけども、健康づくり運動で今度プラス10ミニッツや、あるいはマイレージという形で提起されたのは、私は去年のこの場でも取り上げましたけれど、市民運動して健康づくりをどう、わかる形で提案していくかということがあると思うんですよ。ただ、今度のやつは1つそういう形で具体化したという点では積極的なものだと思いますが、ただ、10ミニッツがどういうふうな運動として展開するか、ポールウォーキングということが具体的なプログラムなんです、先ほどの説明では。ただ、市民の健康づくりを本当に、心身の健康を図っていくという点では、もう少し多様なことがあると思いますし、継続的に皆さんが取り組める運動ということが非常に大事だと思うんです。健康マイレージの方も確かに動機づけにはなりますけれども、動機だけでは健康はよくならないので、動機を通じてどういう運動を日常的に皆さんが生活

の中に取り入れていくかということに結びつけていくことが課題なんだろうと思うんですよ。だから今年度の新規事業が1つの入り口をつくったというふうに思われますので、更にそれを実質化するプログラムを市民の皆さんに提供していくということが大事だと思いますので、ぜひご研究いただきたいと思います。

終わります。

○議長（青木周次君） 9番、櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 5点ほどちょっとお聞きしたいんですが、まず121ページです。この中で臨時福祉給付金というのがありますけれども、基本的には全額国からの交付金、補助金という格好でございますけれども、基本的には低所得者への給付というお話が説明であったと思いますけれども、これに対する該当人数というのはある程度把握されているのでしょうか。わかりましたらお願いしたいと。それから低所得者の定義ですけれども、もしおわかりでしたらお願いしたいと思います。

それから次に167ページですけれども、先ほどもありましたけれど生活保護費があります。今回、先ほども申請者が大分減ってきたと、そういうお話がございました。現在、東御市で生活保護を支給されている人数ですね、もしわかりましたらお願いしたいと思います。

それからよく国民年金の受給者と生活保護の受給で逆転現象があるということが、よく報道されていますけれども、東御市においてはそういう状況というのは発生しているのかどうか、それが2点。

それから医療費の扶助は1億184万4,000円ですか、相当の大きなウエートを占めておりますけれども、我々もそうですけれども、最近ジェネリックの推奨が言われています。そういう状況の中で、保護世帯に対して薬のジェネリックへの誘導というか、指導というのはどの程度されているのでしょうか、お聞きをしたいと思います。

それから171ページですけれども、医学生の奨学金貸付1,440万円ですか、予算計上されています。それで今、対象者は何人になったのでしょうか。そしてまた今年度はおよそ何人ぐらい予定されているのでしょうか。そしてあと最終的には東御市の病院へ勤務いただくというのが大きな目的でありますけれども、一番で、最短であと何年すると受給者が病院へ勤務という格好なるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

それから225ページですけれども、今回温泉施設の指定管理委託料が7,000万円から8,000万円に1,000万円増額になりましたけれども、これに対する基本的な考え方というか、増額した理由等についてお聞きしたいと思います。

それから237ページですけれども、ここに県地区の用地買収費、補償費も含めてでございますが、県・東深井線が載っております。今回26年度で用地費が3,350万円、補償費が7億7,100万円と、それから26から28の債務負担で3億9,500万円あります。これをトータルすると12億500万円という額になりますけれども、基本的にはこれは清翔高校への用地費と補

償費という格好になるかと思うんですけれども、当初恐らくつかみの額で示されたと思うんですが、9億5,000万円という話を聞いたことがあるんですが、特に12億円に増えた、どういう内容で増えたのかということ、もし理由でわかったらお願いをしたいということで、第1回の質問とします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） それでは最初に121ページでございます。臨時福祉給付金の対象人数ということでございますが、こちらの方は5,400人を現在、見込んでおります。低所得者の定義でございますが、市町村民税非課税の方々ということでございます。先日の一般質問でもございましたが、扶養の関係で非課税だからといって全員が該当ではないという場合もあり得るということだけはつけ加えさせていただきます。

なお老齢基礎年金ですとか障害基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当等に該当する方は、そこに5,000円の上乗せがあるということでございまして、それで6,750万円の予算を組んでいるということであります。

それから167ページの生活保護の2月末現在でございますが、81世帯で104人という状況でございます。

それから国民年金との逆転現象の話なんですけれども、制度がやはり基準になるところが違っておりまして、国民年金は全国一律に1人いくらという形で支払われております。40年満額掛けた皆さんは昨年10月からは6万4,875円という、約6万5,000円ぐらいの国民年金が一律に払われておるんですが、生活保護費の場合はお1人の場合は東京ですとか大阪のような都市部と、東御市のような郡部では開きがございます。いわゆる物価等を勘案してだと思ってしまうんですけれども、そういうこと東御市の場合は6万5,000円ということで、ほぼ60代の単身であれば同じ額でございます。しかしながら生活保護の場合は70代、80代と高齢になりますと、多少支給額が減っていきます。ですので例えば70代になりますと6万1,500円という額に減りますので、一概に逆転しているしていないという部分については、東御市の場合は言えないと。ただ、東京や大阪の場合ですと生活保護費が8万円とか出ておりますので、やはり報道等によるものはそこを基準に報道がなされておりますので、広く世間に出ているということでございます。

それからジェネリックの医薬品であります。これは数年前から国等からも通知が参りまして、なるだけ推進してくださいということでありますので、本人はもとより薬局や医師にもその辺はお願いをして推進を図っておるんですけれども、実態を調査するところまでは至っていないという中で、生活保護費に占める医療費の割合が一番大きいわけですので、この辺のところは国を挙げて推進を図っているということであります。

それから171ページの医学生の奨学金の貸付金でございますが、こちらにつきましては平成21年の4月から制度がスタートして、当初4名申し込まれ、その後1名ずつということで、現在は8名貸付をしている皆さん、または貸付が終了した皆さんがいらっしゃるということであります。

そういった中で、21年4月の当初に貸付をした1名は既にインターンも修了して、今、就職をされているということでございまして、その同じ年の残りの2名がインターンということでありまして、それ以降の方はまだ在学中ということで貸付を続けているという状況であります。

ですので就職できる方はいらっしゃるんですけども、ある程度外部でも仕事をしてくるというようなこともありまして、まだ現在は市内の病院に勤務というところには至ってはおらないというところであります。

この1,440万円という予算につきましては、新年度も1名貸付をする予定で予算計上したということでございます。

以上です。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） 225ページの温泉施設指定管理料の委託料の関係でございますが、今年度の25年度までは5年間の指定期間中の最終年ということで、毎年当初、21年にスタートした7,000万円をベースにして、ずっと振興公社の方に当初予算で組んでいただいていたわけですが、この間、燃料費等の高騰等によりまして、光熱水費が増大しております。毎年この3月議会で1,000万円規模の補正を行っているような状況でございます。そのような中で26年度から新たな5年間の指定管理者制度の中で、振興公社の方をお願いしていくことになりましたので、今年度から燃料費の高騰等も見込んだ中で、8,000万円を基本的には目標として振興公社の方に委託管理をしていただくということで、1,000万円の増額をしたということでございます。

あともう1点の237ページの社会資本整備総合交付金事業の県地区の関係につきましては、建設課長より説明申し上げます。

○議長（青木周次君） 建設課長。

○建設課長（関 一法君） 議員の申されました数字の、足し込みますと12億500万円ではなく、11億9,500万円と思います。余計なことかもしれません。これが申しましたとおり本年度の予算と、債務負担を組ませてもらっている合計が今のところ予算では長野県へお支払いする予算ということでご理解よろしいかと思います。

なお、これの根拠につきましては、25年の9月にコンサルさんからのデータ、数字ですね、それを25年の12月に全員協議会の方でお話をさせていただいた数字が12億5,000万円という話になっております。その差額につきましては、個人の方の用地買収も含まれていると、用地費も含まれているということでご了解をさせていただきたいと思います。なお9,500万円というのは、当時の町長が多分、済みません、9億5,000円は当時のお話ということで、現在は先ほど私が申し上げました数字で予算化を図っているということでご理解を願いたいと思います。

○議長（青木周次君） 櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） それぞれお答えいただきましたけれども、生活保護費の関係、私も勤務医

で、一応東御市民病院にかかっていますけれども、結構高いんですね、薬代が。そういう格好の中で、我々もこれからはジェネリックを使うように考えていきたいなと思っているんですが、やはりそういう指導をできるだけしていただきたいという、常識的な考え方だと思うんですが、そんなことをぜひお願いしたいと思います。

それから医学生の奨学金の問題ですけれども、平成21年に4名の方でございました。2名がインターンで1名いたんですけれども、就職したが、残念ながら東御市には来ていないという状況のようですね。ですからほかの病院で研修を積まれて、将来的に市民病院に勤務いただくのか、そこら辺、市長も含めてまた誘導等いただいて、ぜひ。だからまた奨学金を返納すればいいという考え方でなくて、ぜひ一番目的で達成できるような形を努力いただきたい、そんなふうに思います。

それから県・東深井線、1億円、間違えました、失礼いたしました。そういう格好の中で、これから清翔高校がこの補償料と用地費でどういう形になるかという、まだ全体の絵が議員の皆さん見えていない部分があるんですが、そこら辺についてはできるだけ早く議会の方へも、これだけの補償料を出しましたと、こういう格好の最終的に清翔高校の高校になりますという形の絵を議会の方へも示していただきたいということを要望としてしておきたいと思いますが、私の方からは以上でございます。

○議長（青木周次君） 16番、依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 私の方からちょっと1点、確認の意味でちょっとお聞きをしたいと思いますが、87ページの先ほど平林議員の方からの質問で、電気自動車充電設備工事費1,188万円ですけれども、このことにつきましては説明資料にありますように長野県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン、このことに基づいてやるということであつたわけでありまして、ちょっとこれからやはりこの電気自動車というのは非常に期待され、需要が見込まれるわけでありまして、例えば他市町村から来た方に対してでもこれが適用できるのかどうか、そのことについてと、また市民の皆さんについても非常にこれからこのことについては増えていくというのですか、なると思いますが、そこら辺のところの報知はどのようにやっていくかということと、それからその上にありますけれども、電気自動車充電設備課金認証機能サーバー利用料とありますけれども、これはそのことに関してのどういう関係になるのか、認証ということになれば、認証がされなければ他の自動車はできないのかどうか、その辺のことについてお聞きをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 電気自動車充電設備設置工事費につきましては、市民課長からお答え申し上げます。

○議長（青木周次君） 市民課長。

○市民課長（塚田 篤君） 電気自動車の充電設備の整備の関係でご質問いただきました。予算の方へ計上させていただいておりますいわゆる工事の関係でございますけれども、設置につきまして

は充電器の本体の工事がございます。それから課金システム、いわゆる先ほどお話がありましたようにカードで、いわゆるチャデモ会員という会員になっていただいて、その会員カードでいわゆる充電をしていただくという方式になりますので、その課金システムのカードを入れる施設がございましたので、それが設置しなければいけないということでございます。

それからそのほかにあと認証は先ほどお話ししたような形でやっていくと。いわゆるカードをつくっていただいて、それで認証をしていくという形で充電をしていくという方向になろうかと思えます。

それから維持管理等につきましては、基本的に私ども包括保守契約、それから通信費用だとかサーバー利用料だとか、そういうものを、もろもろかかるものを私ども今回計上させていただいております。それにつきましてはいわゆる充電インフラの普及支援プロジェクトというのがございまして、これは自動車メーカー4社による支援でございますけれども、これが耐用年数の約8年間行われるということで、このようなものも利用しながら、いわゆる負担の軽減を図って普及をしていくということでございます。

以上でございます。

○議長（青木周次君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 大体のその事業の状況はわかった。ちょっともう1点、確認ですけれども、そうするとカードの件もあるんですけれども、例えばほかの、他市町村の方から自動車で来たときに、もう公民館へ公民館へと、皆さん注目されますので、来たときにこれが適用というのですか、この整備ができるのかどうか、そこら辺のところは。

○議長（青木周次君） 市民課長。

○市民課長（塚田 篤君） 他市町村の方も必ずカードを持ってこられますので、そのカードを使って給油しますから、全国どこでもできるということです。給油というか、充電でございます、失礼しました、充電です。そのカードをつくっていただくためにチャデモ会員というのになっていただくということでございます。ですから実は今回、県の充電のインフラ整備、ビジョンができたのはいわゆる軽井沢から東はもう、かなり関東近郊は普及しているということでございまして、長野県、いわゆる軽井沢から西がないということでございまして、整備が始まっているということでございます。これがまず電気自動車普及のためにはどうしても充電設備をインフラ整備しなければいけないということで、メーカー4社等の支援も受けて、それから国の補助も受けて進めていくということで、県の方針が出ておりますので、それに基づくものでございますので、よろしく願いたします。

○議長（青木周次君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） そうすると充電設備、全部共通されているということなんですね、全部が、全国で。わかりました。その辺のところがあったものですから、わかりました。

○議長（青木周次君） ほかには。

15番、町田千秋君。

○15番（町田千秋君） それでは1点だけちょっとお聞きをしたいと思います。249ページの日向が丘団地の関係でありますけれども、これは確かに築50年以上たっている団地ですから、もう大分古くて、住むことのできない状態になっていることは承知しているんですが、1棟4世帯ぐらいで長屋風にできたのが結構15棟以上あるかと思いますが、世帯数にすると70、80戸あるのではないかなというふうに思うんですが、これを順次全部建替えをするのかどうか。今、民間では農地を農転して、民間でアパートを大分つくっているという状況の中で、市営住宅はこれだけ必要なかどうかという問題と、そういうことも検討しての計画なのか、この日向が丘にある団地そのもの、結構広い場所でありますから、多分2階建て、3階建てに今度は建替えると思うんですが、こここのところの用地を全部そっくり使って建てるという計画なのか、その辺の計画をちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（青木周次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北沢 達君） ただいまの日向が丘団地につきましては、建設課長より説明申し上げます。

○議長（青木周次君） 建設課長。

○建設課長（関 一法君） 順次建替えをしていくのかというご質問でございます。その前に、やはり市営住宅の果たす役割というのは、住宅に困窮する低所得者の皆さんに住居を提供するという役目がございます。維持の方をしておると。しかしその中で、やはり長寿命化計画という、老朽化が激しくなってきます。そういう中で長寿命化計画を立てております。それを計画的に進めていく中で、日向が丘を建替えるという建替えの目的がそこがございます。

やはり築50年経過しておりまして、現在は68戸あります。17棟の木造の平屋ということで、それを計画的に約6年間で建替えるという計画、あと1年足し7年間で、取り壊しも含めますとすべてでは7年間ですけれども、25年から31年の間で6年間で建設をしていく。あと1年は取り壊しということになりますけれども、それを計画的に51戸までやります。10棟ということになります。それは木造の2階ということです。イメージ的に敷地が広がるということですが、現在の道路の形態はそのままにしまして、建物をコンパクト化しまして、駐車場を確保するという形の中で居住の空間を創出していくという計画を進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（青木周次君） 町田千秋君。

○15番（町田千秋君） 大体わかりました。今の説明ですと、大体今ある建築戸数ぐらいはまた建てるということのようでありまして、民間で相当、民間アパートができていますから、その辺との需給バランスの関係で、3万の人口で公営住宅、民間住宅、アパートですね、ものの中でそれだけの必要があるかどうかというものも一応検討してみる必要があるかと思いますが、これは低所得者用には必要だということで計画は変更なしということで理解をしてよろしい

んですね。

○議長（青木周次君） 建設課長。

○建設課長（関 一法君） そのようにご理解をお願いしたいと思います。計画的に進めていかせていただきます。

○議長（青木周次君） 3番、横山好範君。

○3番（横山好範君） それでは2点だけお聞きしたいんですが、1つはこの説明資料にもありますけれども、社会保障税番号制度にかかわるいろんなシステムの改変の委託料というのですか、これがあちこちに全部出てきてしまっているんですが、参考までにトータルとしてどのくらいの経費、費用がかかるのかということが1点と、それから151ページに保育園の解体整備工事費というのが4,700万円ありますけれども、これの内容について、2点お願いしたいと思います。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 横山議員からのご質問、最初の社会保障税番号制度に係るシステム改修関係でございますけれども、予算説明のときにも申し上げました、あちこちに事業ごとに割り振っておりますし、また題目がそのまま使っているものと、既存のシステム改修の中でやるものがございます、わかりづらい状況になっているかと思いますが、全部で事業数でいくと55の事業がございます。それで今年度では総額では6,570万円の予算となっております。27、28まではそれほどの金額になっておりません。今年度集中的にありまして6,570万円ということでございます。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 151ページの保育園の解体工事費でございますが、新しい和保育園が4月からオープンするのに伴う古い保育園ということで、旧和保育園が2,600万円、それから西部保育園が2,100万円ということで、トータル4,700万円ということでございます。

○議長（青木周次君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 済みません、社会保障のシステム委託料については、だから26年度だけで6,570万円ですか、ということで。まだ27年、28年まで続くということなんですね。わかりました。

それから保育園の関係なんですが、一応取り壊すということで、の予算ということなんですが、解体した後の利用の形態については、いろいろ議論があったり、要望もあつたりしたと思うんですが、そこら辺のところは今の方針の中ではどういった感じになっているんですか。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 基本的に保育園の跡地は原則売却という原則論の中で、ただし学校に隣接した用地に関しては、公共用地と、残すという大前提がある中で、西部保育園は原則どおり進めるということでありまして。それから和保育園は学校用地でございますので、学校に関連した

施設にするのか、また地元の要望とすればまちづくり懇談会でも出ておりますが、現在の児童館が老朽化も含めて古くなっておりますので、移設をというご要望もいただいておりますので、いずれにいたしましても公共的な形でその用地は使っていくということでもあります。

○議長（青木周次君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 当初の方針どおり、そういうことで進めていくということで理解はしました。

それで学校の近くの和保育園の跡地については、地元での児童館のというような話もありますし、学校の体育館というような話も出ていましたし、いろいろあるものですから、十分ぜひ後、問題のないように協議をしながら進めていただきたいと、こういうことをぜひお願いをしておきたいと思えます。

以上です。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（齊藤英世君） 済みません、横山議員の先ほどの社会保障税番号制度の関係でございますけれども、今、予定されているのでは28年度まで事業は予定しておりますけれども、27年の10月、秋には個人のお宅へ通知をするということで、それまでにおおむねのシステムは動かしていかなくちゃいけないということがございまして、26年度に集中的に予算化させていただいております。27、28は今の見込みでいきますと70万円ぐらい、それぞれの年に70万円ぐらいでございます。

なお財政支援のお話をしなかったんですけれども、これに対しましては国で事業内容によって2通りありますけれども、全額支援を受けられるものと、3分の2の支援を受けられるものとあります。

○議長（青木周次君） ほかにはございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号 平成26年度東御市一般会計予算については、まず総務文教、社会福祉、産業建設の各常任委員会で所管事項についての予備審査を行い、その結果に基づき、9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、一括して審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

本案については、9名をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

お諮りします。予算特別委員会委員の選任については、先例により正副各常任委員長、各常任委員会から委員それぞれ1名をもって充てる申し合せになっておりますので、委員会条例第8条第1

項の規定により、予算特別委員に1番、窪田俊介君、5番、蓮見喜昭君、7番、若林幹雄君、8番、阿部貴代枝さん、9番、櫻井寿彦君、10番、平林千秋君、12番、井出進一君、14番、三縄雅枝さん、16番、依田政雄君、以上9名を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました9名の諸君を予算特別委員に選任することに決定しました。

予算特別委員は、別室において正副委員長を互選の上、報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時25分

○議長(青木周次君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が選任されましたので報告します。委員長に16番、依田政雄君、副委員長に5番、蓮見喜昭君が選任されました。

予算特別委員会は本会期中に審査の上、結果報告を願います。

◎日程第38 議案第 2号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計予算

(質疑、委員会付託)

○議長(青木周次君) 日程第38 議案第2号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

10番、平林千秋君。

○10番(平林千秋君) 歳入歳出にわたり3点ほどご質問いたします。

まず歳入についてです。159ページ、明細書があります。そこで保険税収でございますが、6億4,523万円で、前年度比でマイナス483万円、0.7%減というふうに見ています。先ほど一般会計でも質疑いたしましたが、当初予算比で比べてみますと個人市民税2.5%増というふうに見込んでいますが、保険税収は、失礼しました、359ですね。訂正します、359ページです。個人の市民税収は2.何がし%の増と見込んでいます。国保税収はマイナスということであります。このところの見込みですね、どういう展望でマイナスというふうに見込んだんでしょうか。

それと歳入の2番目でございますが、365ページに明細がございます。一般会計繰入金、その他繰入が法定外繰入に該当します、3,800万円となっております。法定外繰入というのは平成20年度に初めて特別会計に行われまして、その当時は1億円でありました。このときは1億円入れて、保険税率の大幅改定がありました。それから歴年経過しているわけですが、翌々年度でしたか、5,000万円に縮減され、昨年度は2,000万円の繰入となっております。今年度は3,

800万円というふうになっておりますが、その算定の根拠ですね。歳入歳出全体の中での判断だと思いますが、この根拠はどういうことでしょうか。

それと歳出ですね。戻っていただきまして、360ページ、これを見ますと2番目の保険給付費であります。22億8,489万円、これは前年度比で3,200万円のマイナスになっております。保険給付費、年々増大傾向にあるということで、例年数%増という見込みを立てて、予算を立てたりしております。今年度当初予算でマイナスというふうになったのは、どういう根拠でそういうふうになったんですか。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） お願いいたします。最初に、国保の税率の関係でございますが、昨年の11月の国民健康保険運営協議会の答申に基づきまして、25年度も同率ということで、そんな中で予算を組みました。それで昨年度に比べまして0.74%の減というようなことでございますけれども、国保税は前年度所得に課税しておりますので、現年課税分につきましては25年度の個人所得から26年度の課税額を算定いたしまして、収納率93%を乗じて積算したものでございます。

なお市税は、2.5%ほど増額を見込んでいるわけでございますが、国保税は国保加入世帯数の減少と年齢の高い加入者が増えてきているというようなことから、年金所得の方が多くございまして、その分1世帯当たりの所得課税額が少なくなり、国保税の収入はマイナスの見込みとなったところでございます。

あと繰入金が3,800万ということで、この算定の根拠でございますけれども、歳出の関係から、先ほども同じでございましたけれども、保険給付費とかいろいろ国保の歳出を見込みまして、あと歳入も基金の繰入金ですとか、前年度からの繰越金、そういったものを総体的に勘案いたしまして、一応26年度につきましては1,800万円増の3,800万円で、これで26年度は国保運営がやっていると、そんな形で3,800万円というような法定外の繰り入れを行うものでございます。

あと保険給付費の関係でございます。昨年度に比べまして1.4%減というような形でございますけれども、平成20年度の保険給付費が約18億1,800万円でございます。その後、年度により増減がございまして、25年度の決算、これからでございますけれども、約21億8,700万円というような保険給付費を見込んでおります。24年度に比べますと6.4%ほどの増の決算見込みということでございますが、5年間の平均では3.8%というような伸びでございまして、26年度の当初予算の保険給付につきましては、一般と退職の1人当たりの医療費の伸び率ですとか、あと被保険者数が減少傾向にあること、あと診療報酬のアップというようなことも来年度ございますが、こんなことを加味いたしまして、緊急時の対応等も考慮いたしまして、25年度の決算見込みの一応4.5%増というような見込みで25年度予算に比べますと減額になってしまったという内容でございます。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） 1点再質問いたします。今、お示しのように国保の被保険者の特徴がありまして、なかなか全体として、もし仮に市民全体底上げになっても、なかなか高齢者のところまで及ばないという実態があります。昨年この場でも国保についてまとめて取り上げたことがあります、やはり東御市民の被国保世帯の中での経済状況というのは非常に厳しいものがありまして、あのとき資料でお示ししましたけれども、所得階層分布を見ますと所得で100万円以下の方が約5割、200万円以下でランクした場合は七十数%から80%近くが200万円以下という状況があります。それで今年度の作業の中でそういうことも勘案して多分やられたと思いますけれども、所得階層分布の中で、顕著な変動があるかどうか、そこら辺をお知らせいただきたいと思います。

それと2点目に、そういう状況ですから、滞納世帯が非常に多いというのも東御市の特徴でありまして、約20%、18%から20%の方々が何らかについて滞納されていると。払いたくても払えない世帯というのが結構いるんだということでもあります。それで昨年この質疑で、そういう世帯に丁寧な納税相談をぜひしていただきたいということと、減免制度が保険税の納入についても、それから一部負担金の支払いについてもございまして、その制度を柔軟に適用してもらいたいと。何よりもそういう制度があるんだということを広く市民にわかるようにしてもらいたいということをお願いしまして、広報の11月号でしたか、1ページ使ってかなり詳しい特集をしていただきました。それで今度の3月号に、国民健康保険税の納入についても減免制度についてのお知らせがございまして。それで年度が変わりで恐らく国保税の税額決定の通知が5月末から6月に各ご家庭に届くんだろうと思いますが、その機会に個々にお知らせするとともに、再び広報等を通じて、そういう制度もあるから困ったら相談にきてくださいということで、市民にアピールして、生活の不安にこたえるという措置をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 2点いただきましたけれども、最初に具体的な課税所得額別に人数の割合ですとか、割合を申し上げます。これ24と25年度の比較でございまして、所得が0円から150万円以下の割合が24年度が80.4%、25年度が80.7%というような状況でございまして。0円から200万円の割合でございまして、24年度が88.1%、25年度が87.5%というような形で、国保加入者の平均所得が減ってきているという状況でございまして。なお被保険者の全体の所得額でございまして、23年が39億5,800万円ほど、24年度が38億4,700万円ほどで、1億1,000万円ほど、約2.8%の減というような状況になっております。

あともう1点、滞納の関係等でまた私どもの方の減免制度の関係につきましては、今後とも窓口等でご相談いただくようお願いしたいと思っておりますが、広報へも今、議員言われたように、困ったら相談においでくださいと、そんな形で今後とも広報もしていきたいと考えております。

○議長（青木周次君） ほかにはございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第2号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

◎日程第39 議案第4号 平成26年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計予算

(質疑、委員会付託)

○議長(青木周次君) 日程第39 議案第4号 平成26年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第4号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

◎日程第40 議案第5号 平成26年度東御市後期高齢者医療特別会計予算

(質疑、委員会付託)

○議長(青木周次君) 日程第40 議案第5号 平成26年度東御市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第5号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

◎日程第41 議案第3号 平成26年度東御市介護保険特別会計予算

(質疑、委員会付託)

○議長（青木周次君） 日程第41 議案第3号 平成26年度東御市介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第4号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

◎日程第42 議案第6号 平成26年度東御市水道事業会計予算

（質疑、委員会付託）

○議長（青木周次君） 日程第42 議案第6号 平成26年度東御市水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業建設委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第6号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

◎日程第43 議案第7号 平成26年度東御市下水道事業会計予算

（質疑、委員会付託）

○議長（青木周次君） 日程第43 議案第7号 平成26年度東御市下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業建設委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第7号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

◎日程第44 議案第 8号 平成26年度東御市病院事業会計予算

(質疑、委員会付託)

○議長（青木周次君） 日程第44 議案第8号 平成26年度東御市病院事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第8号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

◎日程第45 請願・陳情の上程

○議長（青木周次君） 日程第45 請願・陳情の上程をいたします。

陳情第9号 人にやさしい地域づくりの会、谷口博から提出されました、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める陳情書は、総務文教委員会に付託いたします。

陳情第10号 人にやさしい地域づくりの会、谷口博から提出されました食の安全・安心の確立を求める陳情書は、産業建設委員会に付託いたします。

陳情第11号 人にやさしい地域づくりの会、谷口博から提出されました、微小粒子物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める陳情書は、社会福祉委員会に付託いたします。

陳情第12号 日本労働組合総連合会長野県連合会会長、中山千弘ほか1名から提出されました、労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情書は、産業建設委員会に付託いたします。

陳情第13号 信州うえだ農業協同組合代表理事組合長、芳坂榮一から提出されました、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉に関する陳情書は、産業建設委員会に付託いたします。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（青木周次君） 本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 2時43分)

平成26年東御市議会第1回定例会議事日程（第6号）

平成26年3月20日（木） 午後 1時30分 開議

- 第 1 議案第47号 北御牧学校給食センター改築工事変更請負契約の締結について
- 第 2 議案第48号 田中保育園建設工事変更請負契約の締結について
- 第 3 議案第41号 教育委員会委員の任命について
- 第 4 議案第42号 公平委員会委員の選任について
- 第 5 議案第17号 東御市まちづくり審議会条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第18号 東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第20号 東御市税条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第22号 東御市就学指導委員会条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第23号 東御市社会教育委員条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第24号 東御市集会施設条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第34号 第2次東御市総合計画基本構想の策定について
- 第12 議案第38号 市有財産の譲渡について
- 第13 議案第39号 市有財産の譲渡について
- 第14 議案第40号 市有財産の譲渡について
- 第15 議案第45号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて
- 第16 議案第46号 権利の放棄について
- 第17 議案第21号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第25号 東御市保育所条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第26号 東御市児童館条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第27号 東御市高齢者センター条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第31号 東御市障害者支援施設条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第19号 東御市特別会計条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第28号 東御市商工業振興条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第29号 東御市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第30号 東御市公共物管理条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第32号 東御市加沢地区共同園芸施設条例を廃止する条例
- 第27 議案第33号 東御市羽毛田勤労者会館条例を廃止する条例
- 第28 議案第36号 市道路線の認定について
- 第29 議案第37号 財産の処分について
- 第30 議案第 2号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計予算

- 第 3 1 議案第 3 号 平成 2 6 年度東御市介護保険特別会計予算
- 第 3 2 議案第 4 号 平成 2 6 年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計予算
- 第 3 3 議案第 5 号 平成 2 6 年度東御市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 3 4 議案第 8 号 平成 2 6 年度東御市病院事業会計予算
- 第 3 5 議案第 6 号 平成 2 6 年度東御市水道事業会計予算
- 第 3 6 議案第 7 号 平成 2 6 年度東御市下水道事業会計予算
- 第 3 7 議案第 1 号 平成 2 6 年度東御市一般会計予算
- 第 3 8 推薦第 1 東御市農業委員会委員の推薦について
- 第 3 9 陳情第 9 号 2 0 2 0 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備
及び地域における取り組みへ支援を求める陳情書
- 第 4 0 陳情第 1 1 号 微小粒子物質（PM_{2.5}）に係る総合的な対策の推進を求める陳情書
- 第 4 1 陳情第 1 0 号 食の安全・安心の確立を求める陳情書
- 第 4 2 陳情第 1 2 号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情書
- 第 4 3 陳情第 1 3 号 T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉に関する陳情書
- 第 4 4 議員提出議案第 1 号 2 0 2 0 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた
環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書の提
出について
- 第 4 5 議員提出議案第 2 号 微小粒子物質（PM_{2.5}）に係る総合的な対策の推進を求める
意見書の提出について
- 第 4 6 議員提出議案第 3 号 食の安全・安心の確立を求める意見書の提出について
- 第 4 7 議員提出議案第 4 号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出について
- 第 4 8 議員提出議案第 5 号 T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉に関する意見書の提
出について
- 第 4 9 議員派遣について
- 第 5 0 継続審査、調査の申し出について
- 第 5 1 市長閉会あいさつ

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	櫻井寿彦
10番	平林千秋	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	清水新一
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	依田俊良
20番	青木周次		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
総務部長	齊藤英世	教育長	牛山廣司
産業建設部長	北沢達	健康福祉部長	武舎和博
上下水道局長	橋本俊彦	市民生活部長	山口正彦
教育次長	清水敏道	総務課長	掛川卓男
企画課長	岩下正浩	市民課長	塚田篤
建設課長	関一法	農林課長	寺島尊
病院事務長	加藤英人	子育て支援課長	岩田広子
生涯学習課長	横関政史	代表監査委員	竹内春彦

議会事務局出席者

議会事務局長	白倉仁志	書記	西澤浩
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（青木周次君） 皆さん、こんにちは。ご苦労さまです。

これから本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（青木周次君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 議案第47号 北御牧学校給食センター改築工事変更請負契約の締結について

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第1 議案第47号 北御牧学校給食センター改築工事変更請負契約の締結についてを議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（清水敏道君） ただいま上程となりました議案第47号 北御牧学校給食センター改築工事変更請負契約の締結につきまして、提案説明を申し上げます。

本日配付いたしました議案書第4号の1ページをお開きください。

議案第47号 北御牧学校給食センター改築工事変更請負契約の締結について。

北御牧学校給食センター改築工事につきまして、変更請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

記

1、請負契約の金額、変更前3億3,726万円、変更後3億4,689万6,000円。

2、契約の相手方、長野県東御市鞍掛18番地、株式会社竹花組東御支店支店長、木村啓二でございます。

本件につきましては、平成25年度補助事業として今議会に上程し、3月7日に契約締結の議決、あわせて同日に一般会計補正予算第6号におきまして、平成26年度への繰越明許費を議決いただき、工期を次年度まで延長して実施するものでございます。したがって工事期間が次年度まで延長となることに伴い、この4月1日に5%から8%に税率改定となる消費税の増額分963万6,000円を加え、変更契約をお願いするものでございます。

以上、議案第47号 北御牧学校給食センター改築工事変更請負契約の締結につきまして、提案説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木周次君） これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 議案第48号 田中保育園建設工事変更請負契約の締結について

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第2 議案第48号 田中保育園建設工事変更請負契約の締結についてを議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） ただいま上程となりました議案第48号につきまして、提案説明を申し上げます。

引き続き議案書第4号の3ページをお願いいたします。

議案第48号 田中保育園建設工事変更請負契約の締結について。

田中保育園建設工事につきまして、変更請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

請負契約の金額につきましては、変更前が3億9,007万8,150円、変更後が4億122万3,240円でございます。

契約の相手方につきましては、長野県東御市田中842番地の株式会社宮下組東御支店支店長、加藤正幸でございます。

本件につきましては、平成25年度補助事業として今議会に上程をいたし、3月7日に契約締結の議決、あわせて同日に一般会計補正予算（第6号）におきまして、平成26年度への繰越明許費を議決いただき、工期を次年度まで延長し実施するものでございます。したがって工事期間が次年度まで延長となることに伴い、この4月1日に5%から8%に税率改定となる消費税の増額分1,114万5,090円を加え、変更契約をお願いするものでございます。

以上、議案第48号につきまして提案説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木周次君） これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 議案第41号 教育委員会委員の任命について

（質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第3 議案第41号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第41号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第 4 議案第42号 公平委員会委員の選任について

（質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第4 議案第42号 公平委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第42号は原案のとおり同意することに決定しました。

-
- ◎日程第 5 議案第17号 東御市まちづくり審議会条例の一部を改正する条例
 - ◎日程第 6 議案第18号 東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - ◎日程第 7 議案第20号 東御市税条例の一部を改正する条例
 - ◎日程第 8 議案第22号 東御市就学指導委員会条例の一部を改正する条例
 - ◎日程第 9 議案第23号 東御市社会教育委員条例の一部を改正する条例
 - ◎日程第10 議案第24号 東御市集会施設条例の一部を改正する条例
 - ◎日程第11 議案第34号 第2次東御市総合計画基本構想の策定について
 - ◎日程第12 議案第38号 市有財産の譲渡について
 - ◎日程第13 議案第39号 市有財産の譲渡について
 - ◎日程第14 議案第40号 市有財産の譲渡について
 - ◎日程第15 議案第45号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて
 - ◎日程第16 議案第46号 権利の放棄について

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(青木周次君) 日程第5 議案第17号 東御市まちづくり審議会条例の一部を改正する条例、日程第6 議案第18号 東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第7 議案第20号 東御市税条例の一部を改正する条例、日程第8 議案第22号 東御市就学指導委員会条例の一部を改正する条例、日程第9 議案第23号 東御市社会教育委員条例の一部を改正する条例、日程第10 議案第24号 東御市集会施設条例の一部を改正する条例、日程第11 議案第34号 第2次東御市総合計画基本構想の策定について、日程第12 議案第38号 市有財産の譲渡について、日程第13 議案第39号 市有財産の譲渡について、日程第14 議案第40号 市有財産の譲渡について、日程第15 議案第45号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて、日程第16 議案第46号 権利の放棄について、以上12議案を一括議題とします。本12議案に対する委員長の報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長(櫻井寿彦君) 総務文教委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、3月7日に付託された議案について、11日及び12日に審査した結果、次のとお

り決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第17号 東御市まちづくり審議会条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第18号 東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第20号 東御市税条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第22号 東御市就学指導委員会条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第23号 東御市社会教育委員条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第24号 東御市集会施設条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

市が公共施設として設置し、一定期間、おおむね15年ではありますが、経過をする中で所期の目的を達成したことにより、維持管理を依頼していた使用者に無償譲渡するものでありますが、説明を妥当と認め、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第34号 第2次東御市総合計画基本構想の策定について、原案を可決すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

基本構想については、まちづくり審議会から1月23日に市長へ答申がされました。この総合計画においては、昨年12月議会で各常任委員会から意見書が提出されましたが、その内容はまちづくり審議会からの答申書においてもほぼ同様な意見が付されていたことから、全般的に精査した上で成案化したものである旨の説明がされました。

64施策のうち、64施策の目標値や内容の修正をかけたとのことであり、また実施計画においては毎年見直しを行い、まちづくりが進められていくものもあるため、適正と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

議案第38号 市有財産の譲渡について、原案を可決すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

先の議案第24号 東御市集会施設条例の一部を改正する条例にかかわる市有財産の譲渡であり、管理していた田中区へ譲渡するもので、適正と認め、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第39号 市有財産の譲渡について、原案を可決すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

議案第38号と同様、市有財産の譲渡で、管理をしていた芸術むら区へ譲渡するもので、適正と認め、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第40号 市有財産の譲渡について、原案を可決すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

前号と同様、市有財産の譲渡で、管理していました御牧原北部区へ譲渡するもので、適正と認め、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第45号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて、原案を可決すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

信州上田医療センターへ財政支援をするというもので、市町村別の負担額は上田地域広域連合規約に基づいて算出されています。また、今回は平成26年度から平成30年度まで財政支援をするというものであります。上田地域の医療再生のためにも必要であると判断をし、全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

議案第46号 権利の放棄について、原案を可決すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

昨年9月議会において、限度額を認めたものでありますが、2月27日に長野県知事から三セク債の借入許可通知が届き、20年間での償還が認められたとの説明がございました。また9月以降に寺坂住宅団地2区画、白樺住宅団地1区画の販売ができたことや、金利については当初1.5%で試算していたところ、0.26%で金融機関から借り入れができたことなどから、返済額は3,500万円万から4,000万円ほどの放棄額を抑えることができたとのことであります。それらの努力と経緯を踏まえ、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（青木周次君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

総務文教委員長、着席願います。

これから議案第17号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号討論を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号の討論を行います。

10番、平林千秋君、委員長の報告に賛成ですか、反対ですか。

○10番(平林千秋君) 賛成です。

○議長(青木周次君) 委員長の報告に賛成の発言を許可します。登壇の上、討論をお願いします。

○10番(平林千秋君) 10番、日本共産党の平林でございます。ただいま上程された権利の放棄に関する議案について、賛成するとともに、若干の意見を申し述べます。

本議案は、土地開発公社の巨額債務処理にかかわり、市の代位弁済に当たって11億円余の債権の放棄を決するものであります。土地開発公社の巨額債務処理は長年の懸案でした。関係者のご努力で31億円余まで圧縮し、今回国の第三セクター等改革推進債、いわゆる三セク債を活用し、債務を処理したことは、今、とり得るべき対処であり賛成します。

土地開発公社は、定款で東御市の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として、公共用地の取得とともに住宅団地や工業団地等の造成・販売を行い、旧東部町、旧北御牧村以来、

この地域の産業振興と雇用の確保に貢献した面は見なければならないと思います。

他方、この開発行為は開発した土地を売却・運用し、住民に負担を及ぼさないことを前提としてまいりました。バブル崩壊などの事情はありますが、結果としてであれば、31億円に上る巨額債務を税金で処置せざるを得なくなった事実は直視しなければならないと思います。31億円のうち今回権利放棄した11億円は、もはや戻ってこないお金であります。この債務返済のために毎年1億5,000万円前後を一般会計から負担しなければなりません。本来市民生活に回すべき財源であります。

今回、市が所有することになった土地の売却を促進することで、債務の圧縮はできますが、当面はこうした税金負担が続くこととなります。市民生活の影響は避けられず、将来負担率などがあまり大きくならないからなどと済ますわけにはならない問題があると思います。ことは旧東部町、旧北御牧村時代からの案件ですが、行政には継続性があり、今回最終処理に至った時点で、今回の処置と市民生活への影響などを真摯に市民に報告する責任があります。

以上に立って、次の2点を求めておきたいと思います。

1、昨年の「広報とうみ」で土地開発公社の業務変更と三セク債の活用による債務処理について市民に報告したが、今回の最終処理についても上記のように「広報とうみ」等で市民に報告すること。

2、市が保有することになった土地、旧1号業務地及び旧2号業務地の販売促進態勢をとり、定期的に市議会、市民に報告すること。

以上の点を指摘し、本案に賛成する討論といたします。

○議長（青木周次君） ほかには討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。本件は挙手により採決します。本件に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（青木周次君） 全員賛成であります。

議案第46号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第17 議案第21号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

◎日程第18 議案第25号 東御市保育所条例の一部を改正する条例

◎日程第19 議案第26号 東御市児童館条例の一部を改正する条例

◎日程第20 議案第27号 東御市高齢者センター条例の一部を改正する条例

◎日程第21 議案第31号 東御市障害者支援施設条例の一部を改正する条例

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(青木周次君) 日程第17 議案第21号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第18 議案第25号 東御市保育所条例の一部を改正する条例、日程第19 議案第26号 東御市児童館条例の一部を改正する条例、日程第20 議案第27号 東御市高齢者センター条例の一部を改正する条例、日程第21 議案第31号 東御市障害者支援施設条例の一部を改正する条例、以上5議案を一括議題とします。本5議案に対する委員長の報告を求めます。

社会福祉委員長。

○社会福祉委員長(三縄雅枝さん) それでは、社会福祉委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、3月7日に付託された議案について、11日、12日及び13日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案第21号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第25号 東御市保育所条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第26号 東御市児童館条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第27号 東御市高齢者センター条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第31号 東御市障害者支援施設条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。審査経過、特に申し上げることはございません。

以上、報告を終わります。

○議長(青木周次君) これから委員長に対する質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 質疑なしと認めます。

社会福祉委員長、着席願います。

これから議案第21号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第19号 東御市特別会計条例の一部を改正する条例

◎日程第23 議案第28号 東御市商工業振興条例の一部を改正する条例

◎日程第24 議案第29号 東御市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

◎日程第25 議案第30号 東御市公共物管理条例の一部を改正する条例

◎日程第26 議案第32号 東御市加沢地区共同園芸施設条例を廃止する条例

◎日程第27 議案第33号 東御市羽毛田勤労者会館条例を廃止する条例

◎日程第28 議案第36号 市道路線の認定について

◎日程第29 議案第37号 財産の処分について

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第22 議案第19号 東御市特別会計条例の一部を改正する条例、日程第23 議案第28号 東御市商工業振興条例の一部を改正する条例、日程第24 議案第29号 東御市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、日程第25号 議案第30号 東御市公共物管理条例の一部を改正する条例、日程第26 議案第32号 東御市加沢地区共同園芸施設条例を廃止する条例、日程第27 議案第33号 東御市羽毛田勤労者会館条例を廃止する条例、日程第28 議案第36号 市道路線の認定について、日程第29 議案第37号 財産の処分について、以上8議案を一括議題とします。本8議案に対する委員長の報告を求めます。

産業建設委員長。

○産業建設委員長（若林幹雄君） それでは、産業建設委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会は、3月7日付託された議案について、11日及び12日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第19号 東御市特別会計条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第28号 東御市商工業振興条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第29号 東御市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第30号 東御市公共物管理条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第32号 東御市加沢地区共同園芸施設条例を廃止する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第33号 東御市羽毛田勤労者会館条例を廃止する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第36号 市道路線の認定について、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第37号 財産の処分について、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

以上、報告終わります。

○議長（青木周次君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

産業建設委員長、着席願います。

これから議案第19号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であ

ります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第2号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計予算

◎日程第31 議案第3号 平成26年度東御市介護保険特別会計予算

◎日程第32 議案第4号 平成26年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計予算

◎日程第33 議案第5号 平成26年度東御市後期高齢者医療特別会計予算

◎日程第34 議案第8号 平成26年度東御市病院事業会計予算

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(青木周次君) 日程第30 議案第2号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計予算、日程第31 議案第3号 平成26年度東御市介護保険特別会計予算、日程第32 議案第4号 平成26年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計予算、日程第33 議案第5号 平成26年度東御市後期高齢者医療特別会計予算、日程第34 議案第8号 平成26年度東御市病院事業会計予算、以上5議案を一括議題とします。本5議案に対する委員長の報告を求めます。社会福祉委員長。

○社会福祉委員長(三縄雅枝さん) それでは報告を申し上げます。

本委員会は、3月7日に付託された議案について、11日、12日及び13日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第2号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計予算、原案を可決すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

保険給付費は、過去5年間の実績を平均で見ると毎年約5%の伸び率を示している。給付費の抑

制が最重要と考えるので、更に保健事業に力入れるよう努力をされたい。

議案第3号 平成26年度東御市介護保険特別会計予算、原案を可決すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

高齢化に伴い保険給付費が増加の一途をたどっている。要支援、要介護状態にしないためにも、介護予防事業に更に努力をされたい。

議案第4号 平成26年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計予算、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第5号 平成26年度東御市後期高齢者医療特別会計予算、原案を可決すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

2030年問題を前にして、保険給付費の伸びが予想される中、その抑制が課題である。そのためには早くからの健康づくりが必要であるとする。

議案第8号 平成26年度東御市病院事業会計予算、原案を可決すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

佐久医療センターの開院に伴い、市民病院の役割が重要になっている。昨年7月に病院長が交代し、地域医療に力を入れるとのことであり、病院としての質の向上を図るとともに、市民のための病院となることに期待したい。

助産所は、産科医師の退職により予約のキャンセルがあると聞く。関係機関と連携を図りながら、安心感を与えられる助産所として地域のお産を支えてほしい。

医療機器については日進月歩であるが、2次医療を支えるため計画的な機器の整備を図られたい。

市民病院として10年を迎えた節目にあっても、いまだ病院経営は厳しいものがある。職員一丸となって経営健全化に努力をされたい。

以上、報告を終わります。

○議長（青木周次君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

社会福祉委員長、着席願います。

これから議案第2号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第35 議案第6号 平成26年度東御市水道事業会計予算

◎日程第36 議案第7号 平成26年度東御市下水道事業会計予算

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(青木周次君) 日程第35 議案第6号 平成26年度東御市水道事業会計予算、日程第36 議案第7号 平成26年度東御市下水道事業会計予算、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する委員長の報告を求めます。

産業建設委員長。

○産業建設委員長(若林幹雄君) それでは、産業建設委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会は、3月7日に付託された議案について、11日及び12日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第6号 平成26年度東御市水道事業会計予算、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第7号 平成26年度東御市下水道事業会計予算、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

以上、報告終わります。

○議長(青木周次君) これから委員長に対する質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 質疑なしと認めます。

産業建設委員長、着席願います。

これから議案第6号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第37 議案第 1号 平成26年度東御市一般会計予算

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(青木周次君) 日程第37 議案第1号 平成26年度東御市一般会計予算を議題とします。本案に対する委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○予算特別委員長(依田政雄君) 予算特別委員長の依田政雄です。予算特別委員会の審査報告を行います。

本委員会は、3月7日に付託された議案について、各常任委員会の予備審査結果に基づき、17日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案第1号 平成26年度東御市一般会計予算、全会一致で原案を可決すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

市長施政方針における市重点施策が、平成26年度の一般会計予算にどのように反映されているかなど、各常任委員会の予備審査に基づき審査をいたしました。

討論では、市民生活は依然厳しく、社会保障サービスが低下しないよう国の動向を見ながら政策を行うこととの要望・意見が出ました。

また、今後予算に関する説明資料については、より詳細な資料の作成が必要であるとの意見が出されました。

なお予算の執行に当たっては、次のとおり附帯意見をつけることに決定をいたしました。

1つ、かつてない大型予算が計上される中で、市税の歳入に占める割合は25.9%と依然低い水準にある。予算編成における市民負担軽減などの工夫は見られるものの、健全財政の堅持を基本とした財政運営を図りたい。

2点目、少子高齢化が進み、医療、介護費が年々大幅に増加する傾向があり、市民の負担増が見込まれる。そのような中で、個々の健康づくりが必要不可欠である。平成26年度新規事業として、市民の健康づくりを計画している。これらの事業の実施に当たっては、市民への周知徹底が最重要であるとする。庁内各課の連携を図りながら、あらゆる機会を活用し市民に呼びかけ、楽しみな

がら多くの参加が得られるよう、創意工夫をされたい。

3点目でございます。市における荒廃農地は450ヘクタールにも及び、その対策は喫緊の課題である。より効果的な対策を進めるとともに、荒廃農地復旧事業補助金については対象を永年作物に限るという制限を外し、多種多様な作物の栽培が可能となるよう検討されたい。

以上、報告を終わります。

○議長（青木周次君） 委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

予算特別委員長、着席願います。

これから討論を行います。

5番、蓮見喜昭君、委員長の報告に賛成ですか、反対ですか。

○5番（蓮見喜昭君） 賛成です。

○議長（青木周次君） 10番、平林千秋さん、委員長の報告に賛成ですか、反対ですか。

○10番（平林千秋君） 賛成です。

○議長（青木周次君） 委員長の報告に賛成者の発言を許します。登壇の上、討論を願います。

5番、蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） 議案第1号 平成26年度東御市一般会計予算について、賛成の立場で討議いたします。

平成26年度一般会計予算は、前年度2.8増の歳入148億9,500万円という大型の予算提示でありました。まだまだ景気回復の実感があまりない中、合併後10年が経過し、合併特例も終了、更には来年度も舞台が丘整備事業、海野バイパス等の大型継続事業がある中、そして4月からの消費税アップを控えて、まだまだ楽観できない経済状況が続くことが予想されます。

一方で、国の政策により家計所得、投資が増加し、景気、経済状況の回復が続くことが期待される中で、歳入に関しても個人・法人市民税は前年度に比べて7,500万円の増収を見込み、今後の市の財政状況の好転に寄与することを期待するものです。

市長の施政方針でもありましたように、幾つかの26年度市の重点施策に向けても実現に向けてより一層の努力を、そしてできる限りの効率的な自治体経営、財政運営を今後も心がけていただくことを要望いたしまして、私の賛成の討論といたします。

○議長（青木周次君） 10番、平林千秋君。

○10番（平林千秋君） 10番、日本共産党の平林であります。ただいま議題となりました平成26年度一般会計予算に関する討論を行います。

本予算案は、新たな10カ年の第2期総合計画の初年度予算であり、また保育料の軽減と多段階化をはじめ、市民要求を反映した内容もあり、総合的な判断から賛成いたします。

その際、予算の執行具体化に当たって、留意していただきたいことを3点指摘したいと思います。

その第1は、市民の暮らしと地域経済の実態を見据えて、市としてできることを積極的に展開してほしいということです。アベノミクス効果などと言われていますが、市長も所信表明で認められたように、まだ地方への波及を実感できない状況であります。そればかりか国民の給与所得は11カ月連続で下落しています。先日この本会議で市民生活部長が紹介したように、東御市の世帯の46%を占める国保世帯のうち、8割が年間所得150万円以下という厳しい現実があります。地域経済という点から見ても、東御市の住宅着工件数、データであるのは建築確認数であります。一般住宅では平成19年度は159件あったものが、年々低下し、24年度は100を割り92件にとどまっています。担当者によると25年度は更に低下するというのです。その上に4月から消費税増税、年金の引き下げが行われます。市民生活と地域経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

こういう中で、市としてできることは何か。この3年間に4,600万円の補助金で8倍以上、3億7,000万円を超える需要を喚起し、地域経済活性化に効果を上げてきた住宅リフォーム助成制度が新年度から打ち切りになったのは逆行だと思います。現在の東御市の地域経済の状況を見れば、たとえこの助成制度を廃止するならば、新年度からそれにかわるべき施策の提起が必要だったのではないのでしょうか。この先、景気の腰折れが懸念されます。地域経済の実態を注視し、年度途中であってもリフォーム助成制度の活用をはじめ、地域経済活性化に役立つ施策を検討していただきたい。

あと2点ですが、短く述べます。

第2は、この先、介護保険制度、子ども子育て支援制度、医療制度などの社会保障制度の大改悪が予定され、平成26年度には東御市において自治体が負担すべき内容の制度設計が行われます。代表質問、総括質問でも取り上げましたが、介護にしても子育て支援にしても、制度設計に当たっては、現行の行政水準、市民サービス水準を低下させないように特段の配慮をしていただきたいということであります。国に対して財源保証を強く求めるとともに、できるだけなどと逃げ道のようなことがないよう、特に強調しておきたいと思えます。

第3は、舞台が丘整備計画の市道県・東深井線延伸計画、いわゆる15億円道路計画の実施に当たっては、きちんと情報を開示していただきたいということであります。先日中央公民館がリニューアルオープンし、今後はいろいろな経過があったこの道路計画が着工段階に入ります。29年度予算案では、県立東御清翔高校にかかわる部分は用地費と高校建替えに充当する補償費合せて8億450万円、それに次年度以降の債務負担行為は3億9,050万円で、合計11億9,500万円が計上されています。当初言われていた補償費だけで9億5,000万円、これに用地を含めるとかなり増大しているものと見られます。質疑の中で事業計画の内訳の説明を求めましたが、十分な説明がありませんでした。この道路計画の事業費は51億円の舞台が丘計画の3割を占め、東御市の年間予算の10分の1にもなる大きな規模の事業であります。今後事態の進行の中では、仮設校舎の問題もあります。事業の執行に当たっては、市民に十分な情報を開示するよう求めたい

と思います。

以上、何点か指摘し、本件の賛成討論といたします。

○議長（青木周次君） ほかには討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。本案は起立により採決します。本件に対する委員長の報告は、可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（青木周次君） 起立全員であります。
議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第38 推薦第 1 東御市農業委員会委員の推薦について

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第38 推薦第1 東御市農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。本件については、議長の指名により推選したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

東御市農業委員会委員の推薦については、議長の指名により推選することに決定しました。

ただいまから指名いたします。東御市農業委員会委員に、東御市和345番地3、戸田幸江さん、東御市八重原320番地、白倉令子さんを指名します。

お諮りします。ただいま指名した2名を東御市農業委員会に推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

戸田幸江さん、白倉令子さんを東御市農業委員会委員に推薦することに決定しました。

◎日程第39 陳情第 9号 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 に向けた環境整備及び地域における取り組みへ支援を 求める陳情書

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第39 陳情第9号 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへ支援を求める陳情書を議題とします。本件

に対する審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（櫻井寿彦君） 総務文教委員会の陳情の審査報告を申し上げます。

本委員会は、3月7日に付託された陳情について、12日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

陳情第9号 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める陳情書、採択すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

以上、報告終わります。

○議長（青木周次君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

総務文教委員長、着席願います。

これから陳情第9号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから陳情第9号を採決します。本陳情に対する委員長の報告は採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

陳情第9号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第40 陳情第11号 微小粒子物質（PM_{2.5}）に係る総合的な対策の推進 を求める陳情書

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第40 陳情第11号 微小粒子物質（PM_{2.5}）に係る総合的な対策の推進を求める陳情書を議題とします。本件に対する審査報告を求めます。

社会福祉委員長。

○社会福祉委員長（三縄雅枝さん） 陳情審査報告を申し上げます。

本委員会は、3月7日に付託された陳情について、11日、12日及び13日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

陳情第11号 微小粒子物質（PM_{2.5}）に係る総合的な対策の推進を求める陳情書、採択すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

以上、報告を終わります。

○議長（青木周次君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

社会福祉委員長、着席願います。

これから陳情第11号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから陳情第11号を採決します。本陳情に対する委員長の報告は採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

陳情第11号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第41 陳情第10号 食の安全・安心の確立を求める陳情書

◎日程第42 陳情第12号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情書

◎日程第43 陳情第13号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉に関する陳情書

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第41 陳情第10号 食の安全・安心の確立を求める陳情書、日程第42 陳情第12号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情書、日程第43 陳情第13号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉に関する陳情書、以上3件を一括議題とします。本3件に対する審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○産業建設委員長（若林幹雄君） それでは、請願・陳情の審査報告を申し上げます。

本委員会は、3月7日に付託された陳情について、11日及び12日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

陳情第10号 食の安全・安心の確立を求める陳情書、採択すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

陳情第12号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情書、採択すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

陳情第13号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉に関する陳情書、採択すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

○議長（青木周次君） これから委員長に質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

産業建設委員長、着席願います。

これから陳情第10号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから陳情第10号を採決します。本陳情に対する委員長の報告は採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

陳情第10号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第12号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから陳情第12号を採決します。本陳情に対する委員長の報告は採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

陳情第12号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第13号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから陳情第13号を採決します。本陳情に対する委員長の報告は採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

陳情第13号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第44 議員提出議案第 1号 2020年東京オリンピック・パラリンピック
競技大会に向けた環境整備及び地域における
取り組みへの支援を求める意見書の提出につ
いて

(上程、説明、質疑、討論、採決)

○議長(青木周次君) 日程第44 議員提出議案第1号 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書の提出についてを議題とします。本案を書記に朗読させます。

○書記 議員提出議案第1号 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、国土交通大臣あて別記のとおり提出するものとする。

平成26年3月20日。

東御市議会議長、青木周次様。

提出者、東御市議会議員、櫻井寿彦。

賛成者、井出進一、山崎康一、長越修一、町田千秋、依田政雄。

別記

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、さらなるスポーツの振興や国際相互理解の促進のみならず、日本全体が活力を取り戻し、地域経済や地域社会の活性化につながる好機としても期待されています。国民の理解と協力のもと、大会成功に向けて環境整備を進め、地域での取り組みに対して支援する必要があることから、政府に対し以下の事項について強く要望します。

記

1、各国代表選手の事前合宿の誘致、観光プログラムの実施などを通じて日本全国に東京大会開催の効果が波及するよう努めること。

2、共生社会の観点から、オリンピック・パラリンピック両大会を連携に配慮しつつ、パラリンピック選手の国際競争力向上を図るための専用トレーニングセンターを新設するとともに、スポーツを科学的に研究、支援する施設の地方拠点を設けること。

3、少子高齢化にある我が国が、大会開催を契機にスポーツの持つ多様な効果を活用し、子どもから高齢者まで健康で生きがいの持てる社会を構築できるよう、特に自治体が進めるスポーツを活

用したまちづくりや地域づくりに対し支援を行うこと。

4、海外からの玄関となる国際空港の機能拡充やアクセス強化に向けた交通インフラの整備、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー環境の促進など、大会終了後も想定した我が国にとって真に必要な社会基盤整備を計画的に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

○議長（青木周次君） 本案に対する提案者の趣旨説明を願います。

9番、櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 議員提出議案第1号につきましては、ただいま書記が朗読したとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木周次君） これから提案者に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

櫻井寿彦君、着席願います。

これから議員提出議案第1号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第1号を採決します。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議員提出議案第1号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第45 議員提出議案第2号 微小粒子物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書の提出について

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第45 議員提出議案第2号 微小粒子物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書の提出についてを議題とします。本案を書記に朗読させます。

○書記 議員提出議案第2号 微小粒子物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、環境大臣、厚生労働大臣あて別記のとおり提出するものとする。

平成26年3月20日。

東御市議会議長、青木周次様。

提出者、東御市議会議員、三縄雅枝。

賛成者、阿部貴代枝、窪田俊介、佐藤千枝、清水新一、堀高明。

別記

微小粒子物質（PM_{2.5}）に係る総合的な対策の推進を求める意見書。

我が国では、大気汚染防止法や自動車NO_x・PM法による規制等により大気環境の保全に努めてきており、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）などの濃度は大きく改善してきています。

一方で、微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、疫学的知見が少なく、曝露濃度と健康影響との間の一貫した関係が見出されていないことから、大きな問題となっています。

また、平成25年1月以降中国において深刻なPM_{2.5}による大気汚染が発生し、我が国でもその越境汚染による一時的な濃度の上昇が観測されたことにより、国民の関心が高まっており、PM_{2.5}による大気汚染に関して包括的に対応することが求められていることから、政府に対し以下の項目について強く要望します。

記

1、PM_{2.5}の発生源の実態や構成成分の解明をした上で、法律に基づく国民にわかりやすい注意発令の仕組みを整備するとともに、環境基準を維持できるよう国内外の発生抑制対策を推進すること。

2、国と地方自治体との連携を強化し、情報共有を図りながら、モニタリング体制の整備を推進すること。

3、PM_{2.5}による肺機能や呼吸器系症状等への健康影響に関する調査研究を進めるとともに、研究結果に基づく指針等の見直しについては、速やかに実施できる体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（青木周次君） 本案に対する提案者の趣旨説明を願います。

14番、三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 議員提出議案第2号につきましては、ただいま書記が朗読したとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（青木周次君） これから提案者に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

三縄雅枝さん、着席願います。

これから議員提出議案第2号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第2号を採決します。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで15分間休憩いたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時07分

○議長(青木周次君) 休憩前に引き続いて、会議を開きます。

◎日程第46 議員提出議案第3号 食の安全・安心の確立を求める意見書の提出について

◎日程第47 議員提出議案第4号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出について

◎日程第48 議員提出議案第5号 TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)交渉に関する意見書の提出について

(上程、説明、質疑、討論、採決)

○議長(青木周次君) 日程第46 議員提出議案第3号 食の安全・安心の確立を求める意見書の提出について、日程第47 議員提出議案第4号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出について、日程第48 議員提出議案第5号 TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)交渉に関する意見書の提出について、以上3議案を一括議題とします。本3議案を書記に朗読させます。

○書記 議員提出議案第3号 食の安全・安心の確立を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)あて、別記のとおり提出するものとする。

平成26年3月20日。

東御市議会議長、青木周次様。

提出者、東御市議会議員、若林幹雄。

賛成者、蓮見喜昭、横山好範、平林千秋、柳澤旨賢、依田俊良。

別記

食の安全・安心の確立を求める意見書。

昨年、大手ホテルや百貨店、老舗旅館等でメニューの虚偽表示など、食品の不当表示事案が相次いだことから、政府は昨年12月9日に食品表示等問題関係府省庁等会議において、食品表示の適

正化のための緊急に講ずべき必要な対策を取りまとめました。

具体的には、農林水産省の食品表示Gメン等を活用した個別事案に対する厳正な措置や景品表示法のガイドラインの作成を通じた食品表示ルールの遵守徹底など当面の対策が盛り込まれ、現在、実施に移されています。また、このほか事業者の表示管理体制や国や都道府県による監視指導体制の強化などを柱とする抜本的な対策が明記され、これらの対策を法制化する景品表示法等改正案が近く国会に提出される運びとなっています。

こうした対策が進む一方、昨年末に発生した国内製造の冷凍食品への農薬混入事件や毎年発生する飲食店や旅館、学校施設などにおける集団食中毒事件を受け、消費者からは関係事業者等における食品製造や調理過程における安全管理や衛生管理体制の一層の強化を求める声が少なくありません。

よって、国においては、こうした現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じ、食品に係る安全性の一層の確保に努めるよう強く要望します。

記

- 1、食品表示等の適正化を図る景品表示法等改正案の早期成立・施行を期すること。
- 2、本改正案等に基づく対策の推進にあたり、政府及び地方公共団体において、消費者庁を中心とした十分な体制を確立するとともに、そのための必要な予算措置を講ずること。
- 3、一層の食の安全と安心を図るため、係る法令の改正も視野に総合的かつ具体的な検討を行うとともに、関係事業者等の果たすべき責任を明確に定めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第4号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）あて、別記のとおり提出するものとする。

平成26年3月20日。

東御市議会議長、青木周次様。

提出者、東御市議会議員、若林幹雄。

賛成者、蓮見喜昭、横山好範、平林千秋、柳澤旨賢、依田俊良。

別記

労働者保護ルール改悪反対を求める意見書。

我が国は、働く者のうち約9割が雇用関係のもとで働く「雇用社会」です。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。

それにもかかわらず、今、政府内に設置された一部の会議体では、「成長戦略」の名のもとに「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見

直しなどといった労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされています。

働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることではなく、むしろ政府が掲げる「経済の好循環」とは全く逆の動きであるといえます。

また、政府内の一部会議体の議論は、労働者保護ルールそのものにとどまらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されています。雇用・労働政策は、ILOの三者構成原則に基づき、労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は国際標準から逸脱したものと言わざるを得ません。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対して下記の事項を強く要望します。

記

1、不当な解雇として裁判で勝訴しても、企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入などは、行うべきではないこと。

2、低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者より安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。

3、雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義にのっとり、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第5号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）あて、別記のとおり提出するものとする。

平成26年3月20日。

東御市議会議長、青木周次様。

提出者、東御市議会議員、若林幹雄。

賛成者、蓮見喜昭、横山好範、平林千秋、柳澤旨賢、依田俊良。

別記

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉に関する意見書。

TPP交渉は、昨年末までの妥結を目指して進められてきたが、12月にシンガポールで開催されたTPP閣僚会合では、市場アクセス、知的財産、環境、国有企業など難航分野で各国の隔たりが埋まらず、年内妥結を断念し、引き続き協議を続けていくこととなった。

安倍総理はじめ政府の主要閣僚及び与党幹部は、国会及び自民党による決議を守るとの交渉姿勢を堅持しており、両決議は実質的な政府方針となっている。今後とも国益をかけた極めて厳しい交渉が続くと予想されるが、政府はいかなる状況においても現状の姿勢を断固として貫かなければな

らない。

他方、交渉が大詰めを迎えた今もなお、交渉内容についての十分な情報は開示されないままである。TPPは農林水産業のみならず食の安全、医療、保険、ISDなど国民生活に直結する問題であることから、国民に対する情報開示は必要不可欠である。交渉を主導してきた米国でさえも自らの議会から情報開示を求められており、我が国でも早急に十分な情報を開示するべきである。

以上を踏まえ、政府に対しTPP交渉において下記の事項を必ず実行するよう強く要請する。

記

1、TPP交渉において、衆参農林水産委員会決議や自民党決議を必ず実現すること。

2、TPP交渉に関する国民への情報開示を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定より意見書を提出する。

○議長（青木周次君） 本3議案に対する提案者の趣旨説明を願います。

7番、若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） それでは議員提出議案第3号、4号及び5号につきましては、ただいま書記が朗読したとおりでございます。

よろしくご審議を上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木周次君） これから提案者に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

若林幹雄君、着席願います。

これから議員提出議案第3号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第3号を採決します。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第4号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第4号を採決します。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第5号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第5号を採決します。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第49 議員派遣について

○議長(青木周次君) 日程第49 議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付しました議員派遣日程表のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。

お諮りします。別紙議員派遣日程表のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣日程表のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎日程第50 継続審査、調査の申し出について

○議長(青木周次君) 日程第50 継続審査、調査の申し出についてを議題とします。

総務文教委員長、社会福祉委員長及び産業建設委員長から、調査が終了するまで所管事項についての行政視察調査を閉会中に実施したい旨の申し出が提出されました。また産業建設委員長から、調査が終了するまで所管事項についての市有林調査を閉会中に実施したい旨の申し出が提出され、議長においてそれを受理しました。

お諮りします。総務文教委員長、社会福祉委員長及び産業建設委員長の申し出のとおり、閉会中に行政視察調査を行うこと、また、産業建設委員長の申し出のとおり市有林調査を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

総務文教委員長、社会福祉委員長及び産業建設委員長の申し出のとおり、閉会内の継続審査に付することに決定しました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

◎日程第51 市長閉会あいさつ

○議長（青木周次君） ここで市長からあいさつがあります。

市長。

○市長（花岡利夫君） 平成26年第1回定例会閉会に当たってごあいさつ申し上げます。

平成26年第1回定例会の閉会に当たり、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

初めに、多くの尊い生命が失われ、広範な地域に副次的な甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から3年の歳月が流れました。亡くなられた方々の無念さ、最愛のご家族を失われたご遺族の深い悲しみを思うにつけ、悲痛の念にたえません。心から哀悼の誠をささげますとともに、今もなお行方のわからない方々のご家族をはじめ、被災されたすべての皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、このたびの記録的な大雪を体験し、災害に対する備えと有事に際しての対応の重要性を改めて肝に銘じたところでございます。

今回の大雪に関しまして、市では2月17日に雪害対策本部を設置し、情報の収集に努めながら様々な対応に当たってまいりました。会期中に補正予算をお願いし、いち早く各区に除雪対策交付金を交付するとともに、大きな損害が生じた農業用ハウス等につきましては、経済団体からの要請に基づき、市職員が1カ月間にわたり当番制で現場の復旧作業に従事してまいりました。会期中には議会からも要望書をお受けしました。

今後につきましては、国、県の動向を注視しながらも市といたしまして意を尽くした支援、助成策を講じてまいります。市民の皆様並びに議員各位の特段のご理解とご協力を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

さて、本定例会は、2月17日に開会をし、本日までの32日間、大変に長きにわたる会期で行われました。平成26年度の一般会計ほか特別会計、事業会計の予算をはじめとして、平成25年度一般会計補正予算など、各会計の補正予算と条例の制定と一部改正、加えて人事案件など、42件を初日に、そして3月3日に第2号議案3件を、更に3月7日に第3号議案1件を、加えて本日最終日に第4号議案2件を提案いたしましたところでございます。

提案いたしました議案につきましては、常任委員会、特別委員会、本会議等を通じて慎重にご審議をいただき、それぞれ可決、承認、決定を賜りました。ご決定に際しては一部に附帯意見等のご示唆を賜りました。改めて厚く御礼申し上げますとともに、ご指摘いただいたそれぞれの事項については、今後の事務執行において迅速にして、かつ適切な対応をしてまいります。

今議会初日には、慣例により新年度に私が取り組む市政運営の基本方針と重点施策の一端を施政方針として示させていただきました。3日、4日、5日の3日間、7つの会派代表から27項目、6名の議員個人から16項目の一般質問をお受けいたしました。市民ニーズが複雑多岐にわたる中、今回は代表質問もあり、特に市政運営全般をはじめ高地トレーニング構想、災害対策、遊休農地対策等に対するご質問、忌たんのないご意見やご提言をちょうだいいたしました。再質問並びに一問

一答に対する答弁を通じて、現在の、そして将来を見越した私の市政にかける思いのたけを述べさせていただきました。ご指摘をいただきました事項につきましては、今後の事務執行においてできることから速やかに適正化を図ってまいります。

明日は暑さ寒さを隔てると言われるお彼岸の中日になります。本定例会が開会をしたころと比べますと日増しに春の色合いが濃くなってまいりました。昨日、一昨日には市内各小・中学校の卒業式を、本日午前中には市内保育園の卒園式と閉園式を終えたところであります。

この時期は別れと出会いが交錯し、終着駅と始発駅が同居して悲喜こもごも、様々な場面で人生の節目を迎える季節でもあります。

役所の中にも、3月末日をもって職場を去る職員がこの議場の中も含めて全部で11名おります。それらの皆さんには、在職、在籍いただいた時間、期間の長短はあれど、合併の大仕事を経て、それぞれ地域の振興と住民福祉の向上に尽くしてこられた功績は、誠に大きなものがございます。長年の功績と精励に対して、職場の長として謹んで敬意と感謝を表すところであります。

それに伴って、人心を刷新する意味合いも含めて、本日人事異動を内示し、「持続可能な美しい東御市」の実現に向けた組織と人員体制を整えてまいります。

桜の便りは1月、2月の寒波の影響があったものの、当面の暖かさの見込みから例年並みに戻たと伝えられております。

月がかわると気持ちも新たに新年度を迎えます。平成26年度は市発足10周年の区切りを迎え、次なる10年に向けた始動をする年になります。昨年10月以降の1年間、会期中に開催された「とうみの雛まつり」をはじめとして、市発足10年を冠した企画や催しの数々が官民を問わずに繰り広げられておりますが、4月20日には内外から多くのご来賓をお招きして10周年記念式典並びに記念講演会を予定しております。また、26年度は今まで積極的に取り組んできた複数の大規模プロジェクトが一旦帰結する年、更には「湯の丸から日の丸を目指す」大きな夢に挑む年でもあることから、大事な節目の年としてとらえております。

今議会において提案いただきました多くのご意見、ご要望を真摯に受けとめさせていただき、新たに「人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ」を掲げ、できるを信じて、確固たる決意と覚悟を持って市政運営にまい進してまいる所存でございます。

季節の変わり目でもあります。また3月に入ってから保育園や小学校を中心に依然としてインフルエンザがまん延しています。議案各位におかれましては、健康には十分留意され、なお一層のご活躍をされますことをご祈念申し上げ、本定例会閉会のあいさつとさせていただきます。

長期間にわたり本当にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（青木周次君） これをもちまして、平成26年東御市議会第1回定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

(午後 3時24分)